



(号外
発行
(原稿作成
内閣府
国立印刷局)

〔その他告示〕

○ 保険業法施行規則別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (保険会社単体) 等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件の一部を改正する件 (同七九))

○ 保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件の一部を改正する件 (同八〇))

○ 裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
令和六年度共済組合の決算 (法務省・刑務) 関係

〔公 告〕

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

二三

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

二三

二四

二五

二六

○内閣府令第七十一号

保険業法(平成七年法律第百五号)第百十条第三項(同法第百九十九条及び第二百七十二条の十六第三項において準用する場合を含む)、第百十一条第一項(同法第百九十九条において準用する場合を含む)及び第二項(同法第一百五十五条第一項(同法第一百九十九条において準用する場合を含む)、第百十六条第三項(同法第一百九十九条において準用する場合を含む)、第百二十九条第一項(同法第一百九十九条において準用する場合を含む)、第百二十七条第一項第八号、第百三十条第一号及び第二号(これらは規定を同法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む)、第二百二条第一号及び第二号、第二百九条第九号、第二百二十八条第一号及び第二号、第二百三十四条第八号、第二百七十二条の二十四第二項、第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十八の二第一号及び第二号並びに第二百七十二条の三十二第二項第八号の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(資産の評価)

第二十四条の三

〔略〕

〔2～5 略〕

6

6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すこと

6 「同上」

(資産の評価)

第二十四条の三

〔同上〕

〔2～5 同上〕

6 「同上」

一 「同上」

二 市場価格のある資産(実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもつて保有する債券(満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。)をいう。)を除く。)

三 「同上」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令

で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 「略」

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)

第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第一号及び第五十九条の二第一項第五五号本(3)において同じ。)に係る権利

「ハ」チ 略

三 「略」

府

令

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)
第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

〔イ〕

〔略〕

口 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（15）から（19）までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

〔1〕～〔9〕 略〕

〔10〕 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第七十七条第九号において同じ。）及び次条第一項第二号口（7）に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔1〕～〔9〕 略〕

〔ハ〕 〔ホ〕 略〕

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制（法第百一条第二項に規定する説明書類を作成している保険会社にあつては、次条第一項第四号に掲げる事項として記載していない場合に限る。）

〔口〕～〔ホ〕 略〕

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

〔イ〕～〔ハ〕 略〕

二 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。）及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔ホ〕～〔リ〕 略〕

六 〔略〕

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)
第五十九条の二 「同上」

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

口 〔同上〕

〔1〕～〔9〕 同上〕

〔10〕 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項において同じ。）及び次条第一項第二号口（7）に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔1〕～〔9〕 同上〕

〔ハ〕 〔ホ〕 同上〕

四 〔同上〕

イ リスク管理の体制

〔口〕～〔ホ〕 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〕～〔ハ〕 同上〕

二 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。）及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔ホ〕～〔リ〕 同上〕

六 〔同上〕

第五十九条の三 「同上」

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

二 損害保険会社 外国通貨をもつて保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもつて表示する第七十条第一項第一号に掲げる普通責任準備金及び同項第三号に掲げる払戻積立金の合計額

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 〔略〕

〔2～5 略〕

6 第一項第二号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 保険リスク (実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第五項第一号、第一百五十条第六項第一号及び第一号の二、第一百五十一条第五項第一号並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。)に備える危険準備金 (次号に掲げるものを除く。)

一の二 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスク (責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第五項第二号、第一百五十条第六項第二号及び第一百五十一条第五項第二号において同じ。)

三 最低保証リスク (特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常に備える危険準備金)

7 第一項第二号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準

によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合又は財務の健全性が十分に確保されており、かつ、保険契約者の利益に資すると認められる場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 〔略〕

〔2～4 略〕

5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスクに備える危険準備金

6 〔略〕

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔一～八 略〕

十 九 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 〔同上〕

〔2～5 同上〕

6 一の二 第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第一号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 第八十七条第一号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第一号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 第八十七条第一号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第一号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 第八十七条第一号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第一号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 第八十七条第一号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

7 第一項第二号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準

によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 〔同上〕

〔2～4 同上〕

5 〔同上〕

一 第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第一号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

6 〔同上〕

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔一～八 同上〕

九 〔号を加える。〕

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 法第二百二十二条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあっては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあっては、次に掲げる事項とする。

一 将來の収支を保険數理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二 「略」
(保険計理人の確認業務)

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、法第二百二十二条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる事項により確認しなければならない。

〔一～三 略〕
〔号を削る。〕

四 「略」
(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～二十二 略〕
〔号を削る。〕

〔二十三～二十六 略〕

五 「略」
(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～七 略〕

八 第二項第二十五号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

〔一～六 略〕
〔二～七 同上〕

九 第二項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第二百三十一条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 「同上」

一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるものがあるかどうか。

イ 将來の収支を保険數理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二 「同上」
(保険計理人の確認業務)

第八十条 「同上」

三 「同上」
(保険計理人の確認業務)

四 保険金等の支払能力の充実の状況について、法第二百三十条並びに第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

五 「同上」
(届出事項等)

第八十五条 「同上」

六 「一～三 同上」
(届出事項等)

七 「二十三～二十八 同上」
(届出事項等)

八 第二項第二十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行つたことをいう。

〔一～六 同上〕
〔二～七 同上〕

九 第二項第二十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知つた日から三十日以内に行わなければならない。

(健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第二百三十一条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剩余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剩余の金額

〔条を削る。〕

額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額(貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む)、
貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百十一条の五十九において同じ。)の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により
貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した
金額を控除した額をいう。)

二 法第百十五条第一項の価格変動準備金の額

三 第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則(昭和四十
一年大蔵省令第三十五号)第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険准
備金を含む。次条第一項第四号及び第一百十条の十一の三第一項第四号において同じ。)の額

四 一般貸倒引当金の額

五 保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表に計上した次に掲げる額であつ
て税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

六 その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

七 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2 前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の
適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

(健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等)

第八十六条の二 法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定め
るものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用
いる保険会社及びその子会社等(法第百十条第二項に規定する子会社等をいう。第六号及び第
七号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。)に係る額に限る。同項において同じ。)は、
次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計(連結貸借対照表に計上されている資産及び負債
の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、
当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前
の当期純利益又は当期純剩余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理を
いう。第六号において同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。同項において同じ。)
の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。
一 資本金又は基金等の額(連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支
出する金額(保険会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含
む)、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額(連結財務諸表規則第四十三条の二第一項
のその他の包括利益累計額をいう。第二百十条の十一の三第一項第一号において同じ。)の科
目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金
額に相当する額、のれん(のれんに類する額を含む)及び繰延資産として連結貸借対照表の
資産の部に計上した金額を控除した額をいう。)

二 法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五 一般貸倒引当金の額

六 保険会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のそ

の他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

七 保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価

額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

八 未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第二百十条の十一の三第一項第八号において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用

費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。同号において同じ。）の額の合計額

九 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

3 第一項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に相当するもの（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号

第八十七条 法第百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第一号から第三号まで、第百六十二条第一号及び第一号の二、第二百十条の十一の四第一号から第三号まで並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。）に對応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 予定期率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定期率を確保できなくなる危険をいう。次条第四号、第百六十二条第二号及び第二百十条の十一の四第四号において同じ。）に對応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。次条第五号及び第二百十条の十一の四第五号において同じ。）に對応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十条の十一の四第六号及び第二百十一条の六十第一号において同じ。）に對応する額として次号から今までに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。次条第六号イ、第二百十条の十一の四第六号イ及び第二百十一条の六十第一号イにおいて同じ。）に對応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 保険会社及びその子会社等が有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であつて、責任準備金との間で利回りの変動に対する価値の変動の程度をおおむね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三 保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四 その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五 その他の前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

（単体の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十八条
削除

口 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号口、第三百十条の十一の四第六号口及び第二百十一条の六十第二号口において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等（法第二百十条第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第二百六十二条第三号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物、外為、為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。次条第六号ハ、第二百六十二条第三号ニ及び第二百十条の十一の四第六号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第十二条第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ニ、第二百六十二条第三号ホ及び第二百十条の十一の四第六号ニにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。次条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十条の六十第三号において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（連結の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十八条 法第二百三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）

二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 予定期率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

(業務報告書等)

第一百四十三条 法第一百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書

(以下この条において「中間業務報告書」という。)は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号(特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十一号の二)により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第一百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書(以下この節において「業務報告書」という。)は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号(特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十二号の二)により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3 [略]

第一百五十条 [略]

[2~5 略]

6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 保険リスクに備える危険準備金(次号に掲げるものを除く。)

一の二 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスクに備える危険準備金

三 最低保証リスク(特別勘定を設けた日本における保険契約であつて、保険金等の額を最低

保証するものについて、当該保険金等を支払うことにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財

産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。)に備える危険準備金

7 [略]

第一百五十二条 [略]

[2~4 略]

5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスクに備える危険準備金

6 [略]

(業務報告書等)

第一百四十三条 法第一百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する中間業務報告書

(以下この条において「中間業務報告書」という。)は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号(特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十一号の二)により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第一百九十九条において準用する法第百十条第一項に規定する業務報告書(以下この節において「業務報告書」という。)は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号(特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十二号の二)により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3 [同上]

第一百五十条 [同上]

[2~5 同上]

6 [同上]

一 第百六十二条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

一の二 第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 第百六十二条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

7 [同上]

第一百五十二条 [同上]

[2~4 同上]

5 [同上]

第一百五十二条 [同上]

一 第百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

6 [同上]

ハ デリバティ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額ホ イから二までのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところによ り計算した額

七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

(業務報告書等)

(日本における保険計理人の関与事項)

第一百五十六条 法第百九十九条において準用する法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

九 〔一・八 略〕

日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）の算出

十 〔略〕

(日本における保険計理人の確認事項)

第一百五十七条の二 法第二十条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあつては、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

第二 〔略〕
(日本における保険計理人の確認業務)

第一百五十八条 外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、法第二十条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

〔号を削る。〕

四 〔略〕
(業務、経理に関する規定の準用)

第一百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第二十条第一項に規定する法第二百二条の規定並びに第六十一条及び第六十二条の規定（法第二百四十九条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第二百四十九条において準用する法第二十条第一項の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の規定及び第六十条の規定）に照らして適正であること。

五 〔同上〕

(業務、経理に関する規定の準用)

第一百六十一条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の六まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第二十条第一項に規定する法第二百二条の規定並びに第六十一条及び第六十二条の規定（法第二百四十九条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第二百四十九条において準用する法第二十条第一項の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の規定及び第六十条の規定）に照らして適正であること。

(日本における保険計理人の関与事項)

第一百五十六条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

九 〔一・八 同上〕

〔号を加える。〕

九 〔同上〕

(日本における保険計理人の確認事項)

第一百五十七条の二 〔同上〕

一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの
イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ 日本における保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適當であるかどうか。

二 〔同上〕
(日本における保険計理人の確認業務)**第一百五十八条** 〔同上〕

四 〔一・三 同上〕

日本における保険金等の支払能力の充実の状況について、法第二百二条の規定並びに第六十一条及び第六十二条の規定（法第二百四十九条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第二百四十九条において準用する法第二十条第一項の規定を適用する場合には、法第二百二十八条の規定及び第六十条の規定）に照らして適正であること。

あるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前まで」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剩余金の分配に関する事項」とあるのは「にに関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第一百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（健全性の基準に用いる供託金等）

十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第一百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前まで」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第一百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第一百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第一百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

五百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上される資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項、第二百九十条第一項及び第二百十一条の十一の三第二項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

二 供託金の額（法第百九十三条第三項の契約金額を含む。）
三 法第百九十九条において準用する法第百五十五条第一項の価格変動準備金の額
三の二 第百五十五条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額

四 一般貸倒引当金の額
五 外国保険会社等が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額
口 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対

の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。)

六 外国保険会社等が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長

七 その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額
2 前項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

(健全性の基準に用いる供託金等)

第一百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。
2 法第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

(健全性の基準に用いる供託金等)

第一百九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計(日本における保険業の貸借対照表に計上されてる資産及び負債の額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

1 供託金の額(法第二百二十三条第三項の契約金額を含む。)

2 法第二百五十九条において準用する法第二百五十五条第一項の価格変動準備金の額

3 第二百五十五条第一項第三号又は第二百五十五条第一項第二号の二の危険準備金の額

3の二 第二百五十五条第一項第二号の異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則第七条第一項(地震保険責任準備金の計算方法)に定める危険準備金を含む。)の額

4 一般貸倒引当金の額

5 引受社員が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額
ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額(ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。)

6 引受社員が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

7 その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

2 法第二百二十八条第二号に規定する引受社員の日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに對応する額は、第二百六十二条各号に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

3 第一項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

(免許特定法人の届出)

第一百九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(免許特定法人の届出)

2 「一、五 略

3 「号を削る。」

4 「号を削る。」

5 「六 略」

6 「2～5 略」

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十二 法第二百七十二条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

1 「一、三 同上」

2 「一、三 同上」

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十二 「同上」

3 「六 合同」

4 「2～5 同上」

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十二 「同上」

5 「五の二 第百九十条第二項の規定に基づき、第二百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

6 「五の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

第二百十一条の十一の四 法第二百七十二条の二第二号によるにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相半る額とする。

五 その他前各号に準するものとして金融庁長官が定めるものの額
(保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額)
第二百十条の十一の四 法第三百七十二条の二第二号に規定する引き受けている保険に
係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに對
応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

二 保険持株会社及びその子会社等が有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三 保険持株会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四 その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するもの の額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基 準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に該当するものの額を除き、そ の採用する企業会計の基準に従つて作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上 された金融商品に相当するもの（同項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基 準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額 を含む。）

3 第一項の規定にかかる保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

2 その他前各号に準するものとして金蘭府長官が定めるものの額
前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の
適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

融庁長官が定める率を乗じた額
　イ その他の有価証券評価差額金の科目に計上した額
　ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）
七 保険持株会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳

- | |
|---|
| <p>〔届出事項〕</p> <p>第二百十条の十四　【略】</p> <p>法第二百七十二条の三十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一・八 略〕</p> <p>「号を削る。」</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔略〕</p> <p>(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)</p> |
| <p>〔届出事項〕</p> <p>第二百十条の十四　【略】</p> <p>法第二百七十二条の二十八において準用する法第三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る)は、次に掲げる額とする。</p> <p>一　純資産の部の合計額から剩余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剩余金の分配として支出する額を含む)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう)の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第三十条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額</p> <p>〔二・七 略〕</p> |
| <p>〔略〕</p> <p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>〔届出事項〕</p> <p>第二百十一条の六十　【略】</p> <p>法第二百七十二条の二十八において準用する法第三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る)は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。</p> <p>〔二・七 略〕</p> |
| <p>〔略〕</p> <p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>〔届出事項〕</p> <p>第二百十一条の五十九　【略】</p> <p>法第二百七十二条の二十八において準用する法第三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る)は、次に掲げる額とする。</p> <p>一　純資産の部の合計額から剩余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剩余金の分配として支出する額を含む)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう)の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第三十条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額</p> <p>〔二・七 同上〕</p> |
| <p>〔略〕</p> <p>(通常の予測を超える危険に対応する額)</p> <p>〔届出事項〕</p> <p>第二百十一条の五十九　【略】</p> <p>法第二百七十二条の二十八において準用する法第三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る)は、次に掲げる額とする。</p> <p>一　純資産の部の合計額から剩余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剩余金の分配として支出する額を含む)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう)の科目に計上した金額、法第二百七十二条の十八において準用する法第三十条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額</p> <p>〔二・七 同上〕</p> |

二 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算し、理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算し、計算した額

〔ハ・ニ 略〕

三 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前二号に掲げる危険に該当しないものをいう。）に対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融

出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十五号、第一百六十六条第一項第七号及び第一百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第一百六十六条第一項第七号及び第一百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

〔ハ・ニ 同上〕

三 経営管理リスクに対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十五号、第一百六十六条第一項第七号及び第一百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

| 項目 | 記載する事項 |
|----------------|--|
| 主要な業務の状況を示す指標等 | <p>一 「略」</p> <p>二 平準払 一時払について、保険種類の区分ごとの、通貨別的新契約年換算保険料及び保有契約年換算保険料</p> <p>〔削る。〕</p> |
| 保険契約に関する指標等 | <p>一 個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率（個人保険、個人年金保険にあつては、保有契約年換算保険料に基づく増加率をいう。）</p> <p>〔削る。〕</p> <p>二 「略」</p> <p>三 「削る。」</p> <p>四 「略」</p> |
| 経理に関する指標等 | 四 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細（ただし、第 |

| 項目 | 記載する事項 |
|----------------|---|
| 主要な業務の状況を示す指標等 | <p>一 「同上」</p> <p>二 死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障について、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保障機能別保有契約高</p> <p>三 死亡保険、生死混合保険、生存保険、年金保険、災害・疾病関係特約の区分ごとの個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高</p> |
| 保険契約に関する指標等 | <p>一 個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等の区分ごとの保有契約増加率</p> |
| 経理に関する指標等 | <p>二 個人保険の新契約平均保険金及び保有契約平均保険金</p> <p>三 「同上」</p> <p>四 月払契約の個人保険新契約平均保険料</p> <p>五 「同上」</p> <p>六 「同上」</p> |
| 経理に関する指標等 | <p>四 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むその他引当金ごとに区分し、前期末残高、当期末残高、当期増減額等の区分ごとの引当金明細</p> |

資産運用に関する指標等

五十九条の二第一項第五号に規定する貸借対照表において、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、価格変動準備金を含むその他引当金のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。)

〔五・八 略〕

〔一・三 略〕

四 利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。）ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。）

五 支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細）

六 預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細（ただし、第五十九条の二第一項第

資産運用に関する指標等

〔五・八 同上〕

〔一・三 同上〕

四 利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益、売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益、その他運用収益、合計等の区分ごとの資産運用収益明細（法第112条評価益を計上している場合には、その旨記載する。）

五 支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細（ただし、第五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、支払利息、商品有価証券運用損、金銭の信託運用損、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損、貸倒引当金繰入額、貸付金償却、賃貸用不動産等減価償却費、その他運用費用、合計等の区分ごとの資産運用費用明細）

六 預貯金利息、有価証券利息・配当金（公社債利息、株式配当金、外国証券利息配当金）、貸付金利息、不動産賃貸料、その他共計の区分ごとの利息及び配当金等収入明細

| | | | | |
|---|----------------------------|----------------------------|--------------|-----------|
| | | | | |
| 資産運用に関する指標等 | 一 〔略〕 | 「一・二 略」 | 「一・二 略」 | 「一・二 略」 |
| 二 預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取 引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭 の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、そ の他、合計の区分ごとの利息配当収入の額及びその 他、合計を除く区分ごとの運用利回り（ただし、第 | 〔四・六 略〕 | 〔四・六 略〕 | 〔一・二 略〕 | 〔一・二 略〕 |
| 三 貸倒引当金を一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、 特定海外債権引当勘定に、価格変動準備金を含むそ の他の引当金ごとに区分し、前期未残高、当期末残 高、当期増減額の区分ごとの残高（ただし、第五十 九条の二第二項第五号イに規定する貸借対照表にお いて、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外 債権引当勘定、価格変動準備金を含むその他引当金 のいづれかと同一の区分を設けている場合は、当該 区分を省略することができる。） | 〔四・六 略〕 | 〔一・二 略〕 | 〔一・二 略〕 | 〔一・二 略〕 |
| 別表 〔第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社）〕 | 注 〔略〕 | 注 〔略〕 | 注 〔略〕 | 注 〔略〕 |
| 項 目 | 記 載 す る 事 項 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 | 〔略〕 |
| 七 有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、 外国証券（公社債、株式等）、その他の証券、合計 等の区分をいう。）の残存期間別残高及びその合計額 八・十二 〔略〕 〔削る。〕 | 十三・十四 〔略〕 | 十五 不動産残高（営業用、賃貸用に区分する。） | 十六・十八 〔略〕 | 十七 〔略〕 |

注 [略]

別表 (第五十九条の二第一項第三号ニ関係 (生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

(契約の締結時期が2010年度までの契約について)

[表略]

(契約の締結時期が2011年度以降の契約について)

[表略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. これらの別表は、通貨別の区分ごとに記載すること。

(責任準備金残高の内訳について)

[表略]

(記載上の注意)

[略]

[別表を削る。]

| |
|--|
| 五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。) |
| [三] [十一] 略 |
| [削る。] |

[十二] [十四] [略]

| |
|--|
| [三] [十一] 同上 |
| [十一] 使途別 (設備資金、運転資金、合計の区分をいう。) の貸付金残高及び合計に対する構成比 |
| [三] [十五] 同上 |

[同上]

注 [同上]

別表 (第五十九条の二第一項第三号ニ関係 (生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人))

(契約の締結時期が2010年度までの契約について)

[同左]

(契約の締結時期が2011年度以降の契約について)

[同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

[加える。]

(責任準備金残高の内訳について)

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

別表 (第五十九条の二第一項第五号ニ関係 (保険会社単体))

| 項目 | 記載する事項 |
|----------------|---|
| 法第百三十条第一号に係る細目 | 一 第八十六条第一項第一号に規定する額 二 第八十六条第一項第二号に規定する額 三 第八十六条第一項第三号に規定する額 三の二 損害保険会社にあっては、第八十六条第一項第三号の二に規定する額 四 第八十六条第一項第四号に規定する額 五 第八十六条第一項第五号に規定する額 六 第八十六条第一項第六号に規定する額 七 その他金融庁長官が定める額 八 法第百三十条第一号に掲げる額 (保険会社に係るものに限る。)のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額 |

〔別表を削る。〕

| | |
|--|---|
| 法 第 百 三 十 条 第 二 号 に 係 る 細 目 | <ul style="list-style-type: none"> 一 第八十七条第一号に規定する額（損害保険会社にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二 第八十七条第一号の二に規定する額 二 第八十七条第二号に規定する額 二の二 生命保険会社にあっては、第八十七条第二号の二に規定する額 三 第八十七条第三号に規定する額 四 第八十七条第四号に規定する額 五 損害保険会社にあっては、第八十七条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額 |
|--|---|

別表 (第五十九条の二第一項第五号二関係 (外国保険会社等))

| 項 目 | 記 載 す る 事 項 |
|---|--|
| 法 第 百 二 条 第 一 号 に 係 る 細 目 | <ul style="list-style-type: none"> 一 第百六十一条第一項第一号に規定する額 二 第百六十一条第一項第二号に規定する額 三 第百六十一条第一項第三号に規定する額 三の二 外国損害保険会社等にあっては、第百六十一条第一項第三号の二に規定する額 四 第百六十一条第一項第四号に規定する額 五 第百六十一条第一項第五号に規定する額 六 第百六十一条第一項第六号に規定する額 七 その他金融庁長官が定める額 八 法第二百二条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるものの以外のものの合計額 |
| 法 第 百 二 条 第 二 号 に 係 る 細 目 | <ul style="list-style-type: none"> 一 第百六十二条第一号に規定する額（外国損害保険会社等にあっては、五に規定する額を除く。） 一の二 第百六十二条第一号の二に規定する額 二 第百六十二条第二号に規定する額 二の二 外国生命保険会社等にあっては、第百六十二条第二号の二に規定する額 三 第百六十二条第三号に規定する額 四 第百六十二条第四号に規定する額 五 外国損害保険会社等にあっては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額 |

〔別表を削る。〕

別表 (第五十九条の二第一項第五号二関係 (免許特定法人))

| 項目 | 記載する事項 |
|--|--|
| 法 第一号 に 係 る 細 目 第二百二十八条 | 一 第百九十条第一項第一号に規定する額 二 第百九十条第一項第二号に規定する額 三 第百九十条第一項第三号に規定する額 三の二 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百九十条第一項第三号の二に規定する額 四 第百九十条第一項第四号に規定する額 五 第百九十条第一項第五号に規定する額 六 第百九十条第一項第六号に規定する額 七 その他金融庁長官が定める額 八 法第二百二十八条第一号に掲げる額のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額 |
| 法 第二号 に 係 る 細 目 第二百二十八条 | 一 第百六十二条第一号に規定する額 (特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、五に規定する額を除く。) 一の二 第百六十二条第一号の二に規定する額 二 第百六十二条第二号に規定する額 二の二 特定生命保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百六十二条第二号の二に規定する額 三 第百六十二条第三号に規定する額 四 第百六十二条第四号に規定する額 五 特定損害保険業免許を受けた免許特定法人にあっては、第百六十二条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額 |

〔別表を削る。〕

別表 (第五十九条の三第一項第三号ハ関係 (保険会社連結))

1 特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

| 項目 | 記載する事項 |
|---|---|
| 法 第一百三十条 第一号 に 係 る 細 目 | 一 第八十六条の二第一項第一号に規定する額 二 第八十六条の二第一項第二号に規定する額 三 第八十六条の二第一項第三号に規定する額 四 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十六条の二第一項第四号に規定する額 五 第八十六条の二第一項第五号に規定する額 六 第八十六条の二第一項第六号に規定する額 七 第八十六条の二第一項第七号に規定する額 八 第八十六条の二第一項第八号に規定する額 九 その他金融庁長官が定める額 十 法第一百三十条第一号に掲げる額 (保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額 |

- 法第百三十条第二号に係る細目
- 一 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額
 - 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。）
 - 三 第八十八条第二号に規定する額
 - 四 第八十八条第三号に規定する額
 - 五 第八十八条第四号に規定する額
 - 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額
 - 七 第八十八条第六号に規定する額
 - 八 第八十八条第七号に規定する額
 - 九 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

2 特例企業会計基準等適用法人等について

| 項目 | 記載する事項 |
|----------------|---|
| 法第百三十条第一号に係る細目 | <ul style="list-style-type: none"> 一 第八十六条の二第三項第一号に規定する額 二 第八十六条の二第三項第二号に規定する額 三 第八十六条の二第三項第三号に規定する額 四 第八十六条の二第三項第四号に規定する額 五 その他金融庁長官が定める額 六 法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額 |
| 法第百三十条第二号に係る細目 | <ul style="list-style-type: none"> 一 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三 第八十八条第二号に規定する額 四 第八十八条第三号に規定する額 五 第八十八条第四号に規定する額 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七 第八十八条第六号に規定する額 八 第八十八条第七号に規定する額 九 損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額 |

〔別表を削る。〕

別表 (第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係 (保険持株会社))

1 特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

| 項目 | 記載する事項 |
|------------------|--|
| 八法の二百七十二条に係る細目二十 | 一 第二百十条の十一の三第一項第一号に規定する額 二 第二百十条の十一の三第一項第二号に規定する額 三 第二百十条の十一の三第一項第三号に規定する額 四 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の三第一項第四号に規定する額 五 第二百十条の十一の三第一項第五号に規定する額 六 第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する額 七 第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する額 八 第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する額 九 その他金融庁長官が定める額 十 法第二百七十二条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から九までに掲げるもの以外のものの合計額 |
| 八法の二百七十二条に係る細目二十 | 一 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三 第二百十条の十一の四第二号に規定する額 四 第二百十条の十一の四第三号に規定する額 五 第二百十条の十一の四第四号に規定する額 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額 七 第二百十条の十一の四第六号に規定する額 八 第二百十条の十一の四第七号に規定する額 九 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額 |

2 特例企業会計基準等適用法人等について

| 項目 | 記載する事項 |
|----------------|--|
| 細目十法の二百七十二条に係る | 一 第二百十条の十一の三第三項第一号に規定する額 二 第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する額 三 第二百十条の十一の三第三項第三号に規定する額 四 第二百十条の十一の三第三項第四号に規定する額 五 その他金融庁長官が定める額 六 法第二百七十二条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額 |

別紙様式第6号 (第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[第1～第3 略]

第4

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

(生命保険株式会社一直接法により表示する場合)

[表略]

(生命保険株式会社一間接法により表示する場合)

[表略]

(損害保険株式会社一直接法により表示する場合)

[表略]

(損害保険株式会社一間接法により表示する場合)

[表略]

(生命保険相互会社一直接法により表示する場合)

[表略]

(生命保険相互会社一間接法により表示する場合)

[表略]

別紙様式第6号 (第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[第1～第3 同左]

第4

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

(生命保険株式会社一直接法により表示する場合)

[同左]

(生命保険株式会社一間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

(損害保険株式会社一直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

(損害保険株式会社一間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

(生命保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

(生命保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

- 八 法の二二二号に係る細目
- 一 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額
 - 二 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。）
 - 三 第二百十条の十一の四第二号に規定する額
 - 四 第二百十条の十一の四第三号に規定する額
 - 五 第二百十条の十一の四第四号に規定する額
 - 六 生命保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第五号に規定する額
 - 七 第二百十条の十一の四第六号に規定する額
 - 八 第二百十条の十一の四第七号に規定する額
 - 九 損害保険契約を有する場合にあっては、第二百十条の十一の四第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別紙様式第6号 (第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第7 同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

[第1～第3 同左]

第4

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

(生命保険株式会社一直接法により表示する場合)

[同左]

(生命保険株式会社一間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

(損害保険株式会社一直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

(損害保険株式会社一間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

(生命保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

(生命保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位:百万円)

[同左]

(損害保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

[表略]

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| [略] | |
| 価格変動準備金の増減額（△は減少） | |
| 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） | |
| [略] | |
| [略] | |
| [略] | |

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第5・第6 略]

第7

年度中（　年　月　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------|---|
| (A)/(B) | % |
|---------|---|

(記載上の注意)

[略]

[削る。]

[削る。]

(損害保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

[同左]

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| [同左] | |
| 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） | |
| 価格変動準備金の増減額（△は減少） | |
| [同左] | |
| [同左] | |
| [同左] | |

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第5・第6 同左]

第7

年度中（　年　月　日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(保険会社単体)

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|----------------------------|---|
| <u>(A)/((1/2) × (B))</u> | % |
|----------------------------|---|

(記載上の注意)

[同左]

(保険会社連結)

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

- 別紙様式第6号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。
- 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

[削る。]

[削る。]

別紙様式第 6 号の 2 (第59条関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ~ 第 7 略]

(記載上の注意)

[1 ~ 7 略]

[第 1 ~ 第 3 略]

第 4

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

[表略]

(生命保険株式会社一間接法により表示する場合)

(単位: 百万円)

[表略]

(生命保険株式会社一直接法により表示する場合)

(単位: 百万円)

[表略]

(損害保険株式会社一直接法により表示する場合)

(単位: 百万円)

[表略]

(損害保険株式会社一間接法により表示する場合)

(単位: 百万円)

[表略]

(生命保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位: 百万円)

[表略]

(生命保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位: 百万円)

[表略]

(損害保険相互会社一直接法により表示する場合)

(単位: 百万円)

[表略]

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|-------------------------|---|
| (A) / { (1 / 2) × (B) } | % |
|-------------------------|---|

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第 6 号の 2 (第59条関係)

(日本産業規格 A 4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ~ 第 7 同左]

(記載上の注意)

[1 ~ 7 同左]

[第 1 ~ 第 3 同左]

第 4

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社一直接法により表示する場合) (単位: 百万円)

[同左]

(生命保険株式会社一間接法により表示する場合) (単位: 百万円)

[同左]

(損害保険株式会社一直接法により表示する場合) (単位: 百万円)

[同左]

(損害保険株式会社一間接法により表示する場合) (単位: 百万円)

[同左]

(生命保険相互会社一直接法により表示する場合) (単位: 百万円)

[同左]

(生命保険相互会社一間接法により表示する場合) (単位: 百万円)

[同左]

(損害保険相互会社一直接法により表示する場合) (単位: 百万円)

[同左]

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| [略] | |
| 価格変動準備金の増減額（△は減少） | |
| 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） | |
| [略] | |
| [略] | |
| [略] | |

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第5・第6 略]

第7

年度中（年月日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------|---|
| (A)/(B) | % |
|---------|---|

(記載上の注意)

[略]

[削る。]

[削る。]

(損害保険相互会社一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-----|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| [同左] | |
| 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） | |
| 価格変動準備金の増減額（△は減少） | |
| [同左] | |
| [同左] | |
| [同左] | |

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第5・第6 同左]

第7

年度中（年月日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(保険会社単体)

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|--------------------------------|---|
| $(A) / \{(1 / 2) \times (B)\}$ | % |
|--------------------------------|---|

(記載上の注意)

[同左]

(保険会社連結)

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

- 別紙様式第6号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。
- 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

[削る。]

[削る。]

別紙様式第6号の3(第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中(年月日から年月日まで)中間連結業務報告書
年月日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名
年月日から 年月日までの当社及び子会

社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

[1・2 略]

3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中(年月日から年月日まで)中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等一中間連結損益計算書)

(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|---------|---------|----|
| 経 常 収 益 | | |
| [略] | | |
| 資 产 | 运 用 取 益 | |

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------------------|---|
| (A) / (1 / 2) × (B) | % |
|---------------------|---|

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第6号の3(第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度中(年月日から年月日まで)中間連結業務報告書
年月日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名
年月日から 年月日までの当社及び子会

社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

[1・2 同左]

3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中(年月日から年月日まで)中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等一中間連結損益計算書)

(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|---------|---------|----|
| 経 常 収 益 | | |
| [同左] | | |
| 資 产 | 运 用 取 益 | |

| | |
|-----------------|--|
| 〔略〕 | |
| (うち有価証券売却益) | |
| (うち積立保険料等運用益振替) | |
| 〔略〕 | |
| 〔略〕 | |

(記載上の注意)

〔1～5 略〕

〔(3)・(4) 略〕

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等一中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----|
| 経常収益 | |
| 〔略〕 | |
| 資産運用収益 | |
| 〔略〕 | |
| (うち有価証券売却益) | |
| (うち積立保険料等運用益振替) | |
| 〔略〕 | |
| 〔略〕 | |

(記載上の注意)

〔1～7 略〕

〔(6)～(10) 略〕

〔4～6 略〕

第3

年度中(年月日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

| | |
|------------|-----|
| 1 適格資本合計額 | |
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔略〕 | |
| 2 所要資本合計額 | |
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔略〕 | |

| | |
|--|--|
| 〔同左〕 | |
| (うち有価証券売却益) | |
| 〔同左〕 | |
| 〔同左〕 | |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔1～5 同左〕 | |
| 〔(3)・(4) 同左〕 | |
| (5) (損害保険株式会社及びその子会社等一中間連結損益及び包括利益計算書) | |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔1～7 同左〕 | |
| 〔(6)～(10) 同左〕 | |
| 〔4～6 同左〕 | |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔同左〕 | |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔同左〕 | |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔同左〕 | |

(記載上の注意)

〔1～7 同左〕

〔(6)～(10) 同左〕

〔4～6 同左〕

第3

年度中(年月日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

| | |
|------------------|-----|
| 1 ソルベンシー・マージン総額 | |
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔同左〕 | |
| 2 リスク合計額 | |
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
| 〔記載上の注意〕 | |
| 〔同左〕 | |

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|-----------|---|
| (A) / (B) | % |
|-----------|---|

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第7号 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から) 業務報告書
年 月 日まで

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

[第1～第4 略]

第5

年度 (年 月 日から) 損益計算書
年 月 日まで

[略]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入 | |
| 預 貯 金 利 息 | |
| [略] | |
| [略] | |
| [略] | |

[略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|-------------------------|---|
| (A) / { (1 / 2) × (B) } | % |
|-------------------------|---|

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第7号 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から) 業務報告書
年 月 日まで

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第13 同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

[第1～第4 同左]

第5

年度 (年 月 日から) 損益計算書
年 月 日まで

[同左]

(生命保険相互会社)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入 | |
| 預 貯 金 利 息 | |
| [同左] | |
| [同左] | |
| [同左] | |

[同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

〔削る。〕

〔削る。〕

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から)
年 月 日まで) 業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から
年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1～第13 略〕

(記載上の注意)

〔1～6 略〕

〔第1～第12 略〕

第13

年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

〔略〕

(記載上の注意)

- 1 別紙様式第7号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。

2 法第130条第1号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額(保険会社及びその子会社等に係るものに限る。)をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|-------------------------|---|
| (A) / { (1 / 2) × (B) } | % |
|-------------------------|---|

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第7号の2 (第17条の5、第25条の2及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から)
年 月 日まで) 業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会社名
代表取締役 氏 名

年 月 日から
年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

〔第1～第13 同左〕

(記載上の注意)

〔1～6 同左〕

〔第1～第12 同左〕

第13

年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(保険会社単体)

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

〔同左〕

| | |
|------------|-----|
| 2 所要資本合計額 | |
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |

(記載上の注意)

[略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|------------------|---|
| <u>(A) / (B)</u> | % |
|------------------|---|

(記載上の注意)

1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。

[削る。]

[削る。]

[削る。]

[削る。]

| | |
|------------|-----|
| 2 リスク合計額 | |
| リスクの合計額(B) | 百万円 |

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|--------------------------------|---|
| <u>(A) / { (1 / 2) × (B) }</u> | % |
|--------------------------------|---|

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

(保険会社連結)

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

1 別紙様式第7号の3を作成する場合には、この表を作成することを要しない。2の表及び3の表において同じ。

2 法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|--------------------------------|---|
| <u>(A) / { (1 / 2) × (B) }</u> | % |
|--------------------------------|---|

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等
の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第1・第2 略]

第3

年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------|---|
| (A)/(B) | % |
|---------|---|

(記載上の注意)

- 1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。
- 2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に
関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に
係る監査意見の種類を記載すること。

別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係)

(日本産業規格A4)

年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等
の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1・第2 同左]

第3

年度 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------------------|---|
| (A)/((1/2) × (B)) | % |
|---------------------|---|

(記載上の注意)

- 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。

別紙様式第11号 (第143条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から

年 月 日までの日本における業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第1・第2 略]

第3

年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 保 險 料 等 収 入 | |
| (うち 保 險 料) | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) | |
| (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) | |
| (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) | |
| (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) | |
| (うち 有 価 証 券 売 却 益) | |
| (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) | |
| そ の 他 経 常 収 益 | |
| 経 常 費 用 | |
| 保 險 金 等 支 払 金 | |
| (うち 保 險 金) | |
| (うち 年 金) | |
| (うち 給 付 金) | |
| (うち 解 約 返 戻 金) | |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 | |
| (うち 支 払 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) | |

別紙様式第11号 (第143条関係)

(日本産業規格A4)

年度中 (年 月 日から) 日本における中間業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から

年 月 日までの日本における業務

及び財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1・第2 同左]

第3

年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 保 險 料 等 収 入 | |
| (うち 保 險 料) | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) | |
| (うち 商 品 有 価 証 券 運 用 益) | |
| (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) | |
| (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) | |
| (うち 有 価 証 券 売 却 益) | |
| (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) | |
| そ の 他 経 常 収 益 | |
| 経 常 費 用 | |
| 保 險 金 等 支 払 金 | |
| (うち 保 險 金) | |
| (うち 年 金) | |
| (うち 給 付 金) | |
| (うち 解 約 返 戻 金) | |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 | |
| (うち 支 払 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) | |

| 資産運用費用 | | 費用 | |
|------------------|--|----------|--|
| 支払利息 | | 利息 | |
| (うち)商品有価証券運用損) | | | |
| (うち)金銭の信託運用損) | | | |
| (うち)売買目的有価証券運用損) | | | |
| (うち)有価証券売却損) | | | |
| (うち)有価証券評価損) | | | |
| (うち)特別勘定資産運用損) | | | |
| 事その他の事業経常費用 | | | |
| 経常利益(又は経常損失) | | | |
| 特別利益 | | | |
| 特別損失 | | | |
| [略] | | | |
| (外国損害保険会社等) | | (単位:百万円) | |
| 科 目 | | 金額 | |
| 経常収益 | | | |
| 保険引受け収益 | | | |
| (うち)正味収入保険料) | | | |
| (うち)収入積立保険料) | | | |
| (うち)積立保険料等運用益) | | | |
| 資産運用収益 | | | |
| (うち)利息及び配当金収入) | | | |
| (うち)商品有価証券運用益) | | | |
| (うち)金銭の信託運用益) | | | |
| (うち)売買目的有価証券運用益) | | | |
| (うち)有価証券売却益) | | | |
| (うち)積立保険料等運用益振替) | | | |
| その他の経常収益 | | | |
| 経常費用 | | | |
| 保険引受け費用 | | | |
| (うち)正味支払保険金) | | | |
| (うち)損害調査費) | | | |
| (うち)諸手数料及び集金費) | | | |
| (うち)満期返戻金) | | | |
| (うち)支払備金繰入額) | | | |
| (うち)責任準備金繰入額) | | | |
| 資産運用費用 | | | |
| (うち)商品有価証券運用損) | | | |
| (うち)金銭の信託運用損) | | | |

| 資産運用費用 | | 費用 | |
|------------------|--|----------|--|
| 支払利息 | | 利息 | |
| (うち)商品有価証券運用損) | | | |
| (うち)金銭の信託運用損) | | | |
| (うち)売買目的有価証券運用損) | | | |
| (うち)有価証券売却損) | | | |
| (うち)有価証券評価損) | | | |
| (うち)特別勘定資産運用損) | | | |
| 事その他の事業経常費用 | | | |
| 経常利益(又は経常損失) | | | |
| 特別利益 | | | |
| 特別損失 | | | |
| [同左] | | | |
| (外国損害保険会社等) | | (単位:百万円) | |
| 科 目 | | 金額 | |
| 経常収益 | | | |
| 保険引受け収益 | | | |
| (うち)正味収入保険料) | | | |
| (うち)収入積立保険料) | | | |
| (うち)積立保険料等運用益) | | | |
| 資産運用収益 | | | |
| (うち)利息及び配当金収入) | | | |
| (うち)商品有価証券運用益) | | | |
| (うち)金銭の信託運用益) | | | |
| (うち)売買目的有価証券運用益) | | | |
| (うち)有価証券売却益) | | | |
| (うち)積立保険料等運用益振替) | | | |
| その他の経常収益 | | | |
| 経常費用 | | | |
| 保険引受け費用 | | | |
| (うち)正味支払保険金) | | | |
| (うち)損害調査費) | | | |
| (うち)諸手数料及び集金費) | | | |
| (うち)満期返戻金) | | | |
| (うち)支払備金繰入額) | | | |
| (うち)責任準備金繰入額) | | | |
| 資産運用費用 | | | |
| (うち)商品有価証券運用損) | | | |
| (うち)金銭の信託運用損) | | | |

| | |
|-----------------|--|
| (うち売買目的有価証券運用損) | |
| (うち有価証券売却損) | |
| (うち有価証券評価損) | |
| 営業費及び一般管理費用 | |
| その他の経常費用 | |
| (うち支払利息) | |
| 経常利益(又は経常損失) | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| [略] | |

(記載上の注意)

[1~5 略]

第4 [略]

第5

年度中(年月日現在)日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

| | |
|------------|-----|
| 1 適格資本合計額 | |
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |

(記載上の注意)

[略]

| | |
|------------|-----|
| 2 所要資本合計額 | |
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |

(記載上の注意)

[略]

| | |
|------------------------------|---|
| 3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | |
| (A)/(B) | % |

(記載上の注意)

[略]

| | |
|------------------------------|------------|
| 別紙様式第11号の2(第143条関係) | (日本産業規格A4) |
| 年度中(年月日から年月日まで)日本における中間業務報告書 | 年月日 |

金融庁長官 殿

住所
会社名
日本における代表者 氏名

| | |
|-----------------|--|
| (うち売買目的有価証券運用損) | |
| (うち有価証券売却損) | |
| (うち有価証券評価損) | |
| 営業費及び一般管理費用 | |
| その他の経常費用 | |
| (うち支払利息) | |
| 経常利益(又は経常損失) | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| [同左] | |

(記載上の注意)

[1~5 同左]

第4 [同左]

第5

年度中(年月日現在)日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

| | |
|------------------|-----|
| 1 ソルベンシー・マージン総額 | |
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |

(記載上の注意)

[同左]

| | |
|------------|-----|
| 2 リスク合計額 | |
| リスクの合計額(B) | 百万円 |

(記載上の注意)

[同左]

| | |
|------------------------------|---|
| 3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | |
| (A) / {(1 / 2) × (B)} | % |

(記載上の注意)

[同左]

| | |
|------------------------------|------------|
| 別紙様式第11号の2(第143条関係) | (日本産業規格A4) |
| 年度中(年月日から年月日まで)日本における中間業務報告書 | 年月日 |

金融庁長官 殿

住所
会社名
日本における代表者 氏名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務
及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第1・第2 略]

第3

年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書
(年 月 日まで)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 保 險 料 等 収 入 | |
| (うち 保 險 料) | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) | |
| (うち 特 定 取 引 収 益) | |
| (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) | |
| (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) | |
| (うち 有 価 証 券 売 却 益) | |
| (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) | |
| そ の 他 経 常 収 益 | |
| 経 常 費 用 | |
| 保 險 金 等 支 払 金 | |
| (うち 保 險 金) | |
| (うち 年 金) | |
| (うち 給 付 金) | |
| (うち 解 約 返 戻 金) | |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 | |
| (うち 支 払 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) | |
| 資 産 運 用 費 用 | |
| (うち 支 払 利 息) | |
| (うち 特 定 取 引 費 用) | |
| (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) | |
| (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) | |
| (うち 有 価 証 券 売 却 損) | |
| (うち 有 価 証 券 評 価 損) | |
| (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) | |

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務
及び財産の状況を次のとおり報告します。
目 次

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1・第2 同左]

第3

年度中 (年 月 日から) 日本における保険業の中間損益計算書
(年 月 日まで)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 保 險 料 等 収 入 | |
| (うち 保 險 料) | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| (うち 利 息 及 び 配 当 金 等 収 入) | |
| (うち 特 定 取 引 収 益) | |
| (うち 金 銭 の 信 託 運 用 益) | |
| (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益) | |
| (うち 有 価 証 券 売 却 益) | |
| (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 益) | |
| そ の 他 経 常 収 益 | |
| 経 常 費 用 | |
| 保 險 金 等 支 払 金 | |
| (うち 保 險 金) | |
| (うち 年 金) | |
| (うち 給 付 金) | |
| (うち 解 約 返 戻 金) | |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 | |
| (うち 支 扟 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 責 任 準 備 金 繰 入 額) | |
| (うち 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額) | |
| 資 産 運 用 費 用 | |
| (うち 支 扟 利 息) | |
| (うち 特 定 取 引 費 用) | |
| (うち 金 銭 の 信 託 運 用 損) | |
| (うち 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損) | |
| (うち 有 価 証 券 売 却 損) | |
| (うち 有 価 証 券 評 価 損) | |
| (うち 特 別 勘 定 資 産 運 用 損) | |

| 事その他の業経常費用 | 費用 |
|-----------------|----------|
| 経常利益(又は経常損失) | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| [略] | |
| (外国損害保険会社等) | (単位:百万円) |
| 科 目 | 金額 |
| 経常収益 | |
| 保険引受収益 | |
| (うち正味収入保険料) | |
| (うち収入積立保険料) | |
| (うち積立保険料等運用益) | |
| 資産運用収益 | |
| (うち利息及び配当金収入) | |
| (うち特定取引収益) | |
| (うち金銭の信託運用益) | |
| (うち売買目的有価証券運用益) | |
| (うち有価証券売却益) | |
| (うち積立保険料等運用益振替) | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 保険引受費用 | |
| (うち正味支払保険金) | |
| (うち損害調査費) | |
| (うち諸手数料及び集金費) | |
| (うち満期返戻金) | |
| (うち支払備金繰入額) | |
| (うち責任準備金繰入額) | |
| 資産運用費用 | |
| (うち特定取引費用) | |
| (うち金銭の信託運用損) | |
| (うち売買目的有価証券運用損) | |
| (うち有価証券売却損) | |
| (うち有価証券評価損) | |
| 営業費及び一般管理費用 | |
| その他の経常費用 | |
| (うち支払利息) | |

| 事その他の業経常費用 | 費用 |
|-----------------|----------|
| 経常利益(又は経常損失) | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| [同左] | |
| (外国損害保険会社等) | (単位:百万円) |
| 科 目 | 金額 |
| 経常収益 | |
| 保険引受収益 | |
| (うち正味収入保険料) | |
| (うち収入積立保険料) | |
| (うち積立保険料等運用益) | |
| 資産運用収益 | |
| (うち利息及び配当金収入) | |
| (うち特定取引収益) | |
| (うち金銭の信託運用益) | |
| (うち売買目的有価証券運用益) | |
| (うち有価証券売却益) | |
| (うち積立保険料等運用益振替) | |
| その他の経常収益 | |
| 経常費用 | |
| 保険引受費用 | |
| (うち正味支払保険金) | |
| (うち損害調査費) | |
| (うち諸手数料及び集金費) | |
| (うち満期返戻金) | |
| (うち支払備金繰入額) | |
| (うち責任準備金繰入額) | |
| 資産運用費用 | |
| (うち特定取引費用) | |
| (うち金銭の信託運用損) | |
| (うち売買目的有価証券運用損) | |
| (うち有価証券売却損) | |
| (うち有価証券評価損) | |
| 営業費及び一般管理費用 | |
| その他の経常費用 | |
| (うち支払利息) | |

| | |
|----------------------|--|
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益（又は税引前中間純損失） | |
| 法人税及び住民税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益（又は中間純損失） | |
| 〔略〕 | |

(記載上の注意)

[1～5 略]

第4 〔略〕

第5

年度中（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------|---|
| (A)/(B) | % |
|---------|---|

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

(日本産業規格A 4)

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

| | |
|----------------------|--|
| 経常利益（又は経常損失） | |
| 特別利益 | |
| 特別損失 | |
| 税引前中間純利益（又は税引前中間純損失） | |
| 法人税及び住民税 | |
| 法人税等調整額 | |
| 法人税等合計 | |
| 中間純利益（又は中間純損失） | |
| 〔同左〕 | |

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第4 〔同左〕

第5

年度中（ 年 月 日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------------------|---|
| (A)/((1/2) × (B)) | % |
|---------------------|---|

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第12号（第137条及び第143条関係）

(日本産業規格A 4)

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）日本における業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第1・第2 略]

第3 年度(年 月 日現在)の日本における保険業の貸借対照表
(外国生命保険会社等)

(単位:百万円)

[表略]

(外国損害保険会社等)

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

第4

年度(年 月 日から 年 月 日まで)日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位:百万円)

| 科 目 | | | | | 金 額 |
|---------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | |
| 保 保 保 保 保 保 | 險 險 險 險 險 險 | 料 險 險 險 險 險 | 等 収 収 収 収 収 | 入 収 収 収 収 収 | 料 |
| 資 資 資 資 資 資 | 産 産 産 産 産 産 | 運 運 運 運 運 運 | 用 用 用 用 用 用 | 収 収 収 収 収 収 | 益 |
| 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 | 及 び び び び び | 配 配 配 配 配 配 | 当 金 金 金 金 金 | 収 収 収 収 収 |
| 預 預 預 預 預 預 | 貯 貯 貯 貯 貯 貯 | 金 金 金 金 金 金 | 利 利 利 利 利 利 | 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 |
| 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 債 債 債 債 債 債 | 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 | ・ 配 配 配 配 配 |
| 貸 貸 貸 貸 貸 貸 | 付 付 付 付 付 付 | 金 金 金 金 金 金 | 利 利 利 利 利 利 | 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 |
| 不 不 不 不 不 不 | 動 動 動 動 動 動 | 産 産 産 産 産 産 | 賃 賃 賃 賃 賃 賃 | 貸 貸 貸 貸 貸 貸 | 料 |
| そ そ そ そ そ そ | の の の の の の | 他 他 他 他 他 他 | 利 利 利 利 利 利 | 配 配 配 配 配 配 | 当 金 金 金 金 金 |
| 商 商 商 商 商 商 | 品 品 品 品 品 品 | 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 証 証 証 証 証 証 | 券 券 券 券 券 券 |
| 金 金 金 金 金 金 | 銭 銭 銭 銭 銭 金 | の の の の の の | 信 信 信 信 信 信 | 託 託 託 託 託 託 | 運 運 運 運 運 運 |
| 売 売 売 売 売 売 | 買 買 買 買 買 買 | 目 的 目 的 目 的 目 的 | 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 証 証 証 証 証 証 |
| 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 債 債 債 債 債 債 | 証 証 証 証 証 証 | 壳 壳 壳 壳 壳 壳 | 運 運 運 運 運 運 |
| 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 債 債 債 債 債 債 | 債 債 債 債 債 債 | 却 返 返 返 返 返 | 用 用 用 用 用 用 |
| 金 金 金 金 金 金 | 融 融 融 融 融 融 | 派 派 派 派 派 派 | 生 生 生 生 生 生 | 商 商 商 商 商 商 | 品 収 収 収 収 収 |
| 為 為 為 為 為 為 | 替 替 替 替 替 替 | 替 替 替 替 替 替 | 差 差 差 差 差 差 | 替 替 替 替 替 替 | 差 差 差 差 差 差 |
| 貸 貸 貸 貸 貸 貸 | 倒 倒 倒 倒 倒 倒 | 引 引 引 引 引 引 | 当 当 当 当 当 当 | 金 金 金 金 金 金 | 戻 戻 戻 戻 戻 戻 |
| そ そ そ そ そ そ | の の の の の の | の の の の の の | 運 用 用 用 用 用 | 入 収 収 収 収 収 | 額 益 益 益 益 益 |
| 特 別 別 別 別 別 別 | 勘 勘 勘 勘 勘 勘 | 定 定 定 定 定 定 | 資 資 資 資 資 資 | 産 産 産 産 産 産 | 運 用 用 用 用 用 |

年 月 日から 年 月 日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1・第2 同左]

第3 年度(年 月 日現在)の日本における保険業の貸借対照表
(外国損害保険会社等)

(単位:百万円)

[同左]

(外国生命保険会社等)

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

第4

年度(年 月 日から 年 月 日まで)日本における保険業の損益計算書

(外国生命保険会社等)

(単位:百万円)

| 科 目 | | | | | 金 額 |
|---------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | |
| 保 保 保 保 保 保 | 險 險 險 險 險 險 | 料 險 險 險 險 險 | 等 収 収 収 収 収 | 入 収 収 収 収 収 | 料 |
| 資 資 資 資 資 資 | 産 産 産 産 産 産 | 運 運 運 運 運 運 | 用 用 用 用 用 用 | 収 収 収 収 収 収 | 益 |
| 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 | 及 び び び び び | 配 配 配 配 配 配 | 当 金 金 金 金 金 | 収 収 収 収 収 |
| 預 預 預 預 預 預 | 貯 貯 貯 貯 貯 貯 | 金 金 金 金 金 金 | 利 利 利 利 利 利 | 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 |
| 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 債 債 債 債 債 債 | 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 | ・ 配 配 配 配 配 |
| 貸 貸 貸 貸 貸 貸 | 付 付 付 付 付 付 | 金 金 金 金 金 金 | 利 利 利 利 利 利 | 利 利 利 利 利 利 | 息 息 息 息 息 息 |
| 不 不 不 不 不 不 | 動 動 動 動 動 動 | 産 産 産 産 産 産 | 賃 賃 賃 賃 賃 賃 | 貸 貸 貸 貸 貸 貸 | 料 |
| そ そ そ そ そ そ | の の の の の の | 他 他 他 他 他 他 | 利 利 利 利 利 利 | 配 配 配 配 配 配 | 当 金 金 金 金 金 |
| 商 商 商 商 商 商 | 品 品 品 品 品 品 | 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 証 証 証 証 証 証 | 券 券 券 券 券 券 |
| 金 金 金 金 金 金 | 銭 銭 銭 銭 銭 金 | の の の の の の | 信 信 信 信 信 信 | 託 託 託 託 託 託 | 運 運 運 運 運 運 |
| 売 売 売 売 売 売 | 買 買 買 買 買 買 | 目 的 目 的 目 的 目 的 | 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 証 証 証 証 証 証 |
| 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 債 債 債 債 債 債 | 債 債 債 債 債 債 | 壳 壳 壳 壳 壳 壳 | 運 運 運 運 運 運 |
| 有 有 有 有 有 有 | 価 価 価 価 価 価 | 債 債 債 債 債 債 | 債 債 債 債 債 債 | 却 返 返 返 返 返 | 用 用 用 用 用 用 |
| 金 金 金 金 金 金 | 融 融 融 融 融 融 | 派 派 派 派 派 派 | 生 生 生 生 生 生 | 商 商 商 商 商 商 | 品 収 収 収 収 収 |
| 為 為 為 為 為 為 | 替 替 替 替 替 替 | 替 替 替 替 替 替 | 差 差 差 差 差 差 | 替 替 替 替 替 替 | 差 差 差 差 差 差 |
| 貸 貸 貸 貸 貸 貸 | 倒 倒 倒 倒 倒 倒 | 引 引 引 引 引 引 | 当 当 当 当 当 当 | 金 金 金 金 金 金 | 戻 戻 戻 戻 戻 戻 |
| そ そ そ そ そ そ | の の の の の の | の の の の の の | 運 用 用 用 用 用 | 入 収 収 収 収 収 | 額 益 益 益 益 益 |
| 特 別 別 別 別 別 別 | 勘 勘 勘 勘 勘 勘 | 定 定 定 定 定 定 | 資 資 資 資 資 資 | 産 産 産 産 産 産 | 運 用 用 用 用 用 |

| 特別利益 | 固定資産等 | 処分 | 分生益 | 益益益 |
|--------|-------|-----|-----|-----|
| 負の保険業法 | のれん | 発評価 | 価 | 益益益 |
| その他の | 第112条 | 特別 | 別利 | 益益益 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産等 | 処分 | 損失 | | |
| 減損 | 損 | 損失額 | | |
| 価格変動 | 準備金 | 繰入額 | | |
| 金融商品取引 | 責任準備金 | 繰入額 | | |
| 不動産 | 圧縮 | 損失 | | |
| その他の | 特別損失 | | | |
| [略] | | | | |

(外国損害保険会社等)

(単位:百万円)

| 科目 | | | | | 金額 |
|------|------|------|------|------|----|
| 経常収益 | | | | | |
| 保険引受 | 収益 | | | | |
| 正味収入 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| 積立 | 積立料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| 積為 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| その他の | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 資産 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 利息 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 商品 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 資金 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 売買 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 有価 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 有価 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 金 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 融資 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 派生 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 差替 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| その他の | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 積立 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| その他の | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| 経常収益 | | | | | |

経常費用

保険引受

正味支払

損害調査

諸手数料

害及び

査集金

費用

費用

金費

| 特別利益 | 固定資産等 | 処分 | 分生益 | 益益益 |
|--------|-------|-----|-----|-----|
| 負の保険業法 | のれん | 発評価 | 価 | 益益益 |
| その他の | 第112条 | 特別 | 別利 | 益益益 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産等 | 処分 | 損失 | | |
| 減損 | 損 | 損失額 | | |
| 価格変動 | 準備金 | 繰入額 | | |
| 金融商品取引 | 責任準備金 | 繰入額 | | |
| 不動産 | 圧縮 | 損失 | | |
| その他の | 特別損失 | | | |
| [同左] | | | | |

(外国損害保険会社等)

(単位:百万円)

| 科目 | | | | | 金額 |
|------|------|------|------|------|----|
| 経常収益 | | | | | |
| 保険引受 | 収益 | | | | |
| 正味収入 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| 積立 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| 積為 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| その他の | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 資産 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 利息 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 商品 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 資金 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 売買 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 有価 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 有価 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 金 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 融資 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 派生 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 差替 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| その他の | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | 保険引受 | |
| 積立 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| その他の | 保険料 | 保険料 | 保険料 | 保険料 | |
| 経常収益 | | | | | |

経常費用

保険引受

正味支払

害及び査集

諸手数料

費及び

費用

費用

金費

(記載上の注意)

[1 ~ 5 略]

(記載上の注意)

[1~5 同左]

第5 [略]

第6

年度（年月日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 所要資本合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|---------|---|
| (A)/(B) | % |
|---------|---|

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

(日本産業規格A4)

年度（年月日から年月日まで）日本における業務報告書

年月日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年月日から年月日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

[第1～第5 略]

第6

年度（年月日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

| | |
|------------|-----|
| 適格資本合計額(A) | 百万円 |
|------------|-----|

第5 [同左]

第6

年度（年月日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

| | |
|------------|-----|
| リスクの合計額(B) | 百万円 |
|------------|-----|

(記載上の注意)

[同左]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|-----------------------|---|
| (A) / {(1 / 2) × (B)} | % |
|-----------------------|---|

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第12号の2（第137条及び第143条関係）

(日本産業規格A4)

年度（年月日から年月日まで）日本における業務報告書

年月日

金融庁長官 殿

住 所

会社名

日本における代表者 氏 名

年月日から年月日までの日本における業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[第1～第5 同左]

第6

年度（年月日現在）日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

| | |
|------------------|-----|
| ソルベンシー・マージン総額(A) | 百万円 |
|------------------|-----|

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

所要資本合計額(B)

百万円

(記載上の注意)

[略]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)/(B)

%

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第14号 (第210条の10関係)

(日本産業規格A 4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～4 略]

[第1・第2 略]

第3

年度中 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額(A)

百万円

(記載上の注意)

[略]

2 所要資本合計額

所要資本合計額(B)

百万円

(記載上の注意)

[略]

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)

百万円

(記載上の注意)

[同左]

3 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A)/((1/2) × (B))

%

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第14号 (第210条の10関係)

(日本産業規格A 4)

年度中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間業務報告書
年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～4 同左]

[第1・第2 同左]

第3

年度中 (年 月 日現在) 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 ソルベンシー・マージン総額

ソルベンシー・マージン総額(A)

百万円

(記載上の注意)

[同左]

2 リスク合計額

リスクの合計額(B)

百万円

(記載上の注意)

[同左]

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|-----------|---|
| (A) / (B) | % |
|-----------|---|

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第15号 (第210条の10関係)

(日本産業規格A 4)

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第3 略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

[1・2 略]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一連結損益計算書)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 〔略〕 | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| 〔略〕 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | |
| 〔略〕 | |

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

| | |
|-------------------------|---|
| (A) / { (1 / 2) × (B) } | % |
|-------------------------|---|

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第15号 (第210条の10関係)

(日本産業規格A 4)

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

会 社 名

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目

次

[第1～第3 同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

[1・2 同左]

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一連結損益計算書)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|-----|
| 経 常 収 益 | |
| 〔同左〕 | |
| 資 産 運 用 収 益 | |
| 〔同左〕 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | |
| 〔同左〕 | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| (記載上の注意) [1～5 略] [(3)～(5) 略] (記載上の注意) [1～8 略] [4・5 略] | | (記載上の注意) [1～5 同左] [(3)～(5) 同左] (記載上の注意) [1～8 同左] [4・5 同左] | |
| 第3 年度(年月日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 | | 第3 年度(年月日現在)保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面 | |
| 1 適格資本合計額 適格資本合計額(A) 百万円 | | 1 ソルベンシー・マージン総額 ソルベンシー・マージン総額(A) 百万円 | |
| (記載上の注意) [略] | | (記載上の注意) [同左] | |
| 2 所要資本合計額 所要資本合計額(B) 百万円 | | 2 リスク合計額 リスクの合計額(B) 百万円 | |
| (記載上の注意) [略] | | (記載上の注意) [同左] | |
| 3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (A)/(B) % | | 3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (A)/(1/2)×(B) % | |
| (記載上の注意) 1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。 2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に 関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に 係る監査意見の種類を記載すること。 | | (記載上の注意) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。 | |
| 備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | | | |

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る保険業法(平成七年法律第百五号。以下「法」という。)第百十条第一項(法第百九十九条において準用する場合を含む。)及び第二項並びに法第二百七十二条の二第十四第一項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書面の提出期日は、この府令による改正後の保険業法施行規則(以下「新規則」という。)第五十九条第二項及び第五項並びに第百四十三条第二項並びに第二百十条の十第二項の規定にかかるわらず、事業年度経過後七月以内とする。
- 一 新規則第五十九条第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
 - 二 新規則第五十九条第五項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
 - 三 新規則第百四十三条第二項に掲げる日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面
 - 四 新規則第二百十条の十第二項に掲げる保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

第三条 法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十二条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、令和八年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一 新規則第五十九条の二第一項第三号口(10)に掲げる事項

二 新規則第五十九条の二第一項第五号ニに掲げる事項

三 新規則第五十九条の三第一項第三号ハに掲げる事項

四 新規則第二百十条の二第一項第三号口(7)に掲げる事項

五 新規則第二百十条の二第一項第四号ハに掲げる事項

六 新規則第二百十条の十の二第一項第四号ハに掲げる事項

第四条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る法第二百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十二条の二十五第一項に規定する説明書類のうち前条各号に掲げる事項に係る部分については、新規則第五十九条の四第一項、第二百四十三条の三第一項及び第二百十条の十の三第一項にかかるわらず、事業年度経過後七月以内にその総覧を開始するものとする。

○内閣府令第七十二号

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条 前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|--|---------|---|---|----------|---|
| （履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） | | | （履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） | | |
| 第十六条 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が百パーセント以上であることとする。 | 〔2・3 略〕 | | 第十六条 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。 | 〔2・3 同上〕 | |

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二条 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

| 改 | 正 | 前 |
|--|---------|---|
| （履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） | | |
| 第十六条 令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が百パーセント以上であることとする。 | 〔2・3 略〕 | |

〔2・3 同上〕

この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。

附 則

○内閣府令第一号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百四十四条第三項の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改 正 後

改 正 前

附 則

附 則

（施行期日）

（施行期日）

第一条 この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（経過措置）

（経過措置）

第二条 令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る郵政民営化法第一百四十四条第一項及び第二項に規定する業務報告書のうち、次の各号に掲げる書類の提出期日は、第二十六条第二項及び第四項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内とする。

この命令は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

一 第二十六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類
二 第二十六条第四項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況に関する書類
備考 表中の「」の記載は注記である。

この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第二号

保険業法（平成七年法律第五号）第一百三十二条第二項、第二百四条第二項、第二百三十一条第二項及び第二百七十二条の二十九第二項の規定に基づき、保険業法第一百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信

保険業法第一百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

保険業法第一百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第二条 法第一百三十二条第二項の保険会社（法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令

第二条 [同上]

（保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第二条 法第一百三十二条第二項の保険会社（法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令

第二条 [同上]

| 保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分 | 非対象区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | | 経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 命 |
|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|--|---|
| | | 第一区分 | 第二区分 | | |
| 第一区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 一〇〇パーセン | ト以上 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 令 |
| 第二区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 七〇パーセント | 以上一〇〇パーセント未満 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | |
| 第三区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 三五パーセント | 以上七〇パーセント未満 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | |
| 第四区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 二 | 二 | 次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 | |
| 第五区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 一 | 一 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第六区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 三 | 三 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第七区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 二 | 二 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第八区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 三 | 三 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第九区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 五 | 五 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 六 | 六 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十一区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 七 | 七 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十二区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 八 | 八 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十三区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 九 | 九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十四区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 十 | 十 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十五区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 十一 | 十一 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十六区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 一九 | 一九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十七区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 二九 | 二九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十八区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 三九 | 三九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第十九区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 四九 | 四九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第二十区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 五九 | 五九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第二十一区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 六九 | 六九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第二十二区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 七九 | 七九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第二十三区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 八九 | 八九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第二十四区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 九九 | 九九 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |
| 第二十五区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる | |

| 保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分 | 非対象区分 | 第一区分 | 第二区分 | 第三区分 |
|----------------------|--|---------------------------------|---|---|
| 命 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率二〇〇パーセン | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率二〇〇パーセン | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率ト以上 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率ト以上 |
| 令 | 経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 | 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 配当の禁止又はその額の抑制 三 契約者配当又は社員に対する剩余金の分配の禁止又はその額の抑制 四 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）の変更 五 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 | 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 一部の営業所又は事務所における業務の縮小 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 子会社等の業務の縮小 子会社等の株式又は持分の処分 法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 その他金融庁長官が必要と認める措置 |

| 第三区分 | 保険金等の支払 能力の充実の状 況を示す比率 | 期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令 | 2～4 |
|------|------------------------------|-----------------------|---------|
| | | | 第三条 〔略〕 |
| 未満 | 三五ハーセント未満 | | |

| 第三区分 | 保険金等の支払 能力の充実の状 況を示す比率 | 期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令 | 2～4 |
|------|------------------------------|-----------------------|----------|
| | | | 第三条 〔同上〕 |
| 満 | 〇ハーセント未満 | | |

2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあつては、当該各号に定める価額。次項から第五項までにおいて同じ。）の合計額（貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の評価差額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の科目に計上した額及び貸借対照表の繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象（ヘッジ手段（資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的としがつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項において同じ。）の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剩余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剩余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額を除く。次項から第五項までにおいて同じ。又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあつては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第四項において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。）の額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上される資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剩余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額）において「繰延税金資産相当額」という。）を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎と

2||

〔略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

6||

〔同上〕

して金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項及び第四項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

4||

前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合は、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

5||

第二項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十二条の十二の二第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。次項並びに第七条第四項及び第五項において同じ。）である場合において、前条第一項の表の第三区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又はその採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額（当該連結貸借対照表に類するもののその他有価証券評価差額金の科目に相当するものに計上した額及び当該連結貸借対照表に類するものの繰延ヘッジ損益の科目に相当するものに計上した額並びに未認識数理計算上の差異に相当するものの額及び未認識過去勤務費用に相当するものの額に係る繰延税金資産相当額に係るものの額を除く。次項並びに第七条第四項及び第五項において同じ。）が貸借対照表又は当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回るとき又は上回ると見込まれるときは、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 その採用する企業会計の基準において有価証券に相当するもの 算出日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 その採用する企業会計の基準において有形固定資産に相当するもの 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

6||

前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又はその採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表又は当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回るとき又は下回ると見込まれるときは、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

(外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第四条 法第二百四条第二項の外国保険会社等(法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいふ。以下この条において同じ。)の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第五項において準用する前条第一項に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

| 保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分 | 命 | | 令 | |
|----------------------|---|---|---|---|
| | 非対象区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 第一区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 |
| 第一区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセン | ト以上 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセン | ト以上 |
| 第二区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 三五パーセント以上 七〇パーセント未満 | 七〇パーセント 以上一〇〇パーセント未満 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント以上二〇パーセント未満 | 一〇〇パーセント以上二〇パーセント未満 |
| 九 その他金融庁長官が必要と認める措置 | 次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 契約者配当又は社員に対する剩余金の分配の禁止又はその額の抑制 三 日本において新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)の変更 四 日本における保険業に係る事業費の抑制 五 一部の方法による支店等における資産の運用の禁止又はその額の抑制 六 一部の支店等における業務の縮小 七 日本における主たる店舗を除く一部の支店等の廃止 八 法第二百四十九条において準用する法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第二百四十九条において準用する法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第二百四十九条において準用する法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又是新規の取扱いの禁止 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 |

(外国保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令)

第四条 法第二百四条第二項の外国保険会社等(法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいふ。以下この条において同じ。)の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第五項において準用する前条第一項から第三項までに定める場合を除き、次の表のとおりとする。

| 保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分 | 命 | | 令 | | |
|----------------------|---|---|--|---|---|
| | 非対象区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 第一区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | |
| 第一区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 二〇〇パーセン | ト以上 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一〇〇パーセント以上二〇パーセント未満 | 一〇〇パーセント以上二〇パーセント未満 | |
| 第二区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 〇パーセント以上 一〇〇パーセント未満 | 一〇〇パーセント以上二〇パーセント未満 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 一 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二 契約者配当又は社員に対する剩余金の分配の禁止又はその額の抑制 三 日本において新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)の変更 四 日本における保険業に係る事業費の抑制 五 一部の方法による支店等における資産の運用の禁止又はその額の抑制 六 一部の支店等における業務の縮小 七 日本における主たる店舗を除く一部の支店等の廃止 八 法第二百四十九条において準用する法第九十八条第一項各号に掲げる業務その他の法第二百四十九条において準用する法第九十七条の規定により行う業務に付随する業務、法第二百四十九条において準用する法第九十九条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又是新規の取扱いの禁止 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 |
| 九 その他金融庁長官が必要と認める措置 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | 日本における業務の運営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | |

| 第三区分 | 保険金等の支払 期限を付した日本における業務の全部又は一部の停止の命 令 |
|----------|---|
| 〔2～4 略〕 | 前条第一項の規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同項中「前条第一項」とあるのは「第四条第二項」と、「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と読み替えるものとする。 |
| 〔2～4 同上〕 | 前条第一項から第三項までの規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、「前条第一項」とあるのは「第四条第二項」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「の貸借対照表」とあるのは「の日本における保険業の貸借対照表」と、「貸借対照表」とあるのは「(日本における保険業の貸借対照表)と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剩余」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額(次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。)の合計額(連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異(財務諸表等規則第八条第六二項に規定する未認識数理計算上の差異)をいう。第四項において同じ。)の額及び未認識過去勤務費用(財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。)の額に係る繰延税金資産(税効果会計(連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間分配することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剩余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。)の適用により資産として計上される金額をいう。)に相当する額(第四項において「繰延税金資産相当額」という。)を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。)とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。 |
| 〔2～4 同上〕 | 前条第一項の規定は、免許特定法人(法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下この条において同じ。)及び引受社員(法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二百四条第二項」とあるのは「法第二百三十条第二項」と、「外国保険会社等」とあるのは「引受社員」と、「第五項」とあるのは「第五条第四項」と「日本における業務」とあるのは「引受社員の日本における業務」と、「契約者配当又は社員に対する剩余金の分配」とあるのは「契約者配当」と、「支店等」とあるのは「総代理店の事務所」と、「日本における主たる店舗」とあるのは「総代理店の本店」と読み替えるものとする。 |

| | |
|--|--|
| 〔免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令〕 | 〔免許特定法人及び引受社員の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令〕 |
| 第五条 前条第一項の規定は、免許特定法人(法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下この条において同じ。)及び引受社員(法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二百四条第二項」とあるのは「法第二百三十条第二項」と、「外国保険会社等」とあるのは「引受社員」と、「第五項」とあるのは「第五条第四項」と「日本における業務」とあるのは「引受社員の日本における業務」と、「契約者配当又は社員に対する剩余金の分配」とあるのは「契約者配当」と、「支店等」とあるのは「総代理店の事務所」と、「日本における主たる店舗」とあるのは「総代理店の本店」と読み替えるものとする。 | 第五条 前条第一項の規定は、免許特定法人(法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下この条において同じ。)及び引受社員(法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二百四条第二項」とあるのは「法第二百三十条第二項」と、「外国保険会社等」とあるのは「引受社員」と、「第五項」とあるのは「第五条第四項」と「日本における業務」とあるのは「引受社員の日本における業務」と、「契約者配当又は社員に対する剩余金の分配」とあるのは「契約者配当」と、「支店等」とあるのは「総代理店の事務所」と、「日本における主たる店舗」とあるのは「総代理店の本店」と読み替えるものとする。 |

| | |
|----------|----------|
| 〔2・3 同上〕 | 〔2・3 同上〕 |
| 〔2・3 略〕 | 〔2・3 略〕 |

4 第二条第一項の規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、

第三条第一項の規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同項中「保険会社が」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」と、「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員」と読み替えるものとする。

| 非対象区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 命 |
|-------|----------------------|----------------------|---|
| ト以上 | 一〇〇パーセン | | 令 |

（保険持株会社の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

第六条 法第二百七十七条の二十九第二項の保険持株会社（法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、第四項において準用する第三条第一項に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

第三条第一項から第三項までの規定は、免許特定法人及び引受社員について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「前条第一項」とあるのは「第五条第一項において準用する第四条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該免許特定法人又は引受社員について」と、同条第一項中「保険会社が」とあるのは「免許特定法人又は引受社員が」と、「その」とあるのは「引受社員の」と、「前条第二項」とあるのは「第五条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該引受社員が」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該引受社員の」と、同条第二項及び第三項中「貸借対照表又は連結貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、同条第二項中「保険会社の貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と、「貸借対照表」とあるのは「日本における保険業の貸借対照表」と、「及び貸借対照表」とあるのは「及び日本における保険業の貸借対照表」と、「利益又は剰余」とあるのは「利益」と、「当期純利益又は当期純剰余」とあるのは「当期純利益」と、「同じ。」又は連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める額。次項において同じ。）の合計額（連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額及び連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第四項において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。第四項において同じ。）の額に係る繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により資産として計上される金額をいう。）に相当する額（第四項において「繰延税金資産相当額」という。）を除く。次項並びに第七条第二項及び第三項において同じ。）とあるのは「同じ。」と、同条第三項中「保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額又は連結貸借対照表」とあるのは「引受社員の日本における保険業の貸借対照表」と読み替えるものとする。（保険持株会社の子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令）

| 非対象区分 | 保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分 |
|-------|----------------------|
| ト以上 | 命合 |

| 第一区分 | | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | | 経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令 | |
|------|----------------------|---|---------|--|---|
| 第三区分 | 第二区分 | セント未満 | 以上一〇〇パー | セント未満 | 以上の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 |
| 未満 | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 | 三五パー | セント未満 | 以上一〇〇パー | 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 |
| 未満 | の処分 | 四 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 五 子会社等(保険会社及び少額短期保険業者を除く)の株式又は持分の処分 六 その他金融庁長官が必要と認める措置 | 三五パー | セント未満 | 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる 計画の提出及びその実行 二 保険持株会社の配当の禁止又はその額の抑制 三 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 制 |

4 3 3 第一項の表中「子会社等」とは、法第二百七十二条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。
略
第三条第一項の規定は、保険持株会社について準用する。この場合において、同項中「保険会社が」とあるのは「保険持株会社が」と「その」とあるのは「その子会社である保険会社の」と、「前条第二項」とあるのは「第六条第二項」と、「当該保険会社が」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社が」と、「前条第一項」とあるのは「第六条第一項」と、「当該保険会社について」とあるのは「当該保険持株会社について」と、「当該保険会社の」とあるのは「当該保険持株会社の子会社である保険会社の」と読み替えるものとする。

〔同上〕

第七条 保険持株会社が、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（前条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をいう。以トこの条において同じ。）が当該保険持株会社が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該保険持株会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率以下の保険金等の支払能力

の充実の状況を示す比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該保険持株会社について、当該保険持株会社が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日（以下この項及び第四項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険持株会社の連結貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 第二項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合において、前条第一項の表の第三区分に該当する保険持株会社の採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産にあっては、当該各号に定める価額。次項において同じ。）の合計額が当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を上回るとき又は上回ると見込まれるときは、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分に掲げる命令を含むものとする。

一 その採用する企業会計の基準において有形固定資産に相当するもの 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 その採用する企業会計の基準において有形固定資産に相当するもの 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

5 第三項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合において、前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する保険持株会社の採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融

府長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回るときは、当該保険持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

(財務大臣への通知)

第七条

〔略〕

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

この命令は、令和八年三月三十一日から施行する。

省
令

○厚生労働省令第七十六号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務省令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

| 別表第三（第二百九条第一項第三号ハ関係） | | 改 | 正 | 後 |
|----------------------|--|--------|-----|-----|
| 項目 | 記載事項 | | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 共済契約に関する指標 | 八 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（第百八十一条各号に掲げる者をいう。）の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第六号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 | 一〇七（略） | （略） | （略） |

| 別表第三（第二百九条第一項第三号ハ関係） | | 現 | 行 |
|----------------------|--|--------|-----|
| 項目 | 記載事項 | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 共済契約に関する指標 | 八 共済契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等（第百八十一条各号に掲げる者をいう。）の適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 | 一〇七（略） | （略） |

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 福岡 資麿

附 則
この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○金融工具規制四十回

保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 第八十六条、第八十七条、第四百十一条、第四百七十一条、第四百七十二条の四の規定に基づく保険金等の支払能力に相応する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件

目次

| | | |
|--|------------------------------|----------------------------------|
| 第一章 定義 (第一条) | 第一款 総則 (第四十一条) | 第三節 Tier 2 適格資本 |
| 第二章 総則 | 第二款 総則 (第五十四条・第五十五条) | 第一款 総則 (第四十二条) |
| 第一節 一般原則 (第二条—第五条) | 第二款 死亡リスク (第五十六条) | 第二款 Tier 2 資本調達手段 (第四十二条) |
| 第二節 連結の範囲等 (第六条—第八条) | 第三款 長寿リスク (第五十七条) | 第三款 資本調達手段以外のTier 2 適格資本 (第四十三条) |
| 第三章 経済価値ベースの評価 | 第四款 罹患及び障害リスク (第五十八条—第六十条) | 第四款 Tier 2 適格資本の調整 (第四十四条) |
| 第一節 総則 (第九条・第十条) | 第五款 解約及び失効リスク (第六十一条—第六十三条) | 第五章 所要資本 |
| 第二節 保険契約の評価 | 第六款 経費リスク (第六十四条) | 第一節 総則 (第四十五条—第五十三条) |
| 第一款 経済価値ベースの保険負債 (第十一条) | 第七款 会社固有のストレス係数 (第六十五条—第八十条) | 第二節 生命保険リスク |
| 第二款 現在推計 (第十二条—第十五条) | 第八款 生命保険リスクの統合 (第八十一条) | 第一款 総則 (第五十四条・第五十五条) |
| 第三款 割引率 | 第三節 損害保険リスク | 第二款 死亡リスク (第五十六条) |
| 第一目 イールド・カーブ (第十六条・第十七条) | 第一款 総則 (第八十二条) | 第三款 長寿リスク (第五十七条) |
| 第二目 調整後スプレッド (第十八条—第二十八条) | 第二款 保険料リスク (第八十三条) | 第四款 罹患及び障害リスク (第五十八条—第六十条) |
| 第四款 MCE (第二十九条・第三十条) | 第三款 支払備金リスク (第八十四条) | 第五款 解約及び失効リスク (第六十一条—第六十三条) |
| 第五款 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約 (第三十一条・第三十二条) | 第四款 会社固有のリスク係数 (第八十五条—第八十八条) | 第六款 経費リスク (第六十四条) |
| 第三節 再保険回収額 (第三十三条) | 第五款 損害保険リスクの統合 (第八十九条) | 第七款 会社固有のストレス係数 (第六十五条—第八十条) |
| 第四節 税効果 (第三十四条・第三十五条) | 第四節 巨大災害リスク | 第八款 生命保険リスクの統合 (第八十一条) |
| 第四章 適格資本 | 第一款 総則 (第九十条・第九十一条) | 第九款 会社固有のリスク係数 (第八十五条—第八十八条) |
| 第一節 総則 (第三十六条) | 第二款 巨大自然災害 (第九十二条・第九十三条) | 第十款 巨大災害リスクの統合 (第八十九条) |
| 第二節 Tier 1 適格資本 | 第三款 その他の巨大災害 | 第十一款 市場リスク |
| 第一款 総則 (第三十七条) | 第一目 テロリズムの行為 (第九十四条) | |
| 第二款 Tier 1 資本調達手段 (第三十八条) | 第二目 感染症の流行 (第九十五条) | |
| 第三款 資本調達手段以外のTier 1 適格資本 (第三十九条) | 第三目 信用及び保証 (第九十六条—第九十九条) | |
| 第五節 市場リスク | 第四款 巨大災害リスクの統合 (第一百条) | |



第一款 総則（第一百一条・第一百二条）

第二款 金利リスク

第一目 標準的手法（第一百三条—第一百五条）

第二目 金利リスクに係る内部割引率手法（第一百六条—第一百十一条）

第三款 スプレッドリスク（第一百十二条—第一百十四条）

第四款 株式リスク（第一百十五条—第一百十八条）

第五款 不動産リスク（第一百十九条）

第六款 為替リスク（第一百二十条—第一百二十三条）

第七款 資産集中リスク（第一百二十四条—第一百二十六条）

第八款 市場リスクの統合（第一百二十七条）

第六節 信用リスク

第一款 総則（第一百二十八条）

第二款 各信用エクスポート・ジャマーに係る信用リスクの額

第一目 信用エクスポート・ジャマー（第一百二十九条—第一百三十五条）

第二目 実効残存期間（第一百三十六条・第一百三十七条）

第三目 リスク係数（第一百三十八条—第一百四十二条）

第三款 信用リスク削減手法の適用

第一目 総則（第一百四十三条）

第二目 担保の認識（第一百四十四条—第一百四十六条）

第三目 保証及びクレジット・リバティ取引の認識（第一百四十七条—第一百五十三条）

第七節 オペレーション・リスク（第一百五十四条）

第八節 保険事業に係る所要資本の統合（第一百五十五条）

第九節 所要資本における税効果（第一百五十六条）

第十節 非保険事業（第一百五十七条）

第六章 内部モデル手法（第一百五十八条—第一百七十二条）

第七章 子会社の取扱いに関する特例

第一節 子会社株式の取扱い（第一百七十三条—第一百七十六条）

第二節 子会社である外国の会社の取扱い

第一款 子会社化直後の特例手法（第一百七十七条・第一百七十八条）

第二款 摂除合算手法（第一百七十九条—第一百八十二条）

第八章 特例企業会計基準等適用法人等に関する特例（第一百八十三条—第一百八十五条）

附則

第一章 定義

第一条 この告示（第三十四号に掲げる用語にあっては、第八十二条及び第一百五十四条第二項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 金融商品等 金融商品、契約その他これらに類するものをいう。

二 投資信託等 投資信託その他これに類する商品をいう。

三 証券化商品 主に金融資産を原資産とし、当該原資産のキャッシュ・フローを裏付けとして発行される商品をいう。

四 再証券化商品 証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。

五 国債等 国債及び中央政府により保証された債券をいう。

六 適格格付機関 金融庁長官が別に定める格付機関をいう。

七 格付区分 適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分をいう。

八 子会社等 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）にあっては法第百十条第二項に規定する子会社等を、保険特殊会社（法第二条第十六項に規定する保険特殊会社をいう。以下同じ。）にあっては法第二百七十二条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。

九 連結子会社等 連結ベース（第十八号に規定する連結ベースをいう。次号及び第十一号において同じ。）の計算において、第六条及び第八条に規定する連結の範囲に含まれる子会社等及び議決権のない投資スキーム（多くの投資者から集めた資金により事業運営又は有価証券への投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組みであって、出資者が議決権を有しないものをいう。第二百七十二条の二十四第一項において同じ。）への投資をいう。

十 報告保険会社等 単体ベース（第十七号に規定する単体ベースをいう。次号において同じ。）又は連結ベースの計算をする場合における当該計算の報告の主体となる保険会社、外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）、免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下同じ。）及び保険特殊会社をいう。

十一 保険会社等 単体ベースの計算においては報告保険会社等を、連結ベースの計算においては報告保険会社等及び連結子会社等をいう。

十二 特例企業会計基準等適用法人等 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する報告保険会社等をいう。

十三 適格資本 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条、第一百六十二条、第一百九十九条第一項及び第二百十条の十一の三の規定に基づき、この告示に定めるところによりその額が

計算されるものをいう。

十四 所要資本 規則第八十七条、第六十二条、第九十条第二項及び第二百十条の十一の四の規定に基づき、この告示にその額を定めるものをいう。

十五 ソルベンシー・マージン比率 適格資本の額を所要資本の額で除した値をいう。

十六 基準日 ソルベンシー・マージン比率の算出を行う日をいう。

十七 単体ベース 経済価値ベースのバランスシート(第二十四号に規定する経済価値ベースのバランスシートをいう。次号において同じ。)、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人を計算の対象とすることをいう。

十八 連結ベース 経済価値ベースのバランスシート、適格資本の額、所要資本の額及びこれらの構成要素を算出するに当たって、保険会社及びその子会社等又は保険持株会社及びその子会社等を計算の対象とすることをいう。

十九 貸借対照表 保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる貸借対照表並びに外国保険会社等及び免許特定法人の規則第百四十条に規定する中間業務報告書に含まれる保険業の中間貸借対照表及び業務報告書に含まれる日本における保険業の貸借対照表をいう。

二十 連結貸借対照表 特例企業会計基準等適用法人等でない保険会社の規則第五十九条に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表並びに特例企業会計基準等適用法人等でない保険持株会社の規則第二百十条の十に規定する中間業務報告書に含まれる中間連結財務諸表における中間連結貸借対照表及び業務報告書に含まれる連結財務諸表における連結貸借対照表をいう。

二十一 連結貸借対照表(連結の範囲等調整後) 連結貸借対照表を基礎として、第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものをいう。

二十二 貸借対照表等 貸借対照表及び連結貸借対照表(連結の範囲等調整後)をいう。

二十三 経済価値評価 市場価格に整合的な評価又は市場に整合的な原則、手法及びパラメーターを用いる方法により導かれるキャッシュ・フローの現在価値に基づく評価をいう。

二十四 経済価値ベースのバランスシート 貸借対照表等に対し、第九条の規定に基づく組替え及び第十条の規定に基づく経済価値評価の額への評価替えを行ったもの並びに財政状態計算書(連結の範囲等調整後) (第四十七号に規定する財政状態計算書(連結の範囲等調整後)をいう。)に対し、第百八十四条の規定を適用して組替え及び評価替えを行ったものをいう。

二十五 規制上の準備金 次のイからホまでに掲げる額の合計額をいう。

イ 危険準備金の額

口 異常危険準備金(地震保険に関する法律施行規則(昭和四十一年大蔵省令第三十五号)第七条第一項に定める危険準備金を含む。)の額

ハ 価格変動準備金の額

二 配当準備金未割当部分(株式会社にあっては、契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える部分をいい、相互会社にあっては、社員配当準備金(社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含む。)のうち、社員に対する剩余金の分配として割り当てた額を超える部分をいう。)

ホ 連結ベースにあっては、外国の連結子会社等におけるイからニまでに掲げる額に相当する額(貸借対照表等の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十二条の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。)

二十六 特別勘定等 法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものをいう。

二十七 UPR 期待実質金利及び期待インフレ率から算出される超長期の短期フォワード・レートをいう。

二十八 LOT 深み、流動性及び透明性のある金融市場において、市場情報が観測可能な最後の年限をいう。

二十九 生命保険契約 法第三条第四項第一号に掲げる保険、同条第五項第一号に掲げる保険のうち再保険であって同条第四項第一号に掲げる保険に係るもの及び同条第五項第一号に掲げる保険のうち保険料又は保険料として收受する金額を運用することによって得られる収益の全部若しくは一部の金額の払戻しを約した保険契約(当該払戻しに係る部分に限る。)をいう。

三十 損害保険契約 法第三条第五項第一号に掲げる保険(前号、次号又は第三十二号に該当するものを除く。)及び同項第三号に掲げる保険に係る保険契約並びに同条第六項に規定する保証証券業務による保証をいう。

三十一 生命保険類似の第三分野保険契約 第三分野保険(法第三条第四項第二号若しくは同条第五項第二号に掲げる保険(以下この号において「第三分野の元受保険」という。)又は同項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険をいう。以下この号において同じ。)に係る保険契約であって、第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算又は同章第三節に規定する再保険回収額の計算を罹患及び障害その他これらに類するものの発生率に基づき行っていいる保険に係る保険契約をいう。

三十二 損害保険類似の第三分野保険契約 第三分野保険に係る保険契約であって、生命保険類似の第三分野保険契約に該当しない保険契約をいう。

三十三 生命保険契約等 生命保険契約及び生命保険類似の第三分野保険契約をいう。

- 三十四 損害保険契約等 損害保険契約及び損害保険類似の三分野保険契約をいう。
- 三十五 生命保険リスク 生命保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（第三十七号に該当するものを除く。）をいう。
- 三十六 損害保険リスク 損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。
- 三十七 巨大災害リスク 巨大災害により生命保険契約等及び損害保険契約等における実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。
- 三十八 市場リスク 実際の市場変動が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（次号に該当するものを除く。）をいう。
- 三十九 信用リスク 保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。
- 四十 オペレーションリスク 業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であり、若しくは機能しないこと又は外生的な事象により生じ得る危険（法的リスクを含み、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。
- 四十一 正味現在推計の額 第三章第二節第二款に規定する現在推計の額から同章第三節に規定する再保険回収額を控除したものをいう。
- 四十二 バリューアット・リスク 特定のポジションを一定期間維持すると仮定した場合において、将来の価格等の変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。
- 四十三 VaR99.5% 保有期間一年、信頼水準片側99.5%のバリューアット・リスクをいう。
- 四十四 子会社化直後の特例手法適用子会社 第百七十七条に規定する子会社化直後の特例手法の適用対象とした子会社等をいう。
- 四十五 控除合算手法適用子会社 第百七十九条に規定する控除合算手法の適用対象とした子会社をいう。
- 四十六 財政状態計算書 特例企業会計基準等適用法人等がその採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものをいう。
- 四十七 財政状態計算書（連結の範囲等調整後） 財政状態計算書を基礎として、第一百八十三条第二項において準用する第二章第二節の規定に基づき、連結の範囲等を調整したものとしいう。

第二章 総則

第一節 一般原則

（プロポーショナリティ原則）

第二条 報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、ある特定の要素又は方法を該当計算に用いた結果、得られる数値の質が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加す

ることを示すことができる場合には、当該特定の要素又は方法を適用しない又は簡素化することができる。

（裏付けとなる資産の特定）

第三条 この告示における投資信託等に関する計算は、可能な範囲で保有エクスポートの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づくものとする。

（格付け区分）

- 第四条 報告保険会社等は、この告示における計算に当たって、格付け区分を用いるものとする。
- 2 報告保険会社等は、保有するエクスポートのについて、報告保険会社等が格付けを利用している適格格付け機関のうち二以上の適格格付け機関によって格付けが付与されている場合であって、これらの格付けに対応する格付け区分が異なるときは、最上位の格付け区分から数えて二番目に上位の格付け区分を用いるものとする。ただし、当該最上位の格付け区分が複数の格付けに対応するものであるときは、当該最上位の格付け区分を用いるものとする。
- 3 保険会社等が保有するエクスポート（再保険契約に係るものを除く。）に対する格付け区分は個別格付け（特定の債務に付与された格付けをいい、短期格付けを除く。以下この条において同じ。）に基づくものとする。なお、当該エクスポートに対して個別格付けが付与されていない場合は、無格付とする。
- 4 前項の規定により無格付とされたエクスポートについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付け区分に対応するものとみなすことができる。
- 一 当該エクスポートの債務者が発行した当該エクスポートを除く他の債務に個別格付けが付与されている場合であって、当該エクスポートの弁済を受ける権利が当該他の債務に対して先順位又は同順位であるとき 当該個別格付けの格付け区分
- 二 当該エクスポートの債務者に債務者信用力格付け（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付けをいう。以下この条において同じ。）が付与されている場合であって、当該エクスポートについて他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するとき 当該債務者信用力格付けの格付け区分
- 三 当該エクスポートに短期格付けが付与されている場合 当該短期格付けの格付け区分
- 5 前項の規定にかかわらず、当該債務者の当該エクスポートを除く他の債務（当該エクスポートの弁済を受ける権利が当該他の債務に対し後順位又は同順位であるものに限る。）の個別格付け区分、当該エクスポートの債務者に債務者信用力格付けの格付け区分又は当該エクスポートの短期格付けの格付け区分のうち、最下位の格付け区分に基づく第百三十八条第一項に規定する信用エクスポートのリスク係数が当該エクスポートを無格付とした際の同項に規定する信用エクスポートのリスク係数より大きいときは、当該最下位の格付け区分に対応するも

官

報

水

日

23

月

7

年 7 和 令

のとみなすものとする。

6 前二項の規定において、当該個別格付が当該エクスボージャーと同一通貨建てのエクスボージャーに係るものでない場合には、当該個別格付に対応する格付区分を用いてはならない。

7 再保険契約に係るエクスボージャーの格付区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める格付区分に属するものとする。なお、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合は、無格付とする。

一 当該エクスボージャーの債務者が財務基盤又は保険金支払能力に関する格付をいう。以下この号において同じ。) を付与されている場合 当該財務力格付の格付区分

二 当該エクスボージャーの債務者が債務者信用力格付を付与されている場合であって、当該エクスボージャーが他の債権者に優先して弁済を受けける権利を有するとき (前号に掲げる場合を除く。) 当該債務者信用力格付の格付区分

8 報告保険会社等は、格付区分の判定に用いようとする格付が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該格付を用いてはならない。

一 格付が保険会社等 (ただし、連結ベースの計算を行う場合にあっては、連結子会社等以外の子会社等を含む。) による保証その他これに類するものを考慮している場合

二 格付における評価の対象が元本又は利息のいづれかのみであって、保険会社等の保有するエクスボージャーが元本及び利息に及ぼす場合その他格付における評価の対象が当該エクスボージャーと異なる場合

三 格付が広く一般に対して提供されていない又は閲覧に供されていない場合

(その他の一般原則)

第五条 報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、基準日と連結子会社等の事業年度の末日 (中間期末にあっては、中間会計期間の末日とする。以下この項及び次項において同じ。) との差異が三月を超えない場合は、当該連結子会社等に係る計算において当該連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎とすることができる。

2 この告示における計算に当たっては、基準日時点の為替レートを用いて日本円に換算するものとする。ただし、前項の規定により、連結子会社等に係る計算を連結子会社等の事業年度の末日時点における財政状態、市場から得られる情報その他の必要なパラメーターを基礎として行う場合においては、当該連結子会社等に係る計算に当たって、当該連結子会社等の事業年度の末日時点における為替レートを用いて日本円に換算するものとする。

3 この告示における計算に当たっては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象として次の各号に掲げるものは、計算に反映しないものとする。

一 単体ベースの計算にあっては、基準日時点の保険会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された貸借対照表が含まれる計算書類 (国外保険会社等及び免許特定法人にあっては、法第百九十六条第三項に規定する書類及び附属明細書) に反映されていないもの。

二 連結ベースの計算にあっては、基準日時点の保険会社等及び持分法 (連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下同じ。) が適用される子会社等の財政状態に影響を及ぼす事象のうち、取締役会により承認された連結貸借対照表が含まれる連結計算書類に反映されていないもの。

4 外国保険会社等及び免許特定法人にあっては、この告示における計算に当たって、日本における業務を計算の対象とするものとする。

第二節 連結の範囲等

(連結の範囲)

第六条 報告保険会社等は、連結ベースの計算に当たって、連結貸借対照表において連結の範囲に含まれる子会社等及び金融子会社 (報告保険会社等の子会社であって、報告保険会社等が保険会社である場合にあっては法第六十六条第一項第一号から第十二号まで、第十七号及び第十八号に掲げる会社、保険持株会社である場合にあっては法第二百七十二条の二十二第一項第一号から第十二号まで、第十六号及び第十七号に掲げる会社並びに法第二百七十二条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受け子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。) のうちソルベンシー・マージン比率に重要な影響を与える子会社を連結の範囲に含めるものとする。

2 連結貸借対照表において連結の範囲に含まれない議決権のない投資スキームへの投資は、個別又は総体としてグループ全体の健全性に重要な影響を及ぼす場合に連結の範囲に含めるものとする。

3 保険会社等が組成した証券化商品は、別表一に掲げるものに限り、連結の範囲から除くことができる。

(保険事業と非保険事業)

第七条 連結ベースの計算に当たって、保険会社等及び持分法が適用される子会社等は、保険事業と非保険事業に分類するものとする。

2 前項の保険事業には、保険会社等又は持分法が適用される子会社若しくは関連会社 (連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。第百四十八条第一項第一号ロにおいて同じ。) であって、次の各号に掲げるものを分類するものとする。ただし、報告保険会社等は保険事業に分類されるものとする。

一 法第六条第一項第一号又は第二百七十二条の二十二第一項第一号に規定する生命保険会社

二 法第六条第一項第二号又は第二百七十二条の二十二第一項第二号に規定する損害保険会社

三 法第六条第一項第二号の二又は第二百七十二条の二に規定する少額短期保険業者

四 法第六条第一項第八号又は第二百七十二条の二十二第一項第二号の二に規定する少額短期保険業者

五 法第六条第一項第十二号イ又は第二百七十二条の二十二第一項第十二号イに規定する從属業務を専ら當む会社のうち、前各号に掲げる会社のためにその業務を営んでいるもの

六 法第六条第一項第十七号又は第二百七十二条の二十二第一項第十六号に規定するものであつて、保険特殊会社及び少額短期保険特殊会社である会社

七 法第六条第一項第十八号又は第二百七十二条の二十二第一項第十七号に規定するものであつて、保険特殊会社及び少額短期保険特殊会社に類する外国の会社

八 法第二百七十二条の二十二第一項各号に掲げる会社以外の会社であつて内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうち、前各号に類する会社

3 第一項の非保険事業には、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等であつて、前項に掲げる会社以外のものを分類するものとする。

(連結貸借対照表からの調整)

第八条 報告保険会社等は、次の各号に規定する方法に基づき、連結貸借対照表における取扱いによる会社以外のものを分類するものとする。

（連結貸借対照表からの調整）

一 前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャー（共同支配の当事者が、その取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めをいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものは、比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している保険会社等に帰属する部分を認識する方法をいう。第三号及び第百七十三条第一号において同じ。）を適用し、連結の範囲に含めるものとする。

二 前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャー（共同支配の当事者が、その取決めの純資産に対する権利を有している場合の共同支配の取決めをいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものは、持分法を適用するものとする。なお、当該方法を適用することが実務上困難な場合には、持分法を適用するものとする。

三 前条第三項の非保険事業に分類される会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・ベンチャーとして支配されているとされたものは、持分法を適用するものとする。

三 前条第二項各号に掲げる会社のうち、連結貸借対照表においてジョイント・オペレーション（共同支配の当事者が、その取決めに関する資産に対する権利及び負債に対する義務を有している場合の共同支配の取決めをいう。次号において同じ。）として支配されているとされたものであつて、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識されるものとする。

レーリーとして支配されているとされたものであつて、自らの資産、負債及び取引並びに当事者に共通して発生した資産、負債及び取引に対する持分が連結貸借対照表で認識されるものは、持分法を適用するものとする。

第三章 経済価値ベースの評価

第一節 総則

(経済価値ベースのバランスシート)

第九条 経済価値ベースのバランスシートの資産の部、負債の部及び純資産の部は、それぞれ貸借対照表等における資産の部、負債の部及び純資産の部を基礎として、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより組替えを行うものとする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては組替えを行わないものとする。

一 投資信託等 第三条の規定に基づき、保有エクスポートヤーの裏付けとなる資産等に計上する。

二 第三節に規定する再保険回収額 資産の部に計上する。

三 保険約款貸付 資産の部に計上する。

四 自動車損害賠償責任保険契約（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をいう。次条及び第八十二条において同じ。）に係る責任準備金及び支払準備金 その他の準備金に計上する。

五 規制上の準備金 純資産の部に計上する。

六 自動車損害賠償責任保険契約（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をいう。次条及び第八十二条において同じ。）に係る責任準備金及び支払準備金 その他の準備金に計上する。

七 次条に規定する評価替えを行うことに伴い、組替えを行うことが適切なもの 適切な項目に計上する。

(経済価値評価の方法)

第十条 経済価値評価の額は、次の各号に定めるところにより評価替えを行った額とし、次の各号に定めるもの以外のものは貸借対照表等計上額とする。ただし、連結ベースの計算に当たっては、非保険事業に係るものについては、評価替えを行わないものとする。

一 責任準備金、支払準備金及び契約者配当準備金（相互会社にあっては社員配当準備金をいう。第一百五十六条第三号ロにおいて同じ。）は、次に掲げるものを除き、次節第一款に定めるところにより計算した経済価値ベースの保険負債の額及び第三節に定めるところにより計算した再保険回収額に評価替えを行う。

イ 自動車損害賠償責任保険契約に係るもの

ロ 地震保険契約（地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう。第八十二条において同じ。）に係るもの

- ハ、規制上の準備金に含まれるもの
- 二 資産の部及び負債の部に計上される金融商品等の額は、次に掲げるものを除き、時価に評価替えを行う。この場合において、負債の部に計上される金融商品等の評価替えを行うに当たっては、保険会社等自らの信用状態の変化を考慮しないものとする。
- イ 負債の部に計上され、第四章に規定する適格資本の額に含まれるもの
- ロ 子会社株式及び関連会社株式
- ハ、持分法が適用される保険事業に係る持分法による評価額
- 三 外国通貨建ての子会社株式の額及び関連会社株式の額は、基準日時点における為替レートを用いて日本円に換算した額に評価替えを行う。
- 四 不動産の額及び借地権の額は、時価に評価替えを行う。
- 五 貸借対照表上の退職給付引当金の額及び前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行う。
- 六 繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、第四節に定めるところにより計算した額に評価替えを行う。
- 七 繰延資産及び基準日以降に支払期日が到来し第十四条に規定する契約の境界線以前の日に収入する予定の保険料を資産の部に計上している場合は、それらの額は0に評価替えを行う。
- 八 保険料款貸付の額は、時価に評価替えを行う。
- 第二節 保険契約の評価
- 第一款 経済価値ベースの保険負債
- (経済価値ベースの保険負債の額)
- 第十一条 保険会社等が引き受けている保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 第三十一条に規定する保険契約以外の場合 次款に規定する現在推計の額及び第四款に規定するMOCEの額の合計額
- 二 第三十一条に規定する保険契約の場合 第五款に規定する資産ポートフォリオによって複数可能な保険契約の評価額
- 2 前項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たって、一の保険契約は同項各号のいずれか一方のみに該当するものとする。ただし、特別勘定等を設けた保険契約であって、そのうちの一部のみが同項第二号に掲げる場合に該当する場合には、当該一部は同号に定める額により、当該保険契約のうち当該一部以外は同項第一号に定める額により評価することができる。
- 3 第一項の規定により経済価値ベースの保険負債の額を評価するに当たっては、保険会社等が契約の当事者となった全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識するもの

とする。なお、保険会社等が保険契約の当事者となり、契約内容を一方的に修正し、又は解除することができない状態となつた場合には、保険責任が開始する前であっても、当該保険契約を認識するものとする。

第二款 現在推計

(現在推計の額の計算)

- 第十二条 現在推計の額は、次条に定めるところにより計算した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを次款に規定する割引率のうち当該保険契約に係るもので割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均とする。この場合において、現在推計の額は、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものとする。
- 2 現在推計の額に当たっては、保険会社等自らの信用状態を考慮するものとする。
- 3 現在推計の額の算出に当たっては、次の各号に掲げるものに起因する不確実性を考慮するものとする。
- 一 保険金、返戻金その他の給付金（以下「保険金等」という。）の発生タイミング、頻度及び損傷度
- 二 保険金等の額及びインフレーション
- 三 保険金等の決済に要する期間
- 四 経費の額
- 五 保険契約者行動（受け取る保険金等の額、タイミング又は性質を変更する保険契約者の契約上の権利に基づく行動をいう。以下同じ。）
- (保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算)
- 第十三条 現在推計の額の基礎となる保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる保険契約上の債務を履行することに関連するキャッシュ・フロー（既経過責任に係るものも含む。）をいい、この条の規定に基づき計算するものとする。
- 2 保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。
- 一 保険金等
- 二 直接経費及び間接経費（法人税等（法人税その他の利益又は剩余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。第三十五条において同じ。）及び第四十条第一号イに掲げる無形固定資産に係る減価償却費を除く。）
- 三 保険料
- 四 当該保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業の内容の変更が制限されているこ

- れと同様の事業を営む事業体をいう。次項第一号及び別表一において同じ。) 以外に係る代位 (保険法(平成二十年法律第五十六号)第二十四条及び第二十五条に規定する代位をいう。) に係る支払及び回収
- 五 将来の裁量給付
- 六 保険金の額を確定するために必要となるその他の支出
- 3 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものは考慮しないものとする。
- 一 保険契約に関連する再保険契約及び特別目的会社から生じるもの
- 二 保険料(基準日以前に支払期日が到来する未収保険料を資産計上している場合に限る。)
- 三 未収保険料(基準日以前に支払期日が到来する未収保険料を資産計上している場合に限る。)
- 4 第二項第二号に掲げる直接経費及び間接経費は、保険契約に関連する全ての経費を含めるものとし、保険会社等が将来にわたって事業活動を継続する前提で見積るものとする。
- 5 第二項第五号に掲げる将来の裁量給付は、契約者配当、保証利率の引上げに伴う保険金等の増額部分その他の非保証金額の全てを含めるものとし、将来期待される経験、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオ及び保険契約者の合理的な期待と整合的なものとする。
- 6 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げるものを反映するものとする。
- 一 将来の人口動態、法律、医療、技術、社会及び経済の発展
- 二 インフレーション
- 三 保証とオプション
- 四 保険契約者行動
- 7 前項第二号に掲げるインフレーションは、物価運動国債(物価運動国債の取扱いに関する省令(平成十六年財務省令第七号)第一条に規定する物価運動国債をいう。)から算出されるブレーク・イーブン・インフレ率、消費者物価指数その他これに類する指標及びIFERIに反映されている期待インフレ率(別表四に定める通貨に応じたIFERIに反映されている期待インフレ率をいう。)等を参照のうえ、次款第一目に規定するイールド・カーブと整合的な手法に基づき算出されるものとする。
- 8 第六項第三号に掲げる保証とオプションは、契約者配当を含む保険契約の対象となるリスクに関する全ての支払を考慮するものとし、次款第二目に規定する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオと整合的に評価するものとする。
- 9 第六項第四号に掲げる保険契約者行動は、将来期待される保険契約者の行動を表していると認められる範囲で、可能な限り適切な統計情報及び経験上の証拠に基づくものとし、次款第二目に規定

- する調整後スプレッドを考慮したイールド・カーブを含む経済シナリオと整合的なものとする。
- 10 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算に当たっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たすマネジメント・アクションを考慮することができる。この場合において、マネジメント・アクションの実施に必要な期間並びに当該マネジメント・アクションの実施により生じる全ての追加的な費用及び関連する保険契約者行動の変化を考慮するものとする。
- 一 客観的、現実的かつ検証可能であること。
- 二 保険契約者に対する保険会社等の義務及び保険会社等に適用される法令(外国の法令を含む。)に矛盾しないこと。
- 三 基準日時点の保険会社等の事業慣行及び事業戦略に整合的であること(ただし、保険会社等が事業慣行又は事業戦略を変更することを実証できる場合は、この限りでない。)。
- 四 特定の状況下で実行されることが合理的に予想可能であること。
- (契約の境界線)
- 第十四条 認識している保険契約に係る将来キャッシュ・フローのうち次の各号に掲げる日のいずれか早い日(以下「契約の境界線」という。)より後に収入する保険料の支払を保険会社等が保険契約者に対して強制できること及び強制させる意図があることを示すことができない場合には、当該保険料及びこれに関連する将来キャッシュ・フローは現在推計の額の計算において考慮しないものとする。
- 一 保険会社等が、当該保険契約を終了させる又は支払期日が到来した保険料の受領を拒否することができる一方的な権利を有する日
- 二 保険会社等が、当該保険契約の保険料又は保険金等を変更することにより、当該保険料に当該保険契約のリスクを完全に反映させることができる一方的な権利を有する日
- (損害保険契約等の現在推計の額の算出に関する簡便手法)
- 第十五条 損害保険契約等の未経過責任に係る現在推計の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法で算出することができる。
- 一 次の算式により第十二条の規定に従い計算する現在推計の額を合理的に近似することができる場合 当該算式
- $$(CR - AER) * UPR + (CR - 1) * PVFP$$
- CRRは、コンバインド・レシオ
AERは、新契約費率
UPRは、未経過保険料(次号において同じ。)
PVFPは、契約の境界線以前の日における将来保険料の現在価値(現在価値の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般パケットの調整後スプレッドを用いて次条に規定する割引率算出の

ためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。)

- 二 第十二条の規定に従い計算する現在推計の額の重要性が低いことその他の合理的な理由により前号に掲げる方法以外の簡単な方法が必要となる場合、かつ、コンバインド・レシオが1未満の場合は、

UPR

第三款 割引率

第一目 イールド・カーブ

(割引率算出のためのイールド・カーブ)

第十六条 割引率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法(イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、LOT以前の年限における市場で観測することができる金利及びUFRを用いてLOTを超える年限の金利を算出するモデルをいう。次条において同じ。)により算出されるイールド・カーブによるものとする。

- 一 第一区分 流動性の高い金利スワップ又は国債(別表二に定める通貨に応じ採用する金融商品等をいう。次条第一号において同じ。)から得られる市場金利(ただし、金利スワップにあっては、信用状態に関する調整を行ったものとする。同号及び第五条第二項において同じ。)に第二目に規定する調整後スプレッドを加算したもの。
- 二 第二区分 第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの。
- 三 第三区分 別表四に定める通貨に応じたUFRにUFRスプレッド(別表五に定める通貨に応じたUFRスプレッドをいう。)を加算したものをフォワード・レートとするもの。

- 2 前項第一号の第一区分は、別表三に定める通貨に応じたLOTまでの期間とする(次条第一号において同じ。)。
- 3 第一項第二号の第二区分は、LOT後、LOTに三十年を加算した年数及び六十年のうちいざれか大きい年数(次項及び第二十七条第三項において「収束年限」という。)までの期間とする(次条第二号において同じ。)。
- 4 第一項第三号の第三区分は、収束年限後の期間とする(次条第三号において同じ。)。

第十七条 リスクフリー・レートのイールド・カーブは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに基づきスミス・ウィルソン法により算出されるイールド・カーブとする。

- 一 第一区分 流動性の高い金利スワップ又は国債から得られる市場金利
- 二 第二区分 第一区分と第三区分を補間することにより算出されるもの
- 三 第三区分 別表四に定める通貨に応じたUFRをフォワード・レートとするもの

第二目 調整後スプレッド

(調整後スプレッドの区分)

第十八条 調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオ(保険会社等が引き受けている保険契約の集合をいう。以下この目において同じ。)を次の各号に掲げるパケットに分類して算出するものとする。

- 一 トップパケット
- 二 ミドルパケット
- 三 一般パケット

2 一つの保険契約ポートフォリオには、異なる通貨建ての保険契約を含んではならない。ただし、第二十一条各号に掲げる要件の判定に当たっては、保険契約者に将来の保険料を変更するオプションが付与されており、保険会社等に当該保険料に対する数量がない保険契約に限り、当該オプションに係る部分とそれ以外の部分に分離し、異なる保険契約ポートフォリオに含めることができる。

(トップパケットの適格性要件)

第十九条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、前条第一項第一号に掲げるトップパケットに分類することができる。

- 一 当該保険契約ポートフォリオを裏付けた資産ポートフォリオが特定され、当該保険契約ポートフォリオ以外の保険契約ポートフォリオから生じる損失を補てんするために用いられることが、区分して管理されていること。
- 二 次のイからハまでに掲げる要件のいざれかを満たすこと。

イ 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、解約時に解約返戻金のない生命保険契約等であること。

ロ 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されないこと。

ハ 基準日時点及び全ての将来時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオ(前号の要件を満たす資産ポートフォリオであって、第二十一条に規定する適格資産以外の資産を含むものをいう。以下この款において同じ。)の時価を超えないこと。

三 当該保険契約ポートフォリオ及び特定された資産ポートフォリオが、キャッシュ・フロー・テストを満たすこと。

四 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約に将来保険料が含まれないこと。

(キャッシュ・フロー・テスト)

第二十条 前条第三号の「キャッシュ・フロー・テスト」とは、LOTまでの全ての年限における次の

各号に掲げる要件の全てをいう。

一 次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s \leq t} \max(0, COF_s^L - CF_s^A) \leq 10\% \times \sum_{s \leq t} COF_s^L$$

COF_s^Lは、年限sにおける保険契約ポートフォリオの保険金等のキャッシュ・アウト・フロー（次号において同じ。）

CF_s^Aは、年限sにおける特定された資産ポートフォリオから生じるキャッシュ・アウト・フロー（次号において同じ。）

二 次の算式を満たすこと。

$$\sum_{s \leq t} (CF_s^A - COF_s^L) \geq 0$$

2 前項第一号及び第二号の算式において、特定された資産ポートフォリオが対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合であって、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされているときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

（ミドルバケットの適格性要件）

第二十一条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第二号に掲げるミドルバケットに分類することができる。

一 当該保険契約ポートフォリオを裏付ける資産ポートフォリオが特定された資産ポートフォリオであること。

二 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約の保険契約者に解約オプションが付与されていないこと又は基準日時点において当該保険契約ポートフォリオの解約返戻金の合計額が特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価（当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約を再保険に付している場合は、次節に規定する再保険回収額を含むものとする。この場合において、第三十三条に規定する再保険回収額の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般パケットの調整後スプレッドを用いて第十六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。第四号において同じ。）を超えないこと。

三 当該保険契約ポートフォリオに関する第五章第二節第五款に規定する範囲及び失効リスクの額が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の5%を超えないこと。この場合において、解約及び失効リスクの額並びに現在価値の算出に当たっては、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

四 特定された資産ポートフォリオの基準日時点における時価が、当該保険契約ポートフォリオの将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均よりも大きいこと。この場合において、現在価値の算出に当たっては、第二十八条に規定する一般パケットの調整後スプレッドを用いて第六条に規定する割引率算出のためのイールド・カーブに基づく割引率を使用するものとする。

五 当該保険契約ポートフォリオに含まれる保険契約が、次のイからハまでに定める要件のいずれかを満たすこと。

イ 将来保険料が含まれないこと。

ロ 契約上固定された将来保険料のみが含まれること。

ハ 保険会社等の裁量による将来保険料のみが含まれること。

（一般バケットへの分類）

第二十二条 保険契約ポートフォリオは、第十八条第一項第一号に掲げるトップバケット又は同項第二号に掲げるミドルバケットに分類されない場合には、一般バケットに分類するものとする。ただし、第五款に規定する資産ポートフォリオによって複数可能な保険契約は、この限りでない。（調整後スプレッドにおける適格資産）

第二十三条 次条のトップバケットの調整後スプレッドの計算及び第二十六条のミドルバケットの加重平均調整後スプレッドの計算における適格資産は、次の各号に掲げる資産をいう。

一 国債等

二 社債（新株予約権付社債を除く。）

三 地方債

四 貸付金

五 住宅ローン担保証券

六 商業用不動産担保証券

七 仕組債券（保険リンク証券を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、発行者の裁量で行使されるコールオプションの特性を持つ資産は、オプションの行使が損失にならないこと及びオプションが行使された場合でも売却（代金で額外の資産を購入することその他これに類する行為により、オプション行使前の資産及び負債の総合的な管理に影響を及ぼさないことが合理的に予測できないときは、適格資産に該当しないものとする。（トップバケットの調整後スプレッドの計算）

第二十四条 トップバケットの調整後スプレッドは、第十九条に規定するところによりトップバケットに分類した保険契約ポートフォリオごとに特定された資産ポートフォリオにおける適格資産（以下この条において「トップバケット資産」という。）について、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対する平均スプレッドとして得られた値とする。

2 前項の「第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対する平均スプレッド」は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 トップパケット資産(保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産にあっては、為替リスクが完全にヘッジされているものに限る。)のリスク修正控除後スプレッド(ある資産の第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに対するスプレッドから、当該資産に係る信用リスクに相当する値を控除したもの)をいう。以下この目において同じ。)を算出する。た

だし、投資不適格(格付区分が4より下位又は債務不履行状態であるものをいう。第二十六条第三項第一号及び第九十八条第二項において同じ。)又は無格付のトップパケット資産のリスク修正控除後スプレッドは、保有する同一の通貨及び年限の格付区分4のトップパケット資産におけるリスク修正控除後スプレッドを上限とし、該当するトップパケット資産を保有しない場合には

、第二十六条に規定するミドルパケットにおける同一の通貨及び年限区分の格付区分4に対応する資産に対応するリスク修正控除後スプレッドを用いるものとする。

二 前号に規定するトップパケット資産のリスク修正控除後スプレッドを、トップパケット資産のエクスボーラーで加重平均して得られる値とする。

3 前項第一号の計算において、トップパケット資産が保険契約ポートフォリオと異なる通貨でありかつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、リスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとする。

(トップパケットの割引率)

第二十五条 トップパケットの割引率は、第十六条第一項の規定にかかわらず、第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブに前条に規定するトップパケットの調整後スプレッドを全ての年限に一律加算したものによるものとする。

(ミドルパケットの加重平均調整後スプレッドの計算)

第二十六条 第二十一条に規定するところによりミドルパケットに分類した保険契約ポートフォリオの加重平均調整後スプレッドは、当該保険契約ポートフォリオごとに次の算式により得られた値とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$\omega_{\text{国債}} \times \text{Spread}_{\text{国債}}$

$$+ \omega_{\text{格付区分1}} \times \left(\sum_{\text{年限区分1}} \omega_{\text{格付区分1}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分1}} \right)$$

$$+ \omega_{\text{格付区分2}} \times \left(\sum_{\text{年限区分2}} \omega_{\text{格付区分2}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分2}} \right)$$

$$+ \omega_{\text{格付区分3}} \times \left(\sum_{\text{年限区分3}} \omega_{\text{格付区分3}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分3}} \right)$$

$$+ \omega_{\text{格付区分4}} \times \left(\sum_{\text{年限区分4}} \omega_{\text{格付区分4}} \times \text{Spread}_{\text{格付区分4}} \right)$$

①国債とは、国債等のウェイト

年限区分は、次の表に掲げる満期までの残存期間の区分に応じた年限の区分

| 年限区分 | 3年未満 | 3年以上 | 5年以上 | 10年以上 | 15年以上 | 20年以上 |
|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 年限区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| ① | | | | | | |

①格付区分iは、格付区分iに応じる資産のウェイト

①格付区分iは、格付区分iにおける年限区分jに応じる資産のウェイト

Spread_{国債}は、国債等に対応するリスク修正控除後スプレッド(第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブが金利スワップの金利に基づく通貨の場合において、金利スワップの

金利と国債金利との差額の過去平均に30%を乗じた値に基づく値をいう。)

Spread_{格付区分j}は、年限区分jに含まれる格付区分iに応じる仮想的な資産に対応するリスク修正控

除後スプレッド

一 ① 第二十一条に規定するところによりミドルパケットに分類した保険契約ポートフォリオに係る特定された資産ポートフォリオにおける適格資産(以下この条及び次条において「ミドルパケット資産」という。)について、当該資産に属する国債等の時価の合計額をミドルパケット資産全体の時価の合計額で除した値

二 ① 格付区分1に応じるミドルパケット資産(国債等を除く。)の時価の合計額をミドルパケット資産全体の時価の合計額で除した値

三 ① 格付区分1 格付区分1に応じるミドルパケット資産について、年限区分jに応じる当該資産(国債等を除く。)の時価の合計額を、格付区分1に応じるミドルパケット資産の時価の合計額

で除したものとする。

2 前項各号において、ミドルバケット資産が保険契約ポートフォリオと異なる通貨の資産を含む場合は、為替リスクが完全にヘッジされている場合に限り、当該資産を^の格付区分^{及び}格付区分^の年限区分

の計算に含めるものとする。

3 前二項の計算において、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める格付区分に該当するものとして取り扱うものとする。

一 投資不適格又は無格付の資産 格付区分4

二 保険款貸付 格付区分1

4 ミドルバケット資産が、保険契約ポートフォリオと異なる通貨であり、かつ、当該資産の為替リスクが完全にヘッジされている場合には、第一項の計算において当該資産のリスク修正控除後スプレッドを考慮するものとする。この場合においては、当該資産のリスク修正控除後スプレッドからヘッジコストを控除するものとし、ローリングヘッジ(満期のあるデリバティブ取引において、銘柄の乗換え等により満期日以降も継続することでヘッジ期間を延長することをいう。次条第二項第二号において同じ。)を行っているときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後におけるリスク修正控除後スプレッドに20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨、当該資産の通貨を正味オーブン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を控除するものとする。

(ミドルバケットの調整後スプレッドの計算)

第二十七条 ミドルバケットの調整後スプレッドは、次の算式により得られた値とする。この場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

調整後スプレッド一般

$$+ \text{TOM比率} \times \max [90\% \times \text{加重平均調整後スプレッド} - \text{調整後スプレッド一般}, 0]$$

加重平均調整後スプレッドは、前条に規定するところにより得られた値
調整後スプレッド一般は、次条に規定する一般バケットの調整後スプレッド

一 TOM比率 次の算式により算出される値とする。

$$\text{TOM比率} = \min \left(\frac{M}{\min(LOT, \text{負債の存続期間})}, 100\% \right)$$

負債の存続期間は、その年限以降において保険契約ポートフォリオからキャッシュ・フローが生じないと考えられる最小の年限

LOTは、保険契約ポートフォリオの通貨に対応する別表三に定めるLOT

二 M 次のイ及びロに掲げる全てを満たす最終の年限とする。ただし、Mは0以上、負債の存続期

間以下とする。
イ 次の算式を満たす

$$\sum_{s,t} \max(0, \text{COF}_s^L - \text{CIF}_s^L - \text{CF}_s^A) \leq 10\% \times \sum_{s,t} \text{COF}_s^L$$

CIF_s^L は、年限sにおける保険契約ポートフォリオの保険料及びその他のこれに類するもののキャッシュ・フロー(ロにおいて同じ。)
 CF_s^A は、年限sにおける特定された資産ポートフォリオにおけるミドルバケット資産、現金及び非投資目的の流動性資産から生じるキャッシュ・フロー並びに発行者の数量で行使されるコールオプションの特性を持つ債券における基準日後最初の償還可能日までのキャッシュ・フロー(ロにおいて同じ。)

ロ 次の算式を満たす

$$\sum_{s,t} (\text{CF}_s^A + \text{CIF}_s^L - \text{COF}_s^L) \geq 0$$

2 前項第二号の CF_s^A において、対応する保険契約ポートフォリオと異なる通貨建ての資産を含む場合には、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、当該資産のキャッシュ・フローを考慮するものとする。この場合においては、ヘッジコストを資産のキャッシュ・フローから控除するものとし、第二号に該当するときは、当該ヘッジコストを控除することに加え、ヘッジコスト控除後ににおける当該資産のキャッシュ・フローに20%又は別表十四において当該保険契約ポートフォリオの通貨を基準通貨、当該資産の通貨を正味オーブン・ポジションの通貨とした変動率に50%を乗じた値のうちいずれか小さい値を乗じた値を当該資産のキャッシュ・フローから控除するものとする。

一 為替リスクにより得られた値とする。

二 為替リスクに対するローリングヘッジを実施しており、当該ヘッジの更新が一月より高頻度で行われていないこと。

3 第一項の算式により得られる値は、同項第二号に規定するM以前の各年限に一律に適用するものとする。この場合において、当該Mより後の年限におけるミドルバケットの調整後スプレッドは、次の算式により得られる値を同項の算式により得られた値から控除した値とする。

$$\text{同項の算式により得られた値} - \text{次条に規定する一般バケットの調整後スプレッド} \times (t - M)$$

収束年限 - M

tは、適用する年限。

Mは、同項第二号に規定するM

(一般パケットの調整後スプレッド)

第二十八条 一般パケットの調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオの通貨ごとに、保険業を営む者（これに準する外国の者を含む。以下同じ。）の保有資産を考慮して設定した仮想的な資産ポートフォリオを用いて第二十六条第一項に規定する算式を適用して算出した値に80%を乗じたものとする。

第四款 MOCE

(MOCEの額の計算)

第二十九条 MOCEの額（保険負債の額の評価において、保険契約上の債務に関連するキャッシュ・フローに内在する不確実性を考慮するために現在推計の額に上乗せされるマージンの額をいう。第四十七条第三項第一号及び第五百七十五条第二項において同じ。）は、次の算式に基づき算出する。

$$\text{資本コスト率} \times \sum_{t=0}^{\infty} \frac{\text{推計所要資本}(t)}{(1 + \text{割引率}(t))^t}$$

資本コスト率は、3%

推計所要資本(t)は、基準日からt年経過時点における推計所要資本の額

割引率(t)は、日本円における第十七条に規定する年限t年のリスクフリー・レートのイールド・カーブ

(推計所要資本の額の計算)

第三十条 前条の算式における「基準日からt年経過時点における推計所要資本の額」は、基準日からt年経過時点における保有保険契約（現在推計の額及び再保険回収額の計算における前提条件に基づき当該時点まで推移した、第十一条第三項（第三十三条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に従い基準日点において保険会社等が認識する保険契約をいう。以下この条において同じ。）に基づく次の各号に掲げるリスクの額を基礎として、第五章及び第六章に定める方法

のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合した額とする。ただし、次の各号に掲げるリスクの額は0とする。

- 一 生命保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げるものをいう。）
- 二 損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）
- 三 巨大災害リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げるものをいう。ただし、引き受けることが期待される新規保険契約に係る額を除く。）
- 四 再保険に係る信用リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額のうち再保険に係るものをいう。）
- 五 オペレーション・リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるものをいう。）

2 基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく前項各号のリスクの額は、第五章及び第六章に定める計算方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する計算方法を適用することにより算出した額とする。

3 前項に規定する方法の計算が困難な場合には、次の各号に掲げるリスクの額の区分に応じ、当該各号に定める方法により基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく第一項各号のリスクの額をそれぞれ算出することができる。

一 第一項第一号から第三号までに掲げるリスクの額 基準日におけるリスクの額のサブリスクの額（当該リスクの額の構成要素であるリスクの額をいう。以下この号において同じ。）に対して

、当該サブリスクの額の基準日からt年経過時点におけるランオフ・パートン（基準日時点のあるリスクの額に対する、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づく当該リスクの額の割合を近似する適切な指標をいう。以下この項において同じ。）を乗じることにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくサブリスクの額を算出し、これにより得られたそれぞれのサブリスクの額を、第五章及び第六章に定める方法のうち、所要資本の額の計算に当たって報告保険会社等が採用する方法により統合することにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

二 第一項第四号及び第五号に掲げるリスクの額 基準日におけるリスクの額に対して、当該リスクの額の基準日からt年経過時点におけるランオフ・パートンを乗じることにより、基準日からt年経過時点における保有保険契約に基づくリスクの額を算出する方法

4 前各項の算出に当たって、基準日からt年経過時点における外貨建ての額を日本円に換算する場合には、基準日における日本円と当該外國通貨の第十七条に規定するリスクフリー・レートのイールド・カーブから計算される年限t年のフォワード為替レートを用いるものとする。

第五款 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約

(資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の定義)

第三十一条 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約は、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、市場価格が観測可能な金融商品等を用いて高い信頼性をもって複製することができると（保険契約に関連する将来キャッシュ・フローが、いかなる場合においても市場価格が観測可能な金融商品等によるキャッシュ・フローで正確に再現できることをいう。）保険契約をいう。ただし、次の各号に掲げる場合には、保険契約に関連する将来キャッシュ・フローは、高い信頼性をもって複製することができないものとする。

- 一 現在推計の額が、死亡率又は罹患及び障害に係る発生率に依存している場合
- 二 保険契約に関連する経費が、高い信頼性をもって複製することができない場合

2 前項において、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等は、深み、流動性及び透明性のある金融市場において取引されるものとする。

(資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額)

第三十二条 資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額は、前条に規定する当該保険契約に関する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格とする。

第三節 再保険回収額

(再保険回収額の計算)

第三十三条 再保険回収額は、保険会社等が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均とする。

2 再保険回収額の算出に当たっては、出再先の債務不履行に起因する再保険金等(再保険金、再保険配当金及び出再手数料をいう。次項第一号及び第六項において読み替えて運用する第十四条第二号において同じ。)の回収の不確実性を考慮するものとする。

3 再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、基準日以降に生じる再保険契約に係るキャッシュ・フロー(再保険貸(外国再保険貸を含む。以下同じ。)に含まれない既経過責任に係るもの)を含む。)をいい、少なくとも次の各号に掲げるものを含むものとする。ただし、第十一条第三項の規定に従い基準日時点において保険会社等が認識する保険契約に対応するものに限る。

- 一 再保険金等
- 二 再保険料
- 三 前項の再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、再保険契約に付された保険契約に係る将来キャッシュ・フローと整合的な前提条件を用いて計算するものとする。
- 4 前項の再保険契約に係る将来キャッシュ・フローは、再保険契約に付された保険契約に係る将来キャッシュ・フローと整合的な前提条件を用いて計算するものとする。
- 5 再保険回収額の計算に当たっては、第十一条第三項の保険契約の認識に係る規定を準用する。この場合において、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約」とあるのは「再保險契約」と、「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、「保険責任」とあるのは「再保險契約に係る保険責任」と読み替えるものとする。
- 6 再保険回収額の計算に当たっては、第十四条の契約の境界線に係る規定を準用する。この場合において、同条中「保険契約」とあるのは「再保険契約」と、「保険料」とあるのは「再保険料」と、「保険会社等」とあるのは「受再保険会社」と、「保険契約者」とあるのは「保険会社等」と、「当該保険料」とあるのは「当該再保険料」と、「現在推計の額」とあるのは「再保険回収額」と、「同条第一号及び第二号中「当該保険契約」とあるのは「当該再保険契約」と、同号中「保険金等」とあるのは「再保険金等」と読み替えるものとする。
- 7 再保険回収額の計算に当たっては、再保険に付された保険契約の現在推計の額に適用される割引

率と整合的な割引率を用いるものとする。

第四節 税効果

(経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額)

第三十四条 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額

ロ 貸借対照表等に係る繰延税金資産の額(単体ベースにあっては、0とする。)

二 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額

ロ 貸借対照表等に係る繰延税金負債の額(単体ベースにあっては、0とする。)

二 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額 次の算式により得られる額
貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額+経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額
税金資産の額

二 前項第二号イの経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額 次の算式により得られる額
貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額+経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額

三 単体ベースの計算に当たっては、前項の経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を相殺するものとする。

(経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額)

第三十五条 前条第二項各号に規定する経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 税効果会計(貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る

法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剩余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。)に相当する会計処理を適用することにより第九条に規定する組替え及び第十条(第六号を除く。第三項において同じ。)に規定する評価替えから生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額を繰延税金資産の額及び繰延税金負債の別に分け算出し、当該繰延税金資産の額及び経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限のうちいずれか小さい額と当該繰延税金負債の額とを相殺したものとそれぞれ経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額とする。

二 連結ベースの計算においては、前号に規定する相殺により経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額が0かつ繰延税金負債の額が0を上回る場合は、直接相殺可能な額が0を上回るときは、前号の規定にかかわらず、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額は次のイ及びロに定める方法により算出するものとする。

イ 経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額は、次の算式により算出される額とする

$$-\min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$$

直接相殺前DTLは、前号の繰延税金負債の額(ロにおいて同じ。)

直接相殺可能な額は、第四項に定める直接相殺可能な額(ロにおいて同じ。)

ロ 経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額は、次の算式により算出される額とする

$$-\min(\text{直接相殺前DTL}, \text{直接相殺可能な額})$$

2 前項において、実効税率は、単体ベースの計算に当たっては、法定実効税率(財務諸表等の用語、機式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。以下この項及び第一百五十六条第一号において同じ。)とし、連結ベースの計算に当たっては、保険事業に分類される保険会社等の法定実効税率を直近三事業年度(中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近三事業年度をいう。)の税引前純利益金額で加重平均したものとする。ただし、税引前純損失金額が計上されている年度は、当該年度の税引前純利益金額は0として計算するものとする。

3 第一項第一号の経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額の上限は、次の算式により算出する。

$$a + \max(0, b - c - d)$$

aは、第一項の規定に従い算出した第九条に規定する組替え及び第十条に規定する評価替えから生じる繰延税金負債の額

bは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金負債の額
cは、第四十条第一号イ及びロに掲げる繰延税金負債の額(保険事業に係るものに限る。)
dは、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額

4 第一項第二号の直接相殺可能な額は、次の算式により算出する。ただし、貸借対照表等上の保険事業に係る繰延税金資産の額を限度とする。

$$\sum_i \min(i \text{の貸借対照表等上のDTA}_i, i \text{の規制上の準備金に係るDTA})$$

iは、保険事業に分類される保険会社等

iの貸借対照表等上のDTAは、iの貸借対照表における繰延税金資産の額

iの規制上の準備金に係るDTAは、規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額のうち、iに係るもの

の額

第四章 適格資本

第一節 総則

(適格資本の額)

第三十六条 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 Tier 1 適格資本の額
- 二 Tier 2 適格資本の額
- 三 第二節 Tier 1 適格資本

第一款 総則

(Tier 1 適格資本の額)

第三十七条 前条第一号に掲げるTier 1 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額から、第四款に定めるTier 1 適格資本の調整の額を控除した額とする。

一 Tier 1 資本調達手段の額(経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。)

二 資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額

第二款 Tier 1 資本調達手段

(Tier 1 資本調達手段の額)

第三十八条 前条第一号に掲げるTier 1 資本調達手段の額は、保険会社等が発行した資本調達手段に係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 算入制限のないTier 1 資本調達手段の額
- 二 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額

- 2 前項第一号に掲げる算入制限のないTier 1 資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものの額の合計額とする。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- 二 損失が発生した際に他の資本調達手段に先立ち当該損失を吸収する発行済み資本の形態を有するものであること。
- 三 残余財産の分配について、最も劣後するものであること。
- 四 残余財産の分配について、一定額又は上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、当該資本調達手段の保有者が保有する割合に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- 五 債還期限が定められていないこと。
- 六 清算時を除き、法令の規定に基づく買戻し以外の方法で元本が返済されること。
- 七 発行者が発行時に、将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせ、かつ、当該期待を生じさせること。
- 八 残余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 九 残余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること。
- 十 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。
- 十一 保険会社等（連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。以下この条において同じ。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十二 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下この章及び別表一において同じ。）に関し、当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下この章及び次章第六節において同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 3 第一項第二号に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、同項第一号に規定する算入制限のないTier 1 資本調達手段の額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項（資本調達手段について、償還期限（ステップ・アップ金利等（あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率をいう。以下この項及び第四十二条第三項第六号において同じ。）その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう

- 。以下この項並びに第四十二条第三項第四号及び第六号において同じ。）を行いうインセンティブを伴う償還オプションを有する場合は実質償還期限（資本調達手段について、ステップ・アップ金利等その他の償還等を行うインセンティブを伴う償還オプションが最初に発生する日又は償還期限が到来する日のうちいずれか早い日をいう。第四十二条第三項及び第四項において同じ。）を含む。）での償還を行った場合に発行者のソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率が一定の水準を下回らないこと又は当該償還を行った資本調達手段と同等以上の質の資本調達手段に置き換えることを、当該償還の条件とする定めをいう。第三号並びに第四十二条第三項及び第四項において同じ。）を有しない場合であって、かつ、当該実質償還期限までの期間が5年以内になつたものについては、貸借対照表等上級に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が5年になつた日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額（以下この章において「算入制限のあるTier 1 資本調達手段（上限適用前）の額」という。）又は次項に定める算入制限のあるTier 1 資本調達手段の上限額のうちいすれか小さい額とする。
- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者、他の非劣後の債権者及び発行者の他の債務（Tier 2 資本調達手段の額に含まれる債務を含み、Tier 1 資本調達手段の額に含まれる債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。
- 三 債還期限が定められていないこと。ただし、報告保険会社等が相互会社の場合であって、資本調達手段が基金であること又はロッタイン条項を有していること、かつ、発行時から償還期限までの期間が十年以上のものであることを満たすときは、この限りでない。
- 四 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
- 五 債還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の償還等であって、次のイ又はロに掲げる場合のいすれかに該当するものであること。
- イ 次に掲げる要件の全てを満たす場合
- (1) 発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。
- (2) 債還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
- (3) 発行時に合理的に予期できなかつた税制上又は規制上の事由であつて著しく影響の大きいものによる償還等であること。

口 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1) 発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であること。

(2) 償還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

(3) 償還等に際し、発行者が償還等の経済合理性について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

(4) 償還等において、償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられ、かつ、当該置換えが収益力に対して持続可能な条件で行われるものであること。

ただし、資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。

六 買戻しに際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

七 発行者が発行時に将来にわたり償還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

八 剰余金の配当又は利息の支払の先送り又は停止について、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ 剰余金の配当又は利息の支払を回避した場合は、発行者は永久的にその支払義務から解放されること。

ハ 剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

九 剰余金の配当は、法令の規定に基づき算定された分配可能額から行われていること、又は利息の支払については法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われていること。

十 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十一 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十二 保険会社等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十四 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に關して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十五 特別目的会社等（専ら保険会社等の資本調達を行うことを目的として設立された連結子会社等をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するため発行される資本調達手段が前各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

4 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

イ 次章に定める所要資本の額に10%を乗じた額

ロ 前項に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段（上限適用前）の額からイに掲げる額を控除した額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）、元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額又は次章に定める所要資本に5%を乗じて得られた額のうち最も小さい額

二 前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に30%を乗じた額

5 前項第一号ロの「元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額」は、第三項に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段（上限適用前）の額のうち、ソルベーシン・マージン比率が一定の水準を下回ったときにソルベーシン・マージン比率が当該水準を上回るために必要な額又は元本の全額の削減又は第二項に規定する算入制限のないTier 1 資本調達手段への転換が行われる特約その他これに類する特約が定められているものの合計額をいう。

第三款 資本調達手段以外のTier 1 適格資本
(資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額)

第三十九条 第三十七条第二号に掲げる資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 利益剰余金の額（報告保険会社等が相互会社である場合においては、剰余金の額（連結ベースにおいては、連結剰余金の額）、基金償却積立金の額、基金償却積立金減少差益の額及び再評価積立金の合計額）

二 資本剰余金の額（第四十三条第一号に規定するTier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額を除く。）

三 その他の拠出金等の額として経済価値ベースのバランスシート上の次のイからホまでに掲げる額の合計額
イ 供託金の額

- 口 持込資本金の額
ハ 新株予約権の額
ニ 株式引受権の額
- ホ その他いかんまでに掲げるものに類するものの額
- 四 その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額（ただし、ヘッジ対象が経済価値ベースのバランスシート上で時価評価されていない場合のキャッシュ・フロー・ヘッジに関する額及び自己の信用状態の変化に起因した負債の時価の変動に関する額を除く。）
- 五 連結ベースにあっては、次の算式により算出した上限適用後の非支配株主持分の額（次のイ及びロに定める算式を用いるものとする。）（単体ベースにあっては0とする。）
- $$\sum_i \min (\text{貸借対照表等上の連結子会社等}_i \text{に係る非支配株主持分の額}, \text{NCI割合}_i \times \text{グループ所要資本への貢献度}_i)$$
- イは、'連結子会社等
- イ NCI割合_iは、連結子会社等の非支配株主持分比率であり、次の算式により算出される
値
- $$\text{NCI割合}_i = \frac{\text{貸借対照表等上の連結子会社等}_i \text{に係る非支配株主持分の額}}{\text{連結子会社等}_i \text{の貸借対照表上の純資産の額}}$$
- ロ グループ所要資本への貢献度_iは、連結子会社等のグループ所要資本への貢献度であり、次の算式により算出される額
- $$\text{グループ所要資本への貢献度}_i = \alpha \times \text{連結子会社等}_i \text{の貸借対照表上の負債の額}$$
- αは、次章に定める所要資本の額を、貸借対照表等の負債の額で除した値
- 六 経済価値ベースの調整額として、第十条に規定する評価替えを行うことにより生じた経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の増減額
- 七 規制上の準備金
- 第四款 Tier 1適格資本の調整
- (Tier 1適格資本の調整の額)
- 第四十条 第三十七条に掲げるTier 1適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 経済価値ベースのバランスシート上の次のいかんまでに掲げる額の合計額
- イ 次に掲げる無形固定資産の額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）の合計額
- (1) のれんの額
- (2) 無形固定資産（のれんを除く。）の額
- 口 退職給付に係る資産の額及び前払年金費用の額（ただし、開運する繰延税金負債の額があるときは、これらの額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）
- ハ 繰延税金資産の額
- 二 他の金融機関等（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外國の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて、報告保険会社等及び連結子会社等以外のものをいう。以下この章において同じ。）が意図的に保有しているTier 1資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）
- 三 自己のTier 1資本調達手段への投資であつて、資産の部に計上されているものの額
- 四 次のイ及びロに掲げる要件のいずれかに該当する再保険契約に係る資産の額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）
- イ 保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制（これに類する外國の規制を含む。）の対象ではない事業体から提供された再保険契約に係るもの
- ロ 十分なリスク移転がなされていない再保険契約に係るもの
- 五 处分制約のある資産（賃借上の要件を満たすため、又は中央清算されるデリバティブ取引、店頭デリバティ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項に規定する店頭デリバティ取引をいう。以下この章及び次章において同じ。）、不動産融資、レポ形式の取引（担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。別表十五において同じ。）、証券貸借取引、信用状、保証、再保険若しくは信託等の取引に参加するために、担保として取引相手方に差し出している資産をいう。以下この号において同じ。）の合計額のうち、当該处分制約のある資産によって保全されているオン・バランス負債の合計額を超過する額から处分制約のある資産及び保全されている負債に関する所要資本として次のイからホまでに掲げる額の合計額を控除した額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）
- イ 第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額に、处分制約のある資産の合計額のうち处分制約のある資産によって保全されている負債の合計額を超過する額を乗じて得た額、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額から前章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額を控除した額で除して得られた額
- ロ 第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額に、处分制約のある資産の合計額を乗じて得た額を、経済価値ベースのバランスシートにおける資産の部の合計額で除して得られた額
- ハ 第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額に、正味現在推計の額のうち処分

制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、正味現在推計の額で除して得られた額

- 二 第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額に、損害保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、損害保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額
- ホ 第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額に、生命保険契約等に関する正味現在推計の額のうち処分制約のある資産によって保全されている額を乗じて得た額を、生命保険契約等に関する正味現在推計の額で除して得られた額

第三節 Tier 2 適格資本

第一款 総則

(Tier 2 適格資本の額)

- 第四十一条 第三十六条第二号に掲げるTier 2 適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合算額から第四款に定めるTier 2 適格資本の調整の額を控除した額又は次項に規定するTier 2 適格資本の上限額のうちいざれか小さい額とする。

- 一 Tier 2 資本調達手段の額（経済価値ベースのバランスシートに計上されている資本調達手段にあっては、資本調達手段の発行により増加した資本金の額又は負債性資本調達手段の貸借対照表等計上額に限る。）
- 二 資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額
- 2 前項のTier 2 適格資本の上限額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 次章に定める所要資本の額に50%を乗じた額
- 二 前号の規定にかかわらず、報告保険会社等が相互会社である場合には、次章に定める所要資本の額に60%を乗じた額から、第三十八条第一項第二号に掲げる算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額を控除した額

第二款 Tier 2 資本調達手段

(Tier 2 資本調達手段の額)

- 第四十二条 前条第一項第一号に掲げるTier 2 資本調達手段の額は、保険会社等が発行又は組成したものに係る次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額
- 二 払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額
- 三 払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）の額
- 四 払込未済のTier 2 資本調達手段の額
- 2 前項第一号の算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額は、第三十八条第三項に規

定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段（上限適用前）の額から、同条第四項に規定する算入制限のあるTier 1 資本調達手段の上限額を控除した額とする。ただし、0を下回る場合は0とする。

- 3 第一項第二号の払込済みTier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって、Tier 1 資本調達手段の額又は算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額に含まれないものの額（ただし、基金以外の資本調達手段であり、ロックイン条項を有しない場合であって、かつ、実質償還期限までの期間が五年以内になったものについては、貸借対照表等計上額に、基準日から当該実質償還期限までの期間の日数を当該実質償還期限までの期間が五年になつた日から当該実質償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額とする。

- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- 二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、保険契約者及び他の非劣後の債権者に対して劣後的内容を有するものであること。
- 三 発行時から実質償還期限までの期間が五年以上であること。

- 四 債還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以降に発行者の任意による場合に限り債還等を行うことが可能であり、かつ、債還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること、又は発行後五年を経過した日より前の債還等であって、次のイからハまでに掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 発行者の任意による場合に限り債還等を行うことが可能であること。
- ロ 債還等に際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなつてること。

- ハ 債還等以前において、債還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられること。ただし、発行時に合理的に予期できなかつた統制上又は規制上の事由であつて著しく影響の大きいものによる債還等の場合及び資本調達手段が基金の場合は、この限りでない。

- 五 買戻しに際し、発行者の保険金等の支払能力の充実の状況について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなつてること。

- 六 實質償還期限の決定において考慮されているステップ・アップ金利等又はその他の債還等を行なうインセンティブを除き、発行者が発行時に将来にわたり債還等又は買戻しを行う期待を生じさせず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。
- 七 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 八 清算時を除き、発行者が債務の履行を怠った場合における保有者に対する期限の利益喪失につ

いての特約が定められていないこと。

九 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置（発行者又は当該

発行者と密接な関係を有する者による請求権の優先順位に影響を与えるような保証又は保全を含む。）によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

十 保険会社等（連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。以下この号において同じ。）により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が保険会社等により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十一 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するため発行される資本調達手段が前各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

4 第一項第三号の払込済みTier 2資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）の額は、保険持株会社（連結子会社等であって保険持株会社その他これらに類する外国の会社を含む。以下この項において同じ。）が発行した資本調達手段の発行代り金のうち、連結子会社等（保険契約を有する者に限る。）に融通しているものであって、前項第一号、第三号から第十一号まで及び次の各号に掲げる要件の全てを満たすもののうち、Tier 1資本調達手段の額、算入制限のあるTier 1資本の制限を超過した額又は払込済みTier 2資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）の額のいずれにも含まないものの額（保険持株会社が発行した資本調達手段又は当該資本調達手段の発行代り金の全部若しくは一部の連結子会社等への融通の手段（以下この項において「ダウンストリームの手段」という。）がロックイン条項を有しない場合にあっては、保険持株会社が発行した資本調達手段がロックイン条項を有しないときの当該資本調達手段における実質償還期限又はダウンストリームの手段がロックイン条項を有しないときの当該手段における実質償還期限のうちいずれか早い期限（以下この項において「算入可能期限」という。）までの期間が五年以内になつたものについて、連結子会社等へ融通した額に、基準日から当該算入可能期限までの期間の日数を当該算入可能期限までの期間が五年になつた日から当該算入可能期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）の合計額とする。

一 ダウンストリームの手段が第三十八条第二項各号（第十一号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすもの、同条第三項各号（第十二号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすもの又は前項各号（第十号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものであること。

二 発行者が保険契約を有しない保険持株会社であること。

三 保険持株会社が発行した資本調達手段の発行代り金が適切に追跡され、金融庁長官に確認されていること。

四 発行代り金を利用して連絡子会社等が、剩余金の配当に対する適切な規制及び監督を通じて構造上の劣後性が適切に確保される規制上の枠組みを有する法域に所在していること。

五 発行者が日本に所在する保険持株会社の場合にあっては、契約書若しくは発行要項又はこれらに規定する発行開示書類並びに金融商品取引所（同法第二条第十六条に規定する金融商品取引所をいう。）の規則に基づき開示される書類その他これらに類する書類（外国の法令又は外国の金融商品取引所（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号）に規定する外国の金融商品取引所をいう。）の規則に基づき作成されるものを含む。）を含む。）中に、発行者において当該債務は払込済みTier 2資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）として取り扱われることを適切に記載していること。

5 第一項第四号の払込未済のTier 2資本調達手段の額は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものにおいて資本が提供された場合の当該資本の額の合計額（ただし、報告保険会社等が相互会社でない場合は0とする。）又は次章に定める所要資本の額に10%を乗じた額のうちいずれか小さい額とする。

一 第三者からの払込未済資本であって、かつ、保険会社等の求めに応じて資本を提供するコメントがあるもの

二 相互会社である保険会社等によって組成された金融商品等であって、かつ、次のイからヘまでに掲げる要件の全てを満たすことが金融庁長官により確認されているもの

イ 当該保険会社等の要請により資本が提供され、かつ、資本提供の実施又は資本提供のインセンティブを阻害するいかなる条件も適用されないこと。

ロ 資本が提供された場合は、当該金融商品等はTier 1適格資本の額又はTier 2適格資本の額（払込未済のTier 2資本調達手段の額を除く。）に算入するための要件を満たすこと。

ハ 当該金融商品等が、関連する各法域において、法的有効性を有すること。

ニ 当該保険会社等が資本の提供を要請した場合に、資本を提供する契約の相手方が合意された金額を支払うことができ、支払う意思もあること。

ホ 担保権による担保、保証その他これらに類する保有者を保護するための措置によって、毀損し、又は法令上若しくは契約上無効とされていないこと。

ヘ 金融庁長官による当該金融商品等に関する確認に影響を与える得るあらゆる事実又は状況の変化について、当該保険会社等が金融庁長官に対して通知するものであること。

第三款 資本調達手段以外のTier 2適格資本

（資本調達手段以外のTier 2適格資本の額）

第四十三条 第四十一項第一号に掲げる資本調達手段以外のTier 2適格資本の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剩余金
- 二 第四十条第五号の額
- 三 次のイからハまでに掲げる額の合計額（ただし、次章に定める所要資本の額に15%を乗じた額を限度とする。）
- イ 第四十条第一号ロの額に50%を乗じた額
- ロ 第四十条第一号ハの額
- ハ 無形固定資産のうちソフトウェアの貸借対照表等計上額（ただし、関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺するものとする。）に10%を乗じた額
- 第四款 Tier 2 適格資本の調整
- （Tier 2 適格資本の調整の額）
- 第四十四条 第四十一条第一項に掲げるTier 2 適格資本の調整の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額（ソルベンシー・マージン比率その他これに類する比率の向上を目的として、保険会社等と他の金融機関等が資本調達手段を意図的に相互に保有している場合における当該他の金融機関等が保有する資本調達手段の額に限る。）
- 二 自己のTier 2 資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額
- 第五章 所要資本
- 第一節 総則
- （所要資本の額）
- 第四十五条 所要資本の額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定めるものの合計額とする。
- 一 保険事業に係る所要資本の額 次のイ及びロの合計額からハへの額を控除した額
- イ 次に掲げる額を基礎として第八節に規定する統合方法により計算した額
- (1) 生命保険リスクの額
- (2) 損害保険リスクの額
- (3) 巨大災害リスクの額
- (4) 市場リスクの額
- (5) 信用リスクの額
- (6) オペレーション・リスクの額
- ロ マネジメント・アクションの効果の上限超過額
- ハ 所要資本の税効果の額
- 二 非保険事業に係る所要資本の額 第十節に規定する額（単体ベースにあっては0とする。）
- 2 連結ベースの計算においては、持分法が適用される子会社等のうち保険事業に分類したもの（第八条第一号後段の規定により持分法が適用される会社を含む。）の持分法による評価額は前項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額の計算の対象とするエクスポージャーに含めるものとし、当該保険事業に分類したものに係る同号イ(1)から(3)まで、(5)及び(6)に掲げるリスクの額は0とするものとする。
- 第四十六条 保険事業に係る所要資本の額の計算において、次条第一項各号に掲げるリスクの額（次条第一項第二号に掲げるその他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額にあっては、第九十条第三号に掲げる感染症の流行によるリスクの額に限る。）を算出するに当たり、マネジメント・アクション（第十三条第十項各号に掲げる要件を満たすものに限る。）の効果を考慮するものとする。
- 2 前項におけるマネジメント・アクションの効果は、第十三条第十項柱書に定めるところと整合的に計算するものとする。
- 3 前条第一項第一号ロに掲げるマネジメント・アクションの効果の上限超過額は、次の算式により得られる額とする。ただし、0を下回る場合は0とする。
- 保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮前}
- －保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮後}
- －マネジメント・アクションの効果の上限の額
- 保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮前}は、前条第一項第一号イの計算において、第十三条第五項に規定する将来の裁量給付に係るマネジメント・アクションの効果を考慮せずに計算した各リスクの額（ただし、同号イ(6)に掲げるオペレーション・リスクの額は0とする。）を基礎とした場合の額
- 保険事業に係る所要資本の額_{MA考慮後}は、前条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーション・リスクの額を0とした場合の同号イの額
- マネジメント・アクションの効果の上限の額は、将来の裁量給付に係る正味現在推計の額（ストレス・アプローチによるリスクの額の計算）
- 第四十七条 次の各号に掲げるリスクの額の計算にあっては、ストレス・シナリオに基づき経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産（経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。次節、第四節第三款及び第五節において同じ。）の減少額を基礎としてリスクの額を計算するものとする（以下「ストレス・アプローチ」という。）。

- 一 生命保険リスクの額の基礎となる各リスクの額

二 その他の巨大災害リスクに含まれる各リスクの額

三 市場リスクの額の基礎となる各リスク（為替リスク及び資産集中リスクを除く。）の額

四 ストレス・アプローチにおいて、経済価値ベースのバランスシートにおける再計算の対象及びストレス・シナリオは、次項に定めるものほか、前項各号に掲げるリスクの額ごとにそれぞれ第二節、第四節及び第五節において定めるところに従うものとする。

五 取引相手方の債務不履行、支払不能、破産その他これらに類する事由が発生した場合に、当該取引相手方に対して直接的な請求権を有すること。

第六節 第四十九条 第四十五条第一項第一号イ(1)から(3)までに掲げるリスクの額の計算について

一 号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法の効果を認識することができる。

二 関係する全ての法域において法的に有効であり、かつ、法的強制力を有していること。

三 契約上、リスクの移転が明確に定義されていること。

四 第三者への実効的なリスク移転を伴うものであること。

五 所要資本の額の計算において、当該リスク削減手法により生じるエクスボーナーが考慮されていること。

第六節 第四十九条 第四十五条第一項第一号イ(1)から(3)までに掲げるリスクの額の計算において

一 二 三

四

五

六 リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるように、十分な適格格付機関の格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能と言える十分な信用力を有すること。

2 第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額の計算については、前項各号の基準の全てを満たすリスク削減手法であって、かつ、特定のエクスボージャー又はエクスボージャーピールを明示的に参照するものの効果を認識することができる。

(リスク削減手法の効果)

第五十条 前条のリスク削減手法の効果の額の計算は、次の各号に掲げる基準の全てを満たさなければならぬ。

- 音がロボットにちぎれちゃう。。。五、再保険によるリスク削減手法にあっては、支払った復元保険料（契約期間において、再保険金の発生により縮小又は消滅した再保険契約のてん補責任限度額を復活させるために、出再保険会社から受再保険会社に支払われる保険料をいう。）が考慮されていること。

六、リスク削減手法の残存期間又は対象とするリスクに係るエクスボージャーの残存期間に応じて次の又はロに掲げる割合に比例する方法で認識されていること。

イ、リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスボージャーの残存期間が十二月末満の場合には、エクスボージャーの残存期間に対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100%を限度とする。）

ロ、リスク削減手法が対象とするリスクに係るエクスボージャーの残存期間が十二月以上の場合には、十二月間にに対するリスク削減手法の残存期間の割合（ただし、100%を限度とする。）

前項第二号の規定にいかわらず、次の各号に掲げるリスクについては、当該各号に定める基準を満たす場合に限り、同項第六号におけるリスク削減手法の残存期間において、同項第一号及び第三号から第五号までの基準に従ってリスク削減手法の更新を考慮することができる。ただし、当該リスク削減手法の更新に関連する更新費用をリスク削減手法の効果の額から控除するものとし、当該更新費用には基準日からの一周年において更新費用が上昇するリスクを考慮するものとする。

一、市場リスク 次条に規定する基準

二、損害保険リスクの保険料リスク 第五十二条に規定する基準

三 損害保険契約等に係る巨大災害リスク 第五十二条に規定する基準
(市場リスクに対するリスク削減手法の更新)

第五十一条 市場リスクに対するリスク削減手法の更新は、第四十九条第二項に規定するリスク削減手法であって、次の各号に掲げる基準の全てを満たす場合 (次項に規定する場合を除く。) に、その効果を考慮する

手法であって、次の各号に掲げる基準の全てを満たす場合 (次項に規定する場合を除く。) に、その効果を考慮することができる。

一 更新前のリスク削減手法を満期時に同様の手法で更新することが計画され、かつ、実際にリスク削減手法を更新する蓋然性が高いこと。

二 従前の事業慣行及び文書化された事業戦略と整合的であること。

三 為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の場合は一月、為替リスク及び株式リスク以外に対するリスク削減手法の場合 (次号に掲げる場合を除く。) は三月より高頻度で行われること。

四 為替リスク及び株式リスクに対するリスク削減手法の更新が三月よりも高頻度で行われる場合には、次のイ及びロに掲げる基準の全てを満たすものであること。

イ 当該リスク削減手法に係る市場が関連する年限において十分な流動性を有すること。
ロ 三月より低頻度で更新されるものと比較して、著しく大きなリスクをもたらさないこと。

五 異なる市場環境下での市場流動性の欠如により、リスク削減手法の更新が不可能となるリスクが重要でないこと。

六 更新前のリスク削減手法と比較して、ベース・リスク又はオペレーションアル・リスクの増加が重要でないこと。

七 保険会社等によって制御することができない将来事象を条件としないこと。

八 保険会社等によって制御することができる将来事象を条件とする場合には、第二号の文書化された事業戦略の中で当該条件が明確に記載されていること。

九 リスク削減手法の利用可能性に照らして、当該リスク削減手法の更新が現実的であること。

十 基準日から十二月以内に生じ得る全ての合理的に予測可能な状況において、深みのある流動性の高い市場を通じて、リスク削減手法の更新が可能であると判断することができること。

2 前項第一号から第九号までの基準の全てを満たし、かつ、同項第十号の基準を満たさない市場リスクに対するリスク削減手法の更新にあっては、前条第一項第六号において、当該更新によるリスク削減手法のエクスボージャーの限度額を更新前のリスク削減手法のエクスボージャーの80%としてリスク削減手法の効果を認識するものとする。

(損害保険リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリスク削減手法の更新の基準)
第五十二条 損害保険リスクの保険料リスク及び損害保険契約等に係る巨大災害リスクに対するリス

ク削減手法の更新は、第四十九条第一項各号に掲げる基準の全てを満たすリスク削減手法であって、前条第一項第一号、第二号及び第九号に掲げる基準の全てを満たす場合に、その効果を考慮することができる。

(地理的区分)

第五十三条 この章において用いる地理的区分は次の各号に掲げるものとする。

一 歐州経済領域 (EEA) 等 (歐州経済領域 (EEA) 加盟国、英國及びイスをいう。別表六において同じ。)

二 アメリカ合衆国及びカナダ

三 中国 (中華人民共和国及びマカオ特別行政区をいう。別表六において同じ。)

四 日本

五 その他先進国市場 (オーストラリア、ニュージーランド、イスラエル、サンマリノ、大韓民国、シンガポール、台湾及び香港特別行政区をいう。)

六 その他新興市場 (前各号に含まれない国又は地域をいう。別表六において同じ。)

2 前項の地理的区分に係る分類は、保険契約に基づき判断するものとする。ただし、保険契約に基づき判断することができない場合には、当該保険契約を引き受けた保険会社等の所在地に基づき判断するものとする。

第二節 生命保険リスク

第一款 総則

(生命保険リスクの額)

第五十四条 第四十五条第一項第一号イ1)に掲げる生命保険リスクの額は、生命保険契約等における次の各号に掲げる額を基礎として第八款に規定する統合方法により計算した額とする。

一 死亡リスクの額

二 長寿リスクの額

三 潰瘍及び障害リスクの額

四 解約及び失効リスクの額

五 経費リスクの額
(生命保険リスクの計算単位)

第五十五条 前条各号に掲げる額の計算は、同質なリスクグループの単位で行うものとする。

2 前項に規定する同質なリスクグループは、必要に応じて、次の各号に掲げるものを考慮した同様のリスク特性を有する保険契約の集合とする。

一 保険引受け針

二 保険金等の支払パターン

三 保険契約者のリスク・プロファイル

四 商品特性

五 将来のマネジメント・アクション

第二款 死亡リスク

(死亡リスクの額)

第五十六条 第五十四条第一号に規定する死亡リスクの額は、死亡率の増加が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の死亡率の上限は100%とする。

| 地理的区分 | 割合 (%) |
|----------------|--------|
| 欧洲経済領域 (EEA) 等 | 12.5 |
| アメリカ合衆国及びカナダ | 12.5 |
| 中国 | 15.0 |
| 日本 | 12.5 |
| その他先進国市場 | 12.5 |
| その他新興市場 | 12.5 |

第三款 長寿リスク

(長寿リスクの額)

第五十七条 第五十四条第二号に規定する長寿リスクの額は、死亡率の減少が純資産の減少につながる全ての同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる死亡率が、次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額の合計額とする。

| 地理的区分 | 割合 (%) |
|----------------|--------|
| 欧洲経済領域 (EEA) 等 | 17.5 |
| アメリカ合衆国及びカナダ | 17.5 |
| 中国 | 17.5 |
| 日本 | 20.0 |
| その他先進国市場 | 17.5 |

その他新興市場

第四款 罹患及び障害リスク

(罹患及び障害リスクの額)

第五十八条 第五十四条第三号に規定する罹患及び障害リスクの額は、次条各号に掲げる商品区分に応じて、第六十条に規定するところにより計算したリスクの額の合計額とする。

(罹患及び障害リスクの商品区分)

第五十九条 罹患及び障害リスクの計算は、次の各号に掲げる商品区分に応じて行うものとする。ただし、複数の商品区分に該当する保障が提供される保険契約にあっては、当該保障が該当する商品区分ごとに次条に規定する額を計算するものとする。

- 一 医療費保障を提供する商品区分（入院状態かどうかにかかわらず、何らかの医療費保障を提供する保険契約）（ただし、当該医療費保障は治療又は保険契約者若しくは被保険者が負担した費用に直接的に依存し、特定の健康状態で過ごした期間には直接依存しないものとする。）をいう。）

二 健康事象発現時の一時金を提供する商品区分（特定の健康事象発現時において一時給付を提供する保険契約をいう。）

三 短期定期的給付を提供する商品区分（一定の一時的な健康状態の継続期間に対して定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

四 長期定期的給付を提供する商品区分（健康状態が長期又は永久的に悪化した場合に定期的な給付を提供する保険契約をいう。）

(各商品区分のリスクの額)

第六十条 前条に規定する商品区分に応じたリスクの額は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める額とする。なお、当該各号の計算に当たって、保険期間が五年以下の保険契約には短期の割合を、保険期間が五年を超える保険契約には長期の割合を適用するものとする。

- 一 前条第一号から第三号までに掲げる商品区分 次のイ又はロに掲げる保険契約に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額の合計額
- イ 地理的区分の日本に属する保険契約 現在推計の額の計算に用いる罹患及び障害に係る発生率（以下この節において「発生率」という。）が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

| 区分 | 短期の割合 (%) | 長期の割合 (%) |
|---------------|-----------|-----------|
| 前条第一号に掲げる商品区分 | 20 | 12 |
| 前条第二号に掲げる商品区分 | 25 | 20 |

ロイに掲げる保険契約以外の保険契約 現在推計の額の計算に用いる発生率が、次の表に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める短期の割合又は同表の右欄に定める長期の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額として保険契約の地理的区分ごとに算出した額の合計額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

| 区分 | 短期の割合 (%) | 長期の割合 (%) |
|---------------|-----------|-----------|
| 前条第一号に掲げる商品区分 | 20 | 8 |
| 前条第二号に掲げる商品区分 | 25 | 20 |
| 前条第三号に掲げる商品区分 | 20 | 12 |

二 前条第四号に掲げる商品区分 保険契約の地理的区分ごとに算出した次のイ及びロに掲げる保険契約の区分に応じた額の合計額

イ 保険期間が五年以下の保険契約 次に掲げる額のうちいずれか大きい額

（1） 現在推計の額の計算に用いる発生率が25%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

（2） 現在推計の額の計算に用いる回復率（保険契約の給付事由に該当する健康状態から回復する確率をいす。ロ（2）及び第七十七条において読み替えて準用する第七十五条第二号イにおいて同じ。）が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

ロ 保険期間が五年超の保険契約 次に掲げる額のうちいずれか大きい額

（1） 現在推計の額の計算に用いる発生率が20%の割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の発生率の上限は100%とする。）

（2） 現在推計の額の計算に用いる回復率が20%の割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）を同質なリスクグループごと

場合における純資産の減少額

第五款 解約及び失効リスク
(解約及び失効リスクの計算)

第六十一条 第五十四条第四号に規定する解約及び失効リスクの額は、地理的区分ごとに算出した、次条に規定する解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額又は第六十三条に規定する解約・失効リスク（大量解約）の額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

第六十二条 解約・失効リスク（水準及びトレンド）の額は、同質なリスクグループごとに算出した次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額の合計額とする。

一 解約率その他これに類するもの（以下この条及び第七十五条第一号イにおいて「解約率等」という。）の増加が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額。ただし、当該ストレス・シナリオ適用後の解約率等の上限は100%とする。

| 地理的区分 | 割合 (%) |
|--------------|--------|
| 欧洲経済領域（EEA）等 | 40 |
| アメリカ合衆国及びカナダ | 40 |
| 中国 | 40 |
| 日本 | 25 |
| その他先進国市場 | 40 |
| その他新興市場 | 40 |

二 解約率等の減少が純資産の減少につながる同質なリスクグループにおいて、現在推計の額の計算に用いる解約率等が前号の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で減少するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（解約・失効リスク（大量解約）の額）

第六十三条 解約・失効リスク（大量解約）の額は、次の表の左欄に掲げる保険契約の種類に応じ、同表の右欄に定める割合の保険契約が基準日において解約するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）を同質なリスクグループごと

に算出したものの合計額とする。

| 保険契約の種類 | 割合 (%) |
|------------|--------|
| 団体年金(保険契約) | 50 |
| 上記以外の保険契約 | 30 |

2 第五十五条の規定にかかわらず、前項の計算における同質なりスクグループの単位は、前項の表の左欄に掲げる保険契約の種類とする。

第六款 経費リスク

(経費リスクの額)

第六十四条 第五十四条第五号に規定する経費リスクの額は、次項に定める地理的区分ごとに計算した額の合計額とする。

2 前項の地理的区分ごとに計算した額は、現在推計の額の計算に用いる直接経費及び間接経費(新規約費を含み、取扱手数料を除く。)が、第一号に定める表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定める割合で増加し、かつ、現在推計の額の計算で用いるインフレ率が、第二号に定める表の左欄に掲げる地理的区分及び同表の中欄に掲げる期間の区分に応じて、同表の右欄に定める水準で上昇するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)とする。ただし、インフレ率の上昇は、インフレーションに影響を受ける経費のみに適用するものとする。

一 直接経費及び間接経費(新規約費を含み、取扱手数料を除く。)の変動割合

| 地理的区分 | 割合 (%) |
|----------------|--------|
| 欧洲経済領域 (EEA) 等 | 6 |
| アメリカ合衆国及びカナダ | 6 |
| 日本 | 6 |
| その他先進国市場 | 8 |
| 中国及びその他新興市場 | 8 |

二 インフレ率の変動水準

| 地理的区分 | 期間 | 水準 (%) |
|----------------|----------|--------|
| 欧洲経済領域 (EEA) 等 | 将来全期間 | 1 |
| アメリカ合衆国及びカナダ | 将来全期間 | 1 |
| 日本 | 将来全期間 | 1 |
| その他先進国市場 | 基準日より十年間 | 2 |

| | | |
|-------------|------------------------|---|
| 中国及びその他新興市場 | 基準日より十年経過後 | 1 |
| 日本 | 基準日より十年経過後から基準日より二十年の間 | 2 |
| | 基準日より二十年経過後 | 1 |

3 現在推計の額の算出に当たって第十二条第三項に規定する不確実性がない経費は、前項の計算において、現在推計の額の計算で用いたものから変わらないものとする。

第七款 会社固有のストレス係数

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認)

第六十五条 報告保険会社等は、単体ベースの計算に当たって、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、適用対象について生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法(第七十五条から第七十九条までに定めるところにより、報告保険会社等における独自のデータに基づくストレス係数(以下この款において「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」という。)を用いて生命保険リスクの額を算出する手法をいう。以下この款において同じ。)を用いることができる。

2 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社(前項の承認を受けて生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この款において同じ。)は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法による変更(第六十七条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。)を行うことができる。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象)

第六十六条 前条の生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用対象は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合とする。

2 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項に定める適用対象の全てについて、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の申請)

第六十七条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法について第六十五条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号又は名称

二 ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 次条各号に規定する生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の基準)

第六十八条 金融庁長官は、第六十五条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一 検証基準

二 統計的品質基準

三 較正基準

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の変更に係る届出)

第六十九条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一 第六十七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用

社は、当該事由に関する改善計画書を記載した書面又は当該事由が当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に係る承認の取消し)

第七十条 金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であって、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いることが不適当と判断したときは、第六十五条第一項の承認を取り消すことができる。

2 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、前項の定めるところにより承認を取り消された場合は、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いるものとする。

(検証基準)

第七十一条 第六十八条第一号に掲げる「検証基準」とは、必要な技能、知識、専門的知見及び経験を有する検証者によって、算出された生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数の適切性が検証されていることをいう。

(統計的品質基準)

第七十二条 第六十八条第二号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に定める要件をいう。

一 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用したデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものとになっていること。

二 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を算出する際に使用した過去のデータ(第七十五条第一号ロに規定する予測データをいう。以下この号において同じ。)が、同時点の現在推計の計算と整合的であること。ただし、当該時点と基準日時点の現在推計の額の算出に用いるモデル及び前提条件の作成方法(以下この節において「モデル等」という。)に重要な差異がある場合であって、当該差異による影響を調整することが妥当ではない又は困難となる合理的な理由がないときは、当該影響を受けるデータは基準日時点のモデル等に基づくものとする。

三 データを調整する場合は、その理由が合理的なものであること。

四 特定のリスクに関して生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした場合は、その理由が合理的なものであり、かつ、意図的に生命保険リスクの額を過小評価しようとするものでないこと。

(較正基準)

第七十三条 第六十八条第三号に掲げる「較正基準」とは、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数が、Vak99.5%に較正されていることをいう。

(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用)

第七十四条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定するリスクの額を計算するに当たって、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合は、次条から第七十九条までに定める方法により算出した割合を使用するものとする。ただし、第七十二条第四号に規定する場合における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数を適用しないこととした特定のリスクにおいては、第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法に代えて第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理的区分の日本に応じて定める割合を用いることができる。

(死亡リスクの割合の算出)

第七十五条 地理的区分の日本の死亡リスクの割合は、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整するこ

とができる。

一 地理的区分の日本に係る直近十年以上における各事業年度の死亡リスクの割合を算出するのに適切なデータを用いるものとする。この場合において、当該適切なデータは次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ 実績データ 各事業年度において実際に観測された第三章第二節第二款に規定する現在推計の額の計算に用いた前提条件に係る指標データ（ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスボージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行つたものとし、各事業年度において獲得した新規保険契約に相当するデータ及び第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の対象となると考えられるデータを除くことができる。）

ロ 予測データ 各事業年度の前事業年度末において予測した指標データ

二 地理的区分の日本の死亡リスクの割合は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\mu' + \sqrt{\sigma^2} \times N^{-1}(0.995)$$

μ' は、平均（この号において同じ。）

σ² は、分散（この号において同じ。）

N⁻¹（ ）は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

イ μ' は、次の算式を用いて算出したμと0のうちいざれか大きい値とする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times P_i}{P}$$

Z_iは、事業年度の前号イに掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した値から1を減じた値（ロにおいて同じ。）

P_iは、事業年度iの死亡リスクのエクスボージャーの額（ロにおいて同じ。）

Pは、全ての事業年度iに対するP_iの合計額（ロにおいて同じ。）

ロ σ²は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu')^2 \times P_i}{(P - \sum_i P_i^2 / P)}$$

μ' は、イの算式を用いて算出したもの

（長寿リスクの割合の算出）

第七十六条 前条の規定は、長寿リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「長寿リスク」と、同条第二号イ中「μ'」は、次るものとし、各事業年度において獲得した新規保険契約に相当するデータ及び第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の対象となると考えられるデータを除くことができる。）

「それか大きい値」と読み替えるものとする。
(罹患及び障害リスクの割合の算出)

第七十七条 第七十五条の規定は、罹患及び障害リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「罹患及び障害リスク」と、同条第二号イ中「μ'」は、次の算式を用いて算出したμと0のうちいざれか大きい値とあるのは「μ'」は、発生率に関する場合には、次の算式を用いて算出したμと0のうちいざれか大きい値とし、回復率に関する場合には、次の算式を用いて算出した-μと0のうちいざれか大きい値と読み替えるものとする。

2 前項の適用に当たっては、一つの保険契約が複数の給付を提供しており、かつ、発生率の前提条件を給付単位で設定していない場合には、主要な構成要素にまとめて割合を算出することができる。

（解約及び失効リスクの割合の算出）

第七十八条 第七十五条の規定は、解約及び失効リスクの割合の算出において準用する。この場合において、同条中「死亡リスク」とあるのは「解約・失効リスク（水準及びトレンド）」と、同条第一号イ中「ただし、解約率等の予測と実績の乖離による影響を除くために死亡リスクのエクスボージャーの実績と予測の比率による適切な調整を行つたものとし、」とあるのは「ただし、予測データにおいて前提とした経済シナリオと実際の経済環境の乖離の影響を除くための適切な調整を行うことができるものとし、」と、同条第二号イ中「μ'」は、次の算式を用いて算出したμと0のうちいざれか大きい値」とあるのは「μ'」は、次の算式を用いて算出したμの絶対値」と読み替えるものとする。

（保険契約区分の細分化）

第七十九条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて第七十五条、第七十六条及び前条の規定に基づき割合を算出することができる。この場合において、第五十六条、第五十七条及び第六十二条の計算において地理的区分の日本に係る計算は、保険契約を保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約に分けて、それぞれ対応する割合を用いて計算し、その結果を合計するものとする。

（連結ベースの計算における取扱い）

第八十条 連結ベースの計算に当たっては、保険会社等（単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条及び第八十五条において同じ。）が生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合には、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定に基づき算出したリスクの額は、当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額の計算にお

いて適用した割合に基づくものとする。この場合において、保険会社等に保険リスクに係る会社固有の係数採用社（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において適用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。）でない保険会社等が含まれるときは又は保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社でない保険会社等の範囲に変更があったときは、その旨、及び当該保険会社等を保険リスクに係る会社固有の係数採用社としない理由が意図的に生命保険リスクの額又は損害保険リスクの額（第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額に百十九条第一項第二号に掲げる不動産ローン保険に係るリスクの額及び第二百二十八条第三号に掲げる信用保険に係るリスクの額を加えた額をいう。第八十五条第一項において適用する第六十五条第一項及び第七十二条第四号並びに第八十五条第二項において適用するこの条において同じ。）を過小評価するものではない旨を金融庁長官に届け出るものとする。

第八款 生命保険リスクの統合

（生命保険リスクの統合）

第八十一条 第五十四条に掲げる統合方法は、同条第一号から第五号までに掲げる額を次の表に掲げるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数により統合することをいう。

| | 死亡リスク の額 | 長寿リスク の額 | 罹患及び障 害リスクの 額 | 解約及び失 効リスクの 額 | 経費リスク の額 |
|-----------------|-------------|-------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 死亡リスクの額 | 1.00 | -0.25 | 0.25 | 0.00 | 0.25 |
| 長寿リスクの額 | -0.25 | 1.00 | 0.00 | 0.25 | 0.25 |
| 罹患及び障害 リスクの額 | 0.25 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.50 |
| 解約及び失効 リスクの額 | 0.00 | 0.25 | 0.00 | 1.00 | 0.50 |
| 経費リスクの額 | 0.25 | 0.25 | 0.50 | 0.50 | 1.00 |

第三節 損害保険リスク

（損害保険リスクの計算）

第八十二条 第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額は、損害保険契約等（損害保険契約及び損害保険類似の第三分野保険契約をいい、自動車損害賠償責任保険契約及び地震保険契約を除く。第八十五条第二項において同じ。）における地域区分及び商品区分（別表六に掲げる

地域区分及び商品区分をいう。以下同じ。）ごとの次の各号に掲げる額を基礎として第五款に規定する統合方法により計算した額とする。

一 保険料リスクの額

二 支払備金リスクの額

（保険料リスクの額）

第八十三条 地域区分及び商品区分ごとの前条第一号に掲げる保険料リスクの額は、当該地域区分及び商品区分における保険料エクスポートの額に、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める保険料リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

2 前項の保険料エクスポートの額は、基準日を含む事業年度（中間期末にあっては、当該事業年度の前事業年度とする。以下この条、第九十二条及び第九十八条第二項において同じ。）の正味既経過保険料及び当該事業年度の翌事業年度に期待される正味既経過保険料（引き受けることが期待される新規保険契約に係る正味既経過保険料を含む。）について、次の各号に掲げる実務的な利用可能性の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 双方が利用可能な場合 双方の額のうちいずれか大きい額
- 二 いざれか一方のみが利用不可能な場合 他方の額
- 三 双方が利用不可能な場合 当該地域区分及び商品区分に係る基準日を含む事業年度の正味収入保険料の額

第三款 支払備金リスク

（支払備金リスクの額）

第八十四条 地域区分及び商品区分ごとの第八十二条第二号に掲げる支払備金リスクの額は、当該地域区分及び商品区分ごとの正味現在推計の額のうち既経過責任に係るものに、別表六に掲げる地域区分及び商品区分に応じ、同表に定める支払備金リスクのリスク係数を乗じた額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

第四款 会社固有のリスク係数

（損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の承認）

第八十五条 第六十五条から第七十四条まで及び第七十九条の規定は、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法について適用する。この場合において、これらの規定中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条における地理

的区分の日本」とあるのは「別表六における地域区分の日本」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数」と読み替えるほか、第六十五条第一項中「第七十五条から第七十九条まで」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十九条及び第八十六条から第八十九条まで」と、「ストレス係数」とあるのは「リスク係数」とあるのは「リスク係数」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、同条第一項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、「第六十七条第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第二項」と、第六十六条第一項中「前条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第六十七条第一項中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第六十八条第一項中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第六十七条第一項中「第六十七条第一項において準用する次条各号」と、第六十八条中「第六十五条第一項又は第二項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」とあるのは「第八十五条第一項又は第二項」と、第六十九条第一項第一号中「第六十七条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項」と、同項第二号中「前条各号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条各号」と、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項第二号」と、第七十条第一項中「前条第一項第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前条第一項第二号」と、「第六十五条第一項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十五条第一項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十一条中「第六十八条第一号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第一号」と、第七十二条中「第六十八条第二号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第二号」と、同条第二号中「第七十五条第一号に規定する予測データ」とあるのは「第八十六条第一号イ(2)及びロ並びに第八十七条第一号イ(2)及びロに規定するデータ」と、「現在推計の額」とあるのは「正味現在推計の額」と、同条第四号中「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスクの額」と、第七十三条中「第六十八条第三号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条第三号」と、第七十四条第一項中「第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条に規定する」とあるのは「第八十三条及び第八十四条に規定する」と、「次条から第七十九条まで」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第七十二条第四号」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第七十二条第四号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十五条第一項において準用する前項」と、第七十九条中「保険期間が五年以下の保険契約及び保険期間が五年を超える保険契約」とあるのは「国内元受保険契約(元受保険契約のうち国内元受保険契約以外のものをいう。)及び再保険契約」と、「第五十五条、第七十六条及び前条」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第五十六条、第五十七条及び第六十二条」とあるのは「第八十三条及び第八十四条」と、「地理的区分の日本に係る」とあるのは「地域区分の日本に係る商品区分ごとの」と読み替えるものとする。

我が国において獲得した保険契約をいう。)、海外元受保険契約(元受保険契約のうち国内元受保険契約以外のものをいう。)及び再保険契約」と、「第五十五条、第七十六条及び前条」とあるのは「第八十六条から第八十八条まで」と、「第五十六条、第五十七条及び第六十二条」とあるのは「第八十三条及び第八十四条」と、「地理的区分の日本に係る」とあるのは「地域区分の日本に係る商品区分ごとの」と読み替えるものとする。

2 第八十一条の規定は、連結ベースの計算において、保険会社等が前項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法採用社である場合について準用する。この場合において、第八十条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社である場合」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社である場合」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の生命保険契約等に係る第五十六条、第五十七条、第六十条及び第六十二条の規定」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の損害保険契約等に係る第八十三条及び第八十四条の規定」と、「当該生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社の単体ベースの生命保険リスクの額」とあるのは「当該損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社の単体ベースの損害保険リスクの額」と、「割合」とあるのは「リスク係数」と、「保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社(生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社又は第八十五条第一項において準用する第六十五条第二項に規定する損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社をいう。以下同じ。)」とあるのは「保険リスクに係る会社固有の係數採用社」と読み替えるものとする。

(保険料リスクにおけるリスク係数の算出)

第八十六条 地理的区分の日本に対応する保険料リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ごとに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。

一 直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ 異緯データ 次に掲げるもの

- (1) 各事業年度の既経過保険料
 - (2) 各事業年度の発生事故(ただし、第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの対象となる事故は除くことができる。)に係る当該各事業年度末時点の最終損害率
- ロ 予測データ 各事業年度の発生事故(ただし、第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの対象となる事故を除く。)に係る当該各事業年度の前事業年度末時点の期待最終損害率

二 保険料リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ

及びロに係る値を用いるものとする。

$$LR \times \left\{ \frac{\mu \times \exp \left(N^{-1}(0.995) \times \sqrt{\log \left(\frac{\sigma^2}{\mu^2} + 1 \right)} \right)}{\sqrt{\frac{\sigma^2}{\mu^2} + 1}} - \min(\mu, 1) \right\}$$

LRは、基準日の翌日以降十二月間の発生事故（ただし、第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の対象となる事故を除く。）に係る基準日時点の現在推計の額と整合的な期待最終正味損害率の値

$\exp(x)/x$ は、自然対数の底をx乗した値（次条において同じ。）

$N^{-1}(\quad)$ は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数（次条において同じ。）

μ は、平均（この号及び次条において同じ。）

σ^2 は、分散（この号及び次条において同じ。）

イ μ は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times P_i}{P}$$

Z_i は、事業年度*i*の前号イ(2)に掲げる実績データの値を同号ロに掲げる予測データの値で除した値（ロにおいて同じ。）

P_i は、事業年度*i*の同号イ(1)に掲げる実績データの値（ロにおいて同じ。）

P は、全ての事業年度*i*に対する*P_i*の合計額（ロにおいて同じ。）

ロ σ^2 は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu)^2 \times P_i}{(P - \sum_i P_i^2 / P)}$$

（支払備金におけるリスク係数の算出）

第八十七条 地理的区分の日本に対応する支払備金リスクのリスク係数は、地域区分及び商品区分ごとに、第一号に掲げるデータを用いて、第二号に定める算式により算出するものとする。ただし、

合理的な理由がある場合は当該データを調整することができる。
一 直近十年以上における各事業年度の次のイ及びロに掲げるデータの区分に応じ、当該イ及びロに定めるものとする。

イ 実績データ 次に掲げるもの

(1) 各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度の支払保険金の額

(2) 各事業年度の前事業年度以前の発生事故に係る当該各事業年度末時点の支払備金の額（将来キャッシュ・フローの額の確率加重平均のうち既経済責任に係るもの）をいう。以下この条

において同じ。）

ロ 予測データ 各事業年度の前事業年度末時点の支払備金の額

二 支払備金リスクのリスク係数は次の算式を用いて算出するものとする。この場合において次のイ及びロに係る値を用いるものとする。

$$\mu \times \exp \left(N^{-1}(0.995) \times \sqrt{\log \left(\frac{\sigma^2}{\mu^2} + 1 \right)} \right) - \min(\mu, 1)$$

$$\frac{\sum_i Z_i \times V_i}{V}$$

イ μ は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i Z_i \times V_i}{V}$$

Z_i は、事業年度*i*の前号イ(1)及び(2)に掲げる実績データの合計額を同号ロに掲げる予測データの値で除した値（ロにおいて同じ。）

V_i は、事業年度*i*の同号ロに掲げる予測データの値（ロにおいて同じ。）

V は、全ての事業年度*i*に対する*V_i*の合計額

ロ σ^2 は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\beta^2}{PCO}$$

β^2 は、次の算式を用いて算出するものとする。

$$\frac{\sum_i (Z_i - \mu)^2 \times V_i}{n - 1}$$

n は、事業年度*i*の数

PCOは、基準日時点の正味支払備金の額（正味現在推計の額に係る支払備金の額をいう。）

（保険料リスク及び支払備金リスクの算出のためのデータに関連する事項）

第八十八条 第八十六条第一号及び前条第一号に定めるデータは、リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータとする。ただし、当該リスク削減手法による回収額控除後の正味のデータを使用した場合と比べて、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数の過小評価のおそれがないことを実証できる場合は、リスク削減手法による回収額控除前のデータとができる。

第五款 損害保険リスクの統合

（損害保険リスクの統合）

第八十九条 第八十二条に掲げる統合方法は、次の各号に定める方法をいう。

一 地域区分及び商品区分ごとに、保険料リスクの額と支払備金リスクの額を相関係数を0.25とし

て統合する。

二 前号で地域区分及び商品区分ごとに統合した額を、別表七に掲げる商品大区分に応じ、同表に定める相関係数に基づき、地理的区分別の商品大区分（たゞ、不動産ローン保証保険及び信用保険を除く。以下この条において同じ。）ごとに統合する。この場合において、各地域区分及び商品区分は別表六に掲げる商品大区分に属するものとする。

三 前号で地理的区分別の商品大区分ごとに統合した額を、地理的区分別の各商品大区分間の相関係数を0.50として、地理的区分ごとに統合する。

四 前号で地理的区分ごとに統合した額を、各地理的区分間の相関係数を0.25として統合する。

第四節 巨大災害リスク

第一款 総則

（巨大災害リスクの額）

第九十条 第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第四款に規定する統合方法により計算した額とする。

- 一 巨大自然災害リスクの額
- 二 テロリズムの行為によるリスクの額
- 三 感染症の流行によるリスクの額
- 四 信用及び保証によるリスクの額

（巨大災害リスクの計算対象）

第九十一条 損害保険契約等に係る前条の巨大災害リスクの額の計算においては、基準日の翌日以降十二月間に発生する巨大災害の発生時点で有効な全ての保険契約（引き受けることが期待される新規保険契約を含む。）を考慮するものとする。

2 前条の巨大災害リスクの額の計算においては、主要なペリル（損失の原因となる事象をいう。以下この条において同じ。）、主要なペリルから生じる二次的ペリル及びこれらによる間接的な損害を考慮するものとする。

3 前条の巨大災害リスクの額の計算においては、金融市場及び経済全体に生じる影響は考慮しないものとする。

第二款 巨大自然災害

（巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十二条 第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額は、次の各号に定めるところにより計算した地理的区分ごとの巨大自然災害リスクの額を適切な方法により統合した額とする。

一 地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、次条に定めるところにより計算したリスクの額とする。

二 地理的区分の日本以外に係る巨大自然災害リスクの額は、損害保険契約等の基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にリスク係数（次の表の左欄に掲げる地理的区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数をいう。）を乗じた額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）とする。

| 地理的区分 | リスク係数（%） |
|----------------------|----------|
| 欧洲経済領域（EEA）等 | 40 |
| 中国、その他先進国市場及びその他新興市場 | 30 |

（地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスク計測の標準的手法）

第九十三条 前条第一号に規定する地理的区分の日本に係る巨大自然災害リスクの額は、ペリル区分（地震、風水災及び雪災をいう。以下この条において同じ。）及び商品区分ごと（ただし、ペリル区分が地震及び風水災である場合に限る。）に次の各号に定める手法のいずれか（ただし、ペリル区分が地震及び風水災をいう。以下この条において同じ。）及び商品区分ごと（ただし、ペリル区分が地震の場合にあっては、地震補償区分（地震火災費用保険金及び地震危険担保特約をいう。）及び商品区分ごととする。以下この条において同じ。）に次の各号に定める手法のいずれか（ただし、ペリル区分が地震及び風水災である場合に限る。）を用いて計算した額をペリル区分ごとに合計額を相関係数を0.00として統合した額とする。

一 リスクカーブ等を用いる手法

二 リスク係数等を用いる手法

2 前項第一号に定める手法は、次の各号に掲げる商品区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した元受保険契約に係るリスクの額に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

一 火災保険 機構モデルのリスクカーブに基づく年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）として計算したリスクの額

二 火災保険以外の別表八に掲げる商品区分 前号に定めるリスクの額を、当該商品区分ごとに適切な比率で調整して計算したリスクの額

3 第一項第二号に定める手法は、別表八に掲げる商品区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法、別表九に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める年間損失総額のVaR99.5%の計算方法及び別表十に掲げる地震地域区分又は雪災地域区分に応じて定める相関係数に従い計算した元受保険契約に係る年間損失総額のVaR99.5%から第三章第二節に規定する経済価値ベースの

保険負債の額において考慮されている年間損失総額の期待値を控除した額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）に、適切な方法により計算した受再保険契約に係るリスクの額を加算する手法をいう。

4 前項に規定する元受保険契約に係る年間損失総額のVar99.5%に対する第五十条に規定するリスク削減手法の効果の額の計算は、次の表の左欄に掲げるペリル区分に応じ、同表の中欄に掲げるペリル（当該リスク削減手法の効果の額の計算に当たって、一事故とみなす一又は二以上の自然災害をいう。以下この項において同じ。）の年間発生数及び同表の右欄に掲げる各イベントの損失額割合（当該元受保険契約に係る年間損失総額のVar99.5%に対する各イベントによる損失額の割合をいう。以下この項において同じ。）に基づくものとする。

| ペリル区分 | イベントの年間発生数 | 各イベントの損失額割合 (%) | | |
|-------|------------|-----------------|-------|-------|
| | | イベント1 | イベント2 | イベント3 |
| 地震 | 2 | 95 | 5 | |
| 風水災 | 3 | 75 | 15 | 10 |
| 雪災 | 1 | 100 | | |

第三款 その他の巨大災害

第一目 テロリズムの行為

（テロリズムの行為によるリスクの額）

第九十四条 第九十一条第二号に規定するテロリズムの行為によるリスクの額は、半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点に対する5トンの爆弾被害のストレス・シナリオによる損失額として、次の各号に掲げる対象に応じ、当該各号に規定するところにより計算した純資産の減少額の合計額とする。

一 損害保険契約 財物（建物、収容物及び自動車を含む。）について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の右欄に定める損傷率で損傷が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額

| 範囲 | 損傷率 (%) |
|--------------------------|---------|
| 当該地点の半径200メートル以内 | 100 |
| 当該地点の半径200メートル超400メートル以内 | 25 |
| 当該地点の半径400メートル超500メートル以内 | 10 |

二 生命保険契約等 自然人について次の表の左欄に掲げる所在する範囲に応じ、同表の中欄及び右欄に定める率で死亡及び身体障害が発生した場合の当該保険契約の債務に基づく資産の額及び

| 範囲 | 死亡率 (%) | 身体障害発生率 (%) |
|------------------|---------|-------------|
| 当該地点の半径200メートル以内 | 15 | 20 |

2 前項の計算において、同項に規定する半径500メートル以内に集積するリスクが最大となる地点とは異なる地点を計算対象とすることがより蓋然性が高いシナリオと考えられる場合には、当該地点に基づく計算を行うことができる。

第二目 感染症の流行

（感染症の流行によるリスクの額）

第九十五条 第九十三条第三号に規定する感染症の流行によるリスクの額は、人の死亡に關し、一定額の保険金を支払うことを約している生命保険契約等に對して、死亡率が即時に1/1,000増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

第三目 信用及び保証

（信用及び保証によるリスクの額）

第九十六条 第九十三条第四号に規定する信用及び保証によるリスクの額は、次の各号に掲げる対象に対して、次条から第九十九条までに定めるところにより計算したリスクの額の合計額とする。

- 一 不動産ローン保証保険
- 二 取引信用保険
- 三 保証証券及び保証保険（第一号に該当するものを除く。）

（不動産ローン保証保険のリスクの額）

第九十七条 前条第一号に規定する不動産ローン保証保険のリスクの額は、一年間継続する25%の住宅価格の下落に伴い、債務不履行（履行遅延を含む。以下この目において同じ。）の頻度及び債務不履行となつた場合の損失率が増加するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける不動産ローン保証保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

- 2 前項の計算においては、リスク特性に基づきエクスポート・シナリオを分類した上で、適切な方法により計算するものとする。

（取引信用保険のリスクの額）

第九十八条 第九十六条第二号に規定する取引信用保険のリスクの額は、商品の納品又は役務の提供の対価の支払について、債務不履行の頻度及び債務不履行となつた場合の損失率が増加するストレ

ス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受ける取引信用保険契約の債務に基づく資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

- 2 前項に規定する純資産の減少額は、被保険者の取引先の格付区分に基づく投資適格（格付区分が4又は4より上位であるものをいう。以下この項において同じ。）又は投資不適格の区分ごとに、当該区分に係る基準日を含む事業年度の正味既経過保険料にストレス係数（次の表の右欄に掲げる格付区分に応じ、同表の右欄に定めるストレス係数をいう。）を乗じて得られる額の合計額から、再保険を除くリスク削減手法（被保険者からの返戻金や差押えを含む。）を考慮した調整額を控除した額とする。

| 格付区分 | ストレス係数（%） |
|-------|-----------|
| 投資適格 | 80 |
| 投資不適格 | 200 |

- 3 前項の計算において、格付区分が無格付の場合又は格付が利用できない場合には、次の各号に掲げる値のうちいかか大きい方をストレス係数として用いるものとする。

- 一 2008年度から2010年度の間の事業年度の経過ベースのグロス損害率（ただし、利用可能でない場合は収入ベースのグロス損害率とする。）の最大値

二 80%

（保証証券及び保証保険のリスクの額）

- 第九十九条 第九十六条第三号に規定する保証証券及び保証保険のリスクの額は、保証の相手方である原債務者に対するグロス・エクスボージャー（保険額又は保証額に、既に発生した契約上の分

割償還を適用した後の額とする。）の上位10先に対して次項に規定する方法で計算した潜在的正味損害額について、その上位2先に当該潜在的正味損害額が発生するストレス・シナリオを適用することにより、当該ストレス・シナリオの影響を受けた資産の額及び負債の額を再計算した場合における純資産の減少額とする。

- 2 前項の潜在的正味損害額は、原債務者が契約上の債務を履行しないことにより被保険者に支払う必要がある最大額として、次項に規定するところにより計算した95%予想最大損失率係数をグロス・エクスボージャーに乘じた額から、共同保証契約及び保険会社等が管理している又は受益者として信託されている現金担保を考慮した調整額を控除した額とする。

- 3 前項の95%予想最大損失率係数は、エクスボージャーの所在する国又は当該エクスボージャーの種類のいずれか粒度が細かい方のポートフォリオにおける直近十事業年度（中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近十事業年度をいう。）ごとのグロス損失率（グロス損害額のグロス・エクスボージャーに対する割合をいう。）の最大値とする。

- 4 前項において、内部データの不足により過去十年間の事業年度ごとのグロス損失率の最大値を使

用することが困難な場合は、100%を95%予想最大損失率係数として用いるものとする。

第四款 巨大災害リスクの統合

- 第百条 第九十条における統合方法は、同条第一号から第四号までに掲げる額を相關係数を0.00として統合することをいう。

第五節 市場リスク

第一款 総則

（市場リスクの額）

- 第一百条 第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額は、次の各号に掲げる額を基礎として第一款に規定する統合方法により計算した額とする。

- 一 金利リスクの額
- 二 スプレッドリスクの額
- 三 株式リスクの額
- 四 不動産リスクの額
- 五 為替リスクの額
- 六 資産集中リスクの額

（市場リスクの計算対象）

- 第二百二条 前条第一号から第四号までに掲げる額の計算には、市場変動による評価額への直接の影響だけでなく、市場変動の結果として生じる保険契約者行動による評価額に対する影響も含むものとする。

第二款 金利リスク

第一目 標準的手法

（金利リスクの基礎）

- 第二百三条 第百一条第一号に規定する金利リスクの額は、次の各号に掲げるストレス・シナリオに基づき資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎とする。

- 一 年均回帰シナリオ
 - 二 水準上昇シナリオ
 - 三 水準下降シナリオ
- 2 前項の再計算は、金利の変動に対して感応的な全ての資産（未収金及び未収収益（資産運用関連）、現金、普通株式その他の金利変動に感応的でない資産を除き、劣後債及び優先株式を含む。）の額及び負債の額を再計算することをいう。この場合において、現在推計の額及び再保険回収額の再計算は、第五条に定めるストレス・シナリオごとのイールド・カーブを用いて、これら以外の

再計算は、同条のストレス・シナリオごとのイールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて行うものとする。

(金利リスクの額)

第百四条 前条の金利リスクの額は、次の算式により得られる額（ただし、0を下回る場合は0とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる変数に応じ、当該各号に定める値を用いるものとする。

$$\text{金利リスクの額} = \sum_i \text{MR}_i + \text{VaR}_{99.5\%} \left(\sum_i \text{LT}_i \right)$$

iは、金利リスクの対象となる全ての通貨（ただし、金額的に重要でない複数の通貨を一つの通貨として算出することができる。）

MR_iは、通貨_iの前条第一項第一号に定める平均回帰シナリオに基づく純資産の減少額

VaR_{99.5%} (Σ_i LT_i)は、統合後離率変数のVaR99.5%

LT_iは、通貨_iの統合後離率変数

— VaR_{99.5%} (Σ_i LT_i) 第三号に基づき生成した標準正規乱数X_iから、次号のLT_iを算出し、それらの

VaR99.5%とする。

— LT_i 次の算式により算出される値の集合とする。

$$\text{LT}_i = \frac{1}{N^{-1}(0.995)} \times (\text{LU}_i \max(X_i, 0) - \text{LD}_i \min(X_i, 0))$$

N⁻¹（ ）は、標準正規分布の累積分布関数の逆関数

LU_iは、通貨_iの前条第一項第二号に定める水準上昇シナリオに基づく純資産の減少額

LD_iは、通貨_iの前条第一項第三号に定める水準下降シナリオに基づく純資産の減少額

三 標準正規乱数X_i 次を満たすものとする。

$$\text{corr}(X_i, X_j) = 0.75, \quad i \neq j$$

corr(A, B)は、確率変数AとBの相関係数

2 前項において、標準正規乱数X_iは、金利リスクの額が大きく異なることのないよう、十分な数の乱数を生成しなければならない。

（各ストレス・シナリオにおけるイールド・カーブ）

第百五条 第百三条第二項のストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、シナリオごとに第一区分の調整及び第三区分の調整を行った上で、第十六条に規定するところにより算出するものとする。

2 前項の第一区分の調整は、市場データから推定されたダイナミック・ネルソン・シーグルモデル（イールド・カーブの期間構造を生成するモデルであって、各年限の金利を水準、傾き及び曲率を

表すパラメーター並びに当該パラメーターの動的過程に基づいて表現するモデルをいう。）のパラメーターであるし、ΔL, ΔS及びΔCを用いて、次の算式により算出する年限ごとの値を第十六条第一項第一号に定める第一区分の年限ごとの市場金利に加えることをいう。

$$\text{第一区分調整}(\tau) = \Delta L + \Delta S \left(\frac{1 - \exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} \right) + \Delta C \left(\frac{1 - \exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} - \exp(-\lambda\tau) \right)$$

τは、年限（第百十一条において同じ。）

exp(x)は、自然対数の底をx乗した値（第百十一条において同じ。）

λは、減衰率（第百十一条において同じ。）

ΔLは、水準に係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔSは、傾きに係る係数（第百十一条において同じ。）

ΔCは、曲率に係る係数（第百十一条において同じ。）

3 第一項の第三区分の調整は、次の各号に掲げるシナリオの区分に応じ、当該各号に定める調整を行なう、UFRに対して行うことをいう。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該第三区分の調整を行わないものとする。

— 水準上昇シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいざれか小さい値を加える。

— 水準下降シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいざれか小さい値を減じる。

第二目 金利リスクに係る内部割引率手法

（金利リスクに係る内部割引率手法の承認）

第百六条 報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、金利リスクに係る内部割引率手法（第百十一条に定めるところにより、内部割引率（報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法に用いるイールド・カーブによる割引率をいう。以下この目において同じ。）を基礎として金利リスクの額を算出する手法をいう。以下この目において同じ。）を用いることができる。

2 内部割引率手法採用社（前項の承認を受けた金利リスクに係る内部割引率手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この目において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に係る変更（次条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更をいう。）を行うことができる。

（金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の申請）

第百七条 金利リスクに係る内部割引率手法について前条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保険会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

— 商号又は名称

— ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 次条各号に規定する金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準)

第一百八条 金融庁長官は、第六条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一 報告保険会社等が資産及び負債の総合的な管理に関する明確な方針を定め、適切な管理体制の下で、当該方針に従い資産及び負債を管理していること。

二 報告保険会社等の資産及び負債の総合的な管理が、第三章の規定にかかわらず、報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法による定量的分析に基づき行われていること。

三 前号の経済価値評価の手法が、組織の各階層におけるリスク管理及び意思決定並びにリスクヒンズ・シナリオの自己評価において、重要な役割を果たしていること。

四 第三章第二節第三款第一目に関する明確な方針を定め、適切な管理体制の下で、当該方針に従い資産及び負債の総合的な管理の実態を反映するものとなっていないこと

(金利リスクに係る内部割引率手法の変更に係る届出)

第一百九条 内部割引率手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一 第七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、内部割引率手法採用社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該内部割引率手法採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の取消し)

第一百十条 金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であって、金利リスクに係る内部割引率手法を用いることが不適当と判断したときは、第六条第一項の承認を取り消すことができる。

2 内部割引率手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて標準的手法を用いるものとする。

(金利リスクに係る内部割引率手法の適用)

第一百十一条 内部割引率手法採用社は、次の各号に定めるところにより金利リスクの額を算出するものとする。

一 第十六条の規定にかかわらず、日本円については第六条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに基づき、日本円以外の通貨については第十六条に規定するイールド・カーブに基づき、第三章第二節第一款に規定する経済価値ベースの保険負債の額及び同章第三節に規定する再保険回収額を算出し、第三章の規定により内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートを作成する。

二 第百三十三条第一項の規定にかかわらず、金利リスクの額は、同項各号に規定するストレス・シナリオに基づき、前号の内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎として、第四条の規定により算出した額とする。この場合には、第六条第二項の規定を準用する。

三 前号において運用する第六条第二項におけるストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、日本円については、第六条第二項各号に規定するストレス・シナリオごとに、次のイ又はロに掲げる年限区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより算出するものとする。日本円以外については、第五条に規定するストレス・シナリオごとのイールド・カーブとする。

イ 内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限までの年限区分 第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに対して、ストレス・シナリオごとに次の算式により算出される値を加える。

$$\Delta L + \Delta S \left(\frac{1 - \exp(-\lambda \tau)}{\lambda \tau} \right) + \Delta C \left(\frac{1 - \exp(-\lambda \tau)}{\lambda \tau} - \exp(-\lambda \tau) \right)$$

ロ 内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限を超える年限区分 第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブの補外と整合的な手法に基づき算出する。当該イールド・カーブにおいてUFRを用いる場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げるシナリオの区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める調整を、当該UFRに対して行うものとする。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該UFRに対する調整を行わないものとする。

(1) 水準上昇シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいざれか小さい値を加える。

(2) 水準下降シナリオ UFRに10%を乗じた値又は0.15%のうちいざれか大きい値を減じる。

2 前項の規定にかかわらず、内部割引率手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて前項に規定する標準的手法を用いることができる。

第三款 スプレッドリスク

(スプレッドリスクの額)

第百十二条 第百一条第二号に規定するスプレッドリスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいざれか大きい額とする。

- 一 上昇ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）
- 二 下降ストレスに基づき、スプレッドの変動に対して感応的な全ての資産（国債等を除く。）の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）

(スプレッドリスクのストレス・シナリオ)

第百十三条 前条の上昇ストレス及び下降ストレスは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 上昇ストレス ($spread_{up}$) は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$spread_{up} = spread + \max \{0.4\%, \min(1.5\%, 75\% * |spread|)\}$$

- 二 $spread_{up}$ は、基準日時点のスプレッドの値（次号において同じ。）

- 三 $spread_{up}$ は、 $spread$ の絶対値（次号において同じ。）

- 二 下降ストレス ($spread_{down}$) は、次の算式に基づきスプレッドを変化させることをいう。

$$spread_{down} = spread - 75\% * |spread|$$

(現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレス)

第百十四条 現在推計の額及び再保険回収額に対する上昇ストレス及び下降ストレスは、第三章第二節第三款第二目に規定する調整後スプレッドの算出におけるリスク修正控除後スプレッドを、前条に定めるところにより変化させることをいう。

第四款 株式リスク

(株式リスクの額)

第百十五条 第百一条第三号に規定する株式リスクの額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した額の合計額とする。

- 一 水準ストレスに対するリスクの額 資産区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額（スプレス・シナリオに基づき、資産区分に含まれる資産の時価の水準に感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）をいう。第百十八条において同じ。）を、第百十八条の規定により総合した額
- 二 ポラティティ・ストレスに対するリスクの額 ストレス・シナリオに基づき、次条第一項各号に含まれる資産の時価のポラティティに感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した

場合の純資産の減少額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）

2 前項各号のリスクの額の算出における再計算にあっては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての株式リスクに係るエクスポートを再計算するものとする。

- 3 前項の経済価値ベースのバランスシートに対して間接的な影響をもたらす株式リスクに係るエクスポートとは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 投資信託等（裏付けとなる資産が不動産であるものを除く。次条において同じ。）
 - 二 株価の水準又はボラティリティに感応的なデリバティブ
 - 三 株価の水準又はボラティリティに感応的な経済価値ベースの保険負債の額又は再保険回収額
 - 四 その他前三号に類するもの

(株式リスクの資産区分)

第百十六条 前条第一項第一号の水準ストレスに対するリスクの額の計算における資産区分は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 先進国市場における上場株式

- 二 先進国市場における資本性インフラ投資

- 三 新興国市場における上場株式

- 四 新興国市場における資本性インフラ投資

- 五 ハイブリッド債及び優先株式

- 六 その他の株式

2 前項第一号の先進国市場における上場株式は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十項に規定する取引所金融商品市場をいう。）、店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）又は別表十一に掲げる国又は地域（日本を除く。）における外國金融商品市場（同法第二条第八項第三号ロに規定する外國金融商品市場をいう。第四項において同じ。）で売買されている株式をいう。ただし、次項の規定により前項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分したものと除く。

- 3 別表十一に掲げる国又は地域の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第二号の先進国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。

- 4 第一項第三号の新興国市場における上場株式は、別表十一に掲げる国又は地域以外における外国金融商品市場に上場されている株式をいう。ただし、次項の規定により第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分したものと除く。
- 5 別表十一に掲げる国又は地域以外の株式のうち、別表十二に定めるインフラ投資は、第一項第四号の新興国市場における資本性インフラ投資に区分することができる。

6 第一項第五号のハイブリッド債及び優先株式は、次の各号に掲げるものをいう。

一 労後債又は労後ローン

二 優先株式

三 証券化商品（再証券化商品を除く。以下この章において同じ。）であって、その原資産の信用

リスクが優先労後構造にある二以上のエクスポートジャヤに階層化されているもののうち、最も優

先度が高い階層以外の部分

四 再証券化商品であって、その原資産の信用リスクが優先労後構造にある二以上のエクスポートジャヤに階層化されているもののうち、最も優先度が高い階層以外の部分

七 第一項第六号のその他の株式は、株式の時価の水準又はボラティリティの変動に感応的な全ての資産のうち、同項第一号から第五号までに掲げるもの以外のものをいう。

8 投資信託等であって、第三条に規定する保有エクスポートジャヤの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づく計算が困難な場合には、第一項第六号のその他の株式に含めるものとする。

（株式リスクのストレス・シナリオ）

第百七十五条第一項第一号の水準ストレスに対するリスクの額を算出する際のストレス・シナリオは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める下落率により、資産の時価が即時に下落することをいう。

一 ハイブリッド債及び優先株式以外 次の表の左欄に掲げる資産区分に応じ、同表の右欄に定める下落率とする。

| 資産区分 | 下落率 (%) |
|--|---------------------|
| 先進国市場における上場株式 | 35 |
| 先進国市場における資本性インフラ投資 | 27 |
| 新興国市場における上場株式 | 48 |
| 新興国市場における資本性インフラ投資 | 37 |
| その他の株式 | 49 |
| 二 ハイブリッド債及び優先株式 次の表の左欄に掲げる格付区分に応じ、同表の右欄に定める下落率とする。ただし、前条第六項第三号に掲げる証券化商品及び同項第四号に掲げる再証券化商品の場合であって、同表から得られる下落率が信用リスク係数（格付区分及び実効残存期間（次節第二款第二目に規定する実効残存期間をいう。）に応じ、証券化商品の場合は別表十三第四号、再証券化商品の場合は別表十三第五号に定めるリスク係数をいう。以下この号において同じ。）を下回るときは、当該信用リスク係数を下落率とする。 | 240 300 360以上 |

| | |
|--------------------------|----|
| 格付区分1又は2 | 4 |
| 格付区分3 | 6 |
| 格付区分4 | 11 |
| 格付区分5 | 21 |
| 格付区分6 若しくは7、債務不履行状態又は無格付 | 35 |

2 第百十五条第一項第二号のボラティリティ・ストレスに対するリスクの額を算出する際のストレス・シナリオは、次の表の左欄に掲げる残存期間の区分に応じ、同表の右欄に定める上昇率が、同条第二項の再計算の対象となる全ての資産のインプライド・ボラティリティに即時に加算されることをいう。ただし、同表に定めがない残存期間の上昇率は、同表に定めのある残存期間の上昇率から線形補間によって得られる上昇率とする。

| 残存期間（月数） | 上昇率 (%) |
|----------|---------|
| 0-1 | 42 |
| 3 | 28 |
| 6 | 23 |
| 12 | 20 |
| 24 | 17 |
| 36 | 16 |
| 48 | 15 |
| 60 | 14 |
| 84 | 14 |
| 120 | 12 |
| 144 | 11 |
| 180 | 10 |
| 240 | 7 |
| 300 | 4 |
| 360以上 | 0 |

（水準ストレスに対するリスクの額の統合）
第百十八条 水準ストレスに対するリスクの額は、資産区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額に基づき、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

一 次のイ及びロに掲げる区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額を、相関係数を1.00として統合したものと先進国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額とする。

| イ | 先進国市場における上場株式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|----------------|----------------|---------|--------|----------------|------|------|------|------|----------------|------|------|------|------|---------|------|------|------|------|--------|------|------|------|------|
| ロ | 先進国市場における資本性インフラ投資 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 | 次のイ及びロに掲げる区分ごとの水準ストレスに基づく純資産の減少額を、相関係数を0.75として統合したものを新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ | 新興国市場における上場株式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ロ | 新興国市場における資本性インフラ投資 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三 | 第一号の先進国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、前号の新興国市場における上場株式等の水準ストレスに対するリスクの額、ハイブリッド債及び優先株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額並びにその他の株式の水準ストレスに基づく純資産の減少額を次の表の株式区分に応じ、同表に定める相関係数により統合したものと水準ストレスに対するリスクの額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式区分</th> <th>先進国市場における上場株式等</th> <th>新興国市場における上場株式等</th> <th>ハイブリッド債</th> <th>その他の株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進国市場における上場株式等</td> <td>1.00</td> <td>0.75</td> <td>1.00</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>新興国市場における上場株式等</td> <td>0.75</td> <td>1.00</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド債</td> <td>1.00</td> <td>0.75</td> <td>1.00</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>及び優先株式</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> | | 株式区分 | 先進国市場における上場株式等 | 新興国市場における上場株式等 | ハイブリッド債 | その他の株式 | 先進国市場における上場株式等 | 1.00 | 0.75 | 1.00 | 0.75 | 新興国市場における上場株式等 | 0.75 | 1.00 | 0.75 | 0.75 | ハイブリッド債 | 1.00 | 0.75 | 1.00 | 0.75 | 及び優先株式 | 0.75 | 0.75 | 0.75 | 1.00 |
| 株式区分 | 先進国市場における上場株式等 | 新興国市場における上場株式等 | ハイブリッド債 | その他の株式 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 先進国市場における上場株式等 | 1.00 | 0.75 | 1.00 | 0.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新興国市場における上場株式等 | 0.75 | 1.00 | 0.75 | 0.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハイブリッド債 | 1.00 | 0.75 | 1.00 | 0.75 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 及び優先株式 | 0.75 | 0.75 | 0.75 | 1.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第五款 不動産リスク</p> <p>(不動産リスクの額)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一百十九条 | 第一百一条第四号に規定する不動産リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 | ストレス・アプローチに基づく不動産リスクの額（不動産の時価が即時に25%下落するというストレス・シナリオに基づき、不動産価格の変動に対して感応的な全ての資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額をいう。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 二 | 不動産ローン保証保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が不動産ローン保証保険であるものの額の合計額をいう。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 前項第一号の再計算にあっては、経済価値ベースのバランスシートに対して直接的及び間接的な影響をもたらす全ての不動産リスクに係るエクスボージャー（裏付けとなる資産が不動産である投資信託等であって、第三条に規定する保有エクスボージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

に基づく計算が困難なものを含む。）を再計算するものとする。ただし、不動産ローン（住宅ローンを含む。）は再計算の対象から除外するものとする。

第六款 為替リスク

（為替リスクの額）

第一百二十九条 第百一条第五号に規定する為替リスクの額は、次の各号に掲げるリスクの額のうち、いずれか大きい額（当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。）とする。

- 一 正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額
- 二 正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額

（通貨ごとの正味オーブン・ポジション）

第一百二十九条 通貨ごとの正味オーブン・ポジションは、通貨ごとに第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額を控除した額とする。なお、次の各号に掲げる額は、基準日における通貨ごとのスポットトレードで日本円に換算するものとする。

一 次のイからヘマでに掲げる額を合計した額

イ 正味スポット・ポジションの額（経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額から負債の額を控除した額をいう。）

ロ 正味フォワード・ポジションの額（先物為替取引の将来受取額から将来支払額を控除した額の現在価値（通貨スワップの元本のうち前号に含まれないものを含む。）をいう。）

ハ 通貨オプションのデルタ（原資産価格の変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。）相当額

二 実行を求められることが確実な保証（これと類似の取引を含む。）であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ホ ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額

ヘ その他オフ・バランスの為替損益の額

二 次のイ及びロの要件を満たす外国に所在する子会社等又は支店に係る正味現在推計の額と当該正味現在推計の額に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債の額との相殺後の額に10%を乗じた額（ただし、当該通貨の前号に規定する額が正の値を取る場合に限るものとする。この場合において、当該前号に規定する額を限度とする。）

イ 報告保険会社等の経済価値ベースのバランスシートに当該正味現在推計の額に係る現在推計の額及び再保険回収額が計上されていること。

ロ 当該会社等又は支店が、当該外国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制その他これに類する規制の対象となっていること。

(正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額)

第一百二十二条 第百二十条第一号に掲げる正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 前条に定める正味オーブン・ポジションが正の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オーブン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オーブン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されない場合にあっては、変動率を60%とする。
- 二 通貨ごとの前号の額を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ロング・ポジションの通貨価値下落リスクの額を算出する。

(正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額)

第一百二十三条 第百二十条第二号に掲げる正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 第百二十二条に定める正味オーブン・ポジションが負の値である通貨に限り、通貨ごとの正味オーブン・ポジションの額に別表十四に掲げる基準通貨日本円に対する当該通貨の変動率を乗じる。ただし、別表十四において、基準通貨及び正味オーブン・ポジションの通貨の組み合わせが規定されない場合にあっては、変動率を60%とする。
- 二 通貨ごとの前号の額の絶対値を、異なる通貨間の相関係数を0.50として統合し、正味ショート・ポジションの通貨価値上昇リスクの額を算出する。

第七款 資産集中リスク

(資産集中リスクの額)

第一百二十四条 第百一条第六号に規定する資産集中リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 不動産以外の資産エクスポートジャーマーに係る資産集中リスクの額
- 二 不動産エクスポートジャーマーに係る資産集中リスクの額

(不動産以外の資産エクスポートジャーマーに係る資産集中リスクの額)

- 一 第百二十五条 前条第一号に掲げる不動産以外の資産エクスポートジャーマーに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC_{\text{Non-RE}} = \sum_{E_i > T \text{ となる } i} AC_{\text{Non-RE}} + 0.71656 \times T \times \sum_{E_i \leq T \text{ となる } i} \frac{0.95K_i^{\text{eq}} + K_i^{\text{cr}}}{0.95K^{\text{eq}} + K^{\text{cr}}}$$

- 二 $AC_{\text{Non-RE}}$ は、不動産以外の資産エクスポートジャーマーに係る資産集中リスクの額
- 三 $AC_{\text{Non-RE}}^i$ は、取引相手方グループ*i*に対する上限適用後資産集中リスクの額
- 四 E_i は、取引相手方グループ*i*に対する正味エクスポートジャーマーの額 (次項において同じ。)

Tは、報告保険会社等が任意に定める閾値 (ただし、 $E_i > T$ を満たす取引相手方グループの数が10以上100以下となるように定めるものとする。)

K_i^{eq} は、取引相手方グループ*i*に対するエクスポートジャーマーに係る株式リスクの額 (資産集中リスク計算用)

K_i^{cr} は、取引相手方グループ*i*に対するエクスポートジャーマーに係る信用リスクの額 (資産集中リスク計算用)

K^{eq} は、株式リスクの額 (資産集中リスク計算用)

K^{cr} は、信用リスクの額 (資産集中リスク計算用)

- 2 前項の $AC_{\text{Non-RE}}^i$ は、次の算式を用いて算出する。

$$AC_{\text{Non-RE}}^i$$

$$= 0.71656 \times E_i \times \frac{0.95 \times (K_i^{\text{eq}} - K_i^{\text{eq}*}) + (K_i^{\text{cr}} - K_i^{\text{cr}*})}{0.95K^{\text{eq}} + K^{\text{cr}}}$$

$$+ \min \left(0.71656 \times \frac{0.95E_i K_i^{\text{eq}*}}{0.95K^{\text{eq}} + K^{\text{cr}}}, \alpha_i E_i^{\text{eq}*} \right)$$

$$+ \min \left(0.71656 \times \frac{E_i K_i^{\text{cr}*}}{0.95K^{\text{eq}} + K^{\text{cr}}}, \beta_i E_i^{\text{cr}*} \right)$$

$E_i^{\text{eq}*}$ は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象株式エクスポートジャーマーの額

$E_i^{\text{cr}*}$ は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象信用エクスポートジャーマーの額

$K_i^{\text{eq}*}$ は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象株式エクスポートジャーマーに係る株式リスクの額 (資産集中リスク計算用)

$K_i^{\text{cr}*}$ は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象信用エクスポートジャーマーに係る信用リスクの額 (資産集中リスク計算用)

α_i は、取引相手方グループ*i*に対する上限対象信用エクスポートジャーマーに係る信用リスクの額 (資産集中リスク計算用)

β_i は、取引相手方グループ*i*に対する信用エクスポートジャーマーの上限係数

- 3 β_i は、取引相手方グループ*i*に対する信用エクスポートジャーマーの上限係数
- 4 取引相手方グループとは、次の各号に掲げる関係のいづれかを有する複数の取引相手方から成るグループをいう。ただし、当該関係のいづれかを有する他の取引相手方が存在しない取引相手については、当該取引相手方を取引相手方グループとみなす。

- 一 支配関係 (一の取引相手方が直接的又は間接的に一又は二以上の他の取引相手方にに対する支配権を有している関係をいう。)
- 二 経済的相互依存関係 (一の取引相手方が資金調達又は返済に困難が生じた場合等財務上の問題に直面した場合に、結果として一又は二以上の他の取引相手方も資金調達又は返済に困難が生じる可能性が高いと認められる関係をいう。)

4 正味エクスポート・ボジョンの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 正味エクスポート・ボジョンの額は、経済価値ベースの評価額に基づくオン・バランス及びオフ・バランスのポジョンを含めるものとし、資産エクスポート・ボジョンを負債エクスポート・ボジョンと相殺した（相殺する権利に法的効力がある場合に限る。）ネット・ボジョンの額とする。

二 前号において、次のイからヘまでに掲げるエクスポート・ボジョンの額は除外する。

イ 第百三十条第二項第一号の規定に基づき、信用エクスポート・ボジョンから除外されたもの

ロ 次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第百三十条第二項第一号に規定する信用エク

スポート・ボジョンの除外対象に置き換えられたもの

ハ、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち、第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチが適用された場合であって、第百四十五条第二号又は第百五十二条第一項

第三号の規定によりリスク係数を0%としたもの

ニ 特別勘定等の資産又は資産運用に伴うリスクが完全に保険契約者に転嫁されている保険契約に係る資産

ホ 信用保険に係るエクスポート・ボジョン

ヘ 店頭デリバティブ取引に係るものうち、中央清算機関（金融商品取引法第二条第二十八項

に規定する金融商品債務引受業を當む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九

号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を當む者並びに外国の法令に準拠して設立

された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。）へのエクスポート・ボジョン

ミ 第一号の正味エクスポート・ボジョンの額の算出において、再保険契約に係るエクスポート・ボジョンについては、第百三十条第五項に掲げる再保険による所要資本の額の削減額は含めないものとする。

四 第一号の正味エクスポート・ボジョンの額の算出において、オフ・バランスのポジョンは、次節第二款に規定する店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引（金融商品取引法第二条

第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引、同条第二十二項第六号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバ

ティブ取引）のうち同条第二十一項第五号イに掲げる取引に類似する取引をいう。以下この節及び

次節において同じ。）を除く。）の信用エクスポート・ボジョン及び店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスポート・ボジョンの額に基づくものとする。

5 第一項及び第二項の K_1^{eq} 、 K^{eq} 及び NK_1^{eq} における株式リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポート・ボジョンの額のうち、第百十六条第一項に規定する株式リスクの資産区分に含まれるエク

スポート・ボジョンに対して、第四款の規定に基づき算出した株式リスクの額とする。ただし、第百十八條の規定にかかわらず、資産区分ごとに計算した水準ストレスに対するリスクの額及びボラティティ・ストレスに対するリスクの額の合計額とし、第四十六条の規定にかかわらず、マネジメント・アクションの効果を考慮しないものとする。

6 第一項及び第二項の K_1^{cr} 、 K^{cr} 及び NK_1^{cr} における信用リスクの額（資産集中リスク計算用）は、正味エクスポート・ボジョンの額のうち、次節第二款第一目に基づき算出した信用リスクの額とし、正味エクスポート・ボジョンに對して、次節の規定に基づき算出した信用リスクの額とする。

7 前項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十五条及び第百五十二条に規定する置換えアプローチを適用した場合には、当該信用リスク削減手法によって保護された正味エクスポート・ボジョンの額は、当該正味エクスポート・ボジョンの取引相手方が属する取引相手方グループから、信用リスク削減手法の提供者が属する取引相手方グループに置き換えるものとする。

8 第六項の計算に当たって、次節第三款に規定する信用リスク削減手法のうち第百四十六条第二項に規定するヘアカット・アプローチを適用した場合には、同項に規定する調整後再保険エクスポート・ボジョン（ただし、同項第二号イに規定する担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額は0とする。）を正味エクスポート・ボジョンの額とする。

9 第二項の E_1^{eq} は、単体ベースにあっては正味エクスポート・ボジョンのうち子会社株式の額及び関連会社株式の額、連結ベースにあっては0とする。

10 第二項の α_i は、10%とする。

11 第二項の E_1^{cr} は、正味エクスポート・ボジョンのうち、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるものの額の合計額とする。

一 グループ内再保険エクスポート・ボジョン 第百二十九条第一項第六号に規定する再保険に分類されたエクスポート・ボジョンであって、保険会社等が取引相手方グループに属するもの

二 その他の資産 第百二十九条第一項第八号に規定するその他の資産

12 第二項の β_i は、次の表の左欄に掲げる取引相手方グループの格付区分に応じ、同表の右欄に定める上限係数とする。

| 取引相手方グループの格付区分 | 上限係数 (%) |
|----------------|----------|
| 1又は2 | 2 |
| 3 | 3 |
| 4 | 5 |
| 5 | 10 |

| | |
|-------|----|
| 6 又は7 | 20 |
| 無格付 | 15 |

債務不履行状態

(不動産エクスポートに係る資産集中リスクの額)

第一百二十六条 第百二十四条第二号に掲げる不動産エクスポートに係る資産集中リスクの額は、次の算式を用いて算出する。

$$AC^{RE} = \sum_{E_i^{RE} > 3\% \times IA} 25\% \times (E_i^{RE} - 3\% \times IA)$$

AC^{RE}は、不動産エクスポートに係る資産集中リスクの額E_i^{RE}は、不動産エクスポートに係る不動産エクスポートの額

IAは、保険事業に係る投資資産の額

2 前項の不動産エクスポートについて、複数の不動産が互いに近接する(250メートル以内に存在する場合をいう。)場合には、同一の不動産エクスポートに属するものとする。

3 第一項の不動産エクスポートの額は、直接的に保有する不動産及び間接的に保有する不動産(不動産ファンドを含む。)を含めるものとする。ただし、特別勘定等の資産、資産運用に伴うリスクが完全に保険契約に係る資産及び信用保険に係るエクスポートの額を除外するものとする。

4 第一項の保険事業に係る投資資産の額は、保険事業に係る次の各号に掲げるもの(特別勘定等に属するものを除く。)の額の合計額とする。

一 現金及び預貯金

二 コールローン

三 買現先勘定

四 債券貸借取引支払保証金

五 買入金銭債権

六 商品有価証券

七 金銭の信託

八 有価証券

九 貸付金

十 有形固定資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの

十一 貸銭引当金のうち投資その他これに類する行為に係るもの

十二 投資損失引当金

十三 その他の資産のうち投資その他これに類する行為に係るもの

| |
|--------------|
| 第八款 市場リスクの統合 |
| (市場リスクの統合) |

第一百二十七条 第百一条における統合方法は、同条第一号から第六号までに掲げる額を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める相関係数により統合することをいう。

一 第百十二条に規定するスプレッドリスクの額において、上昇ストレスに基づき計算されたリスクの額が、下降ストレスに基づき計算されたリスクの額以上の場合 次の表に定める区分に応じ

、同表に定める相関係数

| | 金利リスク の額 | スプレッド リスクの額 | 株式リスク の額 | 不動産リス クの額 | 為替リスク の額 | 資産集中リ スクの額 |
|----------------|-------------|----------------|-------------|--------------|-------------|---------------|
| 金利リスク の額 | 1.00 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.00 |
| スプレッド リスクの額 | 0.25 | 1.00 | 0.75 | 0.50 | 0.25 | 0.00 |
| 株式リスク の額 | 0.25 | 0.75 | 1.00 | 0.50 | 0.25 | 0.00 |
| 不動産リス クの額 | 0.25 | 0.50 | 0.50 | 1.00 | 0.25 | 0.00 |
| 為替リスク の額 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 1.00 | 0.00 |
| 資産集中リ スクの額 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 |

二 前号以外の場合 次の表に定める区分に応じ、同表に定める相関係数

| | 金利リスク の額 | スプレッド リスクの額 | 株式リスク の額 | 不動産リス クの額 | 為替リスク の額 | 資産集中リ スクの額 |
|----------------|-------------|----------------|-------------|--------------|-------------|---------------|
| 金利リスク の額 | 1.00 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.00 |
| スプレッド リスクの額 | 0.25 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.25 | 0.00 |
| 株式リスク の額 | 0.25 | 0.00 | 1.00 | 0.50 | 0.25 | 0.00 |
| 不動産リス クの額 | 0.25 | 0.00 | 0.50 | 1.00 | 0.25 | 0.00 |

| | | | | | | |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| クの額 | | | | | | |
| 為替リスク | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 1.00 | 0.00 |
| 資産集中リスクの額 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 |
| 第六節 信用リスク | | | | | | |

第一款 総則
(信用リスクの額)

第一百二十八条 第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 各信用エクスポートジャヤーに係る信用リスク額の合計額（第百三十条に規定する信用エクスポートジャヤーの額に次款第三目に規定するリスク係数を乗じて得られる各信用エクスポートジャヤーの信用リスクの額の合計額をいう。）

二 特別勘定等を設けた保険契約に係る信用リスクの額（信用リスクに起因する損失が生じた場合に生じ得る特別勘定等を設けた保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額の増加額をいう。）

三 信用保険に係るリスクの額（第八十九条第一号に定める地域区分及び商品区分ごとに統合した額のうち、別表六に掲げる商品大区分が信用保険であるものの額の合計額をいう。）

第二款 各信用エクスポートジャヤーに係る信用リスクの額

第一目 信用エクスポートジャヤー
(信用エクスポートジャヤーの区分)

第一百二十九条 信用エクスポートジャヤーは、次の各号に掲げる区分に分類する。ただし、第三号に掲げるインフラ投資については、別表十二に定めるインフラ投資のうち負債性投資（債券又は貸付金（第四号から第八号までに掲げるものを除く。）をいう。）であるものに限り、分類することができるものとする。

一 公共部門（地方公共団体及び政府関係機関であつて、その債務が中央政府により発行又は保証されていない組織に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（第三号から第八号までに掲げるものを除く。））

二 企業（会社、組合その他これらに準ずる事業体に対する貸付金、債券、預貯金その他これらに類するもの（次号から第八号までに掲げるものを除く。））

三 インフラ投資

四 証券化商品

五 再証券化商品
六 再保険
七 不動産ローン

八 その他の資産（保険約款貸付、規制対象銀行等の預金及びその他短期債権、代理店貸、未収保険料並びにその他の未収金及び前払費用）

2 前項第八号に含まれる規制対象銀行等の預金及びその他短期債権は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（外国の規制を含む。）の対象である銀行その他の金融機関への預金（保険会社等がその払戻しを任意の時期に請求することができるものに限る。）及び発行における満期が三月末満のその他の債権をいう。

（信用リスクのエクスポートジャヤーの額）

第一百三十条 信用エクスポートジャヤーの額は、経済価値ベースの評価に基づく資産エクスポートジャヤーの額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に對する負債エクスポートジャヤーの額と相殺する。ただし、負債エクスポートジャヤーと相殺後の額が0を下回る場合にあっては、0とする。）及び第一百三十二条に定めるオフ・バランス取引の信用エクスポートジャヤーの額を基礎として、次項から第五項までの規定を考慮したものとする。

2 第一項において、次の各号に定めるものは、信用エクスポートジャヤーの額に含めないものとする。

一 中央政府等（中央政府、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の地方公共団体金融機関、国際開発金融機関（イに定めるものをいう。）、特定国際機関（ロに定めるものをいう。）及び国際開発銀行（複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行なう機関をいう。）をいう。第百四十四条、第百四十八条及び第一百五十三条において同じ。）に対する信用エクスポートジャヤー

イ 国際開発金融機関は、国際復興開発銀行、国際金融公社、多數国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行をいう。

ロ 特定国際機関は、国際済済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティをいう。

二 前節第四款に定める株式リスクの額の計算において、第百六十六条に規定する資産区分に含める資産

三 特別勘定等に属する資産であつて、当該資産の全ての信用リスクが保険契約者に転嫁されているもの

四 前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポートジャヤーのうち、政府又は保険業を営む者の共

同体との間で締結することが法令により義務づけられている再保険契約に係るもの

五 第百二十八条第三号の信用保険に係るリスクの額に含まれるもの

3 第四十八条第二号の規定にかかわらず、前章第三節第二款において払込未済のTier 2資本調達手段の額に含まれるとした金融商品等は、当該金融商品等の提供者に対する信用エクスボージャーの額に含めるものとする。

4 未収保険料については、当該未収保険料に係る保険契約に対して経済価値ベースの保険負債の額を計上しており、かつ、保険契約者の債務不履行に伴い当該契約が失効する場合において当該経済価値ベースの保険負債の額と当該未収保険料の額を同時に取り崩すとき、当該契約に係る未収保険料を信用エクスボージャーの額から除くことができる。

5 前条第一項第六号の再保険に係る信用エクスボージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額（相殺が法的に有効である場合に限り、同一の取引相手方に對する負債エクスボージャーの額と相殺する。ただし、負債エクスボージャーと相殺後の額が0を下回る場合にあっては、0とする。）とする。

6 前項の再保険による所要資本の額の削減額は、第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額及び同号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額において、再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額から、再保険によるリスク削減手法の効果を反映した場合のリスクの額を控除した額をいい、これらの計算に当たっては、マネジメント・アクションの効果を認識しないものとする。

7 第九十二条第二号及び第九十八条の規定は、当該規定を適用している場合における前項に規定する再保険によるリスク削減手法の効果を反映する前のリスクの額の算出について準用する。この場合において、これらの規定中「正味既経過保険料」とあるのは「既経過保険料」と読み替えるものとする。

（資産留保型再保険契約における負債の取扱い）

第一百三十二条 信用エクスボージャーが次項に掲げる資産留保型再保険契約に係るもの場合には、前条第五項の規定にかかわらず、信用エクスボージャーの額は、再保険回収額、再保険貸の額及び再保険による所要資本の額の削減額の合計額とし、当該再保険契約が次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、経済価値ベースのバランスシートの負債の部における当該再保険契約に係る再保険借及びその他の負債の額と相殺することができるものとする（相殺後の額が0を下回る場合にあっては、0とする。）。

一 当事者の一方に引取を終了させができる事由（再保険者が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事

由の発生を含む。）が生じた場合に、一の債権又は債務（当該再保険契約に係る保険会社等の債権及び債務の正味額に基づき計算されたものをいう。）とすることが書面によつて契約上定められていること（以下この項において、当該契約上の定めを「ネッティング契約」という。）。

二 当該ネッティング契約について、当該ネッティング契約に關係する全ての法令に照らして有効であることが適切に確認され、法的有効性に関する見解が適切に文書化されていること。

三 関連する法令が変更される可能性を考慮し、法的有効性に関する見解の更新を含め、当該ネッティング契約の法的有効性を継続的に検証するプロセスを有していること。

2 資産留保型再保険契約とは、次の各号に掲げる再保険契約であつて、再保険者との決済において現金の收受を行わざり再保険貸借勘定を用いるものをいう。

一 共同保険式再保険（保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険（平成十年大蔵省告示第二百三十三号）第二条第二項に規定する共同保険式再保険をいう。）

二 修正共同保険式再保険（保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険第二条第三項に規定する修正共同保険式再保険をいう。）

（オフ・バランス取引）の信用エクスボージャーの額）

第一百三十二条 オフ・バランス取引の信用エクスボージャーの額は、店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）にあっては次条に規定するカレント・エクスボージャー方式（再構築コストの額及びアドオンの額を合計することにより信用エクスボージャーの額を算出する方法をいう。次条において同じ。）により計算した信用エクスボージャーの額、その他のオフ・バランス取引にあっては第百三十五条に規定する信用エクスボージャーの額とする。

（店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスボージャーの額）

第一百三十三条 店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の信用エクスボージャーの額は、カレント・エクスボージャー方式に基づき、再構築コストの額及びアドオンの額の合計額とする。

2 前項の再構築コストの額は、次の各号に掲げる額のいずれかとする。ただし、第二号に掲げる額については、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 グロス再構築コストの額（デリバティブを時価評価することにより算出した再構築コストの額をいい、0を下回る場合には、0とする。）

二 ネット再構築コストの額（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引について、取引ごとに算出した時価評価額を相殺した後の純額をいい、0を下回る場合には、0とする。以下この節において同じ。）

3 第一項のアドオンの額は、次の各号に掲げる額のいずれかとする。ただし、第一号に掲げる額については、法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引において用いる場合に限る。

一 グロスのアドオンの額（次の表の左欄に掲げる取引区分及び同表の中欄に掲げる残存期間の区分に応じ、当該取引区分の取引の想定元本額（実効想定元本額に基づくものとする。当該取引の構造により、表面上の想定元本額にレバレッジがかかっている又は増大されている場合には、実効想定元本額を用いるものとする。）に同表の右欄に定めるアドオン係数（元本を複数回交換する取引にあっては、各アドオン係数に残存交換回数を乗ずるものとする。）を乗じて得た額をいう。）

| 取引区分 | 残存期間 | アドオン係数（%） |
|--------------------|---------|-----------|
| 外国為替関連取引及び金関連取引 | 一年以内 | 1.0 |
| | 一年超五年以内 | 5.0 |
| 五年超 | | 7.5 |
| 金利関連取引 | 一年以内 | 0.0 |
| | 一年超五年以内 | 0.5 |
| 五年超 | | 1.5 |
| 株式関連取引 | 一年以内 | 6.0 |
| | 一年超五年以内 | 8.0 |
| 五年超 | | 10.0 |
| 貴金属関連取引（金関連取引を除く。） | 一年以内 | 7.0 |
| | 一年超五年以内 | 7.0 |
| 五年超 | | 8.0 |
| その他のコモディティ関連取引 | 一年以内 | 10.0 |
| | 一年超五年以内 | 12.0 |
| 五年超 | | 15.0 |

（注1） 特定の支払期日においてその時点でのエクスボーザーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が0になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とする。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン係数は0.5%を下限とする。

（注2） 取引区分の欄に掲げられた各取引に当たはならないデリバティブは、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うものとする。

（注3） 同一通貨かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を店頭

デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）の「信用エクスポート」の額に加えることを要しない。

（注4） 再構築コストが正値か負値かにかかわらず、全ての店頭デリバティブ取引（同一通貨かつ変動金利相互間の金利スワップを除く。）についてグロスのアドオン額を計算するものとする。

0.4×グロスのアドオンの額+0.6×NGR×グロスのアドオンの額

NGRは、ネット再構築コストの額をグロス再構築コストの額（デリバティブを時価評価することにより算出した再構築コストの額をいう。）で除して得られる値（当該計算は取引相手ごとにを行うことも、法的に有効な相対ネットティング契約の対象となる全ての取引の合算で行うこともできる。当該合算の場合は、単一のNGRを計算し、全ての取引相手方に適用するものとする。）

（法的に有効な相対ネットティング契約）

第一百三十四条 前条の法的に有効な相対ネットティング契約は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該契約の対象である全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務（当該契約の対象である全ての保険会社等の債権及び債務の正味額に基づき計算されたものをいう。）とすることが書面によって契約上定められていること（以下この条において、当該契約上の定めを「相対ネットティング契約」という。）。

二 当該相対ネットティング契約について、当該相対ネットティング契約に関係する全ての法令に照らして有効であることが適切に確認され、法的有効性に関する見解が適切に文書化されていること。

三 ある取引が所要資本の額の計算においてネットティングの対象であることを認識する前に、当該取引が法的に有効な相対ネットティング契約の対象であることを検証するプロセスが整備されていること。

四 関連する法令が変更される可能性を考慮し、法的有効性に関する見解の更新を含め、当該相対ネットティング契約の法的有効性を継続的に検証するプロセスを有していること。

五 当該相対ネットティング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

六 ウォーク・アウェイ条項（ネットティングの結果、債務不履行当事者が債務者となった場合に債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定すること又は全く支払わないことを許容する条項を

いう。) が付帯されていないこと。

(その他のオフ・バランス取引の信用エクスボージャーの額)

第一百三十五条 店頭デリバティブ取引(クレジット・デリバティブ取引を除く。)以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスボージャーの額は、別表十五の左欄に掲げる取引区分に応じて、同表の中欄に定める信用換算係数を当該取引の想定元本額に乘じて得られた額とする。

第二目 実効残存期間

(実効残存期間)

第一百三十六条 信用エクスボージャーの実効残存期間は、次の算式により算出される加重平均残存期間とする。

$$\frac{\sum t \times CF_t}{\sum CF_t}$$

CF_tは、t時点において契約により債務者が保険会社等へ支払うべきキャッシュ・フロー

2 前項の実効残存期間の計算は、格付区分ごとに信用エクスボージャーを取引相手方グループ(第一百二十五条第三項の規定に基づく取引相手方グループをいう。)で合算して行う。

3 次款に定める適格担保又は適格保証による置換えアプローチを適用する場合であっても、第一項の実効残存期間は、適格担保又は適格保証等の残存期間を考慮せず、第一項の規定に基づく信用エクスボージャーの実効残存期間とする。

4 第一項の算式により実効残存期間を計算できない場合は、当該算式よりも保守的な手法により信用エクスボージャーの実効残存期間を計算することができる。

5 第百二十九条第一項第六号の再保険に係る信用エクスボージャーのうち、再保険による所要資本の額の削減額の実効残存期間は、一年超二年以下とする。
(法的に有効な相対ネッティング契約の実効残存期間)

第一百三十七条 前条の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネッティング契約下にある店頭デリバティブ取引の実効残存期間は、取引ごとの実効残存期間を当該取引の想定元本額で加重平均した期間とする。

第三目 リスク係数

(不動産ローン以外のリスク係数)

第一百三十八条 第百二十九条第一項第一号から第六号までに掲げる信用エクスボージャーに係るリスク係数は、次の各号に掲げる信用エクスボージャーの区分に応じ、当該各号に定める別表に掲げる格付区分及び実効残存期間ごとのリスク係数の欄に掲げる率とする。

- 一 公共部門 別表十三第一号
- 二 企業及び再保険 別表十三第二号

三 インフラ投資 別表十三第三号

四 証券化商品 別表十三第四号

五 再証券化商品 別表十三第五号

2 前項の格付区分は、第四条に定める格付区分を用いるものとする。なお、証券金融取引についての格付区分は、取引相手方の格付又は貸し付けられた証券の格付のうち最下位の格付区分を用いるものとする。

3 保険会社等が、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの提供により信用リスクを引き受けている場合には、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの対象となる債権のリスク係数を用いるものとする。

4 第百二十九条第一項第八号に掲げるその他の資産のリスク係数は、次の表の左欄に掲げる信用エクスボージャーの種類の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。

| 信用エクスボージャーの種類 | リスク係数 (%) |
|----------------------|-----------|
| 規制対象銀行等の預金及びその他の短期債権 | 0.4 |
| 保険約款貸付 | 0.0 |
| 未収保険料 | 3.0 |
| 代理店貸 | 6.3 |
| その他の未収金及び前払費用 | 8.0 |

(不動産向け信用エクスボージャーの分類)

第一百三十九条 第百二十九条第一項第七号に掲げる不動産ローンに係る信用エクスボージャーは、次の各号に掲げるものに分類してリスク係数を定める。

- 一 返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもの
- 二 返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもの
- 三 居住用の不動産に係るもの

(返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るものリスク係数)

第一百四十条 前条第一号の返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るものリスク係数は、次の表の左欄に掲げるCM区分(不動産ローンに係る区分をいう。以下この条において同じ。)に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、次項に定めるところによりCM区分を判定するに当たってLTN比率を入手することができな

い場合にはあつては、リスク係数を8%とする。

| CM区分 | リスク係数(%) |
|---------------|----------|
| 1 | 4.8 |
| 2 | 6.0 |
| 3 | 7.8 |
| 4 | 15.8 |
| 5 | 23.5 |
| 延滞債権又は差押え中の債権 | 35.0 |

- 2 前項のCM区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものによるものとする。
- LTV比率及びDSC比率入手することができる場合 次の表の比率の区分に応じ、1から5まで

| DSC比率／ LTV比率 | 60%未満 | 60%以上70 %未満 | 70%以上80 %未満 | 80%以上90 %未満 | 90%以上 100%未満 | 100%以上 |
|-----------------|-------|----------------|----------------|----------------|-----------------|--------|
| 60%未満 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 |
| 60%以上80 %未満 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 |
| 80%以上 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 |
| 100%未満 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 120%未満 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 140%未満 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 160%未満 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 180%以上 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 200%未満 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 200%以上 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |

- LTV比率入手することができるがDSC比率入手することができない場合 次の表のLTV比率の

区分に応じ、1から4までのCM区分に分類すること。

| LTV比率 | CM区分 |
|-------------|------|
| 60%未満 | 1 |
| 60%以上80%未満 | 2 |
| 80%以上100%未満 | 3 |
| 100%以上 | 4 |

3 前二項のLTV比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう(次条及び第一百四十二条において同じ。)。

— 基準日時点のエクスボージャーの額(次款に規定する信用リスク削減手法を適用する前のものとする)。ただし、抵当権その他の担保権が第二順位以下である場合には、当該エクスボージャーの額に先順位及び同順位の抵当権その他の担保権の設定者(自らを除く。)の担保に付された不動産により保全された基準日時点のエクスボージャーの額を加えた額とする。

— 当該不動産に係る信用供与の実行時点における担保に付された不動産の価値。この場合において、イに掲げる場合に該当するときは当該額を下方修正するものとし、ロに掲げる場合に該当するときは当該額を上方修正することができるものとする。

イ 固有の事象により不動産の価値の永続的な減少が明らかな場合

ロ 増改築により不動産の価値が上昇する場合

4 第二項のDSC比率は、第一号に定める額を第二号に定める額で除して得た比率をいう。

— 正味稼働利益の額(ある期間における賃料その他の収入から当該不動産に係る経費を控除した額をいう。)

— 元利金返済額(前号と同一の期間における当該不動産に係る信用供与への元利金の返済額いう。)

(返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るものリスク係数)

第一百四十二条 第百三十九条第二号の返済が専ら資金用途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るものリスク係数は、次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、LTV比率入手できない場合には、LTV比率>60%のLTV比率の区分に応じたリスク係数を用いるものとする。

| LTV比率 | リスク係数 |
|-----------|--|
| LTV比率≤60% | 取引相手方が該当する第一百三十九条第一項第一号から第三号までに掲げる信用エクスボージャーの区分に応じた第一百三十八条に規定す |

| | |
|---------------|--|
| LTV比率>60% | るリスク係数又は3.6%のうちいざれか低い方 取引相手方が該当する第百二十九条第一項第一号から第三号までに 掲げる信用エクスボージャーの区分に応じた第百三十八条に規定するリスク係数 |
| LTV比率≤60% | 4.2 |
| 60%<LTV比率≤80% | 5.4 |
| LTV比率>80% | 7.2 |
| LTV比率 | リスク係数 (%) |

第百四十二条 第百三十九条第三号の居住用の不動産に係るものリスク係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、次の各号に定めるリスク係数をいう。ただし、延滞債権又は差押え中の債権は、リスク係数を35%とする。

一 返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している場合 次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数 (ただし、LTV比率を入手することができない場合にあっては、LTV比率80%のLTV比率の区分に応じたリスク係数)

| | |
|---------------|-----------|
| LTV比率 | リスク係数 (%) |
| LTV比率≤60% | 4.2 |
| 60%<LTV比率≤80% | 5.4 |
| LTV比率>80% | 7.2 |
| LTV比率 | リスク係数 (%) |

二 返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない場合 次の表の左欄に掲げるLTV比率の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数 (ただし、LTV比率を入手することができない場合にあっては、LTV比率>100%のLTV比率の区分に応じたリスク係数)

| | |
|----------------|-----------|
| LTV比率 | リスク係数 (%) |
| LTV比率≤40% | 1.5 |
| 40%<LTV比率≤60% | 1.8 |
| 60%<LTV比率≤80% | 2.1 |
| 80%<LTV比率≤90% | 2.7 |
| 90%<LTV比率≤100% | 3.3 |
| LTV比率>100% | 4.5 |
| LTV比率 | リスク係数 (%) |

第三款 信用リスク削減手法の適用

第一目 総則

(信用リスク削減手法の適用)

第百四十三条 信用リスク削減手法とは、次条に規定する適格担保、第百四十六条第一項に規定する適格担保（損害再保険契約）及び第百四十七条に規定する適格保証等をいう。

2 次の各号に掲げる事由の全てに該当する場合は、各信用エクスボージャーに係る信用リスクの額

の計算において、次目又は第三目に基づき信用リスク削減手法を適用することができる。

一 適格格付機関が当該信用エクスボージャーに付与する格付に、信用リスク削減手法の効果が反映されていないこと。

二 当該信用エクスボージャーに係る信用リスクの額を除くこの章及び次章における各リスクの額の計算において、信用リスク削減手法の利用の効果が反映されていないこと。

三 当該信用エクスボージャーに係る全ての文書が、取引に関係する全ての当事者を拘束する効力を有するともに、当該取引に関連する全ての法域の法令に照らして有効であること。

四 前号の法的有効性が継続的に検証されていること。

3 ある単一の信用エクスボージャーに対して、複数の信用リスク削減手法を有している場合には、当該信用エクスボージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割し、分割後の信用エクスボージャーごとにそれぞれの信用リスク削減手法を適用するものとする。

第二目 担保の認識

(適格担保)

第百四十四条 適格担保とは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

一 担保が、次のイからヘまでに掲げるものいざれかに該当すること。

イ 中央政府等が発行する有価証券（投資信託等を除く。）

ロ 格付区分4又は4より上位の発行体が発行する有価証券（投資信託等を除く。）

ハ 金

二 投資信託等であって、次に掲げる条件の全てを満たすもの

(1) 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

(2) 当該投資信託等の投資対象が、イ、ロ及びハのみに限定されていること。

示 信用状

ヘ 現金

二 当該担保が供されている信用エクスボージャーに係る信用リスクと当該担保に係る信用リスクが顕著な正の相関を有しないこと。

三 保険会社等が、担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、取引相手方又は当該担保の管理の受託者に対して、当該担保を適時に処分又は取得する権利を有していること。

四 保険会社等は、当該担保に係る担保権を維持し、実行するためには必要な全ての措置を講じていること。

五 保険会社等が、当該担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、法令で求められる全ての手続その他の適切な内部手続を設けていること。

六 当該担保の管理が第三者に委託されている場合には、保険会社等が、受託者が当該担保と受託

者自身の資産とを分別管理していることを確認していること。

七 当該担保が供されている信用エクスボージャーの残存期間が、当該担保が供される期間を超えていないこと。

(置換えアプローチによる信用リスク削減効果の認識)

第一百四十五条 信用エクスボージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保の場合には、前款に規定する信用リスクの額の計算において、次の各号に定める置換えアプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一 信用エクスボージャーの額のうち、適格担保の時価（ただし、信用エクスボージャーの額を限度とする。）に対しては、当該信用エクスボージャーのリスク係数に代えて、当該担保の格付区分に基づくリスク係数を適用する。ただし、適格担保が第百六十六条に規定する株式リスクの資産区分に含まれる資産の場合にあっては、第一百七条第一項に規定する下落率を適用するものとする。

二 前号において、適格担保が現金の場合は、適格担保の時価に対して適用するリスク係数を0%として、前号の計算を適用する。

三 前二号において、適格担保の通貨と信用エクスボージャーの通貨が異なる場合は、適格担保の時価に80%を乗じた上で、前二号の規定を適用する。

(担保付損害再保険契約における信用リスク削減効果の認識)

第一百四十六条 適格担保（損害再保険契約）とは、損害再保険契約（再保険契約のうち、再保険に付された保険契約が損害保険契約等であるものをいう。以下この条において同じ。）に対して、基準日以降少なくとも一年間にわたり供される第一百四十四条第一号から第六号までに掲げる要件の全てを満たす担保をいう。

2 前条の規定にかかわらず、第一百二十九条第一項第六号に掲げる再保険に係る信用エクスボージャーに対する信用リスク削減手法が適格担保（損害再保険契約）の場合には、次の各号に定めるヘアカット・アプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一 前款第一項の規定にかかわらず、次の算式により得られる調整後再保険エクスボージャーの額を担保付損害再保険契約（適格担保（損害再保険契約）が供されている損害再保険契約をいう。以下この項において同じ。）の信用エクスボージャーの額として、当該信用エクスボージャーに係る信用リスクの額を計算する。

担保付損害再保険契約の調整後再保険エクスボージャーの額
＝担保付損害再保険契約の再保険回収額及び再保険貸の額

+担保付損害再保険契約に係る所要資本の額
－適格担保（損害再保険契約）の時価

二 前号の担保付損害再保険契約に係る所要資本の額は、次のイからハまでに掲げる額に応じ、当該イからハまでに定める額を、第百五十五条に規定する統合方法を準用して統合した額をいう。

この場合において、同条中「巨大災害リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額」と、「市場リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額」と、「信用リスクの額」とあるのは「担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額」と読み替えるものとする。

イ 担保付損害再保険契約に係る巨大災害リスクの額 第百四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額の計算において認識した当該担保付損害再保険契約による所要資本の額の削減額（第百三十三条第六項及び第七項の規定に従い、当該担保付損害再保険契約に対して計算した再保険による所要資本の額の削減額をいう。）

ロ 担保付損害再保険契約に係る信用リスクの額 当該適格担保（損害再保険契約）の時価に、第百二十九条に規定する当該適格担保（損害再保険契約）の分類に基づく前款第三目に規定するリスク係数を乗じた額

ハ 担保付損害再保険契約に係る市場リスクの額 次の(1)から(6)までに掲げる額の区分に応じ、当該1から(6)までに定めるところによる額を第百二十七条に規定する統合方法を準用して統合した額

(1) 担保付損害再保険契約に係る金利リスクの額 前節第二款において、第百三条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の金利リスクの額

(2) 担保付損害再保険契約に係るスプレッドリスクの額 前節第三款において、第百十二条の再計算の対象を当該担保付損害再保険契約に付された保険契約に係る経済価値ベースの保険負債の額及び当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合のスプレッドリスクの額

(3) 担保付損害再保険契約に係る株式リスクの額 前節第四款において、第百十五条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の株式リスクの額

(4) 担保付損害再保険契約に係る不動産リスクの額 前節第五款において、第百十九条の再計算の対象を当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の不動産リスクの額

(5) 担保付損害再保険契約に係る為替リスクの額 前節第六款において、第百二十二条の正味オーバン・ポジションを当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合（同条第二号の規定は適用しないものとする。）の為替リスクの額（ただし、第百二十二条の正味オーバン・ポジションの通貨価値下落リスクの額の計算において、基準通貨は当該担保付損害再保険契約に付された保険契約の基礎となる通貨とし、基準通貨と正味オーバン・ポジションの通貨が一致する場合にあっては変動率を0%として計算するものとする。）

(6) 担保付損害再保険契約に係る資産集中リスクの額 前節第七款において、資産エクスポートヤーを当該適格担保（損害再保険契約）の時価とした場合の資産集中リスクの額

第三目 保証及びクレジット・デリバティブ取引の認識

（適格保証等）

第一百四十七条 適格保証等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 次条及び第一百四十九条に規定する要件の全てを満たす保証
- 二 次条及び第一百五十条に規定する要件の全てを満たすクレジット・デリバティブ取引
- （保証及びクレジット・デリバティブ取引に共通の要件）

第一百四十八条 適格保証等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 保証人又はプロテクション提供者（クレジット・デリバティブ取引により、信用リスク削減効果を提供する者をいう。以下この目ににおいて同じ。）が保険会社等（ただし、連結ベースの計算においては連結子会社等以外の子会社等を含む。）ではなく、かつ、次のイ又はロに該当すること。
- イ 中央政府等
- ロ イに掲げる主体以外の主体（被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。）であって、適格格付機関が被保証債権又は原債権の債務者より上位の格付区分の格付を付与しているもの
- 二 保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。
- 三 被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブ取引の対象となる債権の範囲が明らかであること。

四 保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引による信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。

五 保証人又はプロテクション提供者が合意された残存期間を事後において変更できないこと。

六 被保証債権又は原債権の債務者の信用状態が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。

七 保証について被保証債務に支払不履行が生じた場合又はクレジット・デリバティブ取引について次のイからハまでに掲げる事由が生じた場合には、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。

イ 原債権に係る支払不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）

ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が

極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ 原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する減免又は猶予の発生のうち、原債権の債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行われたもの

ハ 保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が、被保証債権又は原債権の残存期間を下回る場合には、次のイ又はロのいずれにも該当しないこと。

イ 当該保証又はクレジット・デリバティブ取引が法的に有効となった時点において、保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が一年未満

ロ 保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間が三月以下

2 前項第八号における被保証債権又は原債権の残存期間は、債務の履行がなされる期日として考得るものうち最も遅い期日までの期間とし、猶予期間（支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な期間をいう。以下この条及び第一百五十条第二号において同じ。）が設けられる場合にはこれを残存期間に含めるものとする。

3 第一項第八号における保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間（被保証債権又は原債権の残存期間に猶予期間が設けられている場合は、保証又はクレジット・デリバティブ取引が当該猶予期間の終了時点まで延長されるものあり、かつ、当該猶予期間を考慮しない場合の信用エクスポーターの最終支払期日において当該延長を行い得るものであるときは、保証又はクレジット・デリバティブ取引の残存期間は、当該猶予期間を含むものとして扱うことができる。）は、原則として、次の各号に定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れた上で最短の残存期間を用いるものとする。

一 保証又はクレジット・デリバティブ取引を終了させる権利を保証人又はプロテクション提供者が持っている場合には、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

二 保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引を終了させる権利を保有し、保険会社等が保証又はクレジット・デリバティブ取引を早期に終了させる相応の動機（保証又はクレジット・デリバティブ取引を維持するための費用が被保証人又は原債権の債務者の信用力の低下以外の要因により上昇するものを含む。）を持つときは、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

（保証に関する要件）

第四十九条 保証である適格保証等は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 保証債務を履行すべき事由が生じた場合は、保険会社等は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るもの）を請求できること。

二 保証人の義務が明示的に文書化されていること。

三 被保証債権の債務者が保険会社等に支払うべき債務の全てを保証の対象としていること。

2 前項第三号の規定にかかわらず、被保証債務が限定されている場合には、当該被保証債務以外の

関連債務は保証されていないものとして認識し、信用エクスボージャーのうち被保証部又はプロ

テクションが提供されている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができる。

(クレジット・デリバティブ取引)に関する要件)

第一百五十九条 クレジット・デリバティブ取引である適格保証等は、第一百四十八条に定めるもののほか

、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 第百四十八条第一項第七号イ、ロ又はハに掲げる事由(以下この条において「信用事由」とい

う。)の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

二 不払により債務不履行が生じたとみなすために必要な、原債権の猶予期間が終了する前に終了

しないこと。

三 プロテクション提供者が信用事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務について

の評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できる場合には、当該評価を適切に行なうための手続(当該評価を行うまでの期間の定めを含む。)が確立していること。

四 信用事由の発生に基づく決済のために、保険会社等がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意が理由なく留保されないことが、原債権に係る文書で定められていること。

五 保険会社等がプロテクション提供者に信用事由の発生を通知する権利を有しており、かつ、当該事由の発生の有無を判断する者が明確であること(当該判断をプロテクション提供者のみが行い得るとされている場合を除く。)。

六 原債権が決済のための参照債務(信用事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引き渡すことが認められる債務)をいう。

以下この号において同じ。)に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であって、かつ、決済のための参照債務に法的に有効なクロス・デフォルト条項等(原債権について信用事

債務と原債権の債務者が同一であって、かつ、信用事由判断のための参照債務に法的に有効なクロス・デフォルト条項等が付されていること。

八 当該クレジット・デリバティブ取引が、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ(クレジット・デリバティブ取引)のうち、当事者の一方が金銭を支払いや、これに対して当事者があらかじめ定めたプロテクション提供者が支払を行うべき事由が発生した場合に限り、相手方が金銭その他の財産を支払うことを約する取引をいう。)又はトータル・リターン・スワップ(クレジット・デリバティブ取引)のうち、当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた法人、国家その他これらに類するものが発行する資産又は当該資産を複数組み合わせたものに係る全ての損益に相当する金銭その他の財産を相手方が支払うことを約する取引をいう。以下この号において同じ。)であること。ただし、保険会社等が当該トータル・リターン・スワップにより受領した純受取額を収益として認識する場合には、原債権の価値の減少を帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識することを要する。

(クレジット・デリバティブ取引が条件の一部を満たさない場合)

第一百五十九条 クレジット・デリバティブ取引が、第一百四十八条第一項第七号ハに掲げる事由の発生による支払を受けられることを除き第一百四十八条及び前条に掲げる要件の全てを満たす場合には、原債権のうち当該クレジット・デリバティブ取引の想定元本額の60%に相当する額について信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合は、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の60%を限度とする。

(置換えアプローチによる適格保証等の信用リスク削減効果の認識)

第一百五十二条 信用エクスボージャーに対する信用リスク削減手法が適格保証等である場合には、前款に規定する信用リスクの額の計算において、次の各号に定める置換えアプローチにより信用リスク削減効果を認識する。

一 信用エクスボージャーの額のうち、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額(前条に該当する場合は同条に定める額を限度とする。)に対しては、被保証債権又は原債権のリスク係数に代えて、保証人又はプロテクション提供者の格付区分に基づくリスク係数を適用する。

二 前号において、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分が信用エクスボージャーの額より小さい場合であって、保険会社等と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失を信用エクスボージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する方法で負担するときは、信用エクスボージャーの額のうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする

三 第一号において、銀行その他の金融機関への預金のうち、預金保険機構により保証されていることにより預金保険機構のリスク係数を適用することとなつた場合は、リスク係数を0%とする。

四 保険会社等が信用エクスボージャーの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転することによって提供される適格保証等の場合にあっては、保険会社等が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転した階層と留保した階層の優先度が異なるときは、被保証債権又は原債権のリスク係数に代えて、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるリスク係数を適用するものとする。

イ 移転した階層 保証人又はプロテクション提供者の格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数

ロ 留保した階層 分割された階層に適格格付機関による格付が付与されている場合は、当該格付による格付区分に基づく別表十三第四号に掲げる証券化商品のリスク係数と、分割された階層に適格格付機関による格付が付与されていない場合は、別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数

五 第一号において、適格保証等が、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該水準に相当する額に対しては別表十三第四号に掲げる無格付の証券化商品のリスク係数を適用するものとする。

六 第一号において、適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、保証又はクレジット・デリバティブ取引の想定元本額に80%を乗じた額を被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額として、同号の規定を適用する。

2 適格保証等の残存期間が信用エクスボージャーの残存期間を下回る場合は、次の各号に掲げるところに従い算出した残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額を前項の置換アプローチに適用する。

一 次の算式を用いて算出する。

$$Pa = P \times \frac{t - 0.25}{T - 0.25}$$

Paは、残存期間調整後の被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額

Pは、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分の額(適格保証等の通貨と被保証債権又は原債権の通貨が異なる場合は、前項第六号の規定を適用後の額とする。) tは、適格保証等の残存期間を年数で表示した値(ただし、tがT(次に掲げるものをいう。)より

も大きい場合にはTを用いる。)

Tは、信用エクスボージャーの残存期間を年数で表示した値(ただし、信用エクスボージャーの残存期間が5年を超える場合には、5とする。)

二 前号の信用エクスボージャーの残存期間は、第一百四十九条第二項に規定する残存期間とする。

三 第一号の適格保証等の残存期間は、第一百四十九条第三項に規定する残存期間とする。(中央政府等による再保証等)

五百五十三条 信用エクスボージャーに対する保証について、中央政府等が再保証を行っている場合には、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該保証を中央政府等によるものとして扱うことができる。

一 中央政府等による再保証が、保証の対象である債務のうち元本その他の全ての関連債務を対象としていること。

二 信用エクスボージャーに対する保証及び中央政府等による再保証が、それぞれ第一百四十八条及び第一百四十九条に掲げる要件の全てを満たしていること。ただし、中央政府等による再保証は、第一百四十八条第一項第二号及び第三号の要件を満たすことを要しない。

三 中央政府等による再保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

第七節 オペレーショナル・リスク

(オペレーショナル・リスクの所要資本の額の算出)

第一百五十四条 第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に掲げる額のうちいざれか小さい額とする。

- 一 上限適用前のオペレーショナル・リスクの額
- 二 次のイ及びロに掲げる額の合計額に20%を乗じた額

イ 第四十五条第一項第一号イ(1)から(5)までに掲げる額を次条の表に定めるリスクの額の区分に応じ、同表に定める相関係数を用いて統合した額

ロ 第四十五条第一項第一号ロに掲げる額

2 前項第一号に掲げる上限適用前のオペレーショナル・リスクの額は、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 損害保険に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに規定する額のうちいざれか大きい額及びハに規定する額の合計額

イ 損害保険契約等の当事業年度の収入保険料(ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料とする。)に2.75%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ロ 損害保険契約等の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に2.75%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合には、0とする。

ハ、損害保険契約等の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額(ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額とする。)に2.75%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

二 生命保険(有リスク) 契約(生命保険契約等であって、次号に規定する生命保険(無リスク)契約以外の保険契約をいう。以下この号において同じ。)に係るオペレーショナル・リスクの額として、次のイ又はロに定める額のうちいざれか大きい額及びに規定する額の合計額

イ 生命保険(有リスク) 契約の当事業年度の収入保険料(ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料とする。)に4%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ロ 生命保険(有リスク) 契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.45%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ハ、生命保険(有リスク) 契約の当事業年度の収入保険料から前事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額(ただし、中間期末にあっては、前事業年度の収入保険料から前々事業年度の収入保険料に120%を乗じた額を控除した額とする。)に4%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

三 生命保険(無リスク) 契約(生命保険契約等であって、特別勘定等を設けた保険契約をいう。以下この号において同じ。)に係るオペレーショナル・リスクの額として、生命保険(無リスク)契約の第三章第二節第二款に規定する現在推計の額及び同節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額の合計額に0.40%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合には、0とする。

第八節 保険事業に係る所要資本の統合

第一百五十五条第四十五条第一項第一号ハに掲げる所要資本の税効果の額は、次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により計算した額とする。

| 生命保険リスクの額 | クの額 | クの額 | クの額 | 額 |
|-----------|------|------|------|------|
| 生命保険リスク | 1.00 | 0.00 | 0.25 | 0.25 |
| 損害保険リスクの額 | 0.00 | 1.00 | 0.25 | 0.25 |
| 巨大災害リスクの額 | 0.25 | 0.25 | 1.00 | 0.25 |
| 市場リスクの額 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.25 |
| 信用リスクの額 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 1.00 |

第九節 所要資本における税効果

第一百五十六条 第四十五条第一項第一号ハに掲げる所要資本の税効果の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法により計算した額とする。

一 単体ベースの計算を行う場合 第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に法定実効税率及び80%を乗じた額、又は次のイ及びロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を控除した額のうちいざれか小さい額とする。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

イ 直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剩余の額の合計額(ただし、事業上の重要な変化が見込まれる場合は、当該重要な変化の影響を考慮した額とし、中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剩余の額の合計額とする。次号ロにおいて同じ。)に法定実効税率及び50%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ロ 経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額(無形固定資産、退職給付に係る資産又は前払年金費用に係る繰延税金負債を除く。以下この条において同じ。)から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ハ、経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける繰延税金負債の額を控除した額、又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15%を乗じた額のうちいざれか小さい額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

二 連結ベースの計算を行う場合 第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び80%を乗じた額、又は次のイからハまでに掲げる額の合計額からニに掲げる額を控除した額のうちいずれか小さい額とする。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

イ 外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額。

ロ 直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剩余の額の合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び50%を乗じた額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ハ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

ニ 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額を控除した額又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15%を乗じた額のうちいずれか小さい額。ただし、当該額が0を下回る場合にあっては、0とする。

三 前号イに規定する外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額は、外国の連結子会社等ごとに計算した次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか小さい額の合計額に85%を乗じた額とする。

イ 外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額(過去の事業年度における納税額のうち、基準日時点で課税損失が発生した場合に、外国の法令に基づき、還付を受けられる額の最大額をいう。ただし、中期末にあっては、前事業年度における外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額とする。以下この号において同じ)。ただし、外国の法令において、欠損金の繰戻還付が認められない場合にあっては、0とする。

ロ 第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に、貸借対照表等における当該子会社等に係る保険負債の額(責任準備金、支払準備金、契約者配当準備金及び外国の法令に基づくこれらに類するものの額をいう。以下この号において同じ)及び第三十五条第二項に規定する実効税率を乗じ、貸借対照表等における保険負債の額で除した額。

第十節 非保険事業

(非保険事業)

第一百五十七条 第四十五条第一項第二号に掲げる非保険事業に係る所要資本の額は、次の各号に定める会社の分類ごとに規定する計算方法により、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等ごとに計算した所要資本の額の合計額とする。

一 固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等(非保険金融会社等のうち、前号に該当するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社並びに同項第十八号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社並びに同項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。以下この条において同じ。)のうち、法令に基づき経営の健全性を判断するための基準を計算しなければならない連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。)

二 固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等(非保険金融会社等のうち、前号に該当するもの以外の連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。)

三 非金融子会社等(非保険事業を當む連結子会社等及び持分法が適用される子会社等のうち、前二号に該当するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。)

2 前項第一号に掲げる固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 連結子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等(法第百六条第一項第三号及び第九号又は法第二百七十二条の二十二第一項第三号及び第九号に掲げる会社をいう。以下この条において同じ。)の場合 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところにより計算した額

(1) 国内基準銀行(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号。以下この条において「銀行告示」という。)第一条第十号の三に規定する国内基準銀行をいう。以下このイにおいて同じ。)及び第三十五条第二項に規定する実効税率を乗じ、銀行告示第三十七条に規定する算式の分母の額(ただし、銀行告示第四十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。)に4%を乗じて得た額その他これに類するものの額

(2) 国内基準銀行以外の場合 銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母の額(ただし、銀行告示第二十四条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。)に8%を乗じて得た額その他これに類するものの額又は銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた

めの基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十一号。以下この条において「レバレッジ比率告示」という。）第六条に規定する総エクスポージャーの額に3%を乗じて得た額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額

口 銀行等以外の場合 金融商品取引法第四十六条の六に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額その他これに類するものの額、又は銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母におけるオペレーションナル・リスク相当額の合計額その他これに類するものの額のうちいずれか大きい額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

二 持分法が適用される子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

ロ 銀行等以外の場合 前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

3 第一項第二号に掲げる固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 連結子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

ロ 銀行等以外の場合 前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

3 第一項第二号に掲げる固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一 連結子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 レバレッジ比率告示第六条に規定する総エクスポージャーの額に4%を乗じて得た額その他これに類するものの額

ロ 銀行等以外の場合 直近三年間における総収入（業務粗利、その他これに類するものの額から、国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この条において同じ。）の平均値（ただし、中間期末にあっては、前事業年度末時点の直近三年間における総収入の平均値とする。）に15%を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

二 持分法が適用される子会社等の場合 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ 銀行等の場合 前号イの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額

ロ 銀行等以外の場合 前号ロの規定に基づく額に持分比率を乗じて得た額（ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。）

4 第一項第三号に掲げる非金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより得られる額の絶対値に、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百六条第四項本文に規定する株式に該当する場合は35%を、当該連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の発行する株式が第百六条第四項本文に規定する株式に該当する場合は48%を、その他の場合は49%を乗じて得た額とする。ただし、金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した額を加えた額とする。

一 連結子会社等の場合 實質価額から前章第二節第四款に規定するTier 1適格資本の調整の額及び前章第三節第四款に規定するTier 2適格資本の調整の額のうち当該連結子会社等に係る額を控除した額

二 持分法が適用される子会社等の場合 持分法による評価額

第六章 内部モデル手法

（内部モデル手法の承認）

第一百五十八条 報告保険会社等は、金融庁長官の承認を受けた場合に、前章（第九十一条を除く。）の規定にかかわらず、内部モデル手法（この章に定めるところにより、報告保険会社等独自のモデルを用いて所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いて適用対象に係る所要資本の額を算出することができる。

2 内部モデル手法採用社（前項の承認を受けて内部モデル手法を使用する報告保険会社等をいう。以下この章において同じ。）は、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、次の各号に掲げる内部モデル手法に係る変更を行うことができる。

一 第百六十条第二項に規定する承認申請書の添付書類の記載事項の重要な変更

二 第百七十条第二項第一号及び第二号に規定する内部モデル手法等（内部モデル手法及び当該内部モデル手法に関する経営管理態勢をいう。以下この項、第百七十条及び第百七十二条において同じ。）の重要な変更

三 第百七十条第二項に規定する内部モデル手法等の変更方針の変更

（内部モデル手法の適用対象）

第一百五十九条 前条の内部モデル手法の適用対象は、第九十条第一号に規定する巨大自然災害リスクの額とする。ただし、子会社化直後の特例手法適用子会社及び控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第八十九条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行う場合を除く。）に係る額を除く。

（内部モデル手法に係る承認の申請）

第一百六十条 内部モデル手法について第百五十八条第一項又は第二項の承認を受けようとする報告保

險会社等は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号又は名称

二 ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部モデル手法実施計画

四 第百六十二条各号に規定する内部モデル手法の承認に係る基準に適合していることを示す書類

五 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 内部モデル手法を適用する範囲及び内部モデル手法の適用を開始する日

二 部分内部モデル手法（前条に規定する内部モデル手法の適用対象のうち、その一部のみに適用される内部モデル手法をいう。以下この章において同じ。）について、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 部分内部モデル手法を適用する場合 当該部分内部モデル手法を適用しない範囲及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

- (1) 部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がある場合 当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する日及び変更する範囲
- (2) 部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がない場合 当該部分内部モデル手法を適用する範囲を変更する予定がないという旨の説明

- ロ 部分内部モデル手法を適用しない場合 当該部分内部モデル手法を適用しないという旨の説明
- （内部モデル手法の使用に係る予備計算）
- 第一百六十二条 第百五十八条第一項の承認を受けようとする報告保険会社等は、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）の三事業年度前の事業年度以降において、承認を得ようとする内部モデル手法に基づいてソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書とあるのは、「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の中間予備計算報告書」とする。
- （内部モデル手法に係る承認の基準）
- 第一百六十二条 金融庁長官は、第百五十八条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。
- 一 統計的品質基準
 - 二 較正基準
 - 三 ユーステスト及び経営管理態勢基準
- （内部モデル手法の変更に係る届出）
- 第一百六十三条 内部モデル手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいざれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。
- 一 第百六十条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合
 - 二 前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合
 - 3 前項第二号に規定する事由が生じた場合には、内部モデル手法採用社は、当該事由に関する改善

計画を記載した書面又は当該事由が当該内部モデル手法採用社のリスクの観点から重要な旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

(内部モデル手法に係る承認後のモニタリング)

第一百六十四条 内部モデル手法採用社は、モニタリング（金融庁長官が、内部モデル手法を使用することについて承認を与えた場合において、その後相応の頻度により又は必要に応じて運用状況を確認することをいう。次項において同じ。）に備えて、第百七十二条第一項第五号に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書を金融庁長官の求めに応じて提出できるように準備するものとする。

2 金融庁長官が、前項に規定する内部モデル手法に係る検証に関する報告書の提出に加えてモニタリングのために必要と認める場合には、内部モデル手法採用社は、金融庁長官の求めに応じて、第一百六十二条に規定する承認の基準に継続的に適合していることを示す書面を提出するものとする。

(内部モデル手法に係る承認の取消し)

第一百六十五条 金融庁長官は、第一百六十三条第一項第二号又は前条第二項に掲げる場合であつて、内部モデル手法を用いて第一百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全部又は一部の所要資本の額を算出する事が不適当と判断したときは、第一百五十八条第一項の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

2 内部モデル手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、その範囲に応じて、内部モデル手法に代えて標準的手法（前章に定めるところにより、所要資本の額を算出する手法をいう。以下この章において同じ。）を用いるものとする。

(内部モデル手法の適用)

第一百六十六条 内部モデル手法採用社は、第一百五十九条に規定する内部モデル手法の適用対象の全てについて内部モデル手法を適用するものとする。ただし、部分内部モデル手法を適用する旨を第一百六十条第二項第三号に掲げる内部モデル手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかるわらず、内部モデル手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けたときに限り、内部モデル手法の全部又は一部に代えて標準的手法を用いることができる。

(統計的品質基準)

第一百六十七条 第百六十二条第一号に掲げる「統計的品質基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 計算手法及び計算前提の妥当性
- 二 重要なリスクの捕捉
- 三 データ及びエキスパート・ジャッジメント（統計的、経験的その他の客観的な証拠のみでは一

意に選択又は設定することが困難なデータ、前提条件又は計算手法を、保険数理、リスク管理その他の関連領域の専門家の経験又は知見を基に決定する判断行為をいう。以下この章において同じ。）の管理方針の整備

四 リスクの統合及び分散効果の適切性

五 保険負債の計算手法との整合性の確保

六 リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮

七 内部モデル手法による予測と実績の比較

八 部分内部モデル手法の妥当性（ただし、部分内部モデル手法を採用している場合に限る。）

2 前項第一号に掲げる「計算手法及び計算前提の妥当性」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 内部モデル手法において、基礎となる定量的な計算手法が一般に用いられる市場の慣行、頑健な保険数理及び統計理論に沿っていること。

二 内部モデル手法において、選択された計算手法がリスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切であること。

三 内部モデル手法において、使用される計算手法が最新、かつ、信頼できる情報及び現実的な仮定に基づいていること。

四 内部モデル手法において、主要な仮定が理論的かつ経験的に妥当であること。

五 内部モデル手法において、前提条件の作成手法が適切な保険数理及び統計理論に沿っていること。この場合において、当該前提条件が最新かつ合理的なものであり、検証されていること。

3 第一項第二号に掲げる「重要なリスクの捕捉」とは、内部モデル手法を適用する範囲において、保険会社等がさらされる全ての重要なリスクを当該内部モデル手法の計測対象としていることをいう。

4 第一項第三号に掲げる「データ及びエキスパート・ジャッジメントの管理方針の整備」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 内部モデル手法の利用において、次のイ及びロに定める要件を確保するためのデータ管理方針を適切に整備していること。

イ 内部モデル手法において使用されるデータが、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものであること。

ロ 自社固有ではないデータを内部モデル手法において使用する場合には、当該データの限界を理解するとともに、自社パートナーオのリスク特性と整合的であるかを確認し、かつ、必要に応じて当該データを調整して使用していること。

二 内部モデル手法の利用において、次のイからハまでに定める要件を確保するためのエキスパート・ジャッジメント管理方針を適切に整備していること。

- イ エキスパート・ジャッジメントが十分な適格性(経験及び関連する業務に従事した年数を含む。)を有する専門家によって、その影響度も踏まえ、十分な根拠に基づき実施されていること。
- ロ 不確実性及び影響度に応じ、エキスパート・ジャッジメントに関する経営管理態勢が整備されていること。
- ハ エキスパート・ジャッジメントが、重要性に応じ、経営管理上十分に上位のレベルで承認されていること。
- 5 第一項第四号に掲げる「リスクの統合及び分散効果の適切性」とは、内部モデル手法を適用する範囲のリスクにおいて、ストレス状況下においてリスク間の従属関係が変化する可能性を考慮し、分散効果を適切に反映していることをいう。
- 6 第一項第五号に掲げる「保険負債の計算手法との整合性」とは、内部モデル手法が、第三章第二節及び第三節に規定する計算方法と整合的なものとなっていることをいう。ただし、当該計算方法と整合的でない合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- 7 第一項第六号に掲げる「リスク削減手法の認識及びマネジメント・アクションの考慮」とは、次の各号に定めるものをいう。
- 一 第四十九条から第五十二条までの規定(第五十条第一項第六号及び第五十一条第二項を除く。)を、内部モデル手法におけるリスク削減手法について適用すること。この場合において、第四十九条第一項中「第四十五条第一項第一号イ(1)から(3)までに掲げるリスクの額の計算」とあるのは「内部モデル手法(市場リスクに係るものを除く。)」と、第四十九条第一項第六号中「リスク削減手法の提供者が、契約当事者間で特定された事由において確実にプロテクションを提供できるよう、十分な適格格付機関の格付、資本水準又は担保設定水準のいずれかを通じて実証可能なと言える十分な信用力を有すること」とあるのは「リスク削減手法の提供者の信用力が考慮されていること」と、第四十九条第二項中「第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額の計算」とあるのは「内部モデル手法(市場リスクに係るものに限る。)」と、第五十条第二項中「同項第六号におけるリスク削減手法の残存期間」とあるのは「内部モデル手法」と読み替えるものとする。
- 二 第十三条第十項の規定を、内部モデル手法におけるマネジメント・アクションについて適用すること。
- 8 第一項第七号に掲げる「内部モデル手法による予測と実績の比較」とは、実務上可能な範囲で適切な手法に基づいた内部モデル手法による予測と実績を比較するプロセス(バック・テスト(内部モデル手法により算出した結果と実際の損益との比較により当該内部モデル手法の実効性を確認することをいう。)を含む。)を実施していることをいう。

9 第一項第八号に掲げる「部分内部モデル手法の妥当性」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 部分内部モデル手法採用社(内部モデル手法採用社であって、部分内部モデル手法を使用する報告保険会社等をいう。次号において同じ。)が当該部分内部モデル手法を採用する理由が妥当であり、かつ、意図的に所要資本の額を過小評価しようとするものでないこと。

二 部分内部モデル手法採用社の当該部分内部モデル手法を適用する範囲内の所要資本の額の計算結果と当該範囲外の所要資本の額の計算結果との結合方法が妥当であること。

(統計的品質基準に関連する事項)

第一百六十八条 内部モデル手法採用社が、保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件(平成十年大蔵省告示第二百三十二号)第一項の二に規定する工学的事故発生モデル又は理論分布的事故発生モデル(工学的事故発生モデル又は理論分布的事故発生モデルに係る要件として同条に規定するものを満たすものに限る。)を用いる場合については、前条第二項第一号に掲げる要件を満たすものとみなす。

(較正基準)

第一百六十九条 第百六十二条第二号に掲げる「較正基準」とは、内部モデル手法がVaR99.5%に較正されており、当該VaR99.5%から年間損失額の期待値(ただし、経済価値ベースのバランスシートの計算方法と整合的な額に限る。以下この条において同じ。)を控除した額を所要資本の額としていることをいう。

2 前項の規定にかかわらず、内部モデル手法がVaR99.5%に較正されていない場合には、第一百六十二条第二号に掲げる「較正基準」を、当該VaR99.5%の近似値に基づき計算した額を所要資本の額としていることとみなすことができる。ただし、当該所要資本の額が当該VaR99.5%から年間損失額の期待値を控除した額として算出した所要資本の額と同水準の契約者保護を提供することを実証できるときと限る。

(ユーステスト及び経営管理態勢基準)

第一百七十二条 第百六十二条第三号に掲げる「ユーステスト及び経営管理態勢基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 内部モデル手法が、組織の各階層におけるリスク管理及び経営管理態勢基準と整合する自己評価において、重要な役割を果たしていること。

二 内部モデル手法の算出結果は、経営判断において重要な役割を果たす上で、十分な粒度となっていること。

三 内部モデル手法に基づく計算は、通常の報告時以外に意思決定を行う必要がある場合に、適時に行えること。

四 経営陣が内部モデル手法に関する全体的な理解(主な前提、強み及び限界の理解を含む。)を

官

署

日曜水曜日 23月7年7和令

有しており、特に当該内部モデル手法の算出結果及び限界がリスク管理及び資本管理の意思決定に及ぼす影響を理解していること。

五 上級管理職及び内部モデル手法担当者がその役割、責任及び権限に応じた内部モデル手法に関する十分な理解を有していること。

六 取締役会等（取締役会その他これに類する機関をいい、外国保険会社等及び免許特定法人にあっては、日本における代表者を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は取締役会等から適切に権限を委託された上級管理職は、内部モデル手法の設計と運用が継続的に適切であること及び内部モデル手法が当該内部モデル手法を適用する範囲における保険会社等のリスク・プロファイルを適切に反映し続けていることを確認する責任を負い、当該内部モデル手法に関する適切な経営管理態勢及び内部統制を構築していること。

七 内部モデル手法が、構築された経営管理態勢に基づく検証プロセスに従い検証されていることを保証するため、当該内部モデル手法の開発及び変更に関して取締役会等又は上級管理職による承認が行われていること。

八 内部モデル手法の利用において、内部モデル手法等の変更方針を適切に定めていること

2 前項第八号の内部モデル手法等の変更方針は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一 内部モデル手法等の重要な変更の定義

二 内部モデル手法の軽微な変更の組み合わせが重要な変更とみなされる状況の定義

三 次のイ及びロに掲げる事項を含む内部モデル手法等の変更のための経営管理態勢及び意思決定プロセス

イ 内部モデル手法等の変更が必要となり得る状況

ロ 内部モデル手法等の変更の内部承認及び実施プロセス

（検証基準）

第百七十二条 第百六十二条第四号に掲げる「検証基準」とは、次の各号に定めるものという。ただし、第三者ベンダー（リスク計測モデルを提供するものであって、報告保険会社等及び連結子会社等以外のものをいう。以下この条において同じ。）のモデルを使用する場合においては、当該第三者ベンダーによる検証を考慮して承認の基準の適合状況について評価することができる。

一 内部モデル手法採用社が、内部モデル手法等の継続的な適切性を確保するため、次のイからホまでに掲げる項目の明確な定義を含む厳格な検証プロセスを整備していること。

イ 検証の範囲

ロ 検証の手順及び使用される手法

ハ 定期的な検証の頻度及び定期的な検証の実施基準

二 検証に関与する人員及び当該人員の役割並びに検証に関する責任者及び検証結果に関する報

告系統

ホ 検証の発見事項に対する改善及び自動管理のプロセス

二 内部モデル手法に係る検証が、少なくとも第百六十二条第一号から第三号まで及び第五号に規定する承認の基準の適合状況について評価を行うものとなっていること。

三 内部モデル手法に係る検証が、内部モデル手法採用社の社内又は社外のいすれにおいて行われているかわらず、内部モデル手法の開発、変更、更新、実行及び使用から独立した者が行っていること。

四 内部モデル手法に係る検証者に、必要な技能、知識、専門的知見及び経験が備わっていること。

五 内部モデル手法採用社が、内部モデル手法に係る検証に関する報告書を一年に一回以上の頻度で作成し取締役会等に提出していること。

六 第三者ベンダーのモデルを使用し、当該第三者ベンダーによる検証を考慮して承認の基準の適合状況について評価する場合には、当該第三者ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持っていること。

2 前項第五号の内部モデル手法に係る検証に関する報告書は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

一 検証プロセスの概要

二 前回までの内部モデル手法に係る検証の発見事項、当該内部モデル手法の弱み及び限界に対する追跡管理の実施状況並びに内部モデル手法等の変更予定

三 前回の検証からの内部モデル手法等の変更に関する情報

四 内部モデル手法等に対する第六十二条第一号から第三号まで及び第五号に規定する承認の基準の適合状況について評価するための検証の内容及び結論

五 内部モデル手法を適用する範囲のリスクの概要及び当該リスク分類の一覧

六 内部モデル手法の利用において重要性が低いと評価したリスクがある場合には、当該重要性が低いと評価したリスクに係る重要性のミニタリング結果及びその結論（ただし、当該内部モデル手法について第六十五条第一項の承認が得られている場合に限る。）

七 内部モデル手法による所要資本の額の計算結果に関する適切性の検証の内容及び結論

八 内部モデル手法を用いて計算した所要資本の額と、当該額の計算において当該内部モデル手法を適用した範囲に標準的手法を適用した場合の所要資本の額との比較

九 検証態勢及び検証者の独立性に関する説明

十 検証者に必要な技能、知識、専門的知見及び経験が備わっていることについての説明（経験や関連する業務に従事した年数を含む。）

(文書化基準)

第百七十二条 第百六十二条第五号に掲げる「文書化基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

一 内部モデル手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む当該内部モデル手法の設計及び構

造を文書化していること。

二 内部モデル手法の利用において、エキスパート・ジャッジメントを実施している場合には、当

該エキスパート・ジャッジメントに関する事項について文書化していること。

三 内部モデル手法に関する経営管理態勢について、文書化していること。

四 内部モデル手法に関する文書の構成及び内容は、百六十二条第一号から第四号までの基準の

適合状況の評価について、専門的知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に適切かつ十分なものとなっていること。

五 その他参考となるべき事項を文書化していること。

第七章 子会社の取扱いに関する特例

第一節 子会社株式の取扱い

(子会社株式の取扱い)

第百七十三条 連結ベース及び単体ベースの計算をともに行う報告保険会社等が単体ベースの計算を行つに当たつて、貸借対照表上の子会社株式については、次の各号に掲げる方法に基づき認識した額を基礎として第二章から前章まで及び百八十四条各号の規定を準用すること（以下この章において「子会社株式に係る特別手法」という。）ができる。ただし、子会社株式に係る特別手法を用いる場合は、当該子会社株式に係る特別手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとする。

一 子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を、持分比率に応じて比例連結の方法を適用することにより認識する。ただし、ソルベンシー・マージン比率に与える影響が重要でない場合に限り、子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識することができる。この場合にあっては、持分非相当額を非支配株主持分の額として純資産の部に計上する。

二 前号の規定に基づき子会社株式を発行する会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を認識する場合は、連結財務諸表規則第六条に規定するところと整合的に当該子会社株式を発行する会社の貸借対照表の資産、負債及び純資産の金額を基礎とするものとし、当該子会社株式を発行する会社の事業年度の末日が子会社株式に係る特別手法採用社（子会社株式に係る特別手法を採用する報告保険会社等をいう。以下この節において同じ。）の事業年度の末日と異なる場合は、連結財務諸表規則第十二条に規定するところと整合的に取り扱うものとする。

三 子会社株式を発行する会社と子会社株式に係る特別手法採用社及び他の子会社株式を発行する

会社との間の取引は、連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去するものとする。

(子会社株式に係る特例手法の適用対象)

第百七十四条 子会社株式に係る特例手法採用社は、連結対象会社（子会社株式に係る特例手法採用社が連結ベースの計算を行う場合に、連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれる子会社等をいう。第百七十七条において同じ。）が発行する株式の全てについて、子会社株式に係る特例手法を用いるものとする。

(子会社株式に係る特例手法の適用)

第百七十五条 第百七十三条の規定に従い第二章から前章まで及び百八十四条各号の規定を準用する場合は、当該各章の連結ベースに係る規定を準用するものとし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定めるところによる。

一 第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier 1適格資本の額 子会社株式に係る特例手法を適用しない場合における同条に規定するものの額とする。ただし、第三十九条第五号に規定する上限適用後の非支配株主持分の額は0とする。

二 第四十三条に規定する資本調達手段以外のTier 2適格資本の額 同条の規定に加え、子会社マージン（子会社株式に係る特例手法を適用する場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の額から子会社株式に係る特例手法を適用しない場合の経済価値ベースのバランスシートにおける純資産の部の額を控除することにより得られた額をいう。）から第百七十三条第一号の規定を適用することにより生じる非支配株主持分の額を資本調達手段以外のTier 2適格資本の額に加えるものとする。

三 第百五十七条に規定する非保険事業に係る所要資本の額 同条の規定を準用する。この場合において、同条中「連結子会社等」とあるのは「第百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であつて持分比率が100%である会社及び第百七十三条第一号ただし書に基づき認識した子会社株式を発行する会社」と、「持分法が適用される子会社等」とあるのは「第百七十三条第一号本文に基づき認識した子会社株式を発行する会社であつて持分比率が100%でない会社」と読み替えるものとする。

2 前項各号の規定を適用するにあたり、子会社株式に係る特例手法を適用しない場合におけるMOCE（連結ベースの計算結果への準用）

第百七十六条 子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行つた会社は、当該計算結果を当該会社の連結ベースの計算結果とすることができる。

第二節 子会社である外国の会社の取扱い

第一款 子会社化直後の特例手法
(子会社化直後の特例)

第百七十七条 連結ベース又は前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算に当たっては、第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等（連結ベースにあっては外国の連結子会社等（控除合算手法適用子会社（当該控除合算手法適用子会社について、第一百八十二条に掲げる算式により控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率の計算を行いう場合を除く。）を除く。）をいい、前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースにあっては外国の連結対象会社をいう。以下この節において同じ。）が基準日以前二年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなつた場合に、当該外国の子会社等に關して第三章から第五章までの規定に基づく計算を行うことが困難であるやむを得ない理由があるとき、当該外国の子会社等に係る計算に關して子会社化直後の特例手法（次条に規定する子会社化直後に利用可能な外国の子会社等に係る簡便的な計算手法をいう。以下この節において同じ。）を適用することができる。ただし、当該外国の子会社等に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、基準日以前三年内に連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなつた第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に關しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

2 中間期末に当たつては、前項の規定に加え、前事業年度末における子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算に關しても子会社化直後の特例手法を適用することができる。

（子会社化直後の特例手法）

第百七十八条 子会社化直後の特例手法とは、子会社化直後の特例手法適用子会社に係る計算を次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うことをいう。

- 一 第三章に規定する経済価値評価 第九条及び第十条において、貸借対照表等上の子会社化直後の特例手法適用子会社に係る額を、組替え（ただし、第九条第五号に規定する規制上の準備金の組替えを除く。）及び評価替え（ただし、第十条第六号に規定する繰延税金資産の額及び繰延税金負債の額の評価替えを除く。）の対象から除外する。
- 二 第五章に規定する所要資本の額 子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額を、第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクのうち第一百一条第三号に掲げる株式リスクの額の計算におけるエクスボーナーに含めるものとし、株式リスクの額以外の子会社化直後の特例手法適用子会社に係るリスクの額は0とする。この場合において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社が発行する株式に応じて、第百十六条に規定する株式リスクの資産区分に分類するものとする。

2 前項第二号において、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する持分比率が100%未満の場

合であつて、次の各号に掲げるときは、当該子会社化直後の特例手法適用子会社に対する出資金の額は、当該出資金の額を当該持分比率で除した額とみなす。

一 連結ベースの計算のとき

二 前節に規定する子会社株式に係る特例手法を用いる単体ベースの計算であつて、かつ、第七百三十三条第一号において当該子会社化直後の特例手法適用子会社における貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を全て認識しているとき

第二款 控除合算手法

（控除合算手法）

第百七十九条 連結ベースの計算に当たつては、次条に定める子会社について、当該子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十二条の二第一号に掲げる額に相当する額に基づき適格資本の額を、法第百三十条第二号又は第二百七十二条の二第一号に掲げる額に相当する額をそれぞれ算出する方法（以下この款において「控除合算手法」という。）を用いることができる。ただし、控除合算手法を用いる場合は、当該控除合算手法の使用をあらかじめ金融庁長官に届け出たときに限るものとし、当該控除合算手法を適用する子会社の範囲の変更が生じたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

2 控除合算手法適用子会社を有する保険会社等の適格資本の額及び所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- 一 適格資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ 原則手法適用子会社（控除合算手法適用子会社以外の保険会社等をいう。以下この款において同じ。）の適格資本の額

ロ 控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十二条の二第一号に掲げる額に相当する額から当該控除合算手法適用子会社が保有する二条の二第一号に掲げる額に相当する額から当該控除合算手法適用子会社が保有する二条の二第一号に掲げる額に相当する額から当該控除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

(1) 他の控除合算手法適用子会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、当該他の控除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十一条第一号又は第二百七十二条の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

(2) 原則手法適用会社の資本調達手段に係る資産の額（ただし、負債性資本調達手段にあっては、原則手法適用会社の適格資本の額に当該負債性資本調達手段が算入される額を限度とする。）

二 所要資本の額は、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする。

イ 原則手法適用会社の所要資本の額

ロ 指除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十二条の二十八の二第二号に掲げる額に相当する額（ただし、前号ロにおける指除合算手法適用子会社が保有する同号ロ(1)及び(2)に掲げる資産の額の控除を反映した額に適切に調整することができる。）に指除合算手法に係る調整係数及び当該指除合算手法適用子会社に対する持分比率を乗じて得た額の合計額

（指除合算手法の適用対象）

第一百八十条 指除合算手法の適用対象とができる子会社は、連結子会社等であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす子会社とする。

一 第七条第二項に規定する保険事業に分類されるものであること。

二 アメリカ合衆国における保険金等の支払能力の充実の状況に係る規制の適用を受け、当該規制における法第百三十条第一号又は第二百七十二条の二第一号に掲げる額に相当する額及び法第百三十条第二号又は第二百七十二条の二第二号に掲げる額に相当する額を算出していること。

三 前条第一項の届出を行う前の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算において、原則手法適用会社（ただし、直近の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の計算における子会社化直後の特別手法適用子会社を除く。）でないこと。

（原則手法適用会社の適格資本の額及び所要資本の額）

第一百八十二条 第百七十九条第二項第一号イに掲げる原則手法適用会社の適格資本の額及び同項第二号イに掲げる原則手法適用会社の所要資本の額は、次の各号に定めるところにより算出する。

一 連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を基礎として、連結の範囲から指除合算手法適用子会社を除外することにより、指除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）を作成する。

二 前号に定める指除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表（連結の範囲等調整後）に基づき、第三章の規定を準用して原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートを作成する。

三 前号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第四章の規定を準用して原則手法適用会社の適格資本の額を算出する。ただし、原則手法適用会社が保有すれば、当該指除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第一号又は第二百七十二条の二第一号に掲げる額に相当する額に当該負債性資本調達手段が算入される

額を限度とする。）を第四十条第三号に掲げる額に含めるものとする。

四 第二号に定める原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートに基づき、第五章及び前章の規定を準用して、原則手法適用会社の所要資本の額を算出する。ただし、第二号に定めた原則手法適用会社に係る経済価値ベースのバランスシートについて、指除合算手法適用子会社を連結の範囲に含めた場合に連結財務諸表規則第九条に規定するところと整合的に相殺消去されるべき項目のうち当該指除合算手法適用子会社と原則手法適用会社との取引に係る項目の額は、第四十七条第三項各号に掲げるストレス・アプローチによるリスクの額の計算において再計算をしないもの及び第四十八条各号に掲げるリスクの額の計算におけるエクスポージャーの額から除くものに含めることができる。

五 前号ただし書の規定を適用する場合には、第一百七十九条第二項第二号ロに掲げる指除合算手法適用子会社が所在する法域の規制における法第百三十条第二号又は第二百七十二条の二第二号に掲げる額に相当する額を、当該規定における相殺消去を反映した額に適切に調整するものとする。

2 前項第二号から第四号までの規定に従い第三章から前章までの規定を準用する場合には、当該各章の連結ベースの規定を準用するものとする。

（指除合算手法に係る調整係数）

第一百八十二条 第百七十九条第二項第二号ロに掲げる指除合算手法に係る調整係数は、1.5以上であり、かつ、次の算式を満たす最小のものとする。ただし、中期期末にあっては、前事業年度末に適用した調整係数とする。

控除合算手法を適用した場合のソルベンシー・マージン比率

$$\leq \text{控除合算手法を適用しない場合のソルベンシー・マージン比率} + 15\%$$

第八章 特例企業会計基準等適用法人等に関する特例
(特例企業会計基準等に基づく計算)

第一百八十三条 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあっては、次条に規定するところにより、財政状態計算書（連結の範囲等調整後）を用いるものとする。

2 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算にあっては、第二章及び前章第二節の規定を準用する。

（特例企業会計基準等適用法人等における経済価値ベースのバランスシート）

第一百八十四条 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、財政状態計算書（連結の範囲等調整後）を基礎として、次の各号に掲げる方法によるほか、第三章の規定を準用することにより経済価値ベースのバランスシートを作成するものとする。

一 次のイ及びロに定める額の合計額を、第三章第二節に規定する経済価値ベースの保険負債の額

に評価替えする。

イ 財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る負債の額（保険契約に係る資産の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

- (1) その採用する企業会計の基準における保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が保険契約に係るサービスを提供するにつれて認識する未稼得の利益の額をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下この章において「日本基準」という。）において保険約款貸付に相当するものに係る額
- (3) 日本基準において代理店貸及び代理店借に相当するものに係る額
- (4) その他保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

ロ 財政状態計算書（連結の範囲等調整後）上、その採用する企業会計の基準において金融商品等に相当するものとして評価している額であって、生命保険契約又は損害保険契約等に係るものの額

二 次のイ及びロに定めるものの合計額を、第三章第三節に規定する再保険回収額に評価替えする。

イ 財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額（再保険契約に係る負債の額を相殺した額とする。）から次に掲げる額を除いた額

- (1) その採用する企業会計の基準における再保険契約に関連する未稼得利益の額（財政状態計算書（連結の範囲等調整後）における再保険契約に係る資産の額及び負債の額に含まれる額であって、特例企業会計基準等適用法人等が付した再保険契約に係るサービスを受領するにつれて認識する再保険契約の保有に係る正味の費用又は利得の額をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 日本基準において再保険貸及び再保険借に相当するものに係る額
- (3) その他再保険契約に直接よらない日本基準において未収金及び未払金に相当するものに係る額

イ 保険契約に関連する未稼得利益の額及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、純資産の部に組み替える。

ロ イに掲げるもの以外は、特例企業会計基準等適用法人等の債権は資産の部に、特例企業会計基準等適用法人等の債務は負債の部に組み替える。

四 第三章第四節の適用に当たっては、第三十五条第四項に規定する規制上の準備金に係る繰延税金資産の取崩額は0とする。

（特例企業会計基準等適用法人等における適格資本及び所要資本）

第八十五条 特例企業会計基準等適用法人等における連結ベースの計算に当たっては、第四章の規定を適用して適格資本の額を、第五章及び第六章の規定を適用して所要資本の額を計算するものとする。この場合において、前条第三号イの規定により、純資産の部に組み替えた保険契約に関連する未稼得利益及び再保険契約に関連する未稼得利益の額は、第三十九条に規定する資本調達手段以外のTier 1適格資本の額に含めるものとする。

附 則

第一条 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

（保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件等の廃止）

第二条 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

- 一 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）
- 二 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十三号）
- 三 保険業法施行規則第八十五条第一項第二十三号等の規定に基づき金融庁長官の定める算出方法を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十六号）

（生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用日前の承認）

第三条 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用日前の承認

和へ年三月三十一日においても、第六十七条の規定により、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を採用することの承認の申請をことができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日においても、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第六十八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日

三 前二号において、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額の評価替えの対象から除外した額にあっては、次のイ及びロに掲げるところにより組み替える。

以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

(連結ベースの計算における生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数適用に係る適用日前の届出)

第四条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、連結ベースの計算に当たって、保険会社等（ただし、単体ベースの計算を行う会社に限る。以下この条において同じ。）に保険リスクに係る会社固有の係数採用社でない保険会社等が含まれる場合には、第八十条の規定により、当該保険会社等に生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用しない理由が意図的に生命保険リスクの額を過小評価するものではない旨の届出をすることができる。

（損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の適用日前の承認）

第五条 附則第三条の規定は、第八十五条第一項において準用する第六十七条第一項の規定による損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法に関する承認について準用する。この場合において、附則第三条中「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社」と、同条第一項中「第六十七条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十七条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、同条第二項中「第六十八条」とあるのは「第八十五条第一項において準用する第六十八条」と読み替えるものとする。

（連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に係る適用日前の届出）

第六条 附則第四条の規定は、第八十五条第二項において準用する第八十条の規定による連結ベースの計算における損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数適用に関する届出について準用する。この場合において、附則第四条中「第八十条」とあるのは「第八十五条第二項において準用する第八十条」と、「生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法」とあるのは「損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法」と、「生命保険リスクの額」とあるのは「損害保険リスク」と読み替えるものとする。

（金利リスクに係る内部割引率手法の適用日前の承認）

第七条 内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第七条の規定により、金利リスクに係る内部割引率手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部割引率手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百八条の規定により承認を行うことができる。この場合において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

(内部モデル手法の適用日前の予備計算及び承認)

第八条 内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百六十二条の規定により、ソルベンシー・マージン比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行い、第百六十条の規定により内部モデル手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百六十二条の規定により承認を行いうことができる。この場合において、令和八年三月三十一日前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

3 令和十一年三月三十一日前に内部モデル手法採用社になろうとする報告保険会社等に対する第一項の規定に基づく第百六十二条の規定の適用については、同条第一項中「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度及び前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の三事業年度前の事業年度、二事業年度前の事業年度又は前事業年度のうち令和八年四月一日以後に開始する事業年度の中間予備計算報告書」と、同条第三項中「又は内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前」とあるのは「、内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日」と、「内部モデル手法の使用を開始しようとする日の九月前又は公布の日のうちいずれか遅い日まで」と、同条第四項中「適用事業年度の二事業年度前の事業年度及び前事業年度並びに適用事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「適用事業年度の二事業年度前の事業年度若しくは前事業年度又は適用事業年度のうち令和八年四月一日以後に開始する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

（子会社株式に係る特例手法に係る適用日前の届出）

第九条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十三条の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。

（子会社化直後の特例手法延長の適用日前の承認）

第十条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十七条の規定により、基準日以前三年内に連結貸倒対照表（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなつた第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に關して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、令和八年三月三十一日前においても、報告保険会社等が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、第百七十七条の規定により承認を行いうことができる。この場合に

において、令和八年三月三十一日以前に与えられた承認の効力は令和八年三月三十一日から生ずるものとする。

(控除合算手法に係る適用日前の届出)

第十一条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日前においても、第百七十九条第一項の規定により、同条の規定を適用する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

(控除合算手法に係る経過措置)

第十二条 報告保険会社等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第百八十二条の規定にかかるわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

第十三条 附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において適用する第百七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書(連結の範囲等調整後)において連結の範囲に含まれることとなつた第百八十三条第二項において適用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に關して、子会社化直後の特例手法を適用するとの承認の申請をする場合に準用する。

2 附則第十一条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において適用する第百七十九条第一項の規定による控除合算手法に係る届出について準用する。

3 特例企業会計基準等適用法人等は、令和八年三月三十一日から令和九年三月三十日までの基準日においては、第百八十三条第二項において準用する第百八十二条の規定にかかるわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5とすることができる。

別表一 (第六条第三項関係(連結の範囲から除くことができる証券化商品))

第六条第三項の規定における連結の範囲から除くことができる証券化商品は、次の各号に掲げるもの

をいう。

一 保険会社等が組成した資産の証券化商品であつて、次のイからトまでに掲げる要件の全てを満たすもの。

イ 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

ロ オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有しておらず、倒産手続においてもオリジネーター又はその債権者の支配権が及ぼないよう、原資産が法的にオリジネーターから隔離されており、かつ、当該状態について真正売買と認める弁護士等(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号))の規定による弁護士又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。)による意見書を具備していること。なお、次の(1)又は(2)に掲げる条件のいずれかを満たす場合は、有効な支配権を有しているものとする。

(1) オリジネーターが自らの利益を得るために譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。

(2) オリジネーターが当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、オリジネーターが当該原資産に係る債権回収の権利を有することは、必ずしも当該原資産に対する有効な支配権を保持していることにはならない。

ハ 当該証券化商品における原資産に係る投資家の権利は、オリジネーターに対する請求権を含むものでないこと。

二 原資産の譲受者が特別目的会社であつて、かつ、当該特別目的会社の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定又は譲渡する権利を有すること。

ホ 当該証券化商品に未償還残高額の減少により繰上償還できる権利(以下「クリーンアップ・コール」という。)が含まれる場合は、次の(1)から(3)までに掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) クリーンアップ・コールの行使は、形式的にも実質的にも強制的でなく、オリジネーターの裁量にのみ基づくこと。

(2) クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家が保有するポジションに対して信用補完を提供する目的で組成されたものではないこと。

(3) クリーンアップ・コールの行使は、原資産又は発行された証券の残高が当初の残高の10%以下となつた場合に限られること。また、合成功型の証券化商品の場合は、参照される原資産

| | | | |
|-------------------------------------|---------|------------------------|----|
| ポーランド通貨 | 国債 | メキシコ通貨 | 20 |
| ルーマニア通貨 | 国債 | マレーシア通貨 | 15 |
| ロシア通貨 | 金利スワップ | ノルウェー通貨 | 10 |
| サウジアラビア通貨 | 金利スワップ | ニュージーランド通貨 | 20 |
| スウェーデン通貨 | 金利スワップ | ペルー通貨 | 10 |
| シンガポール通貨 | 国債 | フィリピン通貨 | 10 |
| タイ通貨 | 国債 | ポーランド通貨 | 10 |
| トルコ通貨 | 国債 | ルーマニア通貨 | 10 |
| 台湾通貨 | 国債 | ロシア通貨 | 10 |
| アメリカ合衆国通貨 | 国債 | サウジアラビア通貨 | 15 |
| 南アフリカ共和国通貨 | 国債 | スウェーデン通貨 | 10 |
| 別表三 (第十六条第二項及び第二十七条第一項第一号関係) | | | |
| 通貨 | LOT (年) | | |
| オーストラリア通貨 | 30 | タイ通貨 | 10 |
| ブラジル通貨 | 10 | トルコ通貨 | 10 |
| カナダ通貨 | 30 | 台湾通貨 | 10 |
| スイス通貨 | 20 | アメリカ合衆国通貨 | 30 |
| チリ通貨 | 10 | 南アフリカ共和国通貨 | 30 |
| 中華人民共和国通貨 | 10 | | |
| コロンビア通貨 | 10 | | |
| チエコ通貨 | 15 | | |
| デンマーク通貨 | 20 | | |
| 欧洲経済通貨統合参加国通貨 | 20 | | |
| 英國通貨 | 50 | | |
| 香港特別行政区通貨 | 15 | | |
| ハンガリー通貨 | 15 | | |
| インドネシア通貨 | 10 | | |
| イスラエル通貨 | 20 | | |
| インド通貨 | 10 | | |
| 日本円 | 30 | | |
| 大韓民国通貨 | 20 | | |
| 別表四 (第十三条第七項、第十六条第一項第三号及び第十七条第三号関係) | | | |
| 通貨 | UFR (%) | UFRに反映されている期待インフレ率 (%) | |
| オーストラリア通貨 | 3.8 | 2.0 | |
| ブラジル通貨 | 7.0 | 4.0 | |
| カナダ通貨 | 3.8 | 2.0 | |
| スイス通貨 | 2.8 | 1.0 | |
| チリ通貨 | 5.0 | 2.0 | |
| 中華人民共和国通貨 | 6.0 | 3.0 | |
| コロンビア通貨 | 6.0 | 3.0 | |
| チエコ通貨 | 3.8 | 2.0 | |
| デンマーク通貨 | 3.8 | 2.0 | |
| 欧洲経済通貨統合参加国通貨 | 3.8 | 2.0 | |
| 英國通貨 | 3.8 | 2.0 | |

| | | | | |
|------------|-----|-----|---------------|------|
| 香港特別行政区通貨 | 4.4 | 2.0 | 中華人民共和国通貨 | 0.35 |
| ハンガリー通貨 | 6.0 | 3.0 | コロンビア通貨 | 0.35 |
| インドネシア通貨 | 8.0 | 5.0 | チェコ通貨 | 0.20 |
| イスラエル通貨 | 4.4 | 2.0 | デンマーク通貨 | 0.20 |
| インド通貨 | 7.0 | 4.0 | 歐州経済通貨統合参加国通貨 | 0.20 |
| 日本円 | 3.8 | 2.0 | 英國通貨 | 0.20 |
| 大韓民国通貨 | 4.4 | 2.0 | 香港特別行政区通貨 | 0.25 |
| メキシコ通貨 | 5.0 | 2.0 | ハンガリー通貨 | 0.35 |
| マレーシア通貨 | 5.0 | 2.0 | インドネシア通貨 | 0.35 |
| ノルウェー通貨 | 3.8 | 2.0 | イスラエル通貨 | 0.25 |
| ニュージーランド通貨 | 4.8 | 3.0 | インド通貨 | 0.35 |
| ペルー通貨 | 6.0 | 3.0 | 日本円 | 0.20 |
| フィリピン通貨 | 7.0 | 4.0 | 大韓民国通貨 | 0.25 |
| ボーランド通貨 | 5.0 | 2.0 | メキシコ通貨 | 0.35 |
| ルーマニア通貨 | 5.0 | 2.0 | マレーシア通貨 | 0.35 |
| ロシア通貨 | 7.0 | 4.0 | ノルウェー通貨 | 0.20 |
| サウジアラビア通貨 | 6.0 | 3.0 | ニュージーランド通貨 | 0.20 |
| スウェーデン通貨 | 3.8 | 2.0 | ペルー通貨 | 0.35 |
| シンガポール通貨 | 3.8 | 2.0 | フィリピン通貨 | 0.35 |
| タイ通貨 | 5.0 | 2.0 | ボーランド通貨 | 0.35 |
| トルコ通貨 | 7.0 | 4.0 | ルーマニア通貨 | 0.35 |
| 台湾通貨 | 4.4 | 2.0 | ロシア通貨 | 0.35 |
| アメリカ合衆国通貨 | 3.8 | 2.0 | サウジアラビア通貨 | 0.35 |
| 南アフリカ共和国通貨 | 7.0 | 4.0 | スウェーデン通貨 | 0.20 |

別表五(第十六条第一項第三号関係)

| | |
|------------|--------------|
| 通貨 | UFRスプレッド (%) |
| オーストリア通貨 | 0.20 |
| ブラジル通貨 | 0.35 |
| カナダ通貨 | 0.20 |
| スイス通貨 | 0.20 |
| チリ通貨 | 0.35 |
| タイ通貨 | 0.35 |
| トルコ通貨 | 0.35 |
| 台湾通貨 | 0.25 |
| アメリカ合衆国通貨 | 0.20 |
| 南アフリカ共和国通貨 | 0.35 |

別表六(第八十二条、第八十三条第一項、第八十四条、第八十九条第二号、第一百十九条第一項第二号)

及び第百二十八条第三号関係（地域区分及び商品区分別）の、商品大区分、保険料リスクのリスク係数
及び支払備金リスクのリスク係数）

（地域区分：欧洲経済領域（EEA）等）

| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク係数（%） | 支払備金リスクのリスク係数（%） |
|---|----------|-----------------|------------------|
| Medical expense insurance | その他保険 | 15.0 | 10.0 |
| Income protection | その他保険 | 25.0 | 35.0 |
| Workers' Compensation | 賠償責任保険類似 | 25.0 | 27.0 |
| Motor vehicle liability – Motor third party liability | 自動車保険類似 | 20.0 | 15.0 |
| Motor, other classes | 自動車保険類似 | 20.0 | 15.0 |
| Marine, aviation and transport | 財物保険類似 | 35.0 | 25.0 |
| Fire and other damage | 賠償責任保険類似 | 17.5 | 17.5 |
| General liability – third party liability | 賠償責任保険類似 | 35.0 | 27.0 |
| Credit and suretyship | 信用保険 | 35.0 | 50.0 |
| Legal expenses Assistance | その他保険 | 15.0 | 40.0 |
| Miscellaneous financial loss | その他保険 | 30.0 | 35.0 |
| Non-proportional health reinsurance | その他保険 | 50.0 | 45.0 |
| Non-Proportional Casualty reinsurance | 賠償責任保険類似 | 55.0 | 45.0 |

Non-proportional marine, aviation and transport

55.0

40.0

財物保険類似

55.0

40.0

| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク係数（%） | 支払備金リスクのリスク係数（%） |
|--|------------|-----------------|------------------|
| Non-Proportional property reinsurance | 財物保険類似 | 45.0 | 40.0 |
| Non-Proportional marine | 財物保険類似 | 45.0 | 35.0 |
| Property – personal | 財物保険類似 | 35.0 | 25.0 |
| Home Warranty | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 |
| Product Warranty | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 |
| Property – commercial | 財物保険類似 | 30.0 | 30.0 |
| Aircraft | 財物保険類似 | 45.0 | 35.0 |
| Automobile – liability/personal accident | 自動車保険類似 | 35.0 | 20.0 |
| Automobile – other | 自動車保険類似 | 35.0 | 20.0 |
| Boiler and Machinery | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 |
| Equipment Warranty | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 |
| Credit Insurance | 信用保険 | 45.0 | 30.0 |
| Credit Protection | 信用保険 | 45.0 | 30.0 |
| Fidelity | その他保険 | 45.0 | 30.0 |
| Hail | 財物保険類似 | 35.0 | 30.0 |
| Legal Expenses | その他保険 | 45.0 | 40.0 |
| Liability | 賠償責任保険類似 | 50.0 | 38.0 |
| Mortgage | 不動産ローン保証保険 | 45.0 | 30.0 |
| Surety Title | 信用保険 | 45.0 | 30.0 |
| Marine | 財物保険類似 | 45.0 | 35.0 |

| | | | | | | | |
|---|---------|----------------------|-----------------------|---|------------|------|------|
| Accident and Sickness | その他保険 | 45.0 | 30.0 | Products liability | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 47.0 |
| Other Approved Products | その他保険 | 45.0 | 35.0 | Reinsurance - nonproportional assumed property | 財物保険類似 | 35.0 | 25.0 |
| (地域区分：アメリカ合衆国) | | | | | | | |
| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク 係数 (%) | 支払備金リスクのリスク 係数 (%) | Reinsurance - nonproportional assumed liability | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 39.0 |
| Auto physical damage | 自動車保険類似 | 12.5 | 10.0 | Special liability | 賠償責任保険類似 | 30.0 | 25.0 |
| Homeowners/Farowner S | 財物保険類似 | 30.0 | 15.0 | Mortgage insurance | 不動産ローン保証保険 | 45.0 | 30.0 |
| Special property | 財物保険類似 | 25.0 | 17.5 | Fidelity/surety | 信用保険 | 35.0 | 40.0 |
| Private passenger auto | 自動車保険類似 | 15.0 | 15.0 | Financial Guaranty | 信用保険 | 45.0 | 25.0 |
| liability/medical | | | | Other | その他保険 | 25.0 | 35.0 |
| Commercial auto/truck liability/medical | 自動車保険類似 | 15.0 | 15.0 | Reinsurance - nonproportional assumed financial lines | その他保険 | 45.0 | 20.0 |

| | | | | | | | |
|--|----------|------|------|--|----------|----------------------|-----------------------|
| Worker's compensation | 賠償責任保険類似 | 15.0 | 16.0 | 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク 係数 (%) | 支払備金リスクのリスク 係数 (%) |
| Commercial peril | 賠償責任保険類似 | 30.0 | 26.0 | Motor | 自動車保険類似 | 10.0 | 20.0 |
| (地域区分：中国) | | | | | | | |
| Medical professional liability (occurrence) | 賠償責任保険類似 | 40.0 | 45.0 | Property, including commercial, personal and engineering | 財物保険類似 | 30.0 | 45.0 |
| Medical professional liability (claims made) | 賠償責任保険類似 | 30.0 | 35.0 | Marine and Special | 財物保険類似 | 25.0 | 45.0 |
| Other occurrence | 賠償責任保険類似 | 17.5 | 28.0 | Liability | 賠償責任保険類似 | 10.0 | 36.0 |
| Other liability - made | 賠償責任保険類似 | 15.0 | 20.0 | Agriculture | 財物保険類似 | 25.0 | 35.0 |
| Other Liability - Short-term Accident | その他保険 | 10.0 | 10.0 | Credit | 信用保険 | 45.0 | 35.0 |
| Short-term Health | その他保険 | 10.0 | 10.0 | Short-term Life | その他保険 | 10.0 | 20.0 |
| Others | その他保険 | 35.0 | 20.0 | Others | その他保険 | 35.0 | 20.0 |

(地域区分:日本)

| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク 係数 (%) | 支払備金リスクのリスク 係数 (%) |
|--|----------|----------------------|-----------------------|
| 火災 | 財物保険類似 | 20.0 | 35.0 |
| 船舶 | 財物保険類似 | 40.0 | 35.0 |
| 貨物 | 財物保険類似 | 35.0 | 40.0 |
| 運送 | 財物保険類似 | 40.0 | 35.0 |
| 傷害 | その他保険 | 10.0 | 20.0 |
| 自動車 | 自動車保険類似 | 10.0 | 15.0 |
| 航空 | 財物保険類似 | 50.0 | 45.0 |
| 保証及び信用 (法第三 条第六項に規定する保 証証券業務による保証 を含む。) | 信用保険 | 35.0 | 40.0 |
| 機械 | 財物保険類似 | 35.0 | 40.0 |
| 賃貸責任 (船客傷害賠 償責任を除く。) | 賃貸責任保険類似 | 17.5 | 27.0 |
| 建設工事 | 財物保険類似 | 35.0 | 40.0 |
| 動産総合 | 財物保険類似 | 17.5 | 25.0 |
| 労働者災害補償責任 | 賃貸責任保険類似 | 35.0 | 22.0 |
| 費用・利益 (介護費用を 除く。) | その他保険 | 35.0 | 45.0 |
| 介護費用 | その他保険 | 35.0 | 45.0 |
| ペーツト | その他保険 | 15.0 | 30.0 |
| その他 | その他保険 | 35.0 | 40.0 |

(地域区分:オーストラリア及びニュージーランド)

| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク 係数 (%) | 支払備金リスクのリスク 係数 (%) |
|--------------------------------------|------------|----------------------|-----------------------|
| Householders | 財物保険類似 | 30.0 | 20.0 |
| Commercial Motor | 自動車保険類似 | 25.0 | 20.0 |
| Domestic Motor | 自動車保険類似 | 25.0 | 20.0 |
| Other type A | その他保険 | 25.0 | 20.0 |
| Travel | その他保険 | 35.0 | 25.0 |
| Fire and ISR | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 |
| Marine and Aviation | 財物保険類似 | 35.0 | 25.0 |
| Consumer Credit | 信用保険 | 35.0 | 15.0 |
| Other Accident | その他保険 | 35.0 | 25.0 |
| Other type B | その他保険 | 35.0 | 35.0 |
| Mortgage | 不動産ローン保証保険 | 45.0 | 30.0 |
| CTP | 自動車保険類似 | 45.0 | 35.0 |
| Public and Product Liability | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 31.0 |
| Professional Indemnity | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 35.0 |
| Employers' Liability | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 36.0 |
| Short tail medical expenses | その他保険 | 15.0 | 25.0 |
| Other type C | その他保険 | 45.0 | 35.0 |
| Householders - non- prop reins | 財物保険類似 | 45.0 | 30.0 |
| Commercial Motor - non-prop reins | 自動車保険類似 | 45.0 | 30.0 |
| Domestic Motor - non- prop reins | 自動車保険類似 | 45.0 | 30.0 |
| Other non-prop reins type A | その他保険 | 45.0 | 30.0 |
| Travel - non-prop reins | その他保険 | 45.0 | 35.0 |
| Fire and ISR - non- prop reins | 財物保険類似 | 55.0 | 40.0 |
| Marine and Aviation - 財物保険類似 | 財物保険類似 | 55.0 | 40.0 |

| | | | | | | | | |
|---|------------|------------------|-------------------|-------------------------------------|----------|------------------|-------------------|--|
| non-prop reins | | | | Goods in transit | 財物保険類似 | 45.0 | 50.0 | |
| Consumer Credit - non-prop reins | 信用保険 | 55.0 | 40.0 | Fire and Property damage | 財物保険類似 | 35.0 | 20.0 | |
| Other Accident - non-prop reins | その他保険 | 55.0 | 40.0 | General liability | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 26.0 | |
| Other non-prop reins type B | その他保険 | 55.0 | 35.0 | Pecuniary loss | その他保険 | 45.0 | 35.0 | |
| Mortgage - non-prop reins | 不動産ローン保証保険 | 50.0 | 35.0 | Non-proportional treaty reinsurance | 財物保険類似 | 45.0 | 25.0 | |
| CTP - non-prop reins | 自動車保険類似 | 55.0 | 40.0 | Proportional treaty reinsurance | 財物保険類似 | 35.0 | 35.0 | |
| Public and Product Liability - non-prop reins | 賠償責任保険類似 | 55.0 | 43.0 | (地域区分: 大韓民国) | | | | |
| Professional Indemnity - non-prop reins | 賠償責任保険類似 | 55.0 | 40.0 | 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク係数 (%) | 支払備金リスクのリスク係数 (%) | |
| Employers' Liability - non-prop reins | 賠償責任保険類似 | 55.0 | 43.0 | Fire, technology, overseas | 財物保険類似 | 25.0 | 30.0 | |
| Other non-prop reins type C | その他保険 | 55.0 | 40.0 | Package | 財物保険類似 | 35.0 | 50.0 | |
| (地域区分: 香港特別行政区) | | | | | | | | |
| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク係数 (%) | 支払備金リスクのリスク係数 (%) | Fire, technology, overseas | 財物保険類似 | 25.0 | 30.0 | |
| Accident and health | その他保険 | 10.0 | 25.0 | Package | 財物保険類似 | 35.0 | 50.0 | |
| Motor vehicle, damage and liability | 自動車保険類似 | 25.0 | 15.0 | Maritime | 財物保険類似 | 45.0 | 45.0 | |
| Aircraft, damage and liability | 財物保険類似 | 45.0 | 40.0 | Personal injury | その他保険 | 35.0 | 50.0 | |
| Ships, damage and liability | 財物保険類似 | 45.0 | 40.0 | Workers accident, liability | 賠償責任保険類似 | 12.5 | 31.0 | |
| (地域区分: 台湾) | | | | | | | | |
| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク係数 (%) | 支払備金リスクのリスク係数 (%) | Fire, technology, overseas | 財物保険類似 | 25.0 | 30.0 | |
| Other non life | その他保険 | 45.0 | 50.0 | Package | 財物保険類似 | 35.0 | 50.0 | |
| Private vehicle(personal injury) | 自動車保険類似 | 15.0 | 30.0 | Maritime | 財物保険類似 | 45.0 | 45.0 | |
| Private vehicle(property, vehicles damage) | 自動車保険類似 | 25.0 | 35.0 | Personal injury | その他保険 | 35.0 | 50.0 | |
| Vehicle for commercial or | 自動車保険類似 | 25.0 | 20.0 | Workers accident, liability | 賠償責任保険類似 | 12.5 | 31.0 | |

| | | | | |
|---|--|----------------------|-----------------------|------|
| business purpose(personal injury) | Vehicle for commercial or business purpose(property, vehicles) | 自動車保険類似 | 25.0 | 20.0 |
| (地域区分 : シンガポール) | | | | |
| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク 係数 (%) | 支払備金リスクのリスク 係数 (%) | |
| Personal Accident | その他保険 | 30.0 | 25.0 | |
| Health | その他保険 | 25.0 | 20.0 | |
| Fire | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 | |
| Marine and Aviation - Cargo | 財物保険類似 | 35.0 | 30.0 | |
| Motor | 自動車保険類似 | 30.0 | 25.0 | |
| Work Compensation | 賠償責任保険類似 | 35.0 | 31.0 | |
| Bonds | 信用保険 | 35.0 | 30.0 | |
| Engineering Construction | 財物保険類似 | 35.0 | 30.0 | |
| Credit | 信用保険 | 35.0 | 30.0 | |
| Mortgage | 不動産ローン保証保険 | 35.0 | 30.0 | |
| Others-liability class | その他保険 | 35.0 | 30.0 | |
| Marine and Aviation - Hull | 財物保険類似 | 45.0 | 35.0 | |
| Professional indemnity | 賠償責任保険類似 | 35.0 | 35.0 | |
| (地域区分 : 台湾) | | | | |
| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク 係数 (%) | 支払備金リスクのリスク 係数 (%) | |
| Marine - residence | 財物保険類似 | 35.0 | 40.0 | |
| Fire - commercial | 財物保険類似 | 35.0 | 45.0 | |
| Marine - inland cargo | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 | |
| Marine - overseas cargo | 財物保険類似 | 30.0 | 25.0 | |
| Marine - hull | 財物保険類似 | 55.0 | 45.0 | |
| Marine - fish boat | 財物保険類似 | 45.0 | 45.0 | |
| Marine - aircraft | 財物保険類似 | 55.0 | 45.0 | |
| Motor - personal vehicle | 自動車保険類似 | 25.0 | 25.0 | |
| Motor - commercial vehicle | 自動車保険類似 | 25.0 | 25.0 | |
| Motor - personal liability | 自動車保険類似 | 25.0 | 25.0 | |
| Motor - commercial liability | 自動車保険類似 | 25.0 | 25.0 | |
| Liability - public, employer, product, etc. | 賠償責任保険類似 | 35.0 | 36.0 | |
| Liability - professional | 賠償責任保険類似 | 35.0 | 35.0 | |
| Engineering | 財物保険類似 | 55.0 | 45.0 | |
| Nuclear power station | 財物保険類似 | 55.0 | 45.0 | |
| Guarantee - surety, 信用保険 | 信用保険 | 55.0 | 45.0 | |

| | | | | | |
|---|--------|-------|-------|--|--|
| fidelity | | | | | |
| Credit | 信用保険 | 55. 0 | 45. 0 | | |
| Other property damage | 財物保険類似 | 35. 0 | 40. 0 | | |
| Accident | その他保険 | 15. 0 | 10. 0 | | |
| Property damage - commercial | 財物保険類似 | 45. 0 | 35. 0 | | |
| Comprehensive - personal property and liability | 財物保険類似 | 45. 0 | 45. 0 | | |
| Comprehensive - commercial property and liability | 財物保険類似 | 45. 0 | 45. 0 | | |
| Property damage - typhoon and flood | 財物保険類似 | 55. 0 | 45. 0 | | |
| Property damage - compulsory earthquake | 財物保険類似 | 55. 0 | 45. 0 | | |
| Health | その他保険 | 15. 0 | 10. 0 | | |

(地域区分: イスラエル及びサンマリノ)

| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク | 支払備金リスクのリスク |
|---------------------------------------|---------|------------|-------------|
| Motor | 自動車保険類似 | 係数 (%) | 係数 (%) |
| Property damage | 財物保険類似 | 30. 0 | 25. 0 |
| Accident, protection and health (APH) | その他保険 | 35. 0 | 30. 0 |
| Short tail medical expenses | その他保険 | 35. 0 | 25. 0 |
| Other short tail | その他保険 | 35. 0 | 30. 0 |
| Marine, Aviation, | 財物保険類似 | 35. 0 | 35. 0 |

| 商品区分 | 商品大区分 | 保険料リスクのリスク | 支払備金リスクのリスク |
|---------------------------------------|---------|------------|-------------|
| Motor | 自動車保険類似 | 係数 (%) | 係数 (%) |
| Property damage | 財物保険類似 | 35. 0 | 30. 0 |
| Accident, protection and health (APH) | その他保険 | 35. 0 | 30. 0 |
| Short tail medical | その他保険 | 35. 0 | 25. 0 |

| | | | | |
|--|------------|----------|-------|---|
| expenses | | | その他保険 | 25 |
| Other short tail | その他保険 | 35.0 | 30.0 | 別表八(第九十三条第二項第二号及び第三項関係(商品区分別の年間損失総額のVaR99.5%の計算方法)) |
| Marine, Aviation, Transport (MAT) | 財物保険類似 | 35.0 | 35.0 | (地震) |
| Workers' compensation | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 36.0 | 商品区分 計算方法 |
| Public liability | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 36.0 | 別表九の左欄に掲げる地震地域区分ごとに同表の中欄に掲げる都道府県に所在する保険の対象について同表の右欄に掲げる計算方法に従い計算した額を、別表十に定める相関係数に従って統合した額。 |
| Product liability | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 47.0 | 船舶 |
| Professional indemnity | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 35.0 | 貨物 |
| Other liability and other long tail | 賠償責任保険類似 | 45.0 | 36.0 | 自動車 |
| Non-proportional motor, property damage, APH and MAT | 財物保険類似 | 50.0 | 45.0 | 傷害 |
| Catastrophe reinsurance | 賠償責任保険類似 | 50.0 | 45.0 | その他(機械、組立、建設工事、動産総合及び航空のうち地震災害による財物損壊に関する損害を担保するもの) |
| Non-proportional liability | 賠償責任保険類似 | 50.0 | 48.0 | 家計地震 |
| Non-proportional professional indemnity | 賠償責任保険類似 | 50.0 | 45.0 | B)における家計地震保険責任限度額から当該契約による既発生保険金(支払保険金及び普通支払備金をいう。)を控除した額。ただし、報告保険会社等が日本地震再保険株式会社の場合は、基準日時点の保有責任限度額とする。 |
| Mortgage insurance | 不動産ローン保証保険 | 50.0 | 40.0 | (風水災) |
| Commercial insurance | 信用保険 | 50.0 | 40.0 | 商品区分 計算方法 |
| Other medium term | その他保険 | 55.0 | 40.0 | 貨物 |
| 別表七(第八十九条第二号関係) | | | | |
| 商品大区分 | | 相関係数 (%) | | |
| 財物保険類似 | | 50 | | 火災 |
| 賠償責任保険類似 | | 50 | | 船舶 |
| 自動車保険類似 | | 75 | | 貨物 元受保険金額×0.32% 火災 元受保険金額×0.25% |
| | | | | 自動車 元受保険金額×8.0% |
| | | | | その他(ガラス、風水害、機械、組立、建設工事及び動産 元受保険金額×55%) |

| | | | |
|------|---|--|----------------|
| (雪災) | 3 | 北海道、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 | 元受保険金額×0.037% |
| 商品区分 | 4 | 岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 | 元受保険金額×0.0055% |

別表九(第九十三条第三項及び別表八関係(火災保険に係る地域区分別の年間損失総額のVaR99.5%の計算方法))

| 地震 | 都道府県 | 計算方法 | |
|----|---|----------------|---------------|
| | | 地震火災費用保険リスクの額 | 地震危険担保特約リスクの額 |
| 1 | 茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川 | 元受保険金額×0.022% | 補償責任額×63% |
| 2 | 山梨、静岡、愛知、三重、大阪、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、大分、宮崎 | 元受保険金額×0.0089% | 補償責任額×37% |
| 3 | 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、沖縄 | 元受保険金額×0.0013% | 補償責任額×5.5% |

(注) 補償責任額とは、引き受けける保険契約において、支払限度額、免責金額等を考慮した1年間の最大支払限度額をいう。支払限度額が地域別に設定されていないこと等により、地震地区別に補償責任額を把握できない場合にあっては、補償責任額を適切な方法により区分することで地震地区別とする。

(雪災)

| 雪災地域 | 都道府県 | 計算方法 |
|------|-------------|--------------|
| 1 | 富山、石川、福井 | 元受保険金額×1.4% |
| 2 | 青森、秋田、山形、新潟 | 元受保険金額×0.33% |

| | | | |
|------|---|--|--|
| (雪災) | 3 | 北海道、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 | 元受保険金額×0.037% 元受保険金額×0.0055% |
| (雪災) | 4 | オーストリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港特別行政区、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、大韓民国、スペイン、スウェーデン、イスス、英國、アメリカ合衆国 | 別表十一(第一百六十六条第二項から第五項まで及び第一百五十七条第四項の関係(先進国の定義)) |

この告示において、先進国は、次に掲げる国又は地域をいう。

オーストリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港特別行政区、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、大韓民国、スペイン、スウェーデン、イスス、英國、アメリカ合衆国

別表十二(第一百六十六条第三項及び第五項並びに第一百二十九条第一項の関係(インフラ投資の定義))

第一百六十六条第三項及び第五項並びに第一百二十九条第一項の規定におけるインフラ投資は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一 インフラ資産を支援、所有、融資、開発又は運営するインフラ事業体等に対する資本性投資(株式(優先株式を除く。)をいう。以下この別表において同じ。)又は負債性投資(債券又は貸付金をいう。以下この別表において同じ。)であること。

二 インフラ資産から生じる収益の予測可能性が高いこと。

三 保険会社等が、次のイ及びロに掲げる投資の区分に応じ、当該イ及びロに定める期間にわたつて保有する意図をもつてのこと。

イ 資本性投資 長期間

ロ 負債性投資 満期まで

四 インフラ事業体等の信用力、財務状況、事業内容及びリスク削減のための措置その他これらに類するものにより、当該インフラ投資に伴うリスクが軽減されていることを実証できること。

(注1) インフラ資産とは、次のイからヘまでに掲げる資産をいう。

イ 水道に係るインフラ資産（給水又は配水システム、廃水の回収又は処理システムその他これらに類するものに係る資産をいう。）

ロ 廃棄物管理に係るインフラ資産（廃棄物の管理、処理又はリサイクルを専門に行う施設その他これに類するものに係る資産をいう。）

ハ エネルギーに係るインフラ資産（発電、送電、配電、蓄電、地域熱供給その他これらに類するものに係る資産をいう。）

二 交通に係るインフラ資産（道路、橋、トンネル、鉄道、ラピッド・トランジット交通網、港湾、空港、車両（電車、バスの車両その他の公共交通機関に使用される輸送手段をいう。）、地上輸送設備、代替輸送設備（充電又は給油ステーションその他これらに類するものをいう。）その他これらに類するものに係る資産をいう。）

ホ デジタル資産（通信塔、ケーブルシステム、衛星ネットワーク、データセンターその他これらに類するものに係る資産をいう。）

ヘ 社会インフラ資産（中央政府又はその他これに類する機関によって規制又は管理されている公共向けサービスを提供するための資産をいう。）

(注2) インフラ事業体等とは、次のイ及びロに掲げるものをいう。

イ インフラ企業（インフラ資産の所有、融資、開発又は運営から収益の大部分を得ている企業又はグループをいう。）

ロ インフラ・プロジェクト事業体（一又は複数のインフラ資産を支援、所有、融資、開発又は運営するために特別に設立された事業体をいう。）

別表十三（第百七条第一項第二号、第百三十八条第一項各号、第百五十二条第一項第四号イ及びロ並びに同項第五号関係）

一 公共部門の信用リスクのリスク係数

| 格 | 実効残存期間ごとのリスク係数 (%) | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------|---|---|-------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| 付 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 | 超 |
| 内 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 | 十三 | 十四 | 十五 |
| 外 | 超 | 超 | 超 | 超</td | | | | | | | | | | | |

実効残存期間ごとのリスク係数

別表十四（第二十六条第四項、第二十七条第二項、第一百二十二条第一号及び第一百二十三条第一号關係

(為替リスクの変動率)

正味オープン・ポジションの通貨の変動率(%)

正味オーブン・ポジションの通貨の変動率 (%)

| | | 正味オープン・ポジションの通貨の変動率 (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | メ | マ | ノ | ニ | ユ | ペ | フ | ポ | ル | ロ | シ | サ | ウ | ジ | ア | 一 | デ | ン |
| | | キ | レ | ル | ユ | 一 | ペ | イ | 一 | マ | マ | ア | ウ | エ | ジ | ア | ラ | ビ | ル |
| | | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 |
| ルーマニア通貨 | | 35 | 50 | 35 | 30 | 40 | 30 | 45 | 25 | 20 | 20 | 30 | 30 | 30 | 45 | 30 | 30 | 40 | 35 |
| ロシア通貨 | | 45 | 60 | 40 | 50 | 40 | 35 | 45 | 45 | 40 | 40 | 45 | 35 | 50 | 50 | 40 | 35 | 50 | 40 |
| サウジアラビア通貨 | | 40 | 55 | 25 | 35 | 30 | 5 | 35 | 35 | 30 | 30 | 25 | 2 | 45 | 35 | 25 | 15 | 15 | 25 |
| スウェーデン通貨 | | 35 | 55 | 30 | 30 | 40 | 35 | 45 | 25 | 20 | 20 | 30 | 35 | 25 | 45 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| シンガポール通貨 | | 30 | 50 | 20 | 30 | 30 | 15 | 30 | 30 | 25 | 25 | 25 | 15 | 35 | 35 | 20 | 15 | 30 | 20 |
| タイ通貨 | | 35 | 55 | 30 | 35 | 30 | 20 | 35 | 35 | 30 | 30 | 30 | 20 | 40 | 35 | 25 | 20 | 35 | 25 |
| トルコ通貨 | | 70 | 75 | 70 | 75 | 70 | 75 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 75 | 70 | 70 | 75 | 70 | 75 | 70 |
| 台湾通貨 | | 35 | 50 | 25 | 30 | 30 | 10 | 35 | 35 | 25 | 25 | 25 | 10 | 40 | 35 | 25 | 15 | 30 | 20 |
| アメリカ合衆国通貨 | | 40 | 55 | 25 | 35 | 30 | 5 | 35 | 35 | 30 | 30 | 25 | 2 | 45 | 35 | 25 | 15 | 30 | 25 |
| 南アフリカ共和国通貨 | | 45 | 60 | 45 | 55 | 50 | 55 | 55 | 50 | 50 | 50 | 55 | 50 | 60 | 50 | 50 | 65 | 45 | 45 |
| ブルネイ通貨 | | 30 | 50 | 20 | 30 | 30 | 15 | 30 | 30 | 25 | 25 | 25 | 15 | 35 | 35 | 20 | 15 | 30 | 20 |
| | | 正味オープン・ポジションの通貨の変動率 (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | メ | マ | ノ | ニ | ユ | ペ | フ | ポ | ル | ロ | シ | サ | ウ | ジ | ア | 一 | デ | ン |
| | | キ | レ | ル | ユ | 一 | ペ | イ | 一 | マ | マ | ア | ウ | エ | ジ | ア | ラ | ビ | ル |
| | | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 |
| ブルネイ通貨 | | 20 | 30 | 15 | 30 | 30 | 25 | 25 | 25 | 25 | 15 | 35 | 35 | 20 | 15 | 30 | 20 | 15 | 30 |
| | | 正味オープン・ポジションの通貨の変動率 (%) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | メ | マ | ノ | ニ | ユ | ペ | フ | ポ | ル | ロ | シ | サ | ウ | ジ | ア | 一 | デ | ン |
| | | キ | レ | ル | ユ | 一 | ペ | イ | 一 | マ | マ | ア | ウ | エ | ジ | ア | ラ | ビ | ル |
| | | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 | 通 | 貨 |
| 南アフリカ共和国通貨 | | 20 | 30 | 15 | 30 | 30 | 25 | 25 | 25 | 25 | 15 | 35 | 35 | 20 | 15 | 30 | 20 | 15 | 30 |

| 別 行 政 | 貨 |
|--|---|
| 区通貨 | サウジアラビア通 |
| ハンガリ | 30 15 35 40 15 15 40 30 35 0 35 15 20 60 10 2 55 15 |
| 一通貨 | 貨 |
| インドネ | スウェーデン通貨 |
| シア通貨 | シンガポール通貨 |
| イスラエ | 30 15 25 30 15 15 35 25 15 30 0 35 60 30 35 50 30 |
| ル通貨 | タイ通貨 |
| インド通 | 35 20 35 20 25 35 20 25 25 25 25 20 35 15 0 55 20 20 50 15 |
| 貨 | トルコ通 |
| 日本円 | 70 70 70 70 70 70 75 70 70 65 70 0 70 70 75 65 |
| 大韓民 | 台湾通 |
| 国通貨 | 30 15 30 15 15 35 10 30 10 20 55 0 10 50 10 |
| メキシコ | 貨 |
| 通貨 | アメリカ合衆国通貨 |
| マレーシ | 30 15 35 40 30 35 30 35 2 35 15 20 60 10 0 55 15 |
| ア通貨 | 南アフリ |
| ノルウェ | カ共和国通貨 |
| 一通貨 | アルネイ通貨 |
| ニュージ | 30 15 25 30 15 15 35 25 15 35 25 35 15 30 2 15 55 10 15 45 0 |
| ーランド | 通貨 |
| ペルー通 | 貨 |
| 貨 | 30 20 35 40 0 20 40 35 15 20 60 15 15 50 15 |
| フイリビ | 0.0 |
| ン通貨 | 一 任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント(第五号に該当するものを除く。以下この別表において同じ。)又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメント |
| ポーラン | 二 原契約期間が一年以下のコミットメント(前号に規定するコミットメントを除 |
| ド通貨 | 20.0 |
| ルーマニ | 短期かつ流動性の高い貿易開発債務とは、船荷により担保された商業信 |
| ア通貨 | ロシア通 |
| 40 35 40 50 35 40 45 40 0 35 45 35 40 45 35 40 55 35 | 40 35 40 50 35 40 45 40 0 35 45 35 40 45 35 40 55 35 |

別表十五(第五三十五条関係)

| その他のオフ・バランス取引の種類 | 信用換算係 数 (%) | 備考 |
|------------------|----------------|----|
| フイリビ | 0.0 | |
| ン通貨 | | |
| ポーラ | | |
| ド通貨 | | |
| ルーマニ | | |
| ア通貨 | | |
| ロシア通 | | |

<。)

| | | |
|---|--|---|
| | | 用状の発行又は確認によるものをいい、発行銀行及び確認銀行に適用する。 |
| 三 | 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務 | |
| 四 | 特定の取引に係る偶発債務 (前号に該当するものを除く。) | 特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証 (保証には当該保証を行ったために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。)、入札保証、品質保証等をいう。 |
| 五 | NIF (Note Issuance Facilities) 又はRUF (Revolving Underwriting Facilities) | NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合には、保険会社等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。 |
| 六 | 原契約期間が一年超であるコミットメント (第一号に規定するコミットメントを除く。) | 原契約期間が一年超であるコミットメント (第一号に規定するコミットメントを除く。) |
| 七 | 信用供与に直接的に代替する偶発債務 | 信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け (手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。) 及び元本補填(信託契約等)をいう。 |
| 八 | 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 | |
| 九 | 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入 (当該取引)において取引対象資産が貸借対 | |

照表等に計上される場合を除く。)

十 オフ・バランスの証券化商品

十一 前各号のいずれにも該当しない「信用供与に代替するオフ・バランス取引」

特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証 (保証には当該保証を行ったために行うスタンドバイ信用状の発行を含む。)、入札保証、品質保証等をいう。

NIF又はRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合には、保険会社等が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。

(注1) 将来においてオフ・バランス取引を実行する約束を行っている場合であって、適用可能な複数の信用換算係数があるときは、当該複数の信用換算係数のうち最も低いものを適用するものとする。

(注2) 保険会社等が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合には、当該取引は当該保険会社等が行ったものとみなし、第七号又は第八号に従って取り扱うものとする。

- (3) 生命保険リスクの額の計算に当たり、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項
- (i) 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用する範囲（ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第一号に掲げる死亡リスクの額、同条第二号に掲げる長寿リスクの額、同条第三号に掲げる罹患及び障害リスクの額並びに同条第四号に掲げる解約及び失効リスクの額のうち、生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法を適用したもの並びに適用した生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法のストレス係数を含む。）
- (ii) 生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響
- (4) 損害保険リスクの額の計算に当たり、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項
- (i) 損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法を適用する範囲（ソルベンシー・マージン比率告示第八十二条第一号に掲げる保険料リスクの額及び同条第二号に掲げる支払準備リスクのうち、損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法を適用したもの及び適用した損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法のリスク係数を含む。）
- (ii) 損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響
- (5) 巨大自然災害リスクの額の計算に当たり、内部モデル手法を用いている場合には、その旨及び次に掲げる事項
- (i) 部分内部モデル手法を用いている場合には、当該部分内部モデル手法を適用しない区分
- (ii) 内部モデル手法において用いている計算手法及び計算前提の概要（当該内部モデル手法ヒソルベンシー・マージン比率告示第九十二条及び第九十三条に規定する巨大自然災害リスク計測の標準的手法の差異を含む。）
- (iii) 内部モデル手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響
- (6) 金利リスクの額の計算に当たり、金利リスクに係る内部割引率手法を用いている場合には、その旨及び金利リスクに係る内部割引率手法の適用が所要資本の額の計算に与える影響ニイイから今までに掲げる事項のほか、ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提及び手法に関する事項（前項各号に定める事項の開示において、当該各号に定める別紙様式の定めるところにより注記した事項を除く。）
- ホイからニまでに掲げる事項について、前事業年度の末日時点におけるソルベンシー・マージン比率の計算に用いたものから重要な変更があった場合には、当該変更の内容

二 ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要（保険会社及びその子会社等並びに保険持株会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況に係る開示事項）

第三条 規則第五十九条の三第一項第三号へに規定する保険業法第百三十条各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるもの並びに規則第二百十条の十の二第一項第四号へに規定する保険業法第二百七十二条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものは、定量的な開示事項及び定性的な開示事項とする。

2 前項の定量的な開示事項は、次の各号に定める事項とし、当該各号に定める様式により作成するものとする。

- 一 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額別紙様式第一号（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、別紙様式第一号の二）
- 二 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項 別紙様式第二号
- 三 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項 別紙様式第三号
- 四 経済価値ベースのバランスシートに関する事項 別紙様式第四号の三（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、別紙様式第四号の四）
- 五 有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項 別紙様式第五号の三
- 六 保険負債の商品別差異調整に関する事項 別紙様式第六号
- 七 ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項 別紙様式第七号
- 八 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項 別紙様式第八号

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結の範囲に開する次に掲げる事項
- イ 連結ベースの計算における連結の範囲又は持分法の適用の範囲について、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更した場合における当該変更の内容（連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、その旨及び控除合算手法を適用している子会社の名称を含む。）
- ロ 子会社化直後の特例手法を用いている場合には、その旨及び前条第三項第一号イ(4)(i)及び(ii)に掲げる事項
- 二 前条第三項第一号ロからホまでに掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項（ソルベンシー・マ

一ゾン比率告示第八十条（ソルベンシー・マージン比率告示第八十五条において読み替えて適用する場合を含む。）に定める届出をした場合にあっては、前条第三項第一号ハ(3)(i)に掲げる事項について、連結の範囲に含まれる生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数採用社ごとに記載し、前条第三項第一号ハ(4)(i)に掲げる事項について、連結の範囲に含まれる損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数採用社ごとに記載するものとする。）

4 保険会社が子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行い、当該計算結果を当該保険会社の連結ベースの計算結果としている場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の定量的な開示事項及び同条第三項の定性的な開示事項は、前条第二項の定量的な開示事項及び前条第三項の定性的な開示事項をもって代えるものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第二条第二項第八号、同条第三項第一号ホ（第三条第三項第二号の規定により準用する場合を含む。）及び第三条第二項第八号に掲げる事項については、令和八年三月三十一日までに終了する事業年度に係る説明書類においては、記載することを要しない。

| 項目 | 要約 | | |
|--------------------------|-----|----|---|
| | イ | ロ | ハ |
| 前期末 | 当期末 | 増減 | |
| 適格資本の額(A) | | | |
| 所要資本の額(B) | | | |
| ソルベンシー・マージン比率 (A) / (B)) | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 表題の「要約」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「要約（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「要約（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、「要約（連結ベース）」と読み替えること。
- 2 連結ベースの計算結果の開示に当たっては、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いた場合には、イ欄の「前期末」の数値は控除合算手法を用いて算出したものである旨を注記すること。
- 3 イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

(別紙様式第一号の二)
(第一面)

| 要約 (連結ベース・控除合算手法適用) | | | |
|-------------------------|-----|-----|----|
| 項目 | イ | ロ | ハ |
| | 前期末 | 当期末 | 増減 |
| 適格資本の額(A) | | | |
| 所要資本の額(B) | | | |
| ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B)) | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 連結ベースの計算結果の開示に当たっては、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、イ欄の「前期末」の数値は控除合算手法を用いざに算出したものである旨を注記すること。

2 イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。

(第二面)

(単位: 百万円、%)

| ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり適用された控除合算手法に係る調整係数及びその決定の基礎となつた控除合算手法を用いざに計算した場合のソルベンシー・マージン比率等 | | | |
|---|-----|-----|----|
| 項目 | イ | ロ | ハ |
| | 前期末 | 当期末 | 増減 |
| ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり、控除合算手法適用子会社の所要資本の額に乘じた調整係数 | | | |
| 控除合算手法を用いざに計算した適格資本の額(A) | | | |
| 控除合算手法を用いざに計算したソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B)) | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 「ソルベンシー・マージン比率の算出に当たり、控除合算手法適用子会社の所要資本の額に乘じた調整係数」の項には、第一面に記載したソルベンシー・マージン比率の算出に当たり適用された控除合算手法に係る調整係数を記載すること。

2 「控除合算手法を用いざに計算した適格資本の額」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いざに計算した場合のソルベンシー・マージン比率の算出の基礎となつた適格資本の額(イ欄及びロ欄)並びに当該額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減額(ハ欄)を記載すること。

3 「控除合算手法を用いざに計算した所要資本の額」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いざに計算した場合のソルベンシー・マージン比率の算出の基礎となつた所要資本の額(イ欄及びロ欄)並びに当該額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減額(ハ欄)を記載すること。

4 「控除合算手法を用いざに計算したソルベンシー・マージン比率」の項には、控除合算手法に係る調整係数の決定のために用いられた、控除合算手法を用いざに計算した場合のソルベンシー・マージン比率(イ欄及びロ欄)並びに当該ソルベンシー・マージン比率の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての増減(ハ欄)を記載すること。

5 前事業年度の末日時点における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、当

該イ欄の「前期末」及びハ欄の「増減」を記載することを要しない。この場合において、これら の欄を削除せず、「—」を記載するとともに、前事業年度の末日時点における連結ベースの計算 に控除合算手法を用いていない旨を注記すること。

6 前事業年度の末日時点又は当事業年度の末日時点のいずれかにおけるソルベンシー・マージン 比率の算出において、ソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条の規定に基づき、ソルベン

シー・マージン比率告示第百八十二条の規定にかかわらず、控除合算手法に係る調整係数を1.5と している場合には、当該調整係数を1.5としている事業年度について、「控除合算手法を用いずに 計算した適格資本の額」、「控除合算手法を用いずに計算した所要資本の額」及び「控除合算手 法を用いずに計算したソルベンシー・マージン比率」の項を記載することを要しない。この場合

において、当該事業年度についてソルベンシー・マージン比率告示附則第十二条の規定に基づき 調整係数を1.5としている旨を注記すること。

7 イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」及びハ欄 の「増減」を記載することを要しない。

(別紙様式第二号)

(単位：百万円)

| 適格資本の構成 | | | |
|-----------------------------------|-----|-----|-----|
| 項目 | | イ | ロ |
| | | 前期末 | 当期末 |
| Tier 1 適格資本に係る基礎項目の額 (B) | (A) | | |
| Tier 1 適格資本の額 ((B)－(C)) | (A) | | |
| 算入制限のないTier 1 資本調達手段の額 | | | |
| 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額 | | | |
| 資本調達手段以外のTier 1 適格資本の額 | | | |
| 剩余金等の額又は利益剰余金等の額 | | | |
| 資本剰余金 (Tier 2 適格資本に算入されるものを除く) の額 | | | |
| その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額 | | | |
| その他の拠出金等の額 | | | |
| 非支配株主持分 (上限適用後) の額 | | | |
| 経済価値ベースの調整額 | | | |
| Tier 1 適格資本に係る調整項目の額 (C) | | | |
| 無形固定資産 (繰延税金負債相殺後) の額 | | | |
| 繰延税金資産の額 | | | |
| 前払年金費用又は退職給付に係る資産 (繰延税金負債相殺後) の額 | | | |
| 他の金融機関等が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額 | | | |
| 自己のTier 1 資本調達手段への投資の額 | | | |
| 不適格再保険資産の額 | | | |
| 処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額 | | | |
| Tier 2 適格資本の額 ((E)－(F)－(G)) (D) | | | |
| Tier 2 適格資本に係る基礎項目の額 (E) | | | |
| Tier 2 資本調達手段の額 | | | |
| 算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超えた額 | | | |
| 払込済みTier 2 資本調達手段の額 | | | |
| 資本調達手段以外のTier 2 適格資本の額 | | | |

| | | |
|--|--|--|
| Tier 2 資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額 | | |
| 処分制約のある資産のうちTier 1 適格資本から控除される額 | | |
| Tier 2 バスケット（上限適用後）の額 | | |
| Tier 2 適格資本に係る調整項目の額 (F) | | |
| 他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2 資本調達手段の額 | | |
| 自己のTier 2 資本調達手段への投資の額 | | |
| Tier 2 適格資本への上限適用による控除の額 (G) | | |
| 適格資本の額 ((A)+(D)) | | |
| （記載上の注意） | | |
| この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。 | | |
| 1 全般 | | |
| (1) 表題の「適格資本の額の構成」について、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「適格資本の額の構成（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法適用」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、「適格資本の額の構成（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「適格資本の額の構成（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。 | | |
| (2) イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」を記載することを要しない。 | | |
| 2 Tier 1 適格資本に係る基礎項目 | | |
| (1) 「算入制限のないTier 1 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十八条第一項第一号に掲げる額をいう。 | | |
| (2) 「算入制限のあるTier 1 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十八条第一項第二号に掲げる額をいう。 | | |
| (3) 「剰余金等の額又は利益剰余金等の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第一号に定める額及び同条第七号に定める額の合計額をいう。 | | |
| (4) 「資本剰余金（Tier 2 適格資本に算入されるものを除く）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第一号に定める額をいう。 | | |
| 3 Tier 1 適格資本に係る調整項目 | | |
| (1) 「無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号に定める額をいう。 | | |
| (2) 「繰延税金資産の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号へに定める額をいう。 | | |
| (3) 「前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第一号に定める額をいう。 | | |
| (4) 「他の金融機関等が意図的に保有しているTier 1 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第二号に定める額をいう。 | | |
| (5) 「自己のTier 1 資本調達手段への投資の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第三号に定める額をいう。 | | |
| (6) 「不適格再保険資産の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第四号に定める額をいう。 | | |
| (7) 「処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十条第五号に定める額をいう。 | | |
| 4 Tier 2 適格資本に係る基礎項目 | | |
| (1) 「算入制限のあるTier 1 資本調達手段の制限を超過した額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第一号に掲げる額をいう。 | | |
| (2) 「払込済みTier 2 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第二号に掲げる額及び同項第三号に掲げる額の合計額をいう。 | | |
| (3) 「払込未済のTier 2 資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十二条第一項第四号に掲げる額をいう。 | | |

(4) 「Tier 2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第一号に定める額をいう。

(5) 単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「Tier 2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額」の項と「処分制約のある資産のうちTier 1適格資本から控除される額」の項の間に行を追加し、「子会社株式に係る特例手法の適用に係る調整額」との名称を付した上で、子会社マージンから、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十三条规定により生じる非支配株主持分の額を控除した額を記載すること。

(6) 「処分制約のある資産のうちTier 1適格資本から控除される額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第二号に定める額をいう。

(7) 「Tier 2バスケット（上限適用後の額）」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十三条第三号に定める額をいう。

5 Tier 2適格資本に係る調整項目

(1) 「他の金融機関等が意図的に保有しているTier 2資本調達手段の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十四条第一号に定める額をいう。

(2) 「自己のTier 2資本調達手段への投資の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十四条第二号に定める額をいう。

6 Tier 2適格資本への上限適用による控除

「Tier 2適格資本への上限適用による控除の額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十一条第一項各号に掲げる額の合計額から、ソルベンシー・マージン比率告示第四章第三節第四款に定めるTier 2適格資本の調整の額を控除した額（以下「上限適用前のTier 2適格資本の額」という。）が、ソルベンシー・マージン比率告示第四十一条第二項に定めるTier 2適格資本の上限額（以下「Tier 2適格資本の上限額」という。）を上回る場合には、上限適用前のTier 2適格資本の額とTier 2適格資本の上限額との差額を記載すること。なお、上限適用前のTier 2適格資本の額がTier 2適格資本の上限額を上回らない場合には、当該項には0を記載すること。

7 連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合の特則

連結ベースの計算結果の開示に当たって、当事業年度の末日時点、前事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「Tier 2適格資本への上限適用による控除の額」の項と「適格資本の額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、「(H)」の記号を付すとともに、「適格資本の額 ((A)+(D))」とあるのは「適格資本の額 ((A)+(D)+(H))」と読み替えること。この場合において、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マ

ージン比率告示第七十九条第二項第一号ロに定める額を記載し、「Tier 1適格資本の額」から「Tier 2適格資本への上限適用による控除の額」までの各項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意1から6までに準じて記載すること。なお、当事業年度の末日時点又は前事業年度の末日時点のいざれかのみにおける連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には「-」を記載すること。

(別紙様式第三号)

(単位：百万円)

| 所要資本の額の構成 | | 益替リスクの額 | |
|---------------------|-----|---------|---|
| 項目 | イ | ロ | 資産集中リスクの額 |
| 前期末 | 当期末 | | マネジメント・アクションの効果の額 |
| 生命保険リスクの額 (A) | | | 信用リスクの額 (E) |
| 死亡リスクの額 | | | オペレーションナル・リスクの額 (F) |
| 長寿リスクの額 | | | マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G) |
| 罹患及び障害リスクの額 | | | 分散効果の額 (H) |
| 解約及び失効リスクの額 | | | 非保険事業に係る所要資本の額 (I) |
| 経費リスクの額 | | | 所要資本の額 (税効果考慮前) ((A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)) |
| マネジメント・アクションの効果の額 | | | -(H)+(I) (J) |
| 損害保険リスクの額 (B) | | | 所要資本の額 (税効果考慮後) ((J)-(K)) |
| 賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額 | | | |
| 自動車保険類似の商品に係るリスクの額 | | | |
| 財物保険類似の商品に係るリスクの額 | | | |
| その他の保険に係るリスクの額 | | | |
| 巨大灾害リスクの額 (C) | | | |
| 巨大自然灾害リスクの額 | | | |
| 日本における地震に係るリスクの額 | | | |
| 日本における風水災に係るリスクの額 | | | |
| 日本における雪災に係るリスクの額 | | | |
| 外国における巨大自然灾害リスクの額 | | | |
| その他の額 | | | |
| その他の巨大灾害に係るリスクの額 | | | |
| マネジメント・アクションの効果の額 | | | |
| 市場リスクの額 (D) | | | |
| 金利リスクの額 | | | |
| スプレッドリスクの額 | | | |
| 株式リスクの額 | | | |
| 不動産リスクの額 | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 一般

- (1) 表題の「所要資本の額の構成」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「所要資本の額の構成(単体ベース)」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「所要資本の額の構成(単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用)」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、「連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、「所要資本の額の構成(連結ベース)」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「所要資本の額の構成(連結ベース・控除合算手法適用)」とそれぞれ読み替えること。
- (2) イ欄の「前期末」が令和八年三月三十一日前となる場合には、当該イ欄の「前期末」を記載することを要しない。
- (3) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しない旨を注記すること。

- 2 生命保険リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ

(1)に掲げる生命保険リスクの額をいう。

(2) 「死亡リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第一号に掲げる死亡リスクの額をいう。

(3) 「長寿リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第二号に掲げる長寿リスクの額をいう。

(4) 「罹患及び障害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第三号に掲げる罹患及び障害リスクの額をいう。

(5) 「解約及び失効リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第四号に掲げる解約及び失効リスクの額をいう。

(6) 「経費リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第五十四条第五号に掲げる経費リスクの額をいう。

(7) 損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の内訳として掲記している「死亡リスクの額」の項から「マネジメント・アクションの効果の額」の項までの記載を省略することができる。この場合(ただし、生命保険リスクの額が0である場合を除く。)において、生命保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

3 損害保険リスクの額及びその内訳

(1) 「損害保険リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(2)に掲げる損害保険リスクの額をいう。

(2) 「賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額」、「自動車保険類似の商品に係るリスクの額」、「財物保険類似の商品に係るリスクの額」及び「その他保険に係るリスクの額」の項には、「ソルベンシー・マージン比率告示第八十九条第一号において計算した額を、同条第二号に定めるところにより、地理的区分別の商品大区分(不動産ローン保証保険及び信用保険を除く。)ごとに統合した額について、それぞれ、「賠償責任保険類似」、「自動車保険類似」、「財物保険類似」及び「その他保険」の商品大区分ごとに同条第四号に定める各地理的区分間の相関係数を用いて統合した額を記載すること。

(3) 生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、巨大災害リスクの額に重要性が乏しい場合には、「巨大災害リスクの額」の内訳として掲記している「巨大自然災害リスクの額」の項から「マネジメント・アクションの効果の額」の項までの記載を省略することができる。この場合(ただし、巨大災害リスクの額が0である場合を除く。)において、巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

リスクの額の項までの記載を省略することができる。この場合(ただし、損害保険リスクの額が0である場合を除く。)において、損害保険リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

4 巨大災害リスクの額及びその内訳

(1) 「巨大災害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(3)に掲げる巨大災害リスクの額をいう。

(2) 「巨大自然災害リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第九十条第一号に掲げる巨大自然災害リスクの額をいう。ただし、内部モデル手法採用社にあっては、ソルベンシー・マージン比率告示第六章に定めるところにより、内部モデル手法を用いて計算した同章に規定する額をいう。

(3) 「日本における地震に係るリスクの額」、「日本における風水災に係るリスクの額」、「日本における雪災に係るリスクの額」及び「外国における巨大自然災害リスクの額」の項には、「巨大自然災害リスクの額」の項に記載した額について、それぞれ、日本における地震に係る額、日本における風水災に係る額、日本における雪災に係る額及び外国における巨大自然災害リスクの額に相当する内訳の額を記載すること。「その他の額」には、「巨大自然災害リスクの額」の構成要素のうち、「日本における地震に係るリスクの額」から「外国における巨大自然災害リスクの額」までのいづれにも該当しないものの額を記載すること。

(4) 「その他の巨大災害に係るリスクの額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第五章第四節第三款各目に規定する額を、同節第四款に定める相関係数を用いて統合した額を記載すること。

(5) 生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、巨大災害リスクの額に重要性が乏しい場合には、「巨大災害リスクの額」の内訳として掲記している「巨大自然災害リスクの額」の項から「マネジメント・アクションの効果の額」の項までの記載を省略することができる。この場合(ただし、巨大災害リスクの額が0である場合を除く。)において、巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略している旨を注記すること。

5 市場リスクの額及びその内訳

(1) 「市場リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額をいう。

(2) 「金利リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第一百一条第一号に掲げる金利リスクの額をいう。

- (3) 「スプレッドリスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第二号に掲げるスプレッドリスクの額をいう。なお、当該額が、ソルベンシー・マージン比率告示第百十二条第一号に規定する額である場合には、当該項を「スプレッドリスク（上昇）の額」と読み替え、同条第二号に規定する額である場合には、当該項を「スプレッドリスク（下降）の額」と読み替えること。
- (4) 「株式リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第三号に掲げる株式リスクの額をいう。
- (5) 「不動産リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第四号に掲げる不動産リスクの額をいう。
- (6) 「為替リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第五号に掲げる為替リスクの額をいう。
- (7) 「資産集中リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第百一条第六号に掲げる資産集中リスクの額をいう。
- 6 その他の項目
- (1) 「信用リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(5)に掲げる信用リスクの額をいう。
- (2) 「オペレーションル・リスクの額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(6)に掲げるオペレーションル・リスクの額をいう。
- (3) 「生命保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」及び「市場リスクの額」の項の内訳として掲記している「マネジメント・アクションの効果」の項には、各リスクの額の計算に当たって、マネジメント・アクションの効果を考慮している場合に、当該効果によるそれぞれのリスクの増減額を記載すること。
- (4) 「マネジメント・アクションの効果の上限超過額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号ロに規定する額を記載すること。
- (5) 「分散効果の額」の項には、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)から(6)までに掲げる額の単純和と、これらの額をソルベンシー・マージン比率告示第五章第八節に規定する統合方法により計算した額の差額を記載すること。
- (6) 「非保険事業に係る所要資本の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。なお、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、当該項を削除すること。
- (7) 「所要資本の税効果の額」とは、ソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号

へに規定する所要資本の税効果の額をいう。

7 連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合の特則

連結ベースの計算結果の開示に当たって、当事業年度の末日時点、前事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「所要資本の税効果の額」の項と「所要資本の額（税効果考慮後）」の項の間に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、「(L)」の記号を付すとともに、「所要資本の額（税効果考慮後）」の項を追加し、「(L)」の記号を付すとともに、「所要資本の額（税効果考慮後）」と読み替えること。この場合には、「所要資本の額（税効果考慮後）」 $((J)-(K)+(L))$ 」と読み替えること。この場合において、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第二号ロに定める額を記載し、「生命保険リスクの額」から「所要資本の税効果の額」までの各項の控除合算手法を用いている事業年度の欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十二条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意1から6までに準じて記載すること。なお、当事業年度の末日時点又は前事業年度の末日時点のいずれかのみにおける連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には「-」を記載すること。

(別紙様式第四号)

(単位:百万円)

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 産 | | | |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | | |
| のれん | | | |
| リース資産 | | | |
| その他の無形固定資産 | | | |

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)

| 科目 | 財務会計ベース の額 | 組替えの額 | 評価替えの額 | 経済価値ベース の額 |
|-------------|---------------|-------|--------|---------------|
| 資産の部 | | | | |
| 総資産 | | | | |
| 現金及び預貯金 | | | | |
| コールローン | | | | |
| 買現先勘定 | | | | |
| 債券貸借取引支払保証 | | | | |
| 金 | | | | |
| 買入金銭債権 | | | | |
| 商品有価証券 | | | | |
| 金銭の信託 | | | | |
| 負債の部 | | | | |
| 有価証券 | | | | |
| 国債 | | | | |
| 地方債 | | | | |
| 社債 | | | | |
| 株式 | | | | |
| 外国証券 | | | | |
| その他の証券 | | | | |
| 貸付金 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 土地 | | | | |
| 建物 | | | | |
| リース資産 | | | | |
| 建設仮勘定 | | | | |
| その他の有形固定資 | | | | |

| | | | | |
|------------------------------------|--|--|--|--|
| 総負債 | | | | |
| 保険負債(保険契約準備金)合計 | | | | |
| 資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債 | | | | |
| 現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外) | | | | |
| 現在推計を超えるマージン(MOCF)の額 | | | | |
| 規制上の準備金に属 | | | | |

| | | | | |
|------------------------------|---|--|--|--|
| するもの (危険準備金等) | 差益 | | | |
| 非保険負債合計 | 資本剰余金 | | | |
| その他の規制上の準備金 (保険負債に含まれるものを除く) | 剰余金又は利益剰余金 | | | |
| その他の準備金 | 規制上の準備金 | | | |
| 短期社債 | (-) 自己株式 | | | |
| 社債 | その他の包括利益累計額合計 (評価・換算差額等合計) | | | |
| 新株予約権付社債 | その他有価証券評価差額金 | | | |
| 退職給付引当金 | 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 役員退職慰労引当金 | 土地再評価差額金 | | | |
| その他の引当金 | 為替換算調整勘定 | | | |
| 価格変動準備金 | 退職給付に係る調整累計額 | | | |
| 金融商品取引責任準備金 | 株式引受権 | | | |
| 備金 | 新株予約権 | | | |
| 繰延税金負債 | その他 | | | |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 経済価値ベースの調整額 | | | |
| 未払法人税等 | | | | |
| その他負債 | | | | |
| 純資産の部 | | | | |
| 純資産 | | | | |
| 基金等合計又は株主資本合計 | この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。 | | | |
| 基金又は資本金 | 1 各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え (この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。) による当該科目の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え (この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。) による当該科目の額の増減額、二欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること | | | |
| 新株式申込証拠金 | | | | |
| 基金償却積立金 | | | | |
| 再評価積立金 | | | | |
| 基金償却積立金減少 | | | | |

- 。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。
- 2 純資産の部において、「基金等合計又は株主資本合計」、「基金又は資本金」、「基金申込証拠金又は新株式申込証拠金」及び「剰余金又は利益剰余金」の科目は、株式会社の場合には「株主資本合計」、「資本金」、「新株式申込証拠金」及び「利益剰余金」と、相互会社の場合には「基金等合計」、「基金」、「基金申込証拠金」及び「剰余金」とそれぞれ表示するとともに、株式会社及び相互会社のそれぞれにあって、計上する額がない科目については削除する等、必要に応じ、株式会社及び相互会社の別を踏まえ科目を修正すること。
- 3 純資産の部において、外国[保険会社等又は免許特定法人の場合には、「基金等合計又は株主資本合計」、「基金又は資本金」及び「剰余金又は利益剰余金」の科目は、「持込資本金等合計」、「供託金」及び「剰余金」とそれぞれ表示するとともに、計上する額がない科目については削除する等、必要に応じ科目を修正すること。
- 4 貸借対照表の資産の部に計上すべきもののうち、特別勘定等に属するものの額については、「特別勘定等の資産」の科目に計上することとし、その他の科目においては、「特別勘定等の資産」の科目に計上したものとの額は除くこと。
- 5 「資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債」の科目の二欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三章第二節第五款に規定する資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額を記載すること。
- 6 「現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)」の科目のイ欄には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額を除いた額を記載し、同項の二欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三章第二節第二款に規定する現在推計の額を記載すること。
- 7 「現在推計を超えるマージン(MOCE)の額」の科目の二欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第二十九条に規定するMOCEの額を記載すること。
- 8 「規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)」の科目の各欄は、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額について記載すること。
- 9 「その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)」の科目の各欄は、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額から、「規制上の準備

- 金に属するもの(危険準備金等)」の項に計上すべき額を除いたものの額について記載すること。
- 10 「経済価値ベースの調整額」の科目の二欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第三十九条第六号に掲げる経済価値ベースの調整額として、「純資産」の項の二欄の額から、「総負債」の項の二欄の額並びに「純資産の部」の内訳である「基金等合計又は株主資本合計」、「その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)」、「株式引受権」、「新株予約権」及び「その他」の項の二欄の額の合計額を除いたものの額を記載すること。
- 11 次の事項を注記すること。この場合において、当事業年度の末日における貸借対照表に注記した事項については、本記載上の注意において別途定めがある場合を除き、注記することを要しない。
- ① 繼続企業の前提に関する事項
 - ① 繼続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するの前提をいう。以下同じ。)
 - ① に重要な意義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項。ただし、当事業年度の末日における貸借対照表の作成時点から、当事業年度の末日における経済価値ベースのバランスシートの作成時点までにおいて、当該事象又は状況に変更がないときは、その旨を注記した上で、記載を省略することができる。
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を経済価値ベースのバランスシートに反映しているか否かの別
 - ② 当事業年度の末日における貸借対照表において、継続企業の前提に関する注記が行われている場合において、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートの作成時点において、当該不確実性が認められなくなつたときには、その旨及びその理由
 - ① 経済価値ベースのバランスシートの作成方針に関する次に掲げる事項(ただし、重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 資産の評価方法(プロポーションナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。)
 - ② 負債の評価方法(プロポーションナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及

びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。)

- (3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
ものを除く。)
- 当該表示方法の変更の内容
 - 当該表示方法の変更の理由

- (4) 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する事項(ただし、重要性の乏しいもの)を除く。)

- ① 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する事項(ただし、重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるもの

- (ii) 当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートの(i)に掲げる項目に計上した額

- (iii) (ii)に掲げるもののほか、(i)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

- ② 会計上の見積りを変更した場合における次に掲げる事項

- (i) 当該会計上の見積りの変更の内容

- (ii) 当該会計上の見積りの変更の経済価値ベースのバランスシートの項目に対する影響額

- (iii) 当該会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートの項目に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

- (5) 「特別勘定等の資産」の科目には、法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上している旨

- (6) 重要な後発事象に関する事項

- ① 当事業年度の末日後、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象(当事業年度の末日における貸借対照表の作成において考慮した事象を除く。)が発生した場合における当該事象及び当該事象が経済価値ベースのバランスシートに与える影響額
- ② 当事業年度の末日後、翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(別紙様式第四号の二)

(単位:百万円)

| 経済価値ベースのバランスシート(単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用) | | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 科目 | イ 子会社株式に係る特例手法適用前の額 | ロ 子会社株式に係る特例手法適用後の額 | ハ 子会社株式に係る特例手法による調整額 | 二 子会社株式に係る特例手法による調整額 | 三 子会社株式に係る特例手法による調整額 | ホ 子会社株式に係る特例手法による調整額 |
| 総資産 | | | | | | |
| 現金及び預貯金 | | | | | | |
| コールローン | | | | | | |
| 買取先勘定 | | | | | | |
| 債券貸借取引支払保証金 | | | | | | |
| 買入金銭債権 | | | | | | |
| 商品有価証券 | | | | | | |
| 金銭の信託 | | | | | | |
| 有価証券 | | | | | | |
| 国債 | | | | | | |
| 地方債 | | | | | | |
| 社債 | | | | | | |
| 株式 | | | | | | |
| 外国証券 | | | | | | |
| その他の証券 | | | | | | |
| 貸付金 | | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | | |
| 土地 | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|----------|
| 建物 | | | | | | 金のうち、規制 |
| リース資産 | | | | | | 上の準備金に |
| 建設仮勘定 | | | | | | 属するもの以 |
| その他の有形 | | | | | | 外) |
| 固定資産 | | | | | | 現在推計を超 |
| 無形固定資産 | | | | | | えるマージン(|
| のれん | | | | | | MOCE) の額 |
| ソフトウェア | | | | | | 規制上の準備 |
| リース資産 | | | | | | 金に属するもの |
| その他の無形 | | | | | | (危険準備金 |
| 固定資産 | | | | | | 等) |
| 前払年金費用 | | | | | | 非保険負債 |
| 繰延税金資産 | | | | | | その他の規制 |
| 再評価に係る繰 | | | | | | 上の準備金(保 |
| 延税金資産 | | | | | | 險負債に含ま |
| 貸倒引当金 | | | | | | れるものを除く |
| 投資損失引当金 | | | | | |) |
| その他の資産 | | | | | | その他の準備 |
| 特別勘定等の資 | | | | | | 金 |
| 産 | | | | | | 短期社債 |
| 再保険回収額 | | | | | | 社債 |
| 負債の部 | | | | | | 新株予約権付 |
| 総負債 | | | | | | 社債 |
| 保険負債(保険契 | | | | | | 退職給付に係 |
| 約準備金) | | | | | | る負債(退職給 |
| 資産ポートフ | | | | | | 付引当金) |
| オリオによって | | | | | | 役員退職慰労 |
| 複製可能な保 | | | | | | 引当金 |
| 険負債 | | | | | | その他の引当 |
| 現在推計の額(| | | | | | 金 |
| 保険契約準備 | | | | | | 価格変動準備 |

| | | | | | |
|---|--|--|--|--|----------------------------|
| 金 | | | | | 益累計額合計(評 価・換算差額等合 計) |
| 金融商品取引 | | | | | |
| 責任準備金 | | | | | その他有価証 |
| 繰延税金負債 | | | | | 券評価差額金 |
| 再評価に係る 繰延税金負債 | | | | | 繰延ヘッジ損 益 |
| 未払法人税等 | | | | | 土地再評価差 |
| その他負債 | | | | | |
| 純資産の部 | | | | | |
| 純資産 | | | | | |
| 基金等合計又は 株主資本合計 | | | | | 為替換算調整 勘定 |
| 基金又は資本 金 | | | | | 退職給付に係 る調整累計額 |
| 基金申込証拠 金又は新株式 申込証拠金 | | | | | 株式引受権 |
| 基金償却積立 金 | | | | | 新株予約権 |
| 再評価積立金 | | | | | その他 |
| 基金償却積立 金 | | | | | 経済価値ベース の調整額 |
| (記載上の注意) | | | | | |
| この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示に おいて使用する用語の例によるものとする。 | | | | | |
| 1 各科目について、イ欄からニ欄までは、別紙様式第四号記載上の注意1から10まで(同記載上 の注意3を除く。)に進じて、子会社株式に係る特例手法を用いずに計算した場合の額を記載す ること。 | | | | | |
| 2 各科目について、ホ欄の「子会社株式に係る特例手法による調整の額」には、子会社株式に係 る特例手法を用いて計算した経済価値評価の額とニ欄の額の差額を記載すること。 | | | | | |
| 3 各科目について、ヘ欄の「経済価値ベースの額」には、子会社株式に係る特例手法を用いて計 算した経済価値評価の額を記載すること。 | | | | | |
| 4 別紙様式第四号記載上の注意1に準じて注記を行うこと。この場合において、同記載上の注意 (2)に規定する事項を注記するに当たっては、合わせて、子会社株式に係る特例手法の適用に係る 次の事項についても注記すること。 | | | | | |
| その他の包括利 | | | | | |

- ① 子会社株式に係る特例手法を適用した株式を発行する子会社等（以下この様式において、「特例手法適用子会社」という。）の商号又は名称
- ② 各特例手法適用子会社に対する持分比率
- ③ 各特例手法適用子会社の貸借対照表上の資産の部、負債の部及び純資産の部を持分比率に応じて比例連結の方法を適用したか、又は全て認識したかどうかの別
- ④ 子会社化直後の特例手法を用いている場合には、当該手法を適用している外国の会社の名称

(別紙様式第四号の三)

(単位：百万円)

| 経済価値ベースのバランスシート（連結ベース） | | | | |
|------------------------|-----------|-------------------|------------|-----------------|
| 科 目 | イ ースの額 | ロ 等に係る調 整の額 | ハ 組替えの額 | 二 評価替えの 額 |
| 資産の部 | | | | |

| | | | | |
|-----------------|--|--|--|--|
| 総資産 | | | | |
| 現金及び預貯金 | | | | |
| コールローン | | | | |
| 買現先融定 | | | | |
| 債券貸借取引支払保 証金 | | | | |
| 買入金銭債権 | | | | |
| 商品有価証券 | | | | |
| 金銭の信託 | | | | |
| 有価証券 | | | | |
| 貸付金 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 土地 | | | | |
| 建物 | | | | |
| リース資産 | | | | |
| 建設仮勘定 | | | | |
| その他の有形固定資 産 | | | | |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | | | |
| のれん | | | | |
| リース資産 | | | | |

| | | | | |
|------------------------------------|--------------------|--|--|--|
| その他の無形固定資産 | まれるもの(除く) | | | |
| 退職給付に係る資産 | その他の準備金 | | | |
| 繰延税金資産 | 短期社債 | | | |
| 再評価に係る繰延税金資産 | 社債 | | | |
| 貸倒引当金 | 新株予約権付社債 | | | |
| 投資損失引当金 | 退職給付に係る負債(退職給付引当金) | | | |
| その他資産 | 役員退職慰労引当金 | | | |
| 特別勘定等の資産 | その他の引当金 | | | |
| 再保険回収額 | 価格変動準備金 | | | |
| 負債の部 | | | | |
| 総負債 | 金融商品取引責任準備金 | | | |
| 保険負債(保険契約準備金) | 繰延税金負債 | | | |
| 資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債 | 再評価に係る繰延税金負債 | | | |
| 現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外) | 未払法人税等 | | | |
| 現在推計を超えるマージン(MOCE)の額 | その他負債 | | | |
| 純資産の部 | | | | |
| 純資産 | | | | |
| 基金等合計又は株主資本合計 | | | | |
| 基金又は資本金 | | | | |
| 基金申込証拠金又は新株式申込証拠金 | | | | |
| 基金償却積立金 | | | | |
| 再評価積立金 | | | | |
| 基金償却積立金減少差益 | | | | |
| 資本剰余金 | | | | |

| | | | |
|---------------------------|--|--|--|
| 剰余金又は利益剰余金 | | | |
| 規制上の準備金 | | | |
| (-) 自己株式 | | | |
| 自己株式申込証拠金 | | | |
| その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計) | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 急替換算調整勘定 | | | |
| 退職給付に係る調整累計額 | | | |
| 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額 | | | |
| 株式引受権 | | | |
| 新株予約権 | | | |
| 非支配株主持分 | | | |
| その他 | | | |
| 経済価値ベースの調整額 | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 本様式中に示す科目にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業会計の基準を明記した上で、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの科目を用いて、本様式を作成することができる。

2 各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額」には、連結ベースの計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示

第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ニ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該科目の額の増減額、ホ欄の「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄、ハ欄及びニ欄の額の合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

3 ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額」については、当該欄に計上すべきものがない場合、又は当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しい場合には、当該欄の記載を省略することができる。この場合において、当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しいことにより当該欄の記載を省略する場合には、当該欄に計上すべきものの額についてはハ欄に含めるとともに、その旨を注記すること。

4 その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意2及び4から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ハ欄」と、「ニ欄」とあるのは「二欄」とあるのは「ホ欄」とそれぞれ読み替えること。

5 次の事項について、この場合において、当事業年度の末日における連結貸借対照表に注記した事項については、本記載上の注意において別途定めがある場合を除き、注記することを要しない。

(1) 総続企業の前提に関する事項

① 総続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお総続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項。ただし、当事業年度の末日における連結貸借対照表の作成時点から、当事業年度の末日における経済価値ベースのバランスシートの作成時点までにおいて、当該事象又は状況に変更がないときは、その旨を注記した上で、記載を省略することができる。

- (i) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (ii) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (iii) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (iv) 当該重要な不確実性の影響を経済価値ベースのバランスシートに反映しているか否かの別
- ② 当事業年度の末日における連結貸借対照表において、継続企業の前提に関する注記が行われている場合において、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートの作成時点において、当該不確実性が認められなったときには、その旨及びその理由
- ② 経済価値ベースのバランスシートの作成方針に係る事項
- ① 経済価値ベースのバランスシートの作成方針に関する次に掲げる事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）
- (i) 資産の評価方法（プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）
- (ii) 負債の評価方法（プロポーショナリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）
- ② 連結ベースの計算における連結の範囲又は持分法の適用の範囲について、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲から変更した場合における当該変更の内容
- ③ 子会社化直後の特例手法を用いている場合には、当該手法を適用している外国の会社の名称
- ④ 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
- (3) 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）
- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由
- (4) 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項（ただし、重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計上の見積りに関する次に掲げる事項
- (i) 会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートにその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- (ii) 当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートの(i)に掲げる項目に計上した額
- (iii) (ii)に掲げるもののほか、(i)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解

に資する情報

② 会計上の見積りを変更した場合における次に掲げる事項

(i) 当該会計上の見積りの変更の内容

(ii) 当該会計上の見積りの変更の内容

(iii) 当該会計上の見積りの変更が翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートの項目に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(5) 「特別勘定等の資産」の科目には、法第百十八条第一項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上している旨

(6) 重要な後発事象に関する事項

① 当事業年度の末日後、当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象（当事業年度の末日における連結貸借対照表の作成において考慮した事象を除く。）が発生した場合における当該事象及び当該事象が経済価値ベースのバランスシートに与える影響額

② 当事業年度の末日後、翌事業年度以降の経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

(別紙様式第四号の四)

(単位:百万円)

経済価値ベースのバランスシート(連結ベース・控除合算手法適用)

| 経済価値ベースのバランスシート(連結ベース・控除合算手法適用) | | | | | | |
|---------------------------------|--|---|---|-----------------------------------|--------------------------------------|---|
| 科目 | イ ロ ハ | 二 二 ホ | ヘ ト | ト | ト | ト |
| 財務会計 ベースの 額 | 連結の範 囲等に係 る調整の 額(控除 の適用に 係るもの を除く) | 控除合算 手法の適 用による 調整後の 控除の額 (イ+ロ -ハ) | 控除合算手法適用後の額 調整後の 組替えの 額 (二十 六 +~) | 評価替え 財務会計 の額 (イ+ロ -ハ) | 経済価値 ベースの 額 (二十 六 +~) | のれん リース資産 その他の無 形固定資産 退職給付に係 る資産 繰延税金資産 再評価に係る 繰延税金資産 貸倒引当金 投資損失引当 金 その他資産 特別勘定の資 産 再保險回収額 |
| 資産の部 | | | | | | |
| 総資産 | | | | | | |
| 現金及び預貯 金 | | | | | | |
| コールローン | | | | | | |
| 買取先勘定 | | | | | | |
| 債券貸借取引 | | | | | | |
| 支払保証金 | | | | | | |
| 買入金銭債権 | | | | | | |
| 商品有価証券 | | | | | | |
| 金銭の信託 | | | | | | |
| 有価証券 | | | | | | |
| 貸付金 | | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | | |
| 土地 | | | | | | |
| リース資産 | | | | | | |
| 建設仮勘定 | | | | | | |
| その他有 価証券 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| 形固定資産 | | | | | | |
| 無形固定資産 | | | | | | |
| ソフトウェ ア | | | | | | |
| その他 のれん リース資産 その他の無 形固定資産 退職給付に係 る資産 繰延税金資産 再評価に係る 繰延税金資産 貸倒引当金 投資損失引当 金 その他資産 特別勘定の資 産 再保險回収額 | | | | | | |
| 負債の部 | | | | | | |
| 総負債 | | | | | | |
| 保険負債(保 険契約準備 金) | | | | | | |
| 資産ポート フォリオに よって複製 可能な保険 負債 | | | | | | |
| 現在推計の | | | | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示に

1 本様式中に示す科目にかかわらず、特例企業会計基準等適用法人等にあっては、採用する企業

会計の基準を明記した上で、その採用する企業会計の基準に従って作成しに連結貸借対照表に類するものの科目を用いて、本様式を作成することができる。

2 各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には、連結貸借対照表計上額、ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」には、連結ベースの計算に

当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第二章第二節に定めるところにより、連結貸借対照表における連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更等を行ったことによる各科目の増減額、ハ

欄の「控除合算手法の適用による控除の額」には、ソルベッシー・マージン比率告示第八百一十一

案第一項第一号に定めるところにより、控除合算手法適用会計会社を兼ねる連結貢借対照表（連結の範囲等調整後）を作成するに当たって行った調整による増減額、二欄の「調整後の財務会計ベース

スの額」には、控除合算手法適用子会社を除く連結貸借対照表額として、イ欄及びロ欄の合計額からハ欄の額を控除した額、ホ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベン

シ・マージン比率告示第八百八十一條第一項第二号の規定により準用するソルベンシ・マージン比率告示第八百八十一條第一項第二号の規定により準用するソルベンシ・マージン

減額、ヘ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比

率告示第百八十一第一項第二号の規定により運用するツルベンシー・マージン比率告示第十一条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。)による当該科目の額の増減額、ト欄の「

「経済価値ベースの額」には、当該科目に係る経済価値評価の額として二欄、亦欄及びヘ欄の額の

合計額を記載すること。なお、経済価値ベースのバランスシートの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載することができる。その他、本記載上の注意において、各欄の記載方法について別途の定めがある場合には、当該定めに従うこと。

- 3 ロ欄の「連結の範囲等に係る調整の額（控除合算手法の適用に係るものを除く）」については、当該欄に計上すべきものがない場合、又は当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しい場合には、当該欄の記載を省略することができる。この場合において、当該欄に計上すべきものの額に重要性が乏しいことにより当該欄の記載を省略する場合には、当該欄に計上すべきものの額についてはホ欄に含めるとともに、その旨を注記すること。
- 4 その他、本様式（注記を除く。）の記載に当たっては、別紙様式第四号記載上の注意2及び4から10までの規定に準じること。この場合において、これらの規定中、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「ロ欄」とあるのは「ホ欄」と、「ハ欄」とあるのは「ヘ欄」と、「二欄」とあるのは「ト欄」とそれぞれ読み替えるものとする。なお、同様式記載上の注意6から10までに準じて各欄の記載に当たっては、ソルベンシー・マージン比率告示第八八一条に基づく原則手法適用会社について計算した額を記載すること。

- 5 別紙様式第四号の三記載上の注意5に準じて注記を行うこと。この場合において、同記載上の注意2(2)に規定する事項を注記するに当たっては、合わせて、控除合算手法を適用している子会社の名称を注記すること。

（別紙様式第五号）

（単位：百万円）

| 外国証券の種類別差異調整（単体ベース） | | | | |
|---------------------|---|---|--------|----------------------|
| 項目 | イ | ロ | ハ | 二 |
| 財務会計ベースの額 | | | 評価替えの額 | 経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ) |
| 外国証券 | | | | |
| 国債 | | | | |
| 地方債 | | | | |
| 社債 | | | | |
| 株式 | | | | |
| その他 | | | | |

（記載上の注意）

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 各科目について、イ欄の「財務会計ベースの額」には貸借対照表計上額、ロ欄の「組替えの額」には、組替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第九条に規定するところにより組替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額、ハ欄の「評価替えの額」には、評価替え（この様式において、ソルベンシー・マージン比率告示第十条に規定するところにより評価替えを行うことをいう。）による当該項の額の増減額並びに二欄の「経済価値ベースの額」には、経済価値評価の額としてイ欄、ロ欄及びハ欄の額の合計額を記載すること。
- 2 各科目について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第五号の二)

(単位：百万円)

| 外国証券の種類別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用） | | | | | |
|------------------------------------|-----------|-------|--------|-----------|---------------------|
| | イ | ロ | ハ | ニ | ホ |
| 子会社株式に係る特例手法適用前の額 | | | | | 子会社株式に係る特例手法適用後の額 |
| 項目 | 財務会計ベースの額 | 組替えの額 | 評価替えの額 | 経済価値ベースの額 | 子会社株式に係る特例手法による調整の額 |
| | | | | (イ+ロ+ハ) | (三十ホ) |
| 外国証券 | | | | | |
| 国債 | | | | | |
| 地方債 | | | | | |
| 社債 | | | | | |
| 株式 | | | | | |
| その他 | | | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 各項について、イ欄からニ欄までは、別紙様式第五号記載上の注意1に準じて、子会社株式に係る特例手法を用いずに計算した場合の額を記載すること。
- 各項について、ホ欄の「子会社株式に係る特例手法による調整の額」には、子会社株式に係る特例手法を用いて計算した経済価値評価額とニ欄の額の差額を記載すること。
- 各項について、ヘ欄の「経済価値ベースの額」には、子会社株式に係る特例手法を用いて計算した経済価値評価の額を記載すること。
- 各項について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。
- 連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項に、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を記載すること。この場合においては、本様式に記載した額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算手法適用子会社に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第五号の三)

(単位：百万円)

| 有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース） | |
|--------------------------|--|
| 有価証券 | |
| 国債 | |
| 地方債 | |
| 社債 | |
| 株式 | |
| 外国証券 | |
| 国債 | |
| 地方債 | |
| 社債 | |
| 株式 | |
| その他 | |
| その他の証券 | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 表題の「有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース）」については、「連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース・控除合算手法適用）」と読み替えること。
- 各項について、経済価値評価の額を記載すること。
- 各項について、特別勘定等に属するものの額を除いた額を記載すること。また、本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含まない旨を注記すること。
- 連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項に、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用会社について計算した額を記載すること。この場合においては、本様式に記載した額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算手法適用子会社に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第六号)

| 保険負債の商品別差異調整 | | | | | | |
|-------------------|----------------|-----------------|-------------------|------------------|--------------------------|---|
| 項目 | イ ベースの 額 | ロ グロスア ップ | ハ 非経済前 提の更新 | 二 経済前提 の更新 | ホ その他の 額を除く () | ヘ 経済価値 ベースの MOCEの 額を除く () |
| 財務会計 再保険の 額 | | | | | | |
| 個人保険 | | | | | | |
| 個人年金 | | | | | | |
| 団体保険 | | | | | | |
| 団体年金 | | | | | | |
| 上記以外 | | | | | | |
| 損害保険契約等 | | | | | | |
| 未経過責任に係る保険 負債 | | | | | | |
| 財物保険類似 | | | | | | |
| 自動車保険類似 | | | | | | |
| 賠償責任保険類似 | | | | | | |
| 不動産ローン保証保 険 | | | | | | |
| 自動車保険類似 | | | | | | |
| 既経過責任に係る保険 負債 | | | | | | |
| その他保険 | | | | | | |
| 既経過責任に係る保険 負債 | | | | | | |
| 財物保険類似 | | | | | | |
| 自動車保険類似 | | | | | | |
| 信用保険 | | | | | | |
| その他保険 | | | | | | |

(単位:百万円)

| | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|
| 賠償責任保険類似 | | | | | | |
| 不動産ローン保証保 険 | | | | | | |
| 信用保険 | | | | | | |
| その他保険 | | | | | | |
| 上記以外 | | | | | | |
| 損害保険契約等 | | | | | | |
| 未経過責任に係る保険 負債 | | | | | | |
| 財物保険類似 | | | | | | |
| 自動車保険類似 | | | | | | |
| 賠償責任保険類似 | | | | | | |
| 不動産ローン保証保 険 | | | | | | |
| 自動車保険類似 | | | | | | |
| 既経過責任に係る保険 負債 | | | | | | |
| その他保険 | | | | | | |
| 既経過責任に係る保険 負債 | | | | | | |
| 財物保険類似 | | | | | | |
| 自動車保険類似 | | | | | | |
| 信用保険 | | | | | | |
| その他保険 | | | | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

1 表題の「保険負債の商品別差異調整」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「保険負債の商品別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、「保険負債の商品別差異調整（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「保険負債の商品別差異調整（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

2 「保険負債」の項のイ欄には、貸借対照表（連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結貸借対照表。以下この様式において同じ。）の負債の部に計上される保険契約準備金の額のうち、ソルベンシー・マージン比率告示第一条第二十五号に規定する額に該当するものの額を除いた額を記載し、「保険負債」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

3 「保険負債」の項のヘ欄には、ソルベンシー・マージン比率告示第十一条に規定する経済価値ベースの保険負債の額（ただし、MOCEの額を除く。）を記載し、「保険負債」の内訳である各項のヘ欄には、「保険負債」の項のヘ欄に記載した額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

4 「再保険回収額」の項のイ欄には、保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に係る資産を貸借対照表に計上しているときには、その額を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のイ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

5 「再保険回収額」の項のヘ欄には、再保険回収額（ソルベンシー・マージン比率告示第三章第三節に規定する再保険回収額をいう。以下同じ。）を記載し、「再保険回収額」の内訳である各項のヘ欄には、当該額について、これらの項に掲記する区分ごとの額を記載すること。

6 各項について、イ欄の額とヘ欄の額の差額のうち、ロ欄の「再保険のグロスアップ」には、再保険回収額の計上に起因するものの額、ハ欄の「非経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した非経済前提を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した非経済前提に更新したことに起因するものの額、ニ欄の「経済前提の更新」には、貸借対照表の負債の部

に計上される保険契約準備金の額の計算に使用した経済前提（市場において観察可能な変数を基礎として決定する計算前提をいう。以下同じ。）を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に当たって、ソルベンシー・マージン比率告示第三章に定めるところにより、保険負債の経済価値評価の額及び再保険回収額を計算する上で使用した経済前提に更新したことによる起因するものの額、ホ欄の「その他」には、ロ欄からニ欄のいずれにも該当しない要因によるものの額をそれぞれ記載すること。

7 ロ欄の「再保険のグロスアップ」については、当該欄に記載すべき額に重要性が乏しい場合には、当該欄に記載すべき額をホ欄の「その他」に含め、ロ欄の記載を省略することができる。この場合においては、当該欄に計上すべき額については、重要性が乏しいことからホ欄に含めている旨を注記すること。

8 生命保険会社、生命保険会社及びその子会社等、外国生命保険会社等、特定生命保険業免許を受けた免許特定法人並びに生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等においては、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「損害保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が0である場合を除く。）において、損害保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「損害保険契約等」の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。

9 損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等においては、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しい場合には、「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項の内訳である「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略することができる。この場合（ただし、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額が0である場合を除く。）において、生命保険契約等に係る保険負債の額及び再保険回収額に重要性が乏しいことから、「生命保険契約等」の項の内訳である各項の記載を省略している旨を注記すること。

10 「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「生命保険契約等」の項の内訳として掲記している「個人保険」、「個人年金」、「団体保険」、「団体年金」及び「上記以外」の項については、自社の有する保険契約ポートフォリオに鑑み、適切な名称を付した上で、重要な内訳区分を追加すること。

11 「保険負債」及び「再保険回収額」のそれぞれの項について、「損害保険契約等」の項の内訳である「未経過責任に係る保険負債」及び「既経過責任に係る保険負債」の項の内訳として掲記

している「財物保険類似」、「自動車保険類似」、「賠償責任保険類似」、「不動産ローン保険」及び「信用保険」の項については、各項に計上すべき額に重要性が乏しい場合には、当該項に計上すべき額を「その他保険」の項に含め、当該項の記載を省略することができる。この場

12 単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、各項に、ソルベンシー・マージン比率告示第七章第一節に定める方法に基づき認識した子会社株式を発行する会社に属するものを含めた額を記載すること。

13 連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項に、原則手法適用会社について計算した額を記載すること。この場合においては、本様式に記載した額は原則手法適用会社に属するものの額であり、控除合算手法適用子会社に属するものの額を含まない旨を注記すること。

(別紙様式第十七号)

(单位: %、百万円)

| | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 負債の額 | | | | | | | |
| 純資産の額 | | | | | | | |
| 所要資本の額 | | | | | | | |
| 生命保険リスクの額 | | | | | | | |
| 市場リスクの額 | | | | | | | |
| スルベンシーカーの額 | | | | | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシーカー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 1 表題の「感応度分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特別手法を用いていない場合には「感応度分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特別手法を用いている場合には「感応度分析（単体ベース・子会社株式に係る特別手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「感応度分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「感応度分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。

- 2 ロ欄の「円金利50ベース・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベース・ポイントの幅で上方にペラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシーカー・マージン比率、適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値バランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額を含む。以下、この様式において同じ。）及び所要資本の額（所要資本の内訳として掲記している生命保険リスクの額（ソルベンシーカー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)に掲げる生命保険リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）及び市場リスクの額（ソルベンシーカー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(4)に掲げる市場リスクの額をいう。以下この様式において同じ。）を含む。以下、この様式において同じ。）と、イ欄に記載したソルベ

ンシーカー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ロ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて計算すること。

3 ハ欄の「円金利50ベース・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日における日本円の市場金利が50ベース・ポイントの幅で下方にペラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシーカー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシーカー・マージン比率、適格資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ハ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

4 ニ欄の「米ドル金利50ベース・ポイント上昇」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベース・ポイントの幅で上方にペラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシーカー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ニ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

5 ホ欄の「米ドル金利50ベース・ポイント下降」には、現在推計の額の計算に用いるイールド・カーブの第一区分において、基準日におけるアメリカ合衆国通貨の市場金利が50ベース・ポイントの幅で下方にペラレル・シフトしたものと仮定して計算したソルベンシーカー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシーカー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、ホ欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の金利の変動に対して感応的な資産の額及び負債の額については、当該イールド・カーブと整合的な方法に基づくイールド・カーブを用いて計算すること。

- 6 ～欄の「円金利UFR50ベース・ポイント下落」には、日本円について、基準日におけるUFRが50ベース・ポイント低下したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、～欄に記載する額の計算に当たって、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額については、前段の仮定に基づき算出するイールド・カーブを用いて計算を行い、経済価値ベースの保険負債の額及び再保険回収額以外の資産の額及び負債の額については、イ欄の額の計算に用いたものを使用すること。
- 7 ト欄の「株式・不動産10%下落」には、基準日における株価及び不動産（この様式において、借地権を含む。）価格が10パーセント下落したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の差額をそれぞれ記載すること。この場合において、株式リスク及び不動産リスクの計算の対象となるエクスボーダーにあっては、株式及び不動産以外のものについても、当該株価及び不動産価格の下落による影響を考慮すること。
- 8 チ欄の「為替10%円高」には、基準日における日本円の為替レートが10%上昇したものと仮定して計算したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の差額をそれぞれ記載すること。
- 9 ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオについて、当該シナリオを適用して計算したソルベンシー・マージン比率と、イ欄に記載したソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1パーセント未満である場合には、その旨を注記した上で、当該シナリオの欄の記載を省略することができる。この場合において、ロ欄からチ欄までの全ての欄の記載を省略するときには、イ欄の記載を省略することができる。なお、損害保険会社、損害保険会社及びその子会社等、外国損害保険会社等、特定損害保険業免許を受けた免許特定法人並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる。
- 10 連結ベースの計算結果の開示に当たって、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、各項について、ロ欄からチ欄までに掲げる各シナリオを原則手法適用会社及び控除合算手法適用子会社に適用した場合の額を記載すること。また、各シナリオの適用に当たり、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十二条の規定に基づき、控除合算手法に係る調整係数に変更が生じる場合には、当該調整係数の変更を考慮すること。この場合において、適格資本の額の参考事項として掲記している経済価値バランスシートにおける総資産、保険負債の額（MOCEを除く）、現在推計を超えるマージン（MOCE）の額、非保険負債の額及び純資産の額並びに所要資本の額の内訳として掲記している生命保険リスクの額及び市場リスクの額については、原則手法適用

会社について計算した額を記載することとし、「純資産の額」の項と「所要資本の額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」の項を、「市場リスクの額」の項の間に「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」の項を追加すること。なお、「控除合算手法適用子会社の適格資本への寄与分の額」はソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに規定する額を、「控除合算手法適用子会社の所要資本への寄与分の額」は同項第二号ロに規定する額をいう。ただし、損害保険会社及びその子会社等並びに損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等にあっては、生命保険リスクの額に重要性が乏しい場合には、「生命保険リスクの額」の項の記載を省略することができる。

(別紙様式第八号)
(第一面)

| 適格資本の額の変動要因分析 | |
|------------------|----------|
| 前期末の額 | (単位：百万円) |
| 計算方法の変更 | |
| 基準日の変更 | |
| 新契約価値 | |
| 非経済前提の変更 | |
| 円金利の変更 | |
| 米ドル金利の変更 | |
| 豪ドル金利の変更 | |
| 株式・不動産の変更 | |
| 為替レートの変更 | |
| その他の経済前提の変更 | |
| Tier 1 適格資本に係る取引 | |
| Tier 2 適格資本に係る取引 | |
| その他の要因 | |
| 当期末の額 | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 表題の「適格資本の額の変動要因分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「適格資本の額の変動要因分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「適格資本の額の変動要因分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- 「計算方法の変更」の項には、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に

使用した計算方法を、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用した計算方法に変更したこと（法令の改正による計算方法の変更を含む。）による適格資本の変動額を記載すること。

- 「基準日の変更」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点まで期間が経過したことで生じる、保険負債の割り戻し、保有する資産の期待収益並びにMOCE及び保証ヒオプションのコストの開放その他の要因による適格資本の変動額を記載すること。
- 「新契約価値」の項には、当事業年度に新たに引き受けた保険契約に係る保険負債の引受け時点における経済価値評価の額を記載すること。ただし、損害保険契約等に係る当該額及び損害保険契約等以外の保険契約であって、重要性が乏しいもの若しくは契約期間が一年以下であるものに係る当該額については、「非経済前提の変更」の項に含めることができる。
- 「非経済前提の変更」の項には、非経済前提について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算において当事業年度に実現する事が期待されていた利益と、当事業年度に実現した利益の差異については、当該項に含めること。
- 「円金利の変更」の項には、日本円金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 「米ドル金利の変更」の項には、アメリカ合衆国通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 「豪ドル金利の変更」の項には、オーストラリア通貨金利のイールド・カーブについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 「株式・不動産の変更」の項には、株式及び不動産（この様式において、借地権を含む。）の時価について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。
- 「為替レートの変更」の項には、為替レートについて、前事業年度の末日時点のソルベンシー

・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。

11 「その他の経済前提の変更」の項には、経済前提（日本円、アメリカ合衆国通貨及びオーストラリア通貨の金利、株式及び不動産の時価並びに為替レートのいずれにも該当しないものに限る。）について、前事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものから、当事業年度の末日時点のソルベンシー・マージン比率の計算に使用したものに更新したことによる適格資本の変動額を記載すること。なお、当該項に記載した額が重要である場合には、当該その他の経済前提の内容を注記すること。

12 「Tier 1 適格資本に係る取引」の項には、当期中に行つた、株主配当の支払、自己株式の取得、Tier 1 資本調達手段の発行その他のTier 1 適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。なお、算入制限のあるTier 1 資本調達手段について、実質償還期限までの期間が縮小したことによる適格資本への算入額の減少の額については、当該項に含めること。

13 「Tier 2 適格資本に係る取引」の項には、当期中に行つた、Tier 2 資本調達手段の発行その他のTier 2 適格資本の額を直接増減させる取引による適格資本の変動額を記載すること。なお、発行済みのTier 2 資本調達手段について、実質償還期限までの期間が縮小したことによる適格資本への算入額の減少の額については、当該項に含めること。

14 「その他の要因」の項には、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての適格資本の変動額のうち、他のいずれの項に掲記する要因に区分することも適当でない要因によるもの額を記載すること。この場合において、「その他の要因」に区分した要因による適格資本の変動額が重要である場合には、当該要因の内容を注記すること。

15 連結ベースの計算結果の開示に当たつて、前事業年度の末日及び当事業年度の末日のいずれにおける連結ベースの計算にも控除合算手法を用いている場合には、「Tier 2 適格資本に係る取引」と「その他の要因」の間に、「控除合算手法適用子会社の寄与分の変動」の項を追加し、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第一号ロに定める額の前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動額を記載することとともに、当該項以外の各項については、原則手法適用会社について計算した額を本記載上の注意2から14までに準じて記載すること。

16 連結ベースの計算結果の開示に当たつて、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用い、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額については、「計算方法の変更」の項に含めること。この場合には、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の廃止による適格資本の変動額を注記すること。

17 連結ベースの計算結果の開示に当たつて、前事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いず、当事業年度の末日における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額については、「計算方法の変更」の項に含めること。この場合においては、「計算方法の変更」に記載した額のうち、控除合算手法の適用の開始による適格資本の変動額を注記すること。

(第二面)

(単位：百万円)

| 所要資本の額の変動要因分析 | | | |
|----------------|--------|--------|------|
| 項目 | イ 口 | ハ ハ | 変動理由 |
| 前期末 | 当期末 | 増減 | ニ |
| 生命保険リスクの額 | | | |
| 損害保険リスクの額 | | | |
| 巨大災害リスクの額 | | | |
| 市場リスクの額 | | | |
| 信用リスクの額 | | | |
| オペレーション・リスクの額 | | | |
| 非保険事業に係る所要資本の額 | | | |

(記載上の注意)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、ソルベンシー・マージン比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- 表題の「所要資本の額の変動要因分析」については、単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「所要資本の額の変動要因分析（単体ベース）」と、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いている場合には、「所要資本の額の変動要因分析（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）」とそれぞれ読み替えること。また、連結ベースの計算結果の開示に当たっては、連結ベースの計算に控除合算手法を用いていない場合には「所要資本の額の変動要因分析（連結ベース）」と、連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には「所要資本の額の変動要因分析（連結ベース・控除合算手法適用）」とそれぞれ読み替えること。
- 「生命保険リスクの額」、「損害保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」、「市場リスクの額」、「オペレーション・リスクの額」又は「非保険事業に係る所要資本の額」とは、それぞれ、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用子会社について計算したソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)から(6)までに規定する生命保険リスクの額、損害保険リスクの額、巨大災害リスクの額、市場リスクの額、信用リスクの額、オペレーション・リスクの額又は同項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。

3 単体ベースの計算結果の開示に当たって、単体ベースの計算に子会社株式に係る特例手法を用いていない場合には、「非保険事業に係る所要資本の額」の項を削除すること。

4 各項のニ欄の「変動理由」においては、前事業年度の末日時点から、当事業年度の末日時点における各項の額の変動の要因についての説明を記載すること。なお、各項について、ハ欄の「増減」の額に重要性が乏しい場合には、当該項のニ欄の記載を省略することができる。

5 連結ベースの計算結果の開示に当たって、前事業年度の末日時点、当事業年度の末日時点又はその両方における連結ベースの計算に控除合算手法を用いている場合には、「非保険事業に係る所要資本の額」の次に「控除合算手法適用子会社の寄与分の額」の項を追加し、ソルベンシー・マージン比率告示第百七十九条第二項第二号ロに定める額の前事業年度の末日時点の額（イ欄）

、当事業年度の末日時点の額（ロ欄）、前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動額（ハ欄）及び前事業年度の末日時点から当事業年度の末日時点にかけての変動の要因に係る説明（ニ欄）を記載すること（ただし、前事業年度の末日時点若しくは当事業年度の末日時点のいずれかのみにおいて控除合算手法を用いている場合には、当該項の控除合算手法を用いていない事業年度の欄には0を記載すること。）。この場合において、控除合算手法を用いている事業年度の欄においては、本記載上の注意2の規定にかかる、「生命保険リスクの額」、「損害保険リスクの額」、「巨大災害リスクの額」、「市場リスクの額」、「信用リスクの額」、「オペレーション・リスクの額」又は「非保険事業に係る所要資本の額」とは、それぞれ、ソルベンシー・マージン比率告示第百八十一条に定めるところにより、原則手法適用子会社について計算したソルベンシー・マージン比率告示第四十五条第一項第一号イ(1)から(6)までに規定する生命保険リスクの額、損害保険リスクの額、巨大災害リスクの額、市場リスクの額、信用リスクの額、オペレーション・リスクの額又は同項第二号に規定する非保険事業に係る所要資本の額をいう。

(適格格付機関)

第二条 ソルベンシー・マージン比率告示第一条第六号に規定する金融庁長官が別に定める格付機関(以下「適格格付機関」という。)は、次に掲げる格付機関とする。

- 一 株式会社格付投資情報センター
- 二 株式会社日本格付研究所
- 三 ムーディーズ・インベスター・サービス
- 四 S&Pグローバル・レーティング
- 五 フィッチ・レーティングス

(適格格付機関の格付と格付区分との対応関係)

第三条 ソルベンシー・マージン比率告示第一条第七号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分(以下「格付区分」という。)は、次の各号に掲げる格付の種類に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。ただし、債務者が格付の付与された債務を履行しないときは、当該格付を付与された債務の格付に対応する格付区分は、当該各号の規定にかかわらず、債務不履行状態とする。

- 一 個別格付又は債務者信用格付

| 格付区分 | 株式会社格付投資情報センター | 株式会社日本格付研究所 | ムーディーズ・インベスター・サービス | S&Pグローバル・レーティング | フィッチ・レーティングス |
|------|----------------|-------------|--------------------|-----------------|--------------|
| 1 | AAA | AAA | Aaa | AAA | AAA |
| 2 | AA | AA | Aa | AA | AA |
| 3 | A | A | A | A | A |
| 4 | BBB | BBB | Baa | BBB | BBB |
| 5 | BB | BB | Ba | BB | BB |
| 6 | B | B | B | B | B |
| 7 | CCC以下 | CCC以下 | Caa以下 | CCC以下 | CCC以下 |

二 短期格付

| 格付区分 | 株式会社格付投資情報センター | 株式会社日本格付研究所 | ムーディーズ・インベスター・サービス | S&Pグローバル・レーティング | フィッチ・レーティングス |
|------|----------------|-------------|--------------------|-----------------|--------------|
| 1 | | | | | |
| 2 | a-1 | J-1 | P-1 | A-1 | F1 |
| 3 | a-2 | J-2 | P-2 | A-2 | F2 |
| 4 | a-3 | J-3 | P-3 | A-3 | F3 |
| 5 | | | | | |
| 6 | b | NJ | NP | B | B |
| 7 | c | D | | C以下 | C以下 |

三 財務力格付

| 格付区分 | 株式会社格付投資情報センター | 株式会社日本格付研究所 | ムーディーズ・インベスター・サービス | S&Pグローバル・レーティング | フィッチ・レーティングス |
|------|----------------|-------------|--------------------|-----------------|--------------|
| 1 | AAA | AAA | Aaa | AAA | AAA |
| 2 | AA | AA | Aa | AA | AA |
| 3 | A | A | A | A | A |
| 4 | BBB | BBB | Baa | BBB | BBB |
| 5 | BB | BB | Ba | BB | BB |
| 6 | B | B | B | B | B |
| 7 | CCC以下 | CCC以下 | Caa以下 | CCC以下 | CCC以下 |

(適格格付機関の基準)

第四条 第二条の規定により適格格付機関を定めるに当たっては、信用格付業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。以下この条及び次条第五項第三号において同じ。)又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者であって、次の各号に掲げる基準の全てに適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものであることをとする。ただし、保険監督者国際機構の定める国際資本基準において本邦内に本店又は主たる事務所を有する保険会社等が利用することが認められている格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する者(信用格付業者又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者を除く。以下「利用可能格付機関」という。)であって、次条第一項の規定による届出をしたものについては、この限りではない。

- 一 客観性の基準
- 二 独立性の基準
- 三 透明性の基準
- 四 情報開示の基準
- 五 人材及び組織構成の基準
- 六 信頼性の基準
- 七 非依頼格付の濫用禁止の基準
- 八 金融当局との協力の基準

(利用可能格付機関の届出)

- 第五条** 利用可能格付機関に該当する者は、別紙様式第一号により届出書を作成し、当該届出書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官に届け出ることができる。
- 2 前項の規定による届出をしようとする者(以下この条において「届出者」という。)(外国法人に限る。)は、国内における代表者を定めるものとする。この場合において、当該国内における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者とする。
 - 3 第一項に規定する届出書の記載事項は、次のとおりとする。
 - 一 商号又は名称
 - 二 役員の氏名又は名称
 - 三 格付に係る業務を行う営業所又は事務所(届出者が外国法人である場合にあっては、本店又は主たる営業所若しくは事務所)の名称及び所在地

- 四 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 五 届出者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項
- イ 前項に規定する国内における代表者の氏名又は名称
 - 本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において格付に係る業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの（以下この号において「外国行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地
- 4 第一項に規定する届出書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- 一 次項第二号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
 - 二 定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものと含む。）
 - 三 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
 - 四 役員に関する次に掲げる書面
 - イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
 - 住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
 - ハ 旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、□に掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ニ 役員が次項第三号□に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - ホ 役員が次項第三号イ又はハからヌまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
 - 五 届出者（外国法人に限る。）の第二項に規定する国内における代表者に関する次に掲げる書面
 - イ 履歴書（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者の沿革を記載した書面）
 - 住民票の抄本（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
 - ハ 旧氏及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、□に掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ニ 届出者が、国内における代表者に、第一項の届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - 六 届出者が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものであることを明らかにする書面
- 5 金融庁長官は、届出者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は届出書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その者を適格格付機関として指定しないものとする。
- 一 法人でない者
 - 二 次のいずれかに該当する法人
 - イ 金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消され、同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消され、同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消され、同法第六十三条の五第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等

特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、同法第六十三条の十三第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消され、同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消され、同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務（同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。）を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

□ 次のいずれかに該当する者（これに類する外国の者を含む。）

- (1) 金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第二百八十八号）第十五十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融商品取引業（同法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）及び次号へ(1)において同じ。）を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (2) 金融商品取引法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務（同項に規定する取引所取引業務をいう。）及び次号へ(2)において同じ。）を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。）及び次号において同じ。）（当該通知があった日前に取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (3) 金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。）及び次号へ(3)において同じ。）を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の十四第二項

- において準用する同法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。（3）及び次号において同じ。）（当該通知があった日前に電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- （4）金融商品取引法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。（4）及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の二第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る特例業務届出者であった者とし、当該通知があった日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- （5）金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- （6）金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。（6）及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であった者とし、当該通知があった日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- （7）金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- （8）金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融商品仲介業（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。（8）及び次号へ（8）において同じ。）を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- （9）金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に信用格付業（同法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。（9）及び次号へ（9）において同じ。）を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- （10）金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に高速取引行為（同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次号において同じ。）に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- （11）金融商品取引法第六十六条の八十五第一項の規定による同法第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の八十三第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に投資運用関係業務受託業（同法第二条第四十四項に規定する投資運用関係業務受託業をいう。（11）及び次号へ（11）において同じ。）を廃止し、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (12) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ハ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、会社法（平成十七年法律第八十六号）、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 第二条の規定による指定若しくは銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
- 三 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
- イ 精神の機能の障害により適格格付機関の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ハ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であった法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった法人が同法第六十三

条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であった法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者（同法第二条第四十五項に規定する投資運用関係業務受託業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）であった法人が同法第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。ニにおいて同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ 金融商品取引業者であった個人が金融商品取引法第五十二条第一項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であった個人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者であった個人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者であった個人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であった個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整

備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。亦において同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、金融商品取引法第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。亦において同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者へ 次のいずれかに該当する者（これに類する外国の者を含む。）

- (1) 金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融商品取引業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品取引業を廃止し、合併（金融商品取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (2) 金融商品取引法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (3) 金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同項の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (4) 金融商品取引法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同項の規定による届出、同項第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同項第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同項の規定による届出又は同項第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であった法人とし、当該通知があった日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (5) 金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった法人とし、当該通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (6) 金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同項第二項の規定による届出、同項第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同項第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同項第二項の規定による届出又は同項第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であった法人とし、当該通知があった日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (7) 金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった法人とし、当該通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (8) 金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融商品仲介業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (9) 金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る信用格付業者であった法人とし、当該通知があった日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (10) 金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る高速取引行為者であった法人とし、当該通知があった日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (11) 金融商品取引法第六十六条の八十五第一項の規定による同法第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の八十三第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る投資運用関係業務受託業者であった法人とし、当該通知があった日前に投資運用関係業務受託業を廃止し、合併（投資運用関係業務受託業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (12) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト 個人であって、前号に該当する者
- チ 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項、第六十六条の六十三第二項若しくは第六十六条の八十五第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者
- リ 前号ハに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ヌ 第二条の規定による指定を受けた法人若しくは銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分第二条の規定による指定を受けた法人が当該指定を取り消されたことがある場合又はこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の指定を受けていた法人が当該同種類の指定を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- 四 格付に係る業務を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人
- 五 届出者が行う業務に關し他の法令の規定に違反していると認められる法人
- 6 第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者は、第三項各号に掲げる事項について変更があったときは、別紙様式第二号により変更届出書を作成し、その日から二週間以内に、金融庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 7 第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者は、第四項各号に掲げる書類に記載した事項について変更があったときは、遅滞なく、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四項各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 8 第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。
- 一 利用可能格付機関でなくなったとき その法人を代表する役員
 - 二 前条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき その法人を代表する役員
 - 三 格付に係る業務を廃止したとき (分割により事業 (格付に係るものに限る。以下この号において同じ。)の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。) その格付に係る業務を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人
 - 四 合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
 - 五 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
 - 六 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- 9 金融庁長官は、第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者が、第五項各号又は前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該指定を取り消すことができる。
- 10 第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法 (保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)第十四条の五に規定する方法をいう。)をもって行うことができる。
- 11 第四項及び第七項の規定により金融庁長官に提出する書類等は、英語で記載することができる。
- 12 前項の場合において、金融庁長官は、必要と認める場合に限り、同項の規定の適用を受ける者に對し、当該規定の適用がある書類等の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。
- (客観性の基準)
- 第六条** 第四条第一号の「客観性の基準」は、格付の付与に係る方針及び方法並びに業務を公正かつ確に遂行するための体制 (次条において「業務管理体制」という。)が次に掲げる要件の全てを満たすこととする。
- 一 厳格、かつ、体系的なものであること。
 - 二 過去の格付の付与の実績に基づき定期的に検証が行われていること。
 - 三 付与した格付について継続的な検証が行われ、財務状況の変化に応じて当該格付が更新されていること。
 - 四 前三号に掲げる要件を一年以上継続して満たしていること。
- (独立性の基準)
- 第七条** 第四条第二号の「独立性の基準」は、業務管理体制が次に掲げる要件の全てを満たすこととする。
- 一 格付の付与に影響を及ぼし得る政治的若しくは経済的な圧力又は格付関係者 (金融商品取引法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係者をいう。以下同じ。)から独立した立場において適時に格付を付与するための措置が講じられていること。
 - 二 格付の付与及び変更に当たって、取締役等の構成、株主等の構成、収益の構成及び人事又は報酬の体系その他の要因により利益相反のおそれがある場合には、これを防止するための適正な措置が講じられていること。

(透明性の基準)

第八条 第四条第三号の「透明性の基準」は、付与する格付 (当該格付に係る格付関係者その他の者に対してのみ提供するものを除く。)を次に掲げる事項とともに公表することとする。

- 一 格付の評価における主要な要素
- 二 格付関係者による格付の付与に係る手続への関与の有無
- 三 格付の付与に係る手続、方法及び前提に関する一般的な情報
(情報開示の基準)

第九条 第四条第四号の「情報開示の基準」は、次に掲げる事項を公表することとする。

- 一 遵守すべき行動規範
- 二 格付関係者との間の報酬の取決めに関する一般的な内容
- 三 デフォルトの定義、格付の対象となる債務の満期又は残存期間の考慮方法及び各格付の定義を含む格付の評価方法
- 四 付与した格付ごとのデフォルト率の実績
- 五 付与した格付の遷移に関する情報
(人材及び組織構成の基準)

第十条 第四条第五号の「人材及び組織構成の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすために十分な人的構成及び組織等を整備していることとする。

- 一 面会その他の方法により格付関係者の取締役その他の者から信用力の評価のために必要な情報の提供を継続的に受けること。
- 二 定性的な手法及び定量的な手法を統合した格付の付与に係る方法に基づき質の高い格付を付与すること。
(信頼性の基準)

第十一条 第四条第六号の「信頼性の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 付与する格付が、投資家、保険会社又は格付関係者の商取引の相手方等により広く利用されていると認められること。
- 二 機密の情報の不正な使用を防止するための措置が講じられていること。
(非依頼格付の濫用禁止の基準)

第十二条 第四条第七号の「非依頼格付の濫用禁止の基準」は、非依頼格付を付与する行為を利用して格付の付与に係る業務を依頼するよう格付関係者に求めていないこととする。
(金融当局との協力の基準)

第十三条 第四条第八号の「金融当局との協力の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすための体制を整備していることとする。

- 一 格付の付与に係る方法に重大な変更があったときは、その旨及びその内容を金融庁長官に報告すること。
- 二 金融庁長官の求めに応じて、付与した格付その他関連する情報を報告すること。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

(適用前の届出)

第二条 利用可能格付機関に該当する者は、令和八年三月三十一日前においても、第五条第一項の規定による届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

(別紙様式第一号 (第五条第一項関係))

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

(第2面)

| | |
|---|---------|
| (ふりがな) | |
| 1 商号又は名称 | 別添1のとおり |
| 2 役員の氏名又は名称 | |
| 3 格付に係る業務を行う営業所又は事務所 (外国法人にあっては、本店又は主たる営業所若しくは事務所) の名称及び所在地 | 別添2のとおり |
| 4 他に行っている事業の種類 | 別添3のとおり |
| 5 届出者 (外国法人に限る。) の第五条第二項に規定する国内における代表者の氏名 | |
| 6 届出者 (外国法人に限る。) の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地 | 別添4のとおり |

届出書

(注意事項)

第五条第一項の規定により、以下のとおり届け出ます。
 この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(注意事項)
 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「5 届出者 (外国法人に限る。) の第五条第二項に規定する国内における代表者の氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別添1：役員の氏名又は名称)

(第3面)

| | |
|--------|---------|
| (ふりがな) | (年月日現在) |
| 氏名又は名称 | 役職名 |

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

印報

(別添3：他に行っている事業の種類)

(第5面)

| | |
|--------------|--|
| (年月日現在) | |
| 他に行っている事業の種類 | |

(別添2：格付に係る業務を行う営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店又は主たる営業所若しくは事務所）の名称及び所在地）

(第4面)

| | | |
|---------|-------|-------|
| (年月日現在) | 行政機関等 | |
| 名 称 | 監督の有無 | 所 在 地 |

(注意事項)

(別添4：届出者（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地）

(第6面)

当該届出者の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において行政機関等の監督を受けている場合には、「監督の有無」欄に「有」と記載し、併せて「行政機関等」欄に当該行政機関等の名称及び所在地を記載すること。

別紙様式第一号（第五条第六項関係）

(日本産業規格 A4)
(第1面)

(第2面)

| 変更年月日 | 変更事項 | 変更内容 | | 変更理由 |
|-------|------|------|-----|------|
| 年 | 月 | 日 | 変更後 | 変更前 |
| | | | | |

金融庁長官 殿

届出者

商号又は名称

住所又は所在地

電話番号 ()

—

代表者の役職氏名

国内における代表者

氏名又は名称

住所又は所在地

電話番号 ()

—

変更届出書

第五条第六項の規定により、以下のとおり届け出ます。

この変更届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

○金融庁告示第七十八号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二十二条、第二百二十八条及び第二百七十二条の二十八の二の規定に基づき、保険業法第百三十条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（平成十一年金融監督庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

金融庁長官 伊藤 豊

| 改 | 正 | 後 | 改 | 正 | 前 |
|---|---|---|-------------------------------|---------------------|---|
| 一 保険業法（以下「法」といふ。）第二百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められねるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | 一 保険業法（以下「法」といふ。）第二百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められねるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | | 法第130条第1号に掲げる額 | 法第130条第1号に掲げる額 | |
| 法第130条第2号に掲げる額 | | | (1／2) × (法第130条第2号に掲げる額) | | |
| 法第130条第1号に掲げる額 | | | 法第130条第1号に掲げる額 | | |
| 法第130条第2号に掲げる額 | | | (1／2) × (法第130条第2号に掲げる額) | | |
| 法第二百二十二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | 法第二百二十二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | | 法第202条第1号に掲げる額 | 法第202条第1号に掲げる額 | |
| 法第202条第2号に掲げる額 | | | (1／2) × (法第202条第2号に掲げる額) | | |
| 法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | 法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | | 法第228条第1号に掲げる額 | 法第228条第1号に掲げる額 | |
| 法第228条第2号に掲げる額 | | | (1／2) × (法第228条第2号に掲げる額) | | |
| 法第二百七十二条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | 法第二百七十二条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、一〇〇パーセント以上とする。 | | 法第271条の28の2第1号に掲げる額 | 法第271条の28の2第1号に掲げる額 | |
| 法第271条の28の2第2号に掲げる額 | | | (1／2) × (法第271条の28の2第2号に掲げる額) | | |
| ○金融庁告示第七十九号 | | | | | |
| 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））の規定に基づき、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。 | 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者））の規定に基づき、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））等の規定に基づき金融庁長官が定める額を定める件（平成二十三年金融庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。 | | | | |
| 令和七年七月二十三日 | | | | | |

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改 | 正 | 後 |
|---|---|---|
| 改 | 正 | 前 |

[条を削る。]

- 第一 保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（保険会社単体）法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。）
- 一 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第四項第一号に規定する額
- 二 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額
- 三 単体告示第一条第五項の規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額から控除される額
- 四 単体告示第一条の二の規定により、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第一百三十条第一号に掲げる額から控除される額
- 2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（保険会社単体）法第百三十条第二号に規定する巨大災害リスク相当細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。）
- 第一 規則別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（外国保険会社等）法第二百二条第一号に係る細目の項下欄五に規定する額は、次に掲げる額とする。）
- 二 単体告示第一条第四項第一号に規定する額
- 三 単体告示第一条第四項第四号に規定する額
- 四 単体告示第一条第五項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第一百六十一条第一項第七号に掲げる額から控除される額
- 五 単体告示第一条の二の規定により、法第二百二条第一号に掲げる額から控除される額
- 2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（外國保険会社等）法第二百二条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。）
- 第三 規則別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（免許特定法人）法第二百二十八条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。）
- 一 単体告示第一条第四項第一号に規定する額
- 二 単体告示第一条第四項第四号に規定する額
- 三 単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第一百九十一条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額
- 四 単体告示第一条第五項の規定により、規則第一百九十一条第一項第七号に掲げる額から控除される額
- 五 単体告示第一条の二の規定により、法第二百二十八条第一号に掲げる額から控除される額
- 2 規則別表（第五十九条の二第一項第五号本関係（免許特定法人）法第二百二十八条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する額とする。）

〔条を削る。〕

1 保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者）法第二百七十二条の二十八において準用する法第二百三十一条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第二百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十八年金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。

2 [略]

〔条を削る。〕

- 第四 規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結）法第二百三十条第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。
- 一 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成二十三年三月金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。）第二条第四項第一号に規定する額
- 二 連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額に算入することができる額
- 三 連結告示第二条第五項の規定により、規則第八十六条の二第一項第八号に掲げる額から控除される額
- 四 連結告示第三条の規定により、法第二百三十条第一号に掲げる額から控除される額
- 2 規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結）法第二百三十条第一号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。
- 第五 規則別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社）法第二百七十二条の二十八の二第一号に係る細目の項下欄八に規定する額は、次に掲げる額とする。
- 一 連結告示第二条第四項第一号に規定する額
- 二 連結告示第二条第四項第四号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額に算入することができる額
- 三 連結告示第二条第五項の規定により、規則第二百十条の十一の三第一項第八号に掲げる額から控除される額
- 四 連結告示第三条の規定により、法第二百七十二条の二十八第一号に掲げる額から控除される額
- 2 規則別表（第二百十条の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社）法第二百七十二条の二十八の二第二号に係る細目の項下欄九に規定する額は、連結告示第四条第一項第三号に規定する巨大災害リスク相当額とする。
- 第六 規則別表（第二百十一条の三十七第一項第五号口関係（少額短期保険業者）法第二百七十二条の二十八において準用する法第二百三十一条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、保険業法第二百七十二条の二十八において準用する同法第二百三十条の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づく少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法（平成十八年三月金融庁告示第十四号。次項において「少額短期業者告示」という。）第二条第三項の規定により、規則第二百十一条の五十九第一項第七号に掲げる額に算入することができる額とする。
- 2 [同上]

○金融庁告示第八十号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、並びに保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第六十九条第七項、第七十条第六項、第一百五十条第七項及び第一百五十二条第六項の規定に基づき、保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十三日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | 改 | 正 | 後 |
|--|---|---|---|
|--|---|---|---|

（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立て基準）

第二条の二 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第六十九条第六項第一号の二、第七十条

第五項第一号、第一百五十条第六項第一号の二及び第一百五十二条第五項第一号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金IV」という。）は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額以上を積み立てるものとし、損害保険会社にあつては、次の第一号に掲げる額を積み立てるものとする。

一 ストレステスト（別表第一のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク 第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立て残高の額を控除して得た額（負債となる場合は零とする。）

〔二～五 略〕

（予定利率リスクに備える危険準備金の積立て基準）

第三条 規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第一百五十条第六項第二号及び第一百五十二条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金II」という。）は、予定利率リスク相当額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

2 前項に規定する「予定利率リスク相当額」とは、責任準備金の予定利率ごとに、当該予定利率を別表第二に掲げる予定利率の区分により区分し、それに当該区分のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乘じた額の合計額をいう。

（危険準備金IVの積立て基準）

第四条の二 危険準備金IVの積立ては、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額を限度とし、損害保険会社にあつては、次の第一号に掲げる額を限度とする。

一 ストレステストの対象とするリスク 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表第一の表に掲げる額の合計額を限度とした額

〔二～五 略〕

（危険準備金IIの積立て基準）

第五条 危険準備金IIの積立ては、予定利率リスク相当額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立て基準）

第二条の二 「同上」

一 ストレステスト（別表のストレステストをいう。第四条の二及び第六条において同じ。）の対象とするリスク 第四条の二第一号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立て残高の額を控除して得た額（負債となる場合は零とする。）

〔二～五 同上〕

（予定利率リスクに備える危険準備金の積立て基準）

第三条 規則第六十九条第六項第二号、第七十条第五項第二号、第一百五十条第六項第二号及び第一百五十二条第五項第二号に掲げる危険準備金（以下「危険準備金II」という。）は、規則第八十七条第二号又は第一百六十二条第二号に掲げる額の増加額及び利差益に百分の五を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

〔項を加える。〕

（危険準備金IVの積立て基準）

第四条の二 「同上」

一 ストレステストの対象とするリスク 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表の表に掲げる額の合計額を限度とした額

〔二～五 同上〕

（危険準備金IIの積立て基準）

第五条 危険準備金IIの積立ては、規則第八十七条第二号又は第一百六十二条第二号に掲げる額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

金融庁長官 伊藤 豊

別表第一 [略]

別表第二

I. 生命保険会社の場合 (ただし、III. の場合を除く。)

| 予定利率の区分 | リスク係数 |
|--------------------|-------|
| 0.0%以下の部分 | 0.0 |
| 0.0%を超える、1.0%以下の部分 | 0.01 |
| 1.0%を超える、1.5%以下の部分 | 0.2 |
| 1.5%を超える、2.0%以下の部分 | 0.8 |
| 2.0%を超える部分 | 1.0 |

II. 損害保険会社の場合 (ただし、III. の場合を除く。)

| 予定利率の区分 | リスク係数 |
|--------------------|-------|
| 0.0%以下の部分 | 0.0 |
| 0.0%を超える、0.5%以下の部分 | 0.4 |
| 0.5%を超える、1.5%以下の部分 | 0.6 |
| 1.5%を超える、2.5%以下の部分 | 0.8 |
| 2.5%を超える、3.0%以下の部分 | 0.9 |
| 3.0%を超える部分 | 1.0 |

III. 外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約の場合 (ただし、規則第六十六条第二項の規定を適用する対象資産に対応する保険契約に限る。)

| 予定利率の区分 | リスク係数 |
|--------------------|-------|
| 0.0%以下の部分 | 0.0 |
| 0.0%を超える、3.0%以下の部分 | 0.01 |
| 3.0%を超える、3.5%以下の部分 | 0.1 |
| 3.5%を超える、4.0%以下の部分 | 0.3 |
| 4.0%を超える、4.5%以下の部分 | 0.7 |
| 4.5%を超える部分 | 1.0 |

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

別表 [同上]

[別表を加える。]

附 則

(適用時期)

- 1 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の保険業法施行規則第六十九条第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（以下「新告示」という。）第三条の規定にかかるらず、令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る新告示第三条第一項に規定する増加額については、新告示別表第二に基づき算出した当該事業年度に係る予定利率リスク相当額から、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号）附則第二条第一号の規定による廃止前の保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）別表第六に基づき算出した当該事業年度の前事業年度に係る予定利率リスクに対応する額を控除した額とすることができる。

(保険業法施行規則第六十九条第七項、第七十条第六項、第一百五十条第七項及び第一百五十二条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件の廃止)

- 3 保険業法施行規則第六十九条第七項、第七十条第六項、第一百五十条第七項及び第一百五十二条の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準の特例を定める件（平成二十二年金融庁告示第四十七号）は、廃止する。

○金融庁告示第八十一号

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第七十一号）の施行に伴い、保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年七月二十三日 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

| 改 | 正 | 後 |
|---|---|---|
| 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第六号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。 | 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第二項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行規則第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件第四条第一項第一号、保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第九及び保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第十六に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。 | 保険業法施行規則別表（第五十九条の二第二項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号ハ関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行規則第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件第四条第一項第一号、保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件第一条第一項第一号、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第九及び保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第十六に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。 |

○金融庁告示第二号

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件（平成二十二年金融監督庁告示第二号）は、令和八年三月三十一日をもって廃止する。

成一一年大蔵省告示第二号

令和七年七月二十三日

金融庁長官 伊藤 豊
財務大臣 加藤 勝信

| | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| ○外務省持込紙11回+1回 | 外務大臣 岩屋 繁 | T S 1872014 | 2018/10/17 | 2025/ 6/ 2 | M J 1400102 | 2020/12/25 | 2025/ 6/ 3 | T R 7952948 | 2017/ 3/31 | 2025/ 6/ 3 |
| 次の旅券は、旅券法第十八条第一項第七号の規定に基づき、それそれ左記の年月日に効力を失つた。 | | | | | | | | | | |
| 令和七年七月二十一日 | | | | | | | | | | |
| 旅券番号 発行年月日 失効年月日 | | | | | | | | | | |
| T H4583887 2007/11/ 2 2017/11/ 2 | | | | | | | | | | |
| T S 3164433 2019/ 3/ 4 | | | | | | | | | | |
| M Z 1267785 2019/ 9/11 2024/ 9/11 | | | | | | | | | | |
| T S 4032397 2019/ 5/27 | | | | | | | | | | |
| T T 1974974 2021/11/26 2025/ 5/27 | | | | | | | | | | |
| T S 4104144 2019/ 8/ 2 | | | | | | | | | | |
| T Z 2140960 2022/ 9/22 2025/ 5/28 | | | | | | | | | | |
| T S 4167377 2019/ 8/19 | | | | | | | | | | |
| M J 1398578 2021/ 2/ 1 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T S 4447643 2019/ 9/18 | | | | | | | | | | |
| M J 1506962 2022/ 5/ 2 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T S 5152964 2020/ 1/15 | | | | | | | | | | |
| M J 1712042 2022/11/30 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 1076123 2020/ 2/14 | | | | | | | | | | |
| M J 1833325 2023/ 2/16 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 1297412 2020/ 8/24 | | | | | | | | | | |
| M J 2828081 2023/11/27 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2051578 2022/ 3/29 | | | | | | | | | | |
| M J 2874851 2023/11/30 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2261988 2022/ 7/21 | | | | | | | | | | |
| M J 3598429 2024/ 7/ 5 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2291368 2022/ 8/22 | | | | | | | | | | |
| M J 3921118 2024/10/ 1 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2463864 2022/ 8/31 | | | | | | | | | | |
| M J 4393103 2025/ 2/ 7 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2561452 2022/10/26 | | | | | | | | | | |
| M J 4585794 2025/ 3/19 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2631383 2022/11/ 8 | | | | | | | | | | |
| T M0108490 2025/ 4/16 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2856536 2022/12/16 | | | | | | | | | | |
| T R 3301359 2016/ 6/ 9 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 2952029 2023/ 1/19 | | | | | | | | | | |
| T R 4488814 2015/ 7/30 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 3744698 2023/ 6/ 5 | | | | | | | | | | |
| T R 4508777 2015/ 8/17 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 4022505 2023/ 7/ 7 | | | | | | | | | | |
| T R 4867396 2015/ 9/14 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 4272577 2023/ 8/17 | | | | | | | | | | |
| T R 4879067 2015/10/ 9 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 4864341 2023/10/25 | | | | | | | | | | |
| T R 5186823 2016/ 1/ 4 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 4970887 2023/11/24 | | | | | | | | | | |
| T R 5314620 2016/ 1/ 6 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 5299936 2024/ 1/31 | | | | | | | | | | |
| T R 5411616 2016/ 1/25 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 5794963 2024/ 4/ 2 | | | | | | | | | | |
| T R 5672399 2016/ 2/16 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 6327178 2024/ 7/ 5 | | | | | | | | | | |
| T R 5808562 2016/ 3/24 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 6775633 2024/ 8/23 | | | | | | | | | | |
| T R 6057362 2016/ 5/12 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 6856874 2024/ 9/ 3 | | | | | | | | | | |
| T R 6114502 2016/ 5/18 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 697789 2024/ 9/ 9 | | | | | | | | | | |
| T R 6227770 2016/ 5/19 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 6930771 2024/ 8/30 | | | | | | | | | | |
| T R 7443271 2017/ 1/13 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 7105308 2024/10/ 7 | | | | | | | | | | |
| T R 7624697 2017/ 2/ 9 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 7204311 2024/10/18 | | | | | | | | | | |
| T R 8345174 2017/ 5/16 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 7767601 2025/ 1/27 | | | | | | | | | | |
| T R 8799291 2017/ 7/31 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T T 7973229 2025/ 2/21 | | | | | | | | | | |
| T R 8980931 2017/ 8/21 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T Z 1159789 2016/ 9/ 7 | | | | | | | | | | |
| T S 1074177 2018/ 7/ 2 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| T Z 1358408 2019/ 6/ 7 | | | | | | | | | | |
| T S 1423366 2018/ 8/ 8 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| M J 1234246 2020/ 6/26 | | | | | | | | | | |
| T S 1731932 2018/ 9/26 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| M J 1325116 2022/ 1/17 | | | | | | | | | | |
| T S 1793505 2018/ 9/29 2025/ 6/ 2 | | | | | | | | | | |
| M J 1389419 2021/ 8/31 | | | | | | | | | | |
| T R 7611182 2025/ 6/ 3 | | | | | | | | | | |
| T R 7611182 2017/ 2/10 | | | | | | | | | | |
| T S 3818175 2019/ 7/ 5 | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T S 3882779 | 2019/ 7/ 9 | 2025/ 6/ 3 | M J 2694074 | 2023/10/ 6 | 2025/ 6/ 4 | T S 0188124 | 2018/ 2/26 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1244399 | 2017/12/ 5 | 2025/ 6/ 4 |
| T S 4536394 | 2019/10/ 7 | 2025/ 6/ 3 | M J 2811228 | 2024/ 1/11 | 2025/ 6/ 4 | T S 0252799 | 2018/ 3/ 2 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1291339 | 2018/ 6/26 | 2025/ 6/ 4 |
| T S 4656335 | 2019/10/28 | 2025/ 6/ 3 | M J 3051658 | 2024/ 2/ 9 | 2025/ 6/ 4 | T S 0428725 | 2018/ 4/ 4 | 2025/ 6/ 4 | T Z 2015536 | 2020/ 5/29 | 2025/ 6/ 4 |
| T S 4707646 | 2019/11/12 | 2025/ 6/ 3 | M J 3062740 | 2024/ 2/13 | 2025/ 6/ 4 | T S 0594509 | 2018/ 4/13 | 2025/ 6/ 4 | T Z 2175346 | 2023/ 3/ 2 | 2025/ 6/ 4 |
| T S 4845277 | 2019/11/15 | 2025/ 6/ 3 | M J 3159480 | 2024/ 3/29 | 2025/ 6/ 4 | T S 0607701 | 2018/ 4/19 | 2025/ 6/ 4 | M J 1231008 | 2021/ 4/30 | 2025/ 6/ 5 |
| T S 5125710 | 2019/12/27 | 2025/ 6/ 3 | M J 3506640 | 2024/ 6/ 4 | 2025/ 6/ 4 | T S 1264404 | 2018/ 7/30 | 2025/ 6/ 4 | M J 1341065 | 2021/ 3/25 | 2025/ 6/ 5 |
| T S 5240162 | 2020/ 1/23 | 2025/ 6/ 3 | M J 3745794 | 2024/ 8/ 1 | 2025/ 6/ 4 | T S 1612300 | 2018/ 8/22 | 2025/ 6/ 4 | M J 1342744 | 2020/10/ 2 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 1137408 | 2020/ 2/25 | 2025/ 6/ 3 | M J 4480101 | 2025/ 3/26 | 2025/ 6/ 4 | T S 1812650 | 2018/10/ 1 | 2025/ 6/ 4 | M J 1350144 | 2021/ 6/ 4 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 1512264 | 2022/10/20 | 2025/ 6/ 3 | M Z 2049702 | 2021/ 8/20 | 2025/ 6/ 4 | T S 2204356 | 2018/12/ 5 | 2025/ 6/ 4 | M J 1511658 | 2022/ 4/ 4 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 1742104 | 2021/ 6/25 | 2025/ 6/ 3 | M Z 2104472 | 2022/11/17 | 2025/ 6/ 4 | T S 2290774 | 2018/12/11 | 2025/ 6/ 4 | M J 1587191 | 2022/ 8/ 1 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 1966620 | 2022/ 1/ 6 | 2025/ 6/ 3 | T M0049923 | 2025/ 3/26 | 2025/ 6/ 4 | T S 2548160 | 2019/ 1/18 | 2025/ 6/ 4 | M J 1599153 | 2022/ 8/ 3 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 2041093 | 2022/ 4/ 5 | 2025/ 6/ 3 | T R 4268145 | 2015/ 6/19 | 2025/ 6/ 4 | T S 2840264 | 2019/ 2/22 | 2025/ 6/ 4 | M J 1722298 | 2022/11/ 8 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 2331143 | 2022/ 7/13 | 2025/ 6/ 3 | T R 4335056 | 2015/ 6/30 | 2025/ 6/ 4 | T S 3176994 | 2019/ 4/ 2 | 2025/ 6/ 4 | M J 1761562 | 2022/11/22 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 2442309 | 2022/ 8/19 | 2025/ 6/ 3 | T R 4584666 | 2015/ 8/24 | 2025/ 6/ 4 | T S 3220577 | 2019/ 4/16 | 2025/ 6/ 4 | M J 1802581 | 2023/ 1/19 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 2584613 | 2022/10/12 | 2025/ 6/ 3 | T R 4766755 | 2015/ 9/18 | 2025/ 6/ 4 | T S 3344764 | 2019/ 4/25 | 2025/ 6/ 4 | M J 1977928 | 2023/ 3/28 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 3092530 | 2023/ 2/14 | 2025/ 6/ 3 | T R 4844184 | 2015/10/ 1 | 2025/ 6/ 4 | T S 3788106 | 2019/ 6/22 | 2025/ 6/ 4 | M J 2148655 | 2023/ 5/12 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 3188034 | 2023/ 3/14 | 2025/ 6/ 3 | T R 4851418 | 2015/10/16 | 2025/ 6/ 4 | T S 3994010 | 2019/ 7/24 | 2025/ 6/ 4 | M J 2883162 | 2023/12/21 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 3371279 | 2023/ 3/31 | 2025/ 6/ 3 | T R 4904048 | 2015/10/16 | 2025/ 6/ 4 | T S 4111539 | 2019/ 8/ 6 | 2025/ 6/ 4 | M J 3053611 | 2024/ 2/ 2 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 3849001 | 2023/ 6/19 | 2025/ 6/ 3 | T R 4942565 | 2015/10/ 9 | 2025/ 6/ 4 | T S 4344078 | 2019/ 8/20 | 2025/ 6/ 4 | M J 4085678 | 2024/11/10 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 3945169 | 2023/ 7/ 3 | 2025/ 6/ 3 | T R 4942566 | 2015/10/ 9 | 2025/ 6/ 4 | T S 4513626 | 2019/10/10 | 2025/ 6/ 4 | M V0004461 | 2025/ 4/ 2 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 4279161 | 2023/ 8/16 | 2025/ 6/ 3 | T R 4972620 | 2015/ 9/29 | 2025/ 6/ 4 | T S 5415804 | 2020/ 2/ 5 | 2025/ 6/ 4 | M Z 2041505 | 2021/ 2/26 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 4726913 | 2023/10/ 3 | 2025/ 6/ 3 | T R 5051292 | 2015/10/23 | 2025/ 6/ 4 | T T 1186913 | 2020/ 3/ 4 | 2025/ 6/ 4 | M Z 2165868 | 2023/ 5/ 5 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 4932450 | 2023/11/ 6 | 2025/ 6/ 3 | T R 5667005 | 2016/ 3/ 3 | 2025/ 6/ 4 | T T 1693936 | 2021/ 3/16 | 2025/ 6/ 4 | T M0132114 | 2025/ 4/ 8 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 5333212 | 2024/ 1/24 | 2025/ 6/ 3 | T R 5900224 | 2016/ 3/22 | 2025/ 6/ 4 | T T 1790960 | 2021/ 9/ 3 | 2025/ 6/ 4 | T M0261323 | 2025/ 5/ 2 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 6409759 | 2024/ 7/ 2 | 2025/ 6/ 3 | T R 5915021 | 2016/ 4/11 | 2025/ 6/ 4 | T T 1834977 | 2021/ 8/17 | 2025/ 6/ 4 | T R 3261390 | 2016/ 5/30 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 6767730 | 2024/ 8/ 7 | 2025/ 6/ 3 | T R 6211042 | 2016/ 5/11 | 2025/ 6/ 4 | T T 2281769 | 2022/ 6/17 | 2025/ 6/ 4 | T R 3462605 | 2016/ 6/21 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 7004912 | 2024/ 9/ 4 | 2025/ 6/ 3 | T R 6212592 | 2016/ 5/13 | 2025/ 6/ 4 | T T 2302398 | 2022/ 6/19 | 2025/ 6/ 4 | T R 3472567 | 2016/ 7/ 4 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 7118162 | 2024/ 9/20 | 2025/ 6/ 3 | T R 6951398 | 2016/10/27 | 2025/ 6/ 4 | T T 2990004 | 2023/ 2/ 8 | 2025/ 6/ 4 | T R 310832 | 2023/ 2/15 | 2025/ 6/ 4 |
| T T 7150058 | 2024/10/23 | 2025/ 6/ 3 | T R 6991377 | 2016/11/ 1 | 2025/ 6/ 4 | T T 3580379 | 2023/ 5/12 | 2025/ 6/ 4 | T R 3535464 | 2016/ 7/ 5 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 7249545 | 2024/10/18 | 2025/ 6/ 3 | T R 7280625 | 2016/12/20 | 2025/ 6/ 4 | T T 3854239 | 2023/ 6/15 | 2025/ 6/ 4 | T T 4204153 | 2015/ 6/15 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 7778918 | 2025/ 1/29 | 2025/ 6/ 3 | T R 7437635 | 2017/ 2/ 3 | 2025/ 6/ 4 | T T 3894165 | 2023/ 6/23 | 2025/ 6/ 4 | T T 4225716 | 2015/ 6/22 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 7960741 | 2025/ 2/19 | 2025/ 6/ 3 | T R 7618769 | 2017/ 2/ 2 | 2025/ 6/ 4 | T T 4887648 | 2023/10/24 | 2025/ 6/ 4 | T T 4293260 | 2015/ 7/17 | 2025/ 6/ 5 |
| T T 8077790 | 2025/ 3/ 7 | 2025/ 6/ 3 | T R 7833380 | 2017/ 3/ 9 | 2025/ 6/ 4 | T T 5307595 | 2024/ 1/30 | 2025/ 6/ 4 | T T 4401041 | 2015/ 7/ 3 | 2025/ 6/ 5 |
| T Z 1137834 | 2016/ 6/30 | 2025/ 6/ 3 | T R 7882877 | 2017/ 3/22 | 2025/ 6/ 4 | T T 5350984 | 2024/ 1/26 | 2025/ 6/ 4 | T T 4455606 | 2015/ 7/29 | 2025/ 6/ 5 |
| T Z 1209151 | 2017/ 5/22 | 2025/ 6/ 3 | T R 7931599 | 2017/ 3/27 | 2025/ 6/ 4 | T T 5621312 | 2024/ 2/26 | 2025/ 6/ 4 | T T 4532708 | 2015/ 7/22 | 2025/ 6/ 5 |
| T Z 1233217 | 2017/10/19 | 2025/ 6/ 3 | T R 8060691 | 2017/ 4/14 | 2025/ 6/ 4 | T T 6241216 | 2024/ 6/19 | 2025/ 6/ 4 | T T 4585098 | 2015/ 8/ 4 | 2025/ 6/ 5 |
| T Z 2149256 | 2022/10/26 | 2025/ 6/ 3 | T R 8262682 | 2017/ 5/17 | 2025/ 6/ 4 | T T 6776734 | 2024/ 8/26 | 2025/ 6/ 4 | T T 4655457 | 2015/ 9/15 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 1298200 | 2022/ 5/10 | 2025/ 6/ 4 | T R 8414468 | 2017/ 6/ 1 | 2025/ 6/ 4 | T T 6931082 | 2024/ 8/30 | 2025/ 6/ 4 | T T 4694084 | 2015/10/16 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 1429106 | 2022/ 3/30 | 2025/ 6/ 4 | T R 8538960 | 2017/ 6/21 | 2025/ 6/ 4 | T T 7079697 | 2024/ 9/25 | 2025/ 6/ 4 | T T 4852714 | 2015/ 9/10 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 1549712 | 2022/ 6/17 | 2025/ 6/ 4 | T R 9156494 | 2017/ 9/21 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1069962 | 2015/ 6/16 | 2025/ 6/ 4 | T T 5038307 | 2015/11/ 9 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 1551248 | 2022/ 6/22 | 2025/ 6/ 4 | T R 9670282 | 2017/12/21 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1127269 | 2016/ 5/13 | 2025/ 6/ 4 | T T 5243180 | 2015/12/16 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 1573947 | 2022/ 7/14 | 2025/ 6/ 4 | T R 9776927 | 2017/12/27 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1147623 | 2016/ 8/ 2 | 2025/ 6/ 4 | T T 5631387 | 2016/ 2/22 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 2268975 | 2023/ 6/20 | 2025/ 6/ 4 | T S 0037886 | 2018/ 2/ 1 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1165472 | 2016/11/17 | 2025/ 6/ 4 | T T 5983945 | 2016/ 5/11 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 2407445 | 2023/ 8/ 3 | 2025/ 6/ 4 | T S 0050466 | 2018/ 1/30 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1208891 | 2017/ 5/26 | 2025/ 6/ 4 | T T 6173587 | 2016/ 5/27 | 2025/ 6/ 5 |
| M J 2533077 | 2023/ 8/30 | 2025/ 6/ 4 | T S 0118130 | 2018/ 2/19 | 2025/ 6/ 4 | T Z 1210951 | 2017/ 5/22 | 2025/ 6/ 4 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T R 6549377 | 2016/ 9/ 9 | 2025/ 6/ 5 | T T 1596859 | 2020/10/ 1 | 2025/ 6/ 5 | M J 2028834 | 2023/ 5/ 2 | 2025/ 6/ 6 | T R 8514176 | 2017/ 6/20 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 6553117 | 2016/ 9/ 6 | 2025/ 6/ 5 | T T 1650057 | 2021/ 1/12 | 2025/ 6/ 5 | M J 2165157 | 2023/ 5/29 | 2025/ 6/ 6 | T R 8773363 | 2017/ 7/25 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 6569587 | 2016/ 8/19 | 2025/ 6/ 5 | T T 1785907 | 2021/ 7/21 | 2025/ 6/ 5 | M J 2256557 | 2023/ 7/14 | 2025/ 6/ 6 | T R 8784957 | 2017/ 7/24 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 6683217 | 2016/ 9/21 | 2025/ 6/ 5 | T T 1924286 | 2021/12/20 | 2025/ 6/ 5 | M J 2335339 | 2023/ 6/30 | 2025/ 6/ 6 | T R 9057353 | 2017/ 8/30 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 6740170 | 2016/ 9/ 8 | 2025/ 6/ 5 | T T 1964232 | 2022/ 4/ 5 | 2025/ 6/ 5 | M J 2355151 | 2023/ 7/11 | 2025/ 6/ 6 | T R 9080973 | 2017/ 8/21 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 6975351 | 2016/10/31 | 2025/ 6/ 5 | T T 2130990 | 2022/ 6/ 7 | 2025/ 6/ 5 | M J 2355723 | 2023/ 7/13 | 2025/ 6/ 6 | T R 9378910 | 2017/10/13 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 7011781 | 2016/10/28 | 2025/ 6/ 5 | T T 2173647 | 2022/ 5/16 | 2025/ 6/ 5 | M J 2400594 | 2023/ 7/26 | 2025/ 6/ 6 | T R 9704656 | 2017/12/18 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 7038546 | 2016/11/18 | 2025/ 6/ 5 | T T 2508424 | 2022/ 8/19 | 2025/ 6/ 5 | M J 2857288 | 2023/12/ 7 | 2025/ 6/ 6 | T R 9759281 | 2017/12/22 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 7368713 | 2017/ 1/23 | 2025/ 6/ 5 | T T 2912315 | 2023/ 1/17 | 2025/ 6/ 5 | M J 3128018 | 2024/ 2/28 | 2025/ 6/ 6 | T R 9829869 | 2018/ 1/11 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 7397108 | 2017/ 1/11 | 2025/ 6/ 5 | T T 2956934 | 2023/ 1/16 | 2025/ 6/ 5 | M J 3188640 | 2024/ 3/12 | 2025/ 6/ 6 | T S 0283350 | 2018/ 3/ 7 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 7474111 | 2017/ 1/20 | 2025/ 6/ 5 | T T 2975234 | 2023/ 1/25 | 2025/ 6/ 5 | M J 3666003 | 2024/ 7/29 | 2025/ 6/ 6 | T S 0357615 | 2018/ 3/19 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 7893596 | 2017/ 3/24 | 2025/ 6/ 5 | T T 3350396 | 2023/ 3/23 | 2025/ 6/ 5 | M J 3858325 | 2024/ 8/27 | 2025/ 6/ 6 | T S 0434779 | 2018/ 3/22 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8017145 | 2017/ 4/ 5 | 2025/ 6/ 5 | T T 3449527 | 2023/ 4/14 | 2025/ 6/ 5 | M J 3962656 | 2024/ 9/ 4 | 2025/ 6/ 6 | T S 0810121 | 2018/ 5/25 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8090653 | 2017/ 4/12 | 2025/ 6/ 5 | T T 3490289 | 2023/ 4/28 | 2025/ 6/ 5 | M J 4022188 | 2024/11/12 | 2025/ 6/ 6 | T S 1099333 | 2018/ 7/ 5 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8263849 | 2017/ 5/ 8 | 2025/ 6/ 5 | T T 3575124 | 2023/ 5/12 | 2025/ 6/ 5 | T M 0099076 | 2025/ 4/ 3 | 2025/ 6/ 6 | T S 1435448 | 2018/ 8/17 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8271753 | 2017/ 6/15 | 2025/ 6/ 5 | T T 4202502 | 2023/ 8/15 | 2025/ 6/ 5 | T M 0377382 | 2025/ 5/20 | 2025/ 6/ 6 | T S 1465476 | 2018/ 8/13 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8321308 | 2017/ 5/17 | 2025/ 6/ 5 | T T 4390737 | 2023/ 9/ 4 | 2025/ 6/ 5 | T R 3189681 | 2015/ 6/17 | 2025/ 6/ 6 | T S 1472706 | 2018/ 8/24 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8340594 | 2017/ 5/16 | 2025/ 6/ 5 | T T 4471254 | 2023/ 9/12 | 2025/ 6/ 5 | T R 3303689 | 2016/ 6/ 2 | 2025/ 6/ 6 | T S 1637697 | 2018/ 9/13 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8457627 | 2017/ 6/ 9 | 2025/ 6/ 5 | T T 4482348 | 2023/ 9/12 | 2025/ 6/ 5 | T R 3333249 | 2016/ 6/10 | 2025/ 6/ 6 | T S 2077783 | 2018/11/11 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8496061 | 2017/ 6/15 | 2025/ 6/ 5 | T T 4485771 | 2023/ 9/20 | 2025/ 6/ 5 | T R 3498842 | 2016/ 7/12 | 2025/ 6/ 6 | T S 3045773 | 2019/ 4/ 1 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8783425 | 2017/ 7/26 | 2025/ 6/ 5 | T T 4666243 | 2023/11/20 | 2025/ 6/ 5 | T R 3525102 | 2016/ 7/ 8 | 2025/ 6/ 6 | T S 3284833 | 2019/ 4/16 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8800421 | 2017/ 7/27 | 2025/ 6/ 5 | T T 4893550 | 2023/11/ 6 | 2025/ 6/ 5 | T R 4221398 | 2015/ 6/ 9 | 2025/ 6/ 6 | T S 3342466 | 2019/ 4/25 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 8930126 | 2017/ 8/18 | 2025/ 6/ 5 | T T 4968449 | 2023/11/12 | 2025/ 6/ 5 | T R 4541053 | 2015/ 7/29 | 2025/ 6/ 6 | T S 3863624 | 2019/ 7/ 3 | 2025/ 6/ 6 |
| T R 9035731 | 2017/ 8/21 | 2025/ 6/ 5 | T T 4969093 | 2023/11/16 | 2025/ 6/ 5 | T R 4854815 | 2015/10/ 2 | 2025/ 6/ 6 | T S 4216569 | 2019/ 8/27 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 0476346 | 2018/ 4/ 3 | 2025/ 6/ 5 | T T 4999979 | 2023/12/13 | 2025/ 6/ 5 | T R 4908824 | 2015/11/11 | 2025/ 6/ 6 | T S 4468035 | 2019/ 9/14 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 0476938 | 2018/ 4/ 5 | 2025/ 6/ 5 | T T 5253018 | 2024/ 1/19 | 2025/ 6/ 5 | T R 4945198 | 2015/11/12 | 2025/ 6/ 6 | T S 4528382 | 2019/10/ 2 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 0666458 | 2018/ 5/ 2 | 2025/ 6/ 5 | T T 5350983 | 2024/ 1/26 | 2025/ 6/ 5 | T R 5011490 | 2015/10/29 | 2025/ 6/ 6 | T S 4715290 | 2019/11/ 1 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 0688934 | 2018/ 5/ 7 | 2025/ 6/ 5 | T T 5472991 | 2024/ 2/15 | 2025/ 6/ 5 | T R 5289591 | 2016/ 1/27 | 2025/ 6/ 6 | T S 5335285 | 2020/ 2/ 4 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 0741734 | 2018/ 5/14 | 2025/ 6/ 5 | T T 5855016 | 2024/ 4/12 | 2025/ 6/ 5 | T R 5338678 | 2016/ 1/12 | 2025/ 6/ 6 | T T 1162707 | 2020/ 3/ 5 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 0830699 | 2018/ 5/16 | 2025/ 6/ 5 | T T 5885796 | 2024/ 4/ 1 | 2025/ 6/ 5 | T R 6214862 | 2016/ 5/19 | 2025/ 6/ 6 | T T 1583523 | 2020/10/ 5 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 1421622 | 2018/ 8/14 | 2025/ 6/ 5 | T T 6289852 | 2024/ 5/30 | 2025/ 6/ 5 | T R 6220879 | 2016/ 5/16 | 2025/ 6/ 6 | T T 1753517 | 2021/ 7/20 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 1491558 | 2018/ 8/30 | 2025/ 6/ 5 | T T 6599650 | 2024/ 7/22 | 2025/ 6/ 5 | T R 6420736 | 2016/ 8/ 8 | 2025/ 6/ 6 | T T 1984086 | 2022/ 1/14 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 1536474 | 2018/ 9/12 | 2025/ 6/ 5 | T T 6668484 | 2024/ 8/ 5 | 2025/ 6/ 5 | T R 6617449 | 2016/ 9/14 | 2025/ 6/ 6 | T T 2419123 | 2022/ 8/23 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 1910628 | 2018/10/19 | 2025/ 6/ 5 | T T 6893034 | 2024/ 8/29 | 2025/ 6/ 5 | T R 6730183 | 2016/ 9/26 | 2025/ 6/ 6 | T T 2527767 | 2022/ 9/29 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 2088201 | 2018/11/26 | 2025/ 6/ 5 | T Z 1236708 | 2017/10/31 | 2025/ 6/ 5 | T R 6843382 | 2016/10/12 | 2025/ 6/ 6 | T T 2939387 | 2023/ 1/26 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 2225142 | 2018/11/30 | 2025/ 6/ 5 | T Z 1276855 | 2018/ 6/21 | 2025/ 6/ 5 | T R 6930601 | 2016/10/17 | 2025/ 6/ 6 | T T 3054278 | 2023/ 1/29 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 2291504 | 2018/12/ 7 | 2025/ 6/ 5 | T Z 1358095 | 2019/ 8/ 9 | 2025/ 6/ 5 | T R 7348346 | 2017/ 1/ 5 | 2025/ 6/ 6 | T T 3069990 | 2023/ 2/27 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 2572570 | 2019/ 1/10 | 2025/ 6/ 5 | T Z 2016393 | 2020/ 7/ 8 | 2025/ 6/ 5 | T R 7529005 | 2017/ 1/13 | 2025/ 6/ 6 | T T 3686721 | 2023/ 5/26 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 2727626 | 2019/ 2/18 | 2025/ 6/ 5 | T Z 2021545 | 2020/ 6/25 | 2025/ 6/ 5 | T R 7794049 | 2017/ 3/ 6 | 2025/ 6/ 6 | T T 3924046 | 2023/ 6/22 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 3736729 | 2019/ 6/28 | 2025/ 6/ 5 | T Z 2105453 | 2022/ 5/24 | 2025/ 6/ 5 | T R 7794050 | 2017/ 3/ 6 | 2025/ 6/ 6 | T T 4142334 | 2023/ 8/ 2 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 4012973 | 2019/ 7/29 | 2025/ 6/ 5 | T Z 2270056 | 2024/11/22 | 2025/ 6/ 5 | T R 7874670 | 2017/ 3/23 | 2025/ 6/ 6 | T T 4288859 | 2023/ 8/16 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 4395428 | 2019/ 9/17 | 2025/ 6/ 5 | M J 1335532 | 2021/11/ 8 | 2025/ 6/ 6 | T R 7897278 | 2017/ 3/17 | 2025/ 6/ 6 | T T 4407381 | 2023/ 8/28 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 4516981 | 2019/10/11 | 2025/ 6/ 5 | M J 1344897 | 2021/11/25 | 2025/ 6/ 6 | T R 8130610 | 2017/ 4/10 | 2025/ 6/ 6 | T T 4463767 | 2023/ 9/12 | 2025/ 6/ 6 |
| T S 4912041 | 2019/11/29 | 2025/ 6/ 5 | M J 1356951 | 2021/ 6/16 | 2025/ 6/ 6 | T R 8175405 | 2017/ 5/ 8 | 2025/ 6/ 6 | | | |
| T S 4941455 | 2019/12/ 3 | 2025/ 6/ 5 | M J 1741978 | 2022/11/18 | 2025/ 6/ 6 | T R 8470391 | 2017/ 6/ 9 | 2025/ 6/ 6 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T T 4910583 | 2023/11/28 | 2025/ 6/ 6 | T R 6677113 | 2016/ 9/26 | 2025/ 6/ 9 | T S 4444564 | 2019/ 9/20 | 2025/ 6/ 9 | T R 3509251 | 2016/ 6/29 | 2025/ 6/10 |
| T T 6007654 | 2024/ 4/24 | 2025/ 6/ 6 | T R 6746326 | 2016/ 9/23 | 2025/ 6/ 9 | T S 5024285 | 2019/12/19 | 2025/ 6/ 9 | T R 4508035 | 2015/11/12 | 2025/ 6/10 |
| T T 6139921 | 2024/ 5/27 | 2025/ 6/ 6 | T R 6977333 | 2016/10/20 | 2025/ 6/ 9 | T T 121353 | 2020/ 3/23 | 2025/ 6/ 9 | T R 4785130 | 2015/10/ 7 | 2025/ 6/10 |
| T T 6939672 | 2024/ 9/25 | 2025/ 6/ 6 | T R 7027593 | 2016/11/10 | 2025/ 6/ 9 | T T 1721074 | 2021/ 5/ 7 | 2025/ 6/ 9 | T R 4798463 | 2015/11/ 6 | 2025/ 6/10 |
| T T 7467676 | 2024/12/ 2 | 2025/ 6/ 6 | T R 7059878 | 2016/11/15 | 2025/ 6/ 9 | T T 2130226 | 2022/ 6/ 7 | 2025/ 6/ 9 | T R 4830840 | 2015/ 9/28 | 2025/ 6/10 |
| T T 7752081 | 2025/ 1/29 | 2025/ 6/ 6 | T R 7146630 | 2016/12/ 7 | 2025/ 6/ 9 | T T 2307730 | 2022/ 8/ 1 | 2025/ 6/ 9 | T R 5085315 | 2015/12/ 1 | 2025/ 6/10 |
| T Z 2218839 | 2023/12/19 | 2025/ 6/ 6 | T R 7170160 | 2016/11/25 | 2025/ 6/ 9 | T T 2366693 | 2022/ 8/12 | 2025/ 6/ 9 | T R 5314501 | 2016/ 1/ 5 | 2025/ 6/10 |
| T M0022246 | 2025/ 4/17 | 2025/ 6/ 7 | T R 7207269 | 2016/12/16 | 2025/ 6/ 9 | T T 2473098 | 2022/ 9/26 | 2025/ 6/ 9 | T R 5323612 | 2016/ 1/26 | 2025/ 6/10 |
| T R 4253730 | 2015/ 6/ 8 | 2025/ 6/ 8 | T R 7336611 | 2017/ 1/12 | 2025/ 6/ 9 | T T 2570643 | 2022/ 9/28 | 2025/ 6/ 9 | T R 5579021 | 2016/ 2/15 | 2025/ 6/10 |
| M J 1201713 | 2020/10/20 | 2025/ 6/ 9 | T R 7505123 | 2017/ 1/17 | 2025/ 6/ 9 | T T 3676665 | 2023/ 5/31 | 2025/ 6/ 9 | T R 5838474 | 2016/ 3/15 | 2025/ 6/10 |
| M J 1457519 | 2021/10/ 1 | 2025/ 6/ 9 | T R 7772413 | 2017/ 2/28 | 2025/ 6/ 9 | T T 3704939 | 2023/ 5/26 | 2025/ 6/ 9 | T R 5927324 | 2016/ 3/31 | 2025/ 6/10 |
| M J 1576636 | 2022/ 6/13 | 2025/ 6/ 9 | T R 8049560 | 2017/ 4/ 6 | 2025/ 6/ 9 | T T 4218699 | 2023/ 8/ 9 | 2025/ 6/ 9 | T R 6413177 | 2016/ 8/ 2 | 2025/ 6/10 |
| M J 1579781 | 2022/ 7/ 8 | 2025/ 6/ 9 | T R 8261680 | 2017/ 5/15 | 2025/ 6/ 9 | T T 4842734 | 2023/11/16 | 2025/ 6/ 9 | T R 6432196 | 2016/ 7/29 | 2025/ 6/10 |
| M J 2042924 | 2023/ 3/29 | 2025/ 6/ 9 | T R 8292986 | 2017/ 5/15 | 2025/ 6/ 9 | T T 4941835 | 2023/11/22 | 2025/ 6/ 9 | T R 6514505 | 2016/ 8/18 | 2025/ 6/10 |
| M J 2300184 | 2023/ 7/ 7 | 2025/ 6/ 9 | T R 8657896 | 2017/ 7/ 6 | 2025/ 6/ 9 | T T 5654218 | 2024/ 3/12 | 2025/ 6/ 9 | T R 6620403 | 2016/ 8/31 | 2025/ 6/10 |
| M J 2317334 | 2023/ 7/ 6 | 2025/ 6/ 9 | T R 8698240 | 2018/ 1/24 | 2025/ 6/ 9 | T T 5782052 | 2024/ 4/ 8 | 2025/ 6/ 9 | T R 7167306 | 2016/12/ 7 | 2025/ 6/10 |
| M J 2439346 | 2023/ 8/ 4 | 2025/ 6/ 9 | T R 8961723 | 2017/ 8/16 | 2025/ 6/ 9 | T T 5824768 | 2024/ 3/27 | 2025/ 6/ 9 | T R 7525580 | 2017/ 1/23 | 2025/ 6/10 |
| M J 2579395 | 2023/ 9/15 | 2025/ 6/ 9 | T R 9067449 | 2017/ 9/ 1 | 2025/ 6/ 9 | T T 6285075 | 2024/ 6/17 | 2025/ 6/ 9 | T R 7608290 | 2017/ 2/10 | 2025/ 6/10 |
| M J 2655495 | 2023/10/16 | 2025/ 6/ 9 | T R 9394463 | 2017/10/19 | 2025/ 6/ 9 | T T 6353045 | 2024/ 6/ 6 | 2025/ 6/ 9 | T R 7624854 | 2017/ 2/ 9 | 2025/ 6/10 |
| M J 3532795 | 2024/ 7/ 1 | 2025/ 6/ 9 | T R 9405358 | 2017/10/27 | 2025/ 6/ 9 | T T 6715709 | 2024/ 8/ 8 | 2025/ 6/ 9 | T R 7809272 | 2017/ 3/ 9 | 2025/ 6/10 |
| M J 3831309 | 2024/ 9/ 2 | 2025/ 6/ 9 | T R 9922781 | 2018/ 1/15 | 2025/ 6/ 9 | T T 6835074 | 2024/ 9/ 3 | 2025/ 6/ 9 | T R 8011025 | 2017/ 4/11 | 2025/ 6/10 |
| M J 4286745 | 2025/ 1/15 | 2025/ 6/ 9 | T S 0124931 | 2018/ 2/20 | 2025/ 6/ 9 | T T 6879962 | 2024/10/ 1 | 2025/ 6/ 9 | T R 8157486 | 2017/ 4/18 | 2025/ 6/10 |
| M V 0052314 | 2025/ 4/23 | 2025/ 6/ 9 | T S 0149136 | 2018/ 2/15 | 2025/ 6/ 9 | T T 6982909 | 2024/ 9/10 | 2025/ 6/ 9 | T R 8342758 | 2017/ 5/23 | 2025/ 6/10 |
| T M0299777 | 2025/ 5/ 9 | 2025/ 6/ 9 | T S 0243802 | 2018/ 3/ 1 | 2025/ 6/ 9 | T T 7043283 | 2024/ 9/24 | 2025/ 6/ 9 | T R 8493108 | 2017/ 6/ 9 | 2025/ 6/10 |
| T R 3377369 | 2016/ 6/ 9 | 2025/ 6/ 9 | T S 0433638 | 2018/ 4/ 2 | 2025/ 6/ 9 | T T 7875507 | 2025/ 1/31 | 2025/ 6/ 9 | T R 8508933 | 2017/ 6/16 | 2025/ 6/10 |
| T R 4193838 | 2015/ 6/11 | 2025/ 6/ 9 | T S 0485538 | 2018/ 4/16 | 2025/ 6/ 9 | T Z 1234103 | 2017/ 9/11 | 2025/ 6/ 9 | T R 8575858 | 2017/ 6/30 | 2025/ 6/10 |
| T R 4370553 | 2015/ 8/17 | 2025/ 6/ 9 | T S 0706360 | 2018/ 5/17 | 2025/ 6/ 9 | M J 1370730 | 2021/ 9/16 | 2025/ 6/10 | T R 8647326 | 2017/ 6/30 | 2025/ 6/10 |
| T R 4409598 | 2015/ 8/ 6 | 2025/ 6/ 9 | T S 1060494 | 2018/ 6/22 | 2025/ 6/ 9 | M J 1378980 | 2021/ 5/ 6 | 2025/ 6/10 | T R 8961856 | 2017/ 8/17 | 2025/ 6/10 |
| T R 4634352 | 2015/ 8/20 | 2025/ 6/ 9 | T S 1121561 | 2018/ 7/ 4 | 2025/ 6/ 9 | M J 1517641 | 2022/ 3/22 | 2025/ 6/10 | T R 8987646 | 2017/ 8/29 | 2025/ 6/10 |
| T R 4944351 | 2015/12/11 | 2025/ 6/ 9 | T S 1460565 | 2018/ 8/16 | 2025/ 6/ 9 | M J 2147229 | 2023/ 5/19 | 2025/ 6/10 | T R 9008746 | 2017/ 8/25 | 2025/ 6/10 |
| T R 5149196 | 2015/11/10 | 2025/ 6/ 9 | T S 1942922 | 2018/10/31 | 2025/ 6/ 9 | M J 2260240 | 2023/ 6/ 8 | 2025/ 6/10 | T R 9577489 | 2017/11/24 | 2025/ 6/10 |
| T R 5184768 | 2015/12/21 | 2025/ 6/ 9 | T S 2039666 | 2018/11/14 | 2025/ 6/ 9 | M J 2287022 | 2023/ 7/ 4 | 2025/ 6/10 | T R 9685544 | 2018/ 1/10 | 2025/ 6/10 |
| T R 5242321 | 2015/12/ 9 | 2025/ 6/ 9 | T S 2105215 | 2018/11/16 | 2025/ 6/ 9 | M J 2385718 | 2023/ 7/21 | 2025/ 6/10 | T R 9714090 | 2017/12/19 | 2025/ 6/10 |
| T R 5298936 | 2016/ 1/13 | 2025/ 6/ 9 | T S 2444474 | 2019/ 1/15 | 2025/ 6/ 9 | M J 2571825 | 2023/ 9/ 1 | 2025/ 6/10 | T S 0112628 | 2018/ 2/13 | 2025/ 6/10 |
| T R 5324276 | 2016/ 1/27 | 2025/ 6/ 9 | T S 2482849 | 2019/ 1/15 | 2025/ 6/ 9 | M J 3371862 | 2024/ 4/19 | 2025/ 6/10 | T S 0354693 | 2018/ 3/15 | 2025/ 6/10 |
| T R 5830082 | 2016/ 3/30 | 2025/ 6/ 9 | T S 2614639 | 2019/ 1/29 | 2025/ 6/ 9 | M J 3372074 | 2024/ 4/22 | 2025/ 6/10 | T S 0504232 | 2018/ 5/10 | 2025/ 6/10 |
| T R 5895696 | 2016/ 4/ 1 | 2025/ 6/ 9 | T S 2725656 | 2019/ 2/12 | 2025/ 6/ 9 | M J 3671439 | 2024/ 6/26 | 2025/ 6/10 | T S 0766902 | 2018/ 5/18 | 2025/ 6/10 |
| T R 5928831 | 2016/ 4/21 | 2025/ 6/ 9 | T S 3049296 | 2019/ 3/20 | 2025/ 6/ 9 | M J 3719892 | 2024/ 8/ 6 | 2025/ 6/10 | T S 0800762 | 2018/ 5/16 | 2025/ 6/10 |
| T R 6081820 | 2016/ 4/19 | 2025/ 6/ 9 | T S 3220436 | 2019/ 4/16 | 2025/ 6/ 9 | M J 3778022 | 2024/ 8/ 9 | 2025/ 6/10 | T S 1010790 | 2018/ 6/19 | 2025/ 6/10 |
| T R 6287581 | 2016/ 7/12 | 2025/ 6/ 9 | T S 3407398 | 2019/ 5/28 | 2025/ 6/ 9 | M J 4220033 | 2024/12/24 | 2025/ 6/10 | T S 1031556 | 2018/ 6/18 | 2025/ 6/10 |
| T R 6323565 | 2016/ 7/15 | 2025/ 6/ 9 | T S 3456936 | 2019/ 5/17 | 2025/ 6/ 9 | M V 0110042 | 2025/ 4/14 | 2025/ 6/10 | T S 1174887 | 2018/ 7/12 | 2025/ 6/10 |
| T R 6423441 | 2016/ 8/15 | 2025/ 6/ 9 | T S 3880567 | 2019/ 7/12 | 2025/ 6/ 9 | M Z 2145036 | 2023/ 3/22 | 2025/ 6/10 | T S 1174888 | 2018/ 7/12 | 2025/ 6/10 |
| T R 6563026 | 2016/ 8/17 | 2025/ 6/ 9 | T S 3940057 | 2019/ 7/22 | 2025/ 6/ 9 | T R 3321196 | 2016/ 6/ 7 | 2025/ 6/10 | T S 1539907 | 2018/ 9/19 | 2025/ 6/10 |
| T R 6589187 | 2016/ 8/25 | 2025/ 6/ 9 | T S 4439271 | 2019/ 9/18 | 2025/ 6/ 9 | T R 3342136 | 2016/ 6/ 1 | 2025/ 6/10 | T S 1947977 | 2018/10/23 | 2025/ 6/10 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T S 1950897 | 2018/10/24 | 2025/ 6/10 | T T 4106724 | 2023/ 7/24 | 2025/ 6/10 | T R 5133411 | 2016/ 1/ 7 | 2025/ 6/11 | T S 2719684 | 2019/ 2/ 8 | 2025/ 6/11 |
| T S 2098921 | 2018/11/16 | 2025/ 6/10 | T T 4693583 | 2023/10/17 | 2025/ 6/10 | T R 5254824 | 2015/12/24 | 2025/ 6/11 | T S 2859763 | 2019/ 2/25 | 2025/ 6/11 |
| T S 2099862 | 2018/11/16 | 2025/ 6/10 | T T 4984973 | 2023/11/29 | 2025/ 6/10 | T R 5338976 | 2016/ 1/12 | 2025/ 6/11 | T S 2917152 | 2019/ 3/ 7 | 2025/ 6/11 |
| T S 2158471 | 2018/11/20 | 2025/ 6/10 | T T 5358434 | 2024/ 1/23 | 2025/ 6/10 | T R 5343558 | 2016/ 2/29 | 2025/ 6/11 | T S 3754394 | 2019/ 6/26 | 2025/ 6/11 |
| T S 2330392 | 2018/12/25 | 2025/ 6/10 | T T 5371350 | 2024/ 1/21 | 2025/ 6/10 | T R 5359388 | 2016/ 2/22 | 2025/ 6/11 | T S 4020568 | 2019/ 7/30 | 2025/ 6/11 |
| T S 2356761 | 2019/ 1/ 7 | 2025/ 6/10 | T T 5569398 | 2024/ 2/19 | 2025/ 6/10 | T R 5526301 | 2016/ 1/25 | 2025/ 6/11 | T S 4044786 | 2019/ 7/31 | 2025/ 6/11 |
| T S 2441668 | 2019/ 1/11 | 2025/ 6/10 | T T 5715403 | 2024/ 3/15 | 2025/ 6/10 | T R 5562574 | 2016/ 2/16 | 2025/ 6/11 | T S 4384489 | 2019/ 9/26 | 2025/ 6/11 |
| T S 2504709 | 2019/ 1/11 | 2025/ 6/10 | T T 6017892 | 2024/ 4/19 | 2025/ 6/10 | T R 6064224 | 2016/ 5/17 | 2025/ 6/11 | T S 4431515 | 2019/ 9/19 | 2025/ 6/11 |
| T S 2787360 | 2019/ 2/18 | 2025/ 6/10 | T T 6225322 | 2024/ 5/31 | 2025/ 6/10 | T R 6180659 | 2016/ 5/25 | 2025/ 6/11 | T S 4773267 | 2019/11/ 3 | 2025/ 6/11 |
| T S 3097687 | 2019/ 3/28 | 2025/ 6/10 | T T 7335055 | 2024/11/25 | 2025/ 6/10 | T R 6244668 | 2016/ 7/12 | 2025/ 6/11 | T S 4811867 | 2019/11/15 | 2025/ 6/11 |
| T S 3397479 | 2019/ 5/14 | 2025/ 6/10 | T T 7867552 | 2025/ 1/29 | 2025/ 6/10 | T R 6274215 | 2016/ 7/20 | 2025/ 6/11 | T S 4826225 | 2019/11/21 | 2025/ 6/11 |
| T S 3410854 | 2019/ 5/14 | 2025/ 6/10 | T T 7914711 | 2025/ 2/21 | 2025/ 6/10 | T R 7307891 | 2017/ 1/17 | 2025/ 6/11 | T S 4995442 | 2019/12/10 | 2025/ 6/11 |
| T S 3493369 | 2019/ 5/28 | 2025/ 6/10 | T Z 1300447 | 2018/ 8/ 7 | 2025/ 6/10 | T R 8249681 | 2017/ 5/10 | 2025/ 6/11 | T T 1256100 | 2020/ 3/23 | 2025/ 6/11 |
| T S 3537301 | 2019/ 5/21 | 2025/ 6/10 | T Z 1307693 | 2018/ 9/17 | 2025/ 6/10 | T R 8361415 | 2017/ 5/30 | 2025/ 6/11 | T T 1595347 | 2020/ 9/17 | 2025/ 6/11 |
| T S 3562836 | 2019/ 6/ 4 | 2025/ 6/10 | T Z 2193491 | 2023/ 8/28 | 2025/ 6/10 | T R 8413686 | 2017/ 5/30 | 2025/ 6/11 | T T 2113982 | 2022/ 6/14 | 2025/ 6/11 |
| T S 3655342 | 2019/ 6/19 | 2025/ 6/10 | T Z 2243959 | 2024/ 5/29 | 2025/ 6/10 | T R 8717345 | 2017/ 7/20 | 2025/ 6/11 | T T 2247361 | 2022/ 7/14 | 2025/ 6/11 |
| T S 3679100 | 2019/ 6/17 | 2025/ 6/10 | M J 1246858 | 2020/ 9/30 | 2025/ 6/11 | T R 8838445 | 2017/ 8/ 2 | 2025/ 6/11 | T T 2257606 | 2022/ 6/10 | 2025/ 6/11 |
| T S 3688296 | 2019/ 6/19 | 2025/ 6/10 | M J 1257044 | 2020/12/14 | 2025/ 6/11 | T R 8870068 | 2017/ 8/ 7 | 2025/ 6/11 | T T 2503023 | 2022/ 9/ 8 | 2025/ 6/11 |
| T S 4037759 | 2019/ 7/31 | 2025/ 6/10 | M J 1344544 | 2022/12/21 | 2025/ 6/11 | T R 9039610 | 2017/ 9/ 8 | 2025/ 6/11 | T T 2872304 | 2023/ 1/19 | 2025/ 6/11 |
| T S 4180623 | 2019/ 8/ 9 | 2025/ 6/10 | M J 1454066 | 2021/ 9/15 | 2025/ 6/11 | T R 9308632 | 2017/10/17 | 2025/ 6/11 | T T 2943354 | 2023/ 1/13 | 2025/ 6/11 |
| T S 4273406 | 2019/ 9/ 3 | 2025/ 6/10 | M J 1482360 | 2022/ 3/ 7 | 2025/ 6/11 | T R 9388648 | 2017/10/19 | 2025/ 6/11 | T T 3022843 | 2023/ 2/ 3 | 2025/ 6/11 |
| T S 4690592 | 2019/10/29 | 2025/ 6/10 | M J 1485700 | 2022/ 1/11 | 2025/ 6/11 | T R 9407213 | 2017/10/24 | 2025/ 6/11 | T T 3172600 | 2023/ 3/ 6 | 2025/ 6/11 |
| T S 4807616 | 2019/11/12 | 2025/ 6/10 | M J 1617235 | 2022/ 9/ 6 | 2025/ 6/11 | T R 9550740 | 2017/11/29 | 2025/ 6/11 | T T 3242002 | 2023/ 4/ 4 | 2025/ 6/11 |
| T S 4854910 | 2019/11/25 | 2025/ 6/10 | M J 1943440 | 2023/ 4/11 | 2025/ 6/11 | T R 9871308 | 2018/ 1/16 | 2025/ 6/11 | T T 3675224 | 2023/ 5/29 | 2025/ 6/11 |
| T S 5154706 | 2020/ 1/17 | 2025/ 6/10 | M J 1974979 | 2023/ 3/13 | 2025/ 6/11 | T R 9986914 | 2018/ 2/16 | 2025/ 6/11 | T T 3728273 | 2023/ 6/19 | 2025/ 6/11 |
| T S 5220380 | 2020/ 1/16 | 2025/ 6/10 | M J 2087489 | 2023/ 5/29 | 2025/ 6/11 | T S 0424824 | 2018/ 3/30 | 2025/ 6/11 | T T 3819710 | 2023/ 6/ 1 | 2025/ 6/11 |
| T S 5340957 | 2020/ 2/ 5 | 2025/ 6/10 | M J 2103467 | 2023/ 6/ 2 | 2025/ 6/11 | T S 0494848 | 2018/ 4/ 5 | 2025/ 6/11 | T T 4326312 | 2023/ 8/25 | 2025/ 6/11 |
| T T 1011087 | 2020/ 2/17 | 2025/ 6/10 | M J 2457414 | 2023/ 8/ 8 | 2025/ 6/11 | T S 0512573 | 2018/ 4/ 6 | 2025/ 6/11 | T T 4434445 | 2023/ 9/13 | 2025/ 6/11 |
| T T 1079634 | 2020/ 2/17 | 2025/ 6/10 | M J 2857047 | 2023/12/ 4 | 2025/ 6/11 | T S 0547896 | 2018/ 4/24 | 2025/ 6/11 | T T 4566878 | 2023/ 9/11 | 2025/ 6/11 |
| T T 1222802 | 2020/ 5/19 | 2025/ 6/10 | M J 3043680 | 2024/ 2/29 | 2025/ 6/11 | T S 0727809 | 2018/ 5/11 | 2025/ 6/11 | T T 4813978 | 2023/11/13 | 2025/ 6/11 |
| T T 1846532 | 2021/ 8/ 6 | 2025/ 6/10 | M J 3147127 | 2024/ 3/29 | 2025/ 6/11 | T S 0738637 | 2018/ 5/28 | 2025/ 6/11 | T T 5005862 | 2023/12/ 8 | 2025/ 6/11 |
| T T 2163493 | 2022/ 4/15 | 2025/ 6/10 | M J 3336368 | 2024/ 4/18 | 2025/ 6/11 | T S 0761092 | 2018/ 5/15 | 2025/ 6/11 | T T 5227025 | 2024/ 1/22 | 2025/ 6/11 |
| T T 2192433 | 2022/ 5/12 | 2025/ 6/10 | M J 3421894 | 2024/ 5/ 9 | 2025/ 6/11 | T S 0816012 | 2018/ 5/24 | 2025/ 6/11 | T T 5246160 | 2024/ 1/ 5 | 2025/ 6/11 |
| T T 2254582 | 2022/ 6/23 | 2025/ 6/10 | M J 3497681 | 2024/ 5/27 | 2025/ 6/11 | T S 0912202 | 2018/ 6/ 6 | 2025/ 6/11 | T T 5482755 | 2024/ 3/ 4 | 2025/ 6/11 |
| T T 2273849 | 2022/ 6/ 7 | 2025/ 6/10 | M J 3930382 | 2024/10/ 4 | 2025/ 6/11 | T S 1091094 | 2018/ 6/22 | 2025/ 6/11 | T T 5496473 | 2024/ 1/30 | 2025/ 6/11 |
| T T 2361735 | 2022/ 8/19 | 2025/ 6/10 | M J 3986906 | 2024/ 8/27 | 2025/ 6/11 | T S 1100386 | 2018/ 7/ 5 | 2025/ 6/11 | T T 5663058 | 2024/ 3/15 | 2025/ 6/11 |
| T T 2548172 | 2022/10/19 | 2025/ 6/10 | M J 4371620 | 2025/ 1/28 | 2025/ 6/11 | T S 1119715 | 2018/ 7/ 3 | 2025/ 6/11 | T T 5697579 | 2024/ 3/ 8 | 2025/ 6/11 |
| T T 2551106 | 2022/10/31 | 2025/ 6/10 | M Z 2145074 | 2023/ 4/ 4 | 2025/ 6/11 | T S 1140645 | 2018/ 7/ 2 | 2025/ 6/11 | T T 6300266 | 2024/ 6/25 | 2025/ 6/11 |
| T T 2639480 | 2022/11/18 | 2025/ 6/10 | T R 3530570 | 2016/ 7/21 | 2025/ 6/11 | T S 1501319 | 2018/ 8/30 | 2025/ 6/11 | T T 6696251 | 2024/ 8/ 2 | 2025/ 6/11 |
| T T 2662229 | 2022/11/18 | 2025/ 6/10 | T R 4388644 | 2015/ 6/23 | 2025/ 6/11 | T S 1775007 | 2018/ 9/21 | 2025/ 6/11 | T T 7030092 | 2024/ 9/25 | 2025/ 6/11 |
| T T 2677621 | 2022/12/ 5 | 2025/ 6/10 | T R 4392829 | 2015/ 7/ 1 | 2025/ 6/11 | T S 2147271 | 2018/11/22 | 2025/ 6/11 | T T 7528666 | 2024/12/ 5 | 2025/ 6/11 |
| T T 2941277 | 2023/ 1/13 | 2025/ 6/10 | T R 4533793 | 2015/ 7/24 | 2025/ 6/11 | T S 2241545 | 2018/12/11 | 2025/ 6/11 | T T 7642036 | 2025/ 1/15 | 2025/ 6/11 |
| T T 3577796 | 2023/ 5/23 | 2025/ 6/10 | T R 4744972 | 2015/ 9/14 | 2025/ 6/11 | T S 2284204 | 2018/12/25 | 2025/ 6/11 | T Z 1324485 | 2018/12/10 | 2025/ 6/11 |
| T T 3871048 | 2023/ 6/16 | 2025/ 6/10 | T R 4744974 | 2015/ 9/14 | 2025/ 6/11 | T S 2483985 | 2019/ 1/16 | 2025/ 6/11 | T Z 2056586 | 2021/ 3/ 3 | 2025/ 6/11 |
| T T 3930290 | 2023/ 6/29 | 2025/ 6/10 | T R 5035767 | 2015/10/16 | 2025/ 6/11 | T S 2537402 | 2019/ 1/29 | 2025/ 6/11 | T Z 2119500 | 2022/ 5/10 | 2025/ 6/11 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T Z 2131839 | 2022/ 6/22 | 2025/ 6/11 | T R 7516031 | 2017/ 1/18 | 2025/ 6/12 | T T 5766265 | 2024/ 4/ 4 | 2025/ 6/12 | T R 6726963 | 2016/ 9/14 | 2025/ 6/13 |
| T Z 2185098 | 2023/ 6/19 | 2025/ 6/11 | T R 7656107 | 2017/ 2/13 | 2025/ 6/12 | T T 6600166 | 2024/ 7/24 | 2025/ 6/12 | T R 6875735 | 2016/10/18 | 2025/ 6/13 |
| T Z 2187655 | 2023/ 4/25 | 2025/ 6/11 | T R 7771545 | 2017/ 2/27 | 2025/ 6/12 | T T 6728354 | 2024/ 8/15 | 2025/ 6/12 | T R 7127379 | 2016/11/24 | 2025/ 6/13 |
| M J 1188890 | 2020/ 9/ 4 | 2025/ 6/12 | T R 8633316 | 2017/ 7/11 | 2025/ 6/12 | T Z 1382167 | 2019/11/20 | 2025/ 6/12 | T R 7626490 | 2017/ 2/20 | 2025/ 6/13 |
| M J 1429603 | 2021/ 8/ 3 | 2025/ 6/12 | T R 8839225 | 2017/ 8/ 3 | 2025/ 6/12 | T Z 2222666 | 2024/ 1/ 8 | 2025/ 6/12 | T R 8032600 | 2017/ 4/27 | 2025/ 6/13 |
| M J 1452342 | 2022/ 1/28 | 2025/ 6/12 | T R 8858544 | 2017/ 8/10 | 2025/ 6/12 | T Z 2272425 | 2024/ 9/20 | 2025/ 6/12 | T R 8756066 | 2017/ 7/26 | 2025/ 6/13 |
| M J 1517734 | 2022/ 3/11 | 2025/ 6/12 | T R 9154989 | 2017/ 9/20 | 2025/ 6/12 | M J 1279448 | 2021/ 1/22 | 2025/ 6/13 | T R 9318317 | 2017/10/11 | 2025/ 6/13 |
| M J 1559818 | 2022/ 7/12 | 2025/ 6/12 | T R 9255218 | 2017/10/ 2 | 2025/ 6/12 | M J 1293082 | 2021/10/25 | 2025/ 6/13 | T S 0065463 | 2018/ 2/ 9 | 2025/ 6/13 |
| M J 1654217 | 2022/ 9/11 | 2025/ 6/12 | T R 9523571 | 2017/11/10 | 2025/ 6/12 | M J 1399378 | 2021/ 3/ 1 | 2025/ 6/13 | T S 0653155 | 2018/ 5/ 1 | 2025/ 6/13 |
| M J 1850245 | 2023/ 2/ 9 | 2025/ 6/12 | T R 9613956 | 2017/12/ 5 | 2025/ 6/12 | M J 1917188 | 2023/ 3/ 1 | 2025/ 6/13 | T S 0782880 | 2018/ 5/24 | 2025/ 6/13 |
| M J 2332717 | 2023/ 7/10 | 2025/ 6/12 | T R 9908593 | 2018/ 1/19 | 2025/ 6/12 | M J 2171698 | 2023/ 5/23 | 2025/ 6/13 | T S 0929041 | 2018/ 6/ 6 | 2025/ 6/13 |
| M J 2467707 | 2023/ 8/16 | 2025/ 6/12 | T R 9977214 | 2018/ 2/15 | 2025/ 6/12 | M J 2254730 | 2023/ 7/10 | 2025/ 6/13 | T S 1079067 | 2018/ 6/26 | 2025/ 6/13 |
| M J 3033305 | 2024/ 2/ 2 | 2025/ 6/12 | T S 0405407 | 2018/ 3/14 | 2025/ 6/12 | M J 2744800 | 2023/10/30 | 2025/ 6/13 | T S 1227479 | 2018/ 7/20 | 2025/ 6/13 |
| M J 3123314 | 2024/ 2/19 | 2025/ 6/12 | T S 0406263 | 2018/ 3/29 | 2025/ 6/12 | M J 2787405 | 2023/11/19 | 2025/ 6/13 | T S 1323043 | 2018/ 7/31 | 2025/ 6/13 |
| M J 3423515 | 2024/ 5/ 9 | 2025/ 6/12 | T S 0498295 | 2018/ 4/ 6 | 2025/ 6/12 | M J 2880444 | 2024/ 1/24 | 2025/ 6/13 | T S 1337189 | 2018/ 8/ 3 | 2025/ 6/13 |
| M J 3710799 | 2024/ 7/26 | 2025/ 6/12 | T S 1424860 | 2018/ 8/13 | 2025/ 6/12 | M J 2884027 | 2024/ 1/ 4 | 2025/ 6/13 | T S 1734542 | 2018/ 9/25 | 2025/ 6/13 |
| M J 3774870 | 2024/ 7/24 | 2025/ 6/12 | T S 1453219 | 2018/ 8/10 | 2025/ 6/12 | M J 3060189 | 2024/ 2/ 2 | 2025/ 6/13 | T S 2136658 | 2018/11/22 | 2025/ 6/13 |
| M J 3774871 | 2024/ 7/24 | 2025/ 6/12 | T S 1489413 | 2018/ 9/ 6 | 2025/ 6/12 | M J 3095682 | 2024/ 3/12 | 2025/ 6/13 | T S 2652987 | 2019/ 2/ 5 | 2025/ 6/13 |
| M J 441076 | 2025/ 3/ 3 | 2025/ 6/12 | T S 1933710 | 2018/10/23 | 2025/ 6/12 | M J 3454294 | 2024/ 5/17 | 2025/ 6/13 | T S 2816054 | 2019/ 2/20 | 2025/ 6/13 |
| M J 4441182 | 2025/ 3/ 4 | 2025/ 6/12 | T S 2051357 | 2018/11/13 | 2025/ 6/12 | M J 3838909 | 2024/ 8/14 | 2025/ 6/13 | T S 2972698 | 2019/ 3/12 | 2025/ 6/13 |
| M Z 2234799 | 2024/ 7/23 | 2025/ 6/12 | T S 2169909 | 2018/11/26 | 2025/ 6/12 | M J 3986655 | 2024/10/15 | 2025/ 6/13 | T S 3642391 | 2019/ 6/10 | 2025/ 6/13 |
| T M0088775 | 2025/ 4/15 | 2025/ 6/12 | T S 2640266 | 2019/ 1/30 | 2025/ 6/12 | M J 4079866 | 2024/11/22 | 2025/ 6/13 | T S 4028277 | 2019/ 7/26 | 2025/ 6/13 |
| T R 3448732 | 2016/ 6/17 | 2025/ 6/12 | T S 2749716 | 2019/ 2/ 7 | 2025/ 6/12 | M J 4214660 | 2024/12/20 | 2025/ 6/13 | T S 4085774 | 2019/ 8/ 8 | 2025/ 6/13 |
| T R 4399386 | 2015/ 7/15 | 2025/ 6/12 | T S 3309395 | 2019/ 4/25 | 2025/ 6/12 | M J 4358834 | 2025/ 2/ 3 | 2025/ 6/13 | T S 4352431 | 2019/ 9/ 6 | 2025/ 6/13 |
| T R 4663901 | 2015/ 8/18 | 2025/ 6/12 | T S 3887464 | 2019/ 7/12 | 2025/ 6/12 | M J 4358853 | 2025/ 2/ 3 | 2025/ 6/13 | T S 4568823 | 2019/10/ 9 | 2025/ 6/13 |
| T R 4776816 | 2015/ 9/10 | 2025/ 6/12 | T S 4153142 | 2019/ 8/ 9 | 2025/ 6/12 | T M0198406 | 2025/ 4/23 | 2025/ 6/13 | T S 4605079 | 2019/10/25 | 2025/ 6/13 |
| T R 4893810 | 2015/10/ 1 | 2025/ 6/12 | T S 4585258 | 2019/10/15 | 2025/ 6/12 | T M0341492 | 2025/ 5/15 | 2025/ 6/13 | T S 4793397 | 2019/11/11 | 2025/ 6/13 |
| T R 4979616 | 2015/11/ 2 | 2025/ 6/12 | T S 5272983 | 2020/ 1/30 | 2025/ 6/12 | T R 3398233 | 2016/ 6/20 | 2025/ 6/13 | T S 4907950 | 2019/12/ 9 | 2025/ 6/13 |
| T R 4992168 | 2015/12/ 9 | 2025/ 6/12 | T T 1191644 | 2020/ 4/15 | 2025/ 6/12 | T R 4399268 | 2015/ 7/15 | 2025/ 6/13 | T S 5162002 | 2020/ 1/10 | 2025/ 6/13 |
| T R 5126958 | 2015/11/11 | 2025/ 6/12 | T T 1711070 | 2021/ 4/12 | 2025/ 6/12 | T R 4456295 | 2015/ 8/ 3 | 2025/ 6/13 | T T 1200293 | 2020/ 3/16 | 2025/ 6/13 |
| T R 5410238 | 2015/12/24 | 2025/ 6/12 | T T 1876299 | 2021/ 8/31 | 2025/ 6/12 | T R 4574913 | 2015/ 8/17 | 2025/ 6/13 | T T 1304790 | 2020/ 6/ 5 | 2025/ 6/13 |
| T R 5582665 | 2016/ 3/14 | 2025/ 6/12 | T T 2412146 | 2022/ 7/29 | 2025/ 6/12 | T R 4602724 | 2015/ 8/26 | 2025/ 6/13 | T T 1304791 | 2020/ 6/ 5 | 2025/ 6/13 |
| T R 5719029 | 2016/ 2/29 | 2025/ 6/12 | T T 2481625 | 2022/ 9/30 | 2025/ 6/12 | T R 4708306 | 2015/ 9/29 | 2025/ 6/13 | T T 1309723 | 2020/ 6/ 9 | 2025/ 6/13 |
| T R 5802680 | 2016/ 3/28 | 2025/ 6/12 | T T 2500921 | 2022/ 9/12 | 2025/ 6/12 | T R 4806154 | 2015/10/29 | 2025/ 6/13 | T T 1335858 | 2020/ 6/22 | 2025/ 6/13 |
| T R 5842410 | 2016/ 3/24 | 2025/ 6/12 | T T 2559026 | 2022/10/ 3 | 2025/ 6/12 | T R 4829687 | 2015/ 9/18 | 2025/ 6/13 | T T 1355906 | 2020/ 5/22 | 2025/ 6/13 |
| T R 5865863 | 2016/ 4/12 | 2025/ 6/12 | T T 2584099 | 2022/10/11 | 2025/ 6/12 | T R 4969495 | 2015/10/30 | 2025/ 6/13 | T T 1498705 | 2020/ 7/16 | 2025/ 6/13 |
| T R 5914574 | 2016/ 4/ 7 | 2025/ 6/12 | T T 2734452 | 2022/11/24 | 2025/ 6/12 | T R 4979409 | 2015/10/29 | 2025/ 6/13 | T T 1523202 | 2021/ 1/ 5 | 2025/ 6/13 |
| T R 6010217 | 2016/ 5/18 | 2025/ 6/12 | T T 3353027 | 2023/ 3/28 | 2025/ 6/12 | T R 5015784 | 2015/11/10 | 2025/ 6/13 | T T 1639312 | 2021/ 3/31 | 2025/ 6/13 |
| T R 6138840 | 2016/ 5/16 | 2025/ 6/12 | T T 3508061 | 2023/ 4/25 | 2025/ 6/12 | T R 5262401 | 2015/12/16 | 2025/ 6/13 | T T 1858466 | 2021/11/ 1 | 2025/ 6/13 |
| T R 6378901 | 2016/ 8/ 2 | 2025/ 6/12 | T T 3589237 | 2023/ 5/23 | 2025/ 6/12 | T R 5279657 | 2016/ 1/14 | 2025/ 6/13 | T T 1960807 | 2021/11/15 | 2025/ 6/13 |
| T R 6776650 | 2016/ 9/21 | 2025/ 6/12 | T T 3722008 | 2023/ 6/15 | 2025/ 6/12 | T R 5301722 | 2016/ 1/20 | 2025/ 6/13 | T T 1960809 | 2021/11/15 | 2025/ 6/13 |
| T R 7008523 | 2016/11/ 2 | 2025/ 6/12 | T T 3856592 | 2023/ 6/20 | 2025/ 6/12 | T R 5504785 | 2016/ 2/26 | 2025/ 6/13 | T T 1960823 | 2021/11/15 | 2025/ 6/13 |
| T R 7129150 | 2016/12/ 7 | 2025/ 6/12 | T T 4338225 | 2023/ 8/24 | 2025/ 6/12 | T R 6097034 | 2016/ 5/13 | 2025/ 6/13 | T T 2126366 | 2022/ 4/ 6 | 2025/ 6/13 |
| T R 7271114 | 2016/12/27 | 2025/ 6/12 | T T 4359077 | 2023/ 8/19 | 2025/ 6/12 | T R 6259194 | 2016/ 7/21 | 2025/ 6/13 | T T 2281457 | 2022/ 6/16 | 2025/ 6/13 |
| T R 7407093 | 2017/ 1/ 6 | 2025/ 6/12 | T T 5033100 | 2023/11/21 | 2025/ 6/12 | T R 6638353 | 2016/ 9/15 | 2025/ 6/13 | T T 2398836 | 2022/ 8/15 | 2025/ 6/13 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| (号外第168号) 報 告 書 203 令和7年7月23日 水曜日 | T T 2445134 | 2022/ 8/31 | 2025/ 6/13 | T R 5323047 | 2016/ 1/25 | 2025/ 6/16 | T S 3614032 | 2019/ 6/ 5 | 2025/ 6/16 | T Z 2229489 | 2024/ 6/ 5 | 2025/ 6/16 |
| | T T 2477189 | 2022/ 9/27 | 2025/ 6/13 | T R 5371141 | 2016/ 1/26 | 2025/ 6/16 | T S 3669793 | 2019/ 6/11 | 2025/ 6/16 | M J 1357788 | 2022/10/18 | 2025/ 6/17 |
| | T T 3071381 | 2023/ 3/ 9 | 2025/ 6/13 | T R 5577047 | 2016/ 2/ 9 | 2025/ 6/16 | T S 3964891 | 2019/ 7/16 | 2025/ 6/16 | M J 1475065 | 2021/10/15 | 2025/ 6/17 |
| | T T 3261004 | 2023/ 3/ 1 | 2025/ 6/13 | T R 5806018 | 2016/ 3/24 | 2025/ 6/16 | T S 4478104 | 2019/10/ 4 | 2025/ 6/16 | M J 1544101 | 2022/ 4/21 | 2025/ 6/17 |
| | T T 3271589 | 2023/ 3/22 | 2025/ 6/13 | T R 5877503 | 2016/ 4/12 | 2025/ 6/16 | T S 4876550 | 2019/12/ 2 | 2025/ 6/16 | M J 1766998 | 2023/ 1/12 | 2025/ 6/17 |
| | T T 3278083 | 2023/ 4/ 7 | 2025/ 6/13 | T R 6310268 | 2016/ 7/13 | 2025/ 6/16 | T S 4876808 | 2019/11/28 | 2025/ 6/16 | M J 1780393 | 2023/ 1/ 5 | 2025/ 6/17 |
| | T T 3600722 | 2023/ 5/25 | 2025/ 6/13 | T R 6637303 | 2016/ 9/12 | 2025/ 6/16 | T S 4881808 | 2019/11/25 | 2025/ 6/16 | M J 1991444 | 2023/ 3/29 | 2025/ 6/17 |
| | T T 4184771 | 2023/ 7/27 | 2025/ 6/13 | T R 6777657 | 2016/ 9/28 | 2025/ 6/16 | T S 4901931 | 2019/12/ 6 | 2025/ 6/16 | M J 2355942 | 2023/ 7/14 | 2025/ 6/17 |
| | T T 5493033 | 2024/ 2/16 | 2025/ 6/13 | T R 6842643 | 2016/10/11 | 2025/ 6/16 | T T 1230330 | 2020/ 3/24 | 2025/ 6/16 | M J 3042767 | 2024/ 2/ 8 | 2025/ 6/17 |
| | T T 6017893 | 2024/ 4/19 | 2025/ 6/13 | T R 6890779 | 2016/10/25 | 2025/ 6/16 | T T 1347966 | 2020/ 6/23 | 2025/ 6/16 | M J 3124182 | 2024/ 2/16 | 2025/ 6/17 |
| | T T 6340422 | 2024/ 6/13 | 2025/ 6/13 | T R 6937513 | 2016/10/20 | 2025/ 6/16 | T T 1530219 | 2020/ 8/28 | 2025/ 6/16 | M J 3230739 | 2024/ 3/18 | 2025/ 6/17 |
| | T T 6564159 | 2024/ 6/29 | 2025/ 6/13 | T R 7331854 | 2016/12/26 | 2025/ 6/16 | T T 1659459 | 2021/ 3/ 1 | 2025/ 6/16 | M J 3572609 | 2024/ 6/24 | 2025/ 6/17 |
| | T T 6668449 | 2024/ 8/ 5 | 2025/ 6/13 | T R 7380106 | 2017/ 1/18 | 2025/ 6/16 | T T 1860393 | 2021/ 9/ 6 | 2025/ 6/16 | M J 3573074 | 2024/ 6/24 | 2025/ 6/17 |
| | T T 7946928 | 2025/ 2/17 | 2025/ 6/13 | T R 7801695 | 2017/ 3/ 1 | 2025/ 6/16 | T T 1874999 | 2021/11/11 | 2025/ 6/16 | M J 3644708 | 2024/ 7/10 | 2025/ 6/17 |
| | T Z 1287996 | 2018/ 6/25 | 2025/ 6/13 | T R 7805037 | 2017/ 3/ 7 | 2025/ 6/16 | T T 2037684 | 2022/ 2/21 | 2025/ 6/16 | M J 3708839 | 2024/ 8/29 | 2025/ 6/17 |
| | T Z 2260185 | 2024/ 8/13 | 2025/ 6/13 | T R 7807499 | 2017/ 3/ 9 | 2025/ 6/16 | T T 2219480 | 2022/ 7/12 | 2025/ 6/16 | M J 3973161 | 2024/10/17 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1133508 | 2021/ 6/14 | 2025/ 6/16 | T R 8377414 | 2017/ 5/30 | 2025/ 6/16 | T T 2330629 | 2022/ 7/12 | 2025/ 6/16 | M J 4148226 | 2024/12/ 3 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1159602 | 2022/ 6/16 | 2025/ 6/16 | T R 8745148 | 2017/ 7/21 | 2025/ 6/16 | T T 2653572 | 2022/12/ 2 | 2025/ 6/16 | M J 4494360 | 2025/ 3/11 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1224817 | 2021/ 8/17 | 2025/ 6/16 | T R 8940065 | 2017/ 8/16 | 2025/ 6/16 | T T 2691628 | 2022/10/28 | 2025/ 6/16 | M J 4563459 | 2025/ 3/13 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1257026 | 2020/12/10 | 2025/ 6/16 | T R 9002243 | 2017/ 8/28 | 2025/ 6/16 | T T 3171121 | 2023/ 2/27 | 2025/ 6/16 | M V 0081196 | 2025/ 4/22 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1305682 | 2021/ 3/ 9 | 2025/ 6/16 | T R 9239778 | 2017/ 9/28 | 2025/ 6/16 | T T 3172771 | 2023/ 3/ 7 | 2025/ 6/16 | M V 0161294 | 2025/ 5/ 7 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1370729 | 2021/ 9/16 | 2025/ 6/16 | T R 9556306 | 2017/11/20 | 2025/ 6/16 | T T 3188872 | 2023/ 3/22 | 2025/ 6/16 | M Z 2122862 | 2022/ 6/15 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1807741 | 2023/ 1/20 | 2025/ 6/16 | T R 9782963 | 2018/ 1/11 | 2025/ 6/16 | T T 3565587 | 2023/ 5/ 1 | 2025/ 6/16 | T M 0025592 | 2025/ 4/15 | 2025/ 6/17 |
| | M J 1839913 | 2023/ 3/ 1 | 2025/ 6/16 | T R 9906264 | 2018/ 1/22 | 2025/ 6/16 | T T 3850053 | 2023/ 6/26 | 2025/ 6/16 | T M 0093618 | 2025/ 4/ 3 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2063272 | 2023/ 5/24 | 2025/ 6/16 | T S 0000379 | 2018/ 1/22 | 2025/ 6/16 | T T 3909284 | 2023/ 6/23 | 2025/ 6/16 | T M 0273857 | 2025/ 5/ 7 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2101919 | 2023/ 5/24 | 2025/ 6/16 | T S 0238257 | 2018/ 3/ 2 | 2025/ 6/16 | T T 3934743 | 2023/ 6/27 | 2025/ 6/16 | T R 3383872 | 2016/ 6/15 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2238743 | 2023/ 6/23 | 2025/ 6/16 | T S 0504540 | 2018/ 4/13 | 2025/ 6/16 | T T 4028303 | 2023/ 7/12 | 2025/ 6/16 | T R 4237016 | 2015/ 6/30 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2238744 | 2023/ 6/23 | 2025/ 6/16 | T S 0773312 | 2018/ 5/23 | 2025/ 6/16 | T T 4032838 | 2023/ 7/ 8 | 2025/ 6/16 | T R 4327245 | 2015/ 7/28 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2263674 | 2023/ 7/11 | 2025/ 6/16 | T S 0853672 | 2018/ 5/28 | 2025/ 6/16 | T T 4163963 | 2023/ 7/26 | 2025/ 6/16 | T R 4344064 | 2015/ 7/ 2 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2304718 | 2023/ 6/29 | 2025/ 6/16 | T S 0884832 | 2018/ 5/28 | 2025/ 6/16 | T T 4232863 | 2023/ 8/ 2 | 2025/ 6/16 | T R 4359965 | 2015/ 6/25 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2437671 | 2023/ 7/31 | 2025/ 6/16 | T S 0946511 | 2018/ 6/13 | 2025/ 6/16 | T T 4599369 | 2023/ 9/21 | 2025/ 6/16 | T R 4539771 | 2015/ 8/ 5 | 2025/ 6/17 |
| | M J 2516671 | 2023/ 9/ 4 | 2025/ 6/16 | T S 1072936 | 2018/ 6/26 | 2025/ 6/16 | T T 4956302 | 2023/11/10 | 2025/ 6/16 | T R 4713805 | 2015/ 9/ 9 | 2025/ 6/17 |
| | M J 3260798 | 2024/ 5/ 1 | 2025/ 6/16 | T S 1443847 | 2018/ 8/16 | 2025/ 6/16 | T T 4968694 | 2023/11/18 | 2025/ 6/16 | T R 4833560 | 2015/10/ 6 | 2025/ 6/17 |
| | M J 3315412 | 2024/ 4/17 | 2025/ 6/16 | T S 1719415 | 2018/ 9/21 | 2025/ 6/16 | T T 5156606 | 2023/12/22 | 2025/ 6/16 | T R 4968349 | 2015/10/28 | 2025/ 6/17 |
| | M J 3494515 | 2024/ 5/31 | 2025/ 6/16 | T S 1844864 | 2018/10/11 | 2025/ 6/16 | T T 5179593 | 2023/12/21 | 2025/ 6/16 | T R 5039751 | 2015/11/13 | 2025/ 6/17 |
| | M J 4083193 | 2024/10/17 | 2025/ 6/16 | T S 1965908 | 2018/10/23 | 2025/ 6/16 | T T 5224463 | 2024/ 1/26 | 2025/ 6/16 | T R 5179646 | 2015/12/ 4 | 2025/ 6/17 |
| | T M0003662 | 2025/ 3/31 | 2025/ 6/16 | T S 2054440 | 2018/11/14 | 2025/ 6/16 | T T 6209780 | 2024/ 5/24 | 2025/ 6/16 | T R 5184115 | 2015/12/18 | 2025/ 6/17 |
| | T M0027970 | 2025/ 4/14 | 2025/ 6/16 | T S 2089193 | 2018/11/16 | 2025/ 6/16 | T T 6868399 | 2024/ 9/26 | 2025/ 6/16 | T R 5531357 | 2016/ 2/ 8 | 2025/ 6/17 |
| | T M0161136 | 2025/ 4/21 | 2025/ 6/16 | T S 2275303 | 2018/12/13 | 2025/ 6/16 | T T 7148588 | 2024/10/16 | 2025/ 6/16 | T R 5705589 | 2016/ 2/29 | 2025/ 6/17 |
| | T M0402234 | 2025/ 5/26 | 2025/ 6/16 | T S 2541468 | 2019/ 1/16 | 2025/ 6/16 | T T 7157620 | 2024/10/21 | 2025/ 6/16 | T R 5844378 | 2016/ 3/29 | 2025/ 6/17 |
| | T R 4432402 | 2015/ 7/29 | 2025/ 6/16 | T S 2586022 | 2019/ 1/24 | 2025/ 6/16 | T T 7365474 | 2024/11/11 | 2025/ 6/16 | T R 6119844 | 2016/ 5/23 | 2025/ 6/17 |
| | T R 4751907 | 2015/ 9/ 2 | 2025/ 6/16 | T S 3277525 | 2019/ 4/ 9 | 2025/ 6/16 | T T 7696503 | 2025/ 1/ 7 | 2025/ 6/16 | T R 6262152 | 2016/ 7/27 | 2025/ 6/17 |
| | T R 4774574 | 2015/ 9/ 4 | 2025/ 6/16 | T S 3470468 | 2019/ 5/15 | 2025/ 6/16 | T T 7712605 | 2024/12/28 | 2025/ 6/16 | T R 6816994 | 2016/10/ 7 | 2025/ 6/17 |
| | T R 4831463 | 2015/ 9/28 | 2025/ 6/16 | T S 3537989 | 2019/ 5/31 | 2025/ 6/16 | T T 8038077 | 2025/ 3/ 3 | 2025/ 6/16 | T R 7218587 | 2016/12/12 | 2025/ 6/17 |
| | T R 4840734 | 2015/10/ 9 | 2025/ 6/16 | T S 3606657 | 2019/ 5/28 | 2025/ 6/16 | T Z 2189089 | 2023/ 5/ 9 | 2025/ 6/16 | T R 7237501 | 2016/12/13 | 2025/ 6/17 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T R 7578021 | 2017/ 2/ 3 | 2025/ 6/17 | T T 1511914 | 2021/ 3/ 8 | 2025/ 6/17 | M J 1679755 | 2022/ 9/21 | 2025/ 6/18 | T R 8128104 | 2017/ 4/17 | 2025/ 6/18 |
| T R 7643974 | 2017/ 2/17 | 2025/ 6/17 | T T 1763058 | 2021/ 7/29 | 2025/ 6/17 | M J 1730317 | 2022/11/17 | 2025/ 6/18 | T R 8254951 | 2017/ 5/18 | 2025/ 6/18 |
| T R 7686649 | 2017/ 2/22 | 2025/ 6/17 | T T 1829879 | 2021/ 8/31 | 2025/ 6/17 | M J 2111346 | 2023/ 5/19 | 2025/ 6/18 | T R 8393032 | 2017/ 5/24 | 2025/ 6/18 |
| T R 7722158 | 2017/ 2/23 | 2025/ 6/17 | T T 1917370 | 2021/10/15 | 2025/ 6/17 | M J 2111716 | 2023/ 5/29 | 2025/ 6/18 | T R 8516179 | 2017/ 6/23 | 2025/ 6/18 |
| T R 7861016 | 2017/ 3/14 | 2025/ 6/17 | T T 2142741 | 2022/ 3/31 | 2025/ 6/17 | M J 2194251 | 2023/ 7/11 | 2025/ 6/18 | T R 9034012 | 2017/ 8/30 | 2025/ 6/18 |
| T R 7968636 | 2017/ 3/30 | 2025/ 6/17 | T T 2196110 | 2022/ 6/ 7 | 2025/ 6/17 | M J 2206165 | 2023/ 6/23 | 2025/ 6/18 | T R 9133622 | 2017/ 9/ 4 | 2025/ 6/18 |
| T R 8677514 | 2017/ 7/14 | 2025/ 6/17 | T T 2415905 | 2022/ 8/12 | 2025/ 6/17 | M J 2504248 | 2023/ 9/14 | 2025/ 6/18 | T R 9216312 | 2017/ 9/28 | 2025/ 6/18 |
| T R 8694079 | 2017/ 7/12 | 2025/ 6/17 | T T 2595641 | 2022/10/ 7 | 2025/ 6/17 | M J 2507757 | 2023/ 8/23 | 2025/ 6/18 | T R 9226690 | 2017/ 9/27 | 2025/ 6/18 |
| T R 8790620 | 2017/ 7/20 | 2025/ 6/17 | T T 2804074 | 2022/12/22 | 2025/ 6/17 | M J 2883109 | 2023/12/20 | 2025/ 6/18 | T R 9866202 | 2018/ 1/26 | 2025/ 6/18 |
| T R 8818748 | 2017/ 8/ 3 | 2025/ 6/17 | T T 2811451 | 2022/12/21 | 2025/ 6/17 | M J 2979063 | 2024/ 1/29 | 2025/ 6/18 | T S 0142975 | 2018/ 2/21 | 2025/ 6/18 |
| T R 9282446 | 2017/10/13 | 2025/ 6/17 | T T 2866430 | 2023/ 1/ 6 | 2025/ 6/17 | M J 3527917 | 2024/ 6/13 | 2025/ 6/18 | T S 0149372 | 2018/ 2/19 | 2025/ 6/18 |
| T R 9385854 | 2017/10/24 | 2025/ 6/17 | T T 2993312 | 2023/ 2/28 | 2025/ 6/17 | M J 3773510 | 2024/ 8/ 6 | 2025/ 6/18 | T S 0316983 | 2018/ 3/19 | 2025/ 6/18 |
| T R 9624881 | 2017/12/ 4 | 2025/ 6/17 | T T 2993313 | 2023/ 2/28 | 2025/ 6/17 | M J 4201967 | 2024/12/20 | 2025/ 6/18 | T S 0372409 | 2018/ 3/20 | 2025/ 6/18 |
| T R 9743041 | 2017/12/22 | 2025/ 6/17 | T T 3008426 | 2023/ 2/ 1 | 2025/ 6/17 | M V 0022784 | 2025/ 4/ 2 | 2025/ 6/18 | T S 0702672 | 2018/ 5/ 8 | 2025/ 6/18 |
| T R 9788770 | 2017/12/27 | 2025/ 6/17 | T T 3037001 | 2023/ 2/ 9 | 2025/ 6/17 | M V 0188156 | 2025/ 5/14 | 2025/ 6/18 | T S 1318429 | 2018/ 7/30 | 2025/ 6/18 |
| T R 9966542 | 2018/ 4/ 3 | 2025/ 6/17 | T T 3104972 | 2023/ 3/ 2 | 2025/ 6/17 | M Z 2065849 | 2021/10/15 | 2025/ 6/18 | T S 1324343 | 2018/ 7/27 | 2025/ 6/18 |
| T R 9991112 | 2018/ 2/ 7 | 2025/ 6/17 | T T 3859407 | 2023/ 6/20 | 2025/ 6/17 | T M 0155821 | 2025/ 4/14 | 2025/ 6/18 | T S 1541792 | 2018/ 8/23 | 2025/ 6/18 |
| T S 0047542 | 2018/ 1/25 | 2025/ 6/17 | T T 4064180 | 2023/ 7/12 | 2025/ 6/17 | T M 0217496 | 2025/ 5/ 9 | 2025/ 6/18 | T S 1751760 | 2018/10/ 5 | 2025/ 6/18 |
| T S 0382491 | 2018/ 3/28 | 2025/ 6/17 | T T 4229554 | 2023/ 8/ 4 | 2025/ 6/17 | T R 3405701 | 2016/ 6/21 | 2025/ 6/18 | T S 1830259 | 2018/10/ 3 | 2025/ 6/18 |
| T S 0424833 | 2018/ 3/30 | 2025/ 6/17 | T T 4523947 | 2023/ 9/12 | 2025/ 6/17 | T R 3482205 | 2016/ 6/30 | 2025/ 6/18 | T S 1863020 | 2018/10/15 | 2025/ 6/18 |
| T S 0771026 | 2018/ 5/17 | 2025/ 6/17 | T T 4538103 | 2023/10/ 4 | 2025/ 6/17 | T R 3535180 | 2016/ 7/ 4 | 2025/ 6/18 | T S 1942251 | 2018/10/23 | 2025/ 6/18 |
| T S 0790212 | 2018/ 5/17 | 2025/ 6/17 | T T 4711396 | 2023/10/27 | 2025/ 6/17 | T R 4358598 | 2015/ 6/25 | 2025/ 6/18 | T S 2103174 | 2018/11/22 | 2025/ 6/18 |
| T S 1058925 | 2018/ 6/26 | 2025/ 6/17 | T T 4862903 | 2023/10/23 | 2025/ 6/17 | T R 4389637 | 2015/ 6/24 | 2025/ 6/18 | T S 2218796 | 2018/12/ 6 | 2025/ 6/18 |
| T S 1111111 | 2018/ 6/29 | 2025/ 6/17 | T T 4919916 | 2023/11/ 7 | 2025/ 6/17 | T R 4398157 | 2015/ 7/13 | 2025/ 6/18 | T S 2714315 | 2019/ 2/ 8 | 2025/ 6/18 |
| T S 1357910 | 2018/ 8/ 1 | 2025/ 6/17 | T T 4955975 | 2023/11/30 | 2025/ 6/17 | T R 4502601 | 2015/ 7/16 | 2025/ 6/18 | T S 2909099 | 2019/ 3/ 1 | 2025/ 6/18 |
| T S 1533225 | 2018/ 9/ 6 | 2025/ 6/17 | T T 5527570 | 2024/ 2/15 | 2025/ 6/17 | T R 4552812 | 2015/ 8/20 | 2025/ 6/18 | T S 3094175 | 2019/ 3/26 | 2025/ 6/18 |
| T S 1799865 | 2018/ 9/25 | 2025/ 6/17 | T T 5826702 | 2024/ 4/12 | 2025/ 6/17 | T R 4882760 | 2015/10/22 | 2025/ 6/18 | T S 3218606 | 2019/ 4/11 | 2025/ 6/18 |
| T S 2114017 | 2018/11/15 | 2025/ 6/17 | T T 6207062 | 2024/ 5/17 | 2025/ 6/17 | T R 4896378 | 2015/10/20 | 2025/ 6/18 | T S 3667650 | 2019/ 6/12 | 2025/ 6/18 |
| T S 2166264 | 2018/11/21 | 2025/ 6/17 | T T 6509887 | 2024/ 7/22 | 2025/ 6/17 | T R 5052059 | 2015/10/23 | 2025/ 6/18 | T S 4499854 | 2019/ 9/27 | 2025/ 6/18 |
| T S 2319031 | 2018/12/20 | 2025/ 6/17 | T T 6663345 | 2024/ 7/26 | 2025/ 6/17 | T R 5155777 | 2015/12/18 | 2025/ 6/18 | T S 4502226 | 2019/ 9/20 | 2025/ 6/18 |
| T S 2395609 | 2019/ 1/ 4 | 2025/ 6/17 | T T 7009931 | 2024/10/ 4 | 2025/ 6/17 | T R 5225270 | 2016/ 1/18 | 2025/ 6/18 | T S 4803507 | 2019/11/15 | 2025/ 6/18 |
| T S 2564894 | 2019/ 1/17 | 2025/ 6/17 | T T 7478779 | 2024/12/18 | 2025/ 6/17 | T R 5341322 | 2016/ 2/ 2 | 2025/ 6/18 | T S 4947097 | 2019/12/ 7 | 2025/ 6/18 |
| T S 2799355 | 2019/ 2/20 | 2025/ 6/17 | T T 7593699 | 2024/12/18 | 2025/ 6/17 | T R 5847427 | 2016/ 3/23 | 2025/ 6/18 | T S 4984927 | 2019/12/12 | 2025/ 6/18 |
| T S 2862447 | 2019/ 2/26 | 2025/ 6/17 | T T 8113170 | 2025/ 3/14 | 2025/ 6/17 | T R 6272028 | 2016/ 7/13 | 2025/ 6/18 | T T 1023656 | 2020/ 2/10 | 2025/ 6/18 |
| T S 2867986 | 2019/ 3/ 8 | 2025/ 6/17 | T T 8119803 | 2025/ 3/11 | 2025/ 6/17 | T R 6341234 | 2016/ 7/27 | 2025/ 6/18 | T T 1308655 | 2020/ 5/22 | 2025/ 6/18 |
| T S 3006901 | 2019/ 3/14 | 2025/ 6/17 | T Z 1139344 | 2016/ 7/26 | 2025/ 6/17 | T R 6473111 | 2016/ 8/18 | 2025/ 6/18 | T T 1959681 | 2022/ 1/17 | 2025/ 6/18 |
| T S 3084581 | 2019/ 3/28 | 2025/ 6/17 | T Z 1197482 | 2017/ 3/ 1 | 2025/ 6/17 | T R 6534013 | 2016/ 9/ 6 | 2025/ 6/18 | T T 1964135 | 2022/ 3/22 | 2025/ 6/18 |
| T S 3256831 | 2019/ 4/ 5 | 2025/ 6/17 | T Z 1307278 | 2018/ 9/19 | 2025/ 6/17 | T R 6612670 | 2016/ 9/ 1 | 2025/ 6/18 | T T 2065151 | 2022/ 2/15 | 2025/ 6/18 |
| T S 3522882 | 2019/ 5/22 | 2025/ 6/17 | T Z 2110421 | 2022/ 3/ 3 | 2025/ 6/17 | T R 6772250 | 2016/ 9/20 | 2025/ 6/18 | T T 2545775 | 2022/ 9/29 | 2025/ 6/18 |
| T S 4236869 | 2019/ 8/29 | 2025/ 6/17 | T Z 2197846 | 2023/ 9/25 | 2025/ 6/17 | T R 6814899 | 2016/10/ 4 | 2025/ 6/18 | T T 2609023 | 2022/12/ 6 | 2025/ 6/18 |
| T S 4566581 | 2019/10/ 4 | 2025/ 6/17 | M J 1082484 | 2021/ 4/15 | 2025/ 6/18 | T R 7081966 | 2016/11/18 | 2025/ 6/18 | T T 2833553 | 2023/ 1/10 | 2025/ 6/18 |
| T S 4619177 | 2019/10/16 | 2025/ 6/17 | M J 1219259 | 2020/ 7/15 | 2025/ 6/18 | T R 7145459 | 2016/12/ 5 | 2025/ 6/18 | T T 3038715 | 2023/ 2/24 | 2025/ 6/18 |
| T S 5083481 | 2019/12/19 | 2025/ 6/17 | M J 1290727 | 2020/ 8/25 | 2025/ 6/18 | T R 7476436 | 2017/ 1/24 | 2025/ 6/18 | T T 3220799 | 2023/ 3/16 | 2025/ 6/18 |
| T S 5121190 | 2020/ 1/14 | 2025/ 6/17 | M J 1393297 | 2023/ 2/20 | 2025/ 6/18 | T R 7755412 | 2017/ 2/28 | 2025/ 6/18 | T T 3301778 | 2023/ 3/27 | 2025/ 6/18 |
| T S 5231469 | 2020/ 1/17 | 2025/ 6/17 | M J 1535715 | 2022/ 7/27 | 2025/ 6/18 | T R 8055548 | 2017/ 4/ 6 | 2025/ 6/18 | T T 3591656 | 2023/ 5/18 | 2025/ 6/18 |

| 令和7年7月23日 水曜日 | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| 2025 信宿 | | | | | | | | | | | |
| T T 3672582 | 2023/ 5/29 | 2025/ 6/18 | T R 8154702 | 2017/ 4/21 | 2025/ 6/19 | T T 3348448 | 2023/ 4/ 7 | 2025/ 6/19 | T R 5682093 | 2016/ 2/ 9 | 2025/ 6/20 |
| T T 3888228 | 2023/ 7/12 | 2025/ 6/18 | T R 8340536 | 2017/ 5/16 | 2025/ 6/19 | T T 3471402 | 2023/ 4/21 | 2025/ 6/19 | T R 5698744 | 2016/ 3/ 2 | 2025/ 6/20 |
| T T 4408674 | 2023/ 9/ 4 | 2025/ 6/18 | T R 8355998 | 2017/ 5/26 | 2025/ 6/19 | T T 3627172 | 2023/ 5/17 | 2025/ 6/19 | T R 6113498 | 2016/ 5/ 2 | 2025/ 6/20 |
| T T 4486769 | 2023/ 9/ 4 | 2025/ 6/18 | T R 8471062 | 2017/ 6/14 | 2025/ 6/19 | T T 4061740 | 2023/ 7/ 7 | 2025/ 6/19 | T R 6145745 | 2016/ 5/23 | 2025/ 6/20 |
| T T 4633948 | 2023/ 9/27 | 2025/ 6/18 | T R 8486616 | 2017/ 6/ 8 | 2025/ 6/19 | T T 4841239 | 2023/11/ 6 | 2025/ 6/19 | T R 6311779 | 2016/ 7/19 | 2025/ 6/20 |
| T T 4656268 | 2023/10/ 4 | 2025/ 6/18 | T R 8489002 | 2017/ 6/12 | 2025/ 6/19 | T T 5499321 | 2024/ 2/ 2 | 2025/ 6/19 | T R 6419139 | 2016/ 8/ 3 | 2025/ 6/20 |
| T T 4926043 | 2023/11/17 | 2025/ 6/18 | T R 8864588 | 2017/ 8/ 1 | 2025/ 6/19 | T T 5975897 | 2024/ 4/16 | 2025/ 6/19 | T R 6487665 | 2016/ 8/16 | 2025/ 6/20 |
| T T 5049894 | 2023/12/15 | 2025/ 6/18 | T R 9056759 | 2017/ 8/29 | 2025/ 6/19 | T T 6769603 | 2024/ 8/13 | 2025/ 6/19 | T R 6493300 | 2016/ 8/12 | 2025/ 6/20 |
| T T 5616719 | 2024/ 2/21 | 2025/ 6/18 | T R 9167837 | 2017/ 9/19 | 2025/ 6/19 | T T 7487536 | 2024/12/19 | 2025/ 6/19 | T R 6604614 | 2016/ 8/29 | 2025/ 6/20 |
| T T 6144932 | 2024/ 5/10 | 2025/ 6/18 | T R 9819296 | 2018/ 1/16 | 2025/ 6/19 | T Z 1263101 | 2018/ 5/18 | 2025/ 6/19 | T R 6679298 | 2016/ 9/ 8 | 2025/ 6/20 |
| T T 6285087 | 2024/ 6/13 | 2025/ 6/18 | T R 9956079 | 2018/ 1/16 | 2025/ 6/19 | T Z 1301852 | 2018/ 8/17 | 2025/ 6/19 | T R 6711062 | 2016/ 9/21 | 2025/ 6/20 |
| T T 6515499 | 2024/ 7/16 | 2025/ 6/18 | T S 0654308 | 2018/ 5/ 9 | 2025/ 6/19 | M J 1247325 | 2020/12/ 1 | 2025/ 6/20 | T R 6744646 | 2016/ 9/14 | 2025/ 6/20 |
| T T 7748435 | 2025/ 1/23 | 2025/ 6/18 | T S 0755943 | 2018/ 5/23 | 2025/ 6/19 | M J 1250231 | 2021/ 4/ 7 | 2025/ 6/20 | T R 7307034 | 2016/12/15 | 2025/ 6/20 |
| T T 7904863 | 2025/ 2/ 6 | 2025/ 6/18 | T S 1206183 | 2018/ 7/19 | 2025/ 6/19 | M J 1250734 | 2022/ 2/22 | 2025/ 6/20 | T R 7340803 | 2017/ 1/ 4 | 2025/ 6/20 |
| T Z 1118592 | 2016/ 2/26 | 2025/ 6/18 | T S 1258306 | 2018/ 7/20 | 2025/ 6/19 | M J 1295458 | 2021/ 3/30 | 2025/ 6/20 | T R 7625578 | 2017/ 2/14 | 2025/ 6/20 |
| M J 1862817 | 2023/ 2/ 4 | 2025/ 6/19 | T S 1456173 | 2018/ 8/13 | 2025/ 6/19 | M J 1325236 | 2022/ 2/21 | 2025/ 6/20 | T R 9030849 | 2017/ 9/ 5 | 2025/ 6/20 |
| M J 1963409 | 2023/ 3/14 | 2025/ 6/19 | T S 1706536 | 2018/ 9/25 | 2025/ 6/19 | M J 1463022 | 2022/ 1/ 5 | 2025/ 6/20 | T R 9154722 | 2017/ 9/19 | 2025/ 6/20 |
| M J 2066143 | 2023/ 6/13 | 2025/ 6/19 | T S 1779483 | 2018/ 9/27 | 2025/ 6/19 | M J 1594435 | 2022/ 8/ 5 | 2025/ 6/20 | T R 9395778 | 2017/10/18 | 2025/ 6/20 |
| M J 2261322 | 2023/ 6/13 | 2025/ 6/19 | T S 1955000 | 2018/10/24 | 2025/ 6/19 | M J 1600220 | 2022/ 8/ 5 | 2025/ 6/20 | T R 9614723 | 2017/12/ 6 | 2025/ 6/20 |
| M J 2575971 | 2023/ 8/25 | 2025/ 6/19 | T S 1983315 | 2018/10/24 | 2025/ 6/19 | M J 1639574 | 2022/ 9/ 5 | 2025/ 6/20 | T S 0033596 | 2018/ 2/15 | 2025/ 6/20 |
| M J 3347900 | 2024/ 4/ 8 | 2025/ 6/19 | T S 2335787 | 2018/12/13 | 2025/ 6/19 | M J 1694757 | 2022/12/ 1 | 2025/ 6/20 | T S 0051981 | 2018/ 1/29 | 2025/ 6/20 |
| M J 3463327 | 2024/ 5/ 8 | 2025/ 6/19 | T S 2349822 | 2018/12/26 | 2025/ 6/19 | M J 2300028 | 2023/ 6/30 | 2025/ 6/20 | T S 0241936 | 2018/ 3/ 8 | 2025/ 6/20 |
| M J 3562362 | 2024/ 6/20 | 2025/ 6/19 | T S 2642817 | 2019/ 2/ 1 | 2025/ 6/19 | M J 2512140 | 2023/ 9/ 5 | 2025/ 6/20 | T S 0550593 | 2018/ 4/17 | 2025/ 6/20 |
| M J 3894727 | 2024/ 9/24 | 2025/ 6/19 | T S 2666285 | 2019/ 2/ 8 | 2025/ 6/19 | M J 2598801 | 2023/ 9/ 4 | 2025/ 6/20 | T S 0611023 | 2018/ 4/18 | 2025/ 6/20 |
| M J 4507867 | 2025/ 3/28 | 2025/ 6/19 | T S 2690384 | 2019/ 2/ 6 | 2025/ 6/19 | M J 2742087 | 2023/11/ 9 | 2025/ 6/20 | T S 0746271 | 2018/ 5/22 | 2025/ 6/20 |
| M V 0102097 | 2025/ 4/ 9 | 2025/ 6/19 | T S 2791668 | 2019/ 2/19 | 2025/ 6/19 | M J 3110205 | 2024/ 2/29 | 2025/ 6/20 | T S 0878434 | 2018/ 5/31 | 2025/ 6/20 |
| M V 0136879 | 2025/ 4/25 | 2025/ 6/19 | T S 2807375 | 2019/ 2/19 | 2025/ 6/19 | M J 3183482 | 2024/ 4/ 2 | 2025/ 6/20 | T S 1020200 | 2018/ 6/25 | 2025/ 6/20 |
| M Z 2150786 | 2022/11/23 | 2025/ 6/19 | T S 3165877 | 2019/ 4/ 5 | 2025/ 6/19 | M J 3497145 | 2024/ 5/23 | 2025/ 6/20 | T S 1336948 | 2018/ 8/ 1 | 2025/ 6/20 |
| M Z 2183222 | 2023/ 6/28 | 2025/ 6/19 | T S 3577901 | 2019/ 6/20 | 2025/ 6/19 | M J 3737393 | 2024/ 7/26 | 2025/ 6/20 | T S 1474569 | 2018/ 9/ 3 | 2025/ 6/20 |
| T R 3428970 | 2016/ 6/22 | 2025/ 6/19 | T S 3711325 | 2019/ 6/21 | 2025/ 6/19 | M J 3768325 | 2024/ 7/24 | 2025/ 6/20 | T S 1618786 | 2018/ 8/22 | 2025/ 6/20 |
| T R 4395915 | 2015/ 7/ 8 | 2025/ 6/19 | T S 3846927 | 2019/ 7/ 6 | 2025/ 6/19 | M J 3779699 | 2024/ 8/ 1 | 2025/ 6/20 | T S 1884013 | 2018/10/15 | 2025/ 6/20 |
| T R 4413397 | 2015/ 8/17 | 2025/ 6/19 | T S 3988338 | 2019/ 7/24 | 2025/ 6/19 | M J 3870175 | 2024/ 8/28 | 2025/ 6/20 | T S 2365800 | 2018/12/26 | 2025/ 6/20 |
| T R 4557109 | 2015/ 7/30 | 2025/ 6/19 | T S 5262487 | 2020/ 1/28 | 2025/ 6/19 | M J 4035347 | 2024/10/29 | 2025/ 6/20 | T S 2585686 | 2019/ 1/24 | 2025/ 6/20 |
| T R 4712930 | 2015/ 9/ 3 | 2025/ 6/19 | T S 5285766 | 2020/ 1/28 | 2025/ 6/19 | M J 4078267 | 2024/11/22 | 2025/ 6/20 | T S 2649559 | 2019/ 2/ 5 | 2025/ 6/20 |
| T R 4763185 | 2015/ 9/ 3 | 2025/ 6/19 | T T 1304729 | 2020/ 6/ 4 | 2025/ 6/19 | M V 0209669 | 2025/ 5/16 | 2025/ 6/20 | T S 2846927 | 2019/ 2/28 | 2025/ 6/20 |
| T R 5023397 | 2015/10/23 | 2025/ 6/19 | T T 1490280 | 2020/ 9/ 1 | 2025/ 6/19 | M Z 2127712 | 2022/ 7/21 | 2025/ 6/20 | T S 3194961 | 2019/ 4/24 | 2025/ 6/20 |
| T R 5094469 | 2015/11/17 | 2025/ 6/19 | T T 2167054 | 2022/ 4/19 | 2025/ 6/19 | T R 3347810 | 2016/ 6/ 1 | 2025/ 6/20 | T S 3332597 | 2019/ 4/26 | 2025/ 6/20 |
| T R 5847518 | 2016/ 3/24 | 2025/ 6/19 | T T 2332539 | 2022/ 7/11 | 2025/ 6/19 | T R 4273414 | 2015/ 7/ 6 | 2025/ 6/20 | T S 3485816 | 2019/ 5/17 | 2025/ 6/20 |
| T R 6597940 | 2016/ 9/ 7 | 2025/ 6/19 | T T 2500143 | 2022/ 9/ 9 | 2025/ 6/19 | T R 4427006 | 2015/ 7/28 | 2025/ 6/20 | T S 3530633 | 2019/ 6/ 4 | 2025/ 6/20 |
| T R 6643306 | 2016/ 9/13 | 2025/ 6/19 | T T 2652336 | 2022/12/ 8 | 2025/ 6/19 | T R 4698625 | 2015/ 8/31 | 2025/ 6/20 | T S 3574348 | 2019/ 5/22 | 2025/ 6/20 |
| T R 7307224 | 2016/12/22 | 2025/ 6/19 | T T 2731147 | 2022/11/11 | 2025/ 6/19 | T R 4920057 | 2015/10/16 | 2025/ 6/20 | T S 4045693 | 2019/ 7/31 | 2025/ 6/20 |
| T R 7344629 | 2017/ 1/10 | 2025/ 6/19 | T T 2842071 | 2022/12/12 | 2025/ 6/19 | T R 4925718 | 2015/10/23 | 2025/ 6/20 | T S 4140290 | 2019/ 8/20 | 2025/ 6/20 |
| T R 7443163 | 2017/ 2/ 2 | 2025/ 6/19 | T T 3102927 | 2023/ 2/24 | 2025/ 6/19 | T R 5004786 | 2015/11/18 | 2025/ 6/20 | T S 4198904 | 2019/ 8/19 | 2025/ 6/20 |
| T R 7847897 | 2017/ 3/13 | 2025/ 6/19 | T T 3178772 | 2023/ 2/22 | 2025/ 6/19 | T R 5500379 | 2016/ 1/18 | 2025/ 6/20 | T S 4375900 | 2019/ 9/17 | 2025/ 6/20 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T S 4520581 | 2019/10/ 3 | 2025/ 6/20 | M J 2242534 | 2023/ 6/14 | 2025/ 6/23 | T R 9492133 | 2017/11/ 9 | 2025/ 6/23 | T T 4498757 | 2023/ 9/13 | 2025/ 6/23 |
| T S 4628456 | 2019/10/24 | 2025/ 6/20 | M J 2438500 | 2023/ 8/ 2 | 2025/ 6/23 | T R 9605800 | 2017/12/ 8 | 2025/ 6/23 | T T 4505254 | 2023/ 8/31 | 2025/ 6/23 |
| T S 4978798 | 2019/12/16 | 2025/ 6/20 | M J 2706366 | 2023/10/25 | 2025/ 6/23 | T R 9645109 | 2017/12/ 5 | 2025/ 6/23 | T T 5307505 | 2024/ 1/29 | 2025/ 6/23 |
| T S 4985037 | 2019/12/11 | 2025/ 6/20 | M J 2908555 | 2023/12/28 | 2025/ 6/23 | T R 9693428 | 2017/12/15 | 2025/ 6/23 | T T 6278480 | 2024/ 6/14 | 2025/ 6/23 |
| T T 1474936 | 2022/ 2/22 | 2025/ 6/20 | M J 2942247 | 2024/ 1/ 5 | 2025/ 6/23 | T R 9726038 | 2017/12/21 | 2025/ 6/23 | T T 7082420 | 2024/10/ 1 | 2025/ 6/23 |
| T T 1556360 | 2020/ 8/ 7 | 2025/ 6/20 | M J 3055744 | 2024/ 2/21 | 2025/ 6/23 | T R 9783854 | 2018/ 1/10 | 2025/ 6/23 | T T 7117666 | 2024/10/21 | 2025/ 6/23 |
| T T 1641293 | 2021/ 3/12 | 2025/ 6/20 | M J 3143350 | 2024/ 3/ 6 | 2025/ 6/23 | T R 9893571 | 2018/ 1/19 | 2025/ 6/23 | T T 7220929 | 2024/11/21 | 2025/ 6/23 |
| T T 1763863 | 2021/ 5/25 | 2025/ 6/20 | M J 3143351 | 2024/ 3/ 6 | 2025/ 6/23 | T S 0131494 | 2018/ 2/13 | 2025/ 6/23 | T T 7539946 | 2024/12/13 | 2025/ 6/23 |
| T T 1798713 | 2021/ 8/18 | 2025/ 6/20 | M J 3243302 | 2024/ 4/ 5 | 2025/ 6/23 | T S 0190839 | 2018/ 2/23 | 2025/ 6/23 | T T 8127270 | 2025/ 3/11 | 2025/ 6/23 |
| T T 1887298 | 2021/12/ 3 | 2025/ 6/20 | M J 3324396 | 2024/ 4/ 4 | 2025/ 6/23 | T S 0335535 | 2018/ 3/19 | 2025/ 6/23 | T T 2227973 | 2024/ 4/ 3 | 2025/ 6/23 |
| T T 2181256 | 2022/ 4/26 | 2025/ 6/20 | M J 3417212 | 2024/ 5/21 | 2025/ 6/23 | T S 0622632 | 2018/ 4/24 | 2025/ 6/23 | T T 2298617 | 2025/ 3/11 | 2025/ 6/23 |
| T T 2250270 | 2022/ 6/ 2 | 2025/ 6/20 | M J 3620688 | 2024/ 7/ 3 | 2025/ 6/23 | T S 1356815 | 2018/ 8/ 1 | 2025/ 6/23 | M J 1357787 | 2022/10/18 | 2025/ 6/24 |
| T T 3249432 | 2023/ 3/17 | 2025/ 6/20 | M J 3655213 | 2024/ 7/ 1 | 2025/ 6/23 | T S 1985654 | 2018/10/29 | 2025/ 6/23 | M J 1463027 | 2022/ 1/ 5 | 2025/ 6/24 |
| T T 3341683 | 2023/ 3/31 | 2025/ 6/20 | M J 3688603 | 2024/ 6/28 | 2025/ 6/23 | T S 2522437 | 2019/ 1/25 | 2025/ 6/23 | M J 1501636 | 2022/ 4/14 | 2025/ 6/24 |
| T T 3478172 | 2023/ 5/19 | 2025/ 6/20 | M V 0095708 | 2025/ 5/ 8 | 2025/ 6/23 | T S 2590987 | 2019/ 1/22 | 2025/ 6/23 | M J 1564080 | 2022/ 6/22 | 2025/ 6/24 |
| T T 3557375 | 2023/ 5/ 9 | 2025/ 6/20 | M V 0235574 | 2025/ 5/27 | 2025/ 6/23 | T S 2695202 | 2019/ 2/19 | 2025/ 6/23 | M J 1689719 | 2022/10/ 4 | 2025/ 6/24 |
| T T 3838625 | 2023/ 6/14 | 2025/ 6/20 | M V 0263340 | 2025/ 5/30 | 2025/ 6/23 | T S 2771718 | 2019/ 2/15 | 2025/ 6/23 | M J 1693662 | 2022/12/ 1 | 2025/ 6/24 |
| T T 4361741 | 2023/ 9/13 | 2025/ 6/20 | T M 0105855 | 2025/ 4/17 | 2025/ 6/23 | T S 2857247 | 2019/ 2/26 | 2025/ 6/23 | M J 1786423 | 2023/ 2/21 | 2025/ 6/24 |
| T T 5160472 | 2024/ 1/ 9 | 2025/ 6/20 | T M 0236064 | 2025/ 4/28 | 2025/ 6/23 | T S 2950777 | 2019/ 3/22 | 2025/ 6/23 | M J 1941897 | 2023/ 4/28 | 2025/ 6/24 |
| T T 5591602 | 2024/ 2/26 | 2025/ 6/20 | T R 3318833 | 2016/ 6/ 9 | 2025/ 6/23 | T S 3006210 | 2019/ 3/20 | 2025/ 6/23 | M J 2196481 | 2023/ 6/13 | 2025/ 6/24 |
| T T 5601794 | 2024/ 3/ 8 | 2025/ 6/20 | T R 4513950 | 2015/ 7/27 | 2025/ 6/23 | T S 3468059 | 2019/ 5/13 | 2025/ 6/23 | M J 2263388 | 2023/ 6/26 | 2025/ 6/24 |
| T T 5653497 | 2024/ 3/ 8 | 2025/ 6/20 | T R 4591847 | 2015/ 8/19 | 2025/ 6/23 | T S 3624721 | 2019/ 6/10 | 2025/ 6/23 | M J 2495524 | 2023/ 8/25 | 2025/ 6/24 |
| T T 5957185 | 2024/ 4/16 | 2025/ 6/20 | T R 4665749 | 2015/ 8/21 | 2025/ 6/23 | T S 3674351 | 2019/ 7/ 5 | 2025/ 6/23 | M J 2762645 | 2023/11/10 | 2025/ 6/24 |
| T T 6574102 | 2024/ 7/29 | 2025/ 6/20 | T R 4689188 | 2015/ 9/ 4 | 2025/ 6/23 | T S 3757749 | 2019/ 6/25 | 2025/ 6/23 | M J 2861244 | 2023/12/19 | 2025/ 6/24 |
| T T 7125835 | 2024/ 9/29 | 2025/ 6/20 | T R 4819624 | 2015/ 9/25 | 2025/ 6/23 | T S 4514874 | 2019/10/ 3 | 2025/ 6/23 | M J 3285918 | 2024/ 4/ 1 | 2025/ 6/24 |
| T T 7452429 | 2024/12/11 | 2025/ 6/20 | T R 4873899 | 2015/ 9/ 8 | 2025/ 6/23 | T T 1397859 | 2021/ 3/12 | 2025/ 6/23 | M J 3303230 | 2024/ 4/15 | 2025/ 6/24 |
| T T 7763208 | 2025/ 2/ 5 | 2025/ 6/20 | T R 4887403 | 2015/10/ 9 | 2025/ 6/23 | T T 1560730 | 2021/ 1/15 | 2025/ 6/23 | M J 3529231 | 2024/ 5/30 | 2025/ 6/24 |
| T Z 1266019 | 2018/ 4/28 | 2025/ 6/20 | T R 5067712 | 2015/11/16 | 2025/ 6/23 | T T 1662006 | 2021/ 4/ 2 | 2025/ 6/23 | M J 3627235 | 2024/ 7/ 9 | 2025/ 6/24 |
| T Z 2049239 | 2020/12/14 | 2025/ 6/20 | T R 5098675 | 2015/11/27 | 2025/ 6/23 | T T 1934459 | 2021/11/ 9 | 2025/ 6/23 | M J 3672961 | 2024/ 7/ 3 | 2025/ 6/24 |
| T Z 2064115 | 2021/ 4/29 | 2025/ 6/20 | T R 5480676 | 2016/ 2/18 | 2025/ 6/23 | T T 2107523 | 2022/ 5/ 6 | 2025/ 6/23 | M J 3775551 | 2024/ 7/29 | 2025/ 6/24 |
| T Z 2067753 | 2021/ 5/ 5 | 2025/ 6/20 | T R 6006005 | 2016/ 5/ 2 | 2025/ 6/23 | T T 2143622 | 2022/ 4/ 4 | 2025/ 6/23 | M J 3953556 | 2024/10/16 | 2025/ 6/24 |
| T Z 2077926 | 2022/ 2/28 | 2025/ 6/20 | T R 6149543 | 2016/ 5/10 | 2025/ 6/23 | T T 2241690 | 2022/ 6/15 | 2025/ 6/23 | M J 4004818 | 2024/ 9/ 6 | 2025/ 6/24 |
| T Z 2110445 | 2022/ 3/ 7 | 2025/ 6/20 | T R 6202803 | 2016/ 6/ 1 | 2025/ 6/23 | T T 2243419 | 2022/ 6/ 9 | 2025/ 6/23 | M J 4383747 | 2025/ 2/ 5 | 2025/ 6/24 |
| M J 1273767 | 2020/ 8/13 | 2025/ 6/23 | T R 7142965 | 2016/11/28 | 2025/ 6/23 | T T 2411465 | 2022/ 7/27 | 2025/ 6/23 | M V 0153115 | 2025/ 5/ 2 | 2025/ 6/24 |
| M J 1311086 | 2021/ 4/ 2 | 2025/ 6/23 | T R 7634455 | 2017/ 2/ 8 | 2025/ 6/23 | T T 2548850 | 2022/10/18 | 2025/ 6/23 | M V 0213267 | 2025/ 5/19 | 2025/ 6/24 |
| M J 1386116 | 2021/12/23 | 2025/ 6/23 | T R 7717162 | 2017/ 2/15 | 2025/ 6/23 | T T 2672674 | 2022/10/28 | 2025/ 6/23 | T M 0183956 | 2025/ 4/18 | 2025/ 6/24 |
| M J 1389559 | 2022/12/15 | 2025/ 6/23 | T R 7785461 | 2017/ 2/22 | 2025/ 6/23 | T T 2889065 | 2023/ 1/10 | 2025/ 6/23 | T M 0404434 | 2025/ 5/23 | 2025/ 6/24 |
| M J 1504837 | 2022/ 5/ 6 | 2025/ 6/23 | T R 7823031 | 2017/ 3/ 6 | 2025/ 6/23 | T T 2965554 | 2023/ 2/ 3 | 2025/ 6/23 | T M 0559939 | 2025/ 6/12 | 2025/ 6/24 |
| M J 1568812 | 2022/ 7/20 | 2025/ 6/23 | T R 7899052 | 2017/ 3/21 | 2025/ 6/23 | T T 3121799 | 2023/ 2/21 | 2025/ 6/23 | T R 3352939 | 2016/ 6/10 | 2025/ 6/24 |
| M J 1656432 | 2022/ 9/28 | 2025/ 6/23 | T R 7996010 | 2017/ 4/ 3 | 2025/ 6/23 | T T 3433519 | 2023/ 4/13 | 2025/ 6/23 | T R 3485620 | 2016/ 7/ 6 | 2025/ 6/24 |
| M J 1892337 | 2023/ 2/15 | 2025/ 6/23 | T R 8229467 | 2017/ 5/12 | 2025/ 6/23 | T T 3813190 | 2023/ 6/16 | 2025/ 6/23 | T R 4414289 | 2015/ 7/22 | 2025/ 6/24 |
| M J 2002790 | 2023/ 4/ 5 | 2025/ 6/23 | T R 8825183 | 2017/ 8/ 2 | 2025/ 6/23 | T T 3916151 | 2023/ 6/26 | 2025/ 6/23 | T R 4456273 | 2015/ 8/ 3 | 2025/ 6/24 |
| M J 2049562 | 2023/ 4/27 | 2025/ 6/23 | T R 9112209 | 2017/ 9/ 7 | 2025/ 6/23 | T T 3926274 | 2023/ 6/28 | 2025/ 6/23 | T R 4557068 | 2015/ 7/30 | 2025/ 6/24 |
| M J 2181353 | 2023/ 6/26 | 2025/ 6/23 | T R 9196298 | 2017/ 9/28 | 2025/ 6/23 | T T 4428871 | 2023/ 9/ 5 | 2025/ 6/23 | T R 4581274 | 2015/ 8/ 6 | 2025/ 6/24 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T R 4594579 | 2015/ 8/19 | 2025/ 6/24 | T S 2180790 | 2018/11/26 | 2025/ 6/24 | T T 3668346 | 2023/ 5/22 | 2025/ 6/24 | T R 7019905 | 2016/11/14 | 2025/ 6/25 |
| T R 4660622 | 2015/ 9/10 | 2025/ 6/24 | T S 2251488 | 2018/12/11 | 2025/ 6/24 | T T 3789968 | 2023/ 6/ 8 | 2025/ 6/24 | T R 7272061 | 2016/12/28 | 2025/ 6/25 |
| T R 4734326 | 2015/ 8/26 | 2025/ 6/24 | T S 2306238 | 2018/12/18 | 2025/ 6/24 | T T 4115705 | 2023/ 8/ 4 | 2025/ 6/24 | T R 7718068 | 2017/ 2/16 | 2025/ 6/25 |
| T R 4826675 | 2015/ 9/28 | 2025/ 6/24 | T S 2314503 | 2018/12/17 | 2025/ 6/24 | T T 4366252 | 2023/ 8/18 | 2025/ 6/24 | T R 7801100 | 2017/ 2/28 | 2025/ 6/25 |
| T R 4847593 | 2015/10/23 | 2025/ 6/24 | T S 2364221 | 2018/12/25 | 2025/ 6/24 | T T 4395111 | 2023/ 8/21 | 2025/ 6/24 | T R 7906242 | 2017/ 3/27 | 2025/ 6/25 |
| T R 5015295 | 2015/11/ 9 | 2025/ 6/24 | T S 2906701 | 2019/ 3/ 5 | 2025/ 6/24 | T T 4623389 | 2023/10/12 | 2025/ 6/24 | T R 8337390 | 2017/ 5/19 | 2025/ 6/25 |
| T R 5100079 | 2015/12/ 1 | 2025/ 6/24 | T S 2957000 | 2019/ 3/19 | 2025/ 6/24 | T T 4678633 | 2023/10/ 4 | 2025/ 6/24 | T R 8354482 | 2017/ 5/25 | 2025/ 6/25 |
| T R 5123164 | 2015/12/ 1 | 2025/ 6/24 | T S 3134071 | 2019/ 4/10 | 2025/ 6/24 | T T 5093741 | 2023/12/ 7 | 2025/ 6/24 | T R 8577864 | 2017/ 6/29 | 2025/ 6/25 |
| T R 5184588 | 2015/12/21 | 2025/ 6/24 | T S 3274764 | 2019/ 4/10 | 2025/ 6/24 | T T 5148851 | 2024/ 1/10 | 2025/ 6/24 | T R 8580200 | 2017/ 6/26 | 2025/ 6/25 |
| T R 5291442 | 2016/ 2/ 4 | 2025/ 6/24 | T S 3281370 | 2019/ 4/10 | 2025/ 6/24 | T T 5320280 | 2024/ 2/ 1 | 2025/ 6/24 | T R 8762498 | 2017/ 7/26 | 2025/ 6/25 |
| T R 5293640 | 2016/ 2/17 | 2025/ 6/24 | T S 3365508 | 2019/ 5/ 7 | 2025/ 6/24 | T T 5394420 | 2024/ 2/ 6 | 2025/ 6/24 | T R 8865233 | 2017/ 8/ 4 | 2025/ 6/25 |
| T R 5563389 | 2016/ 2/ 3 | 2025/ 6/24 | T S 3581395 | 2019/ 5/28 | 2025/ 6/24 | T T 5791330 | 2024/ 3/15 | 2025/ 6/24 | T R 8967045 | 2017/ 8/30 | 2025/ 6/25 |
| T R 5844307 | 2016/ 3/30 | 2025/ 6/24 | T S 3594414 | 2019/ 5/31 | 2025/ 6/24 | T T 6447499 | 2024/ 7/ 5 | 2025/ 6/24 | T R 9214865 | 2017/ 9/25 | 2025/ 6/25 |
| T R 6361578 | 2016/ 8/ 5 | 2025/ 6/24 | T S 3667740 | 2019/ 6/ 7 | 2025/ 6/24 | T T 6676974 | 2024/ 8/ 8 | 2025/ 6/24 | T R 9550623 | 2017/11/24 | 2025/ 6/25 |
| T R 7048456 | 2016/11/21 | 2025/ 6/24 | T S 4021258 | 2019/ 8/ 2 | 2025/ 6/24 | T T 7645213 | 2024/12/24 | 2025/ 6/24 | T R 9688828 | 2017/12/14 | 2025/ 6/25 |
| T R 7191680 | 2016/12/16 | 2025/ 6/24 | T S 4142082 | 2019/ 8/20 | 2025/ 6/24 | T Z 1108658 | 2016/ 3/21 | 2025/ 6/24 | T R 9736133 | 2017/12/20 | 2025/ 6/25 |
| T R 7495018 | 2017/ 1/24 | 2025/ 6/24 | T S 4321760 | 2019/ 8/30 | 2025/ 6/24 | T Z 1135873 | 2016/ 6/15 | 2025/ 6/24 | T S 0139419 | 2018/ 2/15 | 2025/ 6/25 |
| T R 7849687 | 2017/ 3/10 | 2025/ 6/24 | T S 4627041 | 2019/10/17 | 2025/ 6/24 | T Z 1361017 | 2019/ 6/17 | 2025/ 6/24 | T S 0381626 | 2018/ 3/23 | 2025/ 6/25 |
| T R 8074821 | 2017/ 4/11 | 2025/ 6/24 | T S 4714671 | 2019/10/31 | 2025/ 6/24 | T Z 2092281 | 2021/ 9/17 | 2025/ 6/24 | T S 0482413 | 2018/ 4/ 9 | 2025/ 6/25 |
| T R 8114207 | 2017/ 4/ 7 | 2025/ 6/24 | T S 4729563 | 2019/11/ 5 | 2025/ 6/24 | M J 1234436 | 2020/ 7/20 | 2025/ 6/25 | T S 1092343 | 2018/ 6/29 | 2025/ 6/25 |
| T R 8502993 | 2017/ 6/16 | 2025/ 6/24 | T S 4796587 | 2019/11/13 | 2025/ 6/24 | M J 1235199 | 2020/11/ 2 | 2025/ 6/25 | T S 1234977 | 2018/ 7/31 | 2025/ 6/25 |
| T R 8565132 | 2017/ 6/27 | 2025/ 6/24 | T S 5015019 | 2019/12/17 | 2025/ 6/24 | M J 1265420 | 2020/12/ 1 | 2025/ 6/25 | T S 1457937 | 2018/ 8/11 | 2025/ 6/25 |
| T R 8614432 | 2017/ 7/ 6 | 2025/ 6/24 | T S 5044762 | 2019/12/20 | 2025/ 6/24 | M J 1294077 | 2022/11/25 | 2025/ 6/25 | T S 1860382 | 2018/10/11 | 2025/ 6/25 |
| T R 8715892 | 2017/ 7/18 | 2025/ 6/24 | T S 5172318 | 2020/ 1/20 | 2025/ 6/24 | M J 1359918 | 2022/ 6/27 | 2025/ 6/25 | T S 2092621 | 2018/11/19 | 2025/ 6/25 |
| T R 9004789 | 2017/ 9/ 4 | 2025/ 6/24 | T S 5199456 | 2020/ 1/16 | 2025/ 6/24 | M J 1422620 | 2021/12/17 | 2025/ 6/25 | T S 2351806 | 2018/12/18 | 2025/ 6/25 |
| T R 9055023 | 2017/ 8/25 | 2025/ 6/24 | T S 5286518 | 2020/ 1/28 | 2025/ 6/24 | M J 1451086 | 2021/ 8/16 | 2025/ 6/25 | T S 2400965 | 2019/ 1/ 8 | 2025/ 6/25 |
| T R 9122270 | 2017/ 9/14 | 2025/ 6/24 | T T 1399267 | 2022/ 3/ 2 | 2025/ 6/24 | M J 1481962 | 2021/12/22 | 2025/ 6/25 | T S 2423602 | 2019/ 1/11 | 2025/ 6/25 |
| T R 9331366 | 2017/10/12 | 2025/ 6/24 | T T 1646428 | 2021/ 1/27 | 2025/ 6/24 | M J 1571273 | 2022/ 6/10 | 2025/ 6/25 | T S 2840479 | 2019/ 2/26 | 2025/ 6/25 |
| T R 9612154 | 2017/12/ 1 | 2025/ 6/24 | T T 1705478 | 2021/ 4/ 7 | 2025/ 6/24 | M J 1655578 | 2022/ 9/21 | 2025/ 6/25 | T S 3104309 | 2019/ 4/ 1 | 2025/ 6/25 |
| T R 9788259 | 2017/12/26 | 2025/ 6/24 | T T 1895980 | 2021/11/ 5 | 2025/ 6/24 | M J 1982950 | 2023/ 3/22 | 2025/ 6/25 | T S 3975320 | 2019/ 7/25 | 2025/ 6/25 |
| T S 0155071 | 2018/ 2/19 | 2025/ 6/24 | T T 1962808 | 2022/ 1/11 | 2025/ 6/24 | M J 3617462 | 2024/ 7/22 | 2025/ 6/25 | T S 4717341 | 2019/11/ 8 | 2025/ 6/25 |
| T S 0378300 | 2018/ 3/22 | 2025/ 6/24 | T T 2281114 | 2022/ 6/16 | 2025/ 6/24 | M V 0153624 | 2025/ 5/ 1 | 2025/ 6/25 | T S 4774944 | 2019/11/ 9 | 2025/ 6/25 |
| T S 0547629 | 2018/ 4/23 | 2025/ 6/24 | T T 2403653 | 2022/ 7/27 | 2025/ 6/24 | M Z 2021112 | 2021/ 2/24 | 2025/ 6/25 | T S 4992544 | 2019/12/12 | 2025/ 6/25 |
| T S 0845459 | 2018/ 5/15 | 2025/ 6/24 | T T 2576033 | 2022/10/19 | 2025/ 6/24 | T R 4563733 | 2015/ 8/25 | 2025/ 6/25 | T S 5039029 | 2019/12/18 | 2025/ 6/25 |
| T S 1329529 | 2018/ 8/ 1 | 2025/ 6/24 | T T 2610433 | 2022/10/17 | 2025/ 6/24 | T R 5019296 | 2015/10/16 | 2025/ 6/25 | T S 5058655 | 2019/12/26 | 2025/ 6/25 |
| T S 1354628 | 2018/ 7/31 | 2025/ 6/24 | T T 2640900 | 2022/12/ 9 | 2025/ 6/24 | T R 5212272 | 2015/11/25 | 2025/ 6/25 | T S 5060877 | 2019/12/23 | 2025/ 6/25 |
| T S 1398560 | 2018/ 8/10 | 2025/ 6/24 | T T 2709230 | 2022/11/16 | 2025/ 6/24 | T R 5809491 | 2016/ 3/30 | 2025/ 6/25 | T S 5234976 | 2020/ 1/12 | 2025/ 6/25 |
| T S 1563705 | 2018/ 9/14 | 2025/ 6/24 | T T 2875757 | 2022/12/26 | 2025/ 6/24 | T R 6011956 | 2016/ 4/14 | 2025/ 6/25 | T S 5354757 | 2020/ 2/ 3 | 2025/ 6/25 |
| T S 1652397 | 2018/ 9/10 | 2025/ 6/24 | T T 3048891 | 2023/ 2/ 7 | 2025/ 6/24 | T R 6027270 | 2016/ 4/26 | 2025/ 6/25 | T T 1077679 | 2020/ 2/21 | 2025/ 6/25 |
| T S 1679129 | 2018/ 8/24 | 2025/ 6/24 | T T 3063861 | 2023/ 2/10 | 2025/ 6/24 | T R 6304581 | 2016/ 7/21 | 2025/ 6/25 | T T 1209851 | 2020/ 3/11 | 2025/ 6/25 |
| T S 1855738 | 2018/10/22 | 2025/ 6/24 | T T 3247882 | 2023/ 3/15 | 2025/ 6/24 | T R 6331005 | 2016/ 7/19 | 2025/ 6/25 | T T 1404526 | 2021/ 4/21 | 2025/ 6/25 |
| T S 1873424 | 2018/10/11 | 2025/ 6/24 | T T 3336278 | 2023/ 4/11 | 2025/ 6/24 | T R 6980362 | 2016/11/ 2 | 2025/ 6/25 | T T 1427176 | 2020/10/26 | 2025/ 6/25 |
| T S 2054492 | 2018/11/14 | 2025/ 6/24 | T T 3477976 | 2023/ 5/17 | 2025/ 6/24 | T R 6997356 | 2016/10/28 | 2025/ 6/25 | T T 1805752 | 2021/ 6/17 | 2025/ 6/25 |
| T S 2148578 | 2018/11/27 | 2025/ 6/24 | T T 3483993 | 2023/ 5/11 | 2025/ 6/24 | T R 7009336 | 2016/11/ 4 | 2025/ 6/25 | T T 2062201 | 2022/ 4/11 | 2025/ 6/25 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T T 3342205 | 2023/ 4/ 5 | 2025/ 6/25 | T M0282657 | 2025/ 5/ 8 | 2025/ 6/26 | T S 0666854 | 2018/ 5/10 | 2025/ 6/26 | T T 6920097 | 2024/ 9/26 | 2025/ 6/26 |
| T T 4251363 | 2023/ 8/ 3 | 2025/ 6/25 | T M0513851 | 2025/ 6/ 4 | 2025/ 6/26 | T S 0862986 | 2018/ 6/ 4 | 2025/ 6/26 | T T 7457210 | 2024/11/27 | 2025/ 6/26 |
| T T 4303405 | 2023/ 8/17 | 2025/ 6/25 | T M0539240 | 2025/ 6/10 | 2025/ 6/26 | T S 1050204 | 2018/ 6/22 | 2025/ 6/26 | T T 7760912 | 2025/ 1/23 | 2025/ 6/26 |
| T T 4466358 | 2023/ 9/19 | 2025/ 6/25 | T R 3281427 | 2016/ 5/27 | 2025/ 6/26 | T S 1068971 | 2018/ 6/27 | 2025/ 6/26 | T T 8004871 | 2025/ 3/14 | 2025/ 6/26 |
| T T 4550870 | 2023/ 9/20 | 2025/ 6/25 | T R 3304053 | 2016/ 6/ 3 | 2025/ 6/26 | T S 1211132 | 2018/ 7/13 | 2025/ 6/26 | T T 8070974 | 2025/ 2/21 | 2025/ 6/26 |
| T T 4665789 | 2023/11/ 8 | 2025/ 6/25 | T R 3316314 | 2016/ 6/10 | 2025/ 6/26 | T S 1848499 | 2018/10/ 9 | 2025/ 6/26 | T Z 2032173 | 2020/ 8/ 4 | 2025/ 6/26 |
| T T 4687874 | 2023/ 9/21 | 2025/ 6/25 | T R 3358168 | 2016/ 6/13 | 2025/ 6/26 | T S 2653197 | 2019/ 2/ 5 | 2025/ 6/26 | T Z 2053744 | 2021/ 1/ 5 | 2025/ 6/26 |
| T T 4922338 | 2023/11/13 | 2025/ 6/25 | T R 3526598 | 2016/ 7/ 4 | 2025/ 6/26 | T S 2962388 | 2019/ 3/11 | 2025/ 6/26 | T Z 2205489 | 2024/ 5/ 8 | 2025/ 6/26 |
| T T 5024886 | 2023/12/ 5 | 2025/ 6/25 | T R 3539770 | 2016/ 7/ 1 | 2025/ 6/26 | T S 2969986 | 2019/ 3/25 | 2025/ 6/26 | M J 1397369 | 2020/12/23 | 2025/ 6/27 |
| T T 5058938 | 2023/12/18 | 2025/ 6/25 | T R 4322263 | 2015/ 7/24 | 2025/ 6/26 | T S 3062130 | 2019/ 3/26 | 2025/ 6/26 | M J 1521342 | 2022/ 4/15 | 2025/ 6/27 |
| T T 5304039 | 2024/ 1/29 | 2025/ 6/25 | T R 4410024 | 2015/ 8/10 | 2025/ 6/26 | T S 3259042 | 2019/ 4/18 | 2025/ 6/26 | M J 2216127 | 2023/ 6/ 1 | 2025/ 6/27 |
| T T 5373333 | 2024/ 1/27 | 2025/ 6/25 | T R 4438155 | 2015/ 8/19 | 2025/ 6/26 | T S 3424442 | 2019/ 5/15 | 2025/ 6/26 | M J 2567831 | 2023/ 9/19 | 2025/ 6/27 |
| T T 5749288 | 2024/ 3/14 | 2025/ 6/25 | T R 4438156 | 2015/ 8/19 | 2025/ 6/26 | T S 3879099 | 2019/ 7/ 9 | 2025/ 6/26 | M J 2956833 | 2024/ 1/11 | 2025/ 6/27 |
| T T 5758149 | 2024/ 3/14 | 2025/ 6/25 | T R 4460662 | 2015/ 8/ 3 | 2025/ 6/26 | T S 3973985 | 2019/ 7/25 | 2025/ 6/26 | M J 3221143 | 2024/ 4/19 | 2025/ 6/27 |
| T T 6175486 | 2024/ 5/23 | 2025/ 6/25 | T R 4627763 | 2015/ 8/ 7 | 2025/ 6/26 | T S 3991754 | 2019/ 7/24 | 2025/ 6/26 | M J 3503898 | 2024/ 6/ 5 | 2025/ 6/27 |
| T T 6269153 | 2024/ 5/30 | 2025/ 6/25 | T R 4628710 | 2015/ 8/10 | 2025/ 6/26 | T S 4085388 | 2019/ 8/ 7 | 2025/ 6/26 | M J 3592526 | 2024/ 6/13 | 2025/ 6/27 |
| T T 6601372 | 2024/ 7/24 | 2025/ 6/25 | T R 4651828 | 2015/ 8/24 | 2025/ 6/26 | T S 4279661 | 2019/ 8/29 | 2025/ 6/26 | M J 3631179 | 2024/ 7/ 4 | 2025/ 6/27 |
| T T 6919277 | 2024/ 9/20 | 2025/ 6/25 | T R 4679555 | 2015/ 8/24 | 2025/ 6/26 | T S 4394856 | 2019/ 9/12 | 2025/ 6/26 | M J 3841841 | 2024/ 8/28 | 2025/ 6/27 |
| T T 7218870 | 2024/12/16 | 2025/ 6/25 | T R 4739865 | 2015/ 8/21 | 2025/ 6/26 | T S 4453478 | 2019/ 9/25 | 2025/ 6/26 | M J 4019794 | 2024/10/ 1 | 2025/ 6/27 |
| T T 7315440 | 2024/10/30 | 2025/ 6/25 | T R 4961164 | 2015/10/ 5 | 2025/ 6/26 | T S 4474176 | 2019/ 9/24 | 2025/ 6/26 | M J 4295721 | 2025/ 1/27 | 2025/ 6/27 |
| T T 7646069 | 2024/12/27 | 2025/ 6/25 | T R 5448753 | 2016/ 2/ 2 | 2025/ 6/26 | T S 4605460 | 2019/10/17 | 2025/ 6/26 | R A2012612 | 2024/ 7/10 | 2025/ 6/27 |
| T T 7786541 | 2025/ 2/ 4 | 2025/ 6/25 | T R 5668002 | 2016/ 3/17 | 2025/ 6/26 | T S 4774084 | 2019/11/ 7 | 2025/ 6/26 | T M0116252 | 2025/ 4/ 4 | 2025/ 6/27 |
| T T 8082293 | 2025/ 3/ 6 | 2025/ 6/25 | T R 5797643 | 2016/ 3/14 | 2025/ 6/26 | T S 5346916 | 2020/ 1/28 | 2025/ 6/26 | T R 3395091 | 2016/ 6/14 | 2025/ 6/27 |
| T Z 1158436 | 2016/ 9/28 | 2025/ 6/25 | T R 6721534 | 2016/ 9/20 | 2025/ 6/26 | T T 1383672 | 2020/10/23 | 2025/ 6/26 | T R 4291674 | 2015/ 7/13 | 2025/ 6/27 |
| T Z 1181037 | 2017/ 2/14 | 2025/ 6/25 | T R 6725237 | 2016/ 9/ 9 | 2025/ 6/26 | T T 1444274 | 2020/ 9/11 | 2025/ 6/26 | T R 4435185 | 2015/ 7/23 | 2025/ 6/27 |
| T Z 2088205 | 2021/ 8/27 | 2025/ 6/25 | T R 7251748 | 2016/12/16 | 2025/ 6/26 | T T 1491707 | 2020/ 7/22 | 2025/ 6/26 | T R 4521846 | 2015/ 7/21 | 2025/ 6/27 |
| T Z 2144767 | 2022/11/ 4 | 2025/ 6/25 | T R 7904727 | 2017/ 3/24 | 2025/ 6/26 | T T 1569970 | 2020/10/ 2 | 2025/ 6/26 | T R 4652169 | 2015/ 8/25 | 2025/ 6/27 |
| M J 1214387 | 2020/ 7/17 | 2025/ 6/26 | T R 8075669 | 2017/ 4/14 | 2025/ 6/26 | T T 2001962 | 2021/12/20 | 2025/ 6/26 | T R 4890788 | 2015/10/ 7 | 2025/ 6/27 |
| M J 1261617 | 2022/ 4/ 6 | 2025/ 6/26 | T R 8249914 | 2017/ 5/11 | 2025/ 6/26 | T T 2131166 | 2022/ 3/31 | 2025/ 6/26 | T R 4913698 | 2015/10/ 1 | 2025/ 6/27 |
| M J 1456404 | 2021/ 9/ 2 | 2025/ 6/26 | T R 8254629 | 2017/ 5/10 | 2025/ 6/26 | T T 2264929 | 2022/ 6/27 | 2025/ 6/26 | T R 4917576 | 2015/10/ 9 | 2025/ 6/27 |
| M J 1498220 | 2022/ 1/ 6 | 2025/ 6/26 | T R 8381161 | 2017/ 6/ 8 | 2025/ 6/26 | T T 2336915 | 2022/ 6/30 | 2025/ 6/26 | T R 5132568 | 2016/ 1/ 6 | 2025/ 6/27 |
| M J 1613917 | 2022/ 9/ 6 | 2025/ 6/26 | T R 8822338 | 2017/ 8/ 4 | 2025/ 6/26 | T T 2377103 | 2022/ 8/15 | 2025/ 6/26 | T R 5474847 | 2016/ 1/ 8 | 2025/ 6/27 |
| M J 1787779 | 2023/ 3/15 | 2025/ 6/26 | T R 9066746 | 2017/ 8/28 | 2025/ 6/26 | T T 3107327 | 2023/ 2/16 | 2025/ 6/26 | T R 5627918 | 2016/ 2/22 | 2025/ 6/27 |
| M J 1888468 | 2023/ 2/ 8 | 2025/ 6/26 | T R 9277322 | 2017/10/ 2 | 2025/ 6/26 | T T 3167520 | 2023/ 3/10 | 2025/ 6/26 | T R 6322782 | 2016/ 7/19 | 2025/ 6/27 |
| M J 2349911 | 2023/ 7/13 | 2025/ 6/26 | T R 9347276 | 2017/10/18 | 2025/ 6/26 | T T 4053506 | 2023/ 7/14 | 2025/ 6/26 | T R 6412409 | 2016/ 8/ 9 | 2025/ 6/27 |
| M J 2375509 | 2023/ 7/25 | 2025/ 6/26 | T R 9362458 | 2017/10/18 | 2025/ 6/26 | T T 4148532 | 2023/ 7/14 | 2025/ 6/26 | T R 6497909 | 2016/ 8/15 | 2025/ 6/27 |
| M J 2414343 | 2023/ 8/ 9 | 2025/ 6/26 | T R 9428854 | 2017/10/26 | 2025/ 6/26 | T T 4739927 | 2023/10/16 | 2025/ 6/26 | T R 6527440 | 2016/ 9/12 | 2025/ 6/27 |
| M J 2512485 | 2023/ 9/12 | 2025/ 6/26 | T R 9615037 | 2017/12/ 7 | 2025/ 6/26 | T T 5180457 | 2023/12/22 | 2025/ 6/26 | T R 6604125 | 2016/ 8/23 | 2025/ 6/27 |
| M J 2886910 | 2024/ 1/15 | 2025/ 6/26 | T R 9633754 | 2017/12/ 6 | 2025/ 6/26 | T T 5378327 | 2024/ 1/29 | 2025/ 6/26 | T R 6791252 | 2016/ 9/27 | 2025/ 6/27 |
| M J 3033174 | 2024/ 2/ 1 | 2025/ 6/26 | T R 9683523 | 2017/12/ 7 | 2025/ 6/26 | T T 5405828 | 2024/ 2/15 | 2025/ 6/26 | T R 6809184 | 2016/ 9/30 | 2025/ 6/27 |
| M J 4111348 | 2024/11/15 | 2025/ 6/26 | T R 9856006 | 2018/ 1/10 | 2025/ 6/26 | T T 5405829 | 2024/ 2/15 | 2025/ 6/26 | T R 6819080 | 2016/10/12 | 2025/ 6/27 |
| M J 4332224 | 2025/ 1/16 | 2025/ 6/26 | T S 0089820 | 2018/ 2/21 | 2025/ 6/26 | T T 5432353 | 2024/ 2/ 9 | 2025/ 6/26 | T R 6986554 | 2016/11/ 9 | 2025/ 6/27 |
| T M0006377 | 2025/ 4/ 1 | 2025/ 6/26 | T S 0204486 | 2018/ 3/ 1 | 2025/ 6/26 | T T 5949467 | 2024/ 4/23 | 2025/ 6/26 | T R 7470876 | 2017/ 1/24 | 2025/ 6/27 |
| T M0279052 | 2025/ 5/ 7 | 2025/ 6/26 | T S 0544484 | 2018/ 4/19 | 2025/ 6/26 | T T 6324466 | 2024/ 6/13 | 2025/ 6/26 | T R 8126369 | 2017/ 4/19 | 2025/ 6/27 |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| T R 8322840 | 2017/ 5/19 | 2025/ 6/27 | T T 2845631 | 2022/11/29 | 2025/ 6/27 | T R 5164674 | 2015/12/16 | 2025/ 6/30 | T S 2418800 | 2019/ 1/10 | 2025/ 6/30 |
| T R 8640631 | 2017/ 7/ 3 | 2025/ 6/27 | T T 3539141 | 2023/ 5/23 | 2025/ 6/27 | T R 5173086 | 2015/11/11 | 2025/ 6/30 | T S 2483018 | 2019/ 1/15 | 2025/ 6/30 |
| T R 8822582 | 2017/ 8/ 4 | 2025/ 6/27 | T T 3709854 | 2023/ 5/31 | 2025/ 6/27 | T R 5206468 | 2015/11/19 | 2025/ 6/30 | T S 2492852 | 2019/ 1/16 | 2025/ 6/30 |
| T R 8880847 | 2017/ 8/ 9 | 2025/ 6/27 | T T 4396793 | 2023/ 8/28 | 2025/ 6/27 | T R 5302639 | 2016/ 1/21 | 2025/ 6/30 | T S 2896989 | 2019/ 3/ 7 | 2025/ 6/30 |
| T R 8977784 | 2017/ 9/11 | 2025/ 6/27 | T T 4579033 | 2023/ 10/10 | 2025/ 6/27 | T R 5325585 | 2016/ 1/28 | 2025/ 6/30 | T S 3721467 | 2019/ 6/18 | 2025/ 6/30 |
| T R 9743194 | 2017/12/25 | 2025/ 6/27 | T T 4586540 | 2023/ 9/14 | 2025/ 6/27 | T R 5567810 | 2016/ 1/26 | 2025/ 6/30 | T S 3946643 | 2019/ 7/22 | 2025/ 6/30 |
| T R 9756772 | 2017/12/22 | 2025/ 6/27 | T T 4821124 | 2023/ 11/ 1 | 2025/ 6/27 | T R 5694080 | 2016/ 3/ 3 | 2025/ 6/30 | T S 3998740 | 2019/ 7/23 | 2025/ 6/30 |
| T S 0306133 | 2018/ 3/ 9 | 2025/ 6/27 | T T 5988633 | 2024/ 4/23 | 2025/ 6/27 | T R 5864571 | 2016/ 4/ 5 | 2025/ 6/30 | T S 4028986 | 2019/ 8/ 2 | 2025/ 6/30 |
| T S 0480865 | 2018/ 4/ 6 | 2025/ 6/27 | T T 6040000 | 2024/ 5/17 | 2025/ 6/27 | T R 5873219 | 2016/ 3/31 | 2025/ 6/30 | T S 4054155 | 2019/ 8/ 5 | 2025/ 6/30 |
| T S 0554837 | 2018/ 4/ 9 | 2025/ 6/27 | T T 6448844 | 2024/ 7/ 3 | 2025/ 6/27 | T R 6100720 | 2016/ 5/ 6 | 2025/ 6/30 | T S 4213225 | 2019/ 8/30 | 2025/ 6/30 |
| T S 0607596 | 2018/ 4/19 | 2025/ 6/27 | T T 6448845 | 2024/ 7/ 3 | 2025/ 6/27 | T R 6259029 | 2016/ 7/19 | 2025/ 6/30 | T S 4243895 | 2019/ 8/23 | 2025/ 6/30 |
| T S 0666612 | 2018/ 5/ 7 | 2025/ 6/27 | T T 6653305 | 2024/ 8/ 9 | 2025/ 6/27 | T R 6390132 | 2016/ 7/25 | 2025/ 6/30 | T S 4324972 | 2019/ 8/20 | 2025/ 6/30 |
| T S 0737645 | 2018/ 5/21 | 2025/ 6/27 | T T 6852707 | 2024/ 8/21 | 2025/ 6/27 | T R 6724938 | 2016/ 9/ 8 | 2025/ 6/30 | T S 4332385 | 2019/ 9/19 | 2025/ 6/30 |
| T S 0842174 | 2018/ 5/25 | 2025/ 6/27 | T T 7577679 | 2025/ 1/ 6 | 2025/ 6/27 | T R 6949077 | 2016/10/21 | 2025/ 6/30 | T S 4350499 | 2019/ 9/ 4 | 2025/ 6/30 |
| T S 1339726 | 2018/ 8/ 7 | 2025/ 6/27 | T T 7789711 | 2025/ 1/23 | 2025/ 6/27 | T R 7540401 | 2017/ 1/26 | 2025/ 6/30 | T S 4547115 | 2019/10/ 8 | 2025/ 6/30 |
| T S 1342261 | 2018/ 7/31 | 2025/ 6/27 | T T 8015144 | 2025/ 3/12 | 2025/ 6/27 | T R 7744521 | 2017/ 2/27 | 2025/ 6/30 | T S 4821287 | 2019/11/19 | 2025/ 6/30 |
| T S 1453023 | 2018/ 8/ 7 | 2025/ 6/27 | T T 8231981 | 2025/ 3/28 | 2025/ 6/27 | T R 7841632 | 2017/ 3/ 8 | 2025/ 6/30 | T S 4883779 | 2019/11/29 | 2025/ 6/30 |
| T S 2063417 | 2018/11/ 9 | 2025/ 6/27 | T Z 1186691 | 2017/ 2/ 2 | 2025/ 6/27 | T R 8192774 | 2017/ 5/10 | 2025/ 6/30 | T S 5083143 | 2019/12/19 | 2025/ 6/30 |
| T S 2251489 | 2018/12/11 | 2025/ 6/27 | T Z 2202731 | 2023/ 9/19 | 2025/ 6/27 | T R 8351029 | 2017/ 5/15 | 2025/ 6/30 | T S 5088444 | 2019/12/25 | 2025/ 6/30 |
| T S 2379223 | 2018/12/27 | 2025/ 6/27 | T T 2795635 | 2023/ 1/ 4 | 2025/ 6/29 | T R 8413037 | 2017/ 6/ 1 | 2025/ 6/30 | T S 5286337 | 2020/ 1/29 | 2025/ 6/30 |
| T S 2526429 | 2019/ 1/22 | 2025/ 6/27 | M J 1380912 | 2020/12/ 7 | 2025/ 6/30 | T R 8640716 | 2017/ 7/ 4 | 2025/ 6/30 | T T 1020701 | 2020/ 2/14 | 2025/ 6/30 |
| T S 2617311 | 2019/ 1/29 | 2025/ 6/27 | M J 1733642 | 2022/11/21 | 2025/ 6/30 | T R 8664221 | 2017/ 7/12 | 2025/ 6/30 | T T 1151979 | 2020/ 2/21 | 2025/ 6/30 |
| T S 2832596 | 2019/ 2/22 | 2025/ 6/27 | M J 2021878 | 2023/ 4/ 5 | 2025/ 6/30 | T R 8738584 | 2017/ 7/26 | 2025/ 6/30 | T T 1633729 | 2021/ 6/ 8 | 2025/ 6/30 |
| T S 3137117 | 2019/ 3/27 | 2025/ 6/27 | M J 2038677 | 2023/ 5/30 | 2025/ 6/30 | T R 8854596 | 2017/ 8/17 | 2025/ 6/30 | T T 1789325 | 2021/ 7/12 | 2025/ 6/30 |
| T S 3268917 | 2019/ 4/18 | 2025/ 6/27 | M J 2471862 | 2023/ 8/16 | 2025/ 6/30 | T R 8868400 | 2017/ 8/15 | 2025/ 6/30 | T T 1825681 | 2022/ 1/ 6 | 2025/ 6/30 |
| T S 3300723 | 2019/ 4/16 | 2025/ 6/27 | M J 2746042 | 2023/11/13 | 2025/ 6/30 | T R 9251219 | 2017/ 9/27 | 2025/ 6/30 | T T 2500597 | 2022/ 9/13 | 2025/ 6/30 |
| T S 3368861 | 2019/ 5/13 | 2025/ 6/27 | M J 2930827 | 2024/ 1/16 | 2025/ 6/30 | T R 9444899 | 2017/10/24 | 2025/ 6/30 | T T 2665479 | 2022/11/14 | 2025/ 6/30 |
| T S 3640704 | 2019/ 6/ 6 | 2025/ 6/27 | M J 2984712 | 2024/ 1/26 | 2025/ 6/30 | T R 9456699 | 2017/11/ 6 | 2025/ 6/30 | T T 3006871 | 2023/ 1/27 | 2025/ 6/30 |
| T S 3992692 | 2019/ 7/22 | 2025/ 6/27 | M J 3073054 | 2024/ 3/ 7 | 2025/ 6/30 | T R 9678424 | 2017/12/ 6 | 2025/ 6/30 | T T 3199180 | 2023/ 2/28 | 2025/ 6/30 |
| T S 4024875 | 2019/ 7/26 | 2025/ 6/27 | M J 3106534 | 2024/ 2/29 | 2025/ 6/30 | T R 9776870 | 2017/12/27 | 2025/ 6/30 | T T 3388534 | 2023/ 4/13 | 2025/ 6/30 |
| T S 4115335 | 2019/ 8/ 5 | 2025/ 6/27 | M J 3645464 | 2024/ 7/17 | 2025/ 6/30 | T S 0079230 | 2018/ 2/ 5 | 2025/ 6/30 | T T 3397010 | 2023/ 4/17 | 2025/ 6/30 |
| T S 4131783 | 2019/ 8/15 | 2025/ 6/27 | M V 0128230 | 2025/ 4/23 | 2025/ 6/30 | T S 0148139 | 2018/ 2/21 | 2025/ 6/30 | T T 3661793 | 2023/ 5/30 | 2025/ 6/30 |
| T S 4194819 | 2019/ 8/19 | 2025/ 6/27 | M Z 2139290 | 2022/12/22 | 2025/ 6/30 | T S 0183147 | 2018/ 2/23 | 2025/ 6/30 | T T 4118746 | 2023/ 7/24 | 2025/ 6/30 |
| T S 4255763 | 2019/ 8/19 | 2025/ 6/27 | T M 0069385 | 2025/ 3/31 | 2025/ 6/30 | T S 0594238 | 2018/ 4/12 | 2025/ 6/30 | T T 4165327 | 2023/ 7/26 | 2025/ 6/30 |
| T S 4294873 | 2019/ 9/11 | 2025/ 6/27 | T M 0190457 | 2025/ 4/22 | 2025/ 6/30 | T S 0607718 | 2018/ 4/23 | 2025/ 6/30 | T T 5132650 | 2023/12/15 | 2025/ 6/30 |
| T S 4515645 | 2019/ 9/27 | 2025/ 6/27 | T M 0358153 | 2025/ 5/30 | 2025/ 6/30 | T S 0675905 | 2018/ 5/ 7 | 2025/ 6/30 | T T 5240943 | 2024/ 1/19 | 2025/ 6/30 |
| T S 5017340 | 2019/12/20 | 2025/ 6/27 | T R 3301275 | 2016/ 6/ 9 | 2025/ 6/30 | T S 0957106 | 2018/ 6/13 | 2025/ 6/30 | T T 5484849 | 2024/ 2/19 | 2025/ 6/30 |
| T S 5108865 | 2020/ 1/ 8 | 2025/ 6/27 | T R 4368027 | 2015/ 7/22 | 2025/ 6/30 | T S 1304285 | 2018/ 7/20 | 2025/ 6/30 | T T 5655074 | 2024/ 2/21 | 2025/ 6/30 |
| T S 5282552 | 2020/ 1/29 | 2025/ 6/27 | T R 4435184 | 2015/ 7/23 | 2025/ 6/30 | T S 1420606 | 2018/ 8/14 | 2025/ 6/30 | T T 5711951 | 2024/ 3/29 | 2025/ 6/30 |
| T T 1291235 | 2020/ 5/ 7 | 2025/ 6/27 | T R 4473289 | 2015/ 8/ 3 | 2025/ 6/30 | T S 1470611 | 2019/ 7/12 | 2025/ 6/30 | T T 6781356 | 2024/ 8/16 | 2025/ 6/30 |
| T T 1447275 | 2021/ 2/ 4 | 2025/ 6/27 | T R 4556245 | 2015/ 7/27 | 2025/ 6/30 | T S 1577831 | 2018/ 8/24 | 2025/ 6/30 | T T 7359064 | 2024/11/29 | 2025/ 6/30 |
| T T 2316316 | 2022/ 7/20 | 2025/ 6/27 | T R 4567272 | 2015/ 9/ 4 | 2025/ 6/30 | T S 1733371 | 2018/ 9/19 | 2025/ 6/30 | T T 7759998 | 2025/ 2/17 | 2025/ 6/30 |
| T T 2359971 | 2022/ 7/ 9 | 2025/ 6/27 | T R 4719267 | 2015/ 8/28 | 2025/ 6/30 | T S 1992543 | 2018/10/31 | 2025/ 6/30 | T T 7946037 | 2025/ 2/18 | 2025/ 6/30 |
| T T 2505220 | 2022/ 8/29 | 2025/ 6/27 | T R 4905551 | 2015/10/23 | 2025/ 6/30 | T S 2354792 | 2019/ 1/15 | 2025/ 6/30 | T T 2144829 | 2023/ 3/24 | 2025/ 6/30 |

官 告 報

国 家 試 験

令和7年度春期情報処理技術者試験合格者

令和7年度春期情報処理技術者試験のうち応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験の合格者を令和7年7月3日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和7年7月23日

経済産業大臣 武藤 容治

応用情報技術者試験に係るもの

試験地 札幌

| | | | |
|---|---|---|---|
| AP0020002 AP0020012 AP0020021 AP0020038 AP0020040 | AP0020045 AP0020050 AP0020051 AP0020053 AP0020078 | AP0020083 AP0020102 AP0020129 AP0020133 AP0020139 | AP0020147 AP0020148 AP0020156 AP0020163 AP0020171 |
| AP0020173 AP0020176 AP0020190 AP0020191 AP0020197 | AP0020198 AP0020200 AP0020212 AP0020217 AP0020220 | AP0020236 AP0020256 AP0020264 AP0020265 AP0020268 | AP0020273 AP0020274 AP0020275 AP0020278 AP0020289 |
| AP0020290 AP0020299 AP0020304 AP0020322 AP0020325 | AP0020327 AP0020328 AP0020337 AP0020345 AP0020346 | AP0020364 AP0020368 AP0020374 AP0020380 AP0020381 | AP0020398 AP0020404 AP0020408 AP0020411 AP0020432 |
| AP0020449 AP0020449 AP0020451 AP0020459 AP0020464 | AP0020467 AP0020470 AP0020479 AP0020482 AP0020513 | AP0020516 AP0020519 AP0020521 AP0020524 AP0020526 | AP0020528 AP0020537 AP0020542 AP0020556 AP0020562 |
| AP0020576 AP0020589 AP0020601 AP0020608 AP0020611 | AP0020615 AP0020618 AP0020622 AP0020631 AP0020641 | AP0020643 AP0020647 AP0020648 AP0020665 AP0020671 | AP0020673 AP0020691 AP0020696 AP0020700 AP0020716 |
| AP0020719 AP0020721 AP0020726 AP0020734 AP0020759 | AP0020767 AP0020768 AP0020769 AP0020772 AP0020774 | AP0020778 AP0020787 AP0020791 AP0020792 AP0020802 | AP0020806 AP0020807 AP0020808 AP0020817 AP0020827 |
| AP0020833 AP0020837 AP0020854 AP0020858 AP0020863 | AP0020874 AP0020897 AP0020900 AP0020911 AP0020920 | AP0020924 AP0020925 AP0020933 AP0020937 AP0020943 | AP0020950 AP0020951 AP0020955 AP0020970 AP0021004 |
| AP0021007 AP0021013 AP0021015 AP0021023 AP0021040 | AP0021048 AP0021049 AP0021051 AP0021072 AP0021076 | AP0021077 AP0021087 AP0021092 | |

試験地 帯広

AP0110001 AP0110002

試験地 旭川

AP0210006 AP0210016 AP0210023 AP0210031

試験地 函館

AP0310003 AP0310022 AP0310027 AP0310032 AP0310039

AP0310049 AP0310052 AP0310053 AP0310054

試験地 青森

AP1110006 AP1110013 AP1110020 AP1110029 AP1110035

AP1110042 AP1110048 AP1110097 AP1110099 AP1110105

AP1110106 AP1110112

試験地 盛岡

AP1210004 AP1210012 AP1210013 AP1210035 AP1210041

AP1210053 AP1210060 AP1210078 AP1210085 AP1210089

AP1210096 AP1210104 AP1210127 AP1210148

試験地 仙台

AP1010009 AP1010012 AP1010014 AP1010016 AP1010022
AP1010124 AP1010139 AP1010156 AP1010158 AP1010167
AP1010260 AP1010263 AP1010266 AP1010269 AP1010270
AP1010396 AP1010415 AP1010417 AP1010419 AP1010423
AP1010545 AP1010552 AP1010555 AP1010558 AP1010575
AP1010680 AP1010683 AP1019251

AP1010024 AP1010036 AP1010037 AP1010050 AP1010058

AP1010064 AP1010072 AP1010073 AP1010079 AP1010089

AP1010105 AP1010111 AP1010112 AP1010118 AP1010122

AP1010174 AP1010177 AP1010193 AP1010201 AP1010214

AP1010217 AP1010219 AP1010221 AP1010229 AP1010237

AP1010239 AP1010250 AP1010254 AP1010256 AP1010257

AP1010274 AP1010295 AP1010305 AP1010309 AP1010311

AP1010316 AP1010318 AP1010320 AP1010337 AP1010351

AP1010354 AP1010362 AP1010364 AP1010377 AP1010390

AP1010429 AP1010436 AP1010449 AP1010450 AP1010463

AP1010465 AP1010483 AP1010487 AP1010496 AP1010500

AP1010504 AP1010508 AP1010529 AP1010530 AP1010542

AP1010580 AP1010584 AP1010585 AP1010599 AP1010603

AP1010613 AP1010615 AP1010617 AP1010623 AP1010631

AP1010637 AP1010639 AP1010641 AP1010645 AP1010677

試験地 秋田

AP1310041 AP1310045 AP1310075 AP1310077 AP1310082

AP1310085 AP1310091 AP1310101 AP1310104 AP1310111

AP1410005 AP1410015 AP1410017 AP1410046 AP1410053

AP1410054 AP1410059 AP1410063 AP1410067

試験地 郡山

AP1510010 AP1510019 AP1510021 AP1510032 AP1510044
AP1510161 AP1510170 AP1510173 AP1510175 AP1510180

AP1510048 AP1510068 AP1510080 AP1510086 AP1510092

AP1510098 AP1510105 AP1510113 AP1510117 AP1510127

AP1510132 AP1510135 AP1510141 AP1510143 AP1510148

試験地 水戸

AP4010007 AP4010012 AP4010020 AP4010034 AP4010084
AP4010204 AP4010205 AP4010208 AP4010212 AP4010213
AP4010401 AP4010432 AP4010439 AP4010444 AP4010446

AP4010088 AP4010091 AP4010101 AP4010109 AP4010129

AP4010131 AP4010140 AP4010141 AP4010145 AP4010158

AP4010174 AP4010179 AP4010185 AP4010191 AP4010195

AP4010216 AP4010232 AP4010235 AP4010253 AP4010263

AP4010279 AP4010301 AP4010309 AP4010312 AP4010314

AP4010320 AP4010335 AP4010350 AP4010376 AP4010383

試験地 つくば

AP4110009 AP4110010 AP4110014 AP4110019 AP4110023
AP4110086 AP4110088 AP4110090 AP4110094 AP4110100
AP4110238 AP4110269 AP4110285 AP4110287 AP4110288

AP4110033 AP4110034 AP4110040 AP4110043 AP4110045

AP4110049 AP4110051 AP4110055 AP4110056 AP4110057

AP4110064 AP4110066 AP4110071 AP4110076 AP4110080

AP4110101 AP4110119 AP4110122 AP4110159 AP4110161

AP4110164 AP4110171 AP4110186 AP4110189 AP4110193

AP4110197 AP4110205 AP4110207 AP4110228 AP4110229

AP4110302 AP4110305 AP4110316 AP4110322 AP4110329

AP4110330 AP4110335 AP4110337 AP4110340 AP4110349

AP4110351 AP4110354 AP4110355 AP4110366 AP4110368

| | | |
|---------|--|---|
| 試験地 前橋 | AP4110372 AP4110373 AP4119251 | AP4210091 AP4210095 AP4210097 AP4210104 AP4210110 AP4210124 AP4210129 AP4210139 AP4210141 AP4210143 |
| 試験地 守都宮 | AP4210001 AP4210006 AP4210011 AP4210029 AP4210038 AP4210040 AP4210052 AP4210067 AP4210082 AP4210085 AP4210091 AP4210095 AP4210097 AP4210104 AP4210110 AP4210124 AP4210129 AP4210139 AP4210141 AP4210143 | |
| 試験地 新潟 | AP4210150 AP4210182 AP4210196 AP4210197 AP4210209 AP4210212 AP4210216 AP4210227 AP4210234 AP4210239 AP4210251 AP4210252 AP4210257 AP4210265 AP4210266 AP4210269 AP4210276 AP4210280 AP4210281 AP4210283 | |
| 試験地 長岡 | AP4210285 AP4210302 AP4210308 AP4210309 AP4210312 AP4210318 AP4210325 AP4210336 AP4210340 AP4210344 AP4210346 AP4210347 AP4210349 AP4210350 AP4210351 AP4210352 AP4210353 AP4210368 AP4210371 AP4210394 | |
| 試験地 埼玉 | AP4310003 AP4310014 AP4310028 AP4310029 AP4310030 AP4310036 AP4310047 AP4310051 AP4310060 AP4310061 AP4310069 AP4310070 AP4310096 AP4310101 AP4310105 AP4310111 AP4310115 AP4310119 AP4310143 | |
| 試験地 千葉 | AP4310158 AP4310164 AP4310165 AP4310169 AP4310188 AP4310192 AP4310193 AP4310194 AP4310208 AP4310225 AP4310235 AP4310251 AP4310256 AP4310260 AP4310266 AP4310268 AP4310269 AP4310296 | |
| 試験地 千葉 | AP4311009 AP4311011 AP4311013 AP43110017 AP43110030 AP43110041 AP43110042 AP43110048 AP43110054 AP43110067 AP43110073 AP43110077 AP43110080 AP43110085 AP43110110 AP43110124 AP43110126 AP43110135 AP43110138 AP43110148 | |
| 試験地 千葉 | AP3110149 AP3110154 AP3110155 AP3110163 AP3110173 AP3110191 AP3110195 AP3110199 AP3110216 AP3110222 AP3110242 AP3110246 AP3110254 AP3110285 AP3110326 AP3110329 AP3110330 AP3110338 AP3110354 AP3110364 | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| AP2080601 AP2080602 AP2080603 AP2080609 AP2080621 | AP2080622 AP2080627 AP2080641 AP2080661 AP2080663 | AP2080664 AP2080665 AP2080675 AP2080679 AP2080681 | AP2080689 AP2080695 AP2080701 AP2080707 AP2080709 |
| AP2080710 AP2080721 AP2080725 AP2080731 AP2080736 | AP2080741 AP2080746 AP2080748 AP2080749 AP2080750 | AP2080755 AP2080763 AP2080764 AP2080766 AP2080782 | AP2080797 AP2080809 AP2080811 AP2080821 AP2080831 |
| AP2080834 AP2080839 AP2080840 AP2080841 AP2080850 | AP2080853 AP2080854 AP2080859 AP2080862 AP2080866 | AP2080873 AP2080879 AP2080890 AP2080899 AP2080906 | AP2080897 AP2080901 AP2080906 AP2080908 AP2080909 |
| AP2080909 AP2080912 AP2080916 AP2080923 AP2080924 | AP2080926 AP2080927 AP2080934 AP2080935 AP2080942 | AP2080950 AP2080951 AP2080956 AP2080958 AP2080959 | AP2080970 AP2080971 AP2080973 AP2080977 AP2080979 |
| AP2080985 AP2080990 AP2080994 AP2080997 AP2081004 | AP2081012 AP2081014 AP2081016 AP2081019 AP2081023 | AP2081025 AP2081026 AP2081028 AP2081032 AP2081041 | AP2081045 AP2081049 AP2081051 AP2081061 AP2081067 |
| AP2081073 AP2081076 AP2081083 AP2081092 AP2081093 | AP2081094 AP2081095 AP2081096 AP2081099 AP2081110 | AP2081112 AP2081115 AP2081124 AP2081147 AP2081150 | AP2081152 AP2081160 AP2081169 AP2081177 AP2081186 |
| AP2081201 AP2081208 AP2081216 AP2081217 AP2081220 | AP2081221 AP2081229 AP2081232 AP2081233 AP2081245 | AP2081254 AP2081269 AP2081276 AP2081278 AP2081281 | AP2081288 AP2081292 AP2081295 AP2081296 AP2081297 |
| AP2081298 AP2081305 AP2081319 AP2081324 AP2081334 | AP2081359 AP2081383 AP2081409 AP2081416 AP2081422 | AP2081435 AP2081437 AP2081453 AP2081454 AP2081476 | AP2081488 AP2081491 AP2081499 AP2081500 AP2081503 |
| AP2081507 AP2081508 AP2081509 AP2081511 AP2081520 | AP2081531 AP2081537 AP2081539 AP2081542 AP2081543 | AP2081553 AP2081558 AP2081562 AP2081563 AP2081563 | AP2081566 AP2081568 AP2081569 AP2081571 AP2081575 |
| AP2081576 AP2081577 AP2081581 AP2081582 AP2081585 | AP2081594 AP2081596 AP2081597 AP2081599 AP2081600 | AP2081668 AP2081669 AP2081674 AP2081696 AP2081697 | AP2081692 AP2081693 AP2081694 AP2081695 AP2081696 |
| AP2081654 AP2081657 AP2081661 AP2081666 AP2081667 | AP2081688 AP2081690 AP2081691 AP2081692 AP2081693 | AP2081700 AP2081707 AP2081708 AP2081719 AP2081721 | AP2081724 AP2081726 AP2081730 AP2081735 AP2081757 |
| AP2081758 AP2081760 AP2081769 AP2081780 AP2081783 | AP2081779 AP2081792 AP2081796 AP2081802 AP2081829 | AP2081850 AP2081854 AP2081859 AP2081869 AP2081871 | AP2081874 AP2081876 AP2081877 AP2081878 AP2081887 |
| AP2081892 AP2081894 AP2081913 AP2081915 AP2081927 | AP2081934 AP2081948 AP2081949 AP2081950 AP2081951 | AP2081962 AP2081963 AP2081970 AP2081974 AP2081980 | AP2081982 AP2081985 AP2081987 AP2081989 AP2081991 |
| AP2081968 AP2081969 AP2081971 AP2081972 AP2081973 | AP2081997 AP2082001 AP2082006 AP2082007 AP2082007 | AP2082007 AP2082013 AP2082016 AP2082016 AP2082017 | AP2082067 AP2082069 AP2082070 AP2082071 AP2082081 |
| AP2082086 AP2082086 AP2082102 AP2082117 AP2082119 | AP2082112 AP2082117 AP2082119 AP2082120 AP2082121 | AP2082137 AP2082150 AP2082152 AP2082153 AP2082155 | AP20821633 AP20821636 AP20821638 AP20821643 AP20821644 |
| AP2082189 AP2082192 AP2082216 AP2082220 AP2082223 | AP2082229 AP2082235 AP2082241 AP2082246 AP2082257 | AP2082258 AP2082259 AP2082262 AP2082263 AP2082272 | AP2082321 AP2082321 AP2082325 AP2082326 AP2082327 |
| AP2082294 AP2082296 AP2082300 AP2082301 AP2082306 | AP2082307 AP2082310 AP2082311 AP2082313 AP2082319 | AP2082330 AP2082330 AP2082335 AP2082336 AP2082337 | AP2082330 AP2082337 AP2082339 AP2082341 AP2082343 |
| AP2082347 AP2082350 AP2082355 AP2082362 AP2082363 | AP2082365 AP2082367 AP2082373 AP2082382 AP2082383 | AP2082390 AP2082396 AP2082404 AP2082405 AP2082412 | AP2082413 AP2082418 AP2082422 AP2082425 AP2082434 AP2082435 |
| AP2082441 AP2082443 AP2082453 AP2082463 AP2082464 | AP2082468 AP2082478 AP2082486 AP2082513 AP2082517 | AP2082518 AP2082526 AP2082537 AP2082538 AP2082541 | AP2082516 AP2082516 AP2082518 AP2082518 AP2082518 |
| AP20825572 AP20825582 AP20825592 AP2082560 AP2082605 | AP208260 AP208266 AP208266 AP208267 AP208268 | AP208269 AP208269 AP208270 AP208270 AP208270 | AP2082716 AP2082722 AP2082727 AP2082728 AP2082729 |
| AP20829084 AP20829093 AP20829096 AP20829097 AP20829098 | AP2082909166 AP2082909172 AP2082909173 AP2082909174 AP2082909175 | AP20829126 AP20829127 AP20829130 AP20829131 AP20829132 | AP20829126 AP20829127 AP20829130 AP20829131 AP20829132 |
| AP20890174 AP2090180 AP2090182 AP2090185 AP2090196 | AP2090190200 AP2090190205 AP2090190214 AP2090190220 | AP209019200 AP209019205 AP209019214 AP209019223 | AP209019224 AP209019225 AP209019231 AP209019232 |
| AP2090280 AP2090307 AP2090318 AP2090321 AP2090332 | AP2090369 AP2090386 AP2090388 AP2090393 AP2090406 | AP2090416 AP2090419 AP2090420 AP2090422 AP2090432 | AP2090433 AP2090442 AP2090444 AP2090444 AP2090497 |
| AP2090516 AP2090524 AP2090525 AP2090527 AP2090534 | AP2090543 AP2090544 AP2090555 AP2090557 AP2090582 | AP2090594 AP2090599 AP2090600 AP2090603 AP2090605 | AP2090553 AP2090564 AP2090566 AP2090567 AP2090579 |
| AP2090654 AP2090667 AP2090672 AP2090674 AP2090690 | AP2090696 AP2090697 AP2090701 AP2090718 AP2090720 | AP2090725 AP2090728 AP2090738 AP2090739 AP2090748 | AP2090753 AP2090754 AP2090754 AP2090756 AP2090780 |
| AP2090787 AP2090789 AP2090790 AP2090791 AP2090792 | AP2090816 AP2090821 AP2090826 AP2090834 AP2090844 | AP2090849 AP2090851 AP2090867 AP2090873 AP2090883 | AP2090889 AP2090891 AP2090892 AP2090893 AP2090902 |
| AP2090903 AP2090904 AP2090905 AP2090906 AP2090907 | AP2090931 AP2090932 AP2090933 AP2090934 AP2090937 | AP2090938 AP2090941 AP2090943 AP2090943 AP2090943 | AP2090947 AP2090957 AP2090957 AP2090959 AP2090963 |
| AP20909597 AP2091000 AP2091003 AP2091005 AP2091007 | AP2091012 AP2091013 AP2091016 AP2091020 AP2091022 | AP2091024 AP2091025 AP2091036 AP2091038 AP2091040 | AP2091043 AP2091044 AP2091044 AP2091044 AP2091049 |
| AP2091095 AP2091098 AP2091100 AP2091133 AP2091137 | AP2091145 AP2091149 AP2091167 AP2091179 AP2091185 | AP2091188 AP2091189 AP2091206 AP2091209 AP2091213 | AP2091220 AP2091227 AP2091237 AP2091240 AP2091251 |
| AP2091256 AP2091257 AP2091264 AP2091265 AP2091267 | AP2091283 AP2091287 AP2091291 AP2091293 AP2091294 | AP2091301 AP2091303 AP2091310 AP2091312 AP2091316 | AP2091318 AP2091319 AP2091329 AP2091342 AP2091345 |
| AP2091347 AP2091361 AP2091369 AP2091371 AP2091375 | AP2091398 AP2091403 AP2091410 AP2091416 AP2091415 | AP2091418 AP2091421 AP2091432 AP2091433 AP2091436 | AP2091442 AP2091444 AP2091449 AP2091449 AP2091466 |
| AP2091471 AP2091481 AP2091496 AP2091501 AP2091505 | AP2091506 AP2091512 AP2091516 AP2091517 AP2091522 | AP2091523 AP2091525 AP2091530 AP2091535 AP2091544 | AP2091548 AP2091552 AP2091561 AP2091565 AP2091571 |
| AP2091575 AP2091579 AP2091583 AP2091591 AP2091592 | AP2091596 AP2091609 AP2091613 AP2091618 AP2091623 | AP2091626 AP2091629 AP2091632 AP2091653 AP2091655 | AP2091659 AP2091664 AP2091670 AP2091673 AP2091682 |
| AP2091683 AP2091693 AP2091706 AP2091717 AP2091725 | AP2091753 AP2091754 AP2091769 AP2091778 AP2091781 | AP2091789 AP2091802 AP2091815 AP2091820 AP2091824 | AP2091833 AP2091834 AP2091835 AP2091836 AP2091876 |
| AP2091881 AP2091886 AP2091918 AP2091928 AP2091930 | AP2091931 AP2091947 AP2091948 AP2091954 AP2091976 | AP2091988 AP2091989 AP2091990 AP2091991 AP2092002 | AP2092006 AP2092008 AP2092011 AP2092021 AP2092022 |
| AP2092025 AP2092026 AP2092029 AP2092038 AP2092043 | AP2092044 AP2092049 AP2092055 AP2092057 AP2092061 | AP2092068 AP2092084 AP2092085 AP2092086 AP2092091 | AP2092095 AP2092099 AP2092108 AP2092132 AP2092135 |
| AP2092141 AP2092142 AP2092143 AP2092144 AP2092146 | AP2092148 AP2092149 AP2092154 AP2092157 AP2092161 | AP2092168 AP2092172 AP2092180 AP2092185 AP2092191 | AP2092197 AP2092199 AP2092203 AP2092204 AP2092206 |
| AP2092215 AP2092222 AP2092226 AP2092230 AP2092237 | AP2092234 AP2092238 AP2092249 AP2092254 AP2092257 | AP2092256 AP2092270 AP2092279 AP2092282 AP2092292 | AP2092288 AP2092294 AP2092303 AP2092308 AP2092309 |
| AP2092293 AP2092326 AP2092330 AP2092333 AP2092337 | AP2092339 AP2092357 AP2092369 AP2092371 AP2092379 | AP2092386 AP2092394 AP2092399 AP2092403 AP2092408 | AP2092409 AP2092412 AP2092421 AP2092433 AP2092436 |
| AP2100043 AP2100051 AP2100058 AP2100061 AP2100063 | AP2100065 AP2100069 AP2100088 AP2100091 AP2100093 | AP2100095 AP2100096 AP2100099 AP2100109 AP2100114 | AP2100115 AP2100116 AP2100123 AP2100126 AP2100133 |
| AP2100136 AP2100146 AP2100148 AP2100151 AP2100159 | AP2100164 AP2100166 AP2100167 AP2100176 AP2100182 | AP2100186 AP2100187 AP2100216 AP2100219 AP2100225 | AP2100227 AP2100228 AP2100230 AP2100231 AP2100231 |
| AP2100233 AP2100236 AP2100238 AP2100239 AP2100241 | AP2100269 AP2100271 AP2100275 AP2100281 AP2100281 | AP2100284 AP2100289 AP2100312 AP2100317 AP2100318 | AP2100320 AP2100333 AP2100342 AP2100349 AP2100356 |
| AP2100361 AP2100364 AP2100368 AP2100373 AP2100375 | AP2100378 AP2100379 AP2100383 AP2100387 AP2100389 | AP2100410 AP2100419 AP2100428 AP2100434 AP2100445 | AP2100445 AP2100451 AP2100459 AP2100465 AP2100479 |
| AP2100481 AP2100488 AP2100494 AP2100506 | AP2100507 AP2100511 AP2100521 AP2100531 | AP2100541 AP2100541 AP2100546 AP2100547 AP2100563 | AP2100566 AP2100611 AP2100614 AP2100616 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| AP2100622 AP2100637 AP2100639 AP2100646 AP2100652 | AP2100655 AP2100656 AP2100661 AP2100672 AP2100675 | AP2100685 AP2100686 AP2100688 AP2100692 AP2100696 | AP2100702 AP2100718 AP2100720 AP2100724 | AP2100727 |
| AP2100731 AP2100734 AP2100735 AP2100740 AP2100741 | AP2100747 AP2100751 AP2100760 AP2100765 AP2100771 | AP2100779 AP2100800 AP2100830 AP2100889 | AP2100899 AP2100877 AP2100879 AP2100875 AP2100889 | AP2100811 AP2100891 AP2100894 AP2100895 |
| AP2100896 AP2100897 AP2100905 AP2100906 AP2100910 | AP2100914 AP2100915 AP2100920 AP2100926 AP2100929 | AP2100930 AP2100934 AP2100939 AP2100944 AP2100951 | AP2100961 AP2100963 AP2100977 AP2100979 | AP2100982 |
| AP2101115 AP2101119 AP2101122 AP2101131 AP2101134 | AP2101137 AP2101138 AP2101139 AP2101142 AP2101144 | AP2101146 AP2101148 AP2101151 AP2101160 AP2101171 | AP2101172 AP2101175 AP2101182 AP2101183 | AP2101113 AP21011113 |
| AP2101206 AP2101207 AP2101213 AP2101232 AP2101246 | AP2101250 AP2101251 AP2101254 AP2101261 AP2101262 | AP2101270 AP2101277 AP2101280 AP2101281 | AP2101287 AP2101290 AP2101291 AP2101299 | AP2101192 AP2101193 |
| AP2101315 AP2101319 AP2101321 AP2101327 AP2101329 | AP2101334 AP2101341 AP2101348 AP2101349 AP2101353 | AP2101362 AP2101368 AP2101376 AP2101377 AP2101378 | AP2101386 AP2101388 AP2101394 AP2101395 | AP2101400 AP2101401 AP2101402 AP2101403 |
| AP2101407 AP2101410 AP2101428 AP2101433 | AP2101437 AP2101446 AP2101447 AP2101448 AP2101449 | AP2101470 AP2101471 AP2101477 AP2101489 AP2101495 | AP2101501 AP2101502 AP2101504 AP2101505 AP2101507 | AP2101496 AP2101497 AP2101498 AP2101499 AP2101501 |
| AP2101513 AP2101519 AP2101531 AP2101534 AP2101535 | AP2101557 AP2101558 AP2101571 AP2101572 AP2101574 | AP2101576 AP2101577 AP2101599 AP2101608 AP2101617 | AP2101622 AP2101625 AP2101627 AP2101630 | AP2101633 |
| AP2101634 AP2101650 AP2101656 AP2101657 AP2101660 | AP2101662 AP2101664 AP2101665 AP2101666 AP2101671 | AP2101678 AP2101684 AP2101686 AP2101689 AP2101699 | AP2101701 AP2101705 AP2101711 AP2101715 | AP2101742 |
| AP2101755 AP2101762 AP2101763 AP2101773 AP2101774 | AP2101781 AP2101794 AP2101796 AP2101802 AP2101808 | AP2101811 AP2101812 AP2101816 AP2101817 AP2101856 | AP2101857 AP2101859 AP2101861 AP2101882 | AP2101896 |
| AP2101901 AP2101902 AP2101903 AP2101918 AP2101932 | AP2101941 AP2101942 AP2101949 AP2101951 AP2101954 | AP2101959 AP2101963 AP2101967 AP2101969 AP2101973 | AP2101976 AP2101977 AP2101978 AP2101980 | AP2101981 |
| AP2101983 AP2101986 AP2101987 AP2101994 AP2101998 | AP2102006 AP2102006 AP2102009 AP21020121 AP2102132 | AP2102018 AP2102018 AP2102023 AP2102023 AP2102032 | AP2102043 AP2102048 AP2102049 AP2102050 AP2102053 | AP2102053 |
| AP2102055 AP2102066 AP2102071 AP2102081 AP2102086 | AP2102088 AP2102096 AP2102109 AP2102121 AP2102132 | AP2102254 AP2102260 AP2102265 AP2102267 AP2102268 | AP2102279 AP2102294 AP2102296 AP2102300 AP2102308 | AP2102340 AP2102445 AP2102456 AP2102465 AP2102467 |
| AP2102207 AP2102242 AP2102244 AP2102252 AP2102253 | AP2102350 AP2102354 AP2102355 AP2102360 | AP2102364 AP2102386 AP2102407 AP2102418 AP2102427 | AP2102430 AP2102445 AP2102456 AP2102465 AP2102467 | AP2102470 AP2102476 AP2102477 AP2102492 AP2102495 |
| AP2102498 AP2110001 AP2110008 AP2110015 AP2110018 | AP2110021 AP2110024 AP2110026 AP2110033 AP2110041 | AP2110061 AP2110064 AP2110068 AP2110086 AP2110096 | AP2110064 AP2110068 AP2110086 AP2110096 | AP2110110 AP2110121 AP2110124 AP2110131 AP2110133 |
| AP2110144 AP2110147 AP2110154 AP2110157 AP2110158 | AP2110158 AP2110161 AP2110162 AP2110164 AP2110166 | AP2110161 AP2110162 AP2110164 AP2110166 AP2110166 | AP2110166 AP2110166 AP2110166 AP2110166 AP2110166 | AP2110166 AP2110166 AP2110166 AP2110166 AP2110166 |
| AP2110397 AP2110398 AP2110399 AP2110399 AP2110400 | AP2110430 AP2110434 AP2110437 AP2110450 AP2110450 | AP2110454 AP2110456 AP2110482 AP2110482 AP2110495 | AP2110545 AP2110550 AP2110550 AP2110550 AP2110550 | AP2110550 AP2110550 AP2110550 AP2110550 AP2110550 |
| AP2110430 AP2110434 AP2110437 AP2110450 AP2110450 | AP2110607 AP2110608 AP2110609 AP2110610 AP2110610 | AP2110633 AP2110637 AP2110649 AP2110652 AP2110654 | AP2110659 AP2110665 AP2110677 AP2110684 AP2110690 | AP2110700 AP2110705 AP2110709 AP2110711 AP2110715 |
| AP2110716 AP2110719 AP2110732 AP2110735 AP2110789 | AP2110802 AP2110804 AP2110811 AP2110820 AP2110823 | AP2110838 AP2110842 AP2110860 AP2110871 AP2110873 | AP2110838 AP2110842 AP2110860 AP2110871 AP2110873 | AP2110875 AP2110877 AP2110883 AP2110885 AP2110892 |
| AP2110902 AP2110913 AP2110937 AP2110958 AP2110962 | AP2110968 AP2110974 AP2110975 AP2110976 AP2110979 | AP2110983 AP2110987 AP2111005 AP2111006 AP2111008 | AP2110983 AP2110987 AP2111005 AP2111006 AP2111008 | AP2110982 |
| AP2111075 AP2111080 AP2111082 AP2111092 AP2111094 | AP2111110 AP2111120 AP2111130 AP2111134 AP2111146 | AP2111110 AP2111120 AP2111130 AP2111134 AP2111146 | AP2111046 AP2111040 AP21110410 AP21110420 AP21110428 | AP2111048 |
| AP2111256 AP2111263 AP2111263 AP2111263 AP2111263 | AP2111299 AP2111308 AP2111311 AP2111311 AP2111317 | AP2111335 AP2111336 AP2111341 AP2111355 AP2111360 | AP2111367 AP2111390 AP2111398 AP2111405 AP2111408 | AP2111428 |
| AP2111413 AP2111435 AP2111438 AP2111439 AP2111446 | AP2111447 AP2111487 AP2111496 AP2111496 AP2111515 | AP2111537 AP2111541 AP2111547 AP2111554 AP2111603 | AP2111607 AP2111610 AP2111614 AP2111616 AP2111616 | AP2111616 |
| AP2111617 AP2111625 AP2111626 AP2111629 AP2111631 | AP2111634 AP2111649 AP2111653 AP2111668 AP2111676 | AP2111677 AP2111678 AP2111693 AP2111698 AP2111713 | AP2111677 AP2111678 AP2111693 AP2111698 AP2111713 | AP2111719 AP2111731 AP2111736 AP2111755 AP2111757 |
| AP2111763 AP2111767 AP2111787 AP2111794 AP2111795 | AP2111800 AP2111808 AP2111809 AP2111813 AP2111828 | AP2111829 AP2111835 AP2111860 AP2111863 AP2111874 | AP2111829 AP2111835 AP2111860 AP2111863 AP2111874 | AP2111875 AP2111879 AP2111910 AP2111911 AP2111918 |
| AP2111930 AP2111931 AP2111932 AP2111960 AP2111961 | AP2111968 AP2111976 AP2111978 AP2111980 AP2111984 | AP2111995 AP2112004 AP2112024 AP2112037 AP2112045 | AP2111995 AP2112004 AP2112024 AP2112037 AP2112045 | AP2111946 |
| AP2112109 AP2112112 AP2112113 AP2112115 AP2112118 | AP2112124 AP2112136 AP2112158 AP2112159 AP2112166 | AP2112175 AP2112188 AP2112192 AP2112195 AP2112208 | AP2112175 AP2112188 AP2112192 AP2112195 AP2112208 | AP2112222 AP2112239 AP2112240 AP2112242 AP2112267 |
| AP2112125 AP2112128 AP2112129 AP2112130 AP2112133 | AP2112131 AP21121328 AP21121332 AP21121331 AP21121341 | AP21121376 AP21121376 AP21121381 AP21121384 AP2112385 | AP21121376 AP21121376 AP21121381 AP21121384 AP2112385 | AP2112387 AP2112390 AP2112404 AP2112407 AP2112411 |
| AP2112146 AP2112146 AP2112147 AP2112148 AP2112149 | AP2112149 AP2112149 AP2112149 AP2112149 AP2112149 | AP21121457 AP21121461 AP21121463 AP21121469 AP21121471 | AP21121457 AP21121461 AP21121463 AP21121469 AP21121471 | AP2112473 AP2112474 AP2112478 AP2112482 AP2112485 |
| AP2112502 AP2112508 AP2112513 AP211254 AP2112570 | AP2112554 AP2112554 AP2112554 AP2112554 AP2112574 | AP2112589 AP2112591 AP2112615 AP2112622 AP2112633 | AP2112640 AP2112649 AP2112653 AP2112655 AP2112660 | AP2112686 AP2112704 AP2112716 AP2112720 AP2112725 |
| AP2112746 AP2112750 AP2112752 AP2112763 AP2112764 | AP2112767 AP2112772 AP2112778 AP2112779 AP2112788 | AP2112789 AP2112796 AP2112817 AP2112821 AP2112830 | AP2112832 AP2112836 AP2112837 AP2112843 AP2112844 | AP2112844 AP2112845 AP2112846 AP2112847 AP2112848 |
| AP2112848 AP2112855 AP2112857 AP2112858 AP2112868 | AP2112906 AP2112909 AP2112922 AP2112928 AP2112951 | AP2112961 AP2112969 AP2112972 AP2112975 AP2112976 | AP2112977 AP2112982 AP2112992 AP2112993 AP2113004 | AP2113004 AP2113005 AP2113006 AP2113007 AP2113008 |
| AP2113009 AP2113011 AP2113011 AP2113027 AP2113030 | AP2113041 AP2113047 AP2113051 AP2113052 AP2113060 | AP2113061 AP2113063 AP2113071 AP2113073 AP2113082 | AP2113087 AP2113090 AP2113102 AP2113111 AP2113123 | AP2113123 AP2113124 AP2113125 AP2113126 AP2113127 |
| AP2113134 AP2113138 AP2113139 AP2113139 AP2113155 | AP2113155 AP2113156 AP2113157 AP2113158 AP2113159 | AP2113159 AP2113160 AP2113161 AP2113162 AP2113163 | AP2113164 AP2113165 AP2113166 AP2113167 AP2113168 | AP2113169 AP2113170 AP2113171 AP2113172 AP2113173 |
| AP21140057 AP21140079 AP21140100 AP21140104 AP21140120 | AP21140125 AP21140135 AP21140139 AP21140140 AP21140180 | AP21140191 AP21140205 AP21140219 AP21140219 AP21140246 | AP21140248 AP21140253 AP21140254 AP21140257 AP21140264 | AP21140264 AP21140265 AP21140266 AP21140267 AP21140268 |
| AP21140273 AP21140303 AP21140311 AP21140315 AP21140325 | AP21140335 AP21140341 AP21140352 AP21140368 AP21140370 | AP21140371 AP21140387 AP21140404 AP21140409 AP21140423 | AP21140424 AP21140434 AP21140435 AP21140442 AP21140443 | AP21140443 AP21140444 AP21140445 AP21140446 AP21140447 |
| AP21140449 AP21140478 AP21140482 AP21140487 AP21140493 | AP21140495 AP21140500 AP21140505 AP21140521 AP21140535 | AP21140536 AP21140564 AP21140577 AP21140588 AP21140612 | AP21140614 AP21140631 AP21140642 AP21140643 AP21140644 | AP21140644 AP21140645 AP21140646 AP21140647 AP21140648 |
| AP21140688 AP21140689 AP21140690 AP21140707 AP21140711 | AP21140713 AP21140727 AP21140742 AP21140744 AP21140746 | AP21140764 AP21140768 AP21140772 AP21140773 AP21140794 | AP21140804 AP21140815 AP21140823 AP21140831 AP21140832 | AP21140832 AP21140833 AP21140834 AP21140835 AP21140836 |
| AP21141166 AP21141172 AP21141177 AP21141178 AP21141193 | AP2114141444 AP21141452 AP21141461 | AP21141485 AP21141506 AP21141511 AP21141514 AP21141525 | AP21141485 AP21141533 AP21141537 AP21141553 AP21141576 | AP21141576 AP21141586 AP21141587 AP21141588 AP21141589 |

官 報

(号外第 168 号)

| | | | |
|---|---|---|---|
| AP3460070 AP3460071 AP3460074 AP3460075 AP3460090 | AP3460092 AP3460101 AP3460116 AP3460117 AP3460138 | AP3460148 AP3460153 AP3460158 AP3460170 AP3460171 | AP3460175 AP3460176 AP3460177 AP3460181 AP3460182 |
| AP3460183 AP3460184 AP3460188 AP3460204 AP3460210 | AP3460212 AP3460213 AP3460215 AP3460220 AP3460222 | AP3460231 AP3460237 AP3460248 AP3460249 AP3460252 | AP3460255 AP3460261 AP3460270 AP3460274 AP3460276 |
| AP3460281 AP3460295 AP3460301 AP3460302 AP3460310 | AP3460313 AP3460314 AP3460319 AP3460326 AP3460327 | AP3460337 AP3460348 AP3460354 AP3460359 AP3460405 | AP3460408 AP3460414 AP3460416 AP3460427 AP3460431 |
| AP3460437 AP3460468 AP3460470 AP3460477 AP3460489 | AP3460512 AP3460513 AP3460516 AP3460525 | AP3460532 AP3460541 AP3460544 AP3460546 AP3460550 | AP3460552 AP3460553 AP3460555 AP3460556 AP3460558 |
| AP3460597 AP3460599 AP3460604 AP3460605 AP3460607 | AP3460615 AP3460619 AP3460623 AP3460631 AP3460652 | AP3460658 AP3460662 AP3460667 AP3460680 AP3460693 | AP3460696 AP3460699 AP3460700 AP3460716 AP3460717 |
| AP3460721 AP3460730 AP3460731 AP3460740 AP3460741 | AP3460744 AP3460759 AP3460773 AP3460788 AP3460795 | AP3460796 AP3460802 AP3460832 AP3460855 AP3460857 | AP3460861 AP3460865 AP3460874 AP3460875 AP3460881 |
| AP3460882 AP3460886 AP3460889 AP3460895 AP3460902 | AP3460904 AP3460908 AP3460916 AP3460945 AP3460947 | AP3460963 AP3460969 AP3460973 AP3460979 AP3460988 | AP3460995 AP3460997 AP3461018 AP3461020 AP3461027 |
| AP3461032 AP3461033 AP3461037 AP3461044 AP3461051 | AP3461054 AP3461059 AP3461071 AP3461072 AP3461074 | AP3461076 AP3461090 AP3461093 AP3461095 AP3461097 | AP3461110 AP3461113 AP3461114 AP3461121 AP3461134 |
| AP3461151 AP3461153 AP3461156 AP3461174 AP3461176 | AP3461183 AP3461193 AP3461197 AP3461204 AP3461208 | AP3461215 AP3461224 AP3461223 AP3461224 AP3461233 | AP3461241 AP3461249 AP3461249 AP3461250 AP3461251 |
| AP3461257 AP3461258 AP3461259 AP3461261 AP3461284 | AP3461289 AP3461291 AP3461303 AP3461305 AP3461315 | AP3461316 AP3461331 AP3461332 AP3461335 AP3461336 | AP3461337 AP3461338 AP3461343 AP3461347 AP3461358 |
| AP3461360 AP3461363 AP3461364 AP3461367 AP3461369 | AP3461383 AP3461385 AP3461391 AP3461395 AP3461396 | AP3461397 AP3461402 AP3461410 AP3461411 AP3461412 | AP3461419 AP3461423 AP3461426 AP3461434 AP3461445 |
| AP3461447 AP3461451 AP3461459 AP3461461 AP3461468 | AP3461471 AP3461474 AP3461476 AP3461487 AP3461494 | AP3461496 AP3470024 AP3470034 AP3470042 AP3470046 | AP3470051 AP3470070 AP3470077 AP3470086 |
| AP3470091 AP3470096 AP3470097 AP3470103 AP3470111 | AP3470115 AP3470122 AP3470149 AP3470160 AP3470170 | AP3470173 AP3470179 AP3470184 AP3470190 AP3470193 | AP3470194 AP3470195 AP3470219 AP3470220 AP3470258 |
| AP3470241 AP3470261 AP3470261 AP3470261 AP3470298 | AP3470305 AP3470311 AP3470316 AP3470317 AP3470329 | AP3470339 AP3470348 AP3470354 AP3470368 AP3470375 | AP3470373 AP3470390 AP3470395 AP3470400 AP3470401 |
| AP3470407 AP3470409 AP3470418 AP3470419 AP3470440 | AP3470442 AP3470447 AP3470453 AP3470459 AP3470468 | AP3470486 AP3470498 AP3470524 AP3470545 AP3470553 | AP3470486 AP3470507 AP3470509 AP3470513 AP3470526 |
| AP3470428 AP3470432 AP3470435 AP3470437 AP3470438 | AP3470442 AP3470447 AP3470453 AP3470459 AP3470468 | AP3470509 AP3470513 AP3470517 AP3470521 AP3470525 | AP3470509 AP3470510 AP3470517 AP3470521 AP3470526 |
| AP3590128 AP3590130 AP3590131 AP3590132 AP3590134 | AP3590135 AP3590139 AP3590158 AP3590163 AP3590170 | AP3590174 AP3590175 AP3590178 AP3590187 AP3590196 | AP3590207 AP3590208 AP3590212 AP3590213 AP3590217 |
| AP3590220 AP3590221 AP3590222 AP3590224 AP3590226 | AP3590225 AP3590263 AP3590266 AP3590270 AP3590281 | AP3590283 AP3590289 AP3590305 AP3590307 AP3590312 | AP3590322 AP3590325 AP3590330 AP3590343 AP3590355 |
| AP3590358 AP3590359 AP3590367 AP3590369 AP3590373 | AP3590378 AP3590380 AP3590383 AP3590387 AP3590391 | AP3590416 AP3590424 AP3590425 AP3590441 AP3590442 | AP3590449 AP3590459 AP3590461 AP3590463 AP3590469 |
| AP3590476 AP3590477 AP3590481 AP3590486 AP3590488 | AP3590490 AP3590496 AP3590500 AP3590502 AP3590504 | AP3590513 AP3590521 AP3590522 AP3590526 AP3590540 | AP3590555 AP3590564 AP3590569 AP3590575 AP3590583 |
| AP3590585 AP3590588 AP3590589 AP3590599 AP3590600 | | | |
| 試験地 長野 | | | |
| AP4720004 AP4720007 AP4720028 AP4720032 AP4720055 | AP4720057 AP4720060 AP4720064 AP4720065 AP4720072 | AP4720088 AP4730031 AP4730036 AP4730038 AP4730045 | AP4730046 AP4730051 AP4730052 AP4730061 AP4730062 |
| AP4730066 AP4730074 AP4730085 AP4730086 AP4730095 | AP4730110 AP4730119 AP4730121 AP4730128 AP4730137 | AP4730152 AP4730153 AP4730159 AP4730162 AP4730165 | AP4730168 AP4730170 AP4730183 AP4730191 |
| AP4730194 AP4730195 AP4730205 AP4730208 AP4730211 | AP4730215 AP4730221 AP4730224 AP4730230 AP4730243 | AP4730249 AP4730258 AP4730260 AP4730262 AP4730267 | AP4730273 AP4730275 |
| 試験地 甲府 | | | |
| AP4410004 AP4410005 AP4410024 AP4410045 | AP4410049 AP4410058 AP4410066 AP4410073 AP4410074 | AP4410098 AP4410103 AP4410116 AP4410117 AP4410127 | AP4410128 |
| 試験地 静岡 | | | |
| AP4810014 AP4810019 AP4810021 AP4810024 AP4810032 | AP4810061 AP4810070 AP4810076 AP4810090 AP4810091 | AP4810092 AP4810093 AP4810097 AP4810107 AP4810112 | AP4810137 AP4810138 AP4810162 AP4810167 AP4810169 |
| AP4810172 AP4810184 AP4810201 AP4810211 AP4810220 | AP4810220 AP4810235 AP4810255 AP4810260 AP4810264 | AP4810272 AP4810283 AP4810324 AP4810332 AP4810348 | AP4810353 AP4810356 AP4810361 AP4810368 AP4810374 |
| AP4810393 AP4810395 AP4810415 AP4810429 AP4830005 | AP4830020 AP4830030 AP4830034 AP4830036 AP4830038 | AP4830039 AP4830040 AP4830042 AP4830046 AP4830052 | AP4830056 AP4830059 |
| 試験地 浜松 | | | |
| AP4910001 AP4910009 AP4910014 AP4910017 AP4910030 | AP4910032 AP4910033 AP4910041 AP4910044 AP4910048 | AP4910057 AP4910064 AP4910066 AP4910070 AP4910075 | AP4910079 AP4910080 AP4910082 AP4910083 AP4910085 |
| AP4910151 AP4910152 AP4910160 AP4910163 AP4910171 | AP4910098 AP4910107 AP4910108 AP4910109 AP4910111 | AP4910114 AP4910123 AP4910124 AP4910128 AP4910131 | AP4910133 AP4910139 AP4910145 AP4910146 AP4910150 |
| AP4910235 AP4910238 AP4910240 | AP4910172 AP4910184 AP4910189 AP4910193 AP4910199 | AP4910204 AP4910206 AP4910208 AP4910209 AP4910210 | AP4910215 AP4910216 AP4910223 AP4910228 AP4910229 |
| 試験地 豊橋 | | | |
| AP5510001 AP5510013 AP5510016 AP5510021 AP5510030 | AP5510031 AP5510035 AP5510050 AP5510054 AP5510056 | AP5510057 AP5510059 AP5510064 AP5510070 AP5510072 | AP5510077 AP5510080 AP5510082 AP5510099 AP5510103 |
| AP5510104 AP5510112 AP5510113 AP5510115 AP5510124 | AP5510126 AP5510136 AP5510137 AP5510139 AP5510150 | AP5510154 AP5510156 AP5510165 AP5510170 AP5510173 | AP5510178 AP5510181 AP5510182 AP5510183 AP5510205 |

| | | |
|--|--|--|
| AP5410220 AP5410223 AP5410230 AP5410244 AP5410245 | AP5410247 AP5410254 AP5410275 AP5410277 AP5410279 | AP5410280 AP5410292 AP5410303 |
| 試験地 福井 | | |
| AP6510001 AP6510003 AP6510009 AP6510014 AP6510018 | AP6510019 AP6510026 AP6510035 AP6510043 AP6510044 | AP6510050 AP6510053 AP6510057 AP6510058 AP6510061 |
| 試験地 滋賀 | | |
| AP6090016 AP6090022 AP6090027 AP6090030 AP6090033 | AP6090048 AP6090049 AP6090052 AP6090060 AP6090061 | AP6090064 AP6090069 AP6090070 AP6090071 AP6090078 |
| AP6090107 AP6090110 AP6090135 AP6090136 AP6090139 | AP6090144 AP6090156 AP6090172 AP6090174 AP6090179 | AP6090194 AP6090201 AP6090207 AP6090213 AP6090215 |
| AP6090269 AP6090271 AP6090272 AP6090276 AP6090280 | AP6090282 AP6090283 AP6090287 AP6090305 AP6090306 | AP6090319 AP6090322 AP6090328 |
| 試験地 京都 | | |
| AP6100013 AP6100016 AP6100022 AP6100034 AP6100040 | AP6100041 AP6100048 AP6100049 AP6100052 AP6100058 | AP6100061 AP6100062 AP6100072 AP6100075 AP6100082 |
| AP6100109 AP6100112 AP6100113 AP6100115 AP6100133 | AP6100137 AP6100161 AP6100166 AP6100168 AP6100173 | AP6100175 AP6100176 AP6100178 AP6100181 AP6100182 |
| AP6100199 AP6100204 AP6100208 AP6100213 AP6100214 | AP6100218 AP6100223 AP6100229 AP6100235 AP6100245 | AP6100249 AP6100268 AP6100270 AP6100271 |
| AP6100305 AP6100306 AP6100317 AP6100320 AP6100325 | AP6100337 AP6100341 AP6100348 AP6100350 AP6100352 | AP6100354 AP6100363 AP6100370 AP6100374 AP6100378 |
| AP6100394 AP6100410 AP6100418 AP6100426 AP6100431 | AP6100437 AP6100439 AP6100446 AP6100448 AP6100455 | AP6100461 AP6100462 AP6100467 AP6100468 AP6100473 |
| AP6100528 AP6100541 AP6100543 AP6100544 AP6100548 | AP6100551 AP6100555 AP6100567 AP6100572 AP6100579 | AP6100581 AP6100582 AP6100584 AP6100586 AP6100589 |
| AP6100607 AP6100609 AP6100615 AP6100620 AP6100621 | AP6100630 AP6100642 AP6100643 AP6100646 AP6100648 | AP6100658 AP6100662 AP6100676 AP6100684 |
| AP6100709 AP6100712 AP6100719 AP6100726 AP6100731 | AP6100735 | AP6100735 |
| 試験地 大阪 | | |
| AP6010002 AP6010004 AP6010007 AP6010017 AP6010024 | AP6010037 AP6010043 AP6010052 AP6010059 AP6010073 | AP6010110 AP6010123 AP6010129 AP6010131 AP6010140 |
| AP6010162 AP6010171 AP6010172 AP6010180 AP6010181 | AP6010194 AP6010200 AP6010203 AP6010205 AP6010217 | AP6010227 AP6010230 AP6010234 AP6010236 AP6010241 |
| AP6010300 AP6010303 AP6010308 AP6010320 AP6010324 | AP6010326 AP6010327 AP6010338 AP6010339 AP6010345 | AP6010353 AP6010355 AP6010357 AP6010359 AP6010363 |
| AP6010393 AP6010396 AP6010397 AP6010403 AP6010408 | AP6010415 AP6010418 AP6010428 AP6010450 AP6010452 | AP6010455 AP6010456 AP6010460 AP6010467 AP6010468 |
| AP6010515 AP6010523 AP6010526 AP6010535 AP6010536 | AP6010559 AP6010565 AP6010566 AP6010574 AP6010581 | AP6010590 AP6010594 AP6010604 AP6010624 AP6010611 |
| AP6010666 AP6010667 AP6010669 AP6010674 AP6010675 | AP6010689 AP6010694 AP6010701 AP6010704 AP6010710 | AP6010711 AP6010714 AP6010721 AP6010725 AP6010732 |
| AP6010778 AP6010781 AP6010785 AP6010788 AP6010794 | AP6010809 AP6010811 AP6010812 AP6010824 AP6010850 | AP6010832 AP6010871 AP6010881 AP6010891 AP6010895 |
| AP6010924 AP6010925 AP6010927 AP6010929 AP6010931 | AP6010932 AP6010933 AP6010965 AP6010966 AP6010975 | AP6010978 AP6010979 AP6010985 AP6010995 AP6011007 |
| AP6011033 AP6011035 AP6011037 AP6011043 AP6011053 | AP6011062 AP6011070 AP6011072 AP6011079 AP6011081 | AP6011082 AP6011086 AP6011090 AP6011102 AP6011103 |
| AP6011125 AP6011133 AP6011134 AP6011138 AP6011142 | AP6011156 AP6011168 AP6011173 AP6011175 | AP6011187 AP6011198 AP6011221 AP6011224 AP6011225 |
| AP6011275 AP6011278 AP6011279 AP6011284 AP6011290 | AP6011295 AP6011303 AP6011304 AP6011306 AP6011314 | AP6011315 AP6011325 AP6011330 AP6011331 AP6011335 |
| AP6050012 AP6050013 AP6050025 AP6050041 | AP6050042 AP6050054 AP6050056 AP6050070 AP6050087 | AP6050089 AP6050091 AP6050091 AP6050095 AP6050095 |
| AP6050103 AP6050104 AP6050106 AP6050108 AP6050128 | AP6050142 AP6050145 AP6050149 AP6050151 AP6050162 | AP6050170 AP6050196 AP6050200 AP6050208 AP6050214 |
| AP6050248 AP6050253 AP6050264 AP6050266 AP6050267 | AP6050277 AP6050295 AP6050304 AP6050311 AP6050321 | AP6050332 AP6050334 AP6050338 AP6050339 AP6050347 |
| AP6050349 AP6050357 AP6050382 AP6050384 AP6050387 | AP6050395 AP6050405 AP6050410 AP6050412 AP6050413 | AP6050434 AP6050459 AP6050463 AP6050474 AP6050476 |
| AP6050510 AP6050512 AP6050513 AP6050522 AP6050523 | AP6050531 AP6050539 AP6050542 AP6050543 AP6050551 | AP6050556 AP6050561 AP6050563 AP6050565 AP6050575 |
| AP6050623 AP6050625 AP6050633 AP6050640 | AP6050645 AP6050647 AP6050651 AP6050654 AP6050659 | AP60506563 AP6050661 AP6050663 AP6050665 AP6050667 |
| AP6050744 AP6050748 AP6050754 AP6050775 AP6050789 | AP6050801 AP6050806 AP6050820 AP6050837 AP6060001 | AP6050907 AP6050908 AP6060102 AP6060204 AP6060209 |
| AP6060061 AP6060062 AP6060068 AP6060075 AP6060086 | AP6060090 AP6060090 AP6060101 AP6060109 AP6060114 | AP6060118 AP6060119 AP6060123 AP6060127 AP6060138 |
| AP6060208 AP6060214 AP6060215 AP6060232 AP6060248 | AP6060256 AP6060261 AP6060262 AP6060281 AP6060294 | AP6060297 AP6060309 AP6060338 AP6060350 AP6060356 |
| AP6060384 AP6060392 AP6060405 AP6060416 AP6060432 | AP6060445 AP6060447 AP6060454 AP6060459 AP6060468 | AP6060470 AP6060473 AP6060486 AP6060497 AP6060498 |
| AP6060560 AP6060580 AP6060589 AP6060682 AP6060866 | AP6060608 AP6060614 AP6060618 AP6060666 AP6060679 | AP6060680 AP6060683 AP6060713 AP6060718 AP6060730 |
| AP6060846 AP6060857 AP6060858 AP6060862 AP6060866 | AP60606083 AP6060882 AP6060895 AP6060899 AP6060901 | AP60606902 AP6060902 AP6060921 AP6060928 AP6060933 |
| AP60611082 AP60611106 AP60611117 AP6061122 AP6061131 | AP6061113 AP6061144 AP6061145 AP6061165 AP6061176 | AP6061185 AP6061193 AP6061201 AP6061202 AP6061206 |

令和7年7月23日 水曜日

| | | | | |
|-----------|---|---|---|---|
| AP6061232 | AP6061244 AP6061247 AP6061248 AP6061253 | AP6061263 AP6061269 AP6061270 AP6061272 AP6061282 | AP6061283 AP6061286 AP6061299 AP6061312 AP6061335 | AP6061372 AP6061377 AP6061381 AP6061391 AP6061399 |
| AP6061400 | AP6061406 AP6061418 AP6061424 AP6061431 | AP6061433 AP6061457 AP6061487 AP6070001 | AP6070020 AP6070025 | AP6070027 AP6070034 AP6070037 AP6070040 |
| AP6070081 | AP6070086 AP6070092 AP6070093 AP6070094 | AP6070095 AP6070099 AP6070100 AP6070102 | AP6070106 AP6070115 AP6070117 AP6070129 | AP6070132 AP6070138 AP6070147 AP6070148 |
| AP6070171 | AP6070172 AP6070175 AP6070176 AP6070177 | AP6070182 AP6070183 AP6070184 AP6070185 | AP6070189 AP6070191 AP6070195 | AP6070197 AP6070201 AP6070202 AP6070214 |
| AP6070259 | AP6070262 AP6070363 AP6070269 AP6070279 | AP6070302 AP6070309 AP6070312 AP6070313 | AP6070327 AP6070331 AP6070341 AP6070346 | AP6070354 AP6070362 AP6070364 AP6070370 |
| AP6070376 | AP6070379 AP6070382 AP6070386 AP6070388 | AP6070394 AP6070397 AP6070399 AP6070403 | AP6070404 AP6070411 AP6070411 AP6070411 | AP6070436 AP6070439 AP6070446 AP6070446 |
| AP6070504 | AP6070505 AP6070506 AP6070508 AP6070509 | AP6070519 AP6070526 AP6070529 AP6070531 | AP6070538 AP6070538 AP6070538 AP6070538 | AP6070546 AP6070556 AP6070563 AP6070565 AP6070568 |
| AP6070589 | AP6070592 AP6070595 AP6070602 AP6070603 | AP6070610 AP6070616 AP6070620 AP6070623 | AP6070624 AP6070641 AP6070642 AP6070644 | AP6070647 AP6070648 AP6070650 AP6070651 AP6070658 |
| AP6070665 | AP6070666 AP6070667 AP6070670 AP6070680 | AP6070681 AP6070682 AP6070686 AP6070687 | AP6070688 AP6070700 AP6070712 AP6070719 | AP6070720 AP6070721 AP6070726 AP6070728 AP6070742 |
| AP6070752 | AP6070753 AP6070757 AP6070767 AP6070768 | AP6070771 AP6070785 AP6070800 AP6070801 | AP6070812 AP6070822 AP6070832 AP6070834 AP6070835 AP6070843 | AP6070844 AP6070850 AP6089253 |
| 試験地 奈良 | | | | |
| AP6120007 | AP6120010 AP6120011 AP6120017 AP6120018 | AP6120023 AP6120027 AP6120035 AP6120045 | AP6120052 AP6120081 AP6120098 | AP6120107 AP6120110 AP6120123 AP6120125 AP6120132 |
| AP6120142 | AP6120145 AP6120146 AP6120176 AP6120178 | AP6120182 AP6120198 AP6120199 AP6120200 | AP6120206 AP6120206 AP6120232 AP6120239 | AP6120240 AP6120242 AP6120253 AP6120268 AP6120275 AP6120276 |
| AP6120277 | AP6120287 AP6120298 | | | |
| 試験地 神戸 | | | | |
| AP6140007 | AP6140027 AP6140030 AP6140033 | AP6140035 AP6140038 AP6140041 | AP6140048 AP6140055 AP6140063 | AP6140069 AP6140077 AP6140087 AP6140099 |
| AP6140145 | AP6140147 AP6140157 AP6140160 | AP6140164 AP6140176 AP6140183 | AP6140196 AP6140211 AP6140216 | AP6140221 AP6140228 AP6140233 |
| AP6140267 | AP6140280 AP6140301 AP6140319 | AP6140322 AP6140328 AP6140336 | AP6140350 AP6140356 AP6140359 | AP6140360 AP6140370 AP6140376 |
| AP6140439 | AP6140441 AP6140444 AP6140447 | AP6140458 AP6140459 AP6140464 | AP6140470 AP6140473 AP6140474 | AP6140479 AP6140483 AP6140488 |
| AP6140444 | AP6140447 AP6140458 AP6140459 | AP6140474 AP6140475 AP6140476 | AP6140516 AP6140520 AP6140527 | AP6140528 AP6140531 AP6140537 |
| AP6140584 | AP6140608 AP6140609 AP6140610 | AP6140630 AP6140642 AP6140645 | AP6140650 AP6140655 AP6140668 | AP6140669 AP6140671 AP6140674 |
| AP6140763 | AP6140767 AP6140776 AP6140785 | AP6140790 AP6140793 AP6140796 | AP6140796 AP6140816 AP6140816 | AP6140816 AP6140835 AP6140836 |
| AP6140876 | AP6140882 AP6140893 AP6140898 | AP6140909 AP6140911 AP6140911 | AP6140921 AP6140923 AP6140923 | AP6140923 AP6140933 AP6140935 |
| AP6140976 | AP6140982 AP6140984 AP6141016 | AP6141034 AP6141036 AP6141039 | AP6141040 AP6141054 AP6141057 | AP6141049 AP6141096 AP6141098 AP6141111 |
| AP6141166 | AP6141167 AP6141168 AP6141199 | AP6141212 AP6141216 AP6141219 | AP6141223 AP6141227 AP6141232 | AP6141239 AP6141240 AP6141240 |
| 試験地 和歌山 | | | | |
| AP6150001 | AP6150004 AP6150012 AP6150013 AP6150015 | AP6150016 AP6150018 AP6150027 AP6150031 AP6150039 | AP6150045 AP6150052 AP6150054 AP6150057 AP6150066 | AP6150085 AP6150088 AP6150091 AP6150106 AP6150109 |
| AP6150251 | | | | |
| 試験地 鳥取 | | | | |
| AP7210006 | AP7210013 AP7210014 AP7210021 AP7210028 | AP7210029 AP7210031 AP7210033 AP7210034 AP7210035 | AP7210040 AP7210042 AP7210050 | |
| AP7310010 | AP7310013 AP7310028 AP7310029 AP7310033 | AP7310038 AP7310041 AP7310046 AP7310061 AP7310076 | AP7310082 AP7310090 AP7310108 AP7310115 AP7310125 | AP7310129 AP7319251 |
| 試験地 福山 | | | | |
| AP7120005 | AP7120008 AP7120019 AP7120020 AP7120022 | AP7120025 AP7120026 AP7120029 AP7120032 AP7120035 | AP7120051 AP7120055 AP7120058 AP7120061 AP7120063 | AP7120068 AP7120069 AP7120072 AP7120073 AP7120089 |
| AP7120091 | AP7120094 AP7120104 AP7120107 AP7120118 | AP7120121 AP7120126 AP7120130 AP7120139 AP7120143 | AP7120145 AP7120183 AP7120164 AP7120168 AP7120179 | AP7120191 AP7120200 AP7120207 AP7120208 AP7120212 |
| AP7120214 | AP7120220 AP7120221 AP7120236 AP7120240 | AP7120242 AP7120260 AP7120261 AP7120262 AP7120305 | AP7120308 AP7120317 AP7120326 AP7120332 AP7120335 | AP7120347 AP7120355 AP7120356 AP7120372 AP7120379 |
| AP7120382 | AP7120388 AP7120395 AP7120399 AP7120400 | AP7120407 AP7120415 AP7120421 AP7120426 | | |
| 試験地 広島 | | | | |
| AP7010014 | AP7010018 AP7010025 AP7010031 AP7010041 | AP7010063 AP7010071 AP7010075 AP7010085 AP7010095 | AP7010101 AP7010109 AP7010110 AP7010156 AP7010167 | AP7010169 AP7010175 AP7010190 AP7010194 AP7010204 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 試験地 | 山口 | AP7410005 | AP74101010 | AP7410026 | AP7410052 | AP7410054 | AP7410059 | AP7410074 | AP7410079 | AP7410099 | AP7410118 | AP7410120 | AP7410126 | AP7410128 | AP7410133 | AP7410134 | AP7410145 | | |
| 試験地 | 徳島 | AP8110002 | AP8110007 | AP8110013 | AP8110022 | AP8110023 | AP8110035 | AP8110042 | AP8110044 | AP8110060 | AP7010299 | AP7010302 | AP7010311 | AP7010325 | AP7010327 | AP7010333 | AP7010354 | AP7010364 | |
| 試験地 | 高松 | AP8010001 | AP8010007 | AP8010012 | AP8010015 | AP8010020 | AP8010027 | AP8010028 | AP8010035 | AP8010040 | AP8010044 | AP7010414 | AP7010421 | AP7010445 | AP7010451 | AP7010461 | AP7010471 | AP7010472 | |
| 試験地 | 松山 | AP8210001 | AP8210003 | AP8210010 | AP8210018 | AP8210038 | AP8210049 | AP8210056 | AP8210058 | AP8210065 | AP8210080 | AP8010048 | AP8010064 | AP8010068 | AP8010089 | AP8010093 | AP8010106 | AP8010113 | |
| 試験地 | 高知 | AP8210017 | AP8210188 | AP8210190 | AP8210203 | AP8310002 | AP8310007 | AP8310027 | AP8310032 | AP8310033 | AP8310057 | AP8310059 | AP8310075 | AP8310089 | AP8210081 | AP8210095 | AP8210098 | AP8210110 | AP8210111 |
| 試験地 | 九州 | AP9710008 | AP9710019 | AP9710020 | AP9710053 | AP9710061 | AP9710071 | AP9710092 | AP9710093 | AP9710108 | AP9710120 | AP9710131 | AP9710134 | AP9710142 | AP9710144 | AP9710149 | AP9710162 | AP9710164 | AP9710167 |
| 試験地 | 福岡 | AP9010002 | AP9010005 | AP9010021 | AP9010025 | AP9010030 | AP9010034 | AP9010049 | AP9010050 | AP9010051 | AP9010059 | AP9010071 | AP9010073 | AP9010083 | AP9010105 | AP9010113 | AP9010119 | AP9010133 | AP9010148 |
| 試験地 | 福岡 | AP9010155 | AP9010161 | AP9010166 | AP9010178 | AP9010182 | AP9010195 | AP9010207 | AP9010223 | AP9010228 | AP9010229 | AP9010234 | AP9010249 | AP9010275 | AP9010287 | AP9010299 | AP9010301 | AP9010307 | AP9010333 |
| 試験地 | 福岡 | AP9010368 | AP9010379 | AP9010383 | AP9010384 | AP9010386 | AP9010388 | AP9010400 | AP9010406 | AP9010410 | AP9010414 | AP9010419 | AP9010428 | AP9010431 | AP9010444 | AP9010446 | AP9010448 | AP9010458 | AP9010476 |
| 試験地 | 福岡 | AP9010480 | AP9010490 | AP9010497 | AP9010498 | AP9010523 | AP9010531 | AP9010559 | AP9010571 | AP9010574 | AP9010575 | AP9010568 | AP9010569 | AP9010571 | AP9010574 | AP9010586 | AP9010601 | AP9010603 | AP9010637 |
| 試験地 | 佐賀 | AP9010642 | AP9010646 | AP9010661 | AP9010673 | AP9010683 | AP9010688 | AP9010695 | AP9010696 | AP9010719 | AP9010724 | AP9010728 | AP9010742 | AP9010765 | AP9010783 | AP9010786 | AP9010800 | AP9010809 | AP9010828 |
| 試験地 | 長崎 | AP9210001 | AP9210004 | AP9210017 | AP9210024 | AP9210033 | AP9210034 | AP9210038 | AP9210040 | AP9210043 | AP9210047 | AP9210059 | AP9210070 | AP9210087 | AP9210094 | AP9210106 | AP9210110 | AP9210116 | AP9210128 |
| 試験地 | 熊本 | AP9210159 | AP9210201 | AP9210205 | AP9210210 | AP9210223 | AP9210235 | AP9210239 | AP9210245 | AP9210255 | AP9210284 | AP9210288 | AP9210299 | AP9210302 | AP9210311 | AP9210325 | AP9210333 | AP9210354 | AP9210364 |

幸國

官

1

水曜日

令和7年7月23日 水曜日

| | | |
|---------|---------|---|
| 試験地 | 大分 | AP9310003 AP9310018 AP9310030 AP9310038 AP9310040 AP9310048 AP9310061 AP9310076 AP9310087 AP9310092 AP9310093 AP9310093 AP9310093 AP9310104 AP9310110 AP9310112 AP9310120 AP9310121 AP9310129 AP9310133 AP9310141 AP9310143 |
| 試験地 | 宮崎 | AP9410023 AP9410033 AP9410070 AP9410086 AP9410089 AP9410093 AP9410101 AP9410104 AP9410122 AP9410128 AP9410154 AP9410158 AP9410174 AP9410175 AP9410188 AP9410195 AP9410210 AP9410213 AP9410217 AP9410232 |
| 試験地 | 鹿児島 | AP9510006 AP9510036 AP9510053 AP9510067 AP9510083 AP9510084 AP9510087 AP9510089 AP9510093 AP9510102 AP9510103 AP9510116 AP9510121 AP9510131 |
| 試験地 | 那覇 | AP9610005 AP9610006 AP9610027 AP9610028 AP9610036 AP9610039 AP9610055 AP9610062 AP9610069 AP9610087 AP9610089 AP9610098 AP9610107 AP9610123 AP9610124 AP9610127 AP9610130 AP9610137 AP9610139 AP9610143 |
| 試験地 | 那覇 | AP9910008 AP9910022 AP9910039 AP9910046 AP9910051 AP9910056 AP9910068 AP9910072 AP9910077 AP9910092 AP9910096 AP9910098 AP9910120 AP9910124 AP9910125 AP9910141 AP9910174 AP9910195 AP9910197 AP9910199 |
| I-Tシステム | 試験に係るもの | |
| 試験地 | 札幌 | |
| 試験地 | 盛岡 | ST0010004 ST0010008 ST0010011 ST0010019 ST0010038 ST0010047 ST0010048 ST0010054 ST0010064 ST0010066 ST0010070 ST0010086 ST1110202 |
| 試験地 | 仙台 | ST1210203 ST1210204 ST1210213 ST1020002 ST1020003 ST1020009 ST1020012 ST1020025 ST1020030 ST1020040 ST1020042 ST1020045 ST1020059 ST1310206 |
| 試験地 | 郡山 | |
| 試験地 | 水戸 | ST1510202 ST1510204 ST1402016 ST4110408 ST4110410 ST4110416 ST4110425 ST4110431 ST4110443 |
| 試験地 | つくば | |
| 試験地 | 前橋 | ST4220002 ST4220013 ST4220015 ST4320001 ST4610007 ST4610008 ST4610009 ST4610011 ST4610017 ST4610018 ST4610019 ST4610020 ST4510203 ST4510206 |
| 試験地 | 埼玉 | ST3060010 ST3060014 ST3060021 ST3060035 ST3060038 ST3060046 ST3060052 ST3060088 ST3060093 ST3060094 ST3060105 ST3060113 ST3060119 ST3060120 ST3060136 ST3060142 ST3060143 ST3060145 ST3060149 |
| 試験地 | 千葉 | ST3130002 ST3130013 ST3130017 ST3130019 ST3130024 ST3130049 ST3130048 ST3130049 ST3130051 ST3130057 ST3130062 ST3130066 ST3130067 ST3130071 ST3130084 ST3130102 ST3130107 ST3130123 ST3130139 |
| 試験地 | 東京 | ST3130145 ST3130150 ST3130160 ST3130176 ST3130191 ST317006 ST317007 ST3170016 ST3170024 ST3170030 ST3170037 ST3170043 ST3170045 ST3170052 ST3170059 ST3170076 ST3170100 ST3170104 ST3170106 ST3170112 ST3060260 ST3060266 ST3060296 ST3060302 ST3060334 |
| 試験地 | 千葉 | ST3170113 ST3170115 ST3170116 ST3170120 ST3170218 ST3170237 ST3170240 ST3170248 ST3060117 ST3060178 ST3060189 ST3060190 ST3060192 ST3060193 ST3060199 ST3060203 ST3060220 ST3060223 ST3060229 ST3060139 ST3060142 ST3060143 ST3060145 ST3060149 |
| 試験地 | 東京 | ST2070001 ST2070006 ST2070014 ST2070026 ST2070031 ST2070035 ST2070037 ST2070039 ST2070049 ST2070050 ST2070063 ST2070070 ST2070076 ST2070077 ST2070085 ST2070086 ST2070089 ST2070091 ST2070101 ST2070104 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| ST2070230 | ST2070241 | ST2070250 | ST2070261 | ST2070267 | ST2070270 | ST2070280 | ST2070285 | ST2070293 | ST2070296 | ST2070312 | ST2070314 | ST2070321 | ST2070322 | ST2070326 | ST2070329 | ST2070345 | ST2070353 | ST2070355 | ST2070372 |
| ST2070381 | ST2070396 | ST2070409 | ST2070414 | ST2070426 | ST2070431 | ST2070436 | ST2070439 | ST2070440 | ST2070442 | ST2070449 | ST2070455 | ST2070460 | ST2070461 | ST2070474 | ST2070480 | ST2070487 | ST2070490 | ST2070495 | ST2070499 |
| ST2070505 | ST2070510 | ST2070519 | ST2070524 | ST2070531 | ST2070536 | ST2070545 | ST2070552 | ST2070555 | ST2070562 | ST2070563 | ST2070564 | ST2070574 | ST2070578 | ST2070582 | ST2070584 | ST2070585 | ST2070586 | ST2070589 | ST2070598 |
| ST2070611 | ST2070617 | ST2070621 | ST2070634 | ST2070660 | ST2070668 | ST2070675 | ST2070678 | ST2070682 | ST2070686 | ST2070686 | ST2070694 | ST2070698 | ST2070701 | ST2070711 | ST2070727 | ST2070737 | ST2070749 | ST2070751 | ST2070753 |
| ST2070780 | ST2070791 | ST2070794 | ST2070800 | ST2070801 | ST2070802 | ST2070826 | ST2070828 | ST2070830 | ST2070832 | ST2070836 | ST2070841 | ST2070849 | ST2070862 | ST2070866 | ST2070870 | ST2070874 | ST2070959 | ST2070971 | ST2070981 |
| ST20707985 | ST2070994 | ST2071018 | ST2071032 | ST2071045 | ST2071054 | ST2071063 | ST2071064 | ST2071073 | ST2071074 | ST2071108 | ST2071111 | ST2071115 | ST2071146 | ST2071172 | ST2071175 | ST2071240 | ST2071241 | ST2071267 | ST2071271 |
| ST2071281 | ST2071285 | ST2071343 | ST2071371 | ST2200008 | ST2200022 | ST2200027 | ST2200029 | ST2200034 | ST2200041 | ST2200048 | ST2200049 | ST2200059 | ST2200064 | ST2200070 | ST2200077 | ST2200084 | ST2200090 | ST2200098 | ST2200110 |
| ST2200112 | ST2200118 | ST2200119 | ST2200124 | ST2200152 | ST2200158 | ST2200162 | ST2200164 | ST2200165 | ST2200167 | ST2200174 | ST2200201 | ST2200204 | ST2200218 | ST2200219 | ST2200230 | ST2200233 | ST2200237 | ST2200241 | ST2200255 |
| ST2200267 | ST2200268 | ST2200278 | ST2200281 | ST2200285 | ST2200287 | ST2200297 | ST2200300 | ST2200305 | ST2200310 | ST2200327 | ST2200329 | ST2200330 | ST2200332 | ST2200349 | ST2200350 | ST2200353 | ST2200355 | ST2200357 | ST2200359 |
| ST2200363 | ST2200364 | ST2200384 | ST2200393 | ST2200399 | ST2200419 | ST2200421 | ST2200427 | ST2200428 | ST2200429 | ST2200430 | ST2200433 | ST2200437 | ST2200439 | ST2200440 | ST2200444 | ST2200445 | ST2200454 | ST2200455 | ST2200462 |
| ST2200465 | ST2200469 | ST2200479 | ST2200488 | ST2200488 | ST2200492 | ST2200493 | ST2200498 | ST2200499 | ST2200505 | ST2200519 | ST2200526 | ST2200527 | ST2200531 | ST2200538 | ST2200559 | ST2200561 | ST2200565 | ST2200568 | ST220058 |
| ST2200585 | ST2200591 | ST2200602 | ST2200616 | ST2200643 | ST2200667 | ST2200671 | ST2200707 | ST2200715 | ST2200775 | ST2200788 | ST2200789 | ST2200839 | ST2200888 | ST2200907 | ST2200914 | ST2200934 | ST2240011 | ST2240028 | ST2240032 |
| ST2240035 | ST2240038 | ST2240040 | ST2240040 | ST2240049 | ST2240059 | ST2240066 | ST2240069 | ST2240089 | ST2240106 | ST2240123 | ST2240128 | ST2240131 | ST2240138 | ST2240152 | ST2240157 | ST2240162 | ST2240201 | ST2240203 | ST2240225 |
| ST22404038 | ST22404055 | ST22404065 | ST22404086 | ST22404096 | ST22404096 | ST224040985 | ST224040985 | ST224040985 | ST224040985 | ST2240439 | ST2240439 | ST22404354 | ST22404355 | ST22404366 | ST22404368 | ST22404370 | ST22404380 | ST2240440 | ST2240441 |
| ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | ST22404311 | |
| 試験地 神奈川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ST3500029 | ST3500032 | ST3500035 | ST3500037 | ST3500041 | ST3500045 | ST3500053 | ST3500057 | ST3500059 | ST3500068 | ST3500116 | ST3520002 | ST3520007 | ST3520010 | ST3520016 | ST3520017 | ST3520020 | ST3520027 | ST3520030 | ST3520033 |
| ST3520040 | ST3520041 | ST3520042 | ST3520047 | ST3520055 | ST3520088 | ST3520091 | ST3520110 | ST3520120 | ST3520124 | ST3520125 | ST3520133 | ST3520134 | ST3520136 | ST3520142 | ST3520155 | ST3520161 | ST3520162 | ST3520166 | ST3520166 |
| ST3520168 | ST3520169 | ST3520179 | ST3520206 | ST3520206 | ST3520208 | ST3520219 | ST3520227 | ST3520283 | ST3520301 | ST3520317 | ST3520353 | ST3520356 | ST352036 | ST3520009 | ST3520015 | ST3520016 | ST3520017 | ST3520018 | ST3520019 |
| ST3570045 | ST3570048 | ST3570049 | ST3570051 | ST3570056 | ST3570058 | ST3570078 | ST3570079 | ST3570081 | ST3570112 | ST3570114 | ST3570127 | ST3570131 | ST3570133 | ST3570137 | ST3570139 | ST3570140 | ST3570144 | ST3570169 | ST3570171 |
| ST3570175 | ST3570182 | ST3570183 | ST3570185 | ST3570192 | ST3570195 | ST3570196 | ST3570212 | ST3570222 | ST3570226 | ST3570227 | ST3570230 | ST3570235 | ST3570243 | ST3570244 | ST3570245 | ST3570246 | ST3570247 | ST3570249 | ST3570267 |
| ST3570287 | ST3570339 | ST3570366 | ST3570408 | ST3570424 | ST3570428 | ST3570465 | ST3570465 | ST3570465 | ST3570465 | ST4710007 | ST4710008 | ST4710010 | ST4710015 | ST4710019 | ST4710021 | ST4710021 | ST4710021 | ST4710021 | ST4710021 |
| 試験地 長野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ST4710007 | ST4710008 | ST4710010 | ST4710015 | ST4710019 | ST4710021 | ST4710021 | ST4710021 | ST4710021 | ST4710021 | ST4830111 | ST4830115 | ST4830124 | ST4830132 | ST4830311 | ST4830311 | ST4830311 | ST4830311 | ST4830311 | ST4830311 |
| 試験地 名古屋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ST5010005 | ST5010008 | ST5010036 | ST5010046 | ST5010050 | ST5010074 | ST5010079 | ST5010083 | ST5010092 | ST5010095 | ST5010102 | ST5010103 | ST5010110 | ST5010124 | ST5010125 | ST5010127 | ST5010128 | ST5010147 | ST5010148 | ST5010153 |
| ST50101059 | ST5010160 | ST5010163 | ST5010174 | ST5010182 | ST5010194 | ST5010207 | ST5010226 | ST5010227 | ST5010232 | ST5010233 | ST5010240 | ST5010243 | ST5010254 | ST5010259 | ST5010295 | ST5010317 | ST5010319 | ST5010319 | ST5010319 |
| 試験地 岐阜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ST5610303 | ST5610306 | ST5610315 | ST5610321 | ST5610321 | ST5710001 | ST5710004 | ST5710007 | ST5710007 | ST5710007 | ST5710302 | ST5710304 | ST5710317 | ST5710336 | ST5710342 | ST5710342 | ST5710342 | ST5710342 | ST5710342 | ST5710342 |
| 試験地 金沢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ST5410402 | ST5410406 | ST5410423 | ST5410426 | ST5410436 | ST5410440 | ST5410440 | ST5410440 | ST5410440 | ST5410440 | ST6090413 | ST6090417 | ST6090424 | ST6090431 | ST6100803 | ST6100805 | ST6100809 | ST6100811 | ST6100818 | ST6100828 |
| 試験地 滋賀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ST6020003 | ST6020005 | ST6020011 | ST6020012 | ST6020014 | ST6020020 | ST6020030 | ST6020039 | ST6020041 | ST6020045 | ST6020049 | ST6020052 | ST6020069 | ST6020096 | ST6020101 | ST6020215 | ST6020217 | ST6020231 | ST6020237 | ST6020243 |
| ST6020148 | ST6020155 | ST6020156 | ST6020158 | ST6020164 | ST6020169 | ST6020177 | ST6020185 | ST6020196 | ST6020214 | ST6020215 | ST6020217 | ST6020219 | ST6020224 | ST6020231 | ST6020234 | ST6020239 | ST6020251 | ST6020255 | ST6020258 |
| ST6020268 | ST6020270 | ST6020275 | ST6020279 | ST6020286 | ST6020289 | ST6020293 | ST6020295 | ST6020300 | ST6020325 | ST6020354 | ST6020359 | ST6020387 | ST6020391 | ST6020421 | ST6020422 | ST6020426 | ST6020430 | ST6020447 | ST6020476 |

| | | |
|---|---|--|
| ST7020063 | 試験地 奈良 ST6120306 ST6120308 ST6120318 ST6120321 | 試験地 神戸 ST613004 ST6130013 ST6130018 ST6130022 ST6130030 ST6130036 ST6130041 ST6130046 ST6130048 ST6130054 ST6130057 ST6130060 ST6130075 ST6130091 ST6130095 ST6130097 ST6130107 ST6130108 ST6130117 ST6130121 |
| ST6130122 ST6130126 ST6130131 ST6130137 ST6130138 | 試験地 和歌山 ST6150204 | 試験地 鳥取 ST7210103 |
| ST7020001 ST7020002 ST7020007 ST7020018 ST7020023 | 試験地 広島 ST8110103 ST8110105 | 試験地 鳥取 ST7210103 |
| ST7020028 ST7020031 ST7020034 ST7020037 ST7020042 | 試験地 高松 ST8010203 ST8010204 ST8010211 ST8010218 | 試験地 松江 ST720052 ST720095 |
| ST7020003 ST9020006 ST9020007 ST9020012 ST9020021 | 試験地 福岡 ST9110202 | 試験地 長崎 ST9210301 ST9210304 |
| ST9020065 ST9020066 ST9020076 ST9020078 ST9020092 | 試験地 佐賀 ST9510203 ST9510208 ST9510211 | 試験地 熊本 ST9310207 ST9310211 ST9310214 ST9310216 ST9310217 |
| ST9020118 ST9020138 | 試験地 宮崎 ST9610304 ST9610306 | 試験地 那覇 ST9910302 ST9910308 ST9910313 ST9910314 ST9910315 |
| ST9910318 | システムアーキテクト試験に係るもの | |
| 試験地 札幌 SA0010108 SA0010109 SA0010127 SA0010128 SA0010135 | 試験地 山形 SA1310302 SA1310303 | 試験地 盛岡 SA1210304 SA1210309 |
| 試験地 秋田 SA1310302 | 試験地 那覇 SA1410202 | 試験地 那覇 SA1510301 SA1510302 |
| 試験地 つくば SA4110505 SA4110507 SA4110520 SA4110540 | 試験地 宇都宮 SA4220106 SA4220113 SA4220114 SA4220116 | 試験地 新潟 SA4610101 SA4610102 SA4610107 SA4610110 SA4610111 |
| 試験地 埼玉 SA3060404 SA3060431 SA3060441 SA3060447 SA3060451 | 試験地 仙台 SA1020119 SA1020128 SA1020136 SA1020137 SA1020145 | 試験地 仙台 SA1020119 SA1020128 SA1020136 SA1020137 SA1020145 |
| 試験地 千葉 SA3130303 SA3130305 SA3130306 SA3130309 SA3130310 | 試験地 水戸 SA3130304 SA3130438 SA3130457 SA3130463 SA3130513 | 試験地 水戸 SA4020104 |
| SA3130314 SA3130315 SA3130335 SA3130343 SA3130359 | SA3130361 SA3130362 SA3130372 SA3130378 SA3130379 | SA3130361 SA3130362 SA3130372 SA3130378 SA3130379 |
| SA3130536 SA3130547 SA3130553 SA3130563 SA3150025 | SA3150033 SA3150103 | SA3150033 SA3150103 |

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 試験地 東京 | SA2010019 SA2010027 SA2010028 SA2010042 SA2010049 | SA2010053 SA2010062 SA2010063 SA2010064 SA2010067 | SA2010076 SA2010078 SA2010079 SA2010080 SA2010083 | SA2010093 SA2010108 SA2010114 SA2010123 SA2010127 |
| 試験地 神奈川 | SA2010132 SA2010135 SA2010140 SA2010153 SA2010156 | SA2010166 SA2010168 SA2010172 SA2010175 SA2010179 | SA2010186 SA2010191 SA2010192 SA2010201 SA2010222 | SA2010241 SA2010245 SA2010246 SA2010249 SA2010255 |
| 試験地 埼玉 | SA2010258 SA2010263 SA2010275 SA2010291 SA2010293 | SA2010303 SA2010307 SA2010309 SA2010312 SA2010313 | SA2010324 SA2010330 SA2010338 SA2010341 SA2010346 | SA2010350 SA2010354 SA2010360 SA2010373 SA2010384 |
| 試験地 千葉 | SA2010389 SA2010403 SA2010407 SA2010408 SA2010431 | SA2010436 SA2010443 SA2010446 SA2010449 SA2010463 | SA2010469 SA2010470 SA2010471 SA2010477 SA2010484 | SA2010494 SA2010504 SA2010505 SA2010511 SA2010526 |
| 試験地 神奈川 | SA2010528 SA2010529 SA2010533 SA2010534 SA2010542 | SA2010546 SA2010557 SA2010559 SA2010575 SA2010576 | SA2010578 SA2010585 SA2010587 SA2010593 SA2010596 | SA2010600 SA2010604 SA2010605 SA2010607 SA2010610 |
| 試験地 神奈川 | SA2010620 SA2010621 SA2010622 SA2010627 SA2010629 | SA2010634 SA2010643 SA2010646 SA2010653 SA2010655 | SA2010662 SA2010666 SA2010668 SA2010669 SA2010675 | SA2010693 SA2010694 SA2010695 SA2010697 SA2010703 |
| 試験地 神奈川 | SA2010707 SA2010715 SA2010737 SA2010738 | SA2010742 SA2010745 SA2010764 SA2010790 SA2010798 | SA2010808 SA2010818 SA2010828 SA2010831 SA2010841 | SA2010855 SA2010861 SA2010879 SA2010881 |
| 試験地 神奈川 | SA2010883 SA2010892 SA2010912 SA2010916 SA2010921 | SA2010926 SA2010927 SA2010928 SA2010950 SA2010952 | SA2010960 SA2011024 SA2011032 SA2011042 SA2011047 | SA2011050 SA2011069 SA2011079 SA2011122 SA2011160 |
| 試験地 神奈川 | SA2011164 SA2011170 SA2011188 SA2011198 SA2011204 | SA2011206 SA2011212 SA2011227 SA2011240 SA2011244 | SA2011253 SA2011259 SA2011277 SA2011323 SA2011346 | SA2011351 SA2011362 SA2011388 SA2011412 SA2011423 |
| 試験地 神奈川 | SA2011425 SA2011459 SA2011461 SA2011474 SA2011535 | SA2011542 SA2011549 SA2011553 SA2011586 SA2011631 | SA2230019 SA2230020 SA2230023 SA2230032 SA2230035 | SA2230046 SA2230051 SA2230054 SA2230055 SA2230059 |
| 試験地 神奈川 | SA2230060 SA2230063 SA2230092 SA2230107 SA2230114 | SA2230130 SA2230131 SA2230138 SA2230145 SA2230153 | SA2230156 SA2230158 SA2230165 SA2230171 SA2230177 | SA2230182 SA2230191 SA2230203 SA2230205 SA2230209 |
| 試験地 神奈川 | SA2230221 SA2230226 SA2230228 SA2230322 SA2230323 | SA2230323 SA2230324 SA2230240 SA2230270 SA2230274 | SA2230326 SA2230327 SA2230328 SA2230329 SA2230325 | SA2230310 SA2230318 SA2230326 SA2230333 SA2230336 |
| 試験地 神奈川 | SA2230338 SA2230351 SA2230353 SA2230362 SA2230383 | SA2230388 SA2230392 SA2230393 SA2230397 SA2230401 | SA2230404 SA2230406 SA2230407 SA2230424 SA2230426 | SA2230454 SA2230522 SA2230536 SA2230564 SA2230576 |
| 試験地 神奈川 | SA2230397 SA2230710 SA2230713 | SA2230732 SA2230777 SA2230797 | | |
| 試験地 豊橋 | SA3560012 SA3560013 SA3560014 SA3560024 SA3560036 | SA3560042 SA3560043 SA3560061 SA3560070 SA3560075 | SA3560083 SA3560093 SA3560103 SA3560107 SA3560111 | SA3560114 SA3560120 SA3560125 SA3560130 SA3560156 |
| 試験地 長野 | SA3560161 SA3560165 SA3560172 SA3560175 SA3560177 | SA3560178 SA3560186 SA3560187 SA3560193 SA3560196 | SA3560197 SA3560201 SA3560212 SA3560216 SA3560218 | SA3560220 SA3560228 SA3560232 SA3560233 SA3560241 |
| 試験地 長野 | SA3560242 SA3560246 SA3560248 SA3560263 SA3560264 | SA3560272 SA3560292 SA3560293 SA3560296 | SA3560307 SA3560326 SA3560335 SA3560337 SA3560358 | SA3560360 SA3560364 SA3560371 SA3560379 SA3560385 |
| 試験地 長野 | SA3560389 SA3560391 SA3560397 SA3560402 SA3560406 | SA3560407 SA3560424 SA3560427 SA3560428 SA3560436 | SA3560450 SA3560464 SA3560472 SA3560481 SA3560501 | SA3560523 SA3560540 SA3560609 SA3560613 SA3560663 |
| 試験地 長野 | SA3560700 SA3560715 SA3560732 SA3560740 SA3560765 | SA3560788 SA3560798 SA3560815 SA3560877 | | |
| 試験地 甲府 | SA4710108 SA4710109 SA4710120 SA4710132 | SA4410306 SA4410307 SA4410310 SA4410311 | SA44830219 SA4830229 SA4830232 SA4830249 | SA4910406 SA4910407 SA4910409 SA4910414 |
| 試験地 甲府 | SA5510403 SA5510408 | | | |
| 試験地 名古屋 | SA5040012 SA5040015 SA5040017 SA5040025 SA5040030 | SA5040042 SA5040044 SA5040047 SA5040048 SA5040049 | SA5040051 SA5040052 SA5040066 SA5040077 SA5040081 | SA5040098 SA5040104 SA5040108 SA5040113 SA5040127 |
| 試験地 岐阜 | SA5040128 SA5040132 SA5040133 SA5040140 SA5040146 SA5040152 | SA5040173 SA5040175 SA5040196 SA5040211 SA5040263 | SA5040270 | |
| 試験地 岐阜 | SA5610408 SA5610413 | SA5710106 | SA5410502 SA5410508 SA5410512 | SA5410502 SA5410508 SA5410512 |
| 試験地 滋賀 | SA6090502 SA6090511 SA6090514 | SA6101010 SA6101013 SA6101034 SA6101041 SA6101042 | SA6101044 SA6101046 SA6101049 SA6101059 SA6101060 | SA6510301 |
| 試験地 大阪 | SA6020607 SA6020609 SA6020610 SA6020613 SA6020619 | SA6020653 SA6020654 SA6020656 SA6020659 SA6020662 | SA6020670 SA6020681 SA6020683 SA6020687 SA6020692 | SA6020694 SA6020699 SA6020702 SA6020709 SA6020710 |
| 試験地 大阪 | SA6020695 SA6020716 SA6020719 SA6020735 SA6020742 SA6020744 | SA6020771 SA6020777 SA6020809 SA6020817 SA6020821 | SA6020823 SA6020828 SA6020832 SA6020834 SA6020840 | SA6020841 SA6020854 SA6020865 SA6020871 SA6020880 |
| 試験地 京都 | SA6020965 SA6020966 SA6020967 SA6020968 SA6020969 | SA6020971 SA6020972 SA6020973 SA6020974 SA6020975 | | |

令和7年7月23日 水曜日

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 試験地 前橋 | NW4320202 NW4320212 NW4320214 NW4320221 NW4320226 | NW4320230 NW4320235 NW4320246 NW4320247 NW4320248 | NW4320249 NW4320252 NW4320279 NW4320284 | |
| 試験地 新潟 | NW4610212 NW4610214 NW4610222 NW4610235 NW4610244 | NW4610261 NW4610271 NW4610275 | NW4510409 NW4510415 NW4510420 | |
| 試験地 埼玉 | NW3020002 NW3020005 NW3020012 NW3020015 NW3020018 NW3020093 NW3020094 NW3020099 NW3020100 NW3020101 NW3020156 NW3020161 NW3020169 NW3020177 NW3020179 NW3020269 NW3020272 NW3020281 NW3020283 NW3020299 | NW3020026 NW3020028 NW3020041 NW3020042 NW3020047 NW3020105 NW3020116 NW3020118 NW3020122 NW3020123 NW3020187 NW3020190 NW3020192 NW3020193 NW3020198 NW3020304 NW3020307 NW3020310 NW3020316 NW3020327 | NW3020056 NW3020058 NW3020062 NW3020063 NW3020066 NW3020125 NW3020126 NW3020131 NW3020137 NW3020140 NW3020218 NW3020219 NW3020221 NW3020229 NW3020231 NW3020333 NW3020406 NW3040013 NW3040015 NW3040021 NW3040115 NW3040117 NW3040118 NW3040124 NW3040131 | NW3020071 NW3020075 NW3020087 NW3020085 NW3020089 NW3020145 NW3020148 NW3020150 NW3020152 NW3020155 NW3020253 NW3020254 NW3020258 NW3020260 NW3020262 NW3040022 NW3040033 NW3040038 NW3040048 NW3040050 NW3040135 NW3040142 NW3040145 NW3040153 NW3040154 |
| 試験地 千葉 | NW3150201 NW3150207 NW3150208 NW3150212 NW3150222 NW3150324 NW3150335 NW3150336 NW3150340 NW3150343 NW3150429 NW3150434 NW3150435 NW3150447 NW3150469 | NW3150224 NW3150227 NW3150235 NW3150246 NW3150258 NW3150352 NW3150358 NW3150359 NW3150365 NW3150366 NW3150470 NW3150482 NW3150487 NW3150504 NW3150522 | NW3150261 NW3150272 NW3150279 NW3150284 NW3150288 NW3150367 NW3150374 NW3150380 NW3150404 NW3150405 NW3150535 NW3170302 NW3170306 NW3170308 NW3170310 | NW3150289 NW3150290 NW3150295 NW3150305 NW3150309 NW3150406 NW3150409 NW3150411 NW3150419 NW3150420 NW3170311 NW3170320 NW3170321 NW3170325 NW3170327 NW3170343 NW3170404 NW3170406 NW3170409 NW3170414 NW3170502 NW3170509 NW3170510 NW3170512 NW3170527 |
| 試験地 東京 | NW2020001 NW2020002 NW2020019 NW2020024 NW2020031 NW2020115 NW2020122 NW2020127 NW2020165 NW2020168 NW2020237 NW2020242 NW2020246 NW2020351 NW2020357 NW2020319 NW2020327 NW2020334 NW2020337 NW2020339 | NW2020033 NW2020036 NW2020058 NW2020048 NW2020053 NW2020177 NW2020179 NW2020181 NW2020182 NW2020187 NW20202361 NW2020348 NW2020349 NW2020352 NW2020358 NW2020359 NW2020364 NW2020395 NW2020396 NW2020391 | NW2020054 NW2020058 NW2020059 NW2020061 NW2020074 NW2020199 NW2020204 NW2020207 NW2020210 NW2020212 NW2020213 NW2020215 NW2020222 NW2020227 NW2020230 | NW2020075 NW2020099 NW2020106 NW2020109 NW2020110 |
| 試験地 茨城 | NW2020315 NW2020445 NW2020447 NW2020461 NW2020487 NW2020488 NW2020588 NW2020596 NW2020600 NW2020601 NW2020587 NW2020588 NW2020596 NW2020600 NW2020601 NW2020707 NW2020720 NW2020730 NW2020746 NW2020748 NW2020887 NW2020901 NW2020931 NW2020961 NW2020969 | NW2020508 NW2020511 NW2020513 NW2020522 NW2020523 NW2020558 NW20205661 NW2020662 NW20206633 NW2020634 NW2020609 NW2020610 NW2020612 NW2020633 NW2020634 NW2020756 NW2020763 NW2020770 NW2020778 NW2020789 NW2020977 NW2020982 NW2020992 NW2020997 NW2021001 NW202060019 NW2060024 NW2060032 NW2060037 NW2060038 NW2060040 NW2060046 NW2060047 NW2060052 NW2060060 NW2060064 NW2060073 NW2060081 NW2060085 NW2060091 NW2060130 NW2060137 NW2060140 NW2060151 NW2060153 NW2060164 NW2060176 NW2060177 NW2060181 NW2060184 NW2060261 NW2060281 NW2060284 NW2060288 NW2060294 NW2060342 NW2060348 NW2060357 NW2060359 NW2060371 NW2079373 NW2079375 NW2079376 NW2130001 NW2130007 | NW2020655 NW2020658 NW2020661 NW2020662 NW2020663 NW2020791 NW2020808 NW2020816 NW2020819 NW2020837 NW2021002 NW2021030 NW2021036 NW2021057 NW2021061 NW2021064 NW2021070 NW2021076 NW2021077 NW2021078 NW20210791 NW2021084 NW2021094 NW2021095 NW2021096 NW20210995 NW2021109 NW2021111 NW2021113 NW2021123 NW2021131 NW2021132 NW2021133 NW2021134 NW2021135 NW2021135 NW2021136 NW2021137 NW2021138 NW2021139 NW2021139 NW2021140 NW2021141 NW2021142 NW2021143 NW2021143 NW2021144 NW2021145 NW2021146 NW2021147 NW2021147 NW2021148 NW2021149 NW2021150 NW2021151 NW2021151 NW2021152 NW2021153 NW2021154 NW2021155 NW2021155 NW2021156 NW2021157 NW2021158 NW2021159 NW2021159 NW2021160 NW2021161 NW2021162 NW2021163 NW2021163 NW2021164 NW2021165 NW2021166 NW2021167 NW2021167 NW2021168 NW2021169 NW2021170 NW2021171 NW2021171 NW2021172 NW2021173 NW2021174 NW2021175 NW2021175 NW2021176 NW2021177 NW2021178 NW2021179 NW2021179 NW2021180 NW2021181 NW2021182 NW2021183 NW2021183 NW2021184 NW2021185 NW2021186 NW2021187 NW2021187 NW2021188 NW2021189 NW2021190 NW2021191 NW2021191 NW2021192 NW2021193 NW2021194 NW2021195 NW2021195 NW2021196 NW2021197 NW2021198 NW2021199 NW2021199 NW2021200 NW2021201 NW2021202 NW2021203 NW2021203 NW2021204 NW2021205 NW2021206 NW2021207 NW2021207 NW2021208 NW2021209 NW2021210 NW2021211 NW2021211 NW2021212 NW2021213 NW2021214 NW2021215 NW2021215 NW2021216 NW2021217 NW2021218 NW2021219 NW2021219 NW2021220 NW2021221 NW2021222 NW2021223 NW2021223 NW2021224 NW2021225 NW2021226 NW2021227 NW2021227 NW2021228 NW2021229 NW2021230 NW2021231 NW2021231 NW2021232 NW2021233 NW2021234 NW2021235 NW2021235 NW2021236 NW2021237 NW2021238 NW2021239 NW2021239 NW2021240 NW2021241 NW2021242 NW2021243 NW2021243 NW2021244 NW2021245 NW2021246 NW2021247 NW2021247 NW2021248 NW2021249 NW2021250 NW2021251 NW2021251 NW2021252 NW2021253 NW2021254 NW2021255 NW2021255 NW2021256 NW2021257 NW2021258 NW2021259 NW2021259 NW2021260 NW2021261 NW2021262 NW2021263 NW2021263 NW2021264 NW2021265 NW2021266 NW2021267 NW2021267 NW2021268 NW2021269 NW2021270 NW2021271 NW2021271 NW2021272 NW2021273 NW2021274 NW2021275 NW2021275 NW2021276 NW2021277 NW2021278 NW2021279 NW2021279 NW2021280 NW2021281 NW2021282 NW2021283 NW2021283 NW2021284 NW2021285 NW2021286 NW2021287 NW2021287 NW2021288 NW2021289 NW2021290 NW2021291 NW2021291 NW2021292 NW2021293 NW2021294 NW2021295 NW2021295 NW2021296 NW2021297 NW2021298 NW2021299 NW2021299 NW2021300 NW2021301 NW2021302 NW2021303 NW2021303 NW2021304 NW2021305 NW2021306 NW2021307 NW2021307 NW2021308 NW2021309 NW2021310 NW2021311 NW2021311 NW2021312 NW2021313 NW2021314 NW2021315 NW2021315 NW2021316 NW2021317 NW2021318 NW2021319 NW2021319 NW2021320 NW2021321 NW2021322 NW2021323 NW2021323 NW2021324 NW2021325 NW2021326 NW2021327 NW2021327 NW2021328 NW2021329 NW2021330 NW2021331 NW2021331 NW2021332 NW2021333 NW2021334 NW2021335 NW2021335 NW2021336 NW2021337 NW2021338 NW2021339 NW2021339 NW2021340 NW2021341 NW2021342 NW2021343 NW2021343 NW2021344 NW2021345 NW2021346 NW2021347 NW2021347 NW2021348 NW2021349 NW2021350 NW2021351 NW2021351 NW2021352 NW2021353 NW2021354 NW2021355 NW2021355 NW2021356 NW2021357 NW2021358 NW2021359 NW2021359 NW2021360 NW2021361 NW2021362 NW2021363 NW2021363 NW2021364 NW2021365 NW2021366 NW2021367 NW2021367 NW2021368 NW2021369 NW2021370 NW2021371 NW2021371 NW2021372 NW2021373 NW2021374 NW2021375 NW2021375 NW2021376 NW2021377 NW2021378 NW2021379 NW2021379 NW2021380 NW2021381 NW2021382 NW2021383 NW2021383 NW2021384 NW2021385 NW2021386 NW2021387 NW2021387 NW2021388 NW2021389 NW2021390 NW2021391 NW2021391 NW2021392 NW2021393 NW2021394 NW2021395 NW2021395 NW2021396 NW2021397 NW2021398 NW2021399 NW2021399 NW2021400 NW2021401 NW2021402 NW2021403 NW2021403 NW2021404 NW2021405 NW2021406 NW2021407 NW2021407 NW2021408 NW2021409 NW2021410 NW2021411 NW2021411 NW2021412 NW2021413 NW2021414 NW2021415 NW2021415 NW2021416 NW2021417 NW2021418 NW2021419 NW2021419 NW2021420 NW2021421 NW2021422 NW2021423 NW2021423 NW2021424 NW2021425 NW2021426 NW2021427 NW2021427 NW2021428 NW2021429 NW2021430 NW2021431 NW2021431 NW2021432 NW2021433 NW2021434 NW2021435 NW2021435 NW2021436 NW2021437 NW2021438 NW2021439 NW2021439 NW2021440 NW2021441 NW2021442 NW2021443 NW2021443 NW2021444 NW2021445 NW2021446 NW2021447 NW2021447 NW2021448 NW2021449 NW2021450 NW2021451 NW2021451 NW2021452 NW2021453 NW2021454 NW2021455 NW2021455 NW2021456 NW2021457 NW2021458 NW2021459 NW2021459 NW2021460 NW2021461 NW2021462 NW2021463 NW2021463 NW2021464 NW2021465 NW2021466 NW2021467 NW2021467 NW2021468 NW2021469 NW2021470 NW2021471 NW2021471 NW2021472 NW2021473 NW2021474 NW2021475 NW2021475 NW2021476 NW2021477 NW2021478 NW2021479 NW2021479 NW2021480 NW2021481 NW2021482 NW2021483 NW2021483 NW2021484 NW2021485 NW2021486 NW2021487 NW2021487 NW2021488 NW2021489 NW2021490 NW2021491 NW2021491 NW2021492 NW2021493 NW2021494 NW2021495 NW2021495 NW2021496 NW2021497 NW2021498 NW2021499 NW2021499 NW2021500 NW2021501 NW2021502 NW2021503 NW2021503 NW2021504 NW2021505 NW2021506 NW2021507 NW2021507 NW2021508 NW2021509 NW2021510 NW2021511 NW2021511 NW2021512 NW2021513 NW2021514 NW2021515 NW2021515 NW2021516 NW2021517 NW2021518 NW2021519 NW2021519 NW2021520 NW2021521 NW2021522 NW2021523 NW2021523 NW2021524 NW2021525 NW2021526 NW2021527 NW2021527 NW2021528 NW2021529 NW2021530 NW2021531 NW2021531 NW2021532 NW2021533 NW2021534 NW2021535 NW2021535 NW2021536 NW2021537 NW2021538 NW2021539 NW2021539 NW2021540 NW2021541 NW2021542 NW2021543 NW2021543 NW2021544 NW2021545 NW2021546 NW2021547 NW2021547 NW2021548 NW2021549 NW2021550 NW2021551 NW2021551 NW2021552 NW2021553 NW2021554 NW2021555 NW2021555 NW2021556 NW2021557 NW2021558 NW2021559 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| NW2150583 NW2150587 NW2150588 NW2150601 NW2150602 | NW2150606 NW2150612 NW2150615 NW2150617 NW2150618 | NW2150624 NW2150632 NW2150640 NW2150649 NW2150650 | NW2150651 NW2150654 NW2150663 NW2150664 NW2150671 |
| NW2150675 NW2150685 NW2150697 NW2150698 NW2150699 | NW2150720 NW2150723 NW2150728 NW2150731 NW2150735 | NW2150737 NW2150742 NW2150750 NW2150757 NW2150760 | NW2150761 NW2150769 NW2150773 NW2150778 NW2150779 |
| NW2150787 NW2150792 NW2150794 NW2150795 NW2150806 | NW2150809 NW2150837 NW2150839 NW2150841 NW2150875 | NW2150833 NW2150900 NW2150925 NW2150966 NW2150980 | NW2151000 NW2151024 NW2151035 NW2151109 NW2151168 |
| NW2151172 NW2151183 NW2151190 NW2151191 NW2151227 | NW2151232 NW2151249 NW2151275 NW2151292 NW2151293 | NW2151294 NW2151300 NW2151314 NW2151317 NW2151327 | NW2151343 NW2151375 NW2151391 NW2151398 NW2151434 |
| NW2151442 NW2151505 NW2151529 NW2151536 NW2151548 | NW215190003 NW215190004 NW215190009 NW215190014 NW215190021 | NW215190024 NW215190034 NW215190037 NW215190048 | NW215190049 NW215190050 NW215190054 NW215190056 NW215190058 |
| NW215190060 NW215190061 NW215190069 NW215190070 NW215190085 | NW215190089 NW215190090 NW215190091 NW215190092 NW215190104 | NW215190106 NW215190107 NW215190114 NW215190115 | NW215190116 NW215190118 NW215190120 NW215190128 NW215190136 |
| NW215190140 NW215190148 NW215190152 NW215190159 NW215190167 | NW215190169 NW215190170 NW215190174 NW215190176 NW215190178 | NW215190179 NW215190193 NW215190194 NW215190201 | NW215190204 NW215190209 NW215190214 NW215190219 NW215190227 |
| NW215190228 NW215190233 NW215190237 NW215190244 NW215190247 | NW215190252 NW215190258 NW215190265 NW215190269 NW215190281 | NW215190282 NW215190283 NW215190289 NW215190296 NW215190297 | NW215190298 NW215190307 NW215190317 NW215190318 NW215190322 |
| NW215190334 NW215190347 NW215190348 NW215190355 NW215190357 | NW215190364 NW215190369 NW215190374 NW215190375 NW215190378 | NW215190382 NW215190383 NW215190385 NW215190388 NW215190396 | NW215190401 NW215190403 NW215190407 NW215190416 NW215190417 |
| NW215190425 NW215190426 NW215190444 NW215190450 NW215190454 | NW215190461 NW215190463 NW215190465 NW215190466 NW215190470 | NW215190473 NW215190475 NW215190478 NW215190481 NW215190483 | NW215190473 NW215190475 NW215190478 NW215190481 NW215190483 |
| NW215190506 NW215190515 NW215190524 NW215190530 NW215190534 | NW215190537 NW215190540 NW215190552 NW215190554 NW215190560 | NW215190564 NW215190565 NW215190566 NW215190559 NW215190597 | NW215190621 NW215190622 NW215190632 NW215190634 NW215190633 |
| NW215190687 NW215190703 NW215190714 NW215190749 NW215190759 | NW215190766 NW215190771 NW215190776 NW215190777 NW215190779 | NW215190797 NW215190807 NW215190824 NW215190836 NW215190838 | NW215190842 NW215190842 NW215190842 NW215190842 NW215190842 |
| NW2280067 NW2280083 NW2280090 NW2280097 NW2280117 | NW2280132 NW2280168 NW2280190 NW2280198 NW2280199 | NW2280207 NW2280208 NW2280210 NW2280238 NW2280242 | NW2280207 NW2280260 NW2280267 NW2280273 NW2280288 NW2280291 |
| NW2280406 NW2280303 NW2280308 NW2280310 NW2280312 | NW2280430 NW2280433 NW2280442 NW2280450 NW2280470 | NW2280321 NW2280324 NW2280329 NW2280336 NW2280340 | NW2280341 NW2280343 NW2280344 NW2280345 NW2280362 |
| NW2280569 NW2280578 NW2280594 NW2280595 NW2280598 | NW2280599 NW2280619 NW2280622 NW2280639 NW2280644 | NW2280645 NW2280650 NW2280652 NW2280653 NW2280709 | NW2280369 NW2280371 NW2280379 NW2280381 NW2280399 |
| NW2280947 NW2280978 NW2280998 NW2281009 NW2281049 | NW2281086 NW2281125 NW2281134 NW2281145 NW2281150 | NW2281270 NW2281316 | NW2280710 NW2280838 NW2280870 NW2280922 NW2280942 |
| 試験地 神奈川 | | | |
| NW3490004 NW3490009 NW3490021 NW3490029 | NW3490055 NW3490071 NW3490082 NW3490088 NW3490089 | NW3490098 NW3490099 NW3490106 NW3490108 NW3490118 | NW3490120 NW3490127 NW3490137 NW3490146 NW3490147 |
| NW3490151 NW3490156 NW3490157 NW3490159 NW3490166 | NW3490170 NW3490176 NW3490184 NW3490195 NW3490201 | NW3490203 NW3490205 NW3490210 NW3490241 NW3490243 | NW3490244 NW3490246 NW3490248 NW3490247 NW3490254 |
| NW3490278 NW3490279 NW3490294 NW3490308 NW3490312 | NW3490323 NW3490326 NW3490337 NW3490341 NW3490343 | NW3490343 NW3490347 NW3490361 NW3490369 NW3490373 | NW3490378 NW3490388 NW3490399 NW3490398 NW3490399 |
| NW3490349 NW3490418 NW3490426 NW3490427 NW3490431 | NW3490433 NW3490434 NW3490436 NW3490437 NW3490438 | NW3490473 NW3490474 NW3490475 NW3490476 NW3490477 | NW3490477 NW3490479 NW3490483 NW3490484 NW3490485 |
| NW3490409 NW3490418 NW3490426 NW3490427 NW3490431 | NW3490433 NW3490434 NW3490436 NW3490437 NW3490438 | NW3490477 NW3490478 NW3490479 NW3490480 NW3490481 | NW3490477 NW3490478 NW3490479 NW3490480 NW3490481 |
| NW3490571 NW3490575 NW3490626 NW3490690 NW3490707 | NW3490710 NW3490719 NW3490723 NW3490743 NW3490752 | NW3490779 NW3490817 NW3490855 NW3490889 NW3490907 | NW34909711 NW34909717 NW34909747 NW3490951 NW3490952 |
| NW3490555 NW3490595 NW3490972 NW3490975 NW3490985 | NW3491027 NW3491042 NW3491068 NW3491073 NW3491075 | NW3491094 NW3491095 NW3500202 NW3500208 NW3500222 | NW34909111 NW3490917 NW3490947 NW3490951 NW3490952 |
| NW3500267 NW3500274 NW3500278 NW3500279 NW3500281 | NW3500283 NW3500292 NW3500298 NW3500300 NW3500302 | NW3500305 NW3500310 NW3500312 NW3500316 NW3500317 | NW3500228 NW3500235 NW3500247 NW3500259 NW3500261 |
| NW3500361 NW3500366 NW3500369 NW3500372 NW3500380 | NW3500383 NW3500385 NW3500399 NW3500409 NW3500418 | NW3500428 NW3500434 NW3500440 NW3500442 NW3500460 | NW3500320 NW3500321 NW3500332 NW3500338 NW3500356 |
| NW3500481 NW3500482 NW3500484 NW3500489 NW3500494 | NW3500499 NW3500501 NW3500502 NW3500517 NW3500523 | NW3500550 NW3500553 NW3500558 NW3500562 NW3500564 | NW3500464 NW3500467 NW3500473 NW3500475 NW3500478 |
| NW3500576 NW3500586 NW3500619 NW3500623 NW3500629 | NW3500631 NW3500633 NW3500641 NW3500646 NW3500648 | NW3500654 NW3500662 NW3500666 NW3500675 NW3500678 | NW3500466 NW3500550 NW3500563 NW3500567 NW3500569 |
| NW3500741 NW3500750 NW3500758 NW3500772 NW3500788 | NW3500806 NW3500811 NW3500820 NW3500842 NW3500848 | NW3500915 NW3500956 NW3500962 NW3500968 NW3500977 | NW3500697 NW3500701 NW3500713 NW3500722 NW3500727 |
| NW3501033 NW3501052 NW3501069 NW3501092 NW3501100 | NW3501112 NW3501142 NW3501145 NW3510001 NW3510013 | NW3510104 NW3510105 NW3510109 NW3510110 NW3510114 | NW3500997 NW3501003 NW3501006 NW3501008 NW3501029 |
| NW3510062 NW3510064 NW3510065 NW3510069 NW3510080 | NW3510086 NW3510087 NW3510094 NW3510097 NW3510104 | NW3510105 NW3510109 NW3510110 NW3510114 NW3510115 | NW3510042 NW3510045 NW3510046 NW3510056 NW3510060 |
| NW3510131 NW3510132 NW3510133 NW3510137 NW3510146 | NW3510169 NW3510177 NW3510187 NW3510193 NW3510199 | NW3510206 NW3510212 NW3510225 NW3510229 NW3510231 | NW3510233 NW3510245 NW3510255 NW3510258 NW3510268 |
| NW3510369 NW3510372 NW3510376 NW3510378 NW3510396 | NW3510391 NW3510294 NW3510297 NW3510300 NW3510305 | NW3510306 NW3510307 NW3510312 NW3510320 NW3510331 | NW3510334 NW3510336 NW3510336 NW3510344 NW3510349 |
| 試験地 長野 | | | |
| NW4710202 NW4710211 NW4710227 NW4710228 NW4710229 | NW4710230 NW4710231 NW4710235 NW4710237 NW4710239 | NW4710242 NW4710252 NW4710253 NW4710262 NW4710266 | NW4710269 NW4710299 |
| 試験地 甲府 | | | |
| NW4410408 NW4410414 NW4410420 | | | |
| 試験地 静岡 | | | |
| NW4830314 NW4830321 NW4830324 NW4830327 NW4830335 | NW4830340 NW4830341 NW4830347 NW4830350 NW4830353 | NW4830356 NW4830358 NW4830364 NW4830381 NW4830393 | NW4830401 NW4830444 |

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 試験地 浜松 | NW4910501 NW4910504 NW4910509 NW4910511 NW4910526 | NW4910527 NW4910528 NW4910533 | NW5510501 NW5510502 NW5510505 NW5510509 NW5510519 | NW5510530 NW5510531 NW5510533 |
| 試験地 名古屋 | NW5030003 NW5030020 NW5030022 NW5030024 NW5030030 | NW5030033 NW5030041 NW5030050 NW5030053 NW5030057 | NW5030077 NW5030080 NW5030083 NW5030088 NW5030092 | NW5030096 NW5030098 NW5030101 NW5030104 NW5030111 |
| 試験地 富山 | NW5030139 NW5030143 NW5030146 NW5030150 NW5030152 | NW5030159 NW5030168 NW5030169 NW5030171 NW5030184 | NW5030185 NW5030193 NW5030198 NW5030200 NW5030205 | NW5030213 NW5030214 NW5030219 NW5030223 NW5030231 |
| 試験地 福井 | NW5030235 NW5030236 NW5030239 NW5030247 NW5030252 | NW5030273 NW5030285 NW5030290 NW5030311 NW5030315 | NW5030350 NW5030442 NW5080003 NW5080006 NW5080007 | NW5080019 NW5080021 NW5080026 NW5080027 NW5080029 |
| 試験地 岐阜 | NW5080035 NW5080040 NW5080047 NW5080052 NW5080054 | NW5080063 NW5080075 NW5080083 NW5080090 NW5080091 | NW5080096 NW5080104 NW5080112 NW5080113 NW5080113 | NW5080116 NW5080125 NW5080130 NW5080142 NW5080147 |
| 試験地 四日市 | NW5080153 NW5080159 NW5080170 NW5080172 NW5080178 | NW5080183 NW5080201 NW5080210 NW5080213 NW5080214 | NW5080216 NW5080224 NW5080228 NW5080232 NW5080234 | NW5080239 NW5080275 NW5080276 NW5080284 NW5080286 |
| 試験地 富山 | NW510202 NW510203 NW510209 NW510212 NW510213 | NW510214 NW510220 NW510222 NW510234 NW510239 | NW510243 NW510262 | |
| 試験地 金沢 | NW5310503 NW5310508 NW5310520 NW5310521 NW5310528 | NW5310533 NW5310537 NW5310547 NW5310559 NW5310571 | | |
| 試験地 福井 | NW5410602 NW5410606 NW5410614 NW5410615 NW5410625 | NW5410630 NW5410633 NW5410639 NW5410652 NW5410657 | NW5410661 NW5410665 NW5410675 NW5410705 | |
| 試験地 滋賀 | NW6090603 NW6090606 NW6090608 NW6090620 NW6090626 | NW6090629 NW6090632 NW6090650 NW6090656 NW6090657 | NW60906329 | |
| 試験地 京都 | NW6101102 NW6101103 NW6101124 NW6101125 NW6101135 | NW6101140 NW6101142 NW6101143 NW6101149 NW6101155 | NW6101157 NW6101160 NW6101161 NW6101168 NW6101169 | |
| 試験地 大阪 | NW6101205 NW6101215 NW6101216 NW6101218 NW6101224 | NW6101227 NW6101233 NW6101247 NW6101267 NW6101269 | NW6101274 NW6101279 NW6101297 NW6101316 NW6101317 | |
| 試験地 大阪 | NW6030001 NW6030005 NW6030006 NW6030011 NW6030012 | NW6030017 NW6030020 NW6030023 NW6030025 NW6030047 | NW6030051 NW6030056 NW6030058 NW6030062 NW6030071 | NW6030080 NW6030084 NW6030087 NW6030093 NW6030102 |
| 試験地 大阪 | NW6030104 NW6030106 NW6030110 NW6030116 NW6030124 | NW6030139 NW6030148 NW6030149 NW6030154 NW6030155 | NW6030159 NW6030165 NW6030167 NW6030176 NW6030178 | NW6030182 NW6030189 NW6030190 NW6030196 NW6030197 |
| 試験地 大阪 | NW6030201 NW6030202 NW6030208 NW6030211 NW6030215 | NW6030217 NW6030235 NW6030236 NW6030237 NW6030254 | NW6030257 NW6030258 NW6030270 NW6030271 NW6030274 | NW6030293 NW6030298 NW6030300 NW6030306 NW6030310 |
| 試験地 大阪 | NW6030315 NW6030317 NW6030320 NW6030321 NW6030323 | NW6030324 NW6030325 NW6030326 NW6030327 NW6030343 | NW6030344 NW6030345 NW6030347 NW6030356 NW6030358 | NW6030361 NW6030367 NW6030378 NW6030380 NW6030381 |
| 試験地 大阪 | NW6030384 NW6030397 NW6030400 NW6030401 NW6030404 | NW6030410 NW6030418 NW6030431 NW6030444 NW6030448 | NW6030450 NW6030455 NW6030461 NW6030472 NW6030478 | NW6030485 NW6030488 NW6030501 NW6030506 NW6030524 |
| 試験地 大阪 | NW6030531 NW6030537 NW6030540 NW6030544 NW6030546 | NW6030548 NW6030561 NW6030568 NW6030570 NW6030578 | NW6030580 NW6030588 NW6030590 NW6030593 NW6030609 | NW6030610 NW6030614 NW6030616 NW6030618 NW6030622 |
| 試験地 大阪 | NW6030633 NW6030637 NW6030638 NW6030640 NW6030642 | NW6030643 NW6030654 NW6030657 NW6030658 NW6030660 | NW6030662 NW6030668 NW6030673 NW6030674 NW6030675 | NW6030709 NW6030723 NW6030741 NW6030750 NW6030751 |
| 試験地 大阪 | NW6030756 NW6030758 NW6030766 NW6030771 NW6030781 | NW6030784 NW6030791 NW6030796 NW6030809 NW6030810 | NW6030846 NW6030883 NW6030902 NW6030937 NW6030946 | NW6030981 NW6030986 NW6031010 NW6031016 NW6031019 |
| 試験地 大阪 | NW6031034 NW6031045 NW6031064 NW6031097 NW6031098 | NW6031143 NW6031150 NW6031175 NW6031186 NW6031220 | NW6031233 NW6031237 NW6031248 NW6031255 NW6031258 | NW6031263 NW6031269 NW6031348 NW6031356 NW6031363 |
| 試験地 奈良 | NW6120509 NW6120514 NW6120522 NW6120527 NW6120533 | NW6120534 NW6120535 NW6120546 NW6120547 NW6120562 | NW6120570 NW6120579 NW6120592 | |

| | | |
|----------------------|---|---|
| 試験地 神戸 | NW6130519 NW6130520 NW6130522 NW6130530 NW6130538 NW6130551 NW6130553 NW6130567 NW6130577 NW6130583 NW6130586 NW6130587 NW6130592 NW6130601 NW6130602 NW6130608 NW6130617 NW6130629 NW6130633 NW6130639 NW6130641 NW6130642 NW6130644 NW6130654 NW6130656 NW6130671 NW6130681 NW6130693 NW6130698 NW6130702 NW6130707 NW6130711 NW6130714 NW6130729 NW6130741 NW6130756 NW6130757 NW6130764 NW6130776 NW6130808 NW6130850 NW6130856 NW6130863 NW6130873 NW6130874 NW6130877 NW6130880 NW6130883 NW6130892 NW6130950 NW6130965 | NW6130608 NW6130617 NW6130629 NW6130633 NW6130639 NW6130753 NW6130754 NW6130757 NW6130764 NW6130776 |
| 試験地 和歌山 | NW6150409 NW6150417 NW6150418 NW6150420 | 試験地 烏取 |
| 試験地 岡山 | NW7110212 NW7110233 NW7110234 NW7110243 NW7110248 | NW7210306 NW7210311 NW7210316 |
| 試験地 広島 | NW7020210 NW7020218 NW7020226 NW7020227 NW7020234 | NW7110250 NW7110258 NW7110261 NW7110262 NW7110271 |
| 試験地 山口 | NW7410402 NW7410403 NW7410404 NW7410407 NW7410409 | NW77020237 NW7020244 NW7020252 NW7020254 NW7020258 |
| 試験地 松山 | NW7410416 NW7410418 NW7410421 NW7410426 | NW77020281 NW7020284 NW77020291 NW77020292 |
| 試験地 福岡 | NW8310303 NW8310308 | NW70202633 NW7020281 NW7020284 NW77020291 NW77020292 |
| 試験地 福岡 | NW9020401 NW9020405 NW9020421 NW9020439 NW9020446 NW9020449 NW9020451 NW9020452 NW9020453 NW9020455 NW9020459 NW9020500 NW9020521 NW9020527 NW9020529 NW9020539 NW9020644 NW9020646 NW9020655 NW9020657 NW9020658 NW9020661 NW9020692 NW9020702 NW9020725 | NW7110274 NW7110275 NW7110277 NW7110286 NW7110287 NW7110292 NW7110294 NW7110326 |
| 試験地 松山 | NW9210520 NW9210537 | NW8110305 NW8110309 NW8110310 NW8110316 NW8110319 |
| 試験地 高知 | NW9710613 NW9710619 NW9710625 NW9710633 | NW8010417 NW8010428 NW8010461 |
| 試験地 佐賀 | NW9020579 NW9020581 NW9020587 NW9020590 NW9020596 NW9020605 NW9020616 NW9020618 NW9020627 NW9020628 NW9020639 NW9020644 NW9020646 NW9020655 NW9020657 NW9020658 NW9020661 NW9020692 NW9020702 NW9020725 | NW9020489 NW9020500 NW9020521 NW9020527 NW9020529 NW9020547 NW9020548 NW9020556 NW9020559 NW9020571 |
| 試験地 熊本 | NW9310404 NW9310429 NW9310431 NW9310433 NW9310449 NW9410501 NW9410507 NW9410512 NW9410514 NW9410519 NW9410520 NW9410523 NW9410524 NW9410527 NW9410537 | NW9020547 NW9020556 NW9020559 NW9020571 |
| 試験地 宮崎 | NW9510401 NW9510402 NW9510408 NW9510410 NW9510411 NW9510412 NW9510415 NW9510419 | NW9210502 NW9210511 NW9210513 NW9210517 NW9210527 NW9210530 |
| 試験地 鹿児島 | NW9610507 NW9610508 NW9610513 NW9610516 NW9610521 NW9610522 NW9610537 NW9610543 NW9610544 | NW9910502 NW9910522 NW9910561 NW9910584 NW9910590 |
| I T サービスマネージャ試験に係るもの | | |
| 試験地 盛岡 | 試験地 仙台 | |
| 試験地 前橋 | 試験地 秋田 | |
| SM4320506 | SM1310602 SM1310606 | |
| | 試験地 つくば | |
| | SM4111002 SM4111008 SM4111010 | |

| | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 試験地 | 埼玉 | SM3060807 SM3060809 SM3060810 SM3060811 SM3060819 | SM3060829 SM3060837 SM3060840 SM3060841 SM3060844 | SM3060848 SM3060850 SM3060857 SM3060867 SM3060872 | SM3060888 SM3060895 SM3060912 SM3060931 SM3060973 |
| 試験地 | 千葉 | SM3150609 SM3150612 SM3150619 SM3150623 SM3150626 | SM3150627 SM3150632 SM3150634 SM3150639 SM3150649 | SM3150657 SM3150661 SM3150666 SM3150672 SM3150673 | SM3150674 SM3150687 SM3150690 SM3150773 SM3150783 |
| 試験地 | 東京 | SM2050001 SM2050022 SM2050024 SM2050026 SM2050029 | SM2050043 SM2050048 SM2050052 SM2050063 SM2050073 | SM2050078 SM2050086 SM2050089 SM2050091 SM2050092 | SM2050110 SM2050123 SM2050133 SM2050134 SM2050137 |
| 試験地 | 神奈川 | SM2050139 SM2050152 SM2050158 SM2050172 SM2050173 | SM2050177 SM2050181 SM2050184 SM2050186 SM2050195 | SM2050197 SM2050204 SM2050207 SM2050213 SM2050222 | SM2050226 SM2050236 SM2050237 SM2050245 SM2050249 |
| 試験地 | 静岡 | SM2050252 SM2050254 SM2050258 SM2050261 SM2050362 | SM2050263 SM2050266 SM2050267 SM2050272 SM2050274 | SM2050280 SM2050293 SM2050297 SM2050301 SM2050304 | SM2050306 SM2050312 SM2050313 SM2050317 SM2050320 |
| 試験地 | 神奈川 | SM2050331 SM2050338 SM2050344 SM2050353 SM2050361 | SM2050374 SM2050378 SM2050384 SM2050388 SM2050389 | SM2050391 SM2050392 SM2050396 SM2050400 SM2050411 | SM2050417 SM2050420 SM2050423 SM2050427 SM2050435 |
| 試験地 | 神奈川 | SM2050439 SM2050444 SM2050454 SM2050459 SM2050462 | SM2050477 SM2050483 SM2050492 SM2050500 SM2050502 | SM2050518 SM2050525 SM2050526 SM2050527 SM2050547 | SM2050555 SM2050558 SM2050561 SM2050566 SM2050583 |
| 試験地 | 神奈川 | SM2050589 SM2050590 SM2050592 SM2050598 SM2050599 | SM2050605 SM2050606 SM2050607 SM2050614 SM2050615 | SM2050620 SM2050628 SM2050639 SM2050687 SM2050739 | SM2050744 SM2050746 SM2050779 SM2050783 SM2050815 |
| 試験地 | 神奈川 | SM2050900 SM2050904 SM2050926 SM2050955 SM2050959 | SM2050910 SM2050917 SM2050924 SM2050927 SM2050930 | SM2050937 SM2050944 SM2050947 SM2050950 SM2050953 | SM2050974 SM2050977 SM2050979 SM2050982 SM2050985 |
| 試験地 | 静岡 | SM3480001 SM3480003 SM3480039 SM3480043 SM3480051 | SM3480055 SM3480057 SM3480075 SM3480080 SM3480083 | SM3480092 SM3480096 SM3480101 SM3480107 SM3480108 | SM3480109 SM3480117 SM3480119 SM3480122 SM3480125 |
| 試験地 | 静岡 | SM3480128 SM3480129 SM3480149 SM3480152 SM3480166 | SM3480181 SM3480192 SM3480198 SM3480199 SM3480201 | SM3480205 SM3480207 SM3480224 SM3480228 SM3480229 | SM3480237 SM3480252 SM3480255 SM3480265 SM3480273 |
| 試験地 | 静岡 | SM3480279 SM3480403 SM3480421 SM3480424 SM3480439 | SM3480480 | SM3480481 | SM3480482 SM3480485 SM3480488 SM3480491 SM3480494 |
| 試験地 | 静岡 | SM4830503 SM4830512 | SM4910701 SM4910705 SM4910708 | SM5080417 SM5080429 SM5080433 SM5080452 SM5080453 | SM5080466 SM5080469 SM5080487 |
| 試験地 | 富山 | SM5310804 SM5310806 | SM5411007 | SM6510605 | SM6510606 SM6510607 SM6510608 SM6510609 SM6510610 |
| 試験地 | 京都 | SM6101406 SM6101425 | SM6101426 | SM6101427 | SM6101428 SM6101429 SM6101430 SM6101431 SM6101432 |
| 試験地 | 大阪 | SM6201113 SM6201117 SM6201119 SM6201138 SM6201141 | SM6201156 SM6201160 SM6201166 SM6201176 SM6201180 | SM6201186 SM6201194 SM6201215 SM6201239 SM6201256 | SM6201264 SM6201307 SM6201314 |
| 試験地 | 奈良 | SM6120805 SM6120806 | SM6131608 SM6131609 SM6131623 SM6131635 SM6131647 | SM6150601 SM6150603 | SM6150604 SM6150605 SM6150606 SM6150607 SM6150608 |
| 試験地 | 広島 | SM7020405 SM7020412 SM7020413 | SM8010605 | SM9710806 | SM9710807 SM9710808 SM9710809 SM9710810 SM9710811 |
| 試験地 | 佐賀 | SM9110607 | SM9410701 | SM9510602 | SM9510603 SM9510604 SM9510605 SM9510606 SM9510607 |
| 試験地 | 福岡 | SM9910804 | SM9910804 | SM9910804 | SM9910804 SM9910805 SM9910806 SM9910807 SM9910808 |

令和7年度春期情報処理安全確保支援士試験合格者

令和7年度春期情報処理安全確保支援士試験の合格者を令和7年7月3日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和7年7月23日

経済産業大臣 武藤 容治

情報処理安全確保支援士試験に係るもの

試験地 札幌

SC0021213 SC0021225 SC0021228 SC0021230 SC0021232 SC0021234 SC0021238 SC0021247 SC0021250 SC0021291 SC0021297 SC0021306 SC0021316 SC0021332 SC0021333 SC0021334 SC0021335 SC0021339 SC0021348 SC0021390 SC0021393 SC0021395 SC0021402 SC0021404 SC0021409 SC0021433 SC0021454 SC0021498 SC0021504 SC0021258 SC0021268 SC0021275 SC0021280 SC0021281 SC0021282 SC0021283 SC0021284 SC0021285 SC0021286 SC0021351 SC0021357 SC0021358 SC0021371 SC0021374 SC0021381 SC0021382 SC0021386 SC0021387 SC0021389 SC0021506

試験地 帯広

SC0110402 SC0210304 SC0210305 SC0210307

試験地 北見

SC0410303 SC0410311

試験地 青森

SC1110511 SC1110513 SC1110517 SC1110537

試験地 盛岡

SC1210505 SC1210508 SC1210512 SC1210514 SC1210516 SC1210517 SC1210518 SC1210519 SC1210524

試験地 仙台

SC1020402 SC1020410 SC1020413 SC1020419 SC1020423 SC1020433 SC1020436 SC1020443 SC1020451 SC1020452 SC1020520 SC1020523 SC1020525 SC1020568 SC1020572 SC1020585 SC1020608 SC1020612 SC6110293 SC1020463 SC1020468 SC1020469 SC1020487 SC1020490 SC1020494 SC1020501 SC1020510 SC1020516 SC1020518

試験地 山形
SC1410403 SC1410406

試験地 郡山
SC1510504 SC1510505 SC1510509 SC1510510 SC1510519

SC1510520 SC1510537 SC1510544

試験地 水戸

SC4020401 SC4020402 SC4020403 SC4020404 SC4020406 SC4020416 SC4020418 SC4020430 SC4020436 SC4020437 SC4020443 SC4020447 SC4020453 SC4020457 SC4020463 SC4020465 SC4020499 SC4020525 SC4020527

試験地 つくば

SC4110802 SC4110804 SC4110829 SC4110837 SC4110840 SC4110842 SC4110845 SC4110864 SC4110872 SC4110873 SC4110888 SC4110890 SC4110895 SC4110901 SC4110908 SC4110911 SC4110942 SC4110953 SC4110954 SC4110959 SC4110965 SC4110971

試験地 宇都宮

SC4210505 SC4210517 SC4210528 SC4210542 SC4210544 SC4210549 SC4210550 SC4210564 SC4210565 SC4210573 SC4210580 SC4210613

試験地 前橋

SC4320315 SC4320317 SC4320321 SC4320333 SC4320341 SC4320342 SC4320352 SC4320355 SC4320364 SC4320397

試験地 新潟

SC4620401 SC4620423 SC4620447 SC4620453 SC4620468 SC4620471

試験地 長岡

SC4510507 SC4510515 SC4510525 SC4510527 SC4510533

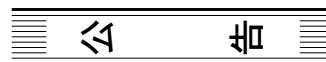
試験地 埼玉

SC3030001 SC3030006 SC3030007 SC3030012 SC3030018 SC3030024 SC3030037 SC3030038 SC3030061 SC3030063 SC3030123 SC3030124 SC3030125 SC3030127 SC3030132 SC3030134 SC3030141 SC3030145 SC3030146 SC3030150 SC3030201 SC3030202 SC3030215 SC3030223 SC3030228 SC3030229 SC3030235 SC3030239 SC3030248 SC3030258 SC3030287 SC3030292 SC3030293 SC3030295 SC3030298 SC3030302 SC3030307 SC3030313 SC3030322 SC3030325 SC3030504 SC3040501 SC3040526 SC3040533 SC3040534 SC3040538 SC3040540 SC3040553 SC3040554 SC3040561 SC3040598 SC3040599 SC3040605 SC3040611 SC3040612 SC3040615 SC3040625 SC3040629 SC3040639 SC3040641 SC3040724 SC3040727 SC3040733 SC3040737 SC3040746 SC3040762 SC3040765 SC3040769 SC3040772 SC3040776 SC3040777 SC3040788 SC3040791 SC3040806 SC3040812 SC3041049 SC3041068 SC3041073 SC3041095 SC3041150 SC3030100 SC3030108 SC3030109 SC3030118 SC3030120 SC3030188 SC3030194 SC3030195 SC3030196 SC3030199 SC3030260 SC3030264 SC3030267 SC3030274 SC3030275 SC3030278 SC3030279 SC3030280 SC3030281 SC3030286 SC3030346 SC3030371 SC3030373 SC3030410 SC3030412 SC3030420 SC3030443 SC3030480 SC3030496 SC3030503 SC3040564 SC3040565 SC3040566 SC3040571 SC3040573 SC3040579 SC3040585 SC3040590 SC3040592 SC3040594 SC3040646 SC3040655 SC3040669 SC3040678 SC3040679 SC3040684 SC3040688 SC3040693 SC3040705 SC3040720 SC3040815 SC3040817 SC3040820 SC3040824 SC3040828 SC3041164 SC3041182 SC3041190 SC3109421

| | | | |
|---|---|---|---|
| SC3530543 SC3530548 SC3530555 SC3530562 SC3530569 | SC3530574 SC3530575 SC3530576 SC3530579 SC3530581 | SC3530592 SC3530594 SC3530596 SC3530603 SC3530610 | SC3530612 SC3530616 SC3530624 SC3530633 SC3530643 |
| SC3530646 SC3530650 SC3530651 SC3530653 SC3530656 | SC3530664 SC3530671 SC3530677 SC3530678 SC3530682 | SC3530683 SC3530687 SC3530694 SC3530698 SC3530708 | SC3530712 SC3530717 SC3530718 SC3530722 SC3530723 |
| SC3530724 SC3530728 SC3530729 SC3530731 SC3530736 | SC3530742 SC3530743 SC3530746 SC3530747 SC3530751 | SC3530754 SC3530762 SC3530770 SC3530780 SC3530797 | SC3530801 SC3530806 SC3530829 SC3530834 SC3530836 |
| SC3530843 SC3530859 SC3530891 SC3530900 SC3530932 | SC3530954 SC3530961 SC3530968 SC3530972 SC3530981 | SC3530984 SC3531024 SC3531046 SC3531068 SC3531080 | SC3531086 SC3531109 SC3531116 SC3531132 SC3531135 |
| SC3531149 SC3531204 SC3531214 SC3531220 SC3531237 | SC3531244 SC3531262 SC3531263 SC3531274 SC3531282 | SC3531283 SC3531292 SC3531330 SC3531337 SC3531356 | SC3531386 SC3531388 SC3540006 SC3540009 SC3540023 |
| SC3540030 SC3540034 SC3540041 SC3540042 SC3540049 | SC3540050 SC3540051 SC3540056 SC3540076 SC3540083 | SC3540084 SC3540091 SC3540097 SC3540099 SC3540103 | SC3540120 SC3540122 SC3540134 SC3540139 SC3540142 |
| SC3540143 SC3540146 SC3540151 SC3540155 SC3540168 | SC3540173 SC3540177 SC3540192 SC3540195 SC3540210 | SC3540212 SC3540237 SC3540242 SC3540246 SC3540247 | SC3540251 SC3540256 SC3540263 SC3540271 SC3540285 |
| SC3540288 SC3540295 SC3540296 SC3540300 SC3540359 | SC3540367 SC3540459 SC3540486 SC3540532 SC3540536 | SC3540563 SC3540585 SC3540619 SC3540659 SC3540665 | SC3540671 SC3540705 SC3540707 SC3540707 SC3550009 |
| SC3550027 SC3550035 SC3550038 SC3550039 SC3550041 | SC3550043 SC3550045 SC3550057 SC3550058 SC3550068 | SC3550079 SC3550080 SC3550083 SC3550086 SC3550088 | SC3550088 SC3550101 SC3550110 SC3550112 SC3550123 |
| SC3550124 SC3550127 SC3550128 SC3550134 SC3550139 | SC3550146 SC3550149 SC3550151 SC3550154 SC3550155 | SC3550158 SC3550159 SC3550161 SC3550163 SC3550169 | SC3550170 SC3550174 SC3550177 SC3550187 SC3550196 |
| SC3550203 SC3550203 SC3550209 SC3550219 SC3550214 | SC3550217 SC3550223 SC3550230 SC3550238 | SC3550227 SC3550243 SC3550244 SC3550255 SC3550260 | SC3550266 SC3550274 SC3550275 SC3550284 SC3550294 |
| SC3550287 SC3550292 SC3550294 SC3550299 SC3550308 | SC3550310 SC3550314 SC3550317 SC3550320 SC3550322 | SC3550327 SC3550331 SC3550344 SC3550353 SC3550356 | SC3550369 SC3550372 SC3550374 SC3550383 SC3550387 |
| SC3550399 SC3550401 SC3550406 SC3550407 SC3550409 | SC3550421 SC3550422 SC3550423 SC3550425 SC3550426 | SC3550436 SC3550438 SC3550445 SC3550447 SC3550448 | SC3550455 SC3550463 SC3550467 SC3550473 SC3550474 |
| SC3550476 SC3550481 SC3550497 SC3550532 SC3550555 | SC3550557 SC3550585 SC3550594 SC3550595 SC3550605 | SC3550629 SC3550636 SC3550674 SC3550707 SC3550713 | SC3550721 SC3550726 SC3550729 SC3550733 SC3550735 |
| SC3550749 SC3550755 SC3550762 SC3580001 SC3580003 | SC3580005 SC3580007 SC3580008 SC3580024 SC3580031 | SC3580032 SC3580050 SC3580052 SC3580060 SC3580061 | SC3580062 SC3580069 SC3580073 SC3580074 SC3580076 |
| SC3580078 SC3580084 SC3580093 SC3580106 SC3580107 | SC3580116 SC3580123 SC3580125 SC3580139 SC3580161 | SC3580162 SC3580171 SC3580175 SC3580184 SC3580204 | SC4020408 |
| 試験地 長野 | | | |
| SC4720122 SC4720136 SC4720138 SC4720148 SC4720152 | SC4720154 SC4720164 SC4720165 SC4720169 SC4720176 | | |
| 試験地 甲府 | | | |
| SC4410501 SC4410504 SC4410509 SC4410516 SC4410519 | SC4410522 SC4410524 SC4410525 SC4410538 SC4410540 | SC4410542 SC4410543 SC4410544 SC4410566 | |
| 試験地 静岡 | | | |
| SC4820004 SC4820006 SC4820010 SC4820013 SC4820018 | SC4820023 SC4820026 SC4820029 SC4820033 SC4820034 | SC4820035 SC4820039 SC4820042 SC4820043 SC4820046 | |
| SC4820089 SC4820091 SC4820104 SC4820118 SC4820147 | | | |
| 試験地 浜松 | | | |
| SC4910602 SC4910608 SC4910610 SC4910611 SC4910612 | SC4910625 SC4910627 SC4910638 SC4910649 SC4910657 | SC4910658 SC5510603 SC5510613 SC5510624 SC5510627 | SC5510629 |
| 試験地 名古屋 | | | |
| SC5070008 SC5070011 SC5070013 SC5070019 SC5070020 | SC5070032 SC5070035 SC5070040 SC5070044 SC5070052 | SC5070058 SC5070063 SC5070064 SC5070065 SC5070066 | SC5070068 SC5070070 SC5070073 SC5070075 SC5070083 |
| SC5070087 SC5070088 SC5070089 SC5070092 SC5070094 | SC5070109 SC5070113 SC5070120 SC5070125 SC5070129 | SC5070131 SC5070134 SC5070139 SC5070157 SC5070159 | SC5070166 SC5070167 SC5070171 SC5070174 SC5070180 |
| SC5070181 SC5070191 SC5070196 SC5070211 SC5070214 | SC5070215 SC5070221 SC5070229 SC5070230 SC5070236 | SC5070258 SC5070272 SC5070288 SC5070291 SC5070300 | SC5070309 SC5070312 SC5070316 SC5070320 SC5070327 |
| SC5070328 SC5070331 SC5070343 SC5070346 | SC5070357 SC5070360 SC5070370 SC5070375 SC5070377 | SC5070378 SC5070382 SC5070391 SC5070393 SC5070398 | SC5070403 SC5070404 SC5070410 SC5070411 SC5070411 |
| SC5070418 SC5070420 SC5070422 SC5070424 SC5070440 | SC5070490 SC5070495 SC5070497 SC5070501 SC5070503 | SC5070506 SC5070510 SC5070521 SC5070531 SC5070532 | SC5070536 SC5070539 SC5070545 SC5070546 SC5070556 |
| SC5070557 SC5070559 SC5070560 SC5070571 SC5070581 | SC5070588 SC5070590 SC5070591 SC5070598 SC5070600 | SC5070614 SC5070616 SC5070620 SC5070647 SC5070679 | SC5070684 SC5070706 SC5070711 SC5070721 SC5070722 |
| SC5070730 SC5070734 SC5070786 SC5070810 SC5070813 | SC5070851 SC5070866 SC5070881 SC5070882 SC5070883 | SC5070887 SC5070922 SC5070934 SC5070961 SC5070964 | SC5070966 SC5070982 SC5070984 |
| 試験地 岐阜 | | | |
| SC5610604 SC5610617 SC5610622 SC5610629 SC5610631 | SC5610632 SC5610633 SC5610634 SC5610642 SC5610654 | SC5610680 SC5610688 | |
| 試験地 四日市 | | | |
| SC5720009 SC5720014 SC5720018 SC5720032 SC5720038 | SC5720040 SC5720042 SC5720049 SC5720052 | | |

| | | | | |
|---------|--|---|---|---|
| 試験地 富山 | SC5310601 SC5310602 SC5310606 SC5310613 SC5310614 | SC5310616 SC5310617 SC5310624 SC5310626 SC5310630 | SC5310633 SC5310635 SC5310640 SC5310658 SC5310659 | SC5310663 SC5310670 SC5310680 |
| 試験地 金沢 | SC5410801 SC5410806 SC5410820 SC5410824 SC5410827 | SC5410837 SC5410838 SC5410841 SC5410847 SC5410852 | SC5410859 SC5410862 SC5410866 SC5410874 SC5410879 | SC5410886 SC5410900 |
| 試験地 福井 | SC6510504 SC6510509 SC6510520 SC6510532 | 試験地 滋賀 | SC690706 SC690711 SC690717 SC690723 SC690726 | SC690731 SC690739 SC690740 SC690763 SC690768 |
| 試験地 京都 | SC6110007 SC6110013 SC6110016 SC6110017 SC6110021 | SC6110024 SC6110030 SC6110031 SC6110033 SC6110036 | SC6110037 SC6110039 SC6110040 SC6110041 SC6110044 | SC6110052 SC6110058 SC6110060 SC6110063 SC6110065 |
| 試験地 大阪 | SC6040001 SC6040002 SC6040003 SC6040004 SC6040014 | SC6040018 SC6040021 SC6040022 SC6040025 SC6040030 | SC6040032 SC6040033 SC6040041 SC6040043 SC6040046 | SC6040048 SC6040051 SC6040056 SC6040072 SC6040075 |
| 試験地 神戸 | SC6040076 SC6040077 SC6040078 SC6040084 SC6040087 | SC6040097 SC6040103 SC6040108 SC6040109 SC6040117 | SC6040122 SC6040127 SC6040136 SC6040141 SC6040143 | SC6040151 SC6040152 SC6040186 SC6040200 SC6040202 |
| 試験地 神戸 | SC6040203 SC6040206 SC6040207 SC6040213 SC6040221 | SC6040226 SC6040236 SC6040237 SC6040238 SC6040243 | SC6040250 SC6040253 SC6040257 SC6040258 SC6040265 | SC6040288 SC6040274 SC6040287 SC6040289 SC6040294 |
| 試験地 神戸 | SC6040307 SC6040308 SC6040317 SC6040320 SC6040321 | SC6040322 SC6040328 SC6040334 SC6040335 SC6040343 | SC6040345 SC6040356 SC6040359 SC6040363 SC6040364 | SC6040365 SC6040367 SC6040374 SC6040375 SC6040379 |
| 試験地 神戸 | SC6040382 SC6040385 SC6040396 SC6040459 SC6040468 | SC6040394 SC6040401 SC6040404 SC6040409 SC6040412 | SC6040413 SC6040421 SC6040427 SC6040431 SC6040434 | SC6040437 SC6040438 SC6040440 SC6040441 SC6040446 |
| 試験地 神戸 | SC60404572 SC6040578 SC6040583 SC6040584 SC6040585 | SC6040478 SC6040491 SC6040492 SC6040495 SC6040496 | SC6040498 SC6040503 SC6040512 SC6040515 SC6040524 | SC6040540 SC6040545 SC6040549 SC6040550 SC6040571 |
| 試験地 和歌山 | SC6040647 SC6040656 SC6040664 SC6040665 SC6040672 | SC6040656 SC6040668 SC6040690 SC6040693 SC6040695 | SC6040679 SC6040686 SC6040690 SC6040693 SC6040695 | SC6040719 SC6040722 SC6040626 SC6040627 SC6040628 |
| 試験地 和歌山 | SC6040777 SC6040783 SC6040792 SC6040801 SC6040802 | SC6040805 SC6040810 SC6040819 SC6040821 SC6040825 | SC6040827 SC6040839 SC6040860 SC6040889 SC6040897 | SC6040888 SC6040902 SC6040909 SC6040912 SC6040917 |
| 試験地 和歌山 | SC6040922 SC6040930 SC6040932 SC6040944 SC6040949 | SC6040954 SC6040972 SC6041018 SC6041027 SC6041039 | SC6041060 SC6041081 SC6041099 SC6041101 SC6041102 | SC6041126 SC6041135 SC6041177 SC6041201 SC6041225 |
| 試験地 奈良 | SC6041254 SC6041278 SC6041280 SC6041281 SC6041328 | SC6041390 SC6041394 SC6041398 SC6041427 SC6041430 | SC6041439 SC6041441 SC6041442 SC6041454 SC6041464 | SC6041477 SC6041485 SC6041494 SC6041500 SC6041541 |
| 試験地 奈良 | SC6120602 SC6120607 SC6120618 SC6120620 SC6120625 | SC6120649 SC6120659 SC6120667 SC6120673 SC6120675 | SC6120680 SC6120704 SC6120728 SC6120745 SC6120749 | SC6120757 |
| 試験地 神戸 | SC6131011 SC6131016 SC6131027 SC6131034 SC6131047 | SC6131054 SC6131065 SC6131072 SC6131089 SC6131090 | SC6131098 SC6131103 SC6131112 SC6131113 SC6131117 | SC6131119 SC6131127 SC6131133 SC6131141 SC6131146 |
| 試験地 神戸 | SC6131150 SC6131163 SC6131165 SC6131167 SC6131168 | SC6131197 SC6131203 SC6131212 SC6131217 SC6131222 | SC6131224 SC6131226 SC6131227 SC6131228 SC6131243 | SC6131245 SC6131246 SC6131254 SC6131256 SC6131260 |
| 試験地 神戸 | SC6131276 SC6131279 SC6131283 SC6131286 SC6131293 | SC6131295 SC6131298 SC6131301 SC6131303 SC6131305 | SC6131312 SC6131402 SC6131407 SC6131408 SC6131409 | SC6131459 SC6131476 SC6131486 SC6131513 |
| 試験地 神戸 | SC6150508 SC6150512 SC6150519 SC6150522 SC6150527 | SC6150536 | 試験地 鳥取 | 試験地 松江 |
| 試験地 岡山 | SC7110401 SC7110404 SC7110423 SC7110430 SC7110432 | SC7110439 SC7110440 SC7110450 SC7110452 SC7110453 | SC7210405 SC7210415 | SC7310519 SC7310522 SC7310528 SC7310543 |
| 試験地 広島 | SC7010909 SC7010911 SC7010913 SC7010914 | SC7010929 SC7010937 SC7010941 SC7010950 SC7010959 | SC7110457 SC7110459 SC7110466 SC7110483 | |
| 試験地 広島 | SC7011074 SC7011102 SC7011118 | SC7010963 SC7010968 SC7010973 SC7010977 SC7010982 | SC7010983 SC7011008 SC7011023 SC7011029 SC7011058 | |

| | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|
| 試験地 山口 SC7410507 SC7410513 SC7410516 SC7410517 SC7410532 | SC7410537 | 試験地 高知 SC8210603 SC8210616 SC8210622 SC8210626 | SC8310401 SC8310403 SC8310407 | 試験地 徳島 SC8110413 SC8110415 SC8110416 | 試験地 高松 SC8010501 SC8010504 SC8010530 SC8010532 SC8010533 |
| 試験地 松山 SC9710707 SC9710708 SC9710711 SC9710716 SC9710722 | SC9710725 SC9710731 SC9710732 SC9710734 SC9710735 | SC9710739 SC9710760 | | | |
| 試験地 北九州 SC9710707 SC9710708 SC9710711 SC9710716 SC9710722 | | | | | |
| 試験地 福岡 SC9011510 SC9011512 SC9011513 SC9011514 SC9011519 SC9011574 SC9011584 SC9011585 SC9011587 SC9011590 SC9011655 SC9011665 SC90116673 SC9011673 SC9011675 SC9011802 SC9011803 SC9011821 SC9011830 SC9011839 | SC9011523 SC9011529 SC9011530 SC9011533 SC9011535 SC9011591 SC9011597 SC9011599 SC9011602 SC9011604 SC9011686 SC9011694 SC9011698 SC9011708 SC9011724 SC9011848 SC9011867 SC9011872 SC9011921 SC9011924 | SC9011538 SC9011542 SC9011548 SC9011550 SC9011551 SC9011605 SC9011608 SC9011616 SC9011618 SC9011632 SC9011727 SC9011728 SC9011733 SC9011740 SC9011744 SC9011925 SC9011934 SC9011980 | SC9011554 SC9011559 SC9011561 SC9011562 SC9011569 SC9011633 SC9011641 SC9011642 SC9011645 SC9011648 SC9011748 SC9011751 SC9011764 SC9011786 SC9011801 | | |
| 試験地 佐賀 SC9110509 | SC9210601 SC9210610 SC9210615 SC9210643 | 試験地 熊本 SC9310502 SC9310519 SC9310522 SC9310541 SC9310544 | SC9310546 SC9310547 SC9310573 | | |
| 試験地 大分 SC9410602 SC9410609 SC9410619 SC9410622 SC9410632 | SC9410652 | 試験地 宮崎 SC9510512 SC9510517 SC9510520 | | | |
| 試験地 鹿児島 SC9610605 SC9610624 SC9610631 SC9610635 SC9610638 | SC9610646 SC9610648 SC9610668 SC9610669 SC9610670 | | | | |
| 試験地 那覇 SC9910618 SC9910625 SC9910627 SC9910635 SC9910662 | SC9910711 | | | | |



譲 債 債

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第4529号

東京都港区芝浦4丁目12番33号

債務者 イリアール株式会社

代表者代表取締役 前田 敏幸

1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 古澤 陽介

4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4685号

東京都渋谷区神南1丁目12番16号 アジアビル5階

債務者 株式会社凸

代表者代表取締役 長谷川秀樹

1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水 知彦
4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4267号

東京都日野市大字日野7774番地の57

債務者 株式会社日本住設

代表者代表取締役 菊地 正

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 閑
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4298号

東京都江東区大島5-48-1、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿4丁目2番7号

債務者 株式会社檀建築設計事務所

代表者代表取締役 栗山 準二

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 黒田 貴和
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4329号

東京都東大和市狭山1丁目857番1号

債務者 バンガードエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役 竹崎 博哉

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 角 学
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4331号

東京都世田谷区奥沢5丁目26番4号

債務者 有限会社ノブ

代表者代表取締役 石川 忍

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 牧野 盛匡
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4333号

東京都品川区大崎3丁目14-14-202

債務者 株式会社ガーデン

代表者代表取締役 松澤 達也

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松井 章
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

| | |
|---------------|--|
| 令和7年(フ)第4363号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯田 翔 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4368号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩下 明弘 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4388号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上 詩織 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4390号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北川 恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|---------------|---|
| 令和7年(フ)第4410号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4392号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝亦 康文 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4412号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉村 高太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4406号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 粟田口太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4408号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 英之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4417号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大村 直己 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4421号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岳邊 博 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後5時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4422号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高柳 孔明 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4424号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳田 幸春 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4425号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河西 一実 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分 |
| | 東京地方裁判所民事第20部 |

令和7年(フ)第4426号

熊本県熊本市東区健軍2-2-1-1001、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿1丁目4番11号

債務者 株式会社made in Japan
代表者代表取締役 柳田 幸春

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河西 一実
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4469号

東京都千代田区神田岩本町4番地7 +SH
IFT KANDA 5階

債務者 株式会社フロンティア
代表者代表取締役 小海 俊朗

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 瑞尊
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4470号

東京都台東区東上野3丁目16番3号
債務者 有限会社Gコーポレーション

代表者代表取締役 津田 耕治

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西川こみみ
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4471号

東京都台東区松が谷1丁目14番11号

債務者 松尾工業株式会社

代表者代表取締役 比留間正次

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小川 義龍

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4477号

東京都江戸川区平井5丁目56番7号

債務者 合同会社カオランド

代表者代表社員 安藤 薫

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊村健二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4479号

東京都港区芝2-16-1 河上ビル303、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝4-7-6 芝ビルディング602

債務者 W E P L O Y 株式会社

代表者代表取締役 茂木 優貴

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大日方史野
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4481号

東京都渋谷区初台1丁目19番1号 エレガンス初台101

債務者 レガート株式会社

代表者代表取締役 宮本 亮孝

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大河原啓充
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4483号

広島県広島市中区富士見町5番5-302号

債務者 株式会社河上エンタープライズ

代表者代表清算人 河上 輝基

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴岡 拓真
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4484号

東京都千代田区平河町2丁目7番5号 砂防会館本館3階

債務者 株式会社バティス

代表者代表清算人 河上 輝基

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鶴岡 拓真
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4495号

東京都世田谷区祖師谷1丁目5番11号

債務者 有限会社ビリーフ

代表者代表取締役 神場 名

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 尚人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4496号

東京都豊島区南長崎1丁目13番9号 小黒ビル1階

債務者 株式会社エアサービス

代表者代表取締役 神場 名

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡田 尚人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4500号

東京都新宿区新宿2丁目11番4号

債務者 株式会社インデックス・ワン

代表者代表取締役 片浦 達也

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金井 晓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4501号

東京都杉並区和泉4丁目17番33号

債務者 有限会社片山

代表者代表取締役 片山 章

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原 直義
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4530号

東京都足立区南花畠3丁目2番5号

債務者 有限会社大串金属工業

代表者代表取締役 大串 美江

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 美谷島隆明
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4537号

東京都板橋区高島平5丁目41番8号

債務者 有限会社中村インテリア

代表者代表取締役 中村多加志

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡 徹哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4539号

東京都台東区東上野2丁目18番5号 トーセ

イホテルココネ上野2階

債務者 株式会社ブルーカラーズ

代表者代表取締役 白戸 裕二

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有坂 秀樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4541号

東京都中央区日本橋茅場町2-17-13 第2井上ビル405

債務者 株式会社ONE ACT

代表者代表取締役 浅野 裕亮

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 泰彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4543号

東京都杉並区下井草3丁目4番20号

債務者 有限会社オービット

代表者代表取締役 金井 久司

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白井 太朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4584号

東京都練馬区高松1丁目37番15号

債務者 株式会社フルーツ

代表者代表取締役 山本 順二

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 大助

4

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4587号

東京都港区芝公園2丁目6番8号 日本女子会館内

債務者 株式会社味ごよみ一心

代表者代表取締役 廣中 久見

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本間 伸也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4615号

東京都品川区東五反田5丁目27番7号

債務者 株式会社ニッソー

代表者代表取締役 奥住耕一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内海 隆幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第38号

福島県会津若松市中町4番11号

債務者 株式会社One's home

代表者代表取締役 西本真理子

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池 達哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第681号

千葉県市川市福栄3丁目6番25-101号

債務者 株式会社アイディール

代表者代表取締役 山川 淳

1

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 瞳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第112号

千葉県山武市蓮沼口の2120番地

債務者 日新コンクリート工業有限会社

代表者取締役 伊藤 光一

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 広山 相徳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1352号

名古屋市港区東茶屋2丁目280番地の4

債務者 株式会社K・W e l d i n g

代表者代表取締役 小林 研介

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松井 隆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第943号

東京都台東区東上野2丁目20番11号

債務者 有限会社J ew e l r y Kun j

代表者代表取締役 チョードリー・バーラト

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 並河 宏郷
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後3時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第2549号

東京都杉並区和泉2丁目25-6

債務者 安齋 智美

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 鉄平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午後2時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第425号

栃木県鹿沼市下南摩町857番地

債務者 有限会社三興製作所

代表者代表取締役 谷口 廣啓

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村 信彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前10時10分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

| | | | |
|---|---|--|--|
| 令和7年(フ)第89号 富山市羽根278番地1 債務者 株式会社光神 代表者代表取締役 川邊 良司 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂木 寿和 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後3時 富山地方裁判所民事部 | 令和7年(フ)第39号 福島県会津若松市材木町1丁目4番2号 債務者 西本真理子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 達哉 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月16日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 史肇 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第198号 群馬県伊勢崎市今泉町1丁目1423番地1、商業登記簿上の本店所在地群馬県伊勢崎市飯島町86番地 債務者 大和産業株式会社 代表者代表取締役 大和 義方 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 忍 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時30分 前橋地方裁判所民事部破産再生係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 | 令和7年(フ)第44号 岡山県津山市上河原216番地4 債務者 河原 洋文 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 周東 秀成 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月1日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 岡山地方裁判所津山支部 | 令和7年(フ)第4321号 東京都練馬区関町南4丁目3-2-201 債務者 千田 静枝 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 良介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第4353号 東京都大田区池上5丁目3-11-101 債務者 金田 佳樹 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田伏いづみ 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。 令和7年(フ)第50号 秋田県湯沢市大町1丁目3番63号 債務者 最上 純吉 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原田いづみ 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 秋田地方裁判所横手支部 | 令和7年(フ)第45号 岡山県津山市上河原216番地4 債務者 河原 弘子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 周東 秀成 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月1日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 岡山地方裁判所津山支部 | 令和7年(フ)第4321号 東京都練馬区関町南4丁目3-2-201 債務者 千田 静枝 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 良介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第4359号 東京都品川区小山2丁目2-10 高橋方 債務者 中道 弘治 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三澤 智 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4296号 東京都練馬区東大泉7丁目44-1-201 債務者 近藤 巧 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤山 積 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第4327号 東京都豊島区池袋4丁目1-11-601 債務者 渡邊航太郎 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 嶋崎 淳吾 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第4379号 東京都世田谷区給田5丁目9-2-201 債務者 高橋 久子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武藤 純人 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | |
| 令和7年(フ)第4296号 東京都練馬区東大泉7丁目44-1-201 債務者 近藤 巧 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 澤山 積 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 令和7年(フ)第4351号 東京都武蔵野市緑町3丁目6-6 カーサチ リエッジオB B-2 債務者 嘉田 康人 | 令和7年(フ)第4351号 東京都武蔵野市緑町3丁目6-6 カーサチ リエッジオB B-2 債務者 嘉田 康人 | |

- 令和7年(フ)第4387号
東京都練馬区中村1丁目1-2
債務者 島津 雄輝
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野村 信之
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4436号
東京都板橋区大谷口上町9-4 美浦方201
債務者 金子 隆一
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大野 武志
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4450号
東京都墨田区緑2丁目17-1-603
債務者 輪島 幸治
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林明日香
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4450号
東京都墨田区緑2丁目17-1-603
債務者 輪島 幸治
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小林明日香
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4516号
東京都北区豊島8丁目17-1
債務者 太田 夏音
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川和哉
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4549号
埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞1丁目19-30-102
債務者 秋月 裕弥
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水 亮
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4550号
東京都新宿区西落合2丁目9-17
債務者 笹川 功二
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷川 徹三
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4566号
東京都江戸川区平井6丁目19-3 カーサ・23 303
債務者 浅見 和正
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 白石 義拓
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4295号
東京都世田谷区千歳台4丁目30-6-306
債務者 寺島 正
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 長谷川和哉
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4338号
東京都西東京市田無町2丁目20-6-108
債務者 長谷川 哲
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 辻田 俊幸
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4382号
東京都練馬区田柄2丁目35-22
債務者 水黒菜穂美
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡部 鉄平
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前2時
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4383号
東京都世田谷区鎌田2丁目26-8-102
債務者 山崎多恵子
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 塩川 泰子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前2時
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
- 令和7年(フ)第4430号
東京都世田谷区奥沢6丁目31-18-207
債務者 松田 治子
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金子 桂輔
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日前11時
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4451号 東京都港区麻布十番4丁目3-1-1105
債務者 岩崎智恵美
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 江尻 琴美
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4455号 東京都中野区本町4丁目44-20-1202
債務者 名取 和憲
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 芝崎 晴哉
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4457号 東京都荒川区荒川3丁目10-8
債務者 早川 康男
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島田 義史
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4518号 東京都町田市森野5丁目7-2-302
債務者 宮川 和雄
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 増子 仁
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4525号
東京都新宿区百人町2丁目8-13-1102
債務者 山城 勇

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菊地 健治

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4553号
東京都大田区北馬込1丁目1-3-303
債務者 小野聰一朗

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 川西 満

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4567号
東京都世田谷区三軒茶屋2丁目39-2-201
債務者 増戸 良博

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 小堀 靖弘

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4590号
東京都世田谷区北烏山9丁目18-29-303
債務者 小澤 輝高

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 藤崎 太郎

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月5日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4294号
東京都足立区谷在家3丁目11-1
債務者 長島 潤
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉田 勉
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4358号
東京都葛飾区新小岩4丁目39-2
債務者 長坂 貴之
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 閑
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4365号
東京都大田区南馬込3丁目31-15-102
債務者 光田健一こと 鄭 健一
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山内 英人
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4371号
東京都中野区上高田2丁目29-4-101
債務者 太田 理子

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 秦野 匡宏
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4449号
東京都江戸川区一之江7丁目18-12-101
債務者 五十嵐達也
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森島 崇行
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4458号
東京都世田谷区代田4丁目32-15 羽根木壱番館201
債務者 喜屋武正秀
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 南原 由記
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4460号
東京都港区麻布十番1丁目5-24-403
債務者 野村 哲造
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 剛志
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

| | |
|--|---|
| 令和7年(フ)第4462号 | 東京都目黒区祐天寺1丁目10-12-202 債務者 山邊 愛子 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 水島 直也 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日午後2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4486号 | 東京都大田区西糀谷2丁目20-6-203 債務者 長島 義峰 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 浅田登志雄 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4487号 | 東京都大田区西糀谷2丁目20-6-203 債務者 長島 美姫(旧姓高橋) |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 浅田登志雄 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4547号 | 東京都江東区猿江2丁目5-2-101 債務者 大野 明彦 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 鈴木 正倫 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

| | |
|--|---|
| 令和7年(フ)第4574号 | 東京都足立区宮城1丁目9-13 債務者 岩佐 敏明 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 林 友宏 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4384号 | 東京都葛飾区奥戸3丁目1-18 第3藤栄ハイツ201 債務者 山形 二朗 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 澤井 敦弘 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前10時30分 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4489号 | 埼玉県春日部市上蛭田628-5 債務者 関 義博 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 山本 翔 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4440号 | 東京都大田区大森中2丁目14-4-201 債務者 高園渚津美 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 山岸 久晃 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4506号 | 東京都練馬区練馬1丁目22-1-401 債務者 竹澤 礼奈 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 若井 恵太 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第451号 | 千葉県旭市口の771 債務者 黒須 英助 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 高田 雄大 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4297号 | 東京都練馬区東大泉4丁目7-11-101 債務者 柳澤 美樹 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 竹内 栄 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月11日前2時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4454号 | 東京都北区田端6丁目3-18-503 債務者 橋本 敦子 |
| 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 3 破産管財人 弁護士 大森 康由 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月12日前11時 | 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部 |

令和7年(フ)第4381号
東京都東久留米市浅間町3丁目3-8-202
債務者 本木 寿
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 片岡 邦弘
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4452号
東京都江東区大島2丁目13-9-101
債務者 中軽米史織
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 大輔
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4465号
東京都中央区銀座1丁目25-1-1912
債務者 小林マリ子
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 澤井 彬子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4519号
東京都墨田区東向島5丁目25-4-103 寿
マンション
債務者 安藤しげ子
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中澤 雄仁
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時

6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4614号

東京都板橋区徳丸4丁目20-25-202
債務者 板橋 智美(旧姓橋本)

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 田邊 晋一

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第510号

東京都国立市富士見台1丁目7番地1-10-506
債務者 宮沢 昌美

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 秋山 俊

4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時45分

6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第4352号

東京都杉並区久我山1丁目8-11-303 久我山一丁目第2アパート
債務者 永野 正敏

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 溝内 健介

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4385号

東京都板橋区高島平1丁目55-5-101
債務者 入江 圭子

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮口 麻衣
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4386号
東京都足立区保木間2丁目23-2
債務者 栄谷 正三
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 辻田 航
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4403号
東京都北区十条仲原4丁目10-26-202
債務者 寺尾 道夫
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 堀越 友香
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4448号
東京都新宿区若松町9-12-601
債務者 中村 裕成
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 廣瀬 正剛
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4459号
東京都大田区東雪谷2丁目5-16
債務者 直井 裕希
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 関 友樹
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4467号
東京都足立区西新井5丁目15-13-101
債務者 稲畠 之人
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松井 創
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4524号
東京都港区台場1丁目3-1-1003
債務者 樋口 貴幸
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安藤 豪
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4568号
東京都台東区西浅草2丁目17-3-204
債務者 大島 努
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 古久保歩人
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第1089号
東京都八王子市松が谷27番地4-501
債務者 辻 弘行
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大山 晃平
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1666号
横浜市緑区竹山3丁目1番地2 竹山団地
3106棟6081号
債務者 清水 歌泉
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂本 正之
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日午後2時20分
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1038号
横浜市戸塚区戸塚町2888番地51 グランシティユーロコート戸塚201号
債務者 本庄 由紀
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山村 健一
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月25日午前11時10分
6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1049号
神奈川県大和市南林間3丁目5番11号 フレール南林間202号
債務者 茶嶋 亨

| | |
|---|--|
| 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 9 日午後 4 時 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 7 年 10 月 2 日午前 11 時 |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | 6 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 2 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部 |
| 3 破産管財人 弁護士 片桐 久充 | 令和 7 年 (フ) 第 4 3 9 4 号 |
| 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 12 日まで | 東京都江戸川区本一色 1 丁目 10-22-102 |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 7 年 9 月 25 日午前 11 時 20 分 | 債務者 齊藤城太郎 |
| 6 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 24 日まで | 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 9 日午後 5 時 |
| 横浜地方裁判所第 3 民事部 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 令和 7 年 (フ) 第 9 3 1 号 | 3 破産管財人 弁護士 岩下 明弘 |
| 東京都青梅市新町 9 丁目 2153 番地の 7 ダイア | 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 6 日まで |
| パレス青梅新町 1101 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 7 年 10 月 2 日午前 11 時 |
| 債務者 齊藤 淳仁 | 6 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 2 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部 |
| 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 9 日午後 5 時 | 令和 7 年 (フ) 第 4 4 0 7 号 |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | 千葉県千葉市美浜区高洲 2 丁目 3 2 棟 409 |
| 3 破産管財人 弁護士 村田 望 | 債務者 飯島 彰 |
| 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 12 日まで | 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 9 日午後 5 時 |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 7 年 9 月 25 日午前 11 時 15 分 | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 6 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 25 日まで | 3 破産管財人 弁護士 粟田口太郎 |
| 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部 | 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 6 日まで |
| 令和 7 年 (フ) 第 4 3 3 4 号 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 7 年 10 月 2 日午後 2 時 |
| 東京都品川区大崎 3 丁目 14-14-202 | 6 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 2 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部 |
| 債務者 松澤 達也 | 令和 7 年 (フ) 第 4 4 2 3 号 |
| 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 9 日午後 5 時 | 東京都足立区東伊興 1 丁目 3-20-103 |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | 債務者 西島 和広 |
| 3 破産管財人 弁護士 松井 章 | 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 9 日午後 5 時 |
| 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 6 日まで | 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 |
| 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 7 年 10 月 2 日午後 1 時 30 分 | 3 破産管財人 弁護士 高柳 孔明 |
| 6 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 2 日まで | 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 6 日まで |
| 東京地方裁判所民事第 20 部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和 7 年 10 月 2 日午前 10 時 |
| 令和 7 年 (フ) 第 4 3 9 3 号 | 6 免責意見申述期間 令和 7 年 10 月 2 日まで 東京地方裁判所民事第 20 部 |
| 東京都中央区築地 6 丁目 23-12-302 | 令和 7 年 (フ) 第 4 4 2 7 号 |
| 債務者 齊藤 正明 | 熊本県熊本市東区健軍 2 丁目 2-1-1001 |
| 1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 9 日午後 5 時 | 債務者 柳田 幸春 |
| 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | |
| 3 破産管財人 弁護士 岩下 明弘 | |
| 4 破産債権の届出期間 令和 7 年 8 月 6 日まで | |

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河西 一実
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4472号
東京都板橋区常盤台2丁目30-9
債務者 比留間正次
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小川 義龍
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4482号
東京都渋谷区初台1丁目19-1-101
債務者 宮本 亮孝
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大河原啓充
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4485号
広島県広島市西区己斐上4丁目28-17
債務者 河上 輝基
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鶴岡 拓真
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで
東京地方裁判所民事第20部

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和7年(フ)第4502号 東京都杉並区和泉4丁目17-33 債務者 片山 章 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 直義 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村橋 悠 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第4540号 東京都足立区綾瀬4丁目11-8 債務者 白戸 裕二 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有坂 秀樹 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒田 貴和 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白井 太朗 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩谷 知一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 静岡地方裁判所富士支部 |
| 令和7年(フ)第4585号 東京都練馬区高松1丁目37-15 債務者 山本 順二 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福田 大助 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月2日前2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 國吉 歩 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月7日前2時20分 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西川こみ 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4588号 東京都足立区中央本町3丁目12-1-510 債務者 廣中 久見 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本間 伸也 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北川 恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月3日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米澤 陽 4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月20日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 長野地方裁判所民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 牧野 盛匡 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部 |
| 令和7年(フ)第4589号 東京都世田谷区祖師谷1丁目5-11 債務者 神場 名 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 尚人 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 尚人 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤美穂子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村橋 悠 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月8日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |

令和7年(フ)第4413号
東京都世田谷区奥沢4丁目21-8-105
債務者 杉村高太郎
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 村岡千鶴子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前午10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4478号
東京都江戸川区平井5丁目56-7
債務者 安藤 薫
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊村健二朗
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前午10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4538号
埼玉県新座市栄1丁目8-10-107
債務者 中村多加志
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡 徹哉
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日前午1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4542号
東京都中央区新川1丁目31-5-1004
債務者 浅野 裕亮
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高田 泰彦
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月9日午前11時

6 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4364号
東京都杉並区上荻1丁目24-12-403
債務者 満潮 純

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 廣江 茜

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4389号
東京都台東区入谷2丁目17-5-701
債務者 近藤 宏信

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 村上 詩織

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4411号
東京都練馬区西大泉5丁目16-13 木乃池プラザ西大泉2号 102
債務者 宮本 正樹

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 勝亦 康文

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日午前10時30分

6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4480号
東京都港区海岸2丁目5-15-202
債務者 茂木 優貴

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 大日方史野
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月10日前午11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第403号
栃木県大田原市城山2丁目12番1-202号、
前住所栃木県那須郡那須町大字高久乙3369番地438
債務者 渡辺 正義
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 高橋 純
4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月17日前午後2時
6 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1319号
神奈川県藤沢市石川2丁目2番地の2 工
パーライフ湘南103号室
債務者 高瀬 哲也
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂本 智哉
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月20日前午11時
6 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第375号
栃木県鹿沼市幸町2丁目1番31号、前住所栃木県小山市乙女2丁目23番7号 メゾンドロゼ201号
債務者 半田 恵
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 五味淵郁章

4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日午前11時20分
6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第426号
栃木県鹿沼市下南摩町857番地2
債務者 谷口 廣啓
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田村 信彦
4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月24日午前10時10分
6 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1203号
横浜市中区根岸旭台62番地 根岸台ハイホーム114
債務者 岩鼻 章
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 佐藤 鉄平
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月27日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第4345号
東京都狛江市和泉本町1丁目2-1-105
債務者 森本 翔太
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 和樹
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4391号 東京都品川区二葉3丁目23-6-103 債務者 丸笠 昌司
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 磯田 翔
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4416号 東京都台東区三筋2丁目7-3 高木方 債務者 吉田麻千子
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 燐人
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4419号 東京都練馬区北町1丁目17-18 E R D E 城北 301 債務者 榎本 健吾
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 新森 圭
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月6日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4415号

東京都港区赤坂9丁目1-7-489
債務者 岐部 豊

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊庭 潔
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日午前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4431号

東京都江戸川区篠崎町1丁目31-3-202
債務者 相原 將人

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森本 光子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4508号

東京都江戸川区船堀6丁目7-9-105
債務者 森脇 彩

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木下 達彦
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月13日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4324号

東京都大田区久が原1丁目4-3-205
債務者 東 洋平

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 永井 太丸

4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4376号
東京都台東区谷中3丁目9-23
債務者 渡邊 浩次
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 末吉 宜子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4377号
東京都台東区谷中3丁目9-23
債務者 渡邊真由美
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 末吉 宜子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日午後1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4418号
神奈川県川崎市川崎区本町2丁目9-3-402
債務者 三谷 由衣(旧姓加藤・富本)
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林 史雄
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第4420号
東京都中野区大和町1丁目1-8 ハイムタカヤマB 101
債務者 宗像 靖明

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山口 純子
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4442号

東京都板橋区板橋1丁目46-2-402
債務者 岡田 純一
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅野 光明
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日前10時
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4456号

東京都町田市南成瀬4丁目12-4-102
債務者 松田 照夫
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡崎 俊浩
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日前1時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4507号

東京都台東区根岸3丁目13-7-304
債務者 川村 飛鳥
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 晃久
4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月14日前10時30分
6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

| | | | |
|--|--|--|--|
| 令和7年(フ)第4464号 東京都葛飾区東新小岩3丁目8-2-712 債務者 直井 宣男 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山川 幸生 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月20日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月28日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月28日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 3 破産管財人 弁護士 堀内 賢人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 甲府地方裁判所都留支部破産係 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後4時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第4357号 東京都大田区南久が原2丁目6-4-402 債務者 澤 美津子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀川 裕美 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月21日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日高 拓郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 盛岡地方裁判所水沢支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 見當 正晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 大津地方裁判所彦根支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村田 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第4510号 東京都江東区東砂4丁目6-19 債務者 真関サトニカこと マセキ サトニカ モラレス 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸山 貴之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月27日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年11月27日まで 東京地方裁判所民事第20部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 板垣 雄大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 曜生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 岡山地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前9時50分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 |
| 令和7年(フ)第4551号 東京都練馬区高松5丁目6-3-101 債務者 橋本 康介 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西山 溫 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鎌田 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越智 量平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 岡山地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 祐治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 大分地方裁判所佐伯支部破産係 |
| 令和7年(フ)第4552号 東京都練馬区高松5丁目6-3-101 債務者 橋本 康介 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西山 溫 4 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時45分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深田 健介 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時15分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深田 健介 |

| | | | |
|---|--|---|---|
| 令和7年(フ)第137号 沖縄県那覇市長田2丁目10番25-106号 メゾン嘉数 債務者 仲宗根宗一 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜多 自然 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 那覇地方裁判所民事第3部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 弘己 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 高知地方裁判所破産係 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係 | 令和7年(フ)第1041号 横浜市港北区下田町6丁目22番3号 債務者 崔 願龍(CHOI WONYON G) 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 源晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第151号 愛知県西尾市下羽角町住崎1番地 (株)デンソーカ第2若葉寮115B号室、住民票上の前住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字細井100番地 細井寮 5331 債務者 高橋 麻美 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 光彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 那覇地方裁判所民事第3部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山岡 真博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 高知地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森岡 宗平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 松山地方裁判所今治支部 | 令和7年(フ)第344号 埼玉県所沢市大字上山口5013番地の8、前住所埼玉県日高市武藏台5丁目7番7号 債務者 斎藤 篤 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西本 昌弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(フ)第4号 岩手県奥州市水沢大手町4丁目17番地 債務者 高橋 朝之 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊晴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 盛岡地方裁判所水沢支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 則裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 山形地方裁判所民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富満 康史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 | 令和7年(フ)第345号 埼玉県和光市南1丁目24番8-201号 エクレール和光テラス、前住所埼玉県日高市武藏台5丁目7番7号 債務者 斎藤 有生 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西本 昌弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで さいたま地方裁判所川越支部 |
| 令和7年(フ)第760号 横浜市磯子区洋光台6丁目27番21-2-202号 債務者 藤田 薫 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 天野 康代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 横浜地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中野宗一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 神戸地方裁判所第3民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平野 時規 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第81号 青森県八戸市大字新井田字水溜6-16 秋山アパートB 201、住民票上の住所青森県つがる市下車力町盛野46番地 債務者 白戸 和貴 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小野 恒 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 青森地方裁判所八戸支部破産係 |
| 令和7年(フ)第44号 高知市一宮中町3丁目15番11-2号 債務者 永野 良子 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 乗鞍 佳孝 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬童 正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 令和7年(フ)第73号 栃木県足利市大沼田町885番地2、前住所群 馬県伊勢崎市宮子町3060番地1 G A R D E N M I Y A K O - I - 207 債務者 須長 雅文 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯塚 文子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月19日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 宇都宮地方裁判所足利支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中尾 太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和6年(フ)第5677号 大阪府四條畷市北出町21番18号 債務者 山内七都乃 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 別所 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関本 龍志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤岡 朗以 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 知寛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 熊本地方裁判所八代支部 |
| 令和7年(フ)第2066号 大阪府枚方市津田元町1丁目31番13号 債務者 大本 文子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古野裕衣子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 辻本 恵太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅田 沙知 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで さいたま地方裁判所川越支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新山奈津子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係 |
| 令和7年(フ)第2619号 大阪府守口市梶町4丁目43番16号 債務者 西垣 敏貴(旧姓植崎) 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸田 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 幸典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月24日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 静岡地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梅田 沙知 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで さいたま地方裁判所川越支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 駒形 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係 |
| 令和7年(フ)第3295号 大阪市大正区北村1丁目9番16号 債務者 舛田 博之 | 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 茂樹 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 達生 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 美濃羽まこ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月9日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| 令和7年(フ)第2989号 大阪市西成区梅南1丁目6番4-706号 債務者 渋谷 賢吾 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 敬史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿相 裕隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 釧路地方裁判所民事部 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 令和7年(フ)第381号 栃木県宇都宮市御幸ヶ原町82番地67 宇都宮第11レジデンス202、前住所栃木県宇都宮市平松1丁目6番3号 債務者 井上 雄貴 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月3日まで 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第1064号 さいたま市北区植竹町1丁目362番地 2-505号 債務者 原 尚輝 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 申 景秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋毅久男 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所川越支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 | 令和7年(フ)第1487号 横浜市旭区本村町111番地19 ラ・ツエル101号室 債務者 西野 紘 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤坂 舞 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第30号 熊本県山鹿市菊鹿町上永野2225番地 富田又ミ方、旧住所高知県南国市甘枝1579番地7 債務者 和田 華楓 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸住 朋枝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 熊本地方裁判所山鹿支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前園 進也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで さいたま地方裁判所川越支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小島 文恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 | 令和7年(フ)第373号 静岡県焼津市小屋敷22番地の6 エンブルステーション西焼津601号 債務者 三輪 久美(旧姓岸本) 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守屋 典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第615号 札幌市西区八軒7条西4丁目1番16-202号 債務者 金森 和恵 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関口 和矢 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 札幌地方裁判所民事第4部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米山 健太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 答井 悠太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第58号 岐阜県土岐市土岐津町高山437番地の6 債務者 荒木ゆう子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢野 沙織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 岐阜地方裁判所多治見支部 |
| 令和7年(フ)第122号 釧路市緑ヶ岡1丁目22番1号 債務者 古村 嘉康 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 亮史 | 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部 | |

令和7年(フ)第1986号

大阪市東成区大今里南3丁目12番1号 フエルティシャトー今里 503号
債務者 岡本真喜子
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中尾 司
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1441号

横浜市保土ヶ谷区川島町657番地20
債務者 向井 翔太
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 新井 聰子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1532号

横浜市泉区上飯田町2113番地 星崎方
債務者 深野 利夫
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中村 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第74号

鳥取県米子市観音寺新町1丁目9番22号
202号
債務者 e c r i n こと 山下 笑子
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 中永 淳也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和7年(フ)第51号

富山市音羽町2丁目2番1号
債務者 山口 守
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 浦田 秀幸
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで
富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第415号

栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢2602番地2
債務者 関 泉穂
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 亨
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第435号

栃木県下野市三王山695番地11、住民票上の住所栃木県下野市中川島181番地
債務者 手塚 優
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石川 雅之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第115号

長崎県長崎市田中町166番地1 M a r i n a B a y N a g a s a k i 207、旧住所長崎県長崎市田中町246番地1 フォーレ東望908号
債務者 山下 里美(旧姓岡部)
1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岬 孝暢
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第143号

長崎県長崎市上戸町237番地7
債務者 大和田大文
1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮本 篤
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第820号

埼玉県新座市堀ノ内2丁目2番38号
債務者 岩尾 信二
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石川 智美
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

令和7年(フ)第336号

兵庫県姫路市飾磨区細江469番地 レジデンス飾磨4-A
債務者 藤原 令
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第184号

奈良市秋篠町1294番地の1 県住平城団地4-305号
債務者 櫻本 英美
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第107号

奈良県大和郡山市小泉町1293番地 グレイス
大和小泉106号
債務者 中原 瑞希
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第128号

奈良市押熊町2218番地の1
債務者 坪井 勇樹
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第141号

奈良県天理市富堂町140番地1の1 (110号)
債務者 M o o n こと 松田 美香(旧姓久守)
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第180号

奈良市六条西4丁目6番3号 サポートセンターモ
債務者 村中 美里
1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで
奈良地方裁判所破産係

| | | | | |
|---|--|--|--|--|
| 令和7年(フ)第91号 奈良県大和高田市南陽町8-31、住民票上の住所奈良県大和高田市西三倉堂2丁目7番3号ハイツ歓喜B201号 債務者 片岡 美紀(旧姓竹村) 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第153号 和歌山県岩出市山727番地の20 債務者 山本 佳秀 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第170号 和歌山県岩出市西国分569番地の3(406号) 債務者 原 浩二 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第358号 岡山市中区原尾島2丁目25番8号 3-1203 債務者 佐藤 和枝 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第144号 和歌山県有田郡有田川町庄31 和歌山県立こころの医療センター、住民票上の住所和歌山県有田市宮原町新町16番地1 タチバナ荘第二1階、前住所和歌山県新宮市相筋2丁目3番4号 債務者 小田 竜也 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第154号 和歌山県岩出市山727番地の20 債務者 山本 澄子 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第154号 和歌山県岩出市山727番地の20 債務者 山本 澄子 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第361号 岡山市北区西古松232番地118 エスボアール 大元4-B、旧住所岡山市北区田中174番地103 サンバレスマンション305 債務者 池田 耕作 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第145号 和歌山市大谷24番地2 メゾンファミーユ 203 債務者 田中 小織 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第155号 和歌山市加太513番地11 債務者 小浦 輝代 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第155号 和歌山市加太513番地11 債務者 小浦 輝代 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第88号 広島県福山市南松永町2丁目15番12-6号 B105、旧住所広島県福山市神辺町大字川北 1310番地8 債務者 坂本 真聖 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前9時50分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第152号 和歌山県岩出市山727番地の20 債務者 出口 実香(旧姓山本) 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第158号 和歌山県橋本市東家905番地 債務者 富松 健守 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 | 令和7年(フ)第260号 岡山市北区津高710番地1 サンロード津高 301、旧住所岡山県勝田郡勝央町岡64番地3 サンライズ勝間田II B棟101 債務者 村田 淳 1 決定年月日時 令和7年7月8日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 岡山地方裁判所倉吉支部 | 令和7年(フ)第132号 広島県福山市御幸町大字森脇193番地6 債務者 西山 和美 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前11時50分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| 令和7年(フ)第24号 広島県安芸高田市吉田町常友1205番地1 市有常友住宅2-501 債務者 西川 和輝 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所三次支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係 | 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 |
| 令和7年(フ)第187号 愛媛県松山市和泉北4丁目6番15号 和泉パールハイツ102号 債務者 山岡 初子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 松山地方裁判所民事部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月3日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係 |
| 令和7年(フ)第22号 福岡県大川市大字道海島346番地1 (道海島団地6-102号) 債務者 藏子 健治 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 福岡地方裁判所柳川支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 那覇地方裁判所民事第3部 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係 |
| 令和7年(フ)第41号 大分県豊後高田市来縄2564番地 ハーモニーモアB 203 債務者 佐藤 雄一 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 宮崎地方裁判所破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第219号 宮崎市花山手東2丁目40番地1 ハーベスト1号館301号、前住所宮崎市船塚2丁目173番地1 コーポラス岩崎402号 債務者 木村 實一 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 宮崎地方裁判所日南支部 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 金沢地方裁判所七尾支部 |
| 令和7年(フ)第90号 鹿児島県霧島市国分向花町4番50号 サンシティ3-105 債務者 森山 理恵 | 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | | |

| | |
|----------------------|--|
| 令和7年(フ)第30号 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 福井地方裁判所敦賀支部 |
| 令和7年(フ)第157号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 徳島地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第168号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 徳島地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第27号 | 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 徳島地方裁判所民事部 |
| 令和7年(フ)第1037号 | 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 |

| | | | | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|---|---|---|
| 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 神戸地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第498号 神戸市中央区下山手通9-5-10-404、住民票上の住所神戸市須磨区白川台6丁目4番地の10 アドリーム白川台405号 債務者 高田 瑞貴 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部 | 令和7年(フ)第195号 佐賀県鳥栖市神辺町1582番地 県営神辺住宅8棟5 債務者 柴藤 美加 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 | 令和7年(フ)第514号 神戸市長田区大丸町3丁目2番7号 エガール長田302号 債務者 吉田 史子(旧姓三和田・大田) 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 神戸地方裁判所第3民事部 | 令和7年(フ)第82号 佐賀県武雄市武雄町大字富岡7706番地8 債務者 上野 和喜 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 佐賀地方裁判所武雄支部 | 令和7年(フ)第35号 熊本県八代市築添町1640番地2 (7-21) 築添団地 債務者 松岡 美奈 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 熊本地方裁判所八代支部 | 令和7年(フ)第489号 神戸市灘区友田町4丁目1番28号 サンライズ新在家301号、従前の住所神戸市西区井吹台西町1丁目2番地 2-309号 債務者 大山 且美 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 令和7年(フ)第165号 青森市金沢3丁目8番6号 ウィルモアD-one101号 債務者 三上 杏子 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 | 令和7年(フ)第218号 神奈川県秦野市北矢名990番地の1 債務者 山岸 進 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 青森地方裁判所民事部破産係 |
|--|--|---|---|---|--|---|---|---|

令和7年(フ)第488号
広島市佐伯区楽々園5丁目2番16-407号
債務者 山下眞麗子
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年10月1日まで
広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和6年(フ)第397号
埼玉県熊谷市星川2丁目6番地
破産者 株式会社ニューロクリエイター
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第96号
福井県鯖江市幸町2丁目6番11号
破産者 株式会社サンサン
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第12号
福井市在田町第10号1番地
破産者 株式会社TAC
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第31号
福井県越前市堀川町11番44号
破産者 株式会社フェール
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第336号
愛知県あま市甚目寺須原27番地3
破産者 株式会社T一b r i g h t
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1273号
大阪市中央区上本町西2丁目5番52号コープ
シャルム102号
破産者 株式会社K&M
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第777号
神戸市北区小倉台7丁目4番地の3
破産者 株式会社惣津クラフト
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第123号
広島県福山市沼隈町常石1184番地
破産者 徳心興業合同会社
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第53号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字清住町15番地
18
破産者 内海 研人
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第33号
千葉県茂原市長尾2690番地22
破産者 水島 茂

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第607号

東京都小金井市本町4丁目19番2号小金井S
Uコート205

破産者 山本 洋介
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第692号

東京都町田市根岸町1010番地3 フラワーレジ
デンスII 202

破産者 大竹 茂盛
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2554号

住居所不明、破産手続開始決定時の住所神奈
川県鎌倉市大船2丁目24番18-210号

破産者 佐藤 学
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2622号

横浜市瀬谷区瀬谷6丁目23番地9-101号
破産者 株式会社ソウルメイトカンパニー

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第615号

横浜市西区北幸1丁目11番1号
破産者 Megumi Beaute株式会社

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第354号

金沢市深谷町37-2
破産者 ルビーナ・インターナショナル株式会
社

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第30号

岐阜県多治見市脇之島町6丁目104番地の14
破産者 株式会社K S t e c h

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(フ)第1451号

京都市中京区聚楽廻南町41番地6
破産者 株式会社N A G I

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第82号

兵庫県加西市上道山町25番地の1
破産者 株式会社幸

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所社支部

令和5年(フ)第25号

島根県浜田市港町279番地
破産者 有限会社幸中川

1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和7年(フ)第33号

長崎県佐世保市花高3丁目1番5-505号

破産者 松尾 良一

- 1 決定年月日 令和7年7月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第39号

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷632番地1 レ

スポーツアール202号室

破産者 城後 光

- 1 決定年月日 令和7年7月4日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第21号

山形県酒田市千日町17番12号 ヒルサイドテラス205号

破産者 斎藤 康彦

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所酒田支部

令和7年(フ)第217号

埼玉県蓮田市大字井沼1122番地9

破産者 牛久保太一

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第350号

さいたま市北区日進町2丁目932番地1

ウイズ壱番館505

破産者 吉田麻衣子(旧姓織田)

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第461号

岐阜市初日町1丁目10番地1

破産者 田中 孝明

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第466号

岐阜市近島1丁目7番19号

破産者 河合 昌之

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第13号

岐阜市鷺山東2丁目6番6号(アンブルーループA・K107)、前住所新潟市中央区米山3丁目3番23号 駅南ハイツ207号

破産者 山上 道子

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第22号

岐阜県下呂市金山町下原町262番地2

破産者 卵さぎこと 樋口 律子

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第23号

岐阜県本巣郡北方町北方74番地の14

破産者 田中 和希

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第340号

奈良市古市町1266番地の8 第10号市営住宅126号

破産者 西岡 典克

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所

令和7年(フ)第85号

奈良市南紀寺町3丁目139番地の9

破産者 ONE SERVICEこと 武内 来夢

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所

令和6年(フ)第302号

奈良県大和高田市大字有井157番地7

破産者 のほほんカフェこと 濱口 和美

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所

令和6年(フ)第307号

奈良県橿原市新賀町330番地の4 オークマシヨン2-D、前住所奈良県橿原市常盤町402番地の8

破産者 谷村 和人

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年(フ)第136号

福岡県久留米市北野町金島2013番地21

破産者 田中 稔久

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第81号

福岡県久留米市御井旗崎2丁目21番33-203号、前住所福岡県久留米市田主丸町田主丸1054番地5

破産者 波多野太律

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第92号

福岡県久留米市宮ノ陣1丁目11番1712号

破産者 桑野 佳世(旧姓横溝)

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第16号

鹿児島県南九州市知覧町郡4630番地16(県営ウッドタウン6号)

破産者 福留 広之

- 1 決定年月日 令和7年7月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

| | |
|--------------|--|
| 令和7年(フ)第344号 | 埼玉県深谷市東方3779番地8 破産者 荒木 勉 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部 |
| 令和7年(フ)第39号 | 盛岡市向中野字道明78番地2 グラース・ドウ・シエルN202号 破産者 羽崎芽里沙 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部 |
| 令和7年(フ)第90号 | 盛岡市津志田26地割5番地1 コートハウスリーブラ205号 破産者 平野 恵 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部 |
| 令和7年(フ)第61号 | 群馬県太田市飯塚町844番地8 クレールハイツ103号 破産者 高村 政宏 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部 |
| 令和6年(フ)第398号 | 埼玉県熊谷市星川2丁目6番地 破産者 吹田 明裕 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |

| | |
|--------------|---|
| 令和7年(フ)第50号 | 埼玉県東松山市松山町2丁目6番27号 破産者 堀 建一 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第59号 | 埼玉県熊谷市久下4803番地 第1フジコーポ103 破産者 菅野 美香 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第79号 | 埼玉県児玉郡美里町大字関1235番地 破産者 長谷川一広 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第89号 | 埼玉県羽生市東2丁目1番36号 破産者 鈴木 昂 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所熊谷支部 |
| 令和7年(フ)第89号 | 横浜地方裁判所小田原支部民事部 相模原市中央区中央6丁目1番1号 ヴァンテアン中央702 破産者 宮本 ウアラスこと DOS SAN TOS WUALLAS MIYAMOTO 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部 |
| 令和6年(フ)第42号 | 福井県越前市幸町3番30号 破産者 小林 憲司 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第112号 | 静岡県焼津市田尻北1362番地の20 破産者 辻村 亜矢(旧姓久保田) 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第114号 | 福井市高柳1丁目802番地 アーバンヒルズ 破産者 須大こと 北野 美華 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第74号 | 福井市光陽3丁目13番15号、旧住所名古屋市中村区宿跡町1丁目70番地の1 レトアM I 101号 破産者 佐々川千冬 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第82号 | 福井県大野市糸魚町1番17号 プルメリアガーデン 105号 破産者 小泉 輝 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係 |
| 令和7年(フ)第83号 | 福井市新田塚1丁目70番19号 破産者 玉木 喬 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係 |

令和6年(フ)第3034号
名古屋市名東区高針2丁目2103番地 ベル
コート高針B棟203号
破産者 近藤 麻希
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第270号
名古屋市東区葵1丁目21番1号 松原ビル
401号
破産者 吉田泰一朗
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第573号
名古屋市天白区植田山5丁目111番地の1
常銀インスラー205号
破産者 上田佳菜子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第70号
滋賀県長浜市神照町392番地 グランドハイ
テイク3号館 206号室
破産者 L I M重工こと 森田 堅心
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大津地方裁判所長浜支部破産係
令和7年(フ)第790号
大阪市東住吉区矢田2丁目1番11号 La P
etite Maison公園東 303号
破産者 岡本 俊晴

1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第888号
　　大阪市生野区中川6丁目13番8号 太平ハイツ 401号
　　破産者 大原成和こと 姜 成和
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1256号
　　大阪市西淀川区柏里1丁目2番9号 アート塚本 301号室
　　破産者 堀 拓也
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1274号
　　奈良県大和高田市日之出東本町16番2号 プチシャトーA棟202号室
　　破産者 川口 裕己
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第163号
　　堺市堺区北安井町1番10号 コーポ五十嵐404号、前住所堺市堺区賑町3丁4番18号
　　破産者 夏山 重夫
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第259号
神戸市北区鈴蘭台北町4丁目1番8-102号、
従前の住所兵庫県姫路市別所町別所3丁目94
番地 マーベラスいぬいI 101号
破産者 金谷 友督
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第86号
岡山市南区万倍11番地1 ソレイユキノミB
棟201号、旧住所岡山市南区万倍141番地1
サンビレッジ芳田201号
破産者 中田 浩二
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第91号
岡山市北区下中野362番地105 B-101
破産者 松谷 一政
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第116号
岡山市中区国府市場85番地
破産者 角石明日香
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和5年(フ)第124号
広島県尾道市西藤町1583番地29、旧住所広島
県福山市新涯町2丁目19番3-102号
破産者 渡辺 徳将

- 1 決定年月日 令和7年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第26号

　　福岡県久留米市国分町799番地1 イリーデ
　　白川I 102号
　　破産者 山口 真琴

- 1 決定年月日 令和7年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

　　福岡地方裁判所久留米支部
令和6年(フ)第306号

　　沖縄県宜野湾市真栄原2丁目15番52-507号
　　エスペランサ宜野湾壱番館、旧住所沖縄県名
　　護市字為又351番地1 パストラール3-D
　　破産者 屋富祖正教

- 1 決定年月日 令和7年7月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

　　那霸地方裁判所沖縄支部破産係
令和6年(フ)第2003号

　　横浜市都筑区荏田南5丁目20番4-101号
　　破産者 福井 寛才

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

　　横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2623号

　　横浜市緑区長津田みなみ台1丁目22番地1
　　ハイムハマ3 105、住民票上の住所横浜市
　　緑区長津田みなみ台1丁目22番地1 ハマハ
　　イム3 105
　　破産者 村上 博宣

- 1 決定年月日 令和7年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

　　横浜地方裁判所第3民事部

| | |
|---------------|---|
| 令和6年(フ)第2857号 | 横浜市青葉区新石川3丁目14番地3 ドミールA-108 破産者 永井祐一郎 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第406号 | 神奈川県藤沢市高谷7番12号 コンフォートガーデンB棟103、開始決定時の住所横浜市港南区港南6丁目17番4号 すみよさ荘201 破産者 廣川亜希子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第475号 | 横浜市南区別所1丁目2番6号 ストーカマニション上大岡203号 破産者 橋口のぞみ 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第144号 | 神奈川県平塚市徳延231番地の1 プラーズ徳延406号 破産者 長谷川京子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第159号 | 神奈川県足柄上郡大井町金手1048番地5 破産者 石田 一美(旧姓大森) |

| | | | |
|------------------|---|---|--|
| 1 決定年月日 令和7年7月9日 | 令和7年(フ)第55号 | 静岡市清水区高橋2丁目1番28号 グリーンコーポ203、旧住所静岡市清水区蜂ヶ谷139番地の13 破産者 森田 南 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係 | |
| 令和7年(フ)第22号 | 長野県伊那市狐島3505番地1 アッファシナンテカーサ201号室 破産者 桑原 傳 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部 | 令和7年(フ)第98号 | 静岡市葵区音羽町26番9-101号 破産者 杉山 茂明 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第28号 | 長野県駒ヶ根市東伊那927番地 かしの木の家 破産者 藤森 勝則 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所伊那支部 | 令和7年(フ)第2号 | 静岡県浜松市中央区葵西2丁目13番8号 グランソレイユA208 破産者 加藤 達也 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部 |
| 令和7年(フ)第22号 | 岐阜県多治見市上山町2丁目26番地の1 メゾンアヴァンセ106、前住所岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の602 破産者 高崎 智正 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部 | 令和7年(フ)第106号 | 静岡県磐田市中泉2916番地6 ヴィラーニフォレストII-102 破産者 萩田 次郎 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係 |
| 令和7年(フ)第31号 | 岐阜県多治見市脇之島町6丁目104番地の14 破産者 桑下 拓也 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部 | 令和6年(フ)第1271号 | 京都市中京区河原町通二条上る清水町341番地11 グランクール河原町二条 917号 破産者 福良 嶋浩 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高知地方裁判所破産係 |

| | |
|--|--|
| 令和7年(フ)第26号 | 相模原市南区相武台2丁目15番23号 ルポーゼ相武台202 破産者 佐々木 剛 |
| 佐賀県武雄市西川登町大字神六25907番地3 破産者 相川 司 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月9日 | |
| 2 主文 本件破産手続を廃止する。 | |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | |
| 4 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 佐賀地方裁判所武雄支部 | |
| 令和7年(フ)第51号 | |
| 長崎県長崎市音無町12番28号 猪野アパート 102、旧住所長崎市長崎市香焼町2136番地5 公住19-1 破産者 濱口 凌吾 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月9日 | |
| 2 主文 本件破産手続を廃止する。 | |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | |
| 4 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 長崎地方裁判所民事部破産係 | |
| 令和6年(フ)第424号 | |
| 宮崎市高岡町飯田2丁目8番地2 破産者 瀬口 早子 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月9日 | |
| 2 主文 本件破産手続を廃止する。 | |
| 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 | |
| 4 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 宮崎地方裁判所破産係 | |
| 免責許可決定 | |
| 令和6年(フ)第204号 | |
| 新潟市中央区鳥屋野南2丁目15-17 L A V E R T S K 303号室、住民票上の住所新潟県新発田市西園町2丁目8番1号 破産者 波多野奈々 | |
| 1 決定年月日 令和7年3月19日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 新潟地方裁判所民事部 | |
| 令和7年(フ)第168号 | |
| 相模原市中央区陽光台7丁目3番12号 破産者 佐藤 恵(旧姓石岡) | |
| 1 決定年月日 令和7年7月7日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 横浜地方裁判所相模原支部 | |

| | |
|---|--|
| 令和7年(フ)第217号 | 相模原市南区相武台2丁目15番23号 ルポーゼ相武台202 破産者 佐々木 剛 |
| 1 決定年月日 令和7年7月7日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 横浜地方裁判所相模原支部 | |
| 令和6年(フ)第345号 | |
| 奈良市三条栄町4番7-301号 破産者 船田 祐士 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月7日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 奈良地方裁判所破産係 | |
| 令和7年(フ)第37号 | |
| 奈良市登美ヶ丘6丁目8番13号 破産者 西尾はるかこと N I S H I O W I P H A W E E | |
| 1 決定年月日 令和7年7月7日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 奈良地方裁判所破産係 | |
| 令和7年(フ)第40号 | |
| 奈良県大和郡山市野垣内町2番地2 郡山駅前団地7-831 破産者 岸本 行伸 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月7日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 奈良地方裁判所破産係 | |
| 令和7年(フ)第56号 | |
| 奈良県生駒市小明町1059番地1 ピック小明 A棟 102 破産者 B E S T P A I N T O T A N I こと 大谷 達哉 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月7日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 奈良地方裁判所破産係 | |
| 令和7年(フ)第91号 | |
| 奈良県生駒市東生駒1丁目496番地 ハイツさわらび 301 破産者 河田 龍矢 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月7日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 奈良地方裁判所破産係 | |
| 令和7年(フ)第214号 | |
| 札幌市豊平区水車町8丁目1番15-212号 破産者 田中 龍翔 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第217号 | |
| 相模原市南区相武台2丁目15番23号 ルポーゼ相武台202 破産者 渡辺 和真 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第541号 | |
| 札幌市豊平区豊平4条5丁目3番6-203号 破産者 渡辺 和真 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第551号 | |
| 札幌市西区八軒6条西9丁目1番37号 かがやき八軒318号、住民票上の住所札幌市西区発寒7条12丁目1番13-402号 破産者 青木美恵子 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第602号 | |
| 札幌市東区東苗穂3条2丁目2番30-203号 破産者 濱田 竜佑 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第619号 | |
| 札幌市厚別区もみじ台南4丁目2番7-108号 破産者 阿波 美鈴 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第632号 | |
| 北海道恵庭市島松寿町1丁目7番地27 (ロピア島松ⅡF号) 破産者 金澤 純一 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第638号 | |
| 札幌市豊平区豊平4条3丁目4番7-905号 破産者 鈴木 妙子 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所民事第4部 | |
| 令和7年(フ)第703号 | |
| 札幌市白石区南郷通18丁目南1番17号 サニープレイス南郷18-303号 破産者 桑原 俊也 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 札幌地方裁判所第4民事部破産係 | |
| 令和7年(フ)第312号 | |
| 仙台市泉区黒松3丁目12番9号 B A U 黒松イースト205 破産者 千葉 莉紗 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | |
| 令和7年(フ)第323号 | |
| 仙台市宮城野区新田4丁目18番18-207号、 従前の住所仙台市宮城野区出花3丁目4番地の8 破産者 佐々木麻里子 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | |
| 令和7年(フ)第330号 | |
| 仙台市泉区旭丘堤1丁目19番23号 破産者 星 知子 | |
| 1 決定年月日 令和7年7月8日 | |
| 2 主文 破産者について免責を許可する。 | |
| 仙台地方裁判所第4民事部破産係 | |

令和7年(フ)第334号
仙台市泉区松森宇明神26番地の5 ベア
フィールドタウンB-101
破産者 立花美恵子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第362号
仙台市青葉区北山3丁目7番11号 ジュネス
北山202、従前の住所大阪府守口市寺方本通
1丁目3番30号
破産者 竹内 良介
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第25号
秋田県大館市大茂内字諷訪下184番地1
破産者 中村千香子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第41号
福島市渡利字館82番地の5
破産者 尾形 悠
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所
令和7年(フ)第43号
福島市森合字丹波谷地28番地の31甚野アパー
トC-101
破産者 丹治 宏一
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所
令和7年(フ)第82号
茨城県水戸市元吉田町2121番地の2
破産者 川守田正宏
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所
令和7年(フ)第95号
茨城県水戸市東原2丁目3番22号 & K N O
T103号
破産者 田村久美子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第129号
茨城県水戸市千波町2808番地の32
破産者 大内 恭子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所
令和7年(フ)第34号
栃木県小山市城北4丁目34番地14 バラシオ
ンV105号
破産者 石島英由美(旧姓佐藤)
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(フ)第478号
さいたま市南区辻7丁目5番18-302号
破産者 佐久間春那
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第487号
埼玉県川口市上青木西4丁目2番20号 エク
セーラ青木203号
破産者 中田 陽子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第518号
さいたま市大宮区高鼻町1丁目6番地 高鼻
コ一ポ2-B
破産者 高橋 勇貴
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第519号
さいたま市大宮区高鼻町1丁目6番地 高鼻
コ一ポ2-B
破産者 森田 莉奈
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第545号
さいたま市北区奈良町10番地6 コ一ポ花
103号室
破産者 高橋 知子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第572号
埼玉県蓮田市東5丁目4番2号 エトワール
蓮田105号
破産者 大城 行美
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第126号
相模原市中央区上溝2165番地6 アルコープ
式番館102
破産者 佐野由利子
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第170号
相模原市緑区二本松2丁目14番13号
破産者 長谷川 悠
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第174号
相模原市緑区青山316番地9
破産者 PACCHIONI ESTEBAN
DANIEL
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第179号
相模原市南区南台5丁目1番20-212号
破産者 伊藤 義人
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第182号
神奈川県座間市相武台2丁目42番26-202号
ジュネパレス座間第14
破産者 原田 正司
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第189号
神奈川県座間市相武台1丁目32番5-401号
プラーズ相武台
破産者 吉川 豊
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第191号
相模原市南区西大沼1丁目12番17号 THハ
イツ202
破産者 石川 寛大
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第201号
相模原市南区上鶴間6丁目16番14号 エミネ
ンス壹番館302
破産者 村井 桜花
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第218号
相模原市南区東林間3丁目3番2号 メゾン
エクレーレ東林間304号室
破産者 笠井 晴花
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第168号
静岡市清水区港町2丁目6番8号 コネクト
港町208
破産者 横関 弘江
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第92号
静岡県浜松市中央区大蒲町115番地の10 ア
モーレ大蒲
破産者 水野 智啓
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第104号
静岡県浜松市中央区芳川町96番地 マルベ
リーハウス203
破産者 乗富 将行
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

| | | | |
|--|--|--|---|
| 令和7年(フ)第116号 静岡県浜松市中央区舞阪町浜田342番地 レオパレストルネード舞阪309号室、前住所静岡県浜松市中央区若林町1864番地 キャンディウス102号 破産者 鈴木 広巳 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係 | 令和7年(フ)第816号 愛知県半田市山代町2丁目105番地の7 エクセラン1 101号 破産者 荒川 益代 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第874号 名古屋市天白区原2丁目2509番地 メゾン・ド・アージュ502号、開始決定時の住所名古屋市天白区原4丁目1513番地 フェリーグジュール301号 破産者 山下 裕史 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部 |
| 令和7年(フ)第123号 静岡県浜松市中央区舞阪町弁天島3617番地の2 破産者 大城カルロスこと オオシロ ヒガカルロス マヌエル (OSHIRO HIGA CARLOS MANUEL) 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係 | 令和7年(フ)第819号 名古屋市中村区長篠町7丁目60番地の2 ハーモニーテラス長篠町II 203号、従前の住所三重県いなべ市員弁町市之原942番地 破産者 奥岡 紗矢 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第908号 名古屋市名東区八前1丁目801番地 ライオンビル702号 破産者 白石 綾美 (旧姓河西) 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和6年(フ)第288号 神戸市西区水谷2丁目4番18-102号、前住所神戸市西区丸塚1丁目23番20号 破産者 大津電気こと 大津 一真 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係 |
| 令和7年(フ)第133号 静岡県浜松市中央区曳馬6丁目13番9-212号 サーパス曳馬 破産者 川崎 千裕 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係 | 令和7年(フ)第838号 名古屋市緑区鳴海町字伝治山1番地の5 伝治山住宅1棟618号 破産者 青山 則雄 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第839号 名古屋市緑区鳴海町字伝治山1番地の5 伝治山住宅1棟618号 破産者 青山千代美 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和6年(フ)第289号 神戸市西区水谷2丁目4番18-102号、前住所神戸市西区丸塚1丁目23番20号 破産者 大津 千秋 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係 |
| 令和7年(フ)第143号 静岡県浜松市浜名区高畑363番地の3 山田コ一ボB203号 破産者 山下 雅実 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係 | 令和7年(フ)第840号 名古屋市緑区鳴海町字伝治山1番地の5 伝治山住宅1棟618号 破産者 青山千代美 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第65号 愛知県一宮市今伊勢町新神戸字九反野15番地 1 グリーンヒルズB-101号 破産者 伊藤 紗恵 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第53号 兵庫県明石市大久保町江井島336番地 江井島ハイツ102号 破産者 繁田 千秋 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係 |
| 令和7年(フ)第549号 名古屋市守山区森孝3丁目605番地 森孝まほろば、従前の住所名古屋市中区新栄3丁目12番4号 ライオンズマンション新栄第2306号 破産者 池田 邦明 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第853号 名古屋市守山区小六町7番23号 メゾン小六509号、従前の住所名古屋市守山区幸心1丁目1311番地 東洋ハイツ202号 破産者 山本 隆 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第23号 三重県伊賀市服部町3丁目14番地の5、前住所三重県伊賀市平野西町82番地 喜々203号 破産者 松田 房美 (旧姓界外) 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所一宮支部 | 令和7年(フ)第171号 兵庫県高砂市中筋5丁目1番7号 高砂竜山ビル201号 破産者 木村 優 (旧姓堀江) 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係 |
| 令和7年(フ)第624号 愛知県北名古屋市六ツ師宮西38番地 ラブリマヴェーラ 102号 破産者 豊坂 悠樹 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第854号 名古屋市守山区小六町7番23号 メゾン小六509号、従前の住所名古屋市守山区幸心1丁目1311番地 東洋ハイツ202号 破産者 山本 節美 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第29号 滋賀県彦根市平田町584番地2 (106号) 破産者 松村 秀一 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部 | 令和7年(フ)第190号 兵庫県姫路市坂田町92番地 コーポサンライズ205、従前の住所大阪府堺市東区日置莊西町1丁30番28-202号 破産者 渡辺 一也 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 |
| 令和7年(フ)第624号 愛知県北名古屋市六ツ師宮西38番地 ラブリマヴェーラ 102号 破産者 豊坂 悠樹 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第854号 名古屋市守山区小六町7番23号 メゾン小六509号、従前の住所名古屋市守山区幸心1丁目1311番地 東洋ハイツ202号 破産者 山本 節美 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部 | 令和7年(フ)第33号 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川413番地エクシブ106号 破産者 松居 知代 | 令和7年(フ)第202号 兵庫県赤穂市塩屋2126番地1 塩屋団地J-201 破産者 宮本 寿也 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 |

| | |
|--------------|--|
| 令和7年(フ)第203号 | 兵庫県赤穂市塩屋2126番地1 塩屋団地J-201 破産者 宮本 幸枝 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部 |
| 令和7年(フ)第138号 | 岡山市中区兼基124番地2 大昭第二ビル406 破産者 古河 明 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第185号 | 岡山市北区富町2丁目20番16号 アルファハイツ401 破産者 荒木美也子 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第186号 | 岡山市南区福富西1丁目6番11号 グランパス福富303 破産者 熱田 真澄 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第195号 | 岡山県倉敷市児島味野3丁目3番63号 コーポコタニⅡ102号室 破産者 伊田富佐子 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第201号 | 岡山県和気郡和気町尺所408番地1 ティファニーA202号室 破産者 秋久知奈美 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第124号 | 福岡県久留米市上津町1136番地3 北田団地1棟401号 破産者 重松 伸正 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部 |

| | |
|--------------|--|
| 令和7年(フ)第49号 | 長崎県佐世保市大潟町289番地97 破産者 岩切 祐樹 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係 |
| 令和7年(フ)第54号 | 長崎県佐世保市上柚木町1390番地1 破産者 宮崎久美子 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係 |
| 令和7年(フ)第58号 | 長崎県北松浦郡佐々町松瀬免99番地2 未来ハウスC棟 破産者 岡部 美香 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係 |
| 令和7年(フ)第61号 | 長崎県佐世保市陣の内町869番地36 サンビルレッジ早岐203 破産者 山下 浩美 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係 |
| 令和7年(フ)第54号 | 鹿児島県霧島市国分名波町22番13-305号 名波ハイタウン 破産者 有村 結美 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係 |
| 令和7年(フ)第55号 | 鹿児島県霧島市国分中央1丁目24番40号 破産者 坂口 強子 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係 |
| 令和7年(フ)第7号 | 鹿児島県南さつま市加世田村原2丁目16番地8 前原住宅3号、従前の住所大阪府南河内郡河南町大字一須賀103番地の1 206号 破産者 西原 和基 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係 |
| 令和6年(フ)第463号 | 沖縄県南城市佐敷字仲伊保212番地 破産者 屋比久 清 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部 |
| 令和7年(フ)第38号 | 沖縄県那覇市樋川1丁目4番14号 ナナマンビル1502 破産者 伊藤 裕子 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部 |
| 令和7年(フ)第48号 | 沖縄県那覇市辻2丁目9番23号 グランピア波之上6-C 破産者 仲村 修 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部 |
| 令和7年(フ)第104号 | 沖縄県那覇市字上間300番地1 県営上間第二市街地住宅1211、住民票上の前住所沖縄県那覇市字小禄792番地 グリーンテラスⅢ3階 破産者 嘉手苅裕幸 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部 |
| 令和7年(フ)第105号 | 沖縄県那覇市字上間300番地1 県営上間第二市街地住宅1211、住民票上の前住所沖縄県那覇市字小禄792番地 グリーンテラスⅢ3階 破産者 嘉手苅亞矢乃 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部 |
| 令和7年(フ)第33号 | 北海道余市郡余市町栄町414番地24 破産者 三浦 真人 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所小樽支部 |
| 令和7年(フ)第157号 | 函館市赤川1丁目20番4号 グランメゾン103号室 破産者 森 龍陽 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所 |
| 令和7年(フ)第169号 | 北海道北斗市七重浜4丁目28番24号 コーポやまと2 102 破産者 増田ムツ子(旧姓高橋) 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所 |
| 令和7年(フ)第171号 | 函館市花園町7番6号 花園マンション 破産者 小笠原誠吾 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所 |
| 令和7年(フ)第55号 | 北海道中川郡幕別町札内若草町534番地の44 破産者 藤本佳奈美 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所帶広支部破産係 |
| 令和7年(フ)第1号 | 北海道斜里郡斜里町青葉町29番地2 かえで西団地A棟5号 破産者 中山 周 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所網走支部破産係 |
| 令和7年(フ)第2号 | 北海道斜里郡斜里町青葉町29番地2 かえで西団地A棟5号 破産者 中山 和子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所網走支部破産係 |

令和7年(フ)第32号

青森市大字新城字平岡895番地
破産者 岩崎いづみ

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第48号

青森市長島1丁目3番28号
破産者 繁田 隆志

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第37号

青森県八戸市小中野8丁目12番18号 ドリームマンション307号室
破産者 瓜田 義明

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第46号

青森県三戸郡階上町蒼前西1丁目9番地1954
カナリア106号
破産者 千葉恵美子

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第113号

盛岡市新庄町7番30号
破産者 中山 一浩

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第117号

盛岡市川目第13地割123番地4
破産者 明戸 臣広

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第271号

仙台市青葉区錦ヶ丘9丁目2番地の1 C a s a L i v e W e l l 錦ヶ丘、従前の住所仙台市太白区あすと長町4丁目3番58-1207号
破産者 白井越太郎

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第445号

仙台市宮城野区岩切字台屋敷111番地の1
メゾン紅陽S 3

破産者 酒井 厚

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第475号

仙台市青葉区愛子東4丁目3番72号

破産者 高橋ひかり

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第39号

宮城県東松島市赤井字南新町12番地29

破産者 遠藤 明

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第23号

秋田県能代市河戸川字中谷地16番地25

破産者 平川みづき

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第17号

山形県鶴岡市伊勢原町11番10号 イースタウンB 102号室

破産者 成沢 真人

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第18号

山形県鶴岡市民田字村下8番地

破産者 斎藤 洋介

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第20号

福島県石川郡石川町字高田275番地の11

破産者 生田目康次

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所白河支部破産係

令和7年(フ)第68号

群馬県太田市鳥山上町1176番地

破産者 藤岡 邦義

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第72号

群馬県太田市龍舞町2048番地1 エステートハイツC-202号

破産者 進藤 祐介

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第74号

群馬県館林市花山町2番地の11

破産者 伊藤 蓮

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第329号

東京都昭島市朝日町3丁目3番11号サンハウス1-B

破産者 池上 礼子

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第411号

東京都東大和市上北台1丁目3番地の14ソレアード204

破産者 高田 智子

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第515号

東京都立川市高松町3丁目22番16号ヨーポ和光102号

破産者 秋山 晴美

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第525号

東京都八王子市館町1097番地館ヶ丘団地2-1-506

破産者 林 恵美(旧姓阿久津)

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第602号

東京都八王子市大谷町70番地市営住宅大谷団地2-202

破産者 吉田 孝

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第629号

東京都西東京市谷戸町2丁目12番7-402号

破産者 海堂 昌子

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第632号

東京都八王子市中野山王2丁目32番12号ピュア・V210号

破産者 中嶋 星代

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

| | |
|--|--|
| 令和7年(フ)第653号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 東京都東村山市久米川町3丁目7番地3エルディア105 破産者 澤元フレディー | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第660号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 東京都国立市矢川3丁目22番地の32グランパリュー国立302 破産者 高橋 祐 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第714号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 東京都八王子市丹木町1丁目360番地1 破産者 豊泉みちる | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 |
| 令和7年(フ)第366号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市旭区市沢町704番地 グリーンヒル市沢5棟302号 破産者 藤井 良子 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第416号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市磯子区中浜町17番11号 プラージュアン103号 破産者 田家 直樹 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第521号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市旭区白根6丁目6番12号 破産者 清野 律子 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第717号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市鶴見区潮田町4丁目153番地12 インブルーム202 破産者 中村 百代 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |

| | |
|---|---|
| 令和7年(フ)第653号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市戸塚区戸塚町3150番地2 クリオ戸塚伍番館405号 破産者 中井川 满 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第722号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市青葉区荏田町447番地9 ベルヴェデーレ青葉荏田H号室 破産者 藤丸 玲菜 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第755号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市港北区樽町4丁目5番17-502号 破産者 野田 朱識 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第777号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市港南区港南台8丁目36番12号 レスタージュ港南台104 破産者 國友 徹人 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第784号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市港北区高田東4丁目15番6号 102 破産者 久嶋 文香 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第787号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市南区睦町1丁目27番地 民衆館204-A 破産者 長谷川慎之輔 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第861号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市旭区東希望が丘133番地1 希望が丘第3コープラスA棟505号 破産者 中村 正男 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第198号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 神奈川県秦野市鶴巻北1丁目19番19号 メゾングロリア 101号 破産者 宮島 明 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第879号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 横浜市戸塚区戸塚町3150番地2 クリオ戸塚伍番館405号 破産者 中井川 满 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第931号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 神奈川県高座郡寒川町一之宮9丁目15番3号 広田莊202号 破産者 浅見 哲平 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第949号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 横浜市港北区樽町2丁目7番48-402号 破産者 岡本 良子(旧姓清谷) | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第51号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 神奈川県秦野市南矢名2158番地 破産者 内海 洋子 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部 |
| 令和7年(フ)第83号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 神奈川県平塚市寺田縄39番地の1 ハイツ小泉101 破産者 草薙 穎明 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第133号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 神奈川県厚木市金田294番地2 defi nitive glace 201 破産者 藤原 晶子 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 令和7年(フ)第101号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部 |
| 三重県四日市市坂部が丘5丁目1番地116 ビレッジハウス坂部ヶ丘3-505、前住所三重県いなべ市大安町大井田1500番地 青山寮437-2号室 破産者 比嘉 宏之 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 令和7年(フ)第9号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 三重県四日市市ときわ5丁目2番55号 シャルマンA-303 破産者 富永由美子 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 令和7年(フ)第100号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 三重県四日市市泊小柳町5番22号 破産者 佐藤 慎也 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 令和6年(フ)第81号 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係 |
| 三重県伊勢市吹上2丁目9番5号、開始決定時の住所三重県伊勢市吹上2丁目12番7号 破産者 岡田 典正 | 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係 |

| | |
|---------------|--|
| 令和6年(フ)第82号 | 三重県伊勢市吹上2丁目9番5号、開始決定時の住所三重県伊勢市吹上2丁目12番7号 破産者 岡田 逸子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係 |
| 令和7年(フ)第25号 | 三重県志摩市阿児町甲賀4628番地2 ハイムトケイヤB-1号、前住所三重県志摩市阿児町鷺方750番地21 破産者 加藤小百合 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係 |
| 令和7年(フ)第29号 | 三重県度会郡玉城町長更619番地6 破産者 吉田 陽平 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所伊勢支部破産係 |
| 令和7年(フ)第13号 | 京都府舞鶴市字大川180番地の2 破産者 金子悠五こと 金 悠五 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所舞鶴支部破産係 |
| 令和7年(フ)第1142号 | 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田4丁目12番19号 レオパレス照ヶ丘 301号 破産者 戸倉由紀子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1346号 | 大阪市平野区瓜破東8丁目4番3-305号、前住所大阪市平野区瓜破1丁目1番11-207号 破産者 平川 萌夏 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1356号 | 大阪市淀川区十三東5丁目2番25号 十三八ウス 406号 破産者 明照運送こと高山光熙こと 高 光熙 |

| | | |
|--|---|---|
| 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1531号 大阪府大東市野崎1丁目15番313号 破産者 古賀 則行 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1619号 大阪市西成区北開1丁目3番26-907号 破産者 谷山 将瑚 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1391号 大阪市港区磯路3丁目5番16号 アワーハウスマジック番館 505号 破産者 有田 勝俊 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1542号 大阪府高槻市津之江町1丁目9番13号 破産者 石倉 昭滋 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1626号 大阪市住吉区長居西2丁目13番23-208号 破産者 保木本紀世 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1394号 大阪府門真市北岸和田3丁目9番13号 破産者 深田 悠司 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1572号 大阪府門真市宮野町3番11-208号、前住所 大阪府門真市脇田町2番1-408号 破産者 灰野 秀一 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1638号 大阪市大正区三軒家西2丁目12番8号 ハレクラニーヤハタⅢ401号 破産者 桑原 良行 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1428号 大阪府東大阪市喜里川町9番6号 SEAウエストコート 306 破産者 岡部美沙子(旧姓街) 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1578号 大阪市東住吉区針中野4丁目11番3号 コーポ中野 105号 破産者 松元 葵 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1647号 大阪府池田市住吉1丁目4番3号(202号) 破産者 杉江 佳子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1446号 大阪府東大阪市六万寺町3丁目10番35号 有楽マンション 305号、前住所大阪府東大阪市六万寺町1丁目11番31号 破産者 田畠 洋一 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1583号 大阪市浪速区塩草3丁目12番17-808号 破産者 姉川 大地 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1657号 大阪市淀川区木川西4丁目2番16-1001号 破産者 久保田エミカ 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1517号 大阪市淀川区宮原1丁目15番18-1302号 破産者 菅谷 佳子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1589号 大阪市西淀川区出来島2丁目8番15号 破産者 河村バメラこと G A D E A D E KAWAMURA D O R I S P A M E L A 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1667号 大阪府東大阪市五条町9番30号シャルマンコーポ枚岡公園 B棟407号室 破産者 佐野結城子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |
| 令和7年(フ)第1525号 大阪市平野区喜連西4丁目6番68号 A1ビル 401号、前住所大阪市生野区勝山南2丁目3番3号 南秀苑かつやま 203 破産者 奥河 桜 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1618号 大阪市平野区長吉長原東3丁目12番40-314号 破産者 橋本まち子 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 | 令和7年(フ)第1702号 大阪府寝屋川市対馬江西町13番17号 破産者 永山 のぶ 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部 |

令和7年(フ)第1703号
大阪府豊中市庄内東町3丁目8番16-510号
破産者 堀田 正典
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1774号
大阪府枚方市三栗2丁目10番12-602号
破産者 長友 麻衣
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1794号
大阪府高槻市富田町5丁目25番15号 大協マンション402号、前住所大阪府高槻市如是町26番5号
破産者 森西 由紀
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1799号
大阪府豊中市庄内幸町3丁目31番33号 105号
破産者 齊藤 大楽
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1817号
大阪府寝屋川市三井南町20番5号(401号)、前住所大阪府寝屋川市寿町1番9号(201号)
破産者 曾我部明美
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1821号
大阪市城東区成育2丁目16番8号 ジョイスクエアー 2-1D
破産者 BERUANGこと 廣井 理員
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1828号
大阪府東大阪市御幸町14番12号
破産者 森下シヅ子
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1881号
大阪市西淀川区福町2丁目11番5号 リバーサイドふよう
破産者 植 順子
法定代表人成年後見人 下前 卓也
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1882号
大阪市西区江戸堀3丁目1番32-1201号
破産者 緩詰 優子
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第205号
兵庫県姫路市御立中6丁目2番8号
破産者 坂口のぞみ
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第184号
島根県雲南市三刀屋町多久和1414番地
破産者 吾郷 智子
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第161号
岡山市南区福富中1丁目5番1号 タケダビル205
破産者 中西めぐみ(旧姓大月・小坂)
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第177号
岡山市中区平井3丁目1014番地2
破産者 七田 弘美
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第180号
岡山市北区富町1丁目6番17号 富町サンハイツⅠ 208号、前住所岡山市北区谷万成1丁目11番6-5号 かなで202号
破産者 中島 豊
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第192号
岡山市北区岡南町1丁目6番24号 A S K パークハイツ第1 303
破産者 尾又 茂雄
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第193号
岡山市北区西之町3番地111 コーポJ U N B号
破産者 中尾 早苗
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第206号
岡山県倉敷市児島下の町3丁目2番37号 102、旧住所岡山県倉敷市林519番地1 グローヴブリーズガーデンB-105
破産者 石畠多久美
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第212号
岡山市南区芳泉1丁目3番4号 当新田市営住宅4番館5号
破産者 高杉 千代
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第59号
広島市西区井口台3丁目10番1号
破産者 空 香穂
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第17号
徳島県鳴門市大津町矢倉字中開27番地14 ラ・リヴィエールⅡ 1号、旧住所徳島県徳島市南沖洲3丁目8番13-2号
破産者 喜田 完
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第7号
愛媛県今治市唐子台東1丁目12番地13
破産者 村井 瞳
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第9号
愛媛県今治市北鳥生町3丁目1番13号 高山マンション1F1号
破産者 羽藤 友芳
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第3号
福岡県みやま市高田町竹飯1193番地
破産者 有富 由佳(旧姓閔岡)
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第1号
佐賀県多久市多久町5732番地
破産者 谷口 正義
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第120号
佐賀県多久市北多久町大字小侍1215番地1 長峰ハイツ A-102号
破産者 西川 輝彦
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第125号
大分市星和台2丁目4番2号 グリーンビル星和台101、申立時の住所大分市敷戸西町12番7-202号
破産者 佐藤 智之
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第15号
宮崎県日南市南郷町中村乙7101番地380
破産者 樋口ゆみか
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和7年(フ)第24号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町11番21-302号
破産者 久保 楓(旧姓岩越)
1 決定年月日 令和7年7月9日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>小規模個人再生による再生計画認可</p> <p>令和7年（再イ）第3号</p> <p>和歌山県橋本市紀ノ光台2丁目22番地の12 再生債務者 久保健太郎</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月3日</p> <p>千葉地方裁判所館山支部破産再生係</p> <p>令和7年（再イ）第9号</p> <p>大阪市住吉区万代東4丁目2番31-804号 再生債務者 木村 吉宏</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>令和7年（再イ）第7号</p> <p>奈良県生駒市軽井沢町12番52号 軽井沢タウンハウスB 再生債務者 浅野 智明</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月7日</p> <p>奈良地方裁判所</p> | <p>令和7年（再イ）第6号</p> <p>栃木県栃木市岩舟町静5155番地7 再生債務者 齋藤 寿</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> |
| <p>令和7年（再イ）第1号</p> <p>宮崎市大字島之内9584番地43 再生債務者 金城 聰美</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月9日</p> | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> <p>大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年（再イ）第11号</p> <p>佐賀市鍋島町大字蛎久50番地 植木団地B 6-21 再生債務者 西 典男</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> <p>さいたま地方裁判所第3民事部</p> <p>令和6年（再イ）第19号</p> <p>千葉市美浜区幕張西2丁目10番1-203号 再生債務者 山本 義次</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>宇都宮地方裁判所栃木支部</p> <p>令和6年（再イ）第16号</p> <p>京都市北区上賀茂津ノ国町77番地23 再生債務者 モリモト工芸こと 森本 貞治</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> |
| <p>令和7年（再イ）第1号</p> <p>神戸市中央区熊内町5丁目11番14号 再生債務者 西田慎太郎</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> <p>佐賀地方裁判所民事部破産係</p> <p>令和6年（再イ）第35号</p> <p>群馬県邑楽郡大泉町富士3丁目14番23号 再生債務者 木村 正弘</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> <p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和7年（再イ）第5号</p> <p>佐賀県鳥栖市藤木町2456番地 コンダクトレジデンス鳥栖1419 再生債務者 吉本 洋就</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>京都地方裁判所第5民事部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第26号</p> <p>京都市右京区西京極河原町35番地1 ネバーランド西京極209号 再生債務者 池添 貴志</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> |
| <p>令和7年（再イ）第1号</p> <p>大分県中津市大字万田84番地10 再生債務者 小森 勇太</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月9日</p> | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> <p>前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和6年（再イ）第36号</p> <p>群馬県邑楽郡大泉町富士3丁目14番23号 再生債務者 木村真由美</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月2日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> <p>千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和7年（再イ）第37号</p> <p>佐賀県鳥栖市藤木町2456番地 コンダクトレジデンス鳥栖1419 再生債務者 吉本 洋就</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> | <p>京都地方裁判所第5民事部再生係</p> <p>令和7年（再イ）第3号</p> <p>神戸市須磨区大黒町1丁目2番16号 再生債務者 和田 誠</p> <p>1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月8日</p> |
| <p>大分地方裁判所中津支部個人再生係</p> <p>令和6年（再イ）第7号</p> <p>千葉県館山市犬石1496番地の32 再生債務者 戸田 莉沙</p> | <p>令和7年7月8日 前橋地方裁判所太田支部</p> | <p>佐賀地方裁判所民事部破産係</p> | <p>神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> |

令和7年(再イ)第9号
兵庫県姫路市広畑区蒲田523番地12
再生債務者 岩本相順こと LEE SANG SOON 李 相順
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月8日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第23号
兵庫県加古川市平岡町新在家1817番地の2
ネオハイツ東加古川503号
再生債務者 三上 博之
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月8日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第13号
佐賀市東与賀町大字飯盛1833番地29
再生債務者 西村 秀樹
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月4日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月8日 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(再イ)第14号
佐賀市中央区南17条西16丁目5番6-805号
再生債務者 河野 一則
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(再イ)第14号
札幌市中央区南17条西16丁目5番6-805号
再生債務者 河野 一則
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(再イ)第4号
青森市大字高田字朝日山809番地170
再生債務者 堀 孝

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 青森地方裁判所民事部再生係
令和6年(再イ)第11号
青森県弘前市大字山王町9番地10
再生債務者 三上 咲子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(再イ)第15号
静岡市駿河区みずほ1丁目30番地の1 リバティーアークB棟101
再生債務者 繁田 優希
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(再イ)第6号
岩手県花巻市柄内26地割101番地2
再生債務者 八重樫浩太
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(再イ)第9号
栃木県小山市大字小袋828番地2
再生債務者 荒川 欣子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 宇都宮地方裁判所栃木支部
令和7年(再イ)第6号
新潟市東区中山7丁目22番14号 サザンブルーク壱番館201号
再生債務者 大崎 淳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第4号
石川県小松市向本折町戊267番地、従前の住所静岡県浜松市西区西山町無番地 第1術科学校学生隊
再生債務者 河崎 鳩仁
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 鉄道地方裁判所帯広支部再生係
令和7年(再イ)第10号
福井県鯖江市西大井町第42号4番地21
再生債務者 正木 宏秋
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 福井地方裁判所
令和7年(再イ)第16号
福井市羽水2丁目606番地 ラ カーサ ミーア羽水201号室
再生債務者 藤木 洸平
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 福井地方裁判所
令和7年(再イ)第7号
高知市南河ノ瀬町298番地1
再生債務者 伊藤 利佳
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年(再イ)第9号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷13番地3 ディアスM.S. A棟102号
再生債務者 長谷 達郎
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年7月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年7月9日 長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和 6 年度法務省共済組合の
決算に関する公告

令和 7 年 7 月 23 日

東京都千代田区霞が関 1-1-1
法務省共済組合

1 短期経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-------|------|-------|
| 流動資産 | 8,058 | 流動負債 | 303 |
| | | 固定負債 | 2,017 |
| | | 剰余金 | 5,738 |
| 合 計 | 8,058 | 合 計 | 8,058 |

損益計算書の要旨

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|------|--------|-------|--------|
| 経常費用 | 28,256 | 経常収益 | 22,044 |
| 特別損失 | 1 | 特別利益 | 15 |
| | | 当期損失金 | 6,198 |
| 合 計 | 28,257 | 合 計 | 28,257 |

2 業務経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-----|------|-----|
| 流動資産 | 162 | 流動負債 | 48 |
| 固定資産 | 21 | 剰余金 | 135 |
| 合 計 | 183 | 合 計 | 183 |

損益計算書の要旨
(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|------|----|------|----|
| 経常費用 | 63 | 経常収益 | 63 |
| 合 計 | 63 | 合 計 | 63 |

3 保健経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-----|------|-----|
| 流動資産 | 365 | 流動負債 | 38 |
| | | 剰余金 | 327 |
| 合 計 | 365 | 合 計 | 365 |

損益計算書の要旨
(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|------|-----|-------|-----|
| 経常費用 | 592 | 経常収益 | 575 |
| | | 当期損失金 | 17 |
| 合 計 | 592 | 合 計 | 592 |

4 医療経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-----|------|-----|
| 流動資産 | 232 | 流動負債 | 6 |
| 固定資産 | 2 | 剰余金 | 228 |
| 合 計 | 234 | 合 計 | 234 |

損益計算書の要旨
(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|-------|----|------|----|
| 経常費用 | 48 | 経常収益 | 53 |
| 当期利益金 | 5 | | |
| 合 計 | 53 | 合 計 | 53 |

5 貯金経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-----|------|-----|
| 流動資産 | 600 | 流動負債 | 33 |
| | | 固定負債 | 10 |
| | | 剰余金 | 557 |
| 合 計 | 600 | 合 計 | 600 |

損益計算書の要旨

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|-------|-----|------|-----|
| 経常費用 | 109 | 経常収益 | 134 |
| 当期利益金 | 25 | | |
| 合 計 | 134 | 合 計 | 134 |

6 貸付経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-------|------|-------|
| 流動資産 | 1,206 | 流動負債 | 6 |
| 固定資産 | 1,618 | 固定負債 | 33 |
| | | 剰余金 | 2,785 |
| 合 計 | 2,824 | 合 計 | 2,824 |

損益計算書の要旨

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|-------|----|------|----|
| 経常費用 | 55 | 経常収益 | 57 |
| 当期利益金 | 2 | | |
| 合 計 | 57 | 合 計 | 57 |

7 物資経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-----|-----|-----|
| 流動資産 | 5 | | |
| 固定資産 | 1 | | |
| | | 剰余金 | 6 |
| 合 計 | 6 | 合 計 | 6 |

損益計算書の要旨

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|------|----|-------|----|
| 経常費用 | 1 | | |
| | | 当期損失金 | 1 |
| 合 計 | 1 | 合 計 | 1 |

令和 6 年度刑務共済組合の決算に関する公告

令和 7 年 7 月 23 日 東京都千代田区霞が関 1-1-1 刑務共済組合

1 短期経理

貸借対照表の要旨

(令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位: 百万円)

| 借 方 | 金 額 | 貸 方 | 金 額 |
|------|-------|------|-------|
| 流動資産 | 3,853 | 流動負債 | 146 |
| | | 固定負債 | 1,519 |
| | | 剰余金 | 2,188 |
| 合 計 | 3,853 | 合 計 | 3,853 |

損益計算書の要旨

(自 令和 6 年 4 月 1 日)
(至 令和 7 年 3 月 31 日) (単位: 百万円)

| 損失 | 金額 | 利益 | 金額 |
|-------|--------|-------|--------|
| 経常費用 | 19,768 | 経常収益 | 18,512 |
| 特別損失 | 2 | 特別利益 | 14 |
| 当期利益金 | 249 | 当期損失金 | 1,493 |
| 合 計 | 20,019 | 合 計 | 20,019 |

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

茨城県ひたちなか市湊本町一〇番五号

布施新海産株式会社

代表清算人 井上 俊邦

解散公告

当社は、令和7年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

千葉県四街道市鷹の台三千目四番一号

リノヴェル株式会社

代表清算人 横島わか子

解散公告

当社は、令和7年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

東京都墨田区亀沢三丁目一番一号

株式会社ノア・オートシステム

代表清算人 頭田 朋子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド総合事務所内

代表清算人 池田 卓也

解散公告

当社は、令和7年六月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

栃木県那須郡那須町豊原内一三四〇 那須

まちづくり広場二二二

特定非営利活動法人ネルギーヒーリング協会

清算人 館野 輝光

解散公告

当社は、令和7年六月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

埼玉県上尾市大字原市一一二〇番地

さつき商事株式会社

代表清算人 齊藤 良雄

解散公告

当社は、令和7年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

千葉県柏市若柴一七八番地四柏の葉ヤンバ

ス一四八街区二ショップ&オフィス棟六階

株式会社振動洗浄研究所

代表清算人 原田 慧

解散公告

当社は、令和7年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

千葉県松戸市総合七丁目六二一 針ビル

一〇二号 NPO法人仮り暮らし

清算人 德永 晃代

解散公告

当社は、令和7年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都渋谷区神宮前六丁目一二番二〇号

ブライ株式会社

代表清算人 高田 樹

解散公告

当社は、令和7年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都港区麻布十番一丁目二番七号

株式会社Tax Refund Express

代表清算人 西片 大

解散公告

当社は、令和7年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都三鷹市新川一丁目一四番一三号

有限会社三田村

清算人 土屋 強志

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

東京都江戸川区中葛西三丁目三二番一二

代表清算人 野口 裕貴

解散公告

当社は、令和7年四月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都三鷹市美浜区真砂四丁目七番一五号

カーサフレスコ二〇三

代表清算人 和田 直也

解散公告

当社は解散した為、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に連絡下さい。右期間内に申し出がない場合は清算から除斥します。

令和7年7月23日

東京都渋谷区富ヶ谷二丁目一四番六号

有限会社萩バース・ルーム

清算人 霜島 一夫

解散公告

当社は、令和7年6月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都品川区小山六丁目四番八号

有限会社盛美

清算人 市橋 昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都品川区小山六丁目四番八号

有限会社盛美

清算人 市橋 昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都足立区椿二丁目二三番一号

有限会社大伸建工

清算人 岡部 康裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目四五番地一九

ニイガタテクノウイング株式会社

代表清算人 唐原 英勝

解散公告

当社は、令和7年5月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都中央区新富一丁目一五番一四号

株式会社コーディアルジャパン

清算人 石川 浩志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パ

シフィックセンチュリープレイス丸の内

清算人 シエルソーラージャパン合同会社

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

横浜市港北区篠原町一四二八番地の一

清算人 リオンコ・ラフニ・ニア

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号赤坂Kタ

ワーフ四階C A P I T A L T A X 株式会社内

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五一一二七

清算人 岩本 勇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

神奈川県鎌倉市笛田二丁目一六番一号

清算人 亀山 順子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都中央区八丁堀三丁目一番七号

代表清算人 足立 邦彦

解散公告

当社は、令和7年6月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都世田谷区成城 丁目六番一九号

Wood Business & Consulting合司

代表清算人 大久保佳孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

山梨県甲府市丸の内二丁目二七番六号

株式会社神田活字甲府店

代表清算人 中村 洋身

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

横浜市港北区篠原町一四二八番地の一

清算人 加藤 勝彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

静岡県静岡市駿河区南町一一番一号

マルミフーズ株式会社

代表清算人 中島 正民

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

神奈川県鎌倉市笛田二丁目一六番一号

清算人 伊勢泰平工業有限公司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

三重県多気郡明和町大字斎宮二八九三番地

清算人 中村 とみ子

解散公告

当社は、令和7年6月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目四五番地一九

株式会社カメヤマ

代表清算人 中村 とみ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

伊勢泰平工業有限公司

代表清算人 山田 雄介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

名古屋市中区錦二丁目一七番三〇号河越ビル

株式会社D.B.A

代表清算人 山田 雄介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目四五番地一九

清算人 中村 とみ子

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

滋賀県近江八幡市桜宮町二〇七番地六タイハイツ桜宮二F

et work

清算人 布施太一郎

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和六年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

解散公告

当社は、令和七年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪市西区九条南四丁目五番二号

有限会社大河内製作所

清算人 大河内俊夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

兵庫県芦屋市西芦屋町四番一六号

有限会社寺井テストセンター

清算人 寺井 正文

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散しましたの決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪市北区西天満四丁目一番一五号 西天満内藤ビル四階

有限会社ミナカワ

清算人 南川 和子

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

株式会社丸中レンタリース

代表清算人 糸井 美紀

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪府吹田市天道町四番二四号

株式会社コーエーペイント

代表清算人 古藤 恵子

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

大阪府池田市天神一丁目一〇番二五号

株式会社新日本工コルス

代表清算人 高橋 要司

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

岡山県津山市京町七三番地二丹沢ビル二階

特定非営利活動法人津山DVシェルターカー

代表清算人 罗びん

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

福岡県うきは市浮羽町山北一八七番地の二

有限会社佐藤商機

代表清算人 高木 成和

解散公告

当社は、令和七年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

福岡県うきは市浮羽町山北一八七番地の二

有限会社佐藤商機

代表清算人 佐藤 三喜夫

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

高知県四万十市中村小姓町四六番地中村商工会館内

まちづくり四万十株式会社

代表清算人 福田 充

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

高知県吾川郡いの町神谷一四三三番地六

ライフプラス株式会社

代表清算人 近澤 隆志

解散公告

当組合は、令和七年六月八日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

奈良県香芝市逢坂八丁目二〇八番地の四

株式会社ヘルシーライフ21

代表清算人 竹内 秀行

解散公告

当法人は、令和七年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

福岡市中央区港二丁目九番一六号

福博個人タクシーアクセス

代表清算人 金光 永作

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十三日

解散公告

当社は、令和7年7月7日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

熊本県玉名郡和水町久伊原二一〇五番地四五

合同会社生山

清算人 生山莉桜菜

解散公告

当社は、令和7年6月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

宮崎県えびの市大字東長江浦一六七六番地

株式会社五領ブロイラー

代表清算人 吉野 秋雄

解散公告

当社は、令和7年6月30日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

宮崎県えびの市大字東長江浦一六七六番地

合同会社ティープラス

清算人 戸高 俊策

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

沖縄県那覇市松尾二丁目一二番八号

國房ビル合同会社

清算人 國場 幸泉

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

有限会社ハイライズ田島

清算人 田島 朝伸

解散公告

当法人は、令和7年6月25日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

沖縄県島尻郡南風原町字新川一九三番地

一般社団法人沖縄在来研究所

代表清算人 名嘉眞田記

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年6月27日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

川崎市中原区下小田中一丁目二八番一七号

ハイツ草苑二階

医療法人社団高橋眼科医院

清算人 高橋 裕昭

解散公告(第一回)

当企業年金基金は、令和7年6月29日厚生労働大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

宮崎市清武町今泉甲三七四〇番地二

合同会社ティープラス

清算人 戸高 俊策

解散公告(第二回)

当法人は、二〇二五年六月十三日福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(二〇二五年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

申出先福島県いわき市中央台飯野四丁目二

番地の四いわきニュー・タウンセンタービル

二階ひろ法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和6年10月31日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和7年7月22日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

神奈川県藤沢市龜井野二丁目一番二号二階

医療法人国里整形外科

清算人 小林 綾子

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年5月25日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

福岡県福岡市中央区赤坂二丁目六番二三号

(管理事務所)

グリーンハイツ赤坂管理組合法人

清算人 青木 真由美

解散公告(第一回)

当法人は、令和7年6月27日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

鹿児島県霧島市牧園町宿窪田九四一番地一

医療法人大成会

清算人 寺脇 康文

解散公告(第二回)

当法人は、二〇二五年六月十三日福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(二〇二五年七月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

登記簿上の主たる事務所福島県いわき市平

北白土字愛谷町五二番地

宗教法人いわき中央教会

解散公告(第二回)

当法人は、令和5年10月31日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年7月22日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

医療法人社団海琉会

清算人 昇 辰雄

解散公告(第二回)

当法人は、令和6年10月31日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和7年7月22日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

岡山県倉敷市八王寺町二八七番地

医療法人すわ内科皮ふ科

清算人 謙訪 和雄

解散公告(第三回)

当組合は解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年7月18日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

三重県度会郡大紀町錦八七六番地の五

双葉漁業生産組合

清算人 谷口 兄

解散公告(第三回)

当組合は解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和7年7月18日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年7月23日

申出先福島県いわき市中央台飯野四丁目二

番地の四いわきニュー・タウンセンタービル

二階ひろ法律事務所

第31期決算公告
北海道釧路市星が浦大通り4丁目1番37号
株式会社エーシー・エル物流北海道
代表取締役社長 山田 幸人
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|---------|
| 資の 産 部 | |
| 流動資産 | 195,407 |
| 固定資産 | 8,161 |
| 資 産 合 計 | 203,568 |
| 負 純 資 産 及 び 部 | |
| 流动負債 | 69,656 |
| 固定負債 | (2,259) |
| 当期純利益 | 29,781 |
| 資本 | 104,131 |
| 資本剰余金 | 30,656 |
| 益益 | 73,475 |
| 益益 | 1,290 |
| その他利益 | 72,185 |
| 純利益 | (5,587) |
| 負債・純資産合計 | 203,568 |

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日

東京都港区赤坂二一一七一四七

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所

株式会社P.H.Y.L 東京都品川区西五反田一一二一八
L.I.T.E K.S.S五反田ビル五階

不動産信用保証株式会社

代表取締役社長 内海 英一

不動産信用保証株式会社

代表取締役社長 内海 英一

株券番号

公益信託「高橋保藏視覚障害者福祉基金」 第三十期決算公告

一、事業概要 北本市視覚障害者協会等、三団体が行う視覚障害者の支援を目的とした事業に対し、合計九十万四千円の助成を行つた。

二、財産目録 (令和7年3月31日現在)

資産合計 九三六円

二、財産目録 (令和7年3月31日現在)

資産合計 九三六円

三、負債合計 九三六円

四、純資産合計 九三六円

五、負債及び純資産の部

六、純資産の部

七、資本の部

八、資本の部

九、資本の部

十、資本の部

十一、資本の部

十二、資本の部

十三、資本の部

十四、資本の部

十五、資本の部

十六、資本の部

十七、資本の部

十八、資本の部

十九、資本の部

二十、資本の部

二十一、資本の部

二十二、資本の部

二十三、資本の部

二十四、資本の部

二十五、資本の部

二十六、資本の部

二十七、資本の部

二十八、資本の部

二十九、資本の部

三十、資本の部

三十一、資本の部

三十二、資本の部

三十三、資本の部

三十四、資本の部

三十五、資本の部

三十六、資本の部

三十七、資本の部

三十八、資本の部

三十九、資本の部

四十、資本の部

四十一、資本の部

四十二、資本の部

四十三、資本の部

四十四、資本の部

四十五、資本の部

四十六、資本の部

四十七、資本の部

四十八、資本の部

四十九、資本の部

五十、資本の部

五十一、資本の部

五十二、資本の部

五十三、資本の部

五十四、資本の部

五十五、資本の部

五十六、資本の部

五十七、資本の部

五十八、資本の部

五十九、資本の部

六十、資本の部

六十一、資本の部

六十二、資本の部

六十三、資本の部

六十四、資本の部

六十五、資本の部

六十六、資本の部

六十七、資本の部

六十八、資本の部

六十九、資本の部

七十、資本の部

七十一、資本の部

七十二、資本の部

七十三、資本の部

七十四、資本の部

七十五、資本の部

七十六、資本の部

七十七、資本の部

七十八、資本の部

七十九、資本の部

八十、資本の部

八十一、資本の部

八十二、資本の部

八十三、資本の部

八十四、資本の部

八十五、資本の部

八十六、資本の部

八十七、資本の部

八十八、資本の部

八十九、資本の部

九十、資本の部

九十一、資本の部

九十二、資本の部

九十三、資本の部

九十四、資本の部

九十五、資本の部

九十六、資本の部

九十七、資本の部

九十八、資本の部

九十九、資本の部

一百、資本の部

一百一、資本の部

一百二、資本の部

一百三、資本の部

一百四、資本の部

一百五、資本の部

一百六、資本の部

一百七、資本の部

一百八、資本の部

一百九、資本の部

一百十、資本の部

一百十一、資本の部

一百十二、資本の部

一百十三、資本の部

一百十四、資本の部

一百十五、資本の部

一百十六、資本の部

一百十七、資本の部

一百十八、資本の部

一百十九、資本の部

一百二十、資本の部

一百二十一、資本の部

一百二十二、資本の部

一百二十三、資本の部

一百二十四、資本の部

一百二十五、資本の部

一百二十六、資本の部

一百二十七、資本の部

一百二十八、資本の部

一百二十九、資本の部

一百三十、資本の部

一百三十一、資本の部

一百三十二、資本の部

一百三十三、資本の部

一百三十四、資本の部

一百三十五、資本の部

一百三十六、資本の部

一百三十七、資本の部

一百三十八、資本の部

一百三十九、資本の部

一百四十、資本の部

一百四十一、資本の部

一百四十二、資本の部

一百四十三、資本の部

一百四十四、資本の部

一百四十五、資本の部

一百四十六、資本の部

一百四十七、資本の部

一百四十八、資本の部

一百四十九、資本の部

一百五十、資本の部

一百五十一、資本の部

一百五十二、資本の部

一百五十三、資本の部

一百五十四、資本の部

一百五十五、資本の部

一百五十六、資本の部

一百五十七、資本の部

一百五十八、資本の部

一百五十九、資本の部

一百六十、資本の部

一百六十一、資本の部

一百六十二、資本の部

一百六十三、資本の部

一百六十四、資本の部

一百六十五、資本の部

一百六十六、資本の部

一百六十七、資本の部

一百六十八、資本の部

一百六十九、資本の部

一百七十、資本の部

一百七十一、資本の部

一百七十二、資本の部

一百七十三、資本の部

一百七十四、資本の部

一百七十五、資本の部

一百七十六、資本の部

一百七十七、資本の部

一百七十八、資本の部

一百七十九、資本の部

一百八十、資本の部

一百八十一、資本の部

一百八十二、資本の部

一百八十三、資本の部

一百八十四、資本の部

一百八十五、資本の部

一百八十六、資本の部

一百八十七、資本の部

一百八十八、資本の部

一百八十九、資本の部

一百九十、資本の部

一百九十一、資本の部

一百九十二、資本の部

一百九十三、資本の部

一百九十四、資本の部

一百九十五、資本の部

一百九十六、資本の部

一百九十七、資本の部

一百九十八、資本の部

一百九十九、資本の部

一百二十、資本の部

一百二十ー、資本の部

一百二十ーー、資本の部

一百二十ーーー、資本の部

一百二十ーーーー、資本の部

一百二十ーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本の部

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー、資本

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市塙田四丁目三三番地一、
最後の住所埼玉県川口市川口五丁目五番三二
号武藏野ベルハイツ川口一〇二号

被相続人 亡 北片 康二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県上尾市上町一―四一―関東商工会館

ビル四階武井・鳥居法律事務所

相続財産清算人 弁護士 両川 正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市石岡三九番地、最後の住
所埼玉県川口市朝日五丁目一三番七一三〇三
号第一コープサンキヨウ

被相続人 亡 鈴木 宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県川越市並木新町七一ガーデンパレ

ス二〇二南古谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠藤 浩紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越市冰川町一四七番地七、最後
の住所本籍に同じ 被相続人 亡 岩本 マス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県川越市大字今福一〇一七番地三
法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐藤 寛太

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍埼玉県川越市に同じ

二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 新居 宏志

令和七年七月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二一三七〇

相続財産清算人 弁護士 中島 一郎

被相続人 亡 滝澤 一文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県越市朝志ヶ丘二丁目五四二番地
二六、最後の住所埼玉県市柏町六丁目自三
番一九号

相続財産清算人 弁護士 嶋田 麻里

被相続人 亡 小林 博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県熊谷市中奈良六九一一番地一、最後
の住所埼玉県熊谷市万平町二丁目一五七番地
四

相続財産清算人 弁護士 中島 一郎

被相続人 亡 滝澤 一文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県熊谷市筑波二丁目一三番地加賀崎ビ
ル二階一号

相続財産清算人 弁護士 波多野孝彦

被相続人 亡 名和 明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県幸手市中四丁目二五番、最後の住
所埼玉県幸手市栄一番一〇一三〇四号

相続財産清算人 弁護士 安田伸一朗

被相続人 亡 大沼 祥郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一一
ス二〇二南古谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 遠藤 浩紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越市冰川町一四七番地、最後
の住所本籍に同じ 被相続人 亡 岩本 マス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一―一八一
二

相続財産清算人 弁護士 春山 和紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市中一丁目六二七八番地、最
後住所埼玉県幸手市中一丁目六二七八番地、最
後号

被相続人 亡 長門 正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

第38期決算公告 令和7年7月23日
北海道標津郡中標津町北中16番地9
根室中標津空港ビル株式会社
代表取締役社長 西村 積

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|--------|------|-----------|
| 資の部 | 流動資産 | 672,225 |
| | 固定資産 | 429,764 |
| | 合計 | 1,101,989 |
| 負純資産の部 | 流動負債 | 72,762 |
| | 固定負債 | 86,345 |
| | 資本 | 942,882 |
| | 益 | 498,000 |
| | 利 | 455,882 |
| | 利 | 11,000 |
| | 利 | 444,882 |
| | 利 | (50,238) |
| | 利 | △11,000 |
| | 合計 | 1,101,989 |

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区下目黒三丁目六〇四番地、
最後の住所千葉県市原市牛久八一四番地一れ
んげの里

被相続人 亡 小倉 茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

千葉県船橋市前原西四丁目六一四番地、
最後の住所千葉県市原市米原二七三番地一五
一グループホームコイデ

被相続人 亡 湯浅 新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

千葉県船橋市新田町一―一 I M I

被相続人 亡 長門 正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

千葉法律事務所

相続財産清算人 弁護士 今井 浩統

被相続人 亡 荒井 順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

相続財産清算人 弁護士 岩佐 一基

被相続人 亡 岩佐 一基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

相続財産清算人 弁護士 春山 和紀

被相続人 亡 長門 正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

相続財産清算人 弁護士 春山 和紀

被相続人 亡 荒井 順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年七月二十三日

相続財産清算人 弁護士 中間 一裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡隠岐の島町大来四六番地、

最後の住所島根県隠岐郡隠岐の島町栄町一三

九八番地

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町五二番地
隠岐ひまわり基金法律事務所

相続財産清算人 小林 竜也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区山田一一八一番地、最

後の住所岡山県岡山市南区山田一一八一番地

被相続人 亡 岡 正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

島根県隠岐郡隠岐の島町弓之町八一一七
相続財産清算人 弁護士 種田 蘭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区中町六三番地、最後の住所広

島市安佐北区可部東二丁目一八番二八号

被相続人 亡 山村久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二

十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

従たる事務所広島市中区八丁堀七番二号
相続財産清算人 司法書士法人高尾事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県浅口市鴨方町小坂西一四〇九番

地、最後の住所島根県福山市赤坂町大字早戸
一四八三番地福山福寿園

被相続人 亡 井上シズコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二

十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

広島市佐伯区海老園一丁目五番五一号
相続財産清算人 司法書士法人高尾事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市藤江町一六三六番地一、最

後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 作田みゆき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二

十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

広島県福山市永町一丁目二三番地九
相続財産清算人 司法書士 石田佳奈恵
(職名 小林佳奈恵)

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市府中市府中町六五三番地一、最後

の住所広島市安佐北区あさひが丘六丁目二五

番一〇号
被相続人 亡 高橋乃生子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二

十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

広島県東広島市豊栄町吉原九一一番地
相続財産清算人 司法書士 藥師寺晃雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県三好市池田町白地ノロウチ三一

番地、最後の住所徳島県美馬市脇町大字脇町二

番地 三森 廣 方
被相続人 亡 新居 勝広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二

十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

徳島県美馬市脇町大字脇町二番地三
相続財産清算人 司法書士 森 廣一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市香川町東谷八一一番地、最

後の住所香川県高松市仏生山町甲五六一一番地

被相続人 亡 山本くみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

香川県高松市錦町二丁目九番二七号
佐野・吉田茂法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市松川町一六一一番地、最

後の住所福岡市東区原田一丁目四一一番号特別

養護老人ホームサンシャイン

被相続人 亡 塚元 住子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三四号
相続財産清算人 司法書士 稲賀 敬三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市福山町一四三番

地四
被相続人 亡 有村 哲之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月二

十四日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年七月二十三日

鹿児島市照国町一三番四一号
相続財産清算人 弁護士 湯ノ口 穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県横浜市神奈川区子安通一丁目
不在者 鈴木 駒吉

不在者財産管理人による供託公告

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 鈴木 駒吉

二 供託所 横浜地方法務局

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁判所 横浜家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

事件番号 令和元年(家)第四五一五〇号

七 令和七年七月二十三日

神奈川県横浜市中区弁天通三丁目四二番地
N.G.S弁天通ビル六〇二
浅葉法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 浅葉 康之

生年月日 大正十四年一月二十六日

二〇三番地

二 供託所 横浜家庭裁判所

三 供託番号 令和七年度金第一六一四号

四 供託金額 四、八六九、六〇一円

五 裁

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整備のために無縁墳墓等について改葬するところなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬するいふになりますので、承知ください。

令和七年七月二十三日

一、墳墓等所在地 神奈川県横浜市中区翁町一一七一七

一、墳墓等の名称 宗教法人法國寺 関内陵苑
一、死亡者の本籍及び氏名 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町五四一秋山武男、本籍不明
山下りヨ、千葉県千葉市中央区新宿一丁目八番地

秋山孝文、東京都葛飾区宝町二丁目五九番地
七荒川成男、荒川ヒサ子、福岡県大牟田市大字三池九二八番地
勝口、神奈川県大和市中央林間一丁目四二七番地
内野佐多子、内野秀雄、埼玉県桶川市大字

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)
一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

毛地建物取引業者営業保証金取りもどし公告
毛地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和7年7月23日

記

〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ADMネットライン ②東京都知事(578916) ③代表取締役 松村正巳 ④東京都江戸川区一之江八丁目13番18号 株式会社ADMネットライン 代表取締役 松村正巳

①積水ハウスシヤーメゾンPM関西株式会社 ②国土交通大臣(110779) ③代表取締役 伊藤一徳
④大阪府大阪市北区大淀中1-1-30梅田スカイビルタワー東館25階 廃止した従たる事務所
阪南賃貸営業所 和歌山オフィス 和歌山県和歌山市杉ノ馬場一丁目1番FK BUILDING 4階 滋賀賃貸営業所 彦根オフィス 滋賀県彦根市大東町14-15上野第Vビル1階 ⑤1000万円 ⑥近畿地方整備局長 ⑦大阪府大阪市北区大淀中1-1-30梅田スカイビルタワー東館25階 積水

川田谷二四五番地 砂川好江、三重県鈴鹿市
稲生町四六七三番地 鈴木武兵衛 鈴木きぬゑ、東京都渋谷区笹塚二丁目三番地 長谷川勝信、長野県諏訪市湖岸通り二丁目六一〇番地

稻垣悦司、翁町二一七一七 宗教法人法國寺 代表役員 池田真理雄

一、改葬を行おうとする者 神奈川県横浜市中区

稲垣悦司、翁町二一七一七 宗教法人法國寺 代表役員 池田真理雄

無縁墳墓等改葬公告

墓地廃止の為に無縁墳墓等について改葬するいとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬するいふになりますので、承知下さる。

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

一、墳墓等の名称 個人墓地 (岡崎家)

一、死亡者の本籍及び氏名 全て不詳
一、改葬を行おうとする者 高知県香南市赤岡町
一〇〇〇番地七 岸田 朋範

令和七年七月二十三日

第36期決算公告

2025年6月24日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駄字上尾駄2番地42
六ヶ所げんねん企画株式会社
代表取締役 秋田谷仁邦

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|---------|-----------|---------|
| 資の産部 | 流動資産 | 606,986 |
| | 固定資産 | 112,913 |
| 合 | 計 | 719,899 |
| 負純資産及び部 | 負債 | 133,341 |
| | 資本 | 189,142 |
| | 利益 | 397,416 |
| | その他利益 | 400,000 |
| | 純利益 | △2,584 |
| | 余金 | △2,584 |
| | (うち当期純利益) | (5,418) |
| 合 | 計 | 719,899 |

第47期決算公告

2025年6月25日
札幌市東区北24条東2丁目5番15号
北海道三菱電機販売株式会社
取締役社長 田中厚

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|---------|-----------|------------|
| 資の産部 | 流動資産 | 5,046,039 |
| | 固定資産 | 264,495 |
| 合 | 計 | 5,310,534 |
| 負純資産及び部 | 負債 | 3,442,540 |
| | 資本 | 188,845 |
| | 利益 | (138,650) |
| | その他利益 | (うち退職給付引当) |
| | 資本 | 1,679,149 |
| | 利益 | 36,000 |
| | その他利益 | 1,643,149 |
| | 純利益 | 9,000 |
| | 余金 | 1,634,149 |
| | (うち当期純利益) | (191,915) |
| 合 | 計 | 5,310,534 |

第92期決算公告

令和7年7月23日
北海道恵庭市北柏木町3丁目39番
合同容器株式会社
代表取締役社長 日野威

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|---------|-------|-----------|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,851,076 |
| | 固定資産 | 2,185,202 |
| 合 | 計 | 6,036,278 |
| 負純資産及び部 | 負債 | 2,687,375 |
| | 資本 | 343,840 |
| | 利益 | 3,005,063 |
| | その他利益 | 310,000 |
| | 純利益 | 1,037 |
| | 余金 | 1,037 |
| | 準備金 | 2,694,026 |
| | 利益 | 77,500 |
| | その他利益 | 2,616,526 |
| | 純利益 | (150,343) |
| 合 | 計 | 6,036,278 |

第54期決算公告

令和7年6月19日
福島県福島市小倉寺字中ノ内1番5
株式会社TTKエンジニアリング
代表取締役社長 寺門光一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|---------|-----------|---------|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,207 |
| | 固定資産 | 79 |
| 合 | 計 | 1,286 |
| 負純資産及び部 | 負債 | 198 |
| | 資本 | 71 |
| | 利益 | 1,016 |
| | その他利益 | 30 |
| | 純利益 | 986 |
| | 余金 | 7 |
| | (うち当期純利益) | 979 |
| | 準備金 | (94) |
| 合 | 計 | 1,286 |

第4期決算公告

令和7年6月25日
福岡市早良区百道浜2丁目2番22号
株式会社インクルーシブシティ
代表取締役 中間裕一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|---------|-------|---------|
| 資の産部 | 流動資産 | 132,863 |
| | 固定資産 | 493 |
| 合 | 計 | 133,357 |
| 負純資産及び部 | 負債 | 2,601 |
| | 資本 | 130,756 |
| | 利益 | 75,000 |
| | その他利益 | 75,000 |
| | 純利益 | △19,243 |
| | 余金 | (9,886) |
| 合 | 計 | 133,357 |

第42期決算公告

令和7年7月23日
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駄字上尾駄22番地258
六ヶ所エンジニアリング株式会社
代表取締役 附田妙子

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|---------|-------|-----------|
| 資の産部 | 流動資産 | 901,483 |
| | 固定資産 | 1,720,054 |
| 合 | 計 | 80 |
| 負純資産及び部 | 負債 | 2,621,617 |
| | 資本 | 337,063 |
| | 利益 | 731,354 |
| | その他利益 | 1,553,200 |
| | 純利益 | 20,000 |
| | 余金 | 1,533,200 |
| | 準備金 | 3,910 |
| | 利益 | 1,529,289 |
| | その他利益 | (46,247) |
| 合 | 計 | 2,621,617 |

第29期決算公告 令和7年7月23日
群馬県伊勢崎市国領町217番地1
伊勢崎フードワークス株式会社
代表取締役 藤田 晃

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 494,335 |
| | 固定資産 49,740 |
| | 合 計 544,075 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 340,077 |
| | 固定負債 72,492 |
| | 株主資本 131,506 |
| | 資本剰余金 50,000 |
| | 利益剰余金 0 |
| | 利益剰余金 81,506 |
| | 利益剰余金 12,580 |
| | その他利益剰余金 68,926 |
| | (うち当期純利益) (57,331) |
| | 合 計 544,075 |

第50期決算公告 2025年6月18日
茨城県常総市内守谷町4365番地1
株式会社全農ハイパック
代表取締役社長 今村 武之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|----------------|
| 資の 産部 | 流動資産 536,435 |
| | 固定資産 2,472,929 |
| | 合 計 3,009,364 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 1,558,776 |
| | 固定负债 1,284,389 |
| | 株主資本 166,199 |
| | 資本剰余金 100,000 |
| | 利益剰余金 417,842 |
| | 利益剰余金 417,842 |
| | △ 351,643 |
| | △ 32,748 |
| | △ 384,391 |
| | (249,531) |
| | 合 計 3,009,364 |

第38期決算公告

令和7年6月27日

茨城県猿島郡五霞町大字幸主572番地1

大王製紙パッケージ運輸株式会社

代表取締役社長 吉田 和人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------|
| 資の 産部 | 流動資産 139,986 |
| | 固定資産 6,454 |
| | 合 計 146,440 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 122,874 |
| | 固定负债 3,518 |
| | 株主資本 20,049 |
| | 資本剰余金 20,000 |
| | △ 49 |
| | △ 49 |
| | (310) |
| | 合 計 146,440 |

第48期決算公告

令和7年6月16日
埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目
7番1号
北浦和ターミナルビル株式会社
代表取締役 辻村 公雄

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 284,260 |
| | 固定資産 544,352 |
| | 合 計 828,612 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 29,481 |
| | 固定负债 157,094 |
| | (うち修繕引当金) (41,764) |
| | 株主資本 642,037 |
| | 資本剰余金 80,000 |
| | 資本準備金 562,037 |
| | その他利益剰余金 562,037 |
| | (うち当期純利益) (2,894) |
| | 合 計 828,612 |

第19期決算公告

令和7年6月13日
埼玉県深谷市上野台1351番地
株式会社UACJグリーンネット
代表取締役社長 松本 好弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 101,420 |
| | 固定資産 9,188 |
| | 総資産 1,675 |
| | 合 計 112,283 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 43,741 |
| | 固定负债 4,377 |
| | 株主資本 64,165 |
| | 資本剰余金 10,000 |
| | 資本準備金 54,165 |
| | その他利益剰余金 2,500 |
| | その他利益剰余金 51,665 |
| | (うち当期純利益) (19,009) |
| | 合 計 112,283 |

第37期決算公告

令和7年5月16日
埼玉県熊谷市原島668番地1
ミドリ安全北埼玉株式会社
代表取締役 三橋 大郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月20日現在)(単位:千円)

| 科 目 | 金額 |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 156,030 |
| | 固定資産 948 |
| | 合 計 156,978 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 103,119 |
| | 固定负债 53,859 |
| | 株主資本 10,000 |
| | 資本剰余金 43,859 |
| | 資本準備金 2,500 |
| | その他利益剰余金 41,359 |
| | (うち当期純利益) (41,177) |
| | 合 計 156,978 |

第33期決算公告

令和7年6月30日
埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目410
エス・ケイ・エンジニアリング株式会社
代表取締役 阿部 正

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 522,383 |
| | 固定資産 38,078 |
| | 合 計 560,461 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 63,822 |
| | 固定负债 10,000 |
| | 株主資本 486,639 |
| | 資本剰余金 30,000 |
| | 資本準備金 7,500 |
| | 利益剰余金 449,139 |
| | その他利益剰余金 449,139 |
| | (うち当期純利益) (36,225) |
| | 合 計 560,461 |

第13期決算公告 令和7年6月25日

埼玉県さいたま市北区東大成町2丁目
263番地4北原ビル6階
株式会社FJCC衣良品サービス
代表取締役 松永 和明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|-------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 571,832 |
| | 固定資産 6,015 |
| | 合 計 577,847 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 44,340 |
| | 固定负债 25,081 |
| | 株主資本 508,426 |
| | 資本剰余金 100,000 |
| | 資本準備金 100,000 |
| | その他利益剰余金 308,426 |
| | その他利益剰余金 308,426 |
| | (うち当期純利益) (6,720) |
| | 合 計 577,847 |
| | 負債・純資産合計 577,847 |

第74期決算公告

令和7年6月13日
埼玉県比企郡川島町大字戸守442番地1
ファインシスター三信株式会社
代表取締役 名取 政人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 766,285 |
| | 固定資産 292,722 |
| | 合 計 1,059,007 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 675,729 |
| | 固定负债 241,513 |
| | 株主資本 140,216 |
| | 資本剰余金 15,000 |
| | 資本準備金 125,216 |
| | その他利益剰余金 3,750 |
| | その他利益剰余金 121,466 |
| | (うち当期純利益) (9,932) |
| | 評価・換算差額等 1,548 |
| | 合 計 1,059,007 |
| | 負債・純資産合計 1,059,007 |

第56期決算公告 令和7年7月23日
千葉県船橋市習志野台二丁目6番17号
埼協商事株式会社
代表取締役 長島 光恵

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 821,301 |
| | 固定資産 888,006 |
| | 合 計 1,709,307 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 56,034 |
| | 固定负债 184,708 |
| | 株主資本 1,468,565 |
| | 資本剰余金 75,000 |
| | 資本準備金 1,393,565 |
| | 利益剰余金 18,750 |
| | その他利益剰余金 1,374,815 |
| | (うち当期純利益) (2,085) |
| | 合 計 1,709,307 |

第18期決算公告 令和7年6月24日
埼玉県坂戸市千代田五丁目7番4号
バイオニアファインテック株式会社
代表取締役社長 山田 充利

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 179,711 |
| | 固定資産 8,111 |
| | 合 計 187,822 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 109,020 |
| | 固定负债 115,741 |
| | (退職給付引当金) (111,388) |
| | 株主資本 36,939 |
| | 資本剰余金 50,000 |
| | 資本準備金 150,000 |
| | 利益剰余金 150,000 |
| | △ 236,939 |
| | △ 236,939 |
| | (うち当期純利益) (174,704) |
| | 合 計 187,822 |

第65期決算公告 令和7年7月23日
埼玉県飯能市双柳373番地15
西武ガス株式会社
代表取締役社長 平井 孝男

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------|----------------|
| 資の 産部 | 固定資産 1,851 |
| | 流動資産 667 |
| | 合 計 2,519 |
| 負純 資産 及の び部 | 固定負債 85 |
| | 退職給付引当金 85 |
| | 流動資本 314 |
| | 株主資本 2,119 |
| | 資本剰余金 67 |
| | 資本準備金 2,051 |
| | △ 16 |
| | その他利益剰余金 2,034 |
| | (うち当期純利益) (11) |
| | 合 計 2,519 |
| | 負債・純資産合計 2,519 |

第9期決算公告 令和7年7月23日
東京都千代田区九段北1丁目10番1号
株式会社コンステラセキュリティジャパン
代表取締役 宮村 信男
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 852,822 |
| | 固定資産 201,933 |
| | 資産合計 1,054,755 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 828,318 |
| | 株主資本 226,437 |
| | 資本利益 48,000 |
| | 繰越利益 178,437 |
| | 当期純利益 152,959 |
| | 純資産合計 25,477 |
| | 負債・純資産合計 226,437 |
| | 負債・純資産合計 1,054,755 |

第28期決算公告 令和7年6月23日
東京都豊島区南池袋一丁目16番地15号
西武電設工業株式会社
代表取締役 中谷 誠
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|-------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 1,303,982 |
| | 固定資産 105,806 |
| | 合計 1,409,788 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 696,840 |
| | 株主資本 (うち賞与引当金) (31,476) |
| | 資本利益 86,806 |
| | 繰越利益 626,142 |
| | 当期純利益 50,000 |
| | 純資産合計 576,142 |
| | 負債・純資産合計 12,500 |
| | その他利益 (うち当期純利益) 563,642 |
| | 合計 (59,642) |
| | 合計 1,409,788 |

第68期決算公告 2025年6月16日
千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄バスホールディングス株式会社
代表取締役社長 斎藤 隆
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|---------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 71,237 |
| | 固定資産 0 |
| | 合計 71,237 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 9,079 |
| | 株主資本 0 |
| | 資本利益 62,158 |
| | 繰越利益 100,000 |
| | 当期純利益 △37,841 |
| | 純資産合計 (1,250) |
| | その他利益 (うち当期純利益) (△39,092) |
| | 合計 (0) |
| | 合計 71,237 |

第19期決算公告 令和7年6月27日
東京都千代田区大手町一丁目3番1号
JAビル6階
株式会社エッセンシャルファーマ
代表取締役社長 新井 勝
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|---------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 723,438 |
| | 固定資産 1,144,947 |
| | 資産合計 1,868,385 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 73,290 |
| | 株主資本 1,795,095 |
| | 資本利益 262,500 |
| | 繰越利益 237,500 |
| | 当期純利益 237,500 |
| | 純資産合計 1,295,095 |
| | その他利益 (うち当期純利益) 1,295,095 |
| | 合計 (125,113) |
| | 合計 1,868,385 |

第16期決算公告 令和7年6月24日
東京都杉並区西荻北2丁目2番8号
東京ガスライフバル保谷株式会社
代表取締役 保谷 貴久
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|-------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 853,149 |
| | 固定資産 16,278 |
| | 資産合計 869,427 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 523,180 |
| | 株主資本 16,000 |
| | 資本利益 330,246 |
| | 繰越利益 30,000 |
| | 当期純利益 300,246 |
| | 純資産合計 3,550 |
| | その他利益 (うち当期純利益) 296,696 |
| | 合計 (47,223) |
| | 合計 869,427 |

決算公告 2025年7月23日
シンガポール共和国049513チュリア・ストリート65、O C B Cセンター42-04
Tara Climate Ltd.
日本における代表者 佐藤 潤一
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:USドル)

| 科 目 | 金額 |
|-------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 69,465,694 |
| | 固定資産 3,485,274 |
| | 資産合計 72,950,968 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 63,124,270 |
| | 負債合計 63,124,270 |
| | その他の 9,826,698 |
| | 純資産合計 9,826,698 |
| | 負債・純資産合計 72,950,968 |

第78期決算公告 令和7年7月23日
東京都港区東新橋2丁目7番3号
昭和アステックホールディングス株式会社
代表取締役社長 堀江 健介
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------|-----------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 5,219 |
| | 固定資産 7,265 |
| | 資産合計 12,484 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 1,599 |
| | 株主資本 1,966 |
| | 資本利益 8,919 |
| | 繰越利益 100 |
| | 当期純利益 100 |
| | 純資産合計 8,719 |
| | その他利益 (うち当期純利益) 8,669 |
| | 合計 (313) |
| | 合計 12,484 |

第7期決算公告 令和7年5月30日
東京都品川区東品川二丁目2番20号
天王洲オーシャンスクエア9階
郵船出光グリーンソリューションズ
株式会社 代表取締役 梅原 健史
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 305,470 |
| | 固定資産 8,301 |
| | 資産合計 313,771 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 44,068 |
| | 株主資本 (うち賞与引当金) (2,429) |
| | 資本利益 200,142 |
| | 繰越利益 69,561 |
| | 当期純利益 30,000 |
| | 純資産合計 39,561 |
| | その他利益 (うち当期純利益) 39,561 |
| | 合計 (19,442) |
| | 合計 313,771 |

第22期決算公告 令和7年6月27日
東京都大田区大森北1丁目5番1号
株式会社ティージー・eプロテック
代表取締役 秋田 進也
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|----------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 1,262,105 |
| | 固定資産 19,118 |
| | 資産合計 1,281,223 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 271,435 |
| | 株主資本 31,998 |
| | 資本利益 303,433 |
| | 繰越利益 977,790 |
| | 当期純利益 13,000 |
| | 純資産合計 964,790 |
| | その他利益 4,835 |
| | 利得 (うち当期純利益) 959,955 |
| | 合計 (163,032) |
| | 純資産合計 977,790 |
| | 負債・純資産合計 1,281,223 |

第56期決算公告 令和7年6月27日
千葉県市川市二俣新町17
神鋼ボルト株式会社
代表取締役 坂田 宏之
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|-----------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 2,471,385 |
| | 固定資産 1,703,429 |
| | 資産合計 4,174,814 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 1,947,728 |
| | 株主資本 413,401 |
| | 資本利益 1,717,664 |
| | 繰越利益 465,000 |
| | 当期純利益 1,252,664 |
| | 純資産合計 (116,250) |
| | その他利益 (うち当期純利益) (1,136,414) |
| | 評価・換算差額等 96,021 |
| | 有価証券評価差額金 96,021 |
| | 合計 4,174,814 |

第10期決算公告 令和7年7月23日
東京都港区芝浦三丁目14番15号
タチバナビル
スキマワークス株式会社
代表取締役 赤荻 心
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|-------------|--------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 149,666 |
| | 固定資産 48,481 |
| | 資産合計 198,148 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 129,913 |
| | 株主資本 62,363 |
| | 資本利益 5,871 |
| | 繰越利益 100,000 |
| | 当期純利益 100,000 |
| | 純資産合計 194,128 |
| | その他利益 (うち当期純利益) △194,128 |
| | 合計 (1,674) |
| | 合計 198,148 |

第17期決算公告 令和7年7月23日
東京都港区東新橋2丁目7番3号
昭和コーポレーション株式会社
代表取締役社長 堀江 健介
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 295 |
| | 固定資産 3,673 |
| | 資産合計 3,968 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 132 |
| | 株主資本 1,546 |
| | 資本利益 2,290 |
| | 繰越利益 50 |
| | 当期純利益 1,948 |
| | 純資産合計 1,948 |
| | その他利益 (うち当期純損失) 292 |
| | 合計 (21) |
| | 合計 3,968 |

第50期決算公告

令和7年7月23日
新潟県新発田市島潟4197番地3
フジマ舗道株式会社
代表取締役 遠藤 圭介

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 624,847 145,373 |
| | 合計 | 770,220 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 167,099 0 603,120 20,500 582,620 5,125 577,495 571 (35,106) |
| | 合計 | 770,220 |

第31期決算公告 令和7年7月23日

横浜市港南区上大岡西一丁目13番8号
株式会社グローバルオーシャン
ディベロップメント

代表取締役社長 小沼 可幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 408 571 |
| | 合計 | 979 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 20 272 687 99 — 588 17 571 (32) |
| | 合計 | 979 |

第8期決算公告 令和7年7月23日

東京都渋谷区広尾三丁目2番9号
広尾マノア301

株式会社TATSUJIN

代表取締役 弓削 雅稔

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 214,548 272,367 |
| | 合計 | 487,078 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の利益 金 金 金 金 (うち当期純損失) | 382,664 619,376 △514,963 3,000 △517,963 △517,963 (272,277) |
| | 合計 | 487,078 |

第114期決算公告 令和7年7月23日

静岡市清水区築地町11番26号
清水食品株式会社
代表取締役 吉儀 尚浩

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 3,678,806 3,222,548 |
| | 合計 | 6,901,354 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の資本 利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 3,749,825 1,438,545 1,712,984 100,000 554,831 25,385 529,446 1,058,152 1,058,152 (8,234) |
| | 合計 | 6,901,354 |

第5期決算公告 令和7年7月23日

長野県松本市鎌田1丁目9番13号
NTPトヨタ信州株式会社
代表取締役社長 日高 雅之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 7,000,136 10,081,686 |
| | 合計 | 17,081,822 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の資本 利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 11,030,114 941,044 5,110,663 50,000 100,000 4,960,663 25,000 4,935,663 (163,984) |
| | 合計 | 17,081,822 |

第12期決算公告 2025年7月22日

福井県福井市二の宮二丁目28番38号
株式会社ネットショップ支援室
代表取締役 竹澤 洋一

貸借対照表の要旨(2025年4月30日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|--|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 300,572 97,419 |
| | 資産合計 | 397,992 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 (うち賞与引当金) 固定負債 合計 資本 資本 利益 利益 その他の利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 181,511 (19,700) 6,606 188,118 209,873 20,000 189,873 189,873 (47,935) 209,873 負債・純資産合計 |
| | 合計 | 397,992 |

第6期決算公告

令和7年7月23日
静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番8号
T&Tエナジー株式会社
代表取締役社長 浅倉 智章

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 555,136 1,809 |
| | 合計 | 556,945 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の資本 利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 342,883 214,062 125,000 125,000 125,000 △35,938 △35,938 (77,972) |
| | 合計 | 556,945 |

第25期決算公告

令和7年6月27日
静岡県浜松市中央区桜台五丁目6番1号
ティージーオプシード株式会社
代表取締役社長 帯刀 慶真

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 1,633,049 1,195,334 |
| | 資産合計 | 2,828,384 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の資本 利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 1,257,010 374,613 1,196,760 480,000 716,760 154,767 561,993 (295,598) |
| | 負債・純資産合計 | 2,828,384 |

第37期決算公告 令和7年6月26日

静岡県富士市入山瀬一丁目2番5号
キノクロス加工株式会社
代表取締役社長 門田 優

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 96,847 110 |
| | 資産合計 | 96,957 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 賞与引当金 固定負債 退職給付引当金 資本 資本 利益 利益 その他の利益 金 金 金 金 (うち当期純損失) | 16,554 0 16,554 51,157 51,157 29,245 10,000 19,245 19,245 (8,160) |
| | 負債・純資産合計 | 96,957 |

第36期決算公告

令和7年7月23日
名古屋市熱田区尾頭町2番22号
株式会社NTPセブンス
代表取締役社長 中島 勝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 1,292,574 98,951 |
| | 合計 | 1,391,526 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の資本 利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 573,040 295,669 522,816 50,000 200,000 272,816 12,500 260,316 (261,126) |
| | 合計 | 1,391,526 |

第34期決算公告

令和7年7月23日
名古屋市熱田区尾頭町2番22号
NTPシステム株式会社
代表取締役社長 鶴田 和久

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 1,476,659 146,687 |
| | 合計 | 1,623,347 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の資本 利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 367,987 588,140 667,219 50,000 0 617,219 12,500 604,719 (44,503) |
| | 合計 | 1,623,347 |

第1期決算公告

令和7年7月23日
名古屋市熱田区尾頭町2番22号
モビリティサポート株式会社
代表取締役社長 小林 剛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 807,447 88,804 |
| | 合計 | 896,251 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 固定負債 資本 資本 利益 利益 その他の資本 利益 金 金 金 金 (うち当期純利益) | 289,695 0 606,556 50,000 400,000 156,556 0 156,556 (70,834) |
| | 合計 | 896,251 |

第6期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

NTP-VG株式会社

代表取締役社長 横井克一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,396,352 |
| | 固定資産 | 158,875 |
| | 合計 | 1,555,227 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 2,057,641 |
| | 固定負債 | 78,437 |
| | 資本 | △ 580,850 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本利益剰余金 | △ 590,850 |
| | その他利益剰余金(うち当期純損失) | △ 590,850 (223,371) |
| | 合計 | 1,555,227 |

第12期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

NTPインポートHD株式会社

代表取締役社長 小栗 一朗

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 5,010,063 |
| | 固定資産 | 6,937,862 |
| | 合計 | 11,947,926 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 10,116,076 |
| | 固定負債 | 701,535 |
| | 資本 | △ 1,130,314 |
| | 資本剰余金 | 50,000 |
| | 資本利益剰余金 | 260,000 |
| | 資本利益準備金 | 820,314 |
| | その他利益剰余金(うち当期純損失) | 1,016 819,297 (254,026) |
| | 合計 | 11,947,926 |

第60期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

株式会社NTPカーモスト

代表取締役社長 横井克一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,675,114 |
| | 固定資産 | 78,595 |
| | 合計 | 1,753,710 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 609,221 |
| | 固定負債 | 208,665 |
| | 資本 | △ 935,822 |
| | 資本剰余金 | 50,000 |
| | 資本利益剰余金 | 885,822 |
| | 資本利益準備金 | 12,500 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | 873,322 (486,745) |
| | 合計 | 1,753,710 |

第6期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

NTP-PC株式会社

代表取締役社長 横井克一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 881,860 |
| | 固定資産 | 304,620 |
| | 合計 | 1,186,481 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 1,464,300 |
| | 固定負債 | 16,993 |
| | 資本 | △ 294,811 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本利益剰余金 | △ 304,811 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | △ 304,811 (94,910) |
| | 合計 | 1,186,481 |

第5期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

NTP-AC株式会社

代表取締役社長 横井克一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 506,062 |
| | 固定資産 | 81,816 |
| | 合計 | 587,879 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 1,101,608 |
| | 固定負債 | 9,592 |
| | 資本 | △ 523,322 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本利益剰余金 | △ 533,322 |
| | その他利益剰余金(うち当期純損失) | △ 533,322 (140,557) |
| | 合計 | 587,879 |

第6期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

NTP-VC株式会社

代表取締役社長 横井克一郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 970,211 |
| | 固定資産 | 381,826 |
| | 合計 | 1,352,037 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 1,711,616 |
| | 固定負債 | 28,778 |
| | 資本 | △ 388,356 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本利益剰余金 | △ 398,356 |
| | その他利益剰余金(うち当期純損失) | △ 398,356 (215,730) |
| | 合計 | 1,352,037 |

第25期決算公告

令和7年6月16日

愛知県豊橋市中原町字平山18番地

日東電工ひまわり株式会社

代表取締役 井田 太

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科 | 目 | 金額 |
|------------------------------|-------------------|----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 161,406 |
| | 固定資産 | 695 |
| | 合計 | 162,101 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 45,855 |
| | (うち賞与引当金) | (31,182) |
| | 株主資本 | 116,246 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | 資本利益剰余金 | 96,246 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | (12,987) |
| | 負債・純資産合計 | 162,101 |

第38期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区大宝一丁目13番20号

トヨタホーム名古屋株式会社

代表取締役社長 室屋 直幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 4,649,969 |
| | 固定資産 | 1,037,407 |
| | 合計 | 5,687,377 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 4,084,541 |
| | 固定負債 | 764,150 |
| | 資本 | △ 838,685 |
| | 資本剰余金 | 50,000 |
| | 資本利益剰余金 | 638,685 |
| | 資本利益準備金 | 12,500 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | 626,185 (51,803) |
| | 合計 | 5,687,377 |

第28期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

株式会社ジェームス名古屋

代表取締役 落合 陽一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 702,231 |
| | 固定資産 | 86,870 |
| | 合計 | 789,101 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 258,012 |
| | 固定負債 | 159,784 |
| | 資本 | △ 371,304 |
| | 資本剰余金 | 50,000 |
| | 資本利益剰余金 | 271,304 |
| | 資本利益準備金 | 1,770 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | 269,534 (37,266) |
| | 合計 | 789,101 |

第25期決算公告

令和7年6月30日

愛知県長久手市岩作長篠15-2

株式会社エデュケーションネットワーク

代表取締役 加藤 義人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科 | 目 | 金額 |
|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 17,944 |
| | 固定資産 | 43,990 |
| | 合計 | 61,934 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 12,193 |
| | 固定負債 | 41,832 |
| | 資本 | 7,909 |
| | 資本剰余金 | 9,000 |
| | 資本利益剰余金 | △ 1,091 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | △ 1,091 (△ 4,946) |
| | 合計 | 61,934 |

第5期決算公告

令和7年7月23日

愛知県名古屋市東区東桜1丁目13-3

NHK名古屋放送センタービル18階

株式会社中電Loop Solar

代表取締役 久村 真司

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-------------------|-------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 829,010 |
| | 固定資産 | 10,503,063 |
| | 合計 | 11,332,072 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 3,681,450 |
| | 固定負債 | 6,869,685 |
| | 資本 | △ 780,937 |
| | 資本剰余金 | 300,000 |
| | 資本利益剰余金 | 300,000 |
| | 資本利益準備金 | 180,937 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | 180,937 (141,006) |
| | 合計 | 11,332,072 |

第60期決算公告

令和7年7月23日

愛知県大府市東新町三丁目9番地

豊通鋼管株式会社

代表取締役社長 北河 照史

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|------------------------------|-------------------|-------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 3,419 |
| | 固定資産 | 1,927 |
| | 合計 | 5,347 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 2,742 |
| | 固定負債 | 292 |
| | 資本 | △ 2,312 |
| | 資本剰余金 | 310 |
| | 資本利益剰余金 | 2,002 |
| | 資本利益準備金 | 77 |
| | その他利益剰余金(うち当期純利益) | 1,924 (284) |
| | 合計 | 5,347 |

第10期決算公告 令和7年7月23日
愛知県豊川市穂ノ原二丁目10
旭メタルス株式会社
代表取締役 村上 直久
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|------------------------------|-----------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 4,853 |
| | 固定資産 | 5,340 |
| | 合計 | 10,193 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 4,111 |
| | 固定負債 | 1,179 |
| | 株主資本 | 4,902 |
| | 資本準備金 | 310 |
| | 資本剰余金 | 3,674 |
| | 資本利益 | 627 |
| | その他資本剰余金 | 3,046 |
| | 利益剰余金 | 918 |
| | その他利益剰余金 | 918 |
| | (うち当期純損失) | (47) |
| | 合計 | 10,193 |

第1期決算公告 令和7年7月23日
名古屋市中区丸の内一丁目5番28号
株式会社はな商店
代表取締役 加藤 義人
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 16,037 |
| | 固定資産 | 1,000 |
| | 合計 | 17,037 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 13,868 |
| | 固定負債 | 3,169 |
| | 株主資本 | 1,000 |
| | 資本準備金 | 2,169 |
| | 資本剰余金 | 2,169 |
| | その他資本剰余金 | (2,169) |
| | 利益剰余金 | |
| | その他利益剰余金 | |
| | (うち当期純利益) | |
| | 合計 | 17,037 |

第13期決算公告 令和7年7月23日
名古屋市中区丸の内一丁目5番28号
株式会社はな保育
代表取締役 加藤 義人
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 685,761 |
| | 固定資産 | 436,856 |
| | 合計 | 1,122,618 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 461,376 |
| | 固定負債 | 236,605 |
| | 株主資本 | 424,636 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本利益 | 414,636 |
| | その他資本剰余金 | 414,636 |
| | 利益剰余金 | (74,580) |
| | その他利益剰余金 | |
| | (うち当期純利益) | |
| | 合計 | 1,122,618 |

第71期決算公告 2025年7月23日
愛知県瀬戸市山の田町155番地
ネットロジス株式会社
代表取締役 河村 幸俊
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 118,609 |
| | 固定資産 | 24,011 |
| | 合計 | 142,620 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 31,643 |
| | 固定負債 | 110,977 |
| | 株主資本 | 18,000 |
| | 資本剰余金 | 92,977 |
| | 資本利益 | 4,500 |
| | その他資本剰余金 | 88,477 |
| | (うち当期純利益) | (13,473) |
| | 合計 | 142,620 |

第39期決算公告 2025年7月23日
愛知県尾張旭市旭台三丁目16番地12
河村電器販売株式会社
代表取締役 河村 幸俊
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 3,000,491 |
| | 固定資産 | 793,471 |
| | 合計 | 3,793,962 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 2,830,308 |
| | 固定負債 | 64,111 |
| | 株主資本 | 719,828 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本利益 | 709,828 |
| | その他資本剰余金 | 2,500 |
| | (うち当期純利益) | 707,328 |
| | 評価・換算差額等 | (505,138) |
| | 合計 | 3,793,962 |

第38期決算公告 令和7年7月23日
名古屋市中区正木三丁目5番14号
SMCCグリーンパートナーズ株式会社
代表取締役 岩沙 琬
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 598,506 |
| | 固定資産 | 54,866 |
| | 合計 | 653,372 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 105,325 |
| | 固定負債 | 24,485 |
| | 株主資本 | 523,562 |
| | 資本剰余金 | 100,000 |
| | 資本利益 | 8,495 |
| | その他資本剰余金 | 415,067 |
| | 利益剰余金 | 25,000 |
| | その他利益剰余金 | 390,067 |
| | (うち当期純利益) | (1,306) |
| | 合計 | 653,372 |

第29期決算公告 2025年7月23日
愛知県瀬戸市山の田町155番地
河村物流サービス株式会社
代表取締役 河村 幸俊
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 815,637 |
| | 固定資産 | 84,563 |
| | 合計 | 900,201 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 785,897 |
| | 固定負債 | 114,303 |
| | 株主資本 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 104,303 |
| | 資本利益 | 2,500 |
| | その他資本剰余金 | 101,803 |
| | (うち当期純利益) | (33,605) |
| | 合計 | 900,201 |

第30期決算公告 2025年7月23日
愛知県瀬戸市暁町3番86
株式会社テクノバン
代表取締役 河村 幸俊
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 250,863 |
| | 固定資産 | 316,245 |
| | 合計 | 567,108 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 377,618 |
| | 固定負債 | 189,490 |
| | 株主資本 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 179,490 |
| | 資本利益 | 2,500 |
| | その他資本剰余金 | 176,990 |
| | (うち当期純利益) | (155,442) |
| | 合計 | 567,108 |

第25期決算公告 2025年7月23日
愛知県瀬戸市山の田町155番地
株式会社キッズウェイ
代表取締役 河村 幸俊
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,131,579 |
| | 固定資産 | 2,168,770 |
| | 合計 | 3,300,349 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 1,384,646 |
| | 固定負債 | 663,254 |
| | 株主資本 | 1,252,449 |
| | 資本剰余金 | 100,000 |
| | 資本利益 | 1,152,449 |
| | その他資本剰余金 | 25,000 |
| | 利益剰余金 | 1,127,449 |
| | (うち当期純利益) | (405,870) |
| | 合計 | 3,300,349 |

第42期決算公告 2025年7月23日
愛知県尾張旭市旭台三丁目16番地12
株式会社親和
代表取締役 河村 真里
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 227,109 |
| | 固定資産 | 6,462,142 |
| | 合計 | 6,689,251 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 963,205 |
| | 固定負債 | 4,603,083 |
| | 株主資本 | 1,122,962 |
| | 資本剰余金 | 100,000 |
| | 資本利益 | 897,891 |
| | その他資本剰余金 | 125,071 |
| | (うち当期純損失) | 940 |
| | 自己株式 | 124,130 |
| | 負債・純資産合計 | (71,029) |
| | 合計 | 6,689,251 |

第32期決算公告 令和7年6月17日
名古屋市西区天塚町四丁目66番地
株式会社グリーンサービス
代表取締役社長 松井 清吾
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 369,818 |
| | 固定資産 | 630,592 |
| | 資産合計 | 1,000,410 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 706,210 |
| | 固定負債 | 452,704 |
| | 株主資本 | △158,503 |
| | 資本剰余金 | 80,000 |
| | 資本利益 | △205,203 |
| | その他資本剰余金 | 5,000 |
| | (うち当期純損失) | △210,203 |
| | 自己株式 | (134,202) |
| | 負債・純資産合計 | △33,300 |
| | 合計 | 1,000,410 |

第27期決算公告 令和7年6月27日
愛知県みよし市打越町新池浦53番7
協豊ファクトリーサービス株式会社
代表取締役社長 深津 直樹
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,317,556 |
| | 固定資産 | 224,039 |
| | 資産合計 | 1,541,595 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 429,568 |
| | 固定負債 | 76,422 |
| | 株主資本 | 1,035,605 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本利益 | 1,025,605 |
| | その他資本剰余金 | 2,500 |
| | 利益剰余金 | 1,023,105 |
| | (うち当期純利益) | (77,057) |
| | 負債・純資産合計 | 1,541,595 |

| 第76期決算公告 | | 令和7年5月29日 |
|------------------------------|------------|-----------------------|
| 大阪市西区西本町2丁目4番7号 | | 東神実業株式会社 |
| 代表取締役 岩名 幸信 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 2,309,581 |
| | 固定資産 | 704,892 |
| | 合 計 | 3,014,473 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 1,025,661 |
| | 固定負債 | 149,846 |
| | 株主資本 | 1,838,966 |
| | 資本剰余金 | 14,663 |
| | 資本準備金 | 1,030 |
| | 利益剰余金 | 1,030 |
| | 利益準備金 | 1,823,273 |
| | その他利益剰余金 | 4,000 |
| | (うち当期純利益) | 1,819,273 |
| | 合 計 | (175,692) |
| | | 3,014,473 |

| 第19期決算公告 | | 2025年6月19日 |
|------------------------------|------------|------------------|
| 大阪市淀川区加島四丁目17番32号 | | メディカルロジスティクス株式会社 |
| 代表取締役 林 高広 | | 貸借対照表の要旨 |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 131,677 |
| | 固定資産 | 25 |
| | 合 計 | 131,702 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 33,550 |
| | 固定負債 | 98,151 |
| | 株主資本 | 9,000 |
| | 資本剰余金 | 89,151 |
| | 資本準備金 | 89,151 |
| | 利益剰余金 | (9,011) |
| | その他利益剰余金 | (うち当期純利益) |
| | (175,692) | |
| | 合 計 | 131,702 |

| 第5期決算公告 | | 2025年7月23日 |
|------------------------------|------------|------------------------|
| 愛知県名古屋市緑区元徳重一丁目1509番地 | | 株式会社京和 |
| 代表取締役 河村 将成 | | 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 16,088 |
| | 固定資産 | 1,967,900 |
| | 合 計 | 1,983,988 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 12,112 |
| | 固定負債 | 1,915,118 |
| | 株主資本 | 56,757 |
| | 資本剰余金 | 1,000 |
| | 資本準備金 | 55,757 |
| | 利益剰余金 | 55,757 |
| | その他利益剰余金 | (うち当期純利益) |
| | (6,841) | |
| | 合 計 | 1,983,988 |

| 第19期決算公告 | | 令和7年6月30日 |
|------------------------------|-----------------|----------------|
| 大阪市中央区谷町一丁目4番3号 | | 株式会社日税信託 |
| 代表取締役 坂口 昇 | | 貸借対照表の要旨 |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 170,569 |
| | 固定資産 | 22,203 |
| | 合 計 | 192,772 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 2,853 |
| | 固定負債 | 189,919 |
| | 株主資本 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 89,919 |
| | 資本準備金 | 2,019 |
| | 利益剰余金 | 87,899 |
| | その他利益剰余金 | (うち当期純損失) |
| | (11,804) | |
| | 負債・純資産合計 | 192,772 |

| 第39期決算公告 | | 令和7年7月23日 |
|------------------------------|------------|-----------------------|
| 大阪府堺市堺区築港八幡町1番65 | | 阪和流通センター大阪株式会社 |
| 代表取締役 大林 伸司 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,171,032 |
| | 固定資産 | 244,268 |
| | 合 計 | 1,415,299 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 199,813 |
| | (うち賞与引当金) | (23,750) |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | 1,215,486 |
| | 資本剰余金 | 100,000 |
| | 資本準備金 | 394,749 |
| | 利益剰余金 | 394,749 |
| | 資本準備金 | 720,737 |
| | その他利益剰余金 | 720,737 |
| | (うち当期純利益) | (32,563) |
| | 合 計 | 1,415,299 |

| 第53期決算公告 | | 令和7年6月27日 |
|------------------------------|------------|-----------------------|
| 大阪市中央区本町二丁目5-7 | | 内外構造株式会社 |
| 代表取締役社長 杉江 功 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 3,053,399 |
| | 固定資産 | 190,952 |
| | 合 計 | 3,244,351 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 625,408 |
| | 固定負債 | 117,733 |
| | 株主資本 | 2,501,210 |
| | 資本剰余金 | 21,000 |
| | 資本準備金 | 2,496,860 |
| | 利益剰余金 | 5,250 |
| | その他利益剰余金 | 2,491,610 |
| | (うち当期純利益) | (83,308) |
| | 自己株式 | △ 16,650 |
| | 合 計 | 3,244,351 |

| 第41期決算公告 | | 令和7年6月27日 |
|------------------------------|------------|-----------------------|
| 大阪市西区西本町一丁目3番10号 | | 株式会社ハイウェイ管制 |
| 代表取締役社長 谷口 信彦 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 2,301,102 |
| | 固定資産 | 369,357 |
| | 合 計 | 2,670,459 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 635,168 |
| | 固定負債 | 346,780 |
| | 株主資本 | 1,688,511 |
| | 資本剰余金 | 40,000 |
| | 資本準備金 | 1,680,511 |
| | 利益剰余金 | 10,000 |
| | その他利益剰余金 | (うち当期純利益) |
| | (138,526) | |
| | 自己株式 | △ 32,000 |
| | 合 計 | 2,670,459 |

| 第9期決算公告 | | 令和7年6月17日 |
|------------------------------|------------|-----------------------|
| 大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号 | | 日東ひまわり茨木株式会社 |
| 代表取締役 大出 聰 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 126,664 |
| | 固定資産 | 3,589 |
| | 合 計 | 130,252 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 23,215 |
| | (うち賞与引当金) | (8,316) |
| | 固定負債 | 9,431 |
| | (うち退職引当金) | (7,633) |
| | 株主資本 | 97,606 |
| | 資本剰余金 | 30,000 |
| | 資本準備金 | 67,606 |
| | 利益剰余金 | 67,606 |
| | その他利益剰余金 | (17,024) |
| | 合 計 | 130,252 |

| 第65期決算公告 | | 令和7年6月30日 |
|------------------------------|------------|-----------------------|
| 大阪府和泉市テクノステージ3丁目9番6号 | | セントラル自動車工業株式会社 |
| 代表取締役 上田 浩史 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 264 |
| | 固定資産 | 295 |
| | 合 計 | 559 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 93 |
| | 固定負債 | 146 |
| | 株主資本 | 320 |
| | 資本剰余金 | 50 |
| | 資本準備金 | 8 |
| | 利益剰余金 | 265 |
| | (うち当期純利益) | (63) |
| | 自己株式 | △ 3 |
| | 合 計 | 559 |

| 第57期決算公告 | | 2025年6月23日 |
|------------------------------|------------|------------------------|
| 大阪市西区九条南1丁目2番20号 | | 住生物産株式会社 |
| 代表取締役社長 大谷 洋司 | | 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,360,565 |
| | 固定資産 | 36,971 |
| | 合 計 | 1,397,536 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 437,065 |
| | 固定負債 | 26,312 |
| | 株主資本 | 934,159 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本準備金 | 924,159 |
| | 利益剰余金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | (うち当期純利益) |
| | (30,221) | |
| | 合 計 | 1,397,536 |

| 第45期決算公告 | | 令和7年7月23日 |
|------------------------------|-----------------|-----------------------|
| 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目20番12号 | | 株式会社京都きもの学院 |
| 代表取締役 河端 義彦 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 目 | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,112 |
| | 固定資産 | 78 |
| | 合 計 | 1,190 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 65 |
| | 固定負債 | 41 |
| | 株主資本 | 1,084 |
| | 資本剰余金 | 10 |
| | 資本準備金 | 1,074 |
| | 利益剰余金 | 1,074 |
| | その他利益剰余金 | (22) |
| | 純資産合計 | 1,084 |
| | 負債・純資産合計 | 1,190 |

| 第35期決算公告 | | 令和7年7月23日 |
|--------------------|--|-----------|
| 大阪市中央区北久宝寺町四丁目4番7号 | | 株式会社出雲テック |
| 代表取締役 山村 恭司 | | |

| 第119期決算公告 令和7年7月23日 | |
|---|---|
| 山口県山口市小郡下郷945番地2 山口トヨタ自動車株式会社 代表取締役社長 斎藤 宗房 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 11,220,297 固定資産 6,078,553 合 計 17,298,850 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 8,151,247 固定負債 818,958 株主資本 7,759,917 資本利益 40,950 利益剰余金 7,729,130 利益準備金 10,237 その他利益剰余金 7,718,893 (うち当期純利益) (701,432) 自己株式 △10,162 評価・換算差額等 568,727 合 計 17,298,850 |

| 第16期決算公告 令和7年7月23日 | |
|--|---|
| 広島県三次市十日市東三丁目14番25号 株式会社暮らしサポートみよし 代表取締役社長 福永 清三 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 124,940 固定資産 519 合 計 125,459 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 28,394 固定負債 11,791 賞与引当金 7,193 役員退職慰労引当金 7,193 株主資本 89,872 資本利益 30,000 利益剰余金 59,872 利益準備金 59,872 その他利益剰余金 59,872 (うち当期純利益) (1,534) 合 計 125,459 |

| 第73期決算公告 令和7年6月25日 | |
|--|---|
| 広島市西区商工センター五丁目7番5号 リヨーコクシヨウジ株式会社 代表取締役社長 佐々木優輔 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 1,864,686 固定資産 130,508 合 計 1,995,194 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 609,045 固定負債 100,000 株主資本 1,292,617 資本利益 21,500 利益剰余金 1,366,384 利益準備金 5,375 その他利益剰余金 1,361,009 (うち当期純利益) (79,707) 自己株式 △95,267 評価・換算差額等 △6,469 合 計 1,995,194 |

| 第34期決算公告 2025年5月23日 | |
|---|--|
| 愛媛県松山市一番町三丁目2番地1 ホテルアンドリゾートサービス株式会社 代表取締役社長 鶴岡 憲治 | |
| 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) (単位:千円) | |
| 科 目 | 金額 |
| 資の 産部 | 流動資産 38,723 固定資産 4,166 合 計 42,890 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 4,981 固定負債 9,069 株主資本 28,839 資本利益 10,000 利益剰余金 18,839 その他利益剰余金 18,839 (うち当期純利益) (626) 合 計 42,890 |

| 第1期決算公告 令和7年7月23日 | |
|--|---|
| 香川県高松市光通二丁目2番15号 四国エンジンテクノ株式会社 代表取締役 菊川 朋広 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 40,000 固定資産 0 合 計 40,000 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 0 固定負債 0 株主資本 40,000 資本利益 40,000 利益剰余金 0 利益準備金 0 その他利益剰余金 0 (うち当期純利益) (0) 合 計 40,000 |

| 令和6年度決算公告 令和7年6月30日 | |
|---|---|
| 徳島県小松島市和田島町字西浜手10番地25 徳島県協同肥料株式会社 代表取締役社長 甘利 智章 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 799,224 固定資産 117,637 合 計 916,861 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 310,761 固定負債 46,347 株主資本 559,753 資本利益 30,000 利益剰余金 529,753 利益準備金 7,500 その他利益剰余金 522,253 (うち当期純利益) (40,610) 合 計 916,861 |

| 令和6年度決算公告 令和7年6月26日 | |
|--|---|
| 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目27番15号 一般財団法人労働安全衛生管理協会 | |
| 理事長 市村 友信 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(百万円) |
| 資の 産部 | 流動資産 109 固定資産 142 合 計 251 |
| 負純 資産 及の びの 正部 | 流動負債 9 固定負債 40 負債合計 49 一般正味財産 202 (基本財産充当額) (10) (特定資産充当額) (90) 正味財産合計 202 合 計 251 |

| 第9期決算公告 令和7年7月23日 | |
|----------------------------------|---|
| 鹿児島市鴨池新町15番地 株式会社 J.Aサポートかごしま | |
| 代表取締役社長 大平 晃好 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 326,169 固定資産 11,976 合 計 338,145 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 125,867 固定負債 13,809 株主資本 198,469 資本準備金 50,000 利益剰余金 32,664 その他資本準備金 32,664 利益剰余金 115,805 繰越利益剰余金 115,805 (うち当期純利益) (24,042) 合 計 338,145 |

| 第43期決算公告 令和7年6月27日 | |
|-------------------------------|---|
| 大分県大分市青崎一丁目5番24号 アオイ工業株式会社 | |
| 代表取締役社長 屋宜 剛 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 163,796 固定資産 19,991 合 計 183,787 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 88,732 固定負債 31,389 株主資本 63,666 資本利益 10,000 利益剰余金 53,666 利益準備金 2,500 その他利益剰余金 51,166 (うち当期純利益) (10,841) 合 計 183,787 |

| 令和6年度決算公告 令和7年7月23日 | |
|---|--|
| 大阪市港区田中三丁目1番20号 大阪プール内 一般財団法人大阪水泳協会 | |
| 会長 酒井 勝敏 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 150,272 固定資産 163,973 合 計 314,246 |
| 負純 資産 及の びの 正部 | 流動負債 8,961 固定負債 47,305 負債合計 56,267 指定正味財産 100,000 (基本財産充当額) (100,000) 一般正味財産 157,978 正味財産合計 257,978 合 計 314,246 |

| 第14期決算公告 令和7年7月23日 | |
|------------------------------------|---|
| 名古屋市中区亀島二丁目14番10号 公益財団法人人生田梁学財団 | |
| 代表理事 森部 克明 | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 14,770 固定資産 531,280 基 本 財 産 11,666 特 定 財 産 518,000 その他の固定資産 1,613 合 計 546,051 |
| 負純 資産 及の びの 正部 | 流動負債 30 一般正味財産 546,020 (基本財産充当額) (11,666) (特定資産充当額) (518,000) 合 計 546,051 |

| 2024年度決算公告 2025年6月27日 | |
|---|---|
| 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル7F 一般財団法人日本航空機開発協会 | |
| 理事長 泉澤 清次 | |
| 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) | |
| 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 23,063,507 固定資産 7,639,947 合 計 30,703,454 |
| 負純 資産 及の びの 正部 | 流動負債 24,055,752 固定負債 6,582,453 負債合計 30,638,205 指定正味財産 10,000 一般正味財産 55,249 正味財産合計 65,249 合 計 30,703,454 |

第10期決算公告 令和7年6月13日

秋田県大館市駅前内字野崎86番地

株式会社バイテックファーム大館

代表取締役社長 藤井 学

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 5,972 50 |
| | 資産合計 | 6,022 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 株主資本金 資本利益 その他利益 (うち当期純損失) | 355,845 △349,822 20,000 △369,822 (11,595) |
| | 負債・純資産合計 | 6,022 |

第31期決算公告 令和7年7月23日

北海道札幌市豊平区平岸二条六丁目
1-14三慶ビル4F

株式会社トライシス

代表取締役 加藤 潔

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 45,364 2,248 |
| | 資産合計 | 47,612 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 株主資本金 資本利益 その他利益 (うち当期純利益) | 11,997 30,000 5,615 15,000 △9,385 △9,385 (971) |
| | 合計 | 47,612 |

第5期決算公告 令和7年6月13日

北海道札幌市北区篠路4条9丁目12-10

シナジートランスポート株式会社

代表取締役 根本 和典

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|----------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 136 57 |
| | 資産合計 | 193 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 株主資本金 資本利益 その他利益 (うち当期純利益) | 38 57 97 30 67 67 (37) |
| | 負債・純資産合計 | 193 |

第2期決算公告 令和7年6月26日

東京都千代田区大手町一丁目4番2号
エレクトロフューチャーズ株式会社

代表取締役 新崎 努

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|----------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 緑延資産 | 53 7,095 12 |
| | 資産合計 | 7,160 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 株主資本金 資本利益 利益準備金 その他利益 剩余金 (うち当期純損失) | 7,307 0 △147 5 △152 0 △152 (49) |
| | 合計 | 7,160 |

第35期決算公告 令和7年7月23日

埼玉県比企郡川島町八幡六丁目9番
シチズン物流サービス株式会社

代表取締役社長 高橋 博昭

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 136,911 43,144 |
| | 資産合計 | 180,055 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 株主資本金 資本利益 利益準備金 その他利益 剩余金 (うち当期純利益) | 51,392 60,361 68,302 20,000 48,302 5,000 43,302 (7,650) |
| | 負債・純資産合計 | 180,055 |

第8期決算公告 令和7年6月13日

秋田県鹿角市十和田末広字下屋布1番10
株式会社バイテックファーム鹿角

代表取締役社長 藤井 学

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 79,786 1,018 |
| | 資産合計 | 80,805 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 賞与引当金 その他定修繕引当金 株主資本金 資本利益 利益準備金 その他利益 剩余金 (うち当期純利益) | 1,021,129 996 1,020,133 16,853 16,853 △957,178 20,000 △977,178 △977,178 (26,749) |
| | 負債・純資産合計 | 80,805 |

第5期決算公告 令和7年7月23日

東京都港区南青山一丁目24番3号
東京先端技術研究所株式会社

代表取締役 坂田 大

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 199,991 19,001 |
| | 資産合計 | 218,993 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 株主資本金 資本利益 利益準備金 その他利益 剩余金 (うち当期純損失) | 9,257 3,630 5,627 209,736 251,500 251,500 251,500 △293,264 △293,264 (159,033) |
| | 合計 | 218,993 |

第16期決算公告 令和7年7月23日

東京都中野区本町2-54-11
株式会社レオパレス・スマイル

代表取締役社長 阿部 裕之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 90,071 27,217 |
| | 資産合計 | 117,289 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 负債合計 | 79,149 2,070 |
| | 合計 | 81,218 |
| 資の 産部 | 株主資本金 資本利益 利益剩余金 その他利益 剩余金 (うち当期純利益) | 36,070 10,000 26,070 26,070 (29,200) |
| | 純資産合計 | 36,070 |
| | 負債・純資産合計 | 117,289 |

第68期決算公告 令和7年7月23日

東京都港区赤坂一丁目8番1号
番町会館株式会社

代表取締役 高井 仁

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科 | 目 | 金額 |
|----------------------|--------------|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 1,036,639 787,925 |
| | 合計 | 1,824,564 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 负債合計 | 34,963 268,124 1,521,476 10,000 1,511,476 (104,507) |
| | 合計 | 1,824,564 |

第26期決算公告 令和7年6月23日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番3号
セントスタッフ株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 752,370 160,282 |
| | 資産合計 | 912,652 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 固定负债 退職給付引当金 株主資本金 資本剩余金 資本準備金 利益剩余金 利益准备金 (うち当期純損失) | 340,704 (24,184) 13,239 558,709 58,990 38,990 38,990 460,729 537 (6,109) |
| | 合計 | 912,652 |

第64期決算公告 令和7年7月23日

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
株式会社水機テクノス

代表取締役 原 耕

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 4,385,355 476,329 |
| | 資産合計 | 4,861,684 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 固定负债 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 利益准备金 (うち当期純利益) | 2,669,744 434,951 1,756,989 80,000 10,000 10,000 1,666,989 20,000 1,646,989 (398,227) |
| | 合計 | 4,861,684 |

第4期決算公告 令和7年7月23日

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
エム・シー・セールスアシスト株式会社

代表取締役 増田 英弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額 |
|----------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 35,558 2,043 |
| | 資産合計 | 37,601 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动负债 固定负债 资本剩余金 资本准备金 利益剩余金 利益准备金 (うち当期純利益) | 14,858 22,743 14,000 6,000 6,000 2,743 2,743 (2,743) |
| | 合計 | 37,601 |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 第17期決算公告 | | 令和7年7月23日 |
| 東京都港区海岸三丁目2番12号 | | |
| 株式会社コーヒーハンターズ | | |
| 代表取締役 川島 良彰 | | |
| 貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産合計 | 7,386 0 |
| 資産部 | 資産合計 | 7,386 |
| 負純 資產 及の び部 | 流動負債 固定負債 株主資本 資本準備金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純損失) | 44,064 52,000 △88,677 45,000 337,634 45,000 292,634 △471,312 △471,312 (466,340) |
| | 負債・純資産合計 | 7,386 |

| 第19期決算公告 | | 令和7年6月25日 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 東京都千代田区平河町二丁目4番12号 | | |
| カシオマーケティングアドバンス株式会社 | | |
| 代表取締役社長 奥田 晃一 | | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 2,707,529 |
| | 固定資産 | 351,891 |
| | 合計 | 3,059,420 |
| 負純 資產 及の び部 | 流動負債 | 1,310,887 |
| | 固定負債 | 153,455 |
| | 株主資本 | 1,595,078 |
| | 資本剰余金 | 100,000 |
| | 資本準備金 | 200,000 |
| | 利益剰余金 | 200,000 |
| | 利益準備金 | 1,295,078 |
| | その他利益剰余金 | 37,874 |
| | (うち当期純利益) | 1,257,204 |
| | 合計 | (434,189) |
| | | 3,059,420 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 第 15 期決算公告 | 令和 7 年 6 月 20 日 |
| 東京都中央区八丁堀三丁目22番11号 | |
| 八丁堀千島ビル 4 階 | |
| 株式会社 D T S パレット | |
| 代表取締役 神田 誠 | |
| 貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在) | |
| 科 目 | 金 額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 112,388 固定資産 38,785 資産合計 151,174 |
| 負純 債資 産及 の び部 | 流动負債 56,213 (賞与引当金) (10,964) 固定負債 10,645 株主資本 84,315 資本利益 30,000 剩余金 54,315 その他利益 54,315 剩余金 (うち当期純利益) (9,758) 負債・純資産合計 151,174 |

| 第43期決算公告 | | | | | | |
|------------------------------|-----------|---|-----------|--|--|--|
| 令和7年6月26日 | | | | | | |
| 東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 | | | | | | |
| 株式会社大崎総合研究所 | | | | | | |
| 代表取締役 野澤剛二郎 | | | | | | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | | | | | |
| 科 | 目 | 金 | 額(千円) | | | |
| 資の 産部 | 流動資産 | | 1,689,444 | | | |
| | 固定資産 | | 14,861 | | | |
| | 合計 | | 1,704,305 | | | |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | | 38,871 | | | |
| | 固定負債 | | 37,806 | | | |
| | 定資本 | | 1,627,628 | | | |
| | 株主資本 | | 10,000 | | | |
| | 利益剰余金 | | 1,617,628 | | | |
| | 利益準備金 | | 2,500 | | | |
| | その他利益剰余金 | | 1,615,128 | | | |
| | (うち当期純利益) | | (11,751) | | | |
| | 合計 | | 1,704,305 | | | |

| 第12期決算公告 | | | | | |
|--------------------------|---|---|--|--|--|
| 令和7年7月23日 東京都台東区台東1-24-9 | | | | | |
| ライト秋葉原2F | | | | | |
| 丸友商事株式会社 | | | | | |
| 代表取締役 玎 存亮 | | | | | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在) | | | | | |
| 科 目 | 金額(千円) | | | | |
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 資産合計 | 631,171 44,226 675,397 | | | |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 固定負債 株主資本 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 390,302 222,202 62,893 50,000 12,893 0 12,893 (17,748) | | | |
| | 負債・純資産合計 | 675,397 | | | |

| | | | |
|-----------------------------------|------|-----------------------|----------|
| 第1期決算公告 | | 令和7年6月23日 | |
| 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | | | |
| 株式会社みずほボシエット | | | |
| 代表取締役 小原 純子 | | | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | | |
| | | 科 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 資産合計 | 209,110 |
| | 固定資産 | | 197,177 |
| | | 資産合計 | 406,287 |
| 負純 資 債 産 及 の び部 | 流動負債 | 債権合計 | 25,306 |
| | 株主資本 | 資本金 | 25,306 |
| | | 資本剰余金 | 380,980 |
| | | 資本準備金 | 200,000 |
| | | 資本利益剰余金 | 200,000 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | 200,000 |
| | | 純資産合計 | △19,019 |
| | | | △19,019 |
| | | | (19,019) |
| | | 負債・純資産合計 | 380,980 |
| | | | 406,287 |

| | | |
|-----------------------------|-----------|-----------------|
| 第 56 期決算公告 | | 令和 7 年 6 月 24 日 |
| 東京都江東区深川一丁目 6 番 29 号 | | |
| 歷青輸送株式会社 | | |
| 代表取締役 結城 賢進 | | |
| 貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(百万円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 117 |
| | 固定資産 | 31 |
| | 資産合計 | 148 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 | 19 |
| | 固定負債 | 12 |
| | 退職給付引当金 | 12 |
| | 株主資本 | 117 |
| | 資本剰余金 | 20 |
| | 利益剰余金 | 109 |
| | 利益準備金 | 8 |
| | その他利益剰余金 | 100 |
| | (うち当期純利益) | (12) |
| | 自己株式 | △12 |
| 負債・純資産合計 | | 148 |

| | | |
|-----------------------------------|-----------|-----------------------|
| 第30期決算公告 | | 令和7年7月23日 |
| 東京都港区芝大門二丁目5番5号 | | |
| メディカルデータベース株式会社 | | |
| 代表取締役社長 | | 森井俊秀 |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,307,406 |
| | 固定資産 | 619,048 |
| | 資産合計 | 1,926,455 |
| 負純 資 債 産 及 の び部 | 流動負債 | 747,841 |
| | 固定負債 | 2,323 |
| | 株主資本 | 1,176,291 |
| | 資本剰余金 | 40,000 |
| | その他資本剰余金 | 27,654 |
| | 利益剰余金 | 27,654 |
| | 利益準備金 | 1,108,637 |
| | その他利益剰余金 | 10,000 |
| | (うち当期純利益) | 1,098,637 (62,225) |
| 負債・純資産合計 | | 1,926,455 |

| 第2期決算公告 | | | |
|-----------------------|-----------|---|---------|
| 令和7年6月18日 | | | |
| 東京都港区赤坂三丁目3番3号 | | | |
| 三井物産ファーストワンマイル株式会社 | | | |
| 代表取締役 真澤暢宏 | | | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | | |
| 資の 産部 | 科 | 目 | 金額(百万円) |
| | 流動資産 | | 103 |
| | 固定資産 | | 4 |
| | 資産合計 | | 107 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 | | 53 |
| | 株主資本 | | 55 |
| | 資本益 | | 100 |
| | 利益剰余金 | | △45 |
| | その他利益剰余金 | | △45 |
| | (うち当期純損失) | | (23) |
| 負債・純資産合計 | | | 107 |

| 第 26 期 決 算 公 告 | | | | |
|------------------------------|---|---|---|--|
| 令和 7 年 6 月 27 日 | | | | |
| 東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 2 号 | | | | |
| マリックス株式会社 | | | | |
| 代表取締役 朔 元昭 | | | | |
| 貸借対照表の要旨(令和 7 年 3 月 31 日現在) | | | | |
| 科 | 目 | 金 | 額(千円) | |
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | | 57,166 720 | |
| | 合 | 計 | 57,886 | |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 固定負債 株主資本 利益 その他の利益 (うち当期純利益) | 債 債 本 金 利 益 利 益 准 備 金 余 金 金 利 益 利 益 余 金 金 | 40,363 — 17,523 10,000 7,523 2,500 5,023 (4,795) | |
| | 合 | 計 | 57,886 | |

| 第24期決算公告 | | | | | |
|------------------------------|--|---|--|---------|--|
| 令和7年7月23日 | | | | | |
| 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 | | | | | |
| 株式会社双日総合研究所 | | | | | |
| 代表取締役社長　吾妻　浩二 | | | | | |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | | | | |
| 科 | 目 | 金 | 額 | (千円) | |
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 資産 資産 | 231,173 26,241 | | |
| | 合 | 計 | | 257,415 | |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余 資本準備 資本利潤 益 その他の利益 (うち当期純利益) | 債本 債金 金 金 金 金 金 金 金 | 100,431 15,479 141,504 41,250 41,250 41,250 59,004 59,004 (48,796) | | |
| | 合 | 計 | | 257,415 | |

| 第 15 期 決 算 公 告 | | |
|-----------------------------|-----------|----------|
| 令和 7 年 7 月 23 日 | | |
| 東京都渋谷区道玄坂一丁目18番3号 | | |
| 株式会社ジョイワークス | | |
| 代表取締役 今井 浩巳 | | |
| 貸借対照表の要旨 | | |
| (令和 7 年 3 月 31 日現在) (単位:千円) | | |
| 科 | 目 | 金額 |
| 資の 産部 | 流動資産 | 301,485 |
| | 固定資産 | 29,345 |
| | 資産合計 | 330,830 |
| 負純 資産 及の び部 | 流动負債 | 96,682 |
| | 株主資本 | 234,149 |
| | 利益剰余金 | 30,000 |
| | その他利益剰余金 | 204,149 |
| | (うち当期純利益) | 204,149 |
| | | (5,568) |
| | | 負債・純資産合計 |

第7期決算公告 令和7年7月23日
東京都品川区東品川1丁目39番20号
シナネンモビリティPLUS株式会社
代表取締役 菅原 健
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|----------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 390,472 |
| 固 定 資 産 | 605,468 |
| 資 産 合 計 | 995,941 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 742,585 |
| 賞 与 引 当 金 | 7,665 |
| 固 定 負 債 | 804,494 |
| 株 主 資 本 | △551,138 |
| 資 本 余 金 | 30,000 |
| 資 本 剰 余 金 | 354,035 |
| その他の資本剰余金 | 354,035 |
| 利 益 剰 余 金 | △935,173 |
| その他の利益剰余金 | △935,173 |
| (うち当期純利益) | (17,200) |
| 負債・純資産合計 | 995,941 |

第6期決算公告 令和7年6月27日
東京都文京区本駒込二丁目28番8号
バイオニアスマートセンシング
イノベーションズ株式会社
代表取締役 佐藤恭太郎
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 1,514 |
| 固 定 資 産 | — |
| 資 産 合 計 | 1,514 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 5,761,173 |
| 固 定 負 債 | — |
| 株 主 資 本 | △5,759,659 |
| 資 本 余 金 | 100,000 |
| 資 本 剰 余 金 | 100,000 |
| 利 益 剰 余 金 | 100,000 |
| その他の利益剰余金 | △5,959,659 |
| 利 益 剰 余 金 | △5,959,659 |
| その他の利益剰余金 | (122,348) |
| 負債・純資産合計 | 1,514 |

第67期決算公告 令和7年6月17日
東京都新宿区東五軒町3番25号
株式会社ウォーターエージェンシー
代表取締役社長 横原 秀明
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科 目 | 金額 |
|---------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 27,652 |
| 固 定 資 産 | 3,608 |
| 資 産 合 計 | 31,260 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 11,558 |
| 固 定 負 債 | 6,406 |
| 株 主 資 本 | △13,296 |
| 資 本 余 金 | 200 |
| 利 益 剰 余 金 | 13,096 |
| 利 益 準 備 金 | 50 |
| その他の利益剰余金 | 13,046 |
| (うち当期純利益) | (3,610) |
| 負債・純資産合計 | 31,260 |

第37期決算公告 令和7年7月23日
東京都品川区東品川2丁目2番43号
株式会社GSTV
代表取締役 今橋 徹
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 7,887,936 |
| 固 定 資 産 | 1,941,888 |
| 資 産 合 計 | 9,829,824 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 4,460,947 |
| (ポイント引当金) | (153,597) |
| 固 定 負 債 | 1,334,120 |
| 株 主 資 本 | 4,034,756 |
| 資 本 余 金 | 100,000 |
| 資 本 剰 余 金 | 1,396,793 |
| 利 益 剰 余 金 | 2,537,962 |
| その他の利益剰余金 | 2,537,962 |
| (うち当期純損失) | (359,580) |
| 合 計 | 9,829,824 |

第7期決算公告 令和7年6月26日
東京都港区港南二丁目10番9号
株式会社レスター・デバイス
代表取締役社長 中村 総一
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 3,970,269 |
| 固 定 資 産 | 58,080 |
| 資 産 合 計 | 4,028,350 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 3,788,488 |
| 賞 与 引 当 金 | 13,047 |
| 固 定 負 債 | 11,501 |
| 退職給付引当金 | 11,501 |
| 株 主 資 本 | 228,360 |
| 資 本 余 金 | 301,000 |
| 利 益 剰 余 金 | △72,639 |
| その他の利益剰余金 | △72,639 |
| (うち当期純損失) | (90,424) |
| 負債・純資産合計 | 4,028,350 |

第5期決算公告 令和7年6月25日
東京都港区港南二丁目10番9号
株式会社レスター・ソリューションサポート
代表取締役社長 片山 淳
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|----------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 172,667 |
| 固 定 資 産 | 16,642 |
| 資 産 合 計 | 189,308 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 95,637 |
| 賞 与 引 当 金 | 12,389 |
| 固 定 負 債 | 12,644 |
| 退職給付引当金 | 12,644 |
| 株 主 資 本 | 81,027 |
| 資 本 余 金 | 51,000 |
| 利 益 剰 余 金 | 30,027 |
| 利 益 準 備 金 | 1,500 |
| その他の利益剰余金 | 28,527 |
| (うち当期純利益) | (37,563) |
| 負債・純資産合計 | 189,308 |

第27期決算公告 令和7年7月23日
東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社ビーエムエンターブライズ
代表取締役 舛井 正俊
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|--------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 10,827 |
| 資 産 合 計 | 10,827 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 70 |
| 株 主 資 本 | 10,757 |
| 資 本 余 金 | 10,000 |
| 利 益 剰 余 金 | 757 |
| 利 益 準 備 金 | 2,500 |
| その他の利益剰余金 | △1,742 |
| (うち当期純損失) | (324) |
| 合 計 | 10,827 |

第16期決算公告 令和7年6月27日
東京都千代田区大手町一丁目9番2号
DBJリアルエステート株式会社
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|---------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 8,500 |
| 固 定 資 産 | 62,682 |
| 資 産 合 計 | 71,182 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 1,216 |
| 賞 与 引 当 金 | 2 |
| 固 定 負 債 | 9,761 |
| 株 主 資 本 | 60,203 |
| 資 本 余 金 | 80 |
| 利 益 剰 余 金 | 55,969 |
| 利 益 準 備 金 | 28,024 |
| その他の資本剰余金 | 27,944 |
| 利 益 剰 余 金 | 4,154 |
| その他の利益剰余金 | 4,154 |
| (うち当期純損失) | (884) |
| 負債・純資産合計 | 71,182 |

第5期決算公告 令和7年7月23日
東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
富士通ベンチャーズ株式会社
代表取締役 矢島 英明
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|--------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 44,222 |
| 固 定 資 産 | 6,671 |
| 資 産 合 計 | 50,893 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 1,146 |
| 株 主 資 本 | 49,747 |
| 資 本 余 金 | 50,000 |
| 利 益 剰 余 金 | △253 |
| 利 益 準 備 金 | 239 |
| その他の利益剰余金 | △492 |
| (うち当期純損失) | (492) |
| 負債・純資産合計 | 50,893 |

第3期決算公告 2025年7月23日
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
SBI辻・本郷M&A株式会社
代表取締役 小林 堅悟
貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|---------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 359 |
| 固 定 資 産 | 152 |
| 緑 延 資 産 | 0 |
| 資 産 合 計 | 511 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 367 |
| 固 定 負 債 | 33 |
| 株 主 資 本 | 111 |
| 資 本 余 金 | 50 |
| 利 益 剰 余 金 | 39 |
| 利 益 準 備 金 | 39 |
| その他の利益剰余金 | 21 |
| (うち当期純損失) | (△4) |
| 負債・純資産合計 | 511 |

第2期決算公告 令和7年6月25日
東京都千代田区大手町一丁目2番1号
株式会社GXコンシェルジュ
代表取締役 栗林 直
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|----------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 433,185 |
| 固 定 資 産 | 540 |
| 緑 延 資 産 | 3,056 |
| 資 産 合 計 | 436,781 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 100,752 |
| 株 主 資 本 | 336,029 |
| 資 本 余 金 | 200,000 |
| 利 益 剰 余 金 | 200,000 |
| 利 益 準 備 金 | △63,971 |
| その他の利益剰余金 | △63,971 |
| (うち当期純損失) | (63,359) |
| 負債・純資産合計 | 436,781 |

第29期決算公告 令和7年6月26日
東京都品川区東五反田一丁目7番6号
デジコン株式会社
代表取締役 山本 善宣
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(千円) |
|---------------|----------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 123,915 |
| 固 定 資 産 | 61,284 |
| 資 産 合 計 | 185,199 |
| 負純 資 産 及 の び部 | |
| 流 動 負 債 | 52,305 |
| (賞 与 引 当 金) | (10,350) |
| 固 定 負 債 | 37,490 |
| (退職給付引当金) | (900) |
| 株 主 資 本 | 95,404 |
| 資 本 余 金 | 30,000 |
| 利 益 剰 余 金 | 65,404 |
| 利 益 準 備 金 | 65,404 |
| その他の利益剰余金 | (56,817) |
| (うち当期純損失) | (56,817) |
| 負債・純資産合計 | 185,199 |

| | | |
|------------------------------|---------|-------------|
| 第10期決算公告 | | 2025年6月27日 |
| 東京都港区浜松町一丁目18番16号 | | 住友浜松町ビル |
| 株式会社C Bパートナーズ | | 代表取締役 齋藤 章平 |
| 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 105,826 |
| | 固定資産 | 12,824 |
| 合計 | | 118,650 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 92,828 |
| | (賞与引当金) | (14,625) |
| | 固定負債 | 1,176 |
| | 株主資本 | 24,645 |
| | 資本利益 | 10,000 |
| | 利益準備金 | 14,645 |
| | その他利益 | 2,500 |
| | 利益 | 12,145 |
| | その他の利益 | (762) |
| 合計 | | 118,650 |

| | | |
|------------------------------|---------|-------------|
| 第10期決算公告 | | 2025年6月27日 |
| 東京都港区浜松町一丁目18番16号 | | 住友浜松町ビル |
| 株式会社C Bコンサルティング | | 代表取締役 金城 和樹 |
| 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 259,814 |
| | 固定資産 | 63,551 |
| 合計 | | 323,366 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 312,912 |
| | (賞与引当金) | (30,374) |
| | 株主資本 | 10,454 |
| | 資本利益 | 10,000 |
| | 利益準備金 | 39,600 |
| | その他資本利益 | 39,600 |
| | 利益 | △39,145 |
| | その他利益 | △39,145 |
| | 利益 | (62,856) |
| 合計 | | 323,366 |

| | | |
|------------------------------|-------|-----------------------|
| 第12期決算公告 | | 2025年6月24日 |
| 東京都港区新橋四丁目5番1号 | | 株式会社M I L E S |
| 代表取締役社長 田中 茂保 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(百万円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 229 |
| | 固定資産 | 6 |
| 資産合計 | | 235 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 118 |
| | 負債合計 | 118 |
| | 株主資本 | 117 |
| | 資本利益 | 50 |
| | 利益準備金 | 67 |
| | その他利益 | 13 |
| | 利益 | 54 |
| | その他利益 | (24) |
| | 純資産合計 | 117 |
| 負債・純資産合計 | | 235 |

| | | |
|------------------------------|---------|-----------------------|
| 第7期決算公告 | | 令和7年7月23日 |
| 東京都中央区銀座五丁目15番1号 | | J P ライネックス南海パーセル株式会社 |
| 代表取締役 瀧本 哲也 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 311,980 |
| | 固定資産 | 10,107 |
| 合計 | | 322,088 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 110,383 |
| | (賞与引当金) | 1,051 |
| | 株主資本 | 210,653 |
| | 資本利益 | 145,450 |
| | 資本準備金 | 45,450 |
| | 利益 | 19,753 |
| | 利益 | 19,753 |
| | その他利益 | (9,252) |
| | 合計 | |

| | | |
|------------------------------|---------|-------------|
| 第8期決算公告 | | 2025年6月27日 |
| 東京都港区浜松町一丁目18番16号 | | 住友浜松町ビル |
| 株式会社C B メディカル | | 代表取締役 廣渡 弘美 |
| 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 140,171 |
| | 固定資産 | 512,389 |
| 合計 | | 652,560 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 27,956 |
| | (賞与引当金) | (5,357) |
| | 固定負債 | 502,065 |
| | 株主資本 | 122,539 |
| | 資本利益 | 50,000 |
| | 資本準備金 | 72,539 |
| | 利益 | 12,500 |
| | 利益 | 60,039 |
| | その他利益 | (13,281) |
| 合計 | | 652,560 |

| | | |
|------------------------------|---------|------------|
| 第4期決算公告 | | 2025年6月27日 |
| 東京都港区浜松町一丁目18番16号 | | 住友浜松町ビル |
| 株式会社C B リサーチ | | 代表取締役 鎮目 努 |
| 貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 141,027 |
| | 固定資産 | 141,027 |
| 合計 | | 141,027 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 97,326 |
| | (賞与引当金) | (15,638) |
| | 固定負債 | 136 |
| | 株主資本 | 43,564 |
| | 資本利益 | 10,000 |
| | 利益準備金 | 33,564 |
| | 利益 | 2,000 |
| | その他利益 | 31,564 |
| | 利益 | (25,359) |
| 合計 | | 141,027 |

| | | |
|------------------------------|-------|--------------|
| 第26期決算公告 | | 令和7年5月20日 |
| 東京都千代田区飯田橋四丁目7番11号 | | カクタス飯田橋ビル10階 |
| C 2 S C R E A T I V E 株式会社 | | 代表取締役 森 文彦 |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 349,758 |
| | 固定資産 | 8,839 |
| 合計 | | 358,597 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 118,094 |
| | 固定負債 | 120,000 |
| | 株主資本 | 120,503 |
| | 資本利益 | 50,000 |
| | 資本準備金 | 150,000 |
| | 利益 | 150,000 |
| | 利益 | △79,496 |
| | その他利益 | △79,496 |
| | 利益 | (21,425) |
| 合計 | | 358,597 |

| | | |
|------------------------------|-------|------------------|
| 第10期決算公告 | | 令和7年7月23日 |
| 東京都千代田区内神田二丁目3番4号 | | S - G A T E 大手町北 |
| 株式会社M B Kテクニカル | | 代表取締役 芹澤 新 |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 197,816 |
| | 固定資産 | 128,896 |
| 合計 | | 326,713 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 180,818 |
| | 賞与引当金 | 7,269 |
| | 固定負債 | 14,630 |
| | 株主資本 | 131,263 |
| | 資本利益 | 110,322 |
| | 資本準備金 | △20,941 |
| | 利益 | △20,941 |
| | 利益 | (44,895) |
| | 合計 | |

| | | |
|------------------------------|-------|-----------------------|
| 第58期決算公告 | | 令和7年6月13日 |
| 東京都品川区東品川一丁目39番20号 | | 太陽光サポートセンター株式会社 |
| 代表取締役社長 林 雄一郎 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(百万円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 192 |
| | 固定資産 | 1,647 |
| 合計 | | 1,839 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 175 |
| | 負債 | 1,464 |
| | 固定資本 | 199 |
| | 株主資本 | 10 |
| | 資本利益 | 189 |
| | 利益準備金 | 3 |
| | その他利益 | 186 |
| | 利益 | (35) |
| | 合計 | |

| | | |
|------------------------------|-------|-----------------------|
| 第9期決算公告 | | 令和7年6月30日 |
| 東京都千代田区富士見2丁目13番3号 | | 株式会社クールジャパントラベル |
| 代表取締役社長 西澤 元晴 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 33,108 |
| | 固定資産 | 15,445 |
| 合計 | | 48,553 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 46,953 |
| | 株主資本 | 1,600 |
| | 資本利益 | 88,000 |
| | 資本準備金 | 72,000 |
| | 利益 | 72,000 |
| | 利益 | △158,399 |
| | その他利益 | △158,399 |
| | 利益 | (75,664) |
| | 合計 | |

| | | | |
|------------------------------|-------|------------------------|--------|
| 第2期決算公告 | | 令和7年7月23日 | |
| 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 | | Celss Technologies株式会社 | |
| 代表取締役 小正 瑞季 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | |
| (単位:千円) | | | |
| 科 | 目 | 金額 | |
| 資の 産部 | 流動資産 | 9,762 | |
| | 固定資産 | 2,884 | |
| 合計 | | 12,952 | |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 12,343 | |
| | 株主資本 | 608 | |
| | 資本利益 | 3,000 | |
| | 資本準備金 | △2,391 | |
| | 利益 | △2,391 | |
| | 利益 | (2,323) | |
| | 合計 | | 12,952 |

| | | |
|------------------------------|-------|-----------------------|
| 第11期決算公告 | | 令和7年6月12日 |
| 東京都渋谷区渋谷1-10-9 | | ゴウリカマーケティング株式会社 |
| 代表取締役 岡本 賢祐 | | 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) |
| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | |
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,351,672 |
| | 固定資産 | 144,725 |
| 合計 | | 1,496,398 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流动負債 | 724,006 |
| | 固定負債 | 376,997 |
| | 株主資本 | 395,394 |
| | 資本利益 | 100,000 |
| | 資本準備金 | 813,109 |
| | 利益 | △517,714 |
| | 利益 | 2,900 |
| | その他利益 | △520,614 |
| | 利益 | (260,261) |
| 合計 | | 1,496,398 |

第 17 期 決 算 公 告

令和7年7月23日

東京都港区東新橋2丁目7番3号
昭和アステック株式会社
代表取締役社長 堀江 健介貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|--------|-----------|---------|
| 流 動 資 産 | 14,702 | 流 動 負 債 | 8,768 |
| 固 定 資 産 | 2,835 | 固 定 負 債 | 1,199 |
| | | 株 主 資 本 | 7,570 |
| | | 資 本 余 金 | 100 |
| | | 資 本 備 金 | 1,189 |
| | | 資 本 準 備 金 | 25 |
| | | その他の資本 | 1,164 |
| | | 利 益 余 金 | 7,768 |
| | | その他の利益 | 7,768 |
| | | (うち当期純利益) | (1,100) |
| | | 自 己 株 式 | △1,487 |
| 資 産 合 計 | 17,537 | 負債・純資産合計 | 17,537 |

第 3 期 決 算 公 告

令和7年6月27日

東京都千代田区大手町1-1-3
株式会社ゲッカワーカークス
代表取締役 大橋 茂樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----|-------------|-------|
| 流 動 資 産 | 294 | 流 動 負 債 | 27 |
| 固 定 資 産 | 597 | (うち役員賞与引当金) | (1) |
| | | (うち賞与引当金) | (2) |
| | | 固 定 負 債 | 670 |
| | | 株 主 資 本 | 194 |
| | | 資 本 余 金 | 45 |
| | | 資 本 備 金 | 272 |
| | | 資 本 準 備 金 | 45 |
| | | その他の資本 | 227 |
| | | 利 益 余 金 | △122 |
| | | その他の利益 | △122 |
| | | (うち当期純損失) | (122) |
| 資 産 合 計 | 892 | 負債・純資産合計 | 892 |

第 35 期 決 算 公 告

2025年6月27日

長野県駒ヶ根市北町20-6
株式会社信州エンタープライズ
代表取締役 中島 光孝貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 流 動 資 産 | 933,360 | 流 動 負 債 | 1,251 |
| 固 定 資 産 | 402,676 | 固 定 負 債 | 520,538 |
| | | 株 主 資 本 | 814,247 |
| | | 資 本 余 金 | 100,000 |
| | | 資 本 備 金 | 174,500 |
| | | 資 本 準 備 金 | 63,200 |
| | | その他の資本 | 111,300 |
| | | 利 益 余 金 | 539,747 |
| | | 利 益 準 備 金 | 2,400 |
| | | その他の利益 | 537,347 |
| | | (うち当期純利益) | (28,218) |
| 資 産 合 計 | 1,336,036 | 負債・純資産合計 | 1,336,036 |

第 37 期 決 算 公 告

令和7年7月23日

東京都多摩市豊ヶ丘一丁目22番地
京王書籍販売株式会社
代表取締役 西前 秋幸

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 資 産 の 部 | 負債及び純資産の部 |
|------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 1,274,353 |
| 固 定 資 産 | 182,041 |
| | |
| 流 動 負 債 | 1,542,860 |
| (その他の引当金) | (9,516) |
| 固 定 負 債 | 196,986 |
| (退職給付引当金) | (183,827) |
| (役員退職慰労金引) | (10,320) |
| 株 主 資 本 | △283,453 |
| 資 本 余 金 | 50,000 |
| 利 益 余 金 | △333,453 |
| その他の利益 | △333,453 |
| (うち当期純損失) | (63,561) |
| 資 産 合 計 | 1,456,394 |
| 負債・純資産合計 | 1,456,394 |

第 52 期 決 算 公 告

令和7年6月30日 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
豊田ケミカルエンジニアリング株式会社
代表取締役 西郷 剛史貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|-------|-----------|-------|
| 流 動 資 産 | 1,938 | 流 動 負 債 | 1,324 |
| 固 定 資 産 | 3,654 | 固 定 負 債 | 148 |
| 有形固定資産 | 3,273 | 負 債 合 計 | 1,472 |
| 無形固定資産 | 42 | 株 主 資 本 | 4,120 |
| 投資その他の資産 | 338 | 資 本 余 金 | 310 |
| | | 資 本 備 金 | 81 |
| | | 資 本 準 備 金 | 81 |
| | | 利 益 余 金 | 3,729 |
| | | その他の利益 | 3,729 |
| | | (うち当期純利益) | (368) |
| | | 純 資 產 合 計 | 4,120 |
| 資 產 合 計 | 5,593 | 負債・純資産合計 | 5,593 |

第 79 期 決 算 公 告

2025年6月27日 岐阜県飛騨市古川町向町二丁目10番50号
アルプラス薬品工業株式会社
代表取締役 岡田 武司

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|------------|---------------|-------------|
| 流 動 資 産 | 14,589,713 | 流 動 負 債 | 4,633,553 |
| 固 定 資 産 | 9,289,912 | 固 定 負 債 | 4,147,505 |
| | | 株 主 資 本 | 15,007,548 |
| | | 資 本 余 金 | 97,700 |
| | | 資 本 備 金 | 7,700 |
| | | 資 本 準 備 金 | 7,700 |
| | | 利 益 余 金 | 14,902,148 |
| | | 利 益 準 備 金 | 22,925 |
| | | その他の利益 | 14,879,223 |
| | | (うち当期純利益) | (1,367,426) |
| | | 評 価・換 算 差 額 等 | 91,019 |
| 資 產 合 計 | 23,879,626 | 負債・純資産合計 | 23,879,626 |

第 48 期 決 算 公 告

令和7年6月23日

大阪市北区堂島二丁目1番16号

株式会社ユウホウ

代表取締役 井上 壮一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,744,924 | 流 動 負 債 | 932,245 |
| 固 定 資 産 | 2,094,852 | (うち賞与引当金) | (125,128) |
| | | 固 定 負 債 | 406,198 |
| | | (うち退職給付引当金) | (381,459) |
| | | (うち役員退職慰労引当金) | (20,736) |
| | | 株 主 資 本 | 2,501,333 |
| | | 資 本 余 金 | 410,000 |
| | | 利 益 余 金 | 2,091,333 |
| | | 利 益 準 備 金 | 46,355 |
| | | その他の利益 | 2,044,978 |
| | | (うち当期純利益) | (100,750) |
| 資 產 合 計 | 3,839,776 | 負債・純資産合計 | 3,839,776 |

第 26 期 決 算 公 告

令和7年6月25日 京都府綴喜郡井手町藪尻1番地
関西パック株式会社
代表取締役 石井 弘一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,438,043 | 流 動 負 債 | 2,173,173 |
| 固 定 資 産 | 1,886,328 | (うち賞与引当金) | (27,354) |
| | | 固 定 負 債 | 95,998 |
| | | (うち退職給付引当金) | (79,758) |
| | | 株 主 資 本 | 1,019,837 |
| | | 資 本 余 金 | 225,000 |
| | | 利 益 余 金 | 794,837 |
| | | 利 益 準 備 金 | 3,749 |
| | | その他の利益 | 791,087 |
| | | (うち当期純損失) | (5,330) |
| | | 評 価・換 算 差 額 等 | 35,363 |
| | | その他の有価証券評価差額金 | 35,363 |
| 資 產 合 計 | 3,324,371 | 負債・純資産合計 | 3,324,371 |

第75期決算公告

令和7年6月27日

大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
株式会社護光商會
代表取締役 瀧口 真一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 流動資産 | 2,702,311 | 流動負債 | 1,487,580 |
| 固定資産 | 75,729 | 固定負債 | 57,349 |
| | | 退職給付引当金 | 57,349 |
| | | 株主資本 | 1,233,111 |
| | | 資本金 | 95,760 |
| | | 資本剰余金 | 20 |
| | | 資本準備金 | 20 |
| | | 利益剰余金 | 1,167,331 |
| | | 利益準備金 | 23,920 |
| | | その他利益剰余金 | 1,143,411 |
| | | (うち当期純利益) | (86,222) |
| | | 自己株式 | △ 30,000 |
| 資産合計 | 2,778,040 | 負債・純資産合計 | 2,778,040 |

第21期決算公告

2025年7月23日

大阪市北区堂島浜1丁目4番16号
阪神高速パトロール株式会社
代表取締役社長 森本 久也

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-------------|-----------|
| 流動資産 | 1,005,645 | 流動負債 | 587,316 |
| 固定資産 | 445,281 | (うち賞与引当金) | (332,842) |
| | | 固定負債 | 241,558 |
| | | (うち退職給付引当金) | (239,711) |
| | | 株主資本 | 622,052 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 8,219 |
| | | 資本準備金 | 8,219 |
| | | 利益剰余金 | 603,832 |
| | | 利益準備金 | 100 |
| | | その他利益剰余金 | 603,732 |
| | | (うち当期純利益) | (32,223) |
| 資産合計 | 1,450,927 | 負債・純資産合計 | 1,450,927 |

第118期決算公告

令和7年6月25日

大阪市淀川区宮原1丁目6番10号
株式会社互恵会
代表取締役 土居布加志

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-------------|
| 流動資産 | 2,513,107 | 流動負債 | 1,040,398 |
| 固定資産 | 1,338,004 | 固定負債 | 3,373,000 |
| | | 負債合計 | 4,413,398 |
| | | 株主資本 | △ 562,286 |
| | | 資本金 | 80,000 |
| | | 資本剰余金 | 531,077 |
| | | 資本準備金 | 531,077 |
| | | 利益剰余金 | △ 1,169,411 |
| | | 利益準備金 | 1,486 |
| | | その他利益剰余金 | △ 1,170,897 |
| | | (うち当期純利益) | (17,792) |
| | | 自己株式 | △ 3,951 |
| | | 純資産合計 | △ 562,286 |
| 資産合計 | 3,851,111 | 負債・純資産合計 | 3,851,111 |

第35期決算公告

令和7年6月27日

大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号
日鉄物産マテックス株式会社
代表取締役 大津 真嗣

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 流動資産 | 4,331,261 | 流動負債 | 1,113,965 |
| 固定資産 | 167,329 | 固定負債 | 83,186 |
| | | 株主資本 | 3,299,778 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 資本剰余金 | 53,751 |
| | | その他資本剰余金 | 53,751 |
| | | 利益剰余金 | 3,196,027 |
| | | 利益準備金 | 12,500 |
| | | その他利益剰余金 | 3,183,527 |
| | | (うち当期純利益) | (88,639) |
| | | 評価・換算差額等 | 1,661 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1,661 |
| 資産合計 | 4,498,591 | 負債・純資産合計 | 4,498,591 |

第32期決算公告

令和7年6月20日

大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社カネカメディックス
代表取締役社長 笹崎 靖裕

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|------------|---------------|-------------|
| 流動資産 | 30,731,277 | 流動負債 | 13,428,558 |
| 固定資産 | 2,073,140 | (うち賞与引当金) | (356,910) |
| 有形固定資産 | 632,585 | 固定負債 | 893,152 |
| 無形固定資産 | 57,226 | (うち退職給付引当金) | (833,459) |
| 投資その他の資産 | 1,383,328 | (うち役員退職慰労引当金) | (10,098) |
| | | 株主資本 | 18,482,706 |
| | | 資本金 | 450,000 |
| | | 利益剰余金 | 18,032,706 |
| | | 利益準備金 | 112,500 |
| | | その他利益剰余金 | 17,920,206 |
| | | (うち当期純利益) | (5,890,668) |
| 資産合計 | 32,804,417 | 負債・純資産合計 | 32,804,417 |

第42期決算公告

令和7年6月27日

大阪市淀川区田川2丁目1番11号
ダイヘン電設機器株式会社
代表取締役 嶋本 正夫

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| 流動資産 | 3,727,198 | 流動負債 | 1,769,279 |
| 固定資産 | 527,921 | 固定負債 | 67,760 |
| 有形固定資産 | 443,753 | 負債合計 | 1,837,040 |
| 無形固定資産 | 25,302 | 株主資本 | 2,415,893 |
| 投資その他の資産 | 58,865 | 資本金 | 220,950 |
| | | 資本剰余金 | 2,194,943 |
| | | 利益準備金 | 55,237 |
| | | その他利益剰余金 | 2,139,706 |
| | | (うち当期純利益) | (749,208) |
| | | 評価・換算差額等 | 2,185 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 2,185 |
| 資産合計 | 4,255,119 | 純資産合計 | 2,418,079 |
| | | 負債・純資産合計 | 4,255,119 |

第11期決算公告

令和7年7月23日

広島市安佐南区緑井二丁目26番1号
西日本高速道路パトロール中国株式会社
代表取締役社長 田坂 尊仁

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------|----------|
| 流動資産 | 458,284 | 流動負債 | 312,018 |
| 固定資産 | 218,563 | 賞与引当金 | 140,167 |
| | | 固定負債 | 167,657 |
| | | 退職給付引当金 | 162,681 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 4,976 |
| | | 株主資本 | 197,172 |
| | | 資本金 | 20,000 |
| | | 資本剰余金 | 70,000 |
| | | 資本準備金 | 70,000 |
| | | 利益剰余金 | 107,172 |
| | | その他利益剰余金 | (34,694) |
| 資産合計 | 676,848 | 負債・純資産合計 | 676,848 |

第25期決算公告

令和7年7月23日

広島市南区出島二丁目4番10号
株式会社全農広島直販
代表取締役社長 田城 敏

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------|----------|
| 流動資産 | 300,914 | 流動負債 | 73,302 |
| 固定資産 | 179,352 | 賞与引当金 | 3,450 |
| | | 固定負債 | 40,536 |
| | | 退職給付引当金 | 35,972 |
| | | 役員退任引当金 | 3,000 |
| | | 株主資本 | 366,428 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 160,000 |
| | | 資本準備金 | 160,000 |
| | | 利益剰余金 | 106,428 |
| | | 利益準備金 | 11,159 |
| | | その他利益剰余金 | 95,269 |
| | | (うち当期純利益) | (16,219) |
| 資産合計 | 480,266 | 負債・純資産合計 | 480,266 |

第 76 期 決 算 公 告

令和7年7月23日

広島市南区出島一丁目32番82号
全農アグリウエスト株式会社

代表取締役社長 仁城 明彦

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,288,580 | 流 動 負 債 | 640,867 |
| 固 定 資 産 | 197,905 | (賞 与 引 当 金) | (6,651) |
| | | 固 定 負 債 | 35,605 |
| | | (退職給付引当金) | (31,733) |
| | | (役員退職慰労引当金) | (2,130) |
| | | 株 主 資 本 | 810,012 |
| | | 資 本 金 | 50,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 760,012 |
| | | 利 益 準 備 金 | 12,500 |
| | | その他の利益剰余金 | 747,512 |
| | | (うち当期純利益) | (60,556) |
| 資 産 合 計 | 1,486,485 | 負債・純資産合計 | 1,486,485 |

第 17 期 決 算 公 告

令和7年7月23日 広島県福山市東手城町二丁目10番7号
株式会社ユニオンアロー・テクノロジー

代表取締役 中村 佳広

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,767,940 | 流 動 負 債 | 217,502 |
| 固 定 資 産 | 3,657 | アフターコスト引当 | 3,068 |
| | | 賞 与 引 当 金 | 9,102 |
| | | 検収コスト引当金 | 21,238 |
| | | 株 主 資 本 | 1,554,096 |
| | | 資 本 金 | 162,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 82,000 |
| | | 資 本 準 備 金 | 82,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 1,310,096 |
| | | その他の利益剰余金 | 1,310,096 |
| | | (うち当期純損失) | (7,528) |
| 資 産 合 計 | 1,771,598 | 負債・純資産合計 | 1,771,598 |

第 65 期 決 算 公 告

令和7年7月23日

広島市東区二葉の里三丁目5番7号
NEXCO西日本コンサルタント株式会社

代表取締役 福永 靖雄

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 資 産 の 部 | 負債及び純資産の部 |
|---------|-----------|
| 流 動 資 産 | 1,147,472 |
| 固 定 資 産 | 253,661 |
| | 流 動 負 債 |
| | 355,140 |
| | 固 定 負 債 |
| | 86,624 |
| | 株 主 資 本 |
| | 959,369 |
| | 資 本 金 |
| | 70,000 |
| | 資 本 剰 余 金 |
| | 120,000 |
| | その他の資本剰余金 |
| | 120,000 |
| | 利 益 剰 余 金 |
| | 776,092 |
| | 利 益 準 備 金 |
| | 17,500 |
| | その他の利益剰余金 |
| | 758,592 |
| | (うち当期純利益) |
| | (89,324) |
| 資 産 合 計 | 1,401,134 |
| | △ 6,722 |
| | 負債・純資産合計 |
| | 1,401,134 |

第 24 期 決 算 公 告

令和7年7月23日

広島市安佐南区大町東二丁目14番12号
株式会社広島クミアイ燃料

代表取締役社長 吉本 洋二

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|-------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 684,354 | 流 動 負 債 | 281,757 |
| 固 定 資 産 | 464,812 | (賞 与 引 当 金) | (16,145) |
| | | 固 定 負 債 | 79,541 |
| | | (退職給付引当金) | (60,162) |
| | | (役員退職慰労引当金) | (6,750) |
| | | 株 主 資 本 | 787,868 |
| | | 資 本 金 | 235,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 552,868 |
| | | 利 益 準 備 金 | 58,750 |
| | | その他の利益剰余金 | 494,118 |
| | | (うち当期純利益) | (56,598) |
| 資 産 合 計 | 1,149,167 | 負債・純資産合計 | 1,149,167 |

第 96 期 決 算 公 告

2025年7月23日

愛媛県松山市三津2丁目4番23号

愛媛海運株式会社

代表取締役 西山富士弥

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|---------|-------------|---------|
| 流 動 資 産 | 241,092 | 流 動 負 債 | 35,378 |
| 固 定 資 産 | 29,607 | (賞 与 引 当 金) | (4,614) |
| 有形固定資産 | 10,046 | 固 定 負 債 | 895 |
| 無形固定資産 | 393 | 退職給付引当金 | 895 |
| 投資その他の資産 | 19,168 | 負 債 合 計 | 36,273 |
| | | 株 主 資 本 | 234,426 |
| | | 資 本 金 | 10,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 224,426 |
| | | 利 益 準 備 金 | 1,950 |
| | | その他の利益剰余金 | 222,476 |
| | | (うち当期純利益) | (9,562) |
| | | 純 資 產 合 計 | 234,426 |
| 資 產 合 計 | 270,699 | 負債・純資産合計 | 270,699 |

第 39 期 決 算 公 告

令和7年7月23日

広島県尾道市向東町14755番地

ロジスネクストハンドリングシステム株式会社

代表取締役 横山 浩之

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 流 動 資 産 | 930,456 | 流 動 負 債 | 626,868 |
| 固 定 資 産 | 114,245 | 賞 与 引 当 金 | 89,564 |
| | | 固 定 負 債 | 134,943 |
| | | 退職給付引当金 | 133,318 |
| | | 株 主 資 本 | 282,890 |
| | | 資 本 金 | 90,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 192,890 |
| | | 利 益 準 備 金 | 22,500 |
| | | その他の利益剰余金 | 170,390 |
| | | (うち当期純利益) | (55,521) |
| 資 產 合 計 | 1,044,701 | 負債・純資産合計 | 1,044,701 |

第 7 期 決 算 公 告

令和7年6月26日

長崎県島原市高島二丁目7192番地

島原Gエナジー株式会社

代表取締役社長 櫻井 明秀

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|---------|--------------|---------|
| 流 動 資 産 | 345,117 | 流 動 負 債 | 86,763 |
| 固 定 資 産 | 26,348 | 負 債 合 計 | 86,763 |
| | | 株 主 資 本 | 284,750 |
| | | 資 本 金 | 60,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 60,000 |
| | | 資 本 準 備 金 | 60,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 164,750 |
| | | その他の利益剰余金 | 164,750 |
| | | (うち当期純利益) | (9,007) |
| | | 評価・換算差額等 | △ 48 |
| | | その他有価証券評価差額金 | △ 48 |
| | | 純 資 產 合 計 | 284,702 |
| 資 產 合 計 | 371,465 | 負債・純資産合計 | 371,465 |

第 53 期 決 算 公 告

令和7年6月24日

福岡県糟屋郡久山町大字久原字原2920番地

九州製鋼株式会社

代表取締役社長 清本 邦夫

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|--------|---------------|---------|
| 流 動 資 産 | 8,647 | 流 動 負 債 | 3,588 |
| 固 定 資 産 | 4,940 | (うち賞 与 引 当 金) | (144) |
| | | 固 定 負 債 | 31 |
| | | (うち役員退職慰労引当金) | (27) |
| | | 株 主 資 本 | 9,968 |
| | | 資 本 金 | 480 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 18,997 |
| | | 利 益 準 備 金 | 120 |
| | | その他の利益剰余金 | 18,877 |
| | | (うち当期純利益) | (440) |
| | | 自 己 株 式 | △ 9,509 |
| 資 產 合 計 | 13,587 | 負債・純資産合計 | 13,587 |

第36期決算公告

令和7年6月13日 宮城県仙台市宮城野区銀杏町39番28号
シナネン石油株式会社
代表取締役 佐藤 雄一

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----|-----------------------|--------------|
| 流動資産 | 749 | 流动負債 | 789 |
| 固定資産 | 112 | (うち賞与引当金) | (23) |
| | | 固定負債 | 179 |
| | | (うち退職給付引当金) | (53) |
| | | 株主資本 | △106 |
| | | 資本金 | 98 |
| | | 資本剰余金 | 50 |
| | | 資本準備金 | 50 |
| | | 利益剰余金 | △254 |
| | | 利益準備金 | 3 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | △257 (75) |
| 資産合計 | 862 | 負債・純資産合計 | 862 |

第36期決算公告

令和7年6月20日 長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷字東舞山286番地5
長崎部品株式会社
代表取締役 野中 卓美

貸借対照表の要旨 (令和7年3月20日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 | 2,097,408 | 流动負債 | 919,386 |
| 固定資産 | 773,475 | (賞与引当金) | (60,316) |
| 繰延資産 | 75,964 | 固定負債 | 264,943 |
| | | (退職給付引当金) | (264,757) |
| | | 株主資本 | 1,762,518 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,752,518 |
| | | 利益準備金 | 2,500 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 1,750,018 (78,611) |
| 資産合計 | 2,946,847 | 負債・純資産合計 | 2,946,847 |

第3期決算公告

令和7年7月23日 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
M C 現法株保有目的株式会社
代表取締役 馬場 重郎

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|--------|------------------------------|-------------------|
| 流動資産 | 91,832 | 流动負債 | 1,038 |
| 固定資産 | 737 | 株主資本 | 91,557 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 資本剰余金 | 50,000 |
| | | 資本準備金 | 50,000 |
| | | 利益剰余金 | △8,442 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | △8,442 (3,094) |
| | | 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金 | △25 △25 |
| 資産合計 | 92,570 | 負債・純資産合計 | 92,570 |

第12期決算公告

令和6年12月18日 東京都豊島区南池袋三丁目13番17号
株式会社 F.S. shake
代表取締役 遠藤 勇太

貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----------|-----------------------|--------------------------------|
| 流動資産 | 1,342,649 | 流动負債 | 1,413,601 |
| 固定資産 | 2,504,012 | 賞与引当金 | 30,000 |
| | | 固定負債 | 2,217,198 |
| | | 資産合計 | 3,630,799 |
| | | 株主資本 | 215,862 |
| | | 資本剰余金 | 49,000 |
| | | 資本準備金 | 47,499 |
| | | 利益剰余金 | 47,499 |
| | | 利益準備金 | 119,363 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 12,500 106,862 (163,479) |
| | | 純資産合計 | 215,862 |
| | | 負債・純資産合計 | 3,846,661 |
| 資産合計 | 3,846,661 | | |

第60期決算公告

令和7年6月20日 東京都立川市曙町2-20-5
立川ハウス工業株式会社
代表取締役 栗原 徹也

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|------------|-----------------------|------------------------|
| 流動資産 | 10,606,226 | 流动負債 | 8,111,891 |
| 固定資産 | 10,729,668 | 固定負債 | 4,277,031 |
| | | 株主資本 | 8,946,972 |
| | | 資本金 | 98,000 |
| | | 資本剰余金 | 900,146 |
| | | 資本準備金 | 501,202 |
| | | その他資本剰余金 | 398,944 |
| | | 利益剰余金 | 7,970,773 |
| | | 利益準備金 | 81,935 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 7,888,836 (565,483) |
| | | 自己株式 | △21,947 |
| 資産合計 | 21,335,895 | 負債・純資産合計 | 21,335,895 |

第88期決算公告

令和7年6月26日 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
共栄商事株式会社
取締役社長 矢吹 克明

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----------|------------------------------|------------------------|
| 流動資産 | 2,412,001 | 流动負債 | 2,018,520 |
| 固定資産 | 3,360,811 | 固定負債 | 482,627 |
| | | 株主資本 | 2,952,877 |
| | | 資本剰余金 | 100,000 |
| | | 資本準備金 | 534 |
| | | 利益剰余金 | 2,852,342 |
| | | 利益準備金 | 25,000 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 2,827,342 (247,527) |
| | | 評価・換算差額等 その他有価証券評価 差額金 | 318,786 318,786 |
| 資産合計 | 5,772,812 | 負債・純資産合計 | 5,772,812 |

第2期決算公告

令和7年6月26日 東京都中央区日本橋本町三丁目9番4号
ソニテック株式会社
(旧商号 SKYホールディングス株式会社)

代表取締役 和田 翼

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 流動資産 | 50,274 | 流动負債 | 1,931,813 |
| 固定資産 | 4,280,364 | 固定負債 | 1,289,000 |
| | | 株主資本 | 1,109,825 |
| | | 資本金 | 66,400 |
| | | 資本剰余金 | 1,233,600 |
| | | 資本準備金 | 650,000 |
| | | その他資本剰余金 | 583,600 |
| | | 利益剰余金 | △190,174 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | △190,174 (100,517) |
| 資産合計 | 4,330,638 | 負債・純資産合計 | 4,330,638 |

第77期決算公告

令和7年6月27日 東京都中央区新富二丁目13番3号
日新化工株式会社
代表取締役社長 直井 広明

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|------------|-----------------------|----------------------------------|
| 流動資産 | 8,664,572 | 流动負債 | 3,152,480 |
| 固定資産 | 3,541,382 | 固定負債 | 100,000 |
| 繰延資産 | 25,922 | 役員退職慰労引当金 | 887,633 |
| | | 退職給付引当金 | 169,568 |
| | | 修繕引当金 | 350,000 |
| | | 株主資本 | 341,365 |
| | | 資本金 | 8,191,763 |
| | | 利益剰余金 | 100,000 |
| | | 利益準備金 | 8,091,763 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 25,000 8,066,763 (703,604) |
| 資産合計 | 12,231,876 | 負債・純資産合計 | 12,231,876 |

第 57 期 決 算 公 告

令和7年6月30日 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
 株式会社オノリーユーエア
 代表取締役 安嶋 新

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|------------------------------|-----------------------|
| 流 動 資 産 | 684,776 | 流 動 負 債 | 1,051,557 |
| 固 定 資 産 | 2,117,275 | 賞 与 引 当 金 | 3,596 |
| | | そ の 他 | 1,047,961 |
| | | 固 定 負 債 | 2,682,807 |
| | | 退職給付引当金 | 4,295 |
| | | 航空機材整備引当金 | 33,900 |
| | | そ の 他 | 2,644,612 |
| | | 株 主 資 本 | △932,313 |
| | | 資 本 金 | 25,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | △957,313 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失) | △957,313 (566,764) |
| 資 産 合 計 | 2,802,051 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 2,802,051 |

第 86 期 決 算 公 告

令和7年7月4日 東京都文京区湯島3丁目37番4号
 株式会社ハシモト
 代表取締役 山田 徹

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-------|------------------------------|----------------|
| 流 動 資 産 | 2,139 | 流 動 負 債 | 1,113 |
| 固 定 資 産 | 1,695 | 固 定 負 債 (退職給付引当金) | 667 (194) |
| | | 株 主 資 本 | 1,707 |
| | | 資 本 金 | 50 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 5 |
| | | 利 益 準 備 金 | 1,652 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益) | 10 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1,642 (161) |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 348 |
| 資 産 合 計 | 3,834 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 3,834 |

第 39 期 決 算 公 告

2025年6月24日 東京都江東区新木場1丁目18番6号
 三井ホームエステート株式会社
 代表取締役社長 菊澤 尚幸

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|------------|------------------------------|--------------------------|
| 流 動 資 産 | 12,135,362 | 流 動 負 債 | 5,730,921 |
| 固 定 資 産 | 1,200,426 | 賞 与 引 当 金 | 316,544 |
| | | そ の 他 | 5,414,377 |
| | | 固 定 負 債 | 2,371,750 |
| | | 退職給付引当金 | 109,156 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 23,350 |
| | | そ の 他 | 2,239,244 |
| | | 株 主 資 本 | 5,233,117 |
| | | 資 本 金 | 100,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 5,133,117 |
| | | 利 益 準 備 金 | 25,000 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益) | 5,108,117 (1,693,186) |
| 資 産 合 計 | 13,335,789 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 13,335,789 |

第 4 期 決 算 公 告

令和7年6月25日 東京都港区港南二丁目10番9号
 タックシステム株式会社
 代表取締役社長 石田有都己

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|---------|------------------------------|-----------------------|
| 流 動 資 産 | 503,134 | 流 動 負 債 | 542,595 |
| 固 定 資 産 | 51,068 | 賞 与 引 当 金 | 19,016 |
| | | 固 定 負 債 | 32,532 |
| | | 退職給付引当金 | 10,032 |
| | | 株 主 資 本 | △20,926 |
| | | 資 本 金 | 5,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 198,498 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 198,498 |
| | | 利 益 剰 余 金 | △224,424 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失) | △224,424 (145,055) |
| 資 産 合 計 | 554,201 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 554,201 |

第 93 期 決 算 公 告

令和7年6月9日 東京都品川区広町1丁目4番4号
 共創未来ファーマ株式会社
 代表取締役社長 熊田 泰之

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|------------------------------|------------------------|
| 流 動 資 産 | 6,360,775 | 流 動 負 債 | 3,144,843 |
| 固 定 資 産 | 1,379,904 | 賞 与 引 当 金 | 84,885 |
| | | 固 定 負 債 | 506,201 |
| | | 退職給付引当金 | 150,004 |
| | | 株 主 資 本 | 4,089,634 |
| | | 資 本 金 | 199,230 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 103,230 |
| | | 資 本 準 備 金 | 103,230 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 3,787,174 |
| | | 利 益 準 備 金 | 11,062 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益) | 3,776,112 (502,807) |
| 資 産 合 計 | 7,740,679 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 7,740,679 |

第 16 期 決 算 公 告

令和7年7月23日 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号神谷町プライムプレイス
 フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・ジャパン
 株式会社

代表取締役社長 ニューライター・カーカ・ローランド

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-----------|------------------------------|---------------------|
| 流 動 資 産 | 1,679,233 | 流 動 負 債 | 311,640 |
| 固 定 資 産 | 62,112 | 株 主 資 本 | 1,429,705 |
| | | 資 本 金 | 100,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 800,000 |
| | | 資 本 準 備 金 | 450,000 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 350,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 529,705 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益) | 529,705 (88,126) |
| 資 産 合 計 | 1,741,345 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 1,741,345 |

第 4 期 決 算 公 告

令和7年7月23日 東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
 しんきん地域創生ネットワーク株式会社
 代表取締役社長 清田 直人

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|---------|------------------------------|----------|
| 流 動 資 産 | 408,541 | 流 動 負 債 | 66,281 |
| 固 定 資 産 | 48,945 | 賞 与 引 当 金 | 16,941 |
| | | 固 定 負 債 | 3,440 |
| | | 退職給付引当金 | 2,689 |
| | | 株 主 資 本 | 388,515 |
| | | 資 本 金 | 100,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 100,000 |
| | | 資 本 準 備 金 | 100,000 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 188,515 |
| | | 利 益 準 備 金 | 188,515 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益) | (62,838) |
| 資 産 合 計 | 457,486 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 457,486 |

第 8 期 決 算 公 告

令和7年6月25日 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
 株式会社ZENKIGEN
 代表取締役 野澤比日樹

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|---------|------------------------------|-------------------------|
| 流 動 資 産 | 519,206 | 流 動 負 債 | 626,875 |
| 固 定 資 産 | 7,449 | 賞 与 引 当 金 | 6,385 |
| | | 固 定 負 債 | 437,186 |
| | | 株 主 資 本 | △582,325 |
| | | 資 本 金 | 100,000 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 960,553 |
| | | 資 本 準 備 金 | 100,000 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 860,553 |
| | | 利 益 剰 余 金 | △1,632,687 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純損失) | △1,632,687 (335,926) |
| | | 自 己 株 式 新 株 予 約 権 | △10,190 44,919 |
| 資 産 合 計 | 526,655 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 526,655 |

第29期決算公告

令和7年6月30日 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
ノイエス株式会社
代表取締役社長 藤本 圭一
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------------------|--------------------------|
| 流動資産 | 3,737,975 | 流動負債 | 739,308 |
| 固定資産 | 278,307 | 賞与引当金 | 333,600 |
| 総資産 | 0 | 固定負債 | 507,627 |
| | | 退職給付引当金 | 463,494 |
| | | 株主資本 | 2,769,346 |
| | | 資本金 | 70,300 |
| | | 資本剰余金 | 44,800 |
| | | 資本準備金 | 44,800 |
| | | 利益剰余金 | 2,654,246 |
| | | 利益準備金 | 2,743 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 2,651,503 (1,189,441) |
| 資産合計 | 4,016,282 | 負債・純資産合計 | 4,016,282 |

第32期決算公告

令和7年6月30日 東京都中野区中野四丁目10番1号
株式会社インターナショナルシステムリサーチ
代表取締役社長 メンデス ラウル
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------------------|----------|
| 流動資産 | 741,696 | 流動負債 | 655,596 |
| 固定資産 | 251,451 | 賞与引当金 | 44,901 |
| | | 固定負債 | 9,000 |
| | | 株主資本 | 328,552 |
| | | 資本金 | 144,500 |
| | | 資本剰余金 | 96,398 |
| | | 資本準備金 | 96,398 |
| | | 利益剰余金 | 87,653 |
| | | 利益準備金 | 87,653 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | (19,612) |
| 資産合計 | 993,148 | 負債・純資産合計 | 993,148 |

第54期決算公告

令和7年7月23日 東京都千代田区隼町3番16号
株式会社ジョイックスコーポレーション
代表取締役 福垣 学
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|------------|-----------------------|------------------------|
| 流動資産 | 9,454,487 | 流動負債 | 9,246,913 |
| 固定資産 | 9,609,460 | (うち賞与引当金) | (413,636) |
| | | 固定負債 | 7,106,658 |
| | | (うち退職給付引当金) | (1,699,598) |
| | | 株主資本 | 2,710,376 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 利益剰余金 | 2,660,376 |
| | | 利益準備金 | 12,500 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 2,647,876 (935,876) |
| 資産合計 | 19,063,948 | 負債・純資産合計 | 19,063,948 |

第13期決算公告

令和7年6月13日 東京都品川区東五反田五丁目27番10号野村ビル8F
日本ソーラー電力株式会社
代表取締役 林 雄一郎
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-------|-----------------------|--------------|
| 流動資産 | 386 | 流動負債 | 339 |
| 固定資産 | 2,080 | 固定負債 | 1,433 |
| | | 株主資本 | 671 |
| | | 資本金 | 14 |
| | | 資本剰余金 | 4 |
| | | 資本準備金 | 4 |
| | | 利益剰余金 | 652 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 652 (103) |
| | | 評価・換算差額等 | 22 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 22 |
| 資産合計 | 2,466 | 負債・純資産合計 | 2,466 |

第69期決算公告

2025年6月26日 東京都千代田区神田富山町10番地2
菱光石灰工業株式会社
取締役社長 小野 恭一
貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|------------|-----------------------|------------------------|
| 流動資産 | 4,275,994 | 流動負債 | 4,340,317 |
| 固定資産 | 8,254,070 | 固定負債 | 2,358,272 |
| 有形固定資産 | 6,905,587 | 株主資本 | 5,732,522 |
| 無形固定資産 | 125,757 | 資本金 | 490,000 |
| 投資その他の資産 | 1,222,725 | 資本剰余金 | 12,346 |
| | | 資本準備金 | 12,346 |
| | | 利益剰余金 | 5,230,176 |
| | | 利益準備金 | 122,500 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 5,107,676 (503,784) |
| | | 評価・換算差額等 | 98,951 |
| | | その他有価証券評価 差額金 | 98,951 |
| 資産合計 | 12,530,064 | 負債・純資産合計 | 12,530,064 |

第73期決算公告

令和7年5月23日 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-11-1
青梅鋳造株式会社
代表取締役社長 三吉 拓郎
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------------------|----------------------|
| 流動資産 | 239,529 | 流動負債 | 88,545 |
| 固定資産 | 364,035 | 賞与引当金 | 4,000 |
| | | 固定負債 | 667,715 |
| | | 退職給付引当金 | 653 |
| | | 株主資本 | △152,696 |
| | | 資本金 | 60,000 |
| | | 資本剰余金 | 39,600 |
| | | 資本準備金 | 39,600 |
| | | 利益剰余金 | △252,296 |
| | | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | △252,296 (56,733) |
| 資産合計 | 603,565 | 負債・純資産合計 | 603,565 |

第12期決算公告

令和7年7月23日 東京都墨田区本所一丁目34番6号
株式会社ソミックグループホールディングス
代表取締役 石川 貴造
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|-----------------------|----------------|
| 科目 | 科目 |
| 金額 | 金額 |
| 流動資産 | 888 |
| 固定資産 | 25,602 |
| | |
| 流動負債 | 1,129 |
| 固定負債 | 102 |
| 役員退職慰労引当金 | 102 |
| 株主資本 | 25,260 |
| 資本金 | 12 |
| 資本剰余金 | 26,821 |
| 資本準備金 | 4,322 |
| その他資本剰余金 | 22,498 |
| 利益剰余金 | △1,469 |
| その他利益剰余金 (うち当期純利益) | △1,469 (87) |
| 自己株式 | △104 |
| 合計 | 26,491 |
| | |
| 合計 | 26,491 |

第28期決算公告

令和7年6月26日 東京都江東区枝川二丁目15番8号
株式会社オートエクゼ
代表取締役社長 寺田陽次郎
貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------|----------|
| 流動資産 | 579,393 | 流動負債 | 137,290 |
| 固定資産 | 29,110 | 賞与引当金 | 9,413 |
| | | 固定負債 | 89,119 |
| | | 退職給付引当金 | 88,519 |
| | | 株主資本 | 382,095 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 資本剰余金 | △456 |
| | | その他資本剰余金 | △456 |
| | | 利益剰余金 | 354,498 |
| | | 利益準備金 | 4,991 |
| | | その他利益剰余金 | 349,508 |
| | | (うち当期純利益) | (80,980) |
| | | 自己株式 | △21,947 |
| 資産合計 | 608,504 | 負債・純資産合計 | 608,504 |

第3期決算公告

令和7年6月26日 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
 株式会社T2
 代表取締役 森本 成城

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|-----------|-----------|-------------|
| 流動資産 | 4,360,924 | 流動負債 | 275,421 |
| 固定資産 | 123,223 | 固定負債 | 47,841 |
| 有形固定資産 | 91,164 | 負債合計 | 323,262 |
| 投資その他の資産 | 32,059 | 株主資本 | 4,160,884 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 8,475,127 |
| | | 資本準備金 | 4,287,563 |
| | | その他資本剰余金 | 4,187,563 |
| | | 利益剰余金 | △4,414,242 |
| | | 繰越利益剰余金 | △4,414,242 |
| | | (うち当期純損失) | (2,352,001) |
| | | 純資産合計 | 4,160,884 |
| 資産合計 | 4,484,147 | 負債・純資産合計 | 4,484,147 |

第2期決算公告

令和6年6月30日 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
 株式会社T2
 代表取締役 森本 成城

貸借対照表の要旨 (令和6年3月31日現在) (単位:千円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|-----------|-----------|-------------|
| 流動資産 | 6,646,574 | 流動負債 | 191,014 |
| 固定資産 | 61,424 | 固定負債 | 4,097 |
| 有形固定資産 | 34,802 | 負債合計 | 195,112 |
| 投資その他の資産 | 26,622 | 株主資本 | 6,512,886 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 8,475,127 |
| | | 資本準備金 | 4,287,563 |
| | | その他資本剰余金 | 4,187,563 |
| | | 利益剰余金 | △2,062,240 |
| | | 繰越利益剰余金 | △2,062,240 |
| | | (うち当期純損失) | (1,124,184) |
| | | 純資産合計 | 6,512,886 |
| 資産合計 | 6,707,998 | 負債・純資産合計 | 6,707,998 |

第26期決算公告

令和7年6月10日
 長野県松本市大字和田4020-18
 株式会社ハーモニックプレシジョン
 代表取締役社長 丸山 哲明

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-------------|
| 流動資産 | 1,817,688 | 流動負債 | 1,269,547 |
| 固定資産 | 1,272 | 賞与引当金 | 117,242 |
| | | 固定負債 | 1,188,077 |
| | | 退職給付引当金 | 97,456 |
| | | 株主資本 | △638,664 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | △613,664 |
| | | 資本準備金 | 2,500 |
| | | その他利益剰余金 | △616,164 |
| | | (うち当期純損失) | (1,390,359) |
| 自己株式 | | 自己株式 | △35,000 |
| 資産合計 | 1,818,961 | 負債・純資産合計 | 1,818,961 |

第71期決算公告

2025年7月23日 東京都千代田区外神田三丁目12番8号
 新生パーソナルローン株式会社
 代表取締役 本森 修二

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------|-----------|---------|
| 流動資産 | 20,280 | 流動負債 | 3,359 |
| 固定資産 | 666 | 賞与引当金 | 46 |
| | | その他の固定負債 | 3,312 |
| | | 利息返還損失引当金 | 1,727 |
| | | 株主資本 | 15,859 |
| | | 資本剰余金 | 100 |
| | | 資本準備金 | 25 |
| | | 利益剰余金 | 15,734 |
| | | その他利益剰余金 | 15,734 |
| | | (うち当期純利益) | (1,986) |
| 資産合計 | 20,946 | 負債・純資産合計 | 20,946 |

第22期決算公告

令和7年6月10日
 長野県安曇野市豊科4034
 株式会社ハーモニック・エイディ
 代表取締役社長 大橋 政勝

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 流動資産 | 1,836,652 | 流動負債 | 258,244 |
| 固定資産 | 617,305 | 賞与引当金 | 36,935 |
| | | 固定負債 | 5,392 |
| | | 株主資本 | 2,190,321 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 162,500 |
| | | 資本準備金 | 162,500 |
| | | 利益剰余金 | 2,017,821 |
| | | 利益準備金 | 2,500 |
| | | その他利益剰余金 | 2,015,321 |
| | | (うち当期純損失) | (37,090) |
| 資産合計 | 2,453,957 | 負債・純資産合計 | 2,453,957 |

第31期決算公告

令和7年6月10日 長野県駒ヶ根市赤穂8172-60
 株式会社ハーモニック・ウインベル
 代表取締役社長 手塚 太久

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|-----------|-----------|
| 流動資産 | 1,829,445 | 流動負債 | 362,052 |
| 固定資産 | 203,415 | 賞与引当金 | 46,094 |
| | | 固定負債 | 61,921 |
| | | 退職慰労引当金 | 26,400 |
| | | 株主資本 | 1,608,886 |
| | | 資本金 | 45,000 |
| | | 資本剰余金 | 25,000 |
| | | 資本準備金 | 25,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,545,141 |
| | | その他利益剰余金 | 1,545,141 |
| | | (うち当期純損失) | (49,681) |
| 資産合計 | 2,032,860 | 負債・純資産合計 | 2,032,860 |

第25期決算公告

令和7年7月23日 島根県雲南市加茂町南加茂1204-1
 株式会社アルプロン
 代表取締役 坂本 雅俊

貸借対照表の要旨 (令和7年4月30日現在) (単位:千円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|----------|-----------|
| 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1,504,573 |
| 固定資産 | 223,468 |
| | 流動負債 |
| | 90,034 |
| | 固定負債 |
| | 914,398 |
| | 株主資本 |
| | 100,000 |
| | 資本剰余金 |
| | 649,399 |
| | 資本準備金 |
| | 486,588 |
| | その他資本剰余金 |
| | 162,811 |
| | 利益剰余金 |
| | 164,998 |
| | その他利益剰余金 |
| | 164,998 |
| | (4,951) |
| 資産合計 | 1,728,041 |
| 負債・純資産合計 | 1,728,041 |

第57期決算公告

令和7年6月30日 滋賀県野洲市市三宅800番地
 京セラAVXコンボーネンツ安曇川株式会社
 代表取締役 モーリ・アヴェン

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|------------|-----------|------------|
| 流動資産 | 17,814,555 | 流動負債 | 13,534,685 |
| 固定資産 | 70,476 | 賞与引当金 | 0 |
| | | 固定負債 | 22,405 |
| | | 退職給付引当金 | 135,463 |
| | | 株主資本 | 4,327,941 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 385,000 |
| | | 資本準備金 | 169,000 |
| | | その他資本剰余金 | 216,000 |
| | | 利益剰余金 | 3,842,941 |
| | | 利益準備金 | 87,500 |
| | | その他利益剰余金 | 3,755,441 |
| | | (うち当期純損失) | (277,693) |
| 資産合計 | 17,885,031 | 負債・純資産合計 | 17,885,031 |

第115期決算公告

2025年6月30日 東京都千代田区大手町1丁目3番1号
株式会社東京商工リサーチ
 代表取締役社長 河原 光雄

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|--------|-----------|--------|
| 流動資産 | 28,940 | 流動負債 | 6,275 |
| 固定資産 | 4,414 | 固定負債 | 1,998 |
| 有形固定資産 | 455 | 負債合計 | 8,273 |
| 無形固定資産 | — | 株主資本 | 27,063 |
| 投資その他の資産 | 3,959 | 資本剰余金 | 67 |
| 繰延資産 | 1,982 | 資本準備金 | 47 |
| | | 利益剰余金 | 47 |
| | | その他の利益剰余金 | 26,948 |
| | | 純資産合計 | 27,063 |
| 資産合計 | 35,337 | 負債・純資産合計 | 35,337 |

損益計算書の要旨
 (自 2024年4月1日)
 (至 2025年3月31日)

| 科 目 | | 金 額 |
|--------------|--------|-----|
| 営業収益 | 25,607 | |
| 営業費用 | 19,086 | |
| 営業外収益 | 6,520 | |
| 営業外費用 | 129 | |
| 経常利益 | 25 | |
| 特別損失 | 6,624 | |
| 税引前当期純利益 | 90 | |
| 法人税・住民税及び事業税 | — | |
| 当期純利益 | 6,715 | |
| 税引前当期純利益 | 2,391 | |
| 法人税・住民税及び事業税 | 4,323 | |
| 当期純利益 | 4,323 | |

第26期決算公告 令和7年6月10日
 長野県安曇野市穂高牧1856-1
株式会社エッヂ・ティ・ロジスティクス
 代表取締役社長 成田 和家
 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | | 金額(千円) |
|-------------------|----------|--------|
| 流動資産 | 318,309 | |
| 固定資産 | 32,157 | |
| 資産合計 | 350,467 | |
| 流動負債 | 121,891 | |
| 賞与引当金 | 31,185 | |
| 固定負債 | 13,269 | |
| 退職給付引当金 | 12,406 | |
| 株主資本 | 215,307 | |
| 資本剰余金 | 10,000 | |
| 利益準備金 | 205,307 | |
| その他の利益剰余金 | 970 | |
| 利益準備金 | 204,337 | |
| その他利益剰余金(うち当期純損失) | (14,740) | |
| 負債・純資産合計 | 350,467 | |

第58期決算公告

令和7年7月23日 千葉県袖ヶ浦市北袖14番地
N C 東京ペイ株式会社
 (旧商号 日本燐酸株式会社)
 代表取締役社長 谷本 健二

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|-------|-----------|-------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1,314 | 流動負債 | 3,999 |
| 固定資産 | 5,066 | 固定負債 | 2 |
| 有形固定資産 | 4,925 | 負債合計 | 4,001 |
| 無形固定資産 | 9 | 株主資本 | 2,380 |
| 投資その他の資産 | 133 | 資本剰余金 | 1,946 |
| | | 資本準備金 | 192 |
| | | 利益剰余金 | 192 |
| | | その他利益剰余金 | 242 |
| | | 純資産合計 | 2,380 |
| 資産合計 | 6,381 | 負債・純資産合計 | 6,381 |

告

損益計算書の要旨
 (令和6年4月1日から)
 (令和7年3月31日まで)

| 科 目 | | 金 額 |
|--------------|-------|-----|
| 売上高 | 2,540 | |
| 売上原価 | 2,239 | |
| 売上総利益 | 301 | |
| 販売費及び一般管理 | 95 | |
| 業外収益 | 206 | |
| 業外費用 | 19 | |
| 経常利益 | 162 | |
| 税引前当期純利益 | 63 | |
| 法人税・住民税及び事業税 | 63 | |
| 法人税等調整額 | △7 | |
| 当期純利益 | 68 | |

第3期決算公告

令和7年7月23日 静岡県静岡市清水区松原町5番17号
株式会社静岡海洋文化ネットワーク
 代表取締役 藤中 隆一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | | 金額(千円) |
|-----------|---------|--------|
| 流動資産 | 377,516 | |
| 資産合計 | 377,516 | |
| 流動負債 | 367,669 | |
| 株主資本 | 9,847 | |
| 資本剰余金 | 10,000 | |
| 利益準備金 | △152 | |
| その他の利益剰余金 | △152 | |
| (当期純損失) | (70) | |
| 負債・純資産合計 | 377,516 | |

第21期決算公告

令和7年6月27日 東京都中野区中野四丁目1番1号
株式会社まちづくり中野21
 代表取締役 金野 晃

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|-------|----------|-------|
| 流動資産 | 1,093 | 流動負債 | 4,328 |
| 固定資産 | 3,929 | 固定負債 | 13 |
| 有形固定資産 | 3,929 | 負債合計 | 4,341 |
| 投資その他の資産 | — | 株主資本 | 680 |
| | | 資本剰余金 | 500 |
| | | 資本準備金 | 417 |
| | | 利益剰余金 | 301 |
| | | その他資本剰余金 | 116 |
| | | 利益剰余金 | △237 |
| | | その他利益剰余金 | △237 |
| 資産合計 | 5,022 | 純資産合計 | 680 |
| | | 負債・純資産合計 | 5,022 |

損益計算書の要旨
 (自 令和6年4月1日)
 (至 令和7年3月31日)

| 科 目 | | 金 額 |
|--------------|-------|-----|
| 売上高 | 7 | |
| 売上原価 | 0 | |
| 売上総利益 | 7 | |
| 販売費及び一般管理 | 284 | |
| 業外損失 | 277 | |
| 業外費用 | — | |
| 経常損失 | 150 | |
| 税引前当期純損失 | 427 | |
| 法人税・住民税及び事業税 | 179 | |
| 法人税等調整額 | 607 | |
| 当期純損失 | 554 | |
| | 1,161 | |

第58期決算公告

令和7年7月23日 静岡県浜松市中央区砂山町335番地の5
株式会社南部
 代表取締役 石川 江利

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
| 流動資産 | 18,173 | |
| 固定資産 | 114 | |
| 合計 | 18,287 | |
| 流動負債 | 1,132 | |
| 株主資本 | 17,155 | |
| 資本剰余金 | 8,000 | |
| 利益準備金 | 9,155 | |
| 法人税・住民税及び事業税 | 2,000 | |
| その他利益剰余金 | 7,155 | |
| (うち当期純利益) | (1,736) | |
| 合計 | 18,287 | |

第15期決算公告

令和7年7月23日 名古屋市熱田区尾頭町2番22号
N T P ホールディングス株式会社
 代表取締役社長 小栗 一朗

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|-----------|--------------|----------|
| (資産の部) | (120,929) | (負債の部) | (90,463) |
| 流動資産 | 68,306 | 流動負債 | 85,755 |
| 固定資産 | 52,623 | 固定負債 | 4,707 |
| 有形固定資産 | 34,526 | (純資産の部) | (30,466) |
| 無形固定資産 | 57 | 株主資本 | 30,120 |
| 投資その他の資産 | 18,039 | 資本剰余金 | 400 |
| | | 利益剰余金 | 29,720 |
| | | その他利益剰余金 | 100 |
| | | 評価・換算差額等 | 29,620 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 345 |
| 合計 | 120,929 | 合計 | 120,929 |

損益計算書の要旨
 (自 令和6年4月1日)
 (至 令和7年3月31日)

| 科 目 | | 金 額 |
|--------------|-------|-----|
| 営業収益 | 6,675 | |
| 営業費用 | 3,489 | |
| 営業外収益 | 1,132 | |
| 営業外費用 | 76 | |
| 経常利益 | 472 | |
| 税引前当期純利益 | 737 | |
| 法人税・住民税及び事業税 | 0 | |
| 法人税等調整額 | 21 | |
| 当期純利益 | 715 | |
| | 3 | |
| | 104 | |
| | 607 | |

第9期決算公告

令和7年7月23日 静岡県浜松市中央区金折町742番地の1
株式会社ソミックワン
 代表取締役 池田 文彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科 目 | | 金 額 |
|-----------|---------|-----|
| 流動資産 | 98,976 | |
| 固定資産 | 187 | |
| 合計 | 99,164 | |
| 流動負債 | 20,685 | |
| 賞与引当金 | 5,547 | |
| 株主資本 | 78,479 | |
| 資本剰余金 | 10,000 | |
| 利益準備金 | 68,479 | |
| その他利益剰余金 | 68,479 | |
| (うち当期純利益) | (2,613) | |
| 合計 | 99,164 | |

(備考) 金額は、いずれも単位未満を切り捨て表示

第53期決算公告

令和7年7月23日 愛知県西尾市寺津町五十間7番地
石川精機株式会社 代表取締役 嶋田 正明

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 823,887 |
| | 固定資産 | 1,189,270 |
| | 合計 | 2,013,157 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 559,186 |
| | 固定負債 | 452,837 |
| | 株主資本 | 1,001,133 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 991,133 |
| | 利益準備金 | 1,865 |
| | その他利益剰余金 | 989,268 |
| | (うち当期純利益) | (65,755) |
| | 合計 | 2,013,157 |

第78期決算公告

2025年7月23日 愛知県瀬戸市暁町3番86
河村電器産業株式会社 代表取締役 河村 幸俊

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|----------|-----------|
| 流動資産 | 流動負債 |
| 固定資産 | 固定負債 |
| 有形固定資産 | 株主資本 |
| 無形固定資産 | 資本剰余金 |
| 投資その他の資産 | 利益剰余金 |
| | 利益準備金 |
| | その他利益剰余金 |
| | 自己株式 |
| | 評価・換算差額等 |
| 資産合計 | 資産合計 |
| | 負債・純資産合計 |

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|--------------|---|--------|
| 売上高 | | 69,037 |
| 売上原価 | | 46,645 |
| 売上総利益 | | 22,391 |
| 販売費及び一般管理 | | 14,915 |
| 業外収益 | | 7,476 |
| 業外費用 | | 2,292 |
| 営業常利益 | | 228 |
| 特損 | | 9,540 |
| 特益 | | 1,881 |
| 税引前当期純利益 | | 660 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 10,760 |
| 法人税等調整額 | | 2,931 |
| 当期純利益 | | 426 |
| | | 7,402 |

第8期決算公告 令和7年7月4日

滋賀県野洲市三宅800番地
京セラAVXコンポーネンツ東京株式会社 代表取締役 モーリ・アヴェン

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 5,112,795 |
| | 固定資産 | 91,859 |
| | 合計 | 5,204,655 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 4,291,470 |
| | 固定負債 | 27,807 |
| | 株主資本 | 885,377 |
| | 資本剰余金 | 325,000 |
| | その他資本剰余金 | 9 |
| | 利益剰余金 | 560,368 |
| | その他利益剰余金 | 560,368 |
| | (うち当期純利益) | (155,812) |
| | 合計 | 5,204,655 |

第76期決算公告

2025年6月19日 大阪市中央区内淡路町二丁目1番5号
小西医療器株式会社 代表取締役 林 高広

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 | 科 | 目 | 金額 |
|--------------|--------|--------------|--------|---|----|
| 流動資産 | 53,173 | 流動負債 | 38,918 | | |
| 固定資産 | 12,264 | (退職給付引当金) | 1,601 | | |
| | | (158) | | | |
| 株主資本 | | 株主資本 | 22,403 | | |
| 資本剰余金 | | 資本剰余金 | 50 | | |
| その他資本剰余金 | | その他資本剰余金 | 994 | | |
| 利益剰余金 | | 利益剰余金 | 994 | | |
| 利益準備金 | | 利益準備金 | 21,358 | | |
| その他利益剰余金 | | その他利益剰余金 | 12 | | |
| 評価・換算差額等 | | 評価・換算差額等 | 21,345 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | その他有価証券評価差額金 | 2,515 | | |
| 資産合計 | 65,438 | 資産合計 | 65,438 | | |
| | | 負債・純資産合計 | 65,438 | | |

損益計算書の要旨

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|--------------|---|---------|
| 売上高 | | 142,585 |
| 売上原価 | | 132,545 |
| 売上総利益 | | 10,040 |
| 販売費及び一般管理 | | 8,089 |
| 業外収益 | | 1,950 |
| 業外費用 | | 96 |
| 営業常利益 | | 11 |
| 営業常利損 | | 2,035 |
| 営業常利損失 | | 113 |
| 特損 | | 3 |
| 税引前当期純利益 | | 2,146 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 791 |
| 法人税等調整額 | | △ 22 |
| 当期純利益 | | 1,377 |

第36期決算公告 令和7年6月25日

兵庫県加西市畠町2283番地1
協和スチール株式会社 代表取締役 山田 亮

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(百万円) |
|------------------------------|-----------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,973 |
| | 固定資産 | 888 |
| | 合計 | 2,861 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 2,431 |
| | 固定負債 | 261 |
| | 株主資本 | 151 |
| | 資本剰余金 | 80 |
| | 利益剰余金 | 71 |
| | 利益準備金 | 20 |
| | その他利益剰余金 | 51 |
| | (うち当期純損失) | (105) |
| | 評価・換算差額等 | 18 |
| | 負債・純資産合計 | 2,861 |

第56期決算公告

令和7年7月23日 大阪府池田市空港一丁目12番10号
株式会社ベルコ 代表取締役 斎藤 斎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|----------|--------------|
| 流動資産 | 流動負債 |
| 固定資産 | 固定負債 |
| 有形固定資産 | 株主資本 |
| 無形固定資産 | 資本剰余金 |
| 投資その他の資産 | 利益剰余金 |
| | 利益準備金 |
| | その他利益剰余金 |
| | 自己株式 |
| | 評価・換算差額等 |
| | その他有価証券評価差額金 |
| 資産合計 | 資産合計 |
| | 負債・純資産合計 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|--------------|---|--------|
| 売上高 | | 55,265 |
| 売上原価 | | 43,435 |
| 売上総利益 | | 11,830 |
| 販売費及び一般管理 | | 13,323 |
| 業外収益 | | 1,493 |
| 業外費用 | | 3,844 |
| 営業常利益 | | 1,076 |
| 営業常利損 | | 1,274 |
| 営業常利損失 | | 1,111 |
| 特損 | | 922 |
| 税引前当期純利益 | | 1,464 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 526 |
| 法人税等調整額 | | △ 34 |
| 当期純利益 | | 973 |

第52期決算公告 令和7年6月25日

兵庫県加西市畠町2283番地1
協和運輸株式会社 代表取締役 山田 亮

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|------------------------------|-----------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 72,956 |
| | 固定資産 | 15,162 |
| | 合計 | 88,118 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流動負債 | 41,778 |
| | 固定負債 | 16,816 |
| | 株主資本 | 29,524 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 9,524 |
| | その他利益剰余金 | 9,524 |
| | (うち当期純利益) | (2,537) |
| | 評価・換算差額等 | 18,118 |
| | 負債・純資産合計 | 88,118 |

第33期決算公告

2025年6月23日 愛媛県松山市一番町三丁目2番地1
松山総合開発株式会社 代表取締役社長 河野 治広

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|----------|-----------|
| 流動資産 | 流動負債 |
| 固定資産 | (賞与引当金) |
| 有形固定資産 | 固定負債 |
| 無形固定資産 | (退職給付引当金) |
| 投資その他の資産 | 株主資本 |
| | 資本剰余金 |
| | その他資本剰余金 |
| | 利益剰余金 |
| | 利益準備金 |
| | その他利益剰余金 |
| 資産合計 | 資産合計 |
| | 負債・純資産合計 |

損益計算書の要旨
(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)
(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|--------------|---|-------|
| 売上高 | | 2,933 |
| 売上原価 | | 480 |
| 売上総利益 | | 2,452 |
| 販売費及び一般管理 | | 2,257 |
| 業外収益 | | 195 |
| 業外費用 | | 4 |
| 営業常利益 | | 79 |
| 営業常利損 | | 119 |
| 営業常利損失 | | 0 |
| 営業常利損失 | | 12 |
| 特損 | | 107 |
| 税引前当期純利益 | | 12 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 0 |
| 法人税等調整額 | | 95 |
| 当期純利益 | | 95 |

第6期決算公告

令和7年6月25日

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
ディーアールアイ・ジーピー株式会社

代表取締役 手塚 万峰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|------------|----------|------------|
| 流动資産 | 7,430,658 | 流动負債 | 42,496 |
| 固定資産 | 11,749,447 | 固定負債 | 1,043 |
| | | 負債合計 | 43,539 |
| 株主資本 | 19,136,565 | | |
| 資本準備金 | 6,372,081 | | |
| 資本剰余金 | 6,372,081 | | |
| 利益剰余金 | 6,372,081 | | |
| その他利益剰余金 | 6,392,402 | | |
| 純資産合計 | 19,136,565 | | |
| 資産合計 | 19,180,105 | 負債・純資産合計 | 19,180,105 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 6,555,175 |
| 売上総利益 | 6,555,175 |
| 販売費及び一般管理 | 40,536 |
| 営業利益 | 6,514,638 |
| 営業外収益 | 754 |
| 営業外費用 | 48,423 |
| 経常利益 | 6,466,970 |
| 税引前当期純利益 | 6,466,970 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 44,646 |
| 法人税等調整額 | 29,920 |
| 当期純利益 | 6,392,402 |

第9期決算公告

令和7年6月17日

東京都中央区京橋一丁目7番1号
一般財団法人戸田みらい基金

理事長 今井 雅則

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------|-----------|
| 資の産部 | 28,489 |
| 流动資産 | 2,205,250 |
| 固定資産 | 2,233,739 |
| 合計 | 2,233,739 |
| 負債部 | 92 |
| 流动負債 | 92 |
| 負債合計 | 92 |
| 指定正味財産 | 2,205,250 |
| 一般正味財産 | 28,397 |
| 正味財産合計 | 2,233,647 |
| 合計 | 2,233,647 |

第5期決算公告

令和7年6月25日

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
ディーアールアイ・ジーピー2株式会社

代表取締役 手塚 万峰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|------------|----------|------------|
| 流动資産 | 1,668,083 | 流动負債 | 23,148 |
| 固定資産 | 47,988,356 | 負債合計 | 23,148 |
| 株主資本 | 49,633,291 | | |
| 資本準備金 | 24,900,000 | | |
| 資本剰余金 | 24,900,000 | | |
| 資本準備金 | 24,900,000 | | |
| 利益剰余金 | △166,708 | | |
| その他利益剰余金 | △166,708 | | |
| 純資産合計 | 49,633,291 | | |
| 資産合計 | 49,656,440 | 負債・純資産合計 | 49,656,440 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 1,232,297 |
| 売上総利益 | 1,232,297 |
| 販売費及び一般管理 | 29,541 |
| 営業利益 | 1,202,756 |
| 営業外収益 | 42,101 |
| 営業外費用 | 1,244,857 |
| 経常利益 | 1,244,857 |
| 税引前当期純利益 | 1,244,857 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14,749 |
| 法人税等調整額 | 156,589 |
| 当期純利益 | 1,073,518 |

第11期決算公告

令和7年6月27日

東京都千代田区有楽町一丁目1番4号
日比谷ステップ広場MB1階HM003号室

一般社団法人日比谷エリアマネジメント

代表理事 中村 健和

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|-------------|---------|
| 資の産部 | 393,861 |
| 流动資産 | 12,735 |
| 固定資産 | 406,597 |
| 合計 | 406,597 |
| 負債部 | 46,203 |
| 流动負債 | 7,461 |
| 固定負債 | 352,931 |
| 資本 | 352,931 |
| 利益剰余金 | 352,931 |
| その他利益剰余金 | 352,931 |
| 修繕・施設更新等積立金 | 352,931 |
| 合計 | 406,597 |

第2期決算公告

令和7年6月27日

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
ディーアールアイ・ユーティー株式会社

代表取締役 手塚 万峰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|---------|----------|---------|
| 流动資産 | 2,129 | 流动負債 | 28 |
| 固定資産 | 111,637 | 負債合計 | 28 |
| | | | |
| 株主資本 | 113,738 | | |
| 資本準備金 | 56,598 | | |
| 資本剰余金 | 58,298 | | |
| 資本準備金 | 56,598 | | |
| その他資本剰余金 | 1,700 | | |
| 利益剰余金 | △1,158 | | |
| その他利益剰余金 | △1,158 | | |
| 純資産合計 | 113,738 | | |
| 資産合計 | 113,765 | 負債・純資産合計 | 113,765 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|------|
| 販売費及び一般管理 | 66 |
| 営業損失 | 66 |
| 営業外収益 | 2 |
| 常損失 | 64 |
| 税引前当期純損失 | 64 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 |
| 法人税等調整額 | △457 |
| 当期純利益 | 391 |

第5期決算公告

令和7年5月28日

東京都港区新橋2丁目11番10号
一般社団法人ifLinkオープンコミュニティ

代表理事 岡田 俊輔

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:円)

| 科目 | 金額 |
|--------|-------------|
| 資の産部 | 45,624,337 |
| 流动資産 | 8,887,027 |
| 固定資産 | 54,511,364 |
| 合計 | 54,511,364 |
| 負債部 | 131,278,997 |
| 流动負債 | 131,278,997 |
| 一般正味財産 | △76,767,633 |
| 正味財産合計 | △76,767,633 |
| 合計 | 54,511,364 |

第4期決算公告

令和7年6月30日

東京都中央区日本橋兜町8番1号

株式会社ことら

代表取締役 原澤 典之

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|------------|----------|-----------|
| 流动資産 | 1,464,318 | 流动負債 | 91,466 |
| 固定資産 | 87,762 | 固定負債 | 2,912 |
| 繰延資産 | 2,247 | 負債合計 | 94,378 |
| | | | |
| 株主資本 | 1,459,949 | | |
| 資本準備金 | 1,700,000 | | |
| 資本剰余金 | 1,700,000 | | |
| 資本準備金 | 1,700,000 | | |
| 利益剰余金 | △1,940,051 | | |
| その他利益剰余金 | △1,940,051 | | |
| 純資産合計 | 1,459,949 | | |
| 資産合計 | 1,554,327 | 負債・純資産合計 | 1,554,327 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)
(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 733,863 |
| 売上原価 | 811,298 |
| 売上総損失 | 77,435 |
| 販売費及び一般管理 | 340,871 |
| 営業損失 | 418,306 |
| 営業外収益 | 1,026 |
| 営業外費用 | 1,813 |
| 常損失 | 419,093 |
| 税引前当期純損失 | 419,093 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 950 |
| 法人税等調整額 | △48 |
| 当期純損失 | 419,995 |

第23期決算公告 令和7年6月19日
東京都中央区日本橋本町四丁目4番地2号
東山ビルディング8階

一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター

代表理事 菊池 浩明

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-----------|-----------|
| 資の産部 | 437,613 |
| 流动資産 | 135,000 |
| 固定資産 | 572,613 |
| 合計 | 572,613 |
| 負債部 | 109,426 |
| 流动負債 | 463,187 |
| 固定資産 | — |
| 資本 | 3,750 |
| 利益剰余金 | 459,437 |
| その他利益剰余金 | 459,437 |
| (損失補填準備金) | (3,000) |
| (繰越利益剰余金) | (456,437) |
| 合計 | 572,613 |

第38期決算公告

令和7年7月23日 東京都渋谷区松濤1丁目11番3号
公益財団法人戸栗美術館
代表理事 戸栗 修

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|------------|
| 資の 産部 | 32,548 |
| 資の 固定資産 | 16,355,072 |
| 合 計 | 16,387,621 |
| 負味 債財 及びの 正部 | 350 |
| 負味 債債 | 2,386 |
| 負 債 合計 | 2,736 |
| 指定正味財産 | 5,431,595 |
| 一般正味財産 | 10,953,290 |
| 正味財産合計 | 16,384,885 |
| 合 計 | 16,387,621 |

第65期決算公告

2025年6月27日 東京都港区芝浦1丁目2-3
フードリンク株式会社
代表取締役社長 内山耕太郎

貸借対照表の要旨 (2025年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|--------|-----------|--------|
| 流動資産 | 24,868 | 流動負債 | 20,014 |
| 固定資産 | 2,092 | 賞与引当金 | 415 |
| | | 固定負債 | 429 |
| | | 退職給付引当金 | 252 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 10 |
| | | 株主資本 | 6,516 |
| | | 資本金 | 446 |
| | | 資本準備金 | 98 |
| | | 利益剰余金 | 98 |
| | | 利益準備金 | 5,972 |
| | | その他利益剰余金 | 12 |
| | | 評価・換算差額等 | 5,959 |
| | | 合 計 | 1 |
| 資産合計 | 26,961 | 負債・純資産合計 | 26,961 |

損益計算書の要旨

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 124,225 |
| 原価 | 111,345 |
| 総利益 | 12,879 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,941 |
| 営業収益 | 2,938 |
| 営業外費用 | 270 |
| 営業常別損益 | 41 |
| 営業特損 | 3,167 |
| 税引前当期純利益 | 0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,167 |
| 法人税等調整額 | 850 |
| 当期純利益 | △9 |
| | 2,327 |

第13期決算公告

令和7年7月23日 大阪市中央区高麗橋1-5-14
公益財団法人是川獎学財団
代表理事 田内 敏夫

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 資の 産部 | 4,617 |
| 資の 固定資産 | 1,909,421 |
| 合 計 | 1,914,038 |
| 負味 債財 及びの 正部 | 1,603 |
| 負味 債債 | 0 |
| 負 債 合計 | 1,603 |
| 基 金 | 0 |
| 指定正味財産 | 1,664,263 |
| 一般正味財産 | 248,171 |
| 正味財産合計 | 1,912,435 |
| 合 計 | 1,914,038 |

第1期決算公告

令和7年7月23日 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
京都東山閣特定目的会社
取締役 田中 雅勝

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 資 産 の 部 | | 負債及び純資産の部 | |
|----------|------------|-----------|------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 特 定 資 産 | 39,310,862 | 流動負債 | 1,152,606 |
| 投資その他の資産 | 7,408,978 | 固定負債 | 32,000,000 |
| その他の資産 | 2,334,729 | 負 債 合計 | 33,152,606 |
| 流動資産 | 2,015,897 | 社員資本 | 8,492,985 |
| 投資その他の資産 | 317,275 | 特定資本 | 100 |
| 繰延資産 | 1,557 | 優先資本 | 9,210,854 |
| | | 剩余金 | △717,969 |
| | | 当期末処理損失 | 717,969 |
| 資産合計 | 41,645,591 | 純 資 産 合計 | 8,492,985 |
| | | 負債・純資産合計 | 41,645,591 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年7月19日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|---------|
| 営業収益 | 111,206 |
| 営業費用 | 828,496 |
| 営業外収益 | 717,290 |
| 営業外費用 | 617 |
| 営業常別損失 | 490 |
| 税引前当期純損失 | 717,163 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 806 |
| 当期純損失 | 717,969 |
| 当期末処理損失 | 717,969 |

第87期決算公告

令和7年6月27日 福島県福島市佐倉下字光寿院前1-1
協三工業株式会社
代表取締役社長 加藤 守

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-----------------|---------|
| 資の 産部 | 839 |
| 資の 固定資産 | 828 |
| 合 計 | 1,667 |
| 負純 資 債 産 及びの び部 | 638 |
| 負純 資 債債 | 603 |
| 株主資本 | 426 |
| 資本剰余金 | 100 |
| 利益剰余金 | 0 |
| 利益準備金 | 326 |
| その他利益剰余金 | 25 |
| (うち当期純損失) | 301 |
| 合 計 | (22) |
| | 1,667 |

第23期決算公告

令和7年6月26日 東京都港区赤坂三丁目3番3号
三井物産パッケージング株式会社
代表取締役 佐藤正二郎

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|--------|----------|--------|
| 流動資産 | 24,745 | 流動負債 | 21,536 |
| 固定資産 | 331 | 固定負債 | 423 |
| | | 負 債 合計 | 21,959 |
| | | 株主資本 | 3,117 |
| | | 資本剰余金 | 350 |
| | | 利益剰余金 | 2,767 |
| | | 利益準備金 | 88 |
| | | その他利益剰余金 | 2,680 |
| 資産合計 | 25,076 | 純 資 産 合計 | 3,117 |
| | | 負債・純資産合計 | 25,076 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 49,678 |
| 原価 | 46,951 |
| 総利益 | 2,727 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,718 |
| 営業収益 | 1,009 |
| 営業外費用 | 40 |
| 営業常別損益 | 52 |
| 税引前当期純利益 | 996 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 996 |
| 法人税等調整額 | 345 |
| 当期純利益 | △37 |
| | 688 |

第27期決算公告

令和7年6月27日 福島県福島市佐倉下字光寿院前1-1
株式会社セイシン
代表取締役社長 加藤 守

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 目 | 金額(百万円) |
|-----------------|---------|
| 資の 産部 | 8 |
| 資の 固定資産 | 17 |
| 合 計 | 25 |
| 負純 資 債 産 及びの び部 | 3 |
| 負純 資 債債 | 2 |
| 株主資本 | 20 |
| 資本剰余金 | 10 |
| その他利益剰余金 | 10 |
| (うち当期純損失) | (1) |
| 合 計 | 25 |

第39期決算公告

令和7年6月19日 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社フロム・ソフトウェア
代表取締役社長 宮崎 英高

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------|--------|-----------|--------|
| 流動資産 | 73,078 | 流動負債 | 9,396 |
| 固定資産 | 3,758 | 賞与引当金 | 2,266 |
| | | 固定負債 | 1,914 |
| | | 役員株式給付引当金 | 797 |
| | | 退職給付引当金 | 861 |
| | | 株主資本 | 63,099 |
| | | 資本剰余金 | 18,468 |
| | | 資本準備金 | 18,447 |
| | | 利益剰余金 | 18,447 |
| | | 利益準備金 | 26,183 |
| | | その他利益剰余金 | 4 |
| | | 新株予約権 | 2,426 |
| 資産合計 | 76,837 | 負債・純資産合計 | 76,837 |

損益計算書の要旨
(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 23,497 |
| 原価 | 6,472 |
| 総利益 | 17,025 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,947 |
| 営業収益 | 10,077 |
| 営業外費用 | 236 |
| 営業常別損益 | 14 |
| 税引前当期純利益 | 10,299 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 10,299 |
| 法人税等調整額 | 4,655 |
| 当期純利益 | △974 |
| | 6,618 |

第10期決算公告

令和7年6月17日

東京都港区港南二丁目10番9号

株式会社バイテックベジタブルファクトリー

代表取締役 藤井 学

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|-----------|----------|------------|
| 流動資産 | 3,379,640 | 流動負債 | 1,771,256 |
| 固定資産 | 3,576 | 貢与引当金 | 13,186 |
| | | その他の | 1,758,069 |
| | | 固定負債 | 7,288 |
| | | 退職給付引当金 | 7,288 |
| | | 株主資本 | 1,604,671 |
| | | 資本剰余金 | 2,520,000 |
| | | 資本準備金 | 2,500,000 |
| | | 利益剰余金 | △3,415,328 |
| 資産合計 | 3,383,216 | 負債・純資産合計 | 3,383,216 |

損益計算書の要旨
(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)
(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 1,303,495 |
| 売上原価 | 1,224,179 |
| 売上総利益 | 79,315 |
| 販売費及び一般管理 | 538,209 |
| 業外収益 | 458,893 |
| 業外費用 | 22,856 |
| 常別損失 | 13,681 |
| 営業損失 | 449,717 |
| 税引前当期純損失 | — |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,085 |
| 税引前当期純損失 | 451,803 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,109 |
| 法人税等調整額 | — |
| 当期純損失 | 452,912 |

第5期決算公告

令和7年7月23日

福島県南相馬市原町区大町三丁目30番

株式会社野馬追サステナジー

取締役社長 石田 桂

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------|-----------|
| 資の産部 | |
| 流動資産 | 60,965 |
| 固定資産 | 7,454,042 |
| 合計 | 7,515,008 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 5,846,234 |
| 固定負債 | 1,705,000 |
| 株主資本 | △36,226 |
| 資本剰余金 | 100,000 |
| 利益剰余金 | △136,226 |
| その他利益剰余金 | △136,226 |
| (うち当期純損失) | (59,032) |
| 合計 | 7,515,008 |

第17期決算公告

令和7年6月25日

東京都港区海岸一丁目7番1号

株式会社 IDC フロンティア

代表取締役 鈴木 勝久

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------|-----------|--------|
| 流動資産 | 21,794 | 流動負債 | 22,716 |
| 固定資産 | 12,965 | (うち貢与引当金) | (537) |
| | | 固定負債 | 3,782 |
| | | 負債合計 | 26,499 |
| | | 株主資本 | 8,261 |
| | | 資本剰余金 | 100 |
| | | 資本準備金 | 2,292 |
| | | その他資本剰余金 | 1,400 |
| | | 利益剰余金 | 892 |
| | | 純資産合計 | 8,261 |
| 資産合計 | 34,760 | 負債・純資産合計 | 34,760 |

告

損益計算書の要旨
(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)
(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 27,181 |
| 売上原価 | 19,536 |
| 売上総利益 | 7,645 |
| 販売費及び一般管理 | 3,712 |
| 業外収益 | 3,933 |
| 業外費用 | 42 |
| 常別損益 | 3,975 |
| 営業損失 | 0 |
| 税引前当期純利益 | 3,975 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,696 |
| 税引前当期純利益 | △248 |
| 法人税等調整額 | 2,527 |
| 当期純利益 | 2,527 |

第25期決算公告

2025年7月23日

福岡市中央区天神一丁目4番2号

株式会社 Q T media

代表取締役 小川 等

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-----------|---------|
| 資の産部 | |
| 流動資産 | 762,593 |
| 固定資産 | 180,170 |
| 合計 | 942,764 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 847,164 |
| 固定負債 | — |
| 株主資本 | 95,599 |
| 資本剰余金 | 40,000 |
| 利益剰余金 | 1,166 |
| 純資産 | 54,432 |
| 利益準備金 | 2,091 |
| その他利益剰余金 | 52,340 |
| (うち当期純利益) | (1,330) |
| 合計 | 942,764 |

第93期決算公告

2025年6月27日

東京都中央区湊一丁目1番12号

芝本産業株式会社

代表取締役社長 芝本 政明

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

| 資産の部 | 負債・純資産の部 |
|----------|----------|
| 流動資産 | 流動負債 |
| 固定資産 | 固定負債 |
| 投資その他の資産 | 負債合計 |
| | 株主資本 |
| | 資本剰余金 |
| | 資本準備金 |
| | その他資本剰余金 |
| | 利益剰余金 |
| | 純資産合計 |
| 資産合計 | 負債・純資産合計 |

損益計算書の要旨
(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)
(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 31,937 |
| 売上原価 | 29,917 |
| 売上総利益 | 2,020 |
| 販売費及び一般管理 | 1,551 |
| 業外収益 | 469 |
| 業外費用 | 439 |
| 常別損益 | 12 |
| 営業損失 | 896 |
| 税引前当期純利益 | 927 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,338 |
| 税引前当期純利益 | 485 |
| 法人税等調整額 | 234 |
| 当期純利益 | 251 |

第42期決算公告

令和7年7月23日

長崎県大村市松並二丁目60番地1

長崎冷藏株式会社

代表取締役社長 上妻 洋幸

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科目 | 金額(千円) |
|-----------|----------|
| 資の産部 | |
| 流動資産 | 65,525 |
| 固定資産 | 15,483 |
| 合計 | 81,008 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 3,959 |
| 固定負債 | 43,708 |
| (退職給付引当金) | (43,708) |
| 株主資本 | 33,341 |
| 資本剰余金 | 20,000 |
| その他利益剰余金 | 13,341 |
| (うち当期純利益) | (1,225) |
| 合計 | 81,008 |

第33期決算公告

令和7年7月23日

東京都千代田区有楽町1丁目1番3号

丸紅エアロスペース株式会社

代表取締役社長 中川 聰

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|--------|-----------|--------|
| 流動資産 | 43,677 | 流動負債 | 36,673 |
| 固定資産 | 1,030 | 貢与引当金 | 274 |
| 有形固定資産 | 380 | その他の | 36,399 |
| 無形固定資産 | 99 | 固定負債 | 16 |
| 投資その他の資産 | 551 | 役員退職慰労引当金 | 16 |
| | | 株主資本 | 7,926 |
| | | 資本剰余金 | 749 |
| | | 資本準備金 | 349 |
| | | その他資本剰余金 | 6,828 |
| | | 評価・換算差額等 | 92 |
| 資産合計 | 44,707 | 負債・純資産合計 | 44,707 |

損益計算書の要旨
(自令和6年4月1日)
(至令和7年3月31日)
(単位:百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 68,430 |
| 売上原価 | 60,931 |
| 売上総利益 | 7,499 |
| 販売費及び一般管理 | 3,154 |
| 業外収益 | 4,345 |
| 業外費用 | 251 |
| 常別損益 | 268 |
| 営業損失 | 4,328 |
| 税引前当期純利益 | 6 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,322 |
| 税引前当期純利益 | 1,305 |
| 法人税等調整額 | 3,017 |

第53期決算公告

令和7年7月23日

岩手県二戸郡一戸町鳥越字野月道ノ下

17番地

株式会社岩手芝浦電子

代表取締役社長 高橋 厚

| 科目 | 金額(千円) |
|-----------|-----------|
| 資の産部 | |
| 流動資産 | 2,295,574 |
| 固定資産 | 342,622 |
| 合計 | 2,638,196 |
| 負純資産及のび部 | |
| 流動負債 | 738,142 |
| 株主資本 | 1,900,054 |
| 資本剰余金 | 100,000 |
| 利益剰余金 | 135,482 |
| 純資産 | 1,664,572 |
| 利益準備金 | 19,130 |
| その他利益剰余金 | 1,645,442 |
| (うち当期純利益) | (26,653) |
| 合計 | 2,638,196 |

第3期決算公告

令和7年7月23日
東京都新宿区西新宿6-6-3
新宿国際ビルディング新館4階
株式会社L-Iホールディングス
代表取締役 山口 洋

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 13,535 1,101,444 |
| | 合計 | 1,114,979 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純利益) | 22,111 7,800 1,067,733 25,134 30,000 △4,865 △4,865 (15,567) |
| | 合計 | 1,114,979 |

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和7年7月23日

東京都新宿区西新宿6-16-3新宿国際ビルディング新館4階

株式会社L-Iホールディングス
代表取締役 山口 洋

第29期決算公告

令和7年7月23日
東京都港区赤坂2丁目11番1号
株式会社ウェブクリーリアルエステイト
代表取締役 青山 浩

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 446,465 73,452 |
| | 合計 | 519,916 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純利益) | 143,742 87,743 288,432 64,900 52,400 171,132 171,132 (504) |
| | 合計 | 519,916 |

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千七十五万円減少することにいたしました。

資本金の額を二億九千七十五万円減少し、それぞれ一千円、二百五十七万円とするにあたり、効力発生日は令和7年8月二十五日であり、株主総会の決議は令和7年6月17日になりました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日
東京都港区赤坂2丁目1-1
株式会社ウェブクリーリアルエスティ
イト
代表取締役 青山 浩

第6期決算公告

令和7年7月23日
東京都港区赤坂二丁目14-11
天翔赤坂ビル702
株式会社REAH Technologies
代表取締役 橋野 宜恭

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 539,234 80,322 |
| | 資産合計 | 619,555 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純利益) | 398,252 617,128 △395,826 65,000 55,000 55,000 △515,826 △515,826 (149,001) |
| | 負債・純資産合計 | 619,555 |

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千七百五十五万円減少することにいたしました。

資本準備金は、当該増額及び資本準備金七千九百五十五万円減少したことにより、資本準備金の額を減少するにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年7月23日
赤東京7区赤坂2丁目1-4
天翔ビル
株式会社REAH Technologies
代表取締役 橋野 宜恭

第1期決算公告

令和7年7月23日
群馬県伊勢崎市三室町5229番地1
I S E ホールディングス株式会社
代表取締役 橋本 雅也

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 13,463 321,644 |
| | 資産合計 | 325 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流動負債 固定負債 株主資本 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純損失) | 15 330,000 5,416 10,000 △4,583 △4,583 (4,583) |
| | 合計 | 335,432 |

準備金の額の減少公告

当社は、令和7年7月31日を効力発生日とする株式会社伊勢崎運輸との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の額を減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年7月23日
群馬県伊勢崎市三室町5229番地1
I S E ホールディングス株式会社
代表取締役 橋本 雅也

第63期決算公告

令和7年6月24日

埼玉県八潮市大字新町29番地

タマ化学工業株式会社

代表取締役社長 鈴木 正暢

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科 | 目 | 金額 |
|---|---|-------------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 2,239 2,346 |
| | 資産合計 | 4,585 |
| 負債 及 び 純 資 産 の 部 | 流動負債 (うち賞与引当金) 固定負債 (うち退職給付引当金) | 1,853 (59) 813 (155) |
| | 負債合計 | 2,666 |
| 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他の利益剰余金 (うち当期純損失) 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 | 1,890 126 299 299 0 1,532 29 1,503 (496) △67 29 29 29 | |
| | 純資産合計 | 1,919 |
| | 負債・純資産合計 | 4,585 |

第23期決算公告

令和7年6月26日

さいたま市岩槻区古ヶ場一丁目3番地9

新日本フエザーコア株式会社

代表取締役 三富 克視

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

| 科 | 目 | 金額 |
|--|--|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 2,774,395 1,117,303 |
| | 合計 | 3,891,699 |
| 負債 及 び 純 資 産 の 部 | 流動負債 賞与引当金 役員賞与引当金 固定負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 | 851,195 80,200 6,342 198,919 184,533 14,386 |
| | 負債合計 | 1,050,115 |
| 株主資本 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 | 2,756,223 100,000 1,673,607 831,587 842,020 982,615 240 982,375 (50,023) 85,360 85,360 | |
| | 純資産の部合計 | 2,841,583 |
| | 合計 | 3,891,699 |

第40期決算公告

令和7年6月27日

東京都新宿区新宿二丁目19番1号
ピッグス新宿ビル8F西側

オートビジネスサービス株式会社

代表取締役 水越真一郎

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | | 金額 |
|---------------------------|--|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 2,437,394 389,056 |
| | 資産合計 | 2,826,451 |
| | | |
| 負債 及び 純資 産の 部 | 流动負債 賞与引当金 その他の 固定負債 退職給付引当金 その他の 負債合計 | 234,711 21,810 212,901 81,473 7,674 73,799 |
| | 株主資本 資本 利益 利益 利益 評価 純資產 合計 | 2,430,051 50,000 2,380,051 12,500 2,367,551 (70,528) 80,214 80,214 |
| | 負債・純資產合計 | 2,510,266 |
| | 負債・純資產合計 | 2,826,451 |

第80期決算公告

令和7年6月27日

大阪府枚方市招提田近3丁目25番地

サンレー冷熱株式会社

代表取締役社長 小野 道伸

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | | 金額 |
|---------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 1,470 477 |
| | 資産合計 | 1,947 |
| | | |
| 負債 及び 純資 産の 部 | 流动負債 (うち賞与引当金) (うち役員賞与引当金) 固定負債 (うち退職給付引当金) その他の 負債合計 | 825 (77) (4) 314 (292) (8) |
| | 株主資本 資本 利益 利益 利益 評価 純資產 合計 | 776 80 696 20 676 (78) 32 |
| | 負債・純資產合計 | 1,947 |

第45期決算公告

令和7年6月27日

東京都中央区銀座五丁目12番8号

王子キノクロス株式会社

代表取締役社長 平野 史朗

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | | 金額 |
|---|--|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 10,542 4,951 |
| | 資産合計 | 15,493 |
| | | |
| 負債 及び 純資 産の 部 | 流动負債 賞与引当金 役員賞与引当金 その他の 流动負債 固定負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 | 1,637 104 5 1,528 571 546 25 |
| | 負債合計 | 2,209 |
| 株主資本 資本 利益 利益 利益 評価 純資產 合計 | 13,284 353 12,931 88 12,843 (849) 0 0 | |
| | 純資產合計 | 13,284 |
| | 負債・純資產合計 | 15,493 |

第96期決算公告

令和7年6月26日

福井市大和田二丁目510番地

福井放送株式会社

代表取締役社長 辻橋 清和

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | | 金額 |
|---------------------------|---|--|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 9,228,393 8,090,844 |
| | 資産合計 | 17,319,238 |
| | | |
| 負債 及び 純資 産の 部 | 流动負債 (賞与引当金) (役員賞与引当金) 固定負債 (役員退職慰労引当金) | 1,031,779 (70,000) (20,000) 749,272 (132,200) |
| | 負債合計 | 1,781,051 |
| | 株主資本 資本 利益 利益 利益 評価 純資產 合計 | 14,181,852 150,000 14,031,852 37,500 13,994,352 (351,090) 1,356,334 1,356,334 |
| | 負債・純資產合計 | 15,538,186 |
| | 負債・純資產合計 | 17,319,238 |

第25期決算公告

令和7年4月26日

東京都港区北青山2丁目12番16号

リーテイルプランディング株式会社

代表取締役 秋元 之浩

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | | 金額 |
|---------------------------|---|---|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 15,063,094 1,555,879 |
| | 資産合計 | 16,618,974 |
| | | |
| 負債 及び 純資 産の 部 | 流动負債 賞与引当金 その他の 固定負債 その他の 負債合計 | 13,339,180 56,332 13,282,848 1,001,328 1,001,328 |
| | 株主資本 資本 利益 利益 利益 評価 純資產 合計 | 2,195,043 391,180 241,580 241,180 400 1,562,282 3,100 1,559,182 (450,356) 83,422 83,422 |
| | 負債・純資產合計 | 14,340,508 |
| | 純資產合計 | 2,278,465 |
| | 負債・純資產合計 | 16,618,974 |

第28期決算公告

2025年6月27日

東京都港区浜松町一丁目18番16号

住友浜松町ビル

株式会社C Bホールディングス

代表取締役 鈴木 尚之

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | | 金額 |
|---|---|-------------------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 固定資産 | 677,607 631,088 |
| | 合計 | 1,308,695 |
| | | |
| 負債 及び 純資 産の 部 | 流动負債 (賞与引当金) 固定負債 | 631,369 (18,793) 30,442 |
| | 負債合計 | 661,811 |
| 株主資本 資本 利益 利益 利益 評価 純資產 合計 | 660,212 310,000 260,000 260,000 90,212 12,500 77,712 (2,399) △13,328 △13,328 | |
| | 純資產合計 | 646,884 |
| | 合計 | 1,308,695 |

第8期決算公告 令和7年7月23日

東京都文京区小石川1-28-3

C i t y n o w A s i a 株式会社

代表取締役 フアン・トゥアン・タイ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

| 科 目 | 金 額(円) |
|----------------|------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 39,053,715 |
| 固 定 資 産 | 38,563,521 |
| 資 産 合 計 | 77,617,236 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負 債 | 27,849,678 |
| 固 定 負 債 | 27,560,000 |
| 株 主 資 本 | 22,207,558 |
| 資 本 余 金 | 12,500,000 |
| 資 本 準 備 金 | 7,500,000 |
| 利 益 余 金 | 7,500,000 |
| その他の利益 余 金 | 2,207,558 |
| (うち当期純利益) | 2,207,558 |
| 負債・純資産合計 | (49,937) |
| 負債・純資産合計 | 77,617,236 |

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割によりQua p株式会社(乙)、住所東京都文京区小石川1-28-13)に対して当社の量子コンピューティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公表します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

左記のとおりです。

第62期決算公告

令和7年7月23日 北海道札幌市白石区菊水3条5丁目5番18号

株式会社土倉

代表取締役社長 櫻庭 宏哉

貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|----------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 203,770 |
| 固 定 資 産 | 680,307 |
| 資 産 合 計 | 884,077 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負 債 | 730,118 |
| 固 定 負 債 | 102,968 |
| 株 主 資 本 | 39,919 |
| 資 本 余 金 | 52,000 |
| 利 益 余 金 | 10,801 |
| その他の利益 余 金 | △22,041 |
| (うち当期純利益) | (△37,290) |
| 負債・純資産合計 | △840 |
| 負債・純資産合計 | 11,071 |
| 合 計 | 884,077 |

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

https://www.kango.go.jp



官 報

第31期決算公告 令和7年7月23日

愛知県名古屋市瑞穂区弥富通五丁目56番地 メドイットHD株式会社

代表取締役 山本 真也

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|----------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 23,708 |
| 固 定 資 産 | 276,857 |
| 資 産 合 計 | 300,566 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負 債 | 17,093 |
| 株 主 資 本 | 283,472 |
| 資 本 余 金 | 10,000 |
| その他の資本 余 金 | 348,111 |
| 利 益 余 金 | 348,111 |
| その他の利益 余 金 | △1,670 |
| 利 益 準 備 金 | 150 |
| その他の利益 準 備 金 | △1,820 |
| 自 己 株 式 | (1,427) |
| 負債・純資産合計 | △72,968 |
| 負債・純資産合計 | 300,566 |

「官報」は、法律、政令、条約、府省令、告示、公告等、様々な事項を掲載する国の公報です。行政機関の休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」を閲覧・ダウンロードすることが可能です。「官報」には内閣府の電子署名とタイムスタンプを付与し、その真正性を確保しています。

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業、経営管理事業及び総務・経理部門に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和7年7月23日

東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 城東工業株式会社

代表取締役 小宮 英明

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

| 資 産 の 部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---------|-----------|--------------|-----------|
| 流 動 資 産 | 188,694 | 流 動 負 債 | 72,736 |
| 固 定 資 産 | 1,636,711 | 負 債 | 1,595,376 |
| 緑 備 資 産 | 1,546 | 資 本 | 158,839 |
| | | 資 本 余 備 金 | 135,000 |
| | | その他の資本 余 備 金 | 165,520 |
| | | 利 益 余 備 金 | 215,731 |
| | | その他の利益 余 備 金 | △50,211 |
| | | 利 益 準 備 金 | △141,680 |
| | | その他の利益 準 備 金 | 367 |
| | | 繰越利益 余 備 金 | △142,047 |
| | | (うち当期純利益) | (78,357) |
| 合 計 | 1,826,952 | 合 計 | 1,826,952 |

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年7月23日

東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 城東工業株式会社

代表取締役 小宮 英明

J-CAT株式会社 代表取締役 飯倉 竜

第5期決算公告 令和7年7月23日 東京都港区芝公園二丁目11番1号住友不動産芝公園タワー16F

J-CAT株式会社 代表取締役 飯倉 竜

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在) (単位:円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------|-------------|--------------|---------------|
| 流 動 資 産 | 279,265,596 | 流 動 負 債 | 271,123,035 |
| 固 定 資 産 | 12,001,283 | 負 債 | 378,066,000 |
| | | 資 本 | △358,384,876 |
| | | 資 本 余 備 金 | 100,000,000 |
| | | その他の資本 余 備 金 | 214,808,100 |
| | | 利 益 余 備 金 | 155,004,050 |
| | | その他の利益 余 備 金 | 59,804,050 |
| | | 利 益 準 備 金 | △673,192,976 |
| | | その他の利益 準 備 金 | △673,192,976 |
| | | 繰越利益 余 備 金 | (416,731,505) |
| | | 新株予約権 | 462,720 |
| 資 産 合 計 | 291,266,879 | 負債・純資産合計 | 291,266,879 |

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億百五万一千三百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

内閣府

第46期決算公告

令和7年7月23日
宮城県名取市増田六丁目1番5号
砂金石油ガス株式会社
代表取締役 飯塚 嘉之

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-------------------------|------------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 71,481 |
| 固 定 資 産 | 8,417 |
| 合 計 | 79,898 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 52,226 |
| 固 定 負債 | 216,750 |
| 株 主 資 本 | △189,078 |
| 資 本 利 益 | 10,000 |
| 利 益 溢 余 金 | △199,078 |
| 利 益 準 備 金 | 650 |
| 別 途 積 立 金 | 4,400 |
| 繰 越 利 益 溢 余 金 (うち当期純利益) | △204,128 (2,421) |
| 合 計 | 79,898 |

第1期決算公告

令和7年7月23日
宮城県仙台市宮城野区中野字神明130番地
○番地

株式会社ガスワン東北

代表取締役 西口 泰之

貸借対照表の要旨

(令和6年8月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|---------|
| 資の 産部 | |
| 合 計 | 10,001 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 1,184 |
| 固 定 負債 | 8,817 |
| 株 主 資 本 | 10,000 |
| 資 本 利 益 | △1,183 |
| 利 益 溢 余 金 | △1,183 |
| その他の利益溢余金 (うち当期純損失) | (1,183) |
| 合 計 | 10,001 |

合併公告
左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。
令和7年七月二十三日

第4期決算公告

令和7年7月23日
埼玉県さいたま市南区別所五丁目15番2号
株式会社ニュートラル
代表取締役 山口 武

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------|-----------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 139,091 |
| 資 産 合 計 | 139,091 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 76,684 |
| 固 定 負債 | 40,550 |
| 株 主 資 本 | 21,856 |
| 資 本 利 益 | 3,000 |
| 利 益 溢 余 金 | 18,856 |
| その他の利益溢余金 (うち当期純利益) | 18,856 (15,326) |
| 負債・純資産合計 | 139,091 |

第11期決算公告

令和7年7月23日
埼玉県さいたま市浦和区岸町4-17-1
株式会社エレファント
代表取締役 山口 武

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-------------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 735,817 |
| 固 定 資 産 | 133,126 |
| 緑 金 | 209 |
| 資 産 合 計 | 869,153 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 185,041 |
| 固 定 負債 | 35,915 |
| 株 主 資 本 | 648,197 |
| 資 本 利 益 | 4,000 |
| 利 益 溢 余 金 | 644,197 |
| その他の利 益 溢 余 金 (うち当期純利益) | 644,197 (184,228) |
| 負債・純資産合計 | 869,153 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年七月二十三日

第24期決算公告 令和7年7月23日
東京都渋谷区初台一丁目51-1
初台センタービル910

株式会社フローラ・ハウス
代表取締役 大石 泰平

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-------------------------|------------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 230,255 |
| 固 定 資 産 | 12,528 |
| 資 産 合 計 | 242,783 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 10,604 |
| 株 主 資 本 | 232,179 |
| 資 本 利 益 | 10,000 |
| 利 益 溢 余 金 | 304,151 |
| その他の利 益 溢 余 金 (うち当期純損失) | 304,151 (13,737) |
| 自 己 株 式 | △81,972 |
| 負債・純資産合計 | 242,783 |

第39期決算公告 令和7年7月23日
東京都渋谷区初台一丁目51-1
初台センタービル910

株式会社A T P

代表取締役 大石 泰平

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-------------------------|-------------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 355,617 |
| 固 定 資 産 | 111,947 |
| 資 産 合 計 | 467,564 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 12,522 |
| 固 定 負債 | 385 |
| 株 主 資 本 | 454,657 |
| 資 本 利 益 | 12,000 |
| 利 益 溢 余 金 | 472,179 |
| 利 益 準 備 金 | 3,140 |
| その他の利 益 溢 余 金 (うち当期純利益) | 469,039 (234,416) |
| 自 己 株 式 | △29,522 |
| 負債・純資産合計 | 467,564 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年七月二十三日

第61期決算公告 令和7年7月23日
京都府京丹後市網野町下岡小字有安362番地

龍村興産株式会社

代表取締役 龍村 育

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-------------------------|-----------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 1,094 |
| 固 定 資 産 | 8,758 |
| 資 産 合 計 | 9,853 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 16,818 |
| 株 主 資 本 | △6,965 |
| 資 本 利 益 | 10,000 |
| 利 益 溢 余 金 | △16,965 |
| 利 益 準 備 金 | 2,500 |
| その他の利 益 溢 余 金 (うち当期純損失) | △19,465 (4,762) |
| 合 計 | 9,853 |

第20期決算公告 令和7年7月23日
京都市右京区西院平町25番地

ライフプラザ西大路四条

株式会社龍村美術織物

代表取締役 龍村 育

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

| 科 目 | 金 額(千円) |
|-------------------------|------------------|
| 資の 産部 | |
| 流 動 資 産 | 1,009,626 |
| 固 定 資 産 | 292,510 |
| 資 産 合 計 | 1,302,360 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | |
| 流 動 負債 | 483,722 |
| 固 定 負債 | 867,489 |
| 株 主 資 本 | △48,850 |
| 資 本 利 益 | 24,000 |
| 利 益 溢 余 金 | △72,850 |
| 利 益 準 備 金 | 1,000 |
| その他の利 益 溢 余 金 (うち当期純損失) | △73,850 (12,891) |
| 合 計 | 1,302,360 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和7年七月二十三日

第36期決算公告

令和7年7月23日

京都市中京区小川通二条上ル槌屋町611

株式会社メセナ

代表取締役 大入 祥平

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 52,193 |
| | 固定資産 | 62,164 |
| | 合計 | 114,357 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 63,797 |
| | 固定負債 | 52,000 |
| | 株主資本 | △1,440 |
| | 資本利益 | 10,000 |
| | 剰余金 | △11,440 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | △11,440 (9,825) |
| | 合計 | 114,357 |

第37期決算公告

令和7年7月23日

京都市中京区小川通二条上ル槌屋町611

株式会社大入

代表取締役 大入 祥平

貸借対照表の要旨(令和6年6月20日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 311,124 |
| | 固定資産 | 82,175 |
| | 合計 | 393,299 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 27,938 |
| | 固定負債 | 385,273 |
| | 株主資本 | △19,912 |
| | 資本利益 | 10,000 |
| | 剰余金 | △29,912 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | △29,912 (7,630) |
| | 合計 | 393,299 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和7年9月1日であり、両社の株主総会の承認決議は令和7年8月8日を予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりであります。

第8期決算公告

令和7年7月23日

大阪府豊中市岡町南一丁目11番43号

株式会社Asset fix

代表取締役 三木 宣人

貸借対照表の要旨

(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

| 科 | 目 | 金額 |
|----------------------------------|-----------------------|------------|
| 資の 産部 | 固定資産 | 4,791 |
| | 合計 | 4,791 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 592 |
| | 固定負債 | 984 |
| | 株主資本 | 3,214 |
| | 資本利益 | 3,000 |
| | 剰余金 | 214 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 214 (—) |
| | 合計 | 4,791 |

第20期決算公告

令和7年7月23日

大阪府中央区平野町四丁目7番8号

アベニュー淀屋橋606号

株式会社ライフプロパティ

代表取締役 三木 宣人

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 87,779 |
| | 固定資産 | 155,136 |
| | 合計 | 242,916 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 147,168 |
| | 固定負債 | 24,255 |
| | 株主資本 | 71,492 |
| | 資本利益 | 3,000 |
| | 剰余金 | 68,492 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 68,492 (10,636) |
| | 合計 | 242,916 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第81期決算公告

令和7年7月23日

東京都世田谷区北烏山四丁目18番14号

株式会社さのや

代表取締役 萩野 珠理

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 68,292 |
| | 固定資産 | 86,738 |
| | 合計 | 155,030 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 1,274 |
| | 固定負債 | 5,318 |
| | 株主資本 | 148,437 |
| | 資本利益 | 10,000 |
| | 剰余金 | 138,437 |
| | 利益準備金 | 3,000 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | 135,437 (13,047) |
| | 負債・純資産合計 | 155,030 |

第34期決算公告

令和7年7月23日

東京都府中市宮西町三丁目16番地の1

ルフオン府中703

株式会社シャプロン

代表取締役 萩野 真美

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 97,014 |
| | 固定資産 | 210,667 |
| | 合計 | 307,682 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 261 |
| | 固定負債 | 132,442 |
| | 株主資本 | 174,977 |
| | 資本利益 | 20,000 |
| | 剰余金 | 30,979 |
| | その他資本剰余金 | 30,979 |
| | 利益剰余金 | 123,998 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | 123,998 (1,285) |
| | 負債・純資産合計 | 307,682 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第12期決算公告

令和7年7月23日

千葉県八街市八街ほ947番地1

株式会社G R O U N D E N E R G Y

代表取締役 伊東 貴史

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 244,439 |
| | 固定資産 | 558,573 |
| | 合計 | 803,013 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 347,575 |
| | 固定負債 | 101,112 |
| | 株主資本 | 354,324 |
| | 資本利益 | 1,000 |
| | 剰余金 | 1,000 |
| | その他資本剰余金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 352,324 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 352,324 (43,255) |
| | 合計 | 803,013 |

第9期決算公告

令和7年7月23日

福島県郡山市駅前一丁目14番1号

増子駅前ビル3階

株式会社ふくしまエナジー

代表取締役 伊東 貴史

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 1,089,972 |
| | 固定資産 | 99,589 |
| | 合計 | 604 |
| 負純 資 産 及 の び 部 | 流动負債 | 970,766 |
| | 固定負債 | 66,940 |
| | 株主資本 | 152,459 |
| | 資本利益 | 1,000 |
| | 剰余金 | 151,459 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純利益) | 151,459 (75,787) |
| | 合計 | 1,190,166 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さいなお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第10期決算公告

令和7年6月12日 鹿児島県薩摩川内市入来町副田5950番地1

株式会社バイテックファーム薩摩川内

代表取締役社長 藤井 学

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------|----------|
| 流动資産 | 104,858 | 流动負債 | 202,597 |
| 固定資産 | 21,817 | 賞与引当金 | 1,590 |
| | | その他の負債 | 201,007 |
| | | 固定負債 | 268,756 |
| | | 修繕引当金 | 27,336 |
| | | その他の負債 | 241,420 |
| | | 株主資本 | △344,676 |
| | | 資本剰余金 | 20,000 |
| | | その他の資本剰余金 | 3,166 |
| | | 利益剰余金 | 3,166 |
| | | その他の利益剰余金 | △367,843 |
| | | 利益剰余金 | △367,843 |
| | | (うち当期純利益) | (14,271) |
| 資産合計 | 126,676 | 負債・純資産合計 | 126,676 |

第12期決算公告

令和7年6月27日 福岡県京都郡苅田町鳥越町1番地43

上村紙工株式会社

代表取締役 森脇 裕夫

貸借対照表の要旨 (令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------|----------|
| 流动資産 | 374,562 | 流动負債 | 169,144 |
| 固定資産 | 52,412 | 固定負債 | 25,990 |
| | | 負債合計 | 195,134 |
| | | 株主資本 | 231,840 |
| | | 資本剰余金 | 32,500 |
| | | 資本準備金 | 22,500 |
| | | 利益準備金 | 22,500 |
| | | その他の利益剰余金 | 176,840 |
| | | (うち当期純利益) | (43,301) |
| | | 純資産合計 | 231,840 |
| 資産合計 | 426,974 | 負債・純資産合計 | 426,974 |

第43期決算公告

2025年6月27日 東京都千代田区九段北4丁目1番7号

丸紅メタル株式会社

代表取締役社長 池田 崇輝

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------|--------------|--------|
| 流动資産 | 20,655 | 流动負債 | 19,299 |
| 固定資産 | 377 | 賞与引当金 | (86) |
| | | 固定負債 | 39 |
| | | (退職給付引当金) | (8) |
| | | 負債合計 | 19,338 |
| | | 株主資本 | 1,674 |
| | | 資本剰余金 | 1,300 |
| | | 利益準備金 | 374 |
| | | その他の利益剰余金 | 325 |
| | | 評価・換算差額等 | 49 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 20 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 51 |
| | | 純資産合計 | 1,695 |
| 資産合計 | 21,032 | 負債・純資産合計 | 21,032 |

損益計算書の要旨

(自2024年4月1日) (至2025年3月31日) (単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------|--------|--------------|-----|
| 売上益 | 27,160 | 特別利益 | 0 |
| 売上原価 | 25,671 | 特別損失 | 0 |
| 売上総利益 | 1,489 | 税引前当期純利益 | 79 |
| 販売費及び一般管理 | 1,274 | 法人税・住民税及び事業税 | 36 |
| 営業利益 | 215 | 法人税等調整額 | △ 6 |
| 営業外収益 | 16 | 当期純利益 | 49 |
| 営業外費用 | 152 | | |
| 経常利益 | 79 | | |

第117期決算公告

令和7年6月27日 静岡県富士市依田橋61番地の1

大昭和紙工産業株式会社

代表取締役 齋藤 了介

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:百万円)

| 資産の部 | 負債及び純資産の部 |
|--------------|-----------|
| 流动資産 | 22,031 |
| 固定資産 | 26,181 |
| 有形固定資産 | 17,723 |
| 無形固定資産 | 757 |
| 投資その他の資産 | 7,700 |
| 負債合計 | 39,159 |
| 株主資本 | 5,644 |
| 資本剰余金 | 100 |
| 資本準備金 | 369 |
| その他の資本剰余金 | 0 |
| 利益剰余金 | 369 |
| 利益準備金 | 5,174 |
| その他の利益剰余金 | 117 |
| 評価・換算差額等 | 5,057 |
| その他有価証券評価差額金 | 3,408 |
| 土地再評価差額金 | 814 |
| 純資産合計 | 9,052 |
| 負債・純資産合計 | 48,212 |

損益計算書の要旨

(自令和6年4月1日) (至令和7年3月31日) (単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------|--------|--------------|-----|
| 売上高 | 45,767 | 経常利益 | 824 |
| 売上原価 | 41,809 | 特別利益 | 770 |
| 売上総利益 | 3,957 | 特別損失 | 644 |
| 販売費及び一般管理 | 3,144 | 税引前当期純利益 | 950 |
| 営業利益 | 813 | 法人税・住民税及び事業税 | 138 |
| 営業外収益 | 460 | 法人税等調整額 | △84 |
| 営業外費用 | 449 | 当期純利益 | 896 |

第36期決算公告

2025年7月23日 東京都千代田区外神田三丁目12番8号

新生フィナンシャル株式会社

代表取締役 和智 正

貸借対照表の要旨

(2025年3月31日現在) (単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|---------|-----------|---------|
| 流动資産 | 268,057 | 流动負債 | 160,311 |
| 固定資産 | 16,120 | 賞与引当金 | 1,018 |
| | | 役員賞与引当金 | 6 |
| | | 債務保証損失引当金 | 8,740 |
| | | その他の負債 | 150,545 |
| | | 固定負債 | 19,883 |
| | | 利息返還損失引当金 | 14,125 |
| | | 退職給付引当金 | 5,416 |
| | | その他の負債 | 342 |
| | | 負債の部合計 | 180,194 |
| | | 株主資本 | 103,982 |
| | | 資本剰余金 | 100 |
| | | 資本準備金 | 68,094 |
| | | その他の資本剰余金 | 67,181 |
| | | 利益剰余金 | 913 |
| | | その他の利益剰余金 | 35,788 |
| | | 純資産の部合計 | 103,982 |
| 資産合計 | 284,177 | 負債・純資産合計 | 284,177 |

損益計算書の要旨

(自2024年4月1日) (至2025年3月31日) (単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 営業収益 | 56,764 | 経常利益 | 6,992 |
| 営業費用 | 51,378 | 特別利益 | 1,564 |
| 販売費及び一般管理 | 50,296 | 特別損失 | 183 |
| 営業利益 | 5,386 | 税引前当期純利益 | 8,374 |
| 営業外収益 | 3,476 | 法人税・住民税及び事業税 | △722 |
| 営業外費用 | 1,869 | 法人税等調整額 | △954 |
| | | 当期純利益 | 10,051 |

第18期決算公告

令和7年6月26日 大阪府守口市八雲東町一丁目21番10号

いすゞ自動車近畿株式会社

代表取締役 斎藤 博

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------|--------------|---------|
| 流动資産 | 38,612 | 流动負債 | 33,591 |
| 固定資産 | 1,748 | (うち賞与引当金) | (1,007) |
| | | (うち役員賞与引当金) | (45) |
| | | 固定負債 | 2,036 |
| | | (うち退職給付引当金) | (1,628) |
| | | 負債合計 | 35,628 |
| | | 株主資本 | 4,601 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 利益剰余金 | 4,501 |
| | | 利益準備金 | 25 |
| | | その他利益剰余金 | 4,476 |
| | | 評価・換算差額等 | 131 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 131 |
| | | 純資産合計 | 4,732 |
| 資産合計 | 40,361 | 負債・純資産合計 | 40,361 |

損益計算書の要旨(自令和6年4月1日)至令和7年3月31日)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|---------|--------------|-------|
| 売上高 | 139,361 | 税引前当期純利益 | 4,477 |
| 売上原価 | 121,922 | 法人税、住民税及び事業税 | 1,092 |
| 売上総利益 | 17,438 | 法人税等調整額 | △ |
| 販売費及び一般管理費 | 12,997 | 当期純利益 | 3,506 |
| 営業利益 | 4,441 | | |
| 営業外収益 | 70 | | |
| 営業外費用 | 34 | | |
| 経常利益 | 4,477 | | |

2025年3月期決算公告

2025年7月23日 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

医療法人協和会

理事長 北川 透

貸借対照表の要旨
(2025年3月31日現在) (単位:千円)

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|--------|------------|-----------|------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流动資産 | 11,492,512 | 流动負債 | 8,378,646 |
| 固定資産 | 17,396,256 | 賞与引当金 | 1,132,404 |
| 有形固定資産 | 15,334,200 | 修繕引当金 | 24,200 |
| 無形固定資産 | 457,630 | 固定負債 | 13,171,771 |
| その他の資産 | 1,604,424 | 負債合計 | 21,550,418 |
| | | 積立金 | 7,338,350 |
| | | 設立等積立金 | 3,565,478 |
| | | 固定資産圧縮積立金 | 72,774 |
| | | 繰越利益積立金 | 3,700,098 |
| | | 純資産合計 | 7,338,350 |
| 資産合計 | 28,888,769 | 負債・純資産合計 | 28,888,769 |

損益計算書の要旨
(自2024年4月1日)至2025年3月31日)(単位:千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|--------------|--------------|---------|
| 事業収益 | 33,109,327 | 経常利益 | 41,540 |
| (うち本業収益) | (32,021,832) | 特別利益 | 118,672 |
| (うち附帯収益) | (1,087,495) | 特別損失 | 135,671 |
| 事業費用 | 32,838,569 | 税引前当期純利益 | 24,540 |
| (うち本業費用) | (31,796,628) | 法人税、住民税及び事業税 | 12,246 |
| (うち附帯費用) | (1,041,941) | 法人税等調整額 | 11,432 |
| 事業利益 | 270,759 | 当期純利益 | 862 |
| 事業外収益 | 5,573 | | |
| 事業外費用 | 234,792 | | |

第61期決算公告

令和7年7月23日 東京都江東区東雲一丁目7番12号

株式会社IHI回転機械エンジニアリング

代表取締役 森川 圭一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------|--------|--------------|--------|
| 流动資産 | 24,298 | 流动負債 | 12,514 |
| 固定資産 | 11,232 | 賞与引当金 | 1,508 |
| | | 役員賞与引当金 | 53 |
| | | 保証工事引当金 | 315 |
| | | 受注工事損失引当金 | 350 |
| | | その他の他 | 10,286 |
| | | 固定負債 | 4,740 |
| | | 退職給付引当金 | 4,037 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 1 |
| | | その他の他 | 701 |
| | | 負債合計 | 17,255 |
| | | 株主資本 | 18,186 |
| | | 資本剰余金 | 1,033 |
| | | 資本準備金 | 5,023 |
| | | その他資本剰余金 | 310 |
| | | 利益剰余金 | 4,712 |
| | | 利益準備金 | 12,130 |
| | | その他利益剰余金 | 168 |
| | | 評価・換算差額等 | 11,961 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 89 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 92 |
| | | 純資産合計 | 18,275 |
| | | 負債・純資産合計 | 35,531 |

損益計算書の要旨(令和6年4月1日から)至令和7年3月31日まで)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|--------|--------------|-------|
| 売上高 | 44,774 | 経常利益 | 5,994 |
| 売上原価 | 30,765 | 特別損失 | 14 |
| 売上総利益 | 14,009 | 税引前当期純利益 | 5,979 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,421 | 法人税、住民税及び事業税 | 1,324 |
| 営業利益 | 4,588 | 法人税等調整額 | 31 |
| 営業外収益 | 1,493 | 当期純利益 | 4,687 |
| 営業外費用 | 87 | | |

第91期決算公告

2025年7月23日 大阪市北区茶屋町1番32号

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社

代表取締役社長 田尾 知久

貸借対照表の要旨(2025年3月31日現在)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|----------|---------|--------------|---------|
| 流动資産 | 100,784 | 流动負債 | 135,035 |
| 固定資産 | 97,618 | (賞与引当金) | (1,912) |
| 有形固定資産 | 71,923 | (製品保証引当金) | (2,518) |
| 無形固定資産 | 773 | (受注損失引当金) | (280) |
| 投資その他の資産 | 24,921 | 固定負債 | 15,877 |
| | | (退職給付引当金) | (7,074) |
| | | (関係会社事業損失) | (1,364) |
| | | 負債合計 | 150,913 |
| | | 株主資本 | 33,755 |
| | | 資本剰余金 | 90 |
| | | 資本準備金 | 2,530 |
| | | 利益剰余金 | 2,530 |
| | | 利益準備金 | 31,134 |
| | | その他利益剰余金 | 600 |
| | | 評価・換算差額等 | 30,534 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 13,733 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,705 |
| | | 純資産合計 | 47,489 |
| | | 負債・純資産合計 | 198,402 |

損益計算書の要旨(2024年4月1日)至2025年3月31日)(単位:百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|------------|---------|--------------|-------|
| 売上高 | 283,743 | 特別利益 | 0 |
| 売上原価 | 237,629 | 特別損失 | 1,218 |
| 売上総利益 | 46,113 | 税引前当期純利益 | 7,509 |
| 販売費及び一般管理費 | 38,924 | 法人税、住民税及び事業税 | 579 |
| 営業利益 | 7,189 | 法人税等調整額 | 3,541 |
| 営業外収益 | 2,199 | 当期純利益 | 3,387 |
| 営業外費用 | 661 | | |
| 営業常利益 | 8,727 | | |

第52期決算公告

令和7年7月23日

福岡市中央区大手門二丁目1番10号

株式会社西鉄エージェンシー

代表取締役 庄山 和利

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 1,817,707 |
| 固定資産 | 293,471 |
| 資産合計 | 2,111,178 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 987,921 |
| 賞与引当金 | 40,028 |
| その他 | 947,893 |
| 固定負債 | 88,595 |
| 退職給付引当金 | 60,595 |
| 役員等退職慰労引当金 | 7,700 |
| その他 | 20,300 |
| 負債合計 | 1,076,516 |
| 株主資本 | 1,037,984 |
| 資本剰余金 | 60,000 |
| 利益剰余金 | 977,984 |
| 利益準備金 | 15,000 |
| その他利益剰余金 | 962,984 |
| (うち当期純利益) | (78,207) |
| 評価・換算差額等 | △3,322 |
| その他有価証券評価差額金 | △3,322 |
| 純資産合計 | 1,034,661 |
| 負債・純資産合計 | 2,111,178 |

第43期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

株式会社トヨタレンタリース名古屋

代表取締役社長 中島 勝

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

(単位:千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
| (資産の部) | 42,832,092 | (負債の部) | 35,795,601 | 売上高 | 34,134,894 |
| 流動資産 | 6,248,312 | 流動負債 | 27,031,552 | 売上原価 | 26,531,065 |
| 固定資産 | 36,583,779 | 賞与引当金 | 327,344 | 売上総利益 | 7,603,829 |
| 有形固定資産 | 35,053,299 | 固定負債 | 8,764,048 | 手数料 | 312,902 |
| 無形固定資産 | 37,358 | 退職給付引当金 | 950,931 | 販売費及び一般管理費 | 4,943,942 |
| 投資その他の資産 | 1,493,121 | (純資産の部) | 113,148 | 営業利益 | 2,972,789 |
| | | 株主資本 | 7,036,491 | 営業外収益 | 229,675 |
| | | 資本剰余金 | 6,987,043 | 営業外費用 | 172,223 |
| | | 利益準備金 | 50,000 | 経常利益 | 3,030,241 |
| | | その他利益剰余金 | 6,937,043 | 特別利益 | — |
| | | 評価・換算差額等 | 12,500 | 特別損失 | — |
| | | その他有価証券評価差額金 | 6,924,543 | 税引前当期純利益 | 3,009,769 |
| | | | 49,447 | 法人税、住民税及び事業税 | 1,037,316 |
| | | | 49,447 | 法人税等調整額 | △ 58,235 |
| 合 計 | 42,832,092 | 合 計 | 42,832,092 | 当期純利益 | 2,030,688 |

(備考) 金額は、いずれも単位未満を切り捨て表示

第44期決算公告

令和7年7月23日

静岡県牧之原市坂部3272番地1

伊藤園ティーファクトリー株式会社

代表取締役 国枝 保

貸借対照表の要旨

(令和7年4月30日現在) (単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-------|
| 資の 産部 | |
| 流動資産 | 3,187 |
| 固定資産 | 6,142 |
| 資産合計 | 9,329 |
| 負債及び純資産の部 | |
| 流動負債 | 1,328 |
| (うち賞与引当金) | (81) |
| 固定負債 | 716 |
| (うち退職給付引当金) | (90) |
| 負債合計 | 2,045 |
| 株主資本 | 7,270 |
| 資本剰余金 | 300 |
| 資本準備金 | 0 |
| 利益剰余金 | 6,969 |
| 利益準備金 | 74 |
| その他利益剰余金 | 6,895 |
| (うち当期純利益) | (129) |
| 評価・換算差額等 | 13 |
| その他有価証券評価差額金 | 13 |
| 純資産合計 | 7,284 |
| 負債・純資産合計 | 9,329 |

第4期決算公告

令和7年7月23日

名古屋市熱田区尾頭町2番22号

NTP名古屋トヨペット株式会社

代表取締役社長 小林 剛

貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在)

損益計算書の要旨

(自 令和6年4月1日) (至 令和7年3月31日)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------|---------|--------------|---------|--------------|---------|
| (資産の部) | 105,958 | (負債の部) | 80,395 | 売上高 | 192,235 |
| 流動資産 | 73,629 | 流動負債 | 55,898 | 売上原価 | 161,162 |
| 固定資産 | 32,328 | 賞与引当金 | 2,020 | 手数料 | 6,178 |
| 有形固定資産 | 19,538 | 固定負債 | 24,497 | 金融収益 | 5,417 |
| 無形固定資産 | 121 | 退職給付引当金 | 6,775 | 利益 | 42,669 |
| 投資その他の資産 | 12,668 | (純資産の部) | 1,000 | 販売費及び一般管理費 | 38,049 |
| | | 株主資本 | 25,562 | 営業利益 | 4,619 |
| | | 資本剰余金 | 19,751 | 営業外収益 | 1,549 |
| | | 利益準備金 | 100 | 営業外費用 | 511 |
| | | その他利益剰余金 | 19,651 | 経常利益 | 5,657 |
| | | 評価・換算差額等 | 225 | 特別利益 | 0 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 19,426 | 特別損失 | 4,834 |
| 合 計 | 105,958 | 合 計 | 105,958 | 税引前当期純利益 | 823 |
| | | | | 法人税、住民税及び事業税 | 2,155 |
| | | | | 法人税等調整額 | △ 2,133 |
| | | | | 当期純利益 | 801 |

(備考) 金額は、いずれも単位未満を切り捨て表示

第39期決算公告

令和7年7月23日
大阪市東住吉区山坂1丁目5番16号
新晃トレーディング株式会社
代表取締役 守谷 公男
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

| 科 目 | | 金 額(千円) |
|------------------------|----------------|----------|
| 資の 産部 | 流 動 資 産 | 441,802 |
| | 固 定 資 産 | 262,421 |
| | 合 計 | 704,224 |
| 負純 資 産 及 の び部 | 流 動 負 債 | 78,365 |
| | 株 主 本 金 | 625,858 |
| | 資 本 金 | 20,000 |
| | 利 益 余 備 金 | 615,408 |
| | 利 益 準 備 金 | 5,000 |
| | そ の 他 利 益 備 金 | 610,408 |
| | (うち 当 期 純 利 益) | (19,454) |
| | 自 己 株 式 | △9,550 |
| | 合 計 | 704,224 |

第 65 期 決 算 公 告

令和7年7月23日
大阪市東住吉区山坂1丁目5番16号
新晃電機株式会社
代表取締役 守谷 公男
貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

| 科 目 | | 金額(千円) |
|----------------------------------|-----------|-----------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 650,476 |
| | 固定資産 | 442,135 |
| | 合 計 | 1,092,612 |
| 負純 資 産 及 び の 部 | 流動負債 | 43,175 |
| | 賞与負債 | 4,800 |
| | 株主資本 | 1,049,436 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 1,029,436 |
| | その他の利益剰余金 | 1,400 |
| | (うち当期純損失) | 1,028,036 |
| | 合 計 | (46,139) |
| | | 1,092,612 |

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日を予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

決 算 公 告

令和7年7月23日
兵庫県高砂市曾根町3055番地の9
株式会社UGトレーディング
代表取締役 竹村 晃治
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

| 科 目 | | | | | | 金 額(千円) |
|----------------------|------|------|----|----|----|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 固定資産 | 資産 | 資産 | 資産 | 3,459 |
| | 現金 | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | 6,482 |
| | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | 16 |
| 合 計 | | | | | | 9,958 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 | 固定負債 | 負債 | 負債 | 負債 | 248 |
| | 現金 | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | 12,935 |
| | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | △3,225 |
| 合 計 | | | | | | 100 |
| 資の 産部 | 流動資本 | 固定資本 | 資本 | 資本 | 資本 | △3,325 |
| | 現金 | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | △3,325 |
| | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | 預金 | (3,988) |
| 合 計 | | | | | | 9,958 |

決 算 公 告

令和7年7月23日
兵庫県高砂市曾根町3055番地の9
株式会社グループ
代表取締役 竹村 晃治
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

| 科 | 目 | 金額(千円) |
|----------------------|------|---------|
| 資の 産部 | 流動資産 | 60,736 |
| | 固定資産 | 72,658 |
| 合計 | 資産 | 99 |
| | 合計 | 133,495 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 | 57,210 |
| | 固定負債 | 70,242 |
| 合計 | 債権 | 6,042 |
| | 合計 | 1,000 |
| 資の 産部 | 株主資本 | 5,042 |
| | 益 | 5,042 |
| 合計 | 余剰金 | (716) |
| | 合計 | 133,495 |

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年七月一日終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり

第8期決算公告 令和7年7月23日

東京都新宿区西新宿七丁目19番10号
株式会社Happy Holdings

| 貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在) | | | | | | 代表取締役 前田 栄 |
|-----------------------|---|---|---------|---|----|----------------|
| 科 目 | | | 金 額(千円) | | | |
| 資の 産部 | 流 | 動 | 資 | 産 | 資 | 611,395 |
| | 固 | 定 | 資 | 産 | 資 | 22,211 |
| | 合 | 計 | | | | 633,607 |
| 負純 債資 産及 び部 | 流 | 動 | 負 | 債 | 債 | 707,465 |
| | 固 | 定 | 負 | 債 | 債 | 35,660 |
| | 株 | 主 | 資 | 本 | 本 | △109,517 |
| | 資 | | 本 | 金 | 金 | 100,000 |
| | 利 | | 益 | 余 | 金 | △209,517 |
| | 益 | | 剩 | 余 | 金 | △209,517 |
| | そ | の | 他 | 利 | 余 | (90,898) |
| | の | 他 | 利 | 益 | 金 | |
| | び | 当 | 期 | 純 | 損失 | |
| 合 | | | 計 | | | 633,607 |

長崎県東
番地

代表取締役 前田 栄
 株式会社 Happy Comp
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿七丁目一九番一〇号
 代表取締役 前田 栄
 (丙) 株式会社 an v i v i d
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿七丁目一九番一〇号
 ユニバーサルアーティスト株式
 会社

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

第7期決算公告 令和7年7月23日

東京都新宿区西新宿七丁目19番10号
ユニバーサルアーティスト株式会社

第4期決算公告 令和7年7月23日

東京都新宿区西新宿七丁目19番10号
株式会社anvivid

| 科 目 | | 金 額(千円) |
|--------|-----------|---------|
| 資の部 | 流 動 資 産 | 36,193 |
| | 合 計 | 36,193 |
| 負純資産の部 | 流 動 負債 | 15,497 |
| | 固 定 負債 | 39,625 |
| | 資 本 | △18,929 |
| | 資 益 | 1,000 |
| | 利 益 | △19,929 |
| | その他の利益 | △19,929 |
| | (うち当期純利益) | (1,703) |
| | 合 計 | 36,193 |

第 11 期決算公告 令和 7 年 7 月 23 日

第11期人気投票
令和7年7月28日
長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷917番地
株式会社Happy Company

| 貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在) | | 代表取締役 前田 紗智 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 科 | 目 | 金額(千円) |
| 資の 産部 | 流動資産 | 5,665 |
| | 合計 | 5,665 |
| 負純 資産 及の び部 | 流動負債 | 71 |
| | 固定負債 | 13,500 |
| | 株主資本 | 47,905 |
| | 資本剰余金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 48,905 |
| | その他利益剰余金 (うち当期純損失) | 48,905 (107) |
| | 合計 | 5,665 |